HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	壮族社会文化史研究 ： 明代以降を中心として
Author(s)	塚田, 誠之
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	乙第5736号
Issue Date	2001-03-23
DOI	https://doi.org/10.11501/3182587
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51510
Type	doctoral thesis
File Information	000000400185.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

壮族社会文化史研究

—明代以降を中心として—

塚田誠之

博士（文学）

国立民族学博物館
民族社会研究部

平成12年度
（2000）

①

博士学位論文

壮族社会文化史研究

——明代以降を中心として——

塚田誠之

『壮族社会文化史研究――明代以降を中心として――』

塚田誠之

――目次――

序章

1．「壮族」の概要

2．中国南部民族史の先行研究における壮族の研究

3．問題の所在

第１部　壮族の社会変動

第１章　明代における壮族の移住と生態

序文

第１節　明代における壮族の移住

1．壮族の族源に関する先行研究

2．明代における壮族の移住とその特徴

3．移住の要因

第２節　広西来住の初期における壮族の生態

1．自然環境

2．生業様式

3．村落規模

4．政治・社会体制

小結

註

第２章　明清時代における壮族の佃農化に関する一考察

序文

第１節　明代における壮族の承佃の開始とその背景

1．開始時期

2．背景
第2節　承佃の進行と壮族・漢人地主の存在形態
1．承佃の交渉方法
2．壮族村落と佃作地との立地条件
3．漢人地主の存在形態
第3節　明代中期以降における壮族・漢人地主関係の尖鋭化と明末清初における統治権力の介入
1．明代中期以降における壮族・漢人地主関係の尖鋭化
2．明末清初における統治権力の介入
第4節　清代における壮族の佃農化の進行
1．壮族の佃農化
2．居住形態の変化
3．村落内社会体制の解体
4．文化の変化
小結
註
第3章　明末清初における壮族――王士性・黄之雋の著作の分析を中心に――
序文
第1節　直轄地の場合
1．分布地域
2．村落の立地条件と生業様式
3．漢族との関係
4．社会体制
5．文化
第2節　土官地域の場合
1．統治権力との関係
2．土官領における統治の状況
3．土官地域における壮族の文化と漢文化の移入
小結
註

第４章　壮族の『寨老』に関する史的考察――清代以降の広西北部龍勝県龍脊地域を中心として――

序文

第１節　従来の研究

第２節　龍脊の地理的概要

第３節　諸民族の概要

第４節　寨老の役割

１．諸条件

２．もめごとの調停

３．その他の役割

第５節　寨老とさまざまな「場」

１．寨という「場」

２．同姓集団という「場」

３．「十三寨」という「場」

４．紅瑤との関係

５．漢族との関係

第６節　寨老の歴史的変化と壮族社会

１．寨間の対立――乾隆・嘉慶年間

２．郷約と十三寨の一体化――道光～光緒初期

３．光緒４年の潘日昌事件における十三寨の連帯

４．「瑤民起義」と新行政システムの実施――1930 年代

５．解放後の寨老

小結

註

第２部　壮族の文化変容

第５章　明清時代における壮族土官の漢文化受容について

序文

第１節　服飾

第２節　住居
第３節　食文化
第４節　婚姻習俗
第５節　年中行事
小結
註
第６章　壮族の年中行事の成立過程
第１節　年中行事の成立過程
１．春節
２．２月の行事
３．３、４月の行事
４．５、６月の行事
５．７、８月の行事
６．９月以降の行事
第２節　考察
１．行事の由来と成立過程について
２．行事の地域差について
３．漢族的行事の受容の目的について
小結
註
第７章　壮族の年中行事の地域差について――漢族との比較において――
序文
第１節　広西北部――龍勝各族自治県
第２節　広西西部――靖西県・百色市
第３節　広西中部――柳城県
第４節　広西東部――桂平県
小結
註
第８章　広西北部龍勝県壮族の莫一大王祭――年中行事に現れた壮族文化の一側面――
序文

第１節　調査地の背景
１．地理的環境
２．寨老組織
第２節　調査地における年中行事の概要
第３節　莫一大王祭
１．莫一大王伝承
２．莫一大王祭の祭祀行程
第４節　考察
１．莫一大王祭と社祭
２．莫一大王神と神祇の地域的差異
小結
註
第９章　壮族の婚姻習俗『不落夫家』に関する史的考察――1949 年以前の広西を中心として――
序文
第１節　先行研究と問題点
第２節　配偶者の選択
第３節　婚礼までの過程
第４節　不落夫家の開始と期間中の花嫁の行動
１．婚礼当日の状況
２．別居期間における状況
第５節　不落夫家の終結
１．出生儀礼
２．持参財の贈与
小結
註

第３部　壮族と漢族との民族間関係
第 10 章　明清時代における壮族統治体制
序文

第１節　明代における壮族の蜂起の弾圧と辺防体制
１．明代中期以前における辺防体制
２．明代中期以後における「狼兵」「獞兵」の徴発
３．蜂起の弾圧後の措置
第２節　明末清初における壮族の編籍と徴税の政策
１．税役の減免
２．「獞老」制
３．編籍の進行過程
４．瑤族との相異
第３節　明末清初における対壮族文教政策
１．壮族の就学と応試
２．伝統習俗の改革
小結
註
第 11 章　明清時代における漢族移住民と壮族との関係
序文
第１節　移住の大勢と移住民の存在形態
１．移住の大勢
２．移住民の存在形態
第２節　移住民と壮族との関係
１．広西東南部・珠江流域
２．広西北部・龍勝庁付近
３．その他の地域
小結
註
第 12 章　壮族と漢族との通婚に関する史的考察
序文
第１節　17 世紀以前の概況
第２節　17 世紀末～18 世紀初
第３節　19 世紀～20 世紀初

小結
註

附編

第13章　壮族と『漢族』との関係――広西柳城県の調査から――
序文
第1節　民族分布の状況
第2節　壮族と客家との関係
第3節　壮族と百姓人との関係
第4節　壮族と広東人との関係

第14章　壮族・ヤオ（瑤）族と漢族との政治・文化的関係の比較考察――1368－1949年における――
序文
第1節　来歴と生活形態
1．来歴
2．生活形態
第2節　統治権力との関係
1．壮族
2．ヤオ族
3．統治権力・壮族・ヤオ族の間の関係
第3節　地主との関係
1．壮族
2．ヤオ族
第4節　移住民との関係
1．商人
2．工匠
3．農民
第5節　漢族との通婚と文化の移入

1．通婚
2．漢文化の移入
小結
註

第 15 章　広西西部靖西県における壮族の文化変化の一側面——経済・社会変動のなかの民族文化——
序文
第1節　経済・社会的変動
1．経済発展
2．社会変動——とくに人口移動について
第2節「三月三歌節」に見られる文化変化
1．郷村の歌節
2．歌節に付随する行事
3．自治区の歌節
第3節　刺繍・織物に見られる文化変化
小結
註
終章

地図
図
写真
参考文献

序章

1．「壮族」の概要

壮（チワン、チュワン、チュアン、Zhuang）族は人口約 1550 万人（1990 年統計）を擁する、中国最大の「少数民族」である。人口の 90%以上が広西壮族自治区の地に集居する。少数のものが雲南（101 万人）・広東（14.9 万人）・貴州（3.8 万人）・湖南（２万人）などの周囲の各省に居住する。少数民族としての認定は解放直後のことである。すなわち、1951 年の中央訪問団による調査を経て１民族として統合することに着手され、1952 年 12 月の桂西僮族自治区の設立とともにそれが進行し、1953 年の第一次センサスを経て 1954 年には確定した、といわれる(1)。それは「ブー・ヨイ（イェイ）」（布雅伊、布越伊）、「ブー・ノン」（布儂）、「ブー・トゥー」（布土）、「ガン・ヤン」（講央）等、20 種を超える異なる自称を持つ諸集団が国家の政策によって１つの民族として統合されたものである。その言語はタイ系諸言語の北方群に属し、南北の二大方言区に大別される。語彙のうち 60－70%は共通するとされるが、実際には両方言の差異は大きい。さらに両方言区のなかにも局地的な相違がある(2)。壮族とは言語や習俗などに一定程度の共通性が見られるものの、地域によって異なる諸集団が解放後に国家の政策によって統合され「誕生」した民族なのである。その先民（の多く）は史料用語では「撞」（南宋～元）、「獞」（明～民国）、「狼」（明清時代。土官地域＝間接統治地域における称謂）等と表記された。唐代の「西原蛮」（のうちの多くのもの）・「黄峒蛮」、北宋時代の「広源州蛮」等も儂・黄といった姓から見て壮族と関係があるとみられる。したがって壮族は唐宋時代以来の長期的な歴史を持つのである(3)（なお解放後「僮族」と表記され(4)、1965 年同音で「強壮」を意味する「壮族」に表記が変えられた）。

壮族は長期にわたり漢族の影響を受けてきた、漢化の度合いの高い民族集団として知られる。その社会・文化は漢族の影響を受けつつ変容を遂げてきたと考えられる。壮族は主に広西の西部・北部の山地や丘陵地に居住する。しかし広西中部の丘陵地にも、東部の平野地帯にも分布する。そのおおよその居住状況は地図２を参照されたいが、そこから壮族が広西西部に、漢族が東部に集中しており、その中間の中部で両者が接していること、しかし西部でも珠江水系に沿う平地には漢族が居住していることが見て取れる。このような居住状況から漢族の広西への進出とその結果、壮族・漢族間に歴史上密接な関係が生じたであろうことが想像される。また壮族集居地、壮漢接触地、漢族集居地など居住状況の相

異から壮族・漢族間関係の地域的相異が生じたであろうことも想像される。壮族の民族形成史の輪郭を明らかにするためには、漢族との諸般にわたる関係史を押さえた研究が必要であることが指摘されるのである。

2．中国南部民族史の先行研究における壮族の研究

壮族に関する研究、とくに明代以降の時期における研究については、従来空白の部分が多かった。

日本における中国南部民族史研究の開拓者として白鳥芳郎氏の研究が挙げられる。その研究(5)は、中国南部地域のなかでも西南部（雲南・貴州・四川）に比重が置かれた。すなわち西南部の非漢族諸集団の種族系統・生業・社会・文化等の幅広い領域において、集団間の接触にともなって生じた複合的な要素を掘り起こし検証していく作業を通して、民族史を見直すことに光が当てられていた。そして広い地域・長期的な時代が取り扱われ、雲南の青銅器文化における中央アジア遊牧文化の影響、中国南部諸民族の生業形態を基準とした分類等、スケールの大きいユニークな構想のもとに多くの歴史的事実が明らかにされた。しかし、壮族については専門的に研究されたわけではなかった。すなわち広西の諸土官(6)の姓を手懸りに種族系統を推定した研究［白鳥　1964］において広西の土官に、生業形態を基準に諸民族を分類した研究［白鳥　1965］において壮族にふれられているが、それらは壮族史の専論ではない。広西壮族に関して史料を博捜して綿密な分析をする作業は課題として後代に残されたのである。

史料を駆使して中国南部民族史研究を行ったもう一人の開拓者として挙げられるのが歴史学者河原正博氏である。中国南部地域が対象とされ、白鳥氏の研究ではあまりふれられなかった広西・広東地域も取り上げられた(7)。明代広西土官の系譜の真偽について綿密な考証を経て検討した名著［河原　1944］が今も歴史学・人類学を問わず中国研究者必見の業績となっている。また、宋代の儂智高の蜂起を当時の中国・ベトナム間国際関係のなかに位置付けて検討した研究も高い評価がなされよう。しかし、概して南北朝・唐宋時代というふるい時代が中心とされ、明代以降の広西の壮族については研究がほとんどなされなかった。

土官は研究者の注目を惹き、谷口房男氏によって専門的な研究もなされた。氏の研究では、後漢から明代まで長期にわたる時期について漢族・非漢族の接触地帯が広く扱われた(8)。漢族・非漢族の接触地は漢族の側から見るとフロンティア地域であり、それは時代

とともに南下していった。フロンティア地域のうち明代の広西では土官の動向が中心とされ、とりわけその政治史に光が当てられた。これにより諸土官間の関係の動態、土官と中国王朝との関係について多くの知見を得ることができる。しかし、問題点として、当時の壮族土官の領内の社会の実態は不鮮明のままであり、また、そもそも土官地域以外の直轄地に居住する壮族の姿はそこには見えない。

直轄地の壮族にも目配りをした研究として、竹村卓二氏による研究が挙げられる［竹村 1967］。氏は民族学、社会人類学の立場から、中国南部および東南アジア大陸部のタイ北部に居住するヤオ族の支系「過山ヤオ」に焦点を当てて、実地調査と歴史文献とを組み合わせた研究を行った［竹村　1981］。それは、ヤオ族の適応様式の独自性と多様性、生業・儀礼・世界観・命名法・起源神話等広い範囲にわたり、いわば過山ヤオ族の民族誌ともいうべき本格的な研究であった。しかし、氏にとっての主要な関心事はヤオ族の文化的特徴の解明にあった。したがって、氏の研究において壮族は主体ではなく、ヤオ族の比較の対象であったのである。かくして日本では壮族の本格的な研究が待たれていたのである。

ここで年代が多少前後するが中国人による壮族史研究にふれる。ふるくは劉錫藩（劉介）氏による研究［劉　1934］、徐松石氏による研究［徐　1935］がある。解放後は黄蔵蘇氏による研究［黄　1958］、『壮族簡史』［『壮族簡史』編写組（編）　1980］、覃国生・梁庭望・韋星朗氏による研究［覃・梁・韋　1984］、梁庭望氏による研究［梁（編）　1987］、黄現璠・黄増慶・張一民氏による研究［黄・黄・張（編）　1988］等がある。なお、研究書でなく調査資料集であるが、1950 年代後期から 1960 年代初期に行われた調査に基づいて編集され（1980 年代半以降公開出版され）た『広西壮族社会歴史調査』（中国少数民族社会歴史調査資料叢刊、全７冊）がある。

劉錫藩氏の研究は壮族史の専論ではなく、瑤族や侗族など広西に居住するほかの民族も扱われているが、実地調査による資料と文献資料を併用する方法によって、壮族の移住史・社会・物質文化・儀礼・言語等多くの事実が明らかにされた。それは広西諸民族の記述を旧来の「地方志」のレベルから脱却して民族学研究のレベルに高めた先駆的な研究である。今日、前記の「壮族社会歴史調査」の膨大な資料のまえにその業績が薄らぎがちだが、壮族史研究の先駆として正当な評価がなされるべきである(9)。

徐松石氏の研究は、タイ系言語に特有の「倒装詞」をもつ地名の分布を検討し、それらの地の住民（の多く）を壮族ないし壮語を話す人々に求めるというユニークなものである。しかし強引な論法が目立つうえ、その研究によって明らかになったのは壮族のふるい分布

地域に関する可能性のみであって、壮族史自体が明らかにされたわけではない。

ほかの解放後における研究にも言えることだが、(『壮族簡史』など本としてのスタイルも関係があるが) 中国における壮族研究は総じて概説的で、史料や調査資料の分析の緻密さに関しては問題が残る(10)。なお、中国人研究者によって書かれた論文に基づき中国少数民族を網羅的に解説した村松一弥氏の研究においても、壮族は概説的な記述にとどまっている［村松　1973］。

日本で壮族史を扱った研究として、松本光太郎氏［松本　1990］や菊池秀明氏による研究［菊池　1998］が近年上梓された。松本氏の研究では解放後の壮族の民族としての「再組織」過程について、移住伝説やアイデンティティ、さらには国家政策との関連において論じられている。そこでは現代の壮族のエスニシティを考えるときに不可欠な問題が提起されている(11)。菊池氏の研究は本格的な歴史研究である。すなわち、土官地域・直轄地の枠組みを超えた近代の広西における諸民族集団の動向が新発見の史料を網羅的に駆使して鮮明にされており、そのなかで壮族も扱われている。それは壮族史の専論ではなく、広西の移民社会の形成と特質を解明するという大きな構想の下に関係諸集団が検討されており、壮族はその一つとして扱われている。とくに壮族の漢化の内容と意義が、土官とその後裔を対象に検討されている。ほかに、稲田清一氏による近代における壮族の蜂起の社会経済的背景を検討した研究［稲田　1988］が、筆者による壮族の佃農化に関する研究（本書第２章）の問題点に迫る研究として見逃せない。稲田氏は主体を壮族側に置いて、「漢化」が壮族の人々による選択の結果であることを指摘された。解放後の「少数民族」と解放前の非漢族との連続性・不連続性に問題が残るものの、非漢族の側に近づいた視点の転換は壮族史の研究史において重要である。

このように、近年の新しい研究があるものの、総じて言えば、従来、この民族集団に関しては研究がなされることが少なかったのである。壮族は歴史上漢族からの影響を受けながら社会を形成してきたのであるが、社会・文化を静態的にとらえがちな旧来の民族学＝文化人類学では民族的な特徴が突出してみられる集団のみが対象とされがちだった。また歴史学では経済・政治的な中心地に研究が集中し周縁地には（大規模な変革運動や反乱を除いては）さしたる関心が注がれなかった。そもそも一つの民族集団の歴史を長期的かつ体系的に研究するという方法自体がほとんど用いられなかったのである。壮族史研究は旧

来の民族学・歴史学の空白部分であったのである。

3．研究の範囲と方法

本書は中国南部の非漢族、壮族の社会・文化史について、とりわけ社会変動と文化変容の過程を検討するとともに、それらの変動・変容をもたらした契機としての壮族と漢族との民族間関係の動態を検討し、これによって従来の研究の空白を埋めようとするものである。ここで取り扱われる時代と史料とにふれておきたい。

周知の通り中国は長い歴史を経てきた。そのため多くの文献史料が利用可能である。なかでも、本来、地方官がそれぞれの地域を統治するためのいわば参考書として書かれた「地方志」は、境内に居住する民族の動態を一定程度知ることができる史料である。そこで、検討に当たっては可能な限り長期間にわたる時間軸を設定し、「地方志」をふくむ関係史料を網羅的に用い社会変動・文化変容の過程を通時的に検討する必要がある。時代としては、明代が壮族のなかで広西に来住し定着した集団が少なからず見られる時期である。唐代の「西原蛮」や宋代に蜂起を起こした儂智高の時期に現在の壮族に見られる姓がすでに広西に出現しており、その時期にまで遡る方法もある。しかし本書では壮族の社会変動・文化変容が主題であり、その過程を具体的な史料によって確実に跡付けることのできるのは明代以降である。したがって、本書では検討する時代として明代以降の時期に絞りたい。明清時代は現在みられる壮族の社会・文化を理解するための鍵となる一大変革期である。歴史の連続性を考慮に入れると、当然のことながらテーマによっては清代に続く時代、民国期をも射程に入れる必要があるだろう。

1980 年代末以降、対外開放政策にともなって現地でフィールド・ワークを行うことが可能となった。以降、壮族の年中行事に関する参与観察を行なったり、あるいは人々から直接、風俗習慣に関する伝承などを中心とした情報を得る機会も増えている。そこで、フィールド・ワークを通じて得られた資料をも用いたい。それらの資料には歴史文献の制約を補うような質の高い材料も少なくない。

このように歴史文献と現地での聞き取りによって得られた資料とを併用する歴史民族学的な研究方法が、民族文化の動態を分析するときに有効な方法となるものと思われる。

なお、本書では壮族の社会変動・文化変容が取り扱われるが、およそ社会・文化の範囲は広く検討可能な課題は実に多岐にわたるものがある。そこで本書では、社会変動としては村落を中心とした社会体制に、文化変容としては衣食住、儀礼（年中行事、祭祀）、婚姻

などの側面に焦点を当てて論じたい。

また、検討対象の地域について広西は、先述のように壮族人口のうち90%もが集中して居住する地域である。壮族居住地は中国王朝からみて直轄地にある地域と間接統治の土官地域とに分類されるが、社会変動がより早期に、そして大規模に生じたのは前者の地域である。したがって検討は両方の地域にわたるが、社会変動の場合の重点は前者の地域に置かれることになる。

4．本書の構成

本書は中国南部の非漢族、壮族の社会・文化史、なかでも社会変動・文化変容の過程とそれらの変動・変容の要因となったところの壮族と漢族との民族間関係の動態を中心的な課題として歴史的に検討しようとするものである。

以下に、本書で検討を行う課題を述べる。

第１部では壮族の社会変動に焦点を当てた分析を行う。

まず、第１章では、明代における壮族の広西への移住と定住史について、移住の歴史的事実関係、移住の要因としての漢族による招佃を押さえたうえで来住初期における壮族の生態と社会について検討する。解放後の中国では一種の郷土意識のためか、壮族が広西の「土著民」であることが前提とされ、移住は問題にもされてこなかった。が、移住は壮族という民族の形成史を考える際に避けては通ることができない重要な問題なのである。

次いで、第２章で明清時代における壮族の社会変動とその経済的背景として、漢族地主による招佃の開始・進行、それにともなう壮族・漢族対立の発生と壮族の蜂起、統治権力の弾圧の過程、さらにその結果、清代において壮族の佃農化が一層進行し、独自の社会が崩壊していくという大きな歴史的潮流を明らかにする。これは広西の直轄地で見られた現象で、それゆえに従来の土官地域に重点を置いた研究では見過ごされてきた。

第３章では、明末清初という中国史における大きな変革期における壮族の動向について、当時の民族誌とも言うべき内容を持つ史料、王士性と黄之雋の著作において壮族がどのように描かれているのかという切り口から検討を行う。当時の壮族の社会・文化の実態が史料の分析を通じて明らかにされるが、この明清交替期は壮族の社会変動において大きな転機となる時期で、その動向が注目される。

第４章では、壮族の社会がそもそもどのような特徴をもち、清代中期以降においてどのように変化していくのかという点について、広西北部山岳地帯の龍勝県龍脊地域の村落と

村落群を舞台として検討する。第３章までは広西の直轄地を広く扱い大きな歴史的潮流が把握されるが、ここでは特定の狭い地域に光を当てて、民族学的調査の資料をも活かして検討される。また、扱われる時代は清代から民国期にかけてである。

第２部では、以上に検討してきた社会変動にともなって、壮族が漢文化をどのように受容してきたのか、そして壮族の文化がどのように変化してきたのかが検討される。

第５章では、明清時代の広西土官地域において、壮族の土官がいかにして漢文化を受容していったのか、受容に際してどのような特徴が見られたのかが検討される。衣食住という人々の身近な生活文化をはじめ、婚姻、年中行事などが扱われる。

第６章では、文化の構成要素の一つであり、一年を周期として一定の時期に慣例的に行われる年中行事に焦点を当てる。それはさまざまな儀礼や習俗を包含し、文化要素の一つとして重要である。ここでは年中行事について、壮族のもとに現在見られる年中行事がいかに歴史的に形成されてきたのか、明清時代を中心としながら、地域差にも留意しつつ、年間に行なわれる行事ごとの詳細な検討を行う。

第７章では、年中行事の地域差について、各地の壮族・漢族間関係のあり方の相違に即して検討する。ここで、行事の形成史のみならず現在の状況にもふれられる。

第８章では、年中行事のうち広西北部の龍勝県で行なわれた年中行事「莫一大王祭」について、参与観察に基づいた検討を行い、行事を通して見えてくる壮族文化の特質を考える。ここではフィールド・ワークを通じて得られた資料が中心となる。

第９章では、壮族の婚姻習俗として知られる「不落夫家」婚について、歴史的な変化のプロセスからその特質を見出そうとする検討を行う。

壮族の社会変動の引き金となった要因として、漢族との接触にともなう現象、とりわけ経済的な支配・従属の関係が挙げられる。そこで第３部では壮族と漢族との民族間関係について全面的な検討を行う。

第 10 章では、中国王朝の対壮族政策という側面に焦点を当てる。明代における壮族の蜂起の弾圧と辺防体制、明末清初における壮族の編籍と徴税の政策、明末清初における対壮族文教政策を具体的に検討する。そこでは統治権力による文教政策に関連して、壮族による漢文化の受容の問題にもふれられる。

次いで、第 11 章では、壮族と漢族との民族間関係の動態について、地主・商工業者・一般農民など社会階層の相違に応じた全面的な検討を行う。漢族の広西への移住の大勢と移民の存在形態を押さえたうえで、漢族移民と壮族との関係を対象として、自然環境・社

会環境の異なるいくつかの代表的な地域を選び、それらの間の差異をふまえながら検討を行う。地域は、広西東南部平地、北部山地、およびそれらの中間的な地域が対象とされる。検討はさらに土官地域にも及ぶ。

以上のほか4つの附編がある。民族間関係はさまざまな側面を持つが、第 12 章では壮族と漢族との通婚という点に光を当てて検討を行う。

「漢族」と一口に言ってもエスニシティの異なる様々な下位集団がふくまれるが、第 13 章では「客家」「百姓人」「広東人」といった漢族下位集団と壮族との関係の実態が柳城県を舞台に検討される。

また、壮族と漢族との民族間関係を理解する際に、ほかの非漢族集団と漢族との関係との相異も見逃せない。広西の場合、壮族との関係において重要なのが壮族と隣接して居住する山地民ヤオ（瑶）族である。概して言えば壮族の場合漢化によってその独自性が希薄になっていったのに対し、ヤオ族は漢族との間に一定の境界を維持し独自性を保ち得た。そこで、第 14 章では、居住地と生活形態、統治権力との関係、漢族地主・移民との関係、漢族との通婚・漢文化の移入の諸点を対象として、壮族とヤオ族の適応様式の比較を行なうことを通じて、両者の「漢化」の相違を浮き彫りにする。ここで壮族による漢文化の受容の問題にも再度ふれられる。

以上の検討は明清時代を中心になされるが、近年における文化変容に眼を転ずると、新たな現象、すなわち改革開放期における経済発展とそれにともなう壮族側の変化、さらに国家の政策がかかわり、「漢化」か、伝統的文化の維持か、あるいは両者の並存かというだけではとらえきれない現代的問題が存する。そこで、現代における文化変化の動きをも提示したい。すなわち第 15 章で、現在生じている新たな経済・社会の変動のなかで、壮族の文化がどのように変化しつつあるのか、靖西県の「三月三日の歌祭り」における変化を中心に検討する。

以上の検討を通じて、壮族の社会・文化が明代以降、いかに歴史的に変化しながら形成されてきたのか、その全体像が明らかになるであろう。とともにそうした変化を引き起こした要因としての漢族との民族間関係の動態が明らかにされるであろう。

註

(1) このとき、すでに公認されていた蒙古・回・蔵など９民族に加えて、壮・布依・侗・白・傣など29民族、計38民族が確定された［黄・施編　1995：148］。

(2) 北部方言に７つの「土語」が、南部方言に５つの「土語」がある［中国社会科学院民族研究所・国家民族事務委員会文化宣伝司（主編）　1994：838－842］。筆者の知る限りでは、それら「土語」がさらにいくつかの方言を含む場合もある。

(3) 壮族が解放後に統一的な名称を付与された民族だとすると、解放前の「壮族の先民」との範囲のズレに問題があろう。しかし、本書では煩を避けるため壮族の先民を「壮族」として括ることをあらかじめ断っておきたい。「少数民族」「民族」という概念・用語も解放後の民族政策のもとで生まれた。本書では歴史的な叙述においてもそうした用語を使用するが、それは行論の便宜上であって、単純に現状を過去に投影しようとするものではない。

(4) 解放前において1940年以降は国民党政府の「行政院訓令」により「僮」に改められたが、実際には「獞」も併用されていた。

(5) その主な業績は［白鳥　1985］を参照のこと。

(6) 元～清朝が中国南部辺境地域で実施した土司制度と総称される間接的統治制度について、その行政的な系統上、広西には土司よりも土官が多かった。それゆえ本書では「土官」とし、土司土官が設置された地を「土官地域」と表記することとする。

(7) その主な業績は［河原　1984］に収録されている。

(8) その主な業績は［谷口　1996］に収録されている。

(9) 壮族研究の回顧が范宏貴氏によってなされている［范　1989］。それによると、劉錫藩氏の研究は内容の豊富さ、論述の多面性において評価がなされているが、他方で族称にケモノ偏を用いたことなどにおいて「統治者の少数民族に対する偏見から脱け出せず」、「少数民族を蔑視する内容」が見られることが指摘されている。確かに時代の思潮を反映した漢族中心的な叙述ではあるが、しかし、黄文山［黄　1936］・凌純声［凌　1936］・唐兆民［唐　1948］ら同時代の民族学研究者と比較したときにとくに劉氏の姿勢のみに問題が多かったとは思われない。

(10) 明清時代における直轄地の壮族を扱った研究として蘇建霊氏の研究がある。壮族・漢族の接触の諸現象とその結果としての両者の「融合」、および広西東部に置かれた土官に関する制度史に力点を置いて検討されている。壮族の佃農化や中国王朝の壮族統治体制といった、本書でも扱う問題にふれているが、同氏も述べているように、それらは筆者の研究に多くを拠っており、その点では研究のオリジナリティに問題が残る［蘇　1993］。

(11) 松本氏には中国語による論文［松本　1989］もある。壮族の民族意識が歴史上、漢人後裔意識によって薄れるが、解放後に再生していくことが指摘されている。

第１部　壮族の社会変動

第１章　明代における壮族の移住と生態

序文

筆者の中国南部非漢族に関する問題意識は、すでに序章で述べたように、漢族の南方進出にともなって「漢化」、すなわち中国の政治・社会体系を受容し、文化や民族的アイデンティティの方面でも独自性が漸次希薄化して行く道をたどった広西の壮族に焦点を当てて、その歴史を検討することにある。

本章では、その第一歩として、まず壮族の族源、明代におけるその広西直轄地への移住、並びにそれと関連する諸問題（原住地、移住の経路・形態・要因等）を検討し、次いで壮族の生態的諸条件（自然環境・生業様式・村落規模・村落内部の政治社会体制等）に関し、特に広西来住の初期の形態を検討することとしたい。

第１節　明代における壮族の移住

１．壮族の族源に関する先行研究

壮族の族源については多くの先行研究があるが、それらは土著説と移住説とに大別される。土著説については、徐松石［徐　1935］・黄藏蘇［黄　1958］・村松一弥［村松　1973］等の諸氏、および最近の中国の関連出版物の多くがこの立場をとり、壮族と古代「百越」（特に「駱越」・「西甌」）との関係が強調されている。他方、移住説については、表１に示す如く、移住の時期や原住地・起源等の点において諸説林立の状態である(1)。

表１　壮族の移動に関する主要先行学説

氏名	発表年次	学説内容			
		時期		原住地	起源等
①劉錫藩	1934	1	六朝隋唐	四川	狼兵
		2	元	湖南	１の残留部分
②林恵祥	1936	唐		湖北・湖南	—
③馬長寿	1936	六朝隋唐		四川	僚族
④白耀天	1959	（秦漢以降）		浙江	古代呉越民族
⑤de Beauclair	1960（1970）	宋代		湖南・貴州	五渓蛮
⑥粟冠昌	1959	六朝隋唐		四川・貴州	僚族

⑦芮逸夫	1969	南僮	唐代以前	湖南・貴州	五渓蛮
		北僮	（不明）		（不明）
⑧范宏貴 唐兆民	1980	南宋		広西西北部 南丹（羈縻）州	—

（文献名については「文献」を参照）

筆者の見るところ、これらの先行学説には何れも決定的論拠が不足しているようである。というのは、主要な記録媒体である中国側史料に次のような事情が存するからである。すなわち、「撞」なる名称が史料に登場するのは南宋以降であり(2)、従ってそれ以前の史料において種族的同定を試みることが極めて困難なのである。それにもかかわらず、従来ともすれば、研究の重点は宋代以前に置かれ、宋代以降は等閑視される傾向にあった。そして、壮族が歴史的にもまとまりをもつ統合された民族であったかのような考え方が、この傾向に拍車をかけたように考えられる。

ところで、壮族の種族的統合のあり方については次の見解が重要な示唆を与える。すなわち胡耐安氏は、それが単一の「部族」ではなく、多くの集団が結集・融合して形成された、いわば「群族」であろうと指摘している［胡　1964］。また、劉錫藩・芮逸夫の両氏も、表１に示す如く、壮族の移住に関して時空間的多元性・波状性を想定している(3)。この点については宋代以降、就中明代における壮族の移住を次に検討することによって一定の推論の手がかりが得られるであろう。

２．明代における壮族の移住とその特徴

明代（一部元代をも含む）における壮族の広西への移住については、表２に示す如く、地域によって異なる多くの史料が見出される（表の作成に当たっては極力、独自の記事をもつ史料に限定することとし、先行他史料を機械的に引用したに過ぎないものは省略した）。

表２　明代における壮族の移住に関する主要史料

地域 （府・県）	移住時期	原住地 （中間経由地）	移住経路・契機等	史料原文 （括弧内は筆者の補足）	出典

全域		明初	貴州	明初、貴州遠征を敢行した後、遠征軍を衛に屯戍させ屯田させた。獞家二万餘人は、これを契機として南下移住し広西へ来た。	臣広西人、目撃本省之害、州県残破、人民遊離、欲呼号闕下以救郷井之危、非一日矣。（中略。）臣請言広西之害、広西自秦漢以来、只有土人、土人皆不為盗、為盗者獞也。獞人入粤西、自国初始。国初取貴州之地而府衛之、留南征之兵而屯田之、貴州之夷、勢不能敵、其大夥名獞家者、相率二万餘徒、徙於広西之西南界、此獞人入粤西之始也。当是時荒山茂林、聊以匿命、豈謂生歯日富、遂盤拠占害、使州県不保、如今日然哉。	張翀『鶴楼集』虔台疏集「題為乞処広西地方、並甄別両広人林疏」＜隆慶三年九月十八日＞
		元・至元年間	広西西北部の南丹土州	南丹土官莫国麒の服属を契機に管下の獞人が省地に入る	慶遠南丹谿峒之人呼為獞。初未嘗至省地。元至元間、莫国麒献図納土、命為慶遠等処軍民安撫使、自是獞人方入省地。今桂之荔浦・修仁・永福最多。	嘉靖『広西通志』五三、外志、原夷「獞」
		同	湖北	—	獞以元至元間来自湖北。或曰非也、荊蛮故無猺獞。	雍正『広西通志』九三、諸蛮「獞」
桂林府	興安	元	湖南・貴州		元時自楚黔至粤、蔓衍桂平梧各郡山谷間。	『皇清職貢図』四
	霊川	明末	南丹土州	紅苗討伐に起用され定住。	明末由慶遠南丹土州、奉調到霊、剿平紅苗、給与田山、使分居六七両都、把守各隘。	民国『霊川県志』四、人民、種族「獞」
	灌陽	(1) 明初・永楽年間	(1)—	(1)県人が獞を招佃し耕作させた。	洪武初、邑未有猺獞也。永楽間、邑人薛昌・黄秉伸輩、始招致二三耕作、無敢寇害。自正徳乙亥（十年）、賊大猖獗、其徒占拠遂繁、而恭城田主潘欽輩、広為招集、湖北諸種、幾遍臺塘、灌之富人、又引古田獞、夾板猺、散布田間、名則藉力耕種、実陰通群寇、為害不細。今耕作既久、林翳漸尽、山原曠土、徧布藍種[1]、民饗山沢之利、結廬俟守、遠近相望、無復昔日梟獍之慮。	顧炎武『天下郡国利病書』原編第三〇冊、広西所引（嘉靖）「全州志」
		(2) 正徳年間	(2) 広西古田県	(2) 正徳十年以降、賊乱を契機に県人が古田獞・板猺を招佃した。		
	古田（隆慶５年以降、永寧州）	（明初）[2]	—	柳州府・慶遠府の大飢饉の際、奸民が獞に食糧を与え招佃した。	今之里獞、非其土著也。先是柳慶歳大祲、有奸民者、招諸猺（ママ）（獞）就粟以千計、既而種落蕃衍、遂駆屠居民、雄踞其境。	『同』永寧州（崇禎の同州志？）「戸口」
		景泰初	—	居民が獞を招佃し代耕させた。	景泰初、居民招獞代耕、日滋月蔓、寖肆侵剽、不可制服。	郭応聘『西南紀事』一「征復古田」
		明初	貴州	湖北獞が柳州府・桂林府へ流入した。	国初有湖北獞者、由黔中入柳桂、性剽悍、其後党類日滋、寖肆侵剽、村落之間、幾無寧宇。	万暦『広西通志』三三「古田」
		—	貴州	征討された非漢族の残党が流入。	但伊種（猺獞）本自貴州平黎之餘、聯絡融県・懐遠、今既絶、而復通得由侵道入貴、則出没去来有隠憂焉。	『殿粤要纂』一「永寧州図説」

	永福	(1) 正統（六年）[3] 以前	貴州（黎平府）・慶遠府	＜南獞＞瑤族と棲み分け。のち正徳中、湖北獞に敗る。	永福南獞、原自黎平・慶遠谿峒越出。正統間、浸没理定県境、漸入本県毛峒地方、与猺角立、分為東猺西獞。正徳間、為潮（ママ）北獞殺逐。	汪森『粤西叢載』二四、獞所引「永福県志」
		(2) 弘治年間	靖州	＜湖北獞＞靖州→懐遠→古田→永福	潮（ママ）北獞、原自湖広靖州、由懐遠流来、浸没古田境土、与南獞異、弘治年間、来本県[4]、殺逐良猺[5]、并有其土。	
	陽朔	—	湖南（零陵）・永福	南獞は湖南零陵、北獞は永福から来た。	陽朔獞有二種、来自零陵者曰南獞、来自永福者曰北獞、南獞頗知畏法、北獞最為頑梗。	雍正『広西通志』九三「獞」
平楽府	富川	—	古田	—	獞即旧越人、来自古田而散居於花山西郷諸村。	嘉慶『平楽府志』三三、夷民「猺獞」
	荔浦	—	柳州・慶遠・古田	—	獞即旧越人、来自柳慶古田而散居於咸亨通津四里。	
	恭城	正徳十年	湖北	賊乱の発生を契機に田主が湖北獞を招佃。	前掲⑥	前掲⑥
	賀県	—	湖南	—	賀県獞人、始来自楚、居県属南郷、有生熟二種、熟者入籍輸税、生者居深山中。	『皇清職貢図』四
		元・至元年間	南丹土州・河池州	莫国麒の納土。あるいは慶遠河池から来た。	獞初出谿峒野氓。元至元間、奠（ママ）（莫）国麒献図納土。（中略。）或謂先出自慶遠河池流移入賀。	嘉慶『平楽府志』三三
柳州府	洛容	—	古田	正徳末、古田獞族が該県を占領、のちその残党が流入。	正徳末、古田賊攻破之、遂拠西郷托定洛斗諸村。（中略。）（のち古田壮族が討伐され）時古田賊多遁洛斗及附県諸村。	『西南紀事』四「平洛容蛮」
	柳州府・慶遠府辺境地帯	—	—	猺寇に苦しんだ柳州・慶遠府の居民が獞人を招佃し、猺寇を防禦させた。	初柳慶辺山居民、苦於猺寇、募獞人耕種、且以禦猺、久之、獞与猺通、遂通（ママ）民田産、擄民子女、掠民財畜、為害尤甚。今考居宜山之辺境与隷各州県者、此種為多。	『粤西叢載』二四「獞」
梧州府	藤県	洪武八年以前	南丹土州	南丹獞人が藤県県下に移住し屯田。	五屯屯田千戸所。在藤県西北一百里、（中略。）成化二年、總督韓雍奏設。先是、南丹獞人覃福率其衆、於藤県寧風郷三江等隘口種田、分為五里防守。洪武八年、福招集八百六十四人、編桂林中衛左所、為効労軍、授福千戸、尋卒、軍漸潰散、留者僅五十人。	応檟『蒼梧總督軍門志』七、兵防三
広東		（宣徳以前）[6]	湖南溪洞	湖南溪洞から古田等県へ来住せる獞＝山人を有司・田主が招佃し、猺族の攻撃を防禦。	獞。性質粗悍。（中略。）自耕而食、又謂之山人。出湖南溪洞、後稍入広西古田等県、佃種荒田、聚種稍多、因逼脅田主、占拠郷村、遂蔓延広東。其初来、尚以聴招名色、佃田納租、与猺人種類不同、時相讐殺、有司及管田之家、頗頼其力、以捍猺人、及後勢衆、亦与猺人無異。	嘉靖『広東通志』六七、外志、夷情、猺獞「獞」

＜表２註＞

1) 康熙『全州志』二、営堡、灌陽では「編布墾種」とする。

2) 前掲・劉錫藩『嶺表紀蛮』所引の光緒『永寧州志』による補足。

3) 道光『永福県志』三、前事、明による補足。

4) 前掲・道光『永福県志』三では、湖北獞の永福県への来住を「正徳十年、南獞の反乱を鎮圧するために漢

人が招いた」とする。
5)『粤西叢載』同条の「大良猺」伝では、これを「天順末」のこととする。
6)『皇明経世文編』六O、葉文荘公（盛）奏疏二「地方事疏」（天順六年）では、獞の広東への来住を宣徳年間以後のこととする。とすると、その広西への移住は宣徳以前となろう。

中国側史料の一般的な史料的性格(4)を考慮するにせよ、このように多くの、しかも信憑性の高い記事内容を持つ史料が、おしなべて当該期における壮族の移住を指摘していることからすれば、移住の可能性を葬り去ることは困難であるように思われる。

ところで、移住の特徴として、表２から次の５点が指摘される。すなわち第一に、移住の時期について、②③④⑲が元代に、①⑥⑧⑩㉒㉓が明初に、⑦⑨⑫⑬が明中期に、⑤が明末に各々分類される。そのうち件数は明初がやや多いが、略々元代から明中期頃までの各時期にわたって分散していることから判断すれば、移住は波状的に行なわれたものと考えられる。

第二に、その原住地(5)について、①④⑩⑪⑫が貴州に、③④⑬⑭⑰⑱㉓が湖北・湖南に、②⑤⑫⑯⑲㉒が広西西北部辺境の慶遠府・南丹土州に各々分類される。具体的府県名は⑫⑬⑭や広西西北部関係のものを除いては不明であるが、しかしそれが史料によって幾通りにも分れることから判断すれば、壮族は同一地点を原住地として共有するのではなく、別々の地域に分散居住していたものと考えられる。

第三に、壮族の民族的統合のあり方について、それが多くの小規模な下位集団に分れ、かつ各集団の自律性は高かったと考えられる。表の⑫⑬に示す永福県の事例によると、壮族の第一波（「南獞」）は正統年間以前に貴州の黎平府や広西西北部の慶遠・南丹の渓洞から来住した。次いで、第二波（「湖北獞」(6)）は弘治年間に湖南の靖州から懐遠・古田県を経て本県に入り、先住の「南獞」を攻撃しこれを駆逐した（なお、「南獞」は瑶族と共存し、その文化的影響を被ったためか、習俗の一部が「湖北獞」とは異なる(7)）。これより、壮族各集団は政治的自律性が高く、ともすれば相互敵対の事態が発生したことが指摘されるとともに、文化的にも（亜種族的分化とまでは言えないまでも）少なくとも各集団による相異が発生していたことが推測される(8)。

第四に、移住の要因について、まず移住の開始の契機として①⑪では明初に統治権力が敢行した貴州遠征の影響が、次いで広西への来住の契機として⑥⑦⑧⑨⑰㉑㉒㉓では漢人地主や統治権力による民田・官田・屯田への招佃が指摘されている。この点については後に詳述するが、このような移住の要因自体に壮族が多くの下位集団に分れていたことが反映されているであろう。

第五に、㉓で山人と称されていることからすれば、壮族は同時代の漢人から山地民的傾向をもつ民族として認識されていたようである(9)。この点についても後述するが、山地の環境は居住集団のあり方を限定する条件になったように思われ、従って壮族が多くの小規模集団に分れていたという先の推測を一層補強するであろう（なお、表の記事をもとに壮族の移住経路を図示すると地図３のようになる。

以上の検討により、壮族のかなりの部分が明代（一部元代をも含む）において多くの小規模集団による波状的移動という形で貴州・湖北湖南・広西西北部辺境地帯の各地から広西へ移住したことが指摘できる(10)。そして、もしこのような見方が許されるならば、来歴を異にし政治的に自律的であり、文化的にも（共通性はあるものの）相異のある多くの下位集団が、歴史的展開にともなって結集・融合して「壮」なる特定の名称で分類される民族範疇を形成したことが推測可能となる。さらに、南宋時代に現在の壮族に見られる姓をもつ一派が既に広西に存在していることや、前節で言及した先行諸説をも可能性として考慮に入れるならば、我われは壮族の民族形成史における顕著な複合性をここに想定することが可能となるであろう(11)。

３．移住の要因

先述のように壮族のかなりの部分は明代に南下移住したものと考えられるが、そうだとすれば、移住はいかなる要因によって行われたかという点が次に説明されねばならないであろう。従って本項ではこの点、特に外在的要因について検討したい。

（１）明朝の貴州遠征

明朝は、洪武年間において数回、大規模な貴州への遠征を敢行し、反明朝勢力を一掃して西南地域における支配権の確立に成功した。遠征中最大規模のものは、洪武 14 年（1381）から同 16 年（1383）正月にかけて敢行され、傅友徳・沐英・藍玉等の率いる 30 万人もの大軍は辰州・沅州から貴州に入って進撃し、普定・普安をはじめ烏撒・芒部・東川・烏蒙等、貴州から雲南にかけて蟠拠せる非漢族諸集団を弾圧した（『明太祖実録』一三九～一五一）。また、壮族の原住地に近い地域では、洪武５年（1372）に古州（現・榕江）等の「洞蛮」が蜂起し（『明太祖実録』七一）、さらに同 11 年（1378）から 18 年（1385）にかけて黎平県五開の「洞蛮」呉面児が湖南の西部から貴州の東南部一帯を舞台に蜂起したが、ともに統治権力により弾圧された（『明太祖実録』一一九～一七六。なお、このほか、洪武 24 年（1391）には五開堂厓諸洞の「苗蛮」が、同 30 年（1397）には古州上婆「洞蛮」林寛

がそれぞれ蜂起している)。

明朝は遠征ののち、その勢力の浸透の度合いの強弱に応じて、府州県・土官（布政司に所属）や衛所・軍民指揮司（都指揮司に所属）等の統治・軍事機関を各地に設置した(12)ほか、それにともなって漢人の植民を推進した。たとえば表３を見ると、衛の所属兵員の多くが「中州」出身の漢人であったことがわかり、この点が裏付けられる(13)。

表３　明初貴州各衛の所属兵員の種族的出自

衛名	設置年（洪武）	記事
平越	15	衛中軍士、多中州縉紳之裔。
烏撒	15	衛人皆中州遷謫、久処辺幅、張悍凶狼。
畢節	17	戍此者、皆中州人。
赤水	21	守禦官軍、皆中州人
興隆	22	衛之士卒、来自湖湘、宗族交代従戍、故役無定籍、而居無恒産焉。
新添	23	衛人多中華遷謫。
清平	23	衛人皆江南遷謫、故其語言平順。
威清	23	衛戍軍士、皆湖湘人。
安荘	23	衛士皆中国之人、久戍辺境、習其風土之気。
＜典拠＞嘉靖『貴州通志』三「風俗」。なお設置年次は『明太祖実録』による。		

このような明朝の一連の貴州支配政策の進行にともなって、多くの民族集団は、生存を得るためには明朝に服従する(14)か、さもなくばより奥地に逼塞するか、あるいは新天地を求めて分散移住の途につくことを余儀なくされたのである。当面の主題である壮族の去就について前掲・表２①では次のように述べられている(15)。

> 広西には秦漢以来、土人のみ存在した。土人は盗賊的行為を働かず、そのような行為を働くのは獞人である。獞人の広西への移住は明初に開始された。明朝は貴州遠征の後、衛を設置し従軍兵士を駐留させ屯田に従事させたが、貴州の非漢族は優勢な漢人に対抗し得ず、その中の獞家と呼ばれる集団二万餘人は広西方面へ南下移住を開始した。これが獞人の広西への来住の嚆矢である。

この記事には多少の誇張が見られる(16)が、しかし貴州の壮族の移住を余儀なからしめた第一義的な要因を窺い知ることができる。すなわちそれは、明朝の貴州遠征およびその後の入植をともなう漢人の貴州への進出という歴史的事件に求めることができるであろう。

（２）漢人による壮族の招佃

かくて移住の途についた壮族はやがて広西へ来住したが、その間の経過につき前掲・表

2①の続文には次のように述べられている。

> 獞は、移住を開始した当初は山間にて露命をつないでいた。当時においては、後に人口が増加し遂には漢人に攻撃を加え地方行政上の重大な障害となるような事態の発生に至ることは全く予測できなかったのである。

すなわち、壮族は貴州の故地を離れてから広西に至るまで山間にて移動生活を営んでいたことが判明するとともに、のちに恐らくは定住の実現によって顕著な人口増が生じたことが推測される。このような壮族の広西への定住を可能ならしめた要因として、漢人地主等による招佃（壮族の側からすると承佃）が考えられる。従って、次にこの点につき、前掲・表２の記事に基づいて些か検討を加えたい（その全面的検討は第２章で行う）。

まず⑥によると、明初永楽年間、灌陽県の漢人地主がその保有地に若干の壮族を招佃した。次いで⑦によると、正徳 10 年、漢人の保有地が賊に占拠されるという事態の発生に際して、灌陽県や恭城県の漢人地主が壮族や板瑶[17]を招佃することによって対処しようとした。それらの壮族諸集団もまた、賊と通じて非法行為を行う傾向が見られたが、しかし結果として、農地の開墾は確かに進行し、明末にはかつての原野の多くが耕地化されるに至ったという。この記事から次の４点が要点として指摘されるであろう。すなわち、（１）明初から中期にかけて漢人地主が農地耕作の労働力として壮族を招佃したこと、（２）それは労働力としてのみならず土地防衛のための武力としての機能をも具有していたこと[18]、（３）労働力・武力の供給源として壮族が広西における農地開墾の進行に重要な役割を果たしたこと、（４）壮族の側からすれば、承佃によって広西への定住が可能となったこと、である。

上の（１）（２）の点について、さらに㉑㉓がそれを裏付ける。すなわち㉑によると、瑶族の攻撃に苦しんだ漢人が壮族を招いて耕作に従事させるとともに瑶族の攻撃を防禦させた。また㉓によると、壮族の一派は漢人地主や統治権力により招佃されて広西からさらに広東へと移住したが、漢人は直接耕作者としてのみならず瑶族の攻撃を防禦する武力として、これを利用したという。

本節で述べたところをまとめると、壮族のかなりの部分は明代に貴州や湖北湖南等の各地から小規模集団の波状的移動という形で広西へと来住した。その要因として、明初に統治権力が敢行した貴州遠征をはじめとする漢人の貴州への進出が、さらには広西への定住の契機として漢人による招佃が指摘される。

ところで、既述のように、壮族は来住初期にあっては山間にて移動生活を営み「山人」

と称されていたが、壮族が自然環境との関連においていかなる相互作用を行なっていたのか、という点が次にあらためて検討されねばならないであろう。従って、次節では壮族の生態について検討を加えることとしたい。

第２節　広西来住の初期における壮族の生態

本節では、広西来住の初期における壮族の生態に関し、自然環境・生業様式・村落規模・内部の政治社会体制等の要素を中心として検討を行いたい。

１．自然環境

広西は概して山地面積の占める割合が高く(19)、また先の表１①㉓からも壮族の山地への居住が推測されるのであるが、この推測は次の史料によって一層補強される。

まず、岳和声『後驂鸞録』(20)に、明末の永福県における壮族の生活について記事がある。

> 巨峰浸江中、多峭抜宛嵌、花木繁秀、殆不可数、両岸山坳、皆獞所居、有蓬髪者、有裸体者、有隠樹而窺者、有馮磯而跂者、有汨而浴于江者、有赤乳而哺児者、皆結茅為窩、採蒿而食、未知其聊頼安出。

すなわち河川両岸の山間に壮族が住居を構え、林産資源の採集を行なっており、時に河川で水浴するなど、山間河谷における彼らの生活光景がヴィヴィドに伝わって来る。当該地域の地形につき地図４(21)を見ると、山岳の標高は500～700mほどであるが、平地がほとんどなく、準山岳地帯と言ってよい。これより、壮族の山地民的傾向が窺われる。

次いで、王士性『広志繹』五、西南諸省「広西」に次の記事がある(22)。

> （A）広西山倶無人管轄、臨江山官府召商伐之、村内山商旅募人伐之、皆任其自取。至平原曠野、一望数十里、不種顆粒。獞人所種止山衡、水田十之一二耳、又多不知種麦粟、地之遺利可惜也。
>
> （B）広右異于中州、而柳・慶・思三府又独異。蓋通省如桂・平・梧・潯・南寧等処、皆民夷雑居、如錯碁然。民村則民居民種、獞村則獞居獞耕。州邑郷村所治、猶半民也。右江三府、則純乎夷。僅城市所居者民耳、環城以外、悉皆猺獞所居。皆依山傍谷、山衡有田可種処、則田之。坦途大陸縦沃、咸荒棄而不顧。
>
> （C）猺獞之性、幸其恋険阻、傍山而居、倚沖而種。長江大路、棄而与人。故民夷得分土而居。若其稍楽平曠、則広右無民久矣。

この記事から次の点が要点として指摘される。すなわち、明末、壮族の多くは山間に居住

し、山間の僅かな平坦地で農耕を行っていた（A・C）。しかし水田の占める割合は低く、また裏作として麦作を行わなかった（A）。壮族が農耕に好適な平野部で耕作しない（A・B）ため、平野は一面の原野の様相を呈していた（A）。地域によっては壮族は（承佃により）定住農民化し、その村落は低地に漢人村落と錯綜して形成されているが、その外の地域では平野部の県城付近の漢人、山間部の壮族という居住形態上の顕著な相異が見られた（A・C）。これにより、壮族の山間居住が一層明確となるとともに、それが一部の地域では既に平地農民化しはじめていたであろうことが推測される。

以上の検討により、明末において壮族の多くが山間に居住していたことが指摘されるとともに、前掲史料『広志繹』の（B）に示す如く、その低地への進出が漸次行われつつあったことが窺い知られる(23)。

2．生業様式

壮族の生業様式につき前掲史料『後駿鸞録』では林産資源の採集が、『広志繹』では水稲耕作が指摘されているが、この外、嘉慶『平楽府志』三三、夷民部、猺獞、恭城県「獞」に次の記事がある(24)。

即旧越人。（中略。）性気粗悍、花衣短裙、俗尚与猺同、無編籍、多佃民田、不似猺之穴居。如南平東寨一帯有周家湾・東寨・西寨・小東寨等数十餘獞村、周・黄・陳・石等数姓、聚族叢居、自相姻婭、大抵皆刀耕火耨、猟獣呑腥、不知礼法、性多剛復。

これによると、恭城県下の周家湾・東寨等、数十の村落に聚族叢居する壮族は、瑤族のように深山に逼塞（穴居）せず、焼畑耕作や狩猟採集を行うのみならず漢人の田土を佃作するようになっており、定着的な農耕への過渡期にあったことを窺わしめる。当該地域は地図５によると、東部に標高 1000m以上の山岳地帯が、西部に標高 500m前後で南に緩斜面をもつ山丘・丘陵地帯が広がっている。なお、史料に見える壮族村落は丘陵地帯に立地しており(25)、その山間から低地への進出が既に行われつつあったことを窺わしめる(26)。

ところで、焼畑耕作が主体の生業様式の段階にあっては、恐らくその生産力は低く、しかも不安定であったように思われる(27)。この点につき前掲・表２⑧によると、柳州府・慶遠府において漢人が、大飢饉の発生を契機として壮族を招佃し、これに食糧を供給したことが述べられている。この記事より我われは、当該壮族の農業生産力が恐らくは低段階に停滞していたがために、自然災害の発生を契機として承佃し平地農耕民化したことを容易に推測できるであろう。また、雍正『広西通志』三三、蛮彊分隷「義寧県」には次の記

事がある。

義寧治西北境上中下三寨、皆獞所居、山田瘠坉、歳不再熟、一歳所収、窖而貯之、計口授食、或飯客則己忍饑、然能畜蔵、凶年不出為患。

すなわち、清代、義寧県下の山間部の壮族は恐らく焼畑耕作に条件付けられて生産力が低く、それゆえ年間の収穫物を窖に貯蔵してその中から村民に均等に分配するシステムを実施することによって食糧危機の危険性を回避していた。この記事より山棲み壮族の農業生産力水準が窺われるとともに、それが居住集団のあり方を制約したであろうことが推測される。

以上の検討により、壮族は焼畑耕作や狩猟採集を営んでいたが、同時に承佃により平地定着農耕民化しつつあったことが指摘される。なお、焼畑の生産力水準は恐らくは居住集団の規模や社会のあり方を制約したように思われるが、この点の検討は次項以下で行いたい。

3．村落規模

壮族村落の規模について、まず『粤西文載』六六、名宦「陳応春伝」に、万暦年間、昭平県下の壮族の「巨酋」7人が計 237 村・5196 家・22628 人を率いて明朝に帰服したことが見える(28)。これにより平均値を算出すると1村につき約 22 家・95 人となり、それがごく小規模であったことが判明する(29)。

次いで、明中期から末期にかけて大規模な蜂起を行った古田県壮族について、兪大猷『正気堂集』十六、征勦古田事略「与殷石汀公并郭華渓公書」（隆慶4年 12 月6日）に次の記事がある(30)。

此賊一村一老、有一老管十人者、又一老管二三十人者、無總管之酋可督衆出戦。

この人数は恐らく戦闘員数を示すものと考えられ、従ってこれに非戦闘員数を加算すると先の事例と同様、略々毎村 20 家・100 人ほどになるであろう。

ところで、先の史料『正気堂集』で「無總管之酋可督衆出戦」と表現されていることから判断すれば、村落のレベルを越えた恒常的政治・軍事機構の形成は困難であり(31)、その反面、村落の自律性が高かったように思われる。この点につき、先の史料『粤西文載』「陳応春伝」には「巨酋」という表現がなされていることから、多くの村落を統率する指導者が存在していたかのようであるが、しかし上記の点を考慮すれば、仮に何らかの村落間連合が確かに存在したとしても、それは例えば戦時等の局面に限定された非恒久的かつ不安

定なものに過ぎなかったように思われる。

4．政治・社会体制

壮族村落内部の政治・社会体制について、前掲史料『正気堂集』には村ごとに一人の「老」＝族長が統率者として存在していたことが見えるが、その機能について『広志繹』五「広西」に次の記事がある。

> 猺獞之俗、祖宗有仇、子孫至九世、猶興殺伐。但以強弱為起滅、謂之打冤。（中略。）両村相殺、命斃不償、斃者以頭計。毎頭賠百両、或幾十両、以積数之多寡為貴。実無両也、而以件代之。如豕一為一両、而一雞一布、亦為一両也。撫安獞老為其和畢、則截刀為誓、始不報冤、謂之賠頭。諺云、猺殺猺、不動朝、獞殺獞、不告状。

すなわち、壮族はその習俗として報仇を重視する(32)ために紛争が発生しがちであるが、村落間の紛争により死者が出るような事態の発生に際しては「撫安獞老」が該村を代表して調停を行い、損害賠償として豚・鶏・布等の物資を提供し解決している。この記事より、「獞老」が仲裁調停者として村落内部の秩序と村落間の関係の一定の均衡とを維持する機能を具有していたことが指摘される(33)とともに、「截刀為誓」という表現から、あるいは彼が儀礼的権威をも属性として有していたであろうことが推測される。

ところで、注意したいのは、上の「獞老」に階級支配者的色彩が認められない点と「撫安」という表現から中国王朝の権威の裏付けの付与が認められる点とである。その中、後者の点について前掲史料、嘉慶『平楽府志』三三、猺獞、恭城県「獞」の続文には次のように述べられている。すなわち、壮族間の紛争は当事者のみならず、ともすれば子孫代々にわたり継続・拡大される傾向にあったので、中国王朝は壮族を統治するに当たっては、暫くは村落内有力者を以て定期交替制の統率者（「頭目」）に任じ、彼を通じての間接的羈縻的統治を実施することによって、直接統治に随伴して発生しがちな彼我の軋轢を回避した(34)、と。この場合、中国王朝による支配が開始される以前からの村落統率者が「頭目」に任命されたものと考えられ、そうだとすればそれは階級支配者的存在ではなく村落の公共機能の執行者としての傾向が強かったように思われる。

本節で述べたところをまとめると、広西来住の初期の壮族は、20 家前後からなる小規模な山間の村落に居住し、焼畑耕作や狩猟採集を主な生計手段としていた（なお、承佃により平地定着農耕民化する過渡期にあったようである）。このような条件下にあって、「獞老」＝族長を統率者とする各村落は政治的自律性が高く、またその社会は非階級的色彩が濃厚

であったものと考えられる。

小結

明代における壮族の移住と生態とについて本節で展開した推論の要点は次の如くである。

（1）壮族のかなりの部分は、明代（一部元代を含む）に貴州・湖北湖南・広西西北部辺境地帯の各地から多くの小規模集団に分れて波状的に広西へ移住したが、その要因として明朝による貴州遠征をはじめとする漢人の対貴州進出が、また広西への来住の要因として漢人による招佃が指摘される。

（2）広西来住の初期の壮族は、20 家ほどの小規模な山間の村落に居住し、焼畑耕作や狩猟採集生活を営んでいた。村落のレベルを超えた政治的統合を持たず、「獞老」を統率者とする村落内部の社会体制は非階級的色彩が濃厚であったものと考えられる。

この推論が略々大過ないものとするならば、明代に広西へ来住した壮族が、以後清代にかけて当地の漢人地主や統治権力との間にいかなる契機でいかなる関係を生じ、そしていかなる過程で「漢化」して行ったのか、という点が次に解明されねばならないであろう。その場合、特に壮族が承佃を通じて漢人地主の佃農と化して行く過程を中心に、統治権力の対壮族政策との関連に留意しつつ検討されるべきであろう。この点は次章にて詳述したい。

註

(1) なお、たとえば尤中のように、土著説をとりながら、それを「僚族」に関連付ける折衷的な学説も見られる［尤　1983］。

(2) 前掲表１、范宏貴・唐兆民論文。なお、クッシュマン氏（Cushman）は瑤族を扱った博士論文において、12—13 世紀に漢人の南方非漢族に対する称謂体系に全面的更改がなされ、猺・獞・苗等の称謂が突如登場したことを指摘している［Cushman, R. D.　1970］。

(3) 劉氏のこの見解については既に竹村卓二氏が、19 世紀以降における壮族と瑤族との適応様式の比較を行なった際に、壮族の複雑な民族構成の一端を示すものとして指摘されている［竹村　1967］。

(4) まず非漢族に関する記事は、クッシュマン氏によると、地方の有効な政治・軍事的統制のための情報と非漢族の怪奇な風俗の強調とに多くの部分が割かれている（前掲・註２論文）。また、漢人の対非漢族分類法自体、識別の基準が非科学的で現代のそれとは著しく異なる。すなわち、ともすれば居住地域（例・「南丹州蛮」）や習俗の特徴（例・「花苗」）が基準とされ、しかもしばしば汎称（例・嘉靖『貴州通志』三、風俗、黎平府「西山陽洞司」および『同書』九名宦「胡宗政伝」では壮族が「苗人」に含まれる）が用いられた。

そもそも、竹村卓二氏によると、「華夷の差」は「人種的差別」ではなく「文化の格差」に過ぎないのであり、たとえ非漢族であっても中国式の「礼教の道」に染まれば「漢民族としてのアイデンティティ」を獲得することができたのである［竹村　1983］。この点

に加えて、中国の政治・社会体系の受容の有無もまた、識別の基準とされた。すなわち、俞大猷『正気堂集』十六、征勦古田事略「討古田賊呈」（隆慶元年三月）に、

各獞情愿、棄獞為民、納粮当差、投遞甘結。

とあるように、中国王朝に服従し税役を提供しさえすれば、それは最早「獞」ではなく「民」に類別されたのである（なお、表の①では「土人皆不為盗、為盗者獞也」とあり、漢人に対して非法行為を行うか否かが基準とされている）。

(5) ただし、それが本当の意味での原住地なのか、あるいは移住の途上での暫住地なのかは、今のところ判断の材料を持たない。なお、費孝通氏は壮・布依・侗・傜等族の原住地を東アジア大陸沿海部に想定している［費　1951］が、根拠が十分でなく首肯し難い。なお、言語学的に壮族と親縁関係にあるとされる布依族や侗族について、それらの一部が江西から貴州へ移住したとする説がある［黔東南苗族侗族自治州文芸研究室・貴州民間文芸研究会（編）　1981］が、その真偽や壮族との歴史的関係のあり方については現在のところ不明である

(6) 「北獞」・「胡北獞」とも称され、古田県を根拠地として弘治年間から約 80 年間にわたり大規模な蜂起を起こした集団である。

(7) 表２⑫の続文に次の記事がある。

其俗与潮（ママ）北獞稍異、供養父母、不欄居、不相舂雙塘、不食犬肉、婦人椎髻差円、而絡珠為飾、其衣前衿短而後衿長、裙十幅細摺、挑綉花卉異様、而顔色稍紅、為不同耳。

餘与潮（ママ）北獞無異、而絶不与之婚姻往来、視良猺為近之。

(8) ただし、少なくとも 19 世紀以降の史料の記述においては、「壮族」に属する諸集団の文化は瑶族の場合に比べて共通点が多い。

(9) 王守仁『王文成公全書』二九、続編四「送黄敬夫先生僉憲広西序」に、

広西天下之西南徼也。（中略。）山獞海獠、非時竊発、鳥妖蛇毒之患、在在而有。

とあり、また陸祚蕃『粤西偶記』に、

獞人生於深山窮谷、異言殊服。

とある（傍点は筆者による。以下同様）。

(10) なお、明代以降現在に至るまで貴州・湖南に少数の壮族が分布しているが、それらが明代に南下移住した際の残留部分なのか、あるいは移住した集団とは直接関係を持たないのかは現在のところ不明である。ところで、ド・ボークレール（de Beauclair）は、貴州省従江県の壮族が７代前に広西から来住したとの伝承を有することを報告しており（前掲・表１論文）、このような南下移住の大勢とは逆の動きも少数ではあるが実際には見られたことを示している。

(11) この点については、歴史上、「儂人」・「狼人」等と称されたものの後裔が現在では壮族に帰属することからも指摘されるであろう。さらに、壮族が現在、地域により異なる多くの自称をもつことも看過できないであろう。

(12) その経過については［周・王・張・胡（編）　1982］の第八章「明代的貴州」が参考となる。

(13) 『明太祖実録』一四三、洪武十五年三月丁丑条に次の記事がある。

先是、上諭（傅）友徳等、以雲南既平、留江西・浙江・湖広・河南四都司兵守之、控扼要害、考元時所留兵数、并計歳用、及税粮徭役之法、与凡事之便宜以聞。

なお、兵士のみならず一般漢人の移住も、明代を通じて盛んに行われたようである。次の記事は、清初貴州の漢人居住民の大部分がこのような移住民（およびその子孫）であったことを示している。

康熙『貴州通志』三〇、黔苗叛服始末、所引閻興邦「黔苗叛服本末」

黔為西南荒服、籍其地僅足以当中土一大郡、其人自屯軍衛所編氓戍卒芸芸生聚者、雖

云黔人而皆来自他省、各能道其郷里如寓荘僑戸、其真産於黔者、則倶番焚犵狫之属、毒渓瘴嶺盤互莫状。

(14) たとえば、王世貞『弇州山人続稿』八四「潁国公（傅友徳）伝」に洪武14年の貴州遠征の記事があり、その中に、

自率大軍、由辰沅間取貴州道、進行普定、克羅鬼犵狫、諸苗望風降。

とある。

(15) この史料の著者張翀は、万暦『広西通志』二九「人物志」によると、柳州の出身で嘉靖32年（1553）の進士であり、この奏疏を行ったときには南贛巡撫であった。

(16) たとえば、壮族の人口が「二万餘」とされているが、それは恐らくは隆慶3年（1569）当時の数が投影された結果であり、明初における数とは考え難い。

(17) 瑶族の亜種族の一つであり、山子瑶とともに「過山型」に所属する［王　1936］。なお、これは「過山型」瑶族の中にも承佃を通じて「漢化」したものがいたことを示す事例としても重要である。

(18) 田汝成『炎徼紀聞』四、蛮夷「獞人」に、

（獞）善為毒矢射人物、中者焦沸若炙、肌骨立尽、雖猺人亦重畏之、不敢忤視。

とあるように、壮族の保有武装力は瑶族の畏怖するところであった。

(19) 広西では標高500m以上の山地が全省の53%を占める。さらに山丘・丘陵をも加えると75%にもなる。

(20) これは万暦39年（1611）、慶遠府知府に任命された岳和声が赴任する途上の見聞記である。

(21) 参謀本部陸地測量局が1940年に作成したもの。なお、本書で使用する5万分の1地図の典拠は全て同じである。

(22) 王士性は万暦5年（1577）の進士（康熙『台州府志』十「本伝」）で、17年（1589）広西右参議となった（『明神宗実録』二一〇）。この史料は万暦25年（1597）に成った。

(23) 従来、19世紀以降の時期が検討の中心とされたがために、壮族は本質的な平地農耕民であり、その山地民的傾向は瑶族との接触によって生じたものと考えられがちであった。

(24) 光緒『恭城県志』四「武功」によると、嘉靖年間、東寨の壮族李忠保が蜂起を行ない、同17年（1538）に統治権力によって弾圧された。その後、万暦26年（1598）鳳凰堡に耕兵が設置されたが、そのことが続文に指摘されていることからすれば、この記事の成立年代は万暦26年以後（恐らく清初までの間）であるように思われる。

(25) 史料中の壮族の姓とそれらの居住村落名とは、光緒『恭城県志』により確認できる。すなわち、『同書』四「猺獞」によると、壮族李忠保の蜂起の際に高塘村の周相が殺されており、また『同書』「武功」によると東寨村の石朝亮や羅帯村の黄梁松等は統治権力の側に加担し蜂起の弾圧に協力している（なお、この史料より壮族村落として高塘・羅帯村を補って図示した）。

(26) これらは史料からだけでは即断できないが、諸般の状況を考えると可能性は高いであろう。

(27) なお、壮族の農業技術水準については、次の清代の事例が参考となるであろう。すなわち、まず『古今図書集成』＜職方典＞一四一〇、柳州府風俗考「雒容県」に次の記事がある（なお、この記事は現在のところ他書には見出されない）。

居万山之中、獞多漢少。不尚読書、只信巫鬼、稍有睚涯、即率衆相闘、喜報仇。不知播種桑麻、惟耕田為活、輸租之外、剰以贍口、以至窮者類多。且以山為田、又無溝澮蓄水灌漑、倘雨沢愆期、禾苗立槁。

これによると、山間で耕作を行う壮族は灌漑設備を持たず、専ら天水に依存している。次いで、嘉慶『平楽府志』四、陂塘「修仁県」には次の記事がある。

東郷。離県五里倶獞人、大嶺土頗肥、水源頼山水積聚成渓、倘雨沢不均、僅得半収。（中略。）南郷。離県五里倶獞人、田甚瘠、水源由猺山、官壩各処水、灌溉不竭、為中土。西郷。離県十五里、上至沈沙、下至石墻汛、汛外即十排獞人、皆深山畳嶂、田瘠、頼山水灌溉、資為中土。（中略。）北郷。離城三里倶獞人、水源頼山泉積而成渓、灌溉不竭、亦称中土。附郭遶城村庄、資糞水澆灌、土頗肥、水源由県治南郷猺山。発源深遠成渓、築壩灌溉。

これによると、壮族は山麓地帯に居住し、定畑耕作に従事しているようであるが、概ね灌溉は瑤山からの流水に依存しており土壌も瘠せている。他方、県城付近の平野部に居住する漢人は、築壩灌溉や施肥等を行い、土壌が肥沃である。当地の漢人が必ずしも高度な農業技術を持っていたとは考え難いが、しかし壮族と比較すると先進的であったようである。加えて、壮族は裏作としての麦作を行わず（前掲史料『広志繹』）、商品作物の栽培をも行わなかった（前掲史料『古今図書集成』）。このような壮族の技術水準が、その農業生産を停滞せしめるとともに、その低湿地への定住を制約したものと考えられる。

(28) 於是各県巨酋、如北陀黄連宝・中屯黄公相・李公義・黄崑周平安・通津韋扶求・南源韋王七・勢江俸百三、相率来帰、計二百三十七村、五千一百九十六家、男婦二万二千六百二十八名口、編戸輸賦、若斉民。

なお、陳応春は万暦２年（1574）広西参議に（『明神宗実録』二二）、同５年（1577）には広西按察副使府江兵備道となった（『同書』六六）。この史料に見える北陀等の壮族の帰服は同７年（1579）２月乙未のことである（『同書』八四）。

(29) また、焼畑耕作が主体の段階にあっては、恐らく村落は恒久性を欠いていたであろう。

(30) 兪大猷は広西總兵官として隆慶年間、古田壮族（すなわち史料中の「此賊」）の弾圧に活躍した人物である（万暦『広西通志』二五「名宦」）。

(31) この点について、張岳『小山類稿』四「極陳地方苗患并論征勦撫守利害疏」に、

蓋湖貴苗蛮与両広猺獞不同、両広如古田・府江・羅旁諸賊、皆散漫無統、故或欲立土官以管摂之。

とある。このような傾向が、次の史料に示す如く、統治権力による離間策を奏効ならしめたものと考えられる。

万暦『広西通志』三三、外夷、戦功善後事宜「古田」

（嘉靖四十四年）時島夷内訌、兵食交詘。提督都御史呉桂芳度其時未可軽挙、遣古田守備卜禎・典史廖元持文告諭之、上四里獞聴撫、下六里獞逆命如故。

(32) 前掲（註 27）史料『古今図書集成』にもこのような傾向が指摘されている。

(33) 石兆棠氏が行なった調査によると、族長（獞老）は公選によって選出されるのではなく、勢力ある者が暗黙裡に承認されるのであり、その地位は世襲されない［石　1928］。なお、劉錫藩氏は、獞老は公選によって選出されるか、もしくは暗黙裡に承認されるものとしており、また争訟の発生に際して、当事者は獞老に銀・鶏・鴨・酒等の物資を納入して解決を委ねたことを指摘している（村落間の紛争の場合、獞老への謝礼は村落成員全員の共同負担とされた。前掲・表１論文）。

(34) 旧制。即於獞人中、挙一衆所推服者、亦如猺人法、当官立為頭目、以羈縻而約束之、来年如另挙頭目、即為前老。

なお、獞老は漢語に通じ（桑悦『思玄集』三「記獞俗詩」）、村落を代表して公文下達（康熙『全州志』八「猺獞」）、徴収徴発（蕭騰鳳『両粤議稿』「慶遠府同知蕭、為乞勦経奏有名劇賊、以甦民命以粛天威事」）等の実務を請け負っていた。

第２章　明清時代における壮族の佃農化に関する一考察

序文

第１章で筆者は壮族の族源について取り上げ、次の点を結論として提示した。すなわち、壮族は明代、貴州・湖南等の各地から小規模集団の波状的移動という形で広西直轄地へ来住した。来住初期において壮族は山間部に小規模な村落を形成し、焼畑耕作や狩猟採集に従事しており、村落毎に「獞老」に統率される独自の体制下にあったが、しかし漢人地主や統治権力による招佃（壮族の側からすれば承佃）を通じて、佃農として漸次平地定着農耕民化しつつあったように思われる。

本章では、前章をうけて、広西直轄地における壮族と漢人地主の関係を取り上げ、壮族が承佃により漢人地主の佃農となって行く過程を中心に、統治権力の政策との関連や壮族の居住形態・社会・文化等の点にも留意しつつ分析を加えることとする。

第１節　明代における壮族の承佃の開始とその背景

そもそも、壮族の承佃は明代広西において広汎に見られた現象である。例えば万暦『広西通志』三、風俗「論」に次の記事がある。

〔史料１〕広右之俗、無所芬華。男女布素、女絶刻縷、冰紈綺繡、無所用之、茲亦葛屨履霜之遺哉。乃呰窳之習、天性故然、農不自耕、而委之獞人。間有事東作者、而灌溉不時、耘耨易倦。桂林而下、多不辦菽麦、至令稂莠雑生、亦不一顧也。

すなわち広西の風俗の特徴として、漢人居住民の服装は質素であるが、しかし彼らの多くは自ら耕作を行わず、壮族が（承佃により）直接生産者農民となっていたのである(1)。このような壮族の承佃について、本節ではまず、その開始時期および背景を検討したい。

１．開始時期

壮族の承佃の開始時期については次の記事がある。

〔史料２〕汪森『粤西叢載』二七「覃扶照」

荔浦自周文昌之乱(2)、田地多荒、居民鮮少。永楽初、招募獞夷、入土墾耕、生歯漸繁。

〔史料３〕顧炎武『天下郡国利病書』原編第三〇冊、広西所引（嘉靖）「全州志」

洪武初、邑未有猺獞也。永楽間、邑人薛昌・黄秉伸輩、始招致二三耕作、無敢寇害。

自正徳乙亥、賊大猖獗、其徒占拠遂繁、而恭城田主潘欽輩、広為招集湖北諸種、幾遍臺塘。灌之富人、又引古田獞、夾板猺、散布田間。名則藉力耕種、実陰通群寇、為害不細。今耕作既久、林藪漸尽、山原曠土、徧布藍種(3)、民饜山沢之利、結廬俟守、遠近相望、無復昔日梟獍之慮。

〔史料４〕

万暦『広西通志』三三、外夷、戦功善後事宜「柳州馬平」

永楽初、柳州馬平県五都賊梁公竦等作乱、都督韓観勦之、斬首万餘級。馬平十八里之民、尽被屠戮、其存者三不得一。後耕民日少、沃壌荒蕪、往々募獞人耕種。獞日繁、而剽掠滋甚。宣徳間、洛容県蛮賊出劫屯聚。

すなわち、史料２・３には壮族の承佃が永楽年間に開始されたことが明示されており、また史料４からはそれが永楽から宣徳までの間に行われたことが窺い知られ、従って略々永楽年間に開始されたものと考えられる(4)。なお、上の史料には壮族の承佃の背景や結果についても二、三の点が窺われる。すなわち史料３によると、承佃は永楽以後明中期にかけて度々行われたが、その結果、農地開墾が進行し、明末にはかつての原野の多くが耕地化されたことが窺い知られ、また史料２・４ではその背景として、戦乱による田土の荒廃、居民の減少という点が挙げられている。このうち承佃の背景については次にあらためて検討しよう。

２．背景

本項では壮族の承佃の背景について、漢人地主・壮族の双方の側から検討する。

（１）漢人地主側の事情

漢人地主側の事情として第一に挙げられるのは、農地開墾を目的とする労働力の獲得という点である。広西は古来、「瘴癘の地」とされ自然条件に恵まれなかった。明代には広西でも里甲制が施行されたが、弘治５年（1492）当時の里数は僅か 600 里、すなわち江南デルタの１県分にしか過ぎず(5)、労働力の著しい不足を来していた。それゆえ、「至于平原曠野、一望数十里、不種顆粒」(6) という農地未開発の状況が各地に見られた(7)。しかも、前掲史料２・４に示す如く、戦乱（多くは非漢族の蜂起による）のため労働力の不足・田土の荒廃に拍車がかけられた。かくて山間部に居住せる壮族が労働力として注目されるようになったと考えられる。

ところで壮族は、独自の社会体制下に一定の武装力を保持していた。しかもそれは、次

の記事に示す如く、山地民瑶族さえも畏怖するほどであった。

〔史料５〕田汝成『炎徼紀聞』四、蛮夷「獞人」

（獞人）善為毒矢射人物、中者焦沸若灸、肌骨立尽。雖猺人亦重畏之、不敢忤視。

従って、漢人地主側の事情として第二に、農地防衛を目的とする武装力の確保という点が挙げられるであろう。この点について『粤西叢載』二四、獞所引「永福県志」に次の記事がある。

〔史料６〕初柳慶辺山居民、苦於猺寇、募獞人耕種、且以禦猺。久之獞与猺通、遂侵民田産、擄民子女、掠民財畜、為害尤甚。今考居宜山之辺境、与隷各州県者、此種為多。

すなわち、瑶族の襲撃に苦しんだ柳州府・慶遠府の漢人地主が壮族を招佃し、その武装力を利用して農地を防衛させたことが判明する(8)。

（２）壮族側の事情

壮族側の事情として第一に挙げられるのは、生産活動の安定化という点である。すなわち佃農とはいえ、平地定着農耕民化することによって壮族は、より安定した生産と再生産とを保障されたものと考えられる。この点について『天下郡国利病書』原編第三〇冊、広西、永寧州「戸口」に次の記事がある（括弧内は筆者の補足。以下同様）。

〔史料７〕今之里獞、非其土著也。先是（明初？）柳慶歳大祲、有奸民者招諸猺（ママ）（獞）、就粟以千計、既而種落蕃衍、遂駆屠居民、雄踞其境。

すなわち、飢饉のため食糧危機に陥った永寧州（古田県）の壮族は、承佃によって食糧の安定的供給が可能になったばかりでなく、やがて人口増加により勢力を伸ばし、遂には漢人に攻撃を加えるようになったことが判明する。

第二に挙げられるのは統治権力との接触の回避という点である。この点について『粤西叢載』十八、蛮習所引（万暦）「平楽府志」に次の記事がある。

〔史料８〕平楽猺獞流劫、大要皆中国人教以犯法。異時者、二種之人（猺獞を指す）不識文字、不束髪、不習為中国言、呼之見吏則縮首、寧死不敢詣、惟里胥田主言是聴。

すなわち、壮族・瑶族は、文字・言語・習俗等の文化が漢人のそれと異なるがゆえに、統治権力との接触を極度に恐れていた(9)。従って彼らは編籍されるよりも「里胥田主」（＝漢人地主）の勧誘を受諾して佃農となる道を選択したのである。

以上、本節を要約すると、壮族の承佃は永楽年間から開始されたが、その背景として、漢人地主の側には農地の開墾と防衛のための労働力・武装力の獲得という事情が、他方、壮族の側には生産活動の安定化、統治権力との接触の回避という事情が存したのである

(10)。

第２節　承佃の進行と壮族・漢人地主の存在形態

前節で述べたように壮族の承佃が開始されたのであるが、次にそれは如何なる形で展開したのか、という点を、壮族・漢人地主双方の存在形態との関連において具体的に検討する必要がある。従って、本節では承佃関係を結ぶ際の交渉方法、壮族村落と佃作地との立地条件、および広西の漢人地主の特徴等について検討したい。

１．承佃の交渉方法

まず承佃関係を結ぶ際の交渉方法について万暦『広西通志』三三、外夷、諸夷種類「論」に次の記事がある。

〔史料９〕顧里胥桀黠、素習夷語、恃口舌游揚、名曰招主。素封之家、藉夷人為力作、名曰田主。

すなわち、壮語に堪能な「里胥」（恐らく里長）が「招主」として承佃交渉を担当し、「素封之家」に佃農＝壮族を供給していた。この外、漢人「田主」・「富人」が直接交渉を行う場合（前掲史料３）も見られるが、恐らくは上のような場合が多かったように思われる。

次いで承佃ののちの地代の徴収方法について次の記事がある。

〔史料 10〕瞿九思『万暦武功録』四、広西「馬平韋王朋諸獞列伝」

初馬平猺獞、常請郷士大夫之託、以佃丁荘戸、浮沈閭閈、而郷士大夫亦親入寨峒、遂至交銭財、稞租責息、出入県庭、始未嘗不相善、而後漸自相戕賊也。

すなわち地代や利息の催徴に際しては、地主が直接壮族の寨峒＝村落へ赴きこれを行っていた。上の史料からはさらに、明末までには壮族と漢人地主との関係が「相善」から「自相戕賊」へと変化したことや、「寨峒」という表現から壮族村落の立地条件が想像される。このうち後者の点については次項であらためて検討しよう。

２．　壮族村落と佃作地との立地条件

承佃せる壮族の村落とその佃作地との立地条件について、まず嘉慶『平楽府志』三三、夷民部、猺獞、富川県「古田獞村」に壮族の村落名が列挙（黄姜・大営・老＊湾・瓦窑・鵝鸞・長村・鰲嶺）されており、さらに次の記事がある。

〔史料 11〕古田六寨、為内八源門戸、猺賊出入経此焉。明生員周真、義招獞丁、留駐此地、

以備禦防。即今之黄姜韋莫覃三姓是也。所居依山面水、田疇甚腴。

瑶族の攻撃を防禦するために生員周真によって「獞丁」の招佃が行われたのは明代後半嘉靖初期のことと考えられ(11)、また清代嘉慶年間には上の村落のうち壮族が居住するのは黄姜村のみであったことから判断すれば、上の各村落が壮族村落として存在した時期は略々明末清初と想定される。上の壮族村落に瑶族や別派の壮族（「花山壮族」(12)）の村落を補って図示すると地図６のようになる。それによると、中央部を南流する河川の沿岸に谷底平野が形成されており、その最奥部には瑶族が、谷口部には当該壮族が、さらに西部山間地帯には花山壮族が各々村落を形成している。これより承佃せる壮族は、平野の漢人居住地の縁辺部にあって瑶族の「出入の門戸」たる谷口・山麓地帯に居住し、恐らくはその佃作地も村落の近辺に存したであろうことが窺い知られる。広西来住の初期において壮族は専ら山間部に居住していたことを考慮に入れるならば、上の事例は承佃を契機として壮族の山間部から山麓地帯への進出が行われたことをも物語っている(13)。

とはいえ、広西各地の壮族がおしなべて上の過程をたどったわけではなく、次の史料に示す如く若干の地域差が見られた。

〔史料 12〕王士性『広志繹』五「広西」

広右異于中州、而柳・慶・思三府又独異。蓋通省如桂・平・梧・潯・南寧等処、皆民夷雑居、如錯碁然。民村則民居民種、獞村則獞居獞耕、州邑郷村所治、猶半民也。右江三府則純乎夷、僅城市所居者民耳。環城以外、悉皆猺獞所居、皆依山傍谷、山衡有田可種処則田之、坦途大陸縦沃、咸荒棄而不顧。

すなわち、桂林・平楽・梧州・潯州・南寧の各府では、壮族が平地へ進出し、その村落が「入り混った碁石の如く」漢人村落と錯綜して形成されつつあったが、他方、相対的後進地域の柳州・慶遠・思恩の「右江三府」では、非漢族人口が極めて多く、山間には非漢族、都市には漢族という顕著な居住形態上の相異が発生していた。「右江三府」の壮族もまた、恐らくは承佃の進行にともなって低地へ進出して行くものと予測されるが、ともあれ以上の検討により、壮族は承佃によって山間から山麓、さらには低地へと進出しつつあったことが指摘されるであろう。

ところで、このような壮族の広汎な分布という条件が、広西の漢人地主の存在形態に如何なる影響を及ぼしたのであろうか。次項ではこの点について一瞥しよう。

3．　漢人地主の存在形態

明代広西の漢人地主の特徴を示す事例の一つとして次の記事が挙げられる。

〔史料 13〕嘉靖『広西通志』十九、田賦、柳州府条所引、衡州知府計宗道「上当道乞減馬平県餘田加徴状」

大抵広西土田、於猺獞代耕、非如中土皆百姓自為也。以夷所耕者、民為代輸、力強者則得之、力弱者則販之、而況下田荒遠者乎。今欲餘田増粮、官必取于民、民必取于夷、夷賦于民、民納于官、于国計得矣。倘所増数不足、官必責民、民必責夷。官責民逋負、繫累之而已、民責夷欠租、豈得以拘哉。必請陳師鞠旅、抵其村落、威懾之而後能爾也。倘或有一二強頑、恃険拒抗、負固不服、威又不能懾之。其奈之何。不但不服而已、我兵一退、或聚衆俘劫、声言激変。責将誰帰。且蛮夷之性、易動而難安、善撫之僅制其侵暴足矣。

これは、柳州府馬平県出身の衡州知府計宗道が正徳 12 年（1517）～14 年（1519）頃、馬平県の「餘田」に対する増税政策を批判した状文の一部である。「餘田」とは、該県における「獞田」すなわち編籍ののち起科された壮族の保有田土の呼称である(14)が、上の史料によると、壮族が投献によってこれを漢人地主名義に変更して佃農となり、従って壮族が漢人地主に納租し、漢人地主が統治権力に納糧するという特殊形態が発生していた。しかし、壮族は往々欠租した。漢人地主の税糧滞納については統治権力が彼を容易に拘束し得たが、他方、壮族の欠租に対して漢人地主は追比の際に官兵をともないその威に依存せざるを得なかったのである。さらに前掲史料５に示す如く、壮族が一定の武装力を保有していたことからすれば、それでもなお壮族の抗租、ひいては武装蜂起の発生を阻止することができなかった。この点を考慮すれば、他方、在村漢人地主の側も又、恐らくは土地所有の維持のためには壮族に対抗し得るだけの実力、より具体的にいえば一定の私的武装力の保有が必要であったように推測される。この推測は、計氏自身、いわば「土豪」的側面を有していた(15)ことや右の史料の冒頭部分の「力強者則得之、力弱者則販之」という表現、さらに、該県には十数もの壮族村落を支配する漢人地主が存在したこと(16)等によって一層補強されるであろう。

以上、本節を要約すると、壮族の招佃に際して多くは、漢人地主が「招主」として介在していた。承佃せる壮族の村落と佃作地とは主に漢人居住地の縁辺の山麓地帯に立地していた（この点については地域差が見られたが、承佃の進行にともなって壮族は概ね山間から平地へと進出しつつあったようである）。承佃は村落単位で行われ、武装力を保有する壮族に対して、他方、漢人地主もまた、「土豪」的傾向を有していたようである。

ところで、既にその一、二の点を指摘したが、壮族と漢人地主との関係は明代中期頃から尖鋭化して行った。さらに明末には壮族の武装蜂起が発生し、統治権力の介入と弾圧とを招くこととなるのであるが、次節ではこの点を検討しよう。

第３節　明代中期以降における壮族・漢人地主関係の尖鋭化と明末清初における統治権力の介入

本節では、まず明代中期以降における壮族・漢人地主関係の尖鋭化、すなわち漢人地主の私的搾取の実態とそれに対する壮族の抵抗運動について述べ、次いでこのような状況下に敢行された統治権力の介入について検討する。

１．明代中期以降における壮族・漢人地主関係の尖鋭化

（１）漢人地主による搾取

まず、漢人地主の壮族に対する搾取の実態について次の史料を手懸りに見て行こう。

〔史料 14〕万暦『広西通志』三九、芸文、鄭一龍[17]「議右江用兵事宜」

（A）奸民豪右、以己之田、詭名賊占、藉口抛荒、影避賦役。及至審編攢造、排年里甲、互相隠蔽、群而和之曰、是賊占也、是抛荒也。有司莫之能詰。

（B）猺獞亦有向化納糧者、但不入城郭、率以其糧付之里排。里排得之、以為己物、不輸於官。官府追徴、反諉曰獞欠猺欠。彼此隔遠、莫之能査。

（C）地属辺方、率多頑民、戸有常賦、倶不尽完、或納其三分之一。相沿既久、以為旧規。務欲求少、不肯加多。

〔史料 15〕王士性『広志繹』五「広西」

然獞人雖以征撫附籍、而不能自至官輸糧、則寄託于在邑之民。獞借民為業主、民借獞為佃丁、若中州詭寄者。然毎年止収其租、以代輸之官、以半餘入於己。故民無一畝自耕之田、皆獞種也。民既不敢居獞之村、則自不敢耕獞之田。即或一二貴富豪右、有買獞田者、止買其券、而令入租耳。亦不知其田在何処也。

〔史料 16〕『粤西叢載』十八、蛮習所引（万暦）「平楽府志」

里胥・田主者、率視其人（猺獞）為奇貨、未乱則交搆以揺之、未征則陽為漏洩、而寄其孳畜、或誣以陰庇免誅、或執以要賞、而没其所寄。懼其見吏言状、已無所售詿、則多飾夏楚之威・科罰之酷恐嚇之。於是二種之人、其懼見吏也滋甚。

まず、史料 14 によると、広西は辺境の地なるがゆえに「頑民」が多く、彼らはともすれば

税糧を滞納した（C）。のみならず、これらの「奸民豪右」は「賊占」・「抛荒」に藉口して避役を行い、徭役負担者の指名の際には排年里長が彼らの意を承けて不正工作を行った（A）(18)。編籍された壮族の税糧催徴には漢人里長が当たったが、里長はこれを着服し、督促を受けるや「獞欠」・「猺欠」と虚偽を申し立てた（B）。次いで、史料 15 は前掲史料 12 の続文である。これによると、壮族は統治権力の征撫を受けたのち編籍されたが、税糧納入は専ら漢人地主の手を通じて行われていた。漢人地主はこれを利用して壮族を「佃丁」とし、税糧の半餘を横領していた(19)。のち漢人地主は生産から遊離し都市に居住する不在地主となるに至ったが、このような漢人地主の非法な搾取の事例として、さらに史料 16（前掲史料８の続文である）によると、漢人里長・地主は壮族や瑶族を「奇貨」と見做し、これを煽動して蜂起に向かわしめ、それに対する統治権力の弾圧に関する情報を漏洩するなどして、壮族の妻子や家畜等を奪取した。その上、訴訟の防止のため、公的刑罰制裁を材料として壮族を脅したので、壮族の統治権力を畏怖する傾向は愈々増幅するに至った(20)。

これらの事例により、漢人里長・地主が明代中期以降、各種の手段を籠して壮族に対して恣意的非法搾取を行っていたことが判明するとともに、そのことが主佃関係の尖鋭化を招き、ひいては壮族の武装蜂起の発生へとつながってゆくであろうことが予測される。

（２）壮族の反撃

上に述べたような漢人地主の誅求に対して壮族の側も反撃を行った。壮族は元来、一定の武装力を保有しており、しかも明代中期ごろまでには人口の大幅な増加を背景に集団の規模が拡大していた(21)ので、それは往々、大規模な武装蜂起にまで発展した(22)。壮族の主な武装蜂起は、表４に示す如く、明代中期から明末・万暦前半期にまで及び、特に嘉靖から隆慶年間にかけて最高潮に達した。

表４　明代中～後期の広西における非漢族の蜂起

成化１（1465）	大藤峡瑶族侯大狗の蜂起（翌年弾圧さる）
弘治３～５（1490-92）	古田県壮族の蜂起が発生し、古田県治が陥落。
同５（1492）	府江壮族の蜂起が開始。
正徳２（1507）	府江両岸壮族の蜂起。
同３（1508）	馬平県・洛容県壮族の蜂起。
同 11（1516）	府江両岸・断（大）藤峡瑶族の蜂起。
同 15（1520）	古田県壮族が洛容県治を攻陥。
嘉靖５（1526）	古田県壮族が桂林地方を侵掠。
同 17（1538）	断藤峡瑶族侯公丁の蜂起。
同 24（1545）	馬平県・来賓県壮族の蜂起。

同 33～40（1554-61）	八寨瑤族の蜂起。
隆慶５（1571）	古田県壮族が弾圧さる。
万暦１（1573）	陽朔県壮族廖金濫の蜂起（翌年弾圧）。 懐遠県壮族・府江壮族が弾圧さる。
同２（1574）	十寨（八寨）瑤族の蜂起（同８年に弾圧さる）。
同３（1575）	府江壮族黎福荘の蜂起（同年弾圧）。
同 12（1584）	府江西岸瑤族の蜂起（同年弾圧）。
同 24（1596）	岑渓県瑤族の蜂起。

＜典拠＞『明実録』、万暦『広西通志』三三、『粤西叢載』二六「明朝馭蛮」

張翀『鶴楼集』虔臺疏集二「題為乞処広西地方、並甄別両広人材疏」によると、隆慶３年（1569）当時、既に３県（治）が壮族の攻撃を受けて陥落し、９県が陥落の危機に瀕していたが、その外の各県でも里甲の過半数が占拠されていた(23)。蜂起せる壮族諸集団のうち規模最大なのが古田県の韋氏によって統率された集団であり、それは古田県治を攻陥し、前後約 80 年間にわたって広西中・北部一帯の地に猛威を振るった。戦火に見舞われたこれらの地域では「為其蚕食、将無民矣」(24)「人民日見流離」(25) という惨状を呈し、かつて壮族に対して非法搾取を行った漢人地主は「机上の肉」(26) として壮族の好餌とされ、戦火の下、「奔命流竄以死」(27) という末路をたどる者が少なからず見られたのである。

しかしながら、壮族韋氏の集団が隆慶５年（1571）に弾圧されたのをはじめとして、他の蜂起集団も万暦前半期までには概ね弾圧され潰滅するに至ったのである(28)。

２．明末清初における統治権力の介入

前項で述べたような状況の下、明末清初に統治権力による介入と弾圧とが行われた。すなわち統治権力は、蜂起せる壮族を弾圧し、恭順せる壮族を編籍した外、他方、漢人地主に対しても、特に招佃や税役滞納に関する規制を行なった。本項では、このような統治権力の介入について具体的に検討したい。

まず、対壮族政策について見ると、蜂起した集団に対してこれを徹底弾圧し、占拠された田土を本来の所有者に返還したことは言う迄もないが、恭順の意を表示したものに対してはこれを「熟獞」戸として編籍し、その田土を「獞田」として起科した。税糧徴収率を低くし、最寄の里甲組織を通じて徴税せしめる(29) とともに、次の史料に示す如く、各村落に「獞長」を任命し、里長の統属下において税役催徴の実務を担当させた。

〔史料 17〕『明穆宗実録』五七、隆慶五年五月辛巳条所引（両広提督）李遷・（広西巡撫）殷正茂等「調陳古田善後事宜」

聴撫獞人、毎村立一獞長、倶聴里長管束。糧差規則、悉従軽省、倶聴里長催納、州官厳禁、不許科擾、以啓釁端。（上皆従之。）

このような間接的統治方式の実施は、直接統治に随伴して発生しがちな壮族との彼我の軋轢を極力回避しつつ支配を及ぼして行くのに暫くは必要であったように思われる(30)。そして支配権の浸透にともなって、壮族は税制上、一般漢人民戸と同等の待遇を受け「民になって」(31)行ったように推測される。

さて、次いで対漢人地主政策について、以下の事例を手懸りに見て行こう。

〔史料 18〕『明世宗実録』三五六、嘉靖二十九年正月辛卯条所引、広西巡按御史蕭世延の奏。

当行撫按官、清査強獞占種不輸租者、勢豪逋欠、里胥詭寄飛灑者、有司催徴不完者、悉治以法、仍募人開墾荒田、務足原額。（疏下所司議可倶行之。）

〔史料 19〕万暦『広西通志』二五、名宦「鄭一龍伝」

嘉靖間、為按察撫夷僉事。時古田不靖、報諜紛拏、公捜諸掌故、考其沿革、作撫夷志。（中略。）又作撫夷通論、一曰厳緝事、二曰別夷情、三曰禁招主、四曰誅賊脚、五曰謹巡哨、六曰明賞罰、七曰防寇有時、八曰勦賊有引、仍着為功、令一一設施行。自是盗賊斂跡。

〔史料 20〕『明神宗実録』三二、万暦二年十二月己酉条所引、広西巡按御史唐錬の奏。

広西原額夏秋二税、共該米四十三万一千三百五十七石・屯糧六万一千二百石。（中略。）近来民間拖欠、完納者不足三分之一。其間賊占抛荒固多、有藉以為名、民隠其九者、有指荒為詞、未荒而免者、有勢豪吞占、莫可誰何者。宜行司府州県都司衛所、将一応額辦銭糧、如法追徴。

〔史料 21〕『同書』同巻同年同月甲寅条。

兵部覆、広西巡按唐錬條陳。（中略。）一議勧農、広西民田禁与猺（獞）賊佃種。

〔史料 22〕『宮中档雍正朝奏摺』第二〇輯（雍正十年六月二七日）広西学政趙晃「奏陳地方学政事宜摺」

生監包攬獞人銭糧、宜清査厳禁、以息争端也。査銭糧包攬代納、律有明條、生監違禁攘利、尤法所不宥。粤西民獞雑処、愚獞墾荒食力、経歳不入市城、遂有劣衿欺其無知、私収包納網利肥己。更有一種豪強衿監、出本図利、争先搶納。随至獞村、坐収勒利償還、需索食物供応。又或因包納已久、欺獞人愚懦、竟誣為佃丁、収其田租、将所耕地畝、拠為己産、以致争控、訐訟不休。（中略。）請嗣後近獞地住居生監、令州県官査其本名下実在応完銭糧若干、照数徴収。倘有将獞人銭糧、包納搶納、並覇佔獞地者、本

生加倍治罪。

史料18によると、嘉靖29年（1550）に「強獞」のみならず、漢人地主・里胥の税糧滞納や詭寄・飛灑を通じての避役に対しても取締が行われた。次いで、史料19によると、嘉靖末には鄭一龍の建議に基づき、招主による壮族の招佃が禁止された。さらに史料20・21によると、万暦2年（1574）にも漢人地主の税糧滞納の取締（史料20）と招佃の禁止（史料21）とが行われた(32)。また、史料22によると、清代雍正年間、壮族に近接して居住する漢人生監層が壮族の税糧を包納・搶納し、あるいは壮族を佃農とし田土を覇佔するような事態が発生していたが、これに対して規制が行われている。

以上の事例から明末清初、統治権力が漢人地主の税役滞納や壮族の招佃に対し規制を行ったことが指摘されるが、その場合、注意したいのは規制が度々行われており(33)、従ってその効果自体に疑問が抱かれる点である。この点から推断すれば、それは尖鋭化せる壮族・漢人地主関係を緩和し、新たな蜂起の発生を防止するのに一定の成果を収めたにせよ、地主の利益を否定して壮族の佃農化の大勢を全面的に阻止するには至らなかったように考えられる。事実、次の史料に示す如く、弾圧と規制ののちも漢人地主の搾取が見られた(34)。

〔史料23〕郭応聘『西南紀事』四、平永福辺山「論」

今征勦之後、一時夷類稍知嚮風、而里民之害猶未已。或脅理旧讎、或責償宿負、或利其禾畜、而怵以再征之言、或匿其貨賄、而誘以撤堡之議、其醸禍類如此。

以上、本節を要約すると、明中期以降、漢人地主と壮族との主佃関係が尖鋭化して行き、明末にかけて壮族の武装蜂起が発生した。このような状況下に統治権力が介入し、蜂起を弾圧し壮族を編籍するとともに、他方、漢人地主に対しても招佃等に関する規制を行った。しかしそれは、壮族の佃農化の大勢を全面的に阻止するものではなく、従って清代に入ると壮族の佃農化は一段と進行するように予測されるが、この点については次節であらためて検討しよう。

第4節　清代における壮族の佃農化の進行

以上に述べた壮族の佃農化の進行は、清代に入ると一段と加速され、それにともなって壮族の居住形態や社会・文化において顕著な変化が発生したように思われる。本節ではこれらの点について検討したい。

1．壮族の佃農化

清初康熙年間における壮族の動向について次の記事がある。

〔史料 24〕康熙『広西通志』三三、土司、諸彝種類所引（慶遠府推官）謝天枢の言。

夫今之猺獞、与漢人無異、所不同者、飲食・言語・衣服耳。（中略。）而部種多散処民間、雑作傭保、愚者為人役属、穈褐不給、黠者不堪其謫辱、梗而竄草間。

〔史料 25〕黄之雋『唐堂集』(35) 十七、雑著「広西諸蛮志」

猺獞雖獷悍、然畏見官府、不敢親詣州県。其田糧輒請吏民之猾者、立戸代之輸、而倍償其数、謂代輸者為田主、而代輸者反謂有田者為佃丁。伝至子孫、忘其非己有、輒索租於猺獞。猺獞曰、「我田也。爾安得租。」代輸者執其州県所給糧単、以為拠曰、「我田也。爾安得抗租。」於是訟不解、官亦不能辨為誰之田。然必左袒民、而抑猺獞、猺獞愈不服。

史料 24 によると壮族は、飲食・言語・衣服等の文化において、依然独自性を保持していたものの、「民間に散処」し佃農等として漢人に役使されるようになった。一部には佃農の境遇に安住せず「梗」をなす者も存在したが、全体的には佃農化し、衣食に困窮するほどの経済的圧迫を受けるようになったのである。次いで史料 25 によると、漢人吏民が編籍壮族の税糧の納入を請け負い、それを契機に田土を奪取し壮族を佃農としていた（このような状況は、前掲史料 15 に示す如く既に明代に発生しており、また前掲史料 22 に示す如く、のち雍正年間においても見られた）。かくて両者の間に争訟が発生したが、統治権力は概ね漢人に有利な裁定を下し地主の利益を保護したのである。

これらの事例から清代康熙・雍正年間、壮族の佃農化が一段と加速されたことが裏付けられるとともに、史料 24 にその一端が窺われるように、それにともなって居住形態や文化の面においても変化が発生しつつあったようであるが、これらの点については次項以下であらためて検討しよう。

2．居住形態の変化

先述の如く、壮族は明代、承佃の進行にともなって山麓・低地へ進出しつつあったが、それは清代に入るとひときわ顕著な現象となり、その村落が低地に漢人村落と近接して形成されるようになり、やがて漢人村落に吸収されて行ったようである。前掲史料 24 の「散処民間」という表現からもその一端が推測されるが、この点について次の修仁県の事例を手懸りに見て行こう。

〔史料 26〕嘉慶『平楽府志』四、陂塘「修仁県」

東郷、離県五里、倶獞人。大嶺土頗肥、水源頼山水積聚成渓。倘雨沢不均、僅得半収。（中略。）附郭遶城村庄資糞水澆灌、土頗肥。水源由県治南郷猺山、発源深遠成渓、築壩灌溉。離城九村、呂村・東西横水・老県・桂嶺五村、民獞雑処、田頗肥、資官壩灌溉。

上の史料中の村落に瑤族村落を補って図示すると地図８のようになろう。それによると、南側の大瑤山へ連なる山間部には瑤族が、山麓地帯には壮族が各々居住する外、県城近郊の平野部には「壮漢雑居村落」が見られる。また、上の史料中の「附郭遶城村庄」は概ね漢人村落と考えられ、従って県城を起点とすれば漢人村→壮漢雑居村→壮族村→瑤族村の順に村落が同心円状に分布していたことが指摘される(36)。

ともあれ、上の事例より清代中期、壮族が平野部において漢人と同一の村落に雑居するようになりつつあったことが判明するとともに、恐らくは壮族村落がこのような形で解体し、壮族は漢人村落へ吸収されて行ったであろうことが推測される(37)。そうだとすれば、この過程において壮族独自の村落内社会体制もやはり、変化して行ったものと予測されるが、この点については次項であらためて検討しよう。

３．村落内社会体制の解体

壮族は明代、村落ごとに「獞老」に統率される独自の社会体制を保持しており、それは統治権力の間接的支配政策と相俟って、編籍ののちも暫くは残存したが、のち漸次解体して行ったものと考えられる。この点について、次の乾隆中期、賀県の壮族と瑤族との動向に関する事例が有力な手懸りを与える。

〔史料 27〕光緒『賀県志』七、風俗「猺獞」所引乾隆（三七年）「旧志」

獞人散処郷村、衣服飲食、与斉民無異。惟婦女服飾稍別。（中略。）所在皆身列膠庠者、後先相望、由明経孝廉、入仕籍者、且相接踵、其餘耕鑿相安、皆知教子弟読書識字、幾不辨其為獞矣。（中略。）猺居山冲、亦聚族成村、多盤姓。（中略。）種禾黍粟豆為食、能為材木器具、及猟山獣探山蔬市銭、以供日用。近年田土升科、亦有供正賦者。

すなわち瑤族は、山間部に集中居住し、焼畑耕作や狩猟採集・木材加工等を生業とし、恐らくは独自の社会体制を保持していたが、他方、壮族の生態は瑤族と対照的であった。すなわち壮族は、低地の郷村に分散居住し、女性の服飾以外は漢人との文化上の相異が見られなくなった(38)。のみならず、族内では階級分化が発生していた。学校へ入学し科挙を経て官僚・生監の身分を獲得し、中国王朝の統治階級へと上昇を遂げる者が壮族中に輩出し(39)、ために外表的には漢人士大夫との間の識別さえも困難となった。このような壮族と瑤族と

の適応様式の乖離(40)には漢人地主による招佃が重要な契機を与えたと考えられるが、ともあれ、以上の検討により清代、壮族の独自の社会体制が既に解体する方向にあったことが指摘されるであろう。

4．文化の変化

このような壮族の佃農化、居住形態や社会体制の変化にともなって、文化もまた変化した。その二、三の点については既に指摘したが、次の潯州府の事例を手懸りにあらためて見て行こう。

〔史料28〕同治『潯州府志』四、風俗「獞人」

旧省志（雍正『広西通志』を指す）言曰、獞者撞也。粤之頑民、性善攻撃撞突、故謂之獞。（中略。）拠此所云、是百十年前之獞、非今日之獞也。或別拠州県之獞、非郡属之獞也。今日郡属之獞、樸厚勤謹、畏見官司、客籍凌之、無敢抗者。至其居処衣服飲食、均与斉民同。惟語操土音、対客籍則説広東平話、与其儔類言啁嘲、皆獞話也。

すなわち、清代中期から末期にかけて壮族の「漢化」は、上の史料の編者をして「雍正年間に頑民といわれた壮族と現在（同治年間）のそれとは異なる」との錯覚を抱かせるほど進行したのである。漢人客民の暴力的行為に対しても無抵抗であり、居住形態や衣服・飲食等についても漢人と等しくなった。僅かに言語のみ異なるが、それも専ら同族間で使用され、漢人客民との間では広東語が伝達手段とされていた。このような状況下にあっては、地域によって程度の相異こそあれ、壮族は概ねその民族的アイデンティティさえも喪失する方向にあったように推測される(41)。

以上、本節を要約すると、清代において壮族の佃農化が一段と加速され、さらには壮族内部で階層分化が発生し、独自の村落と社会体制とが解体し、壮族は漢人の全体社会へ吸収同化されて行き、文化面での独自性をも喪失して行ったように考えられる。このような壮族の動向は、山地民瑤族の場合とは際立った対照をなしている。

小結

明清時代における広西の直轄地の壮族の佃農化について本稿で展開した推論の要点は次の如くである。

（1）壮族の承佃は明初・永楽年間、漢人地主の側の農地の開墾・防衛のための労働力・武装力の確保、壮族の側の生産活動の安定化、統治権力との接触の回避という事情を背景

として開始された。

（2）壮族の招佃に際しては多くの場合、漢人里長が交渉に当たった。承佃せる壮族の村落と佃作地とは、明代では主に漢人居住地の縁辺の山麓地帯に立地していた。また、壮族は一定の武装力を保有していたが、他方、在村の漢人地主にも「土豪」的傾向が見られた。

（3）漢人地主と壮族との主佃関係は、明代中期以降尖鋭化して行き、明末において壮族の武装蜂起が各地に発生した。明末清初、統治権力が介入し、壮族と漢人地主との双方に対して弾圧と規制とを行ったが、壮族の佃農化の大勢を阻止することはできなかった。

（4）清代、壮族の佃農化は一段と進行し、独自の村落と社会体制とが解体し、壮族は漢人社会へ吸収されて行くとともに、文化面での独自性をも喪失して行ったのである。

このような壮族の佃農化およびそれに随伴せる社会・文化変容の現象はとりもなおさず、その「漢化」の一端をも物語るものであるが、本章で行った推論が幸いに大過ないものとするならば、壮族の「漢化」過程を体系的に理解するためには差し当たって以下の点も検討されねばならないであろう。（1）商人から逃亡農民・無頼に至るまで種々の階層の外省からの漢人「客民」の広西への進出・流入の実態と壮族との関係、（2）統治権力の対壮族政策（本章でも若干言及したが、対瑶族政策との相異に留意しつつあらためて専考されるべきである）。これらの点の検討は後章において行うこととしたい。

註

(1) 嘉靖『広西通志』十九、田賦、柳州府条所引、計宗道「上当道乞減馬平県餘田加徴状」にも、

大抵広西土田、於猺獞代耕、非如中土皆百姓自為也。

とある（なお、「猺獞」とあるが恐らく実際には「獞」＝壮族のほうに比重が置かれているように思われる。漢籍では屢々、このように瑶と壮とが厳密に区別されずに使用されるが、記録を残す側＝漢人士大夫層の種族識別の基準の曖昧さに起因せる一種の汎称である場合が少なくない）。

(2)『粤西叢載』二七「荔浦周文昌」所引「荔浦県志」によると、それは洪武31年（1398）に発生し、十餘年もの間猛威を振るった。

(3) 康熙『全州志』二、営堡「灌陽県」では「編布墾種」に作る。

(4) 張萱『西園聞見録』六二、外編、兵部、職方「広西」所引の次の記事では「国初」とのみ記され、具体的年代が挙げられていないが、筆者の推測を一層補強するであろう（文中の「猺」は汎称と考えられる）。

（A）（楊博の言）広西当嶺南右偏、幅員甚広。国初以桂林為省会、肇建靖藩。于時編民稀少、招猺墾荒、歳久蔓延、田土半為侵占、糧額日減。

（B）（沈昌世の言）国初戸少、招猺墾藝、歳久蔓延、衆倍于我。

(5)『明孝宗実録』六O、弘治五年二月癸丑条所引、広西左布政使李孟暘の言。

本省為西南辺徼、所統流官州県数僅五十、実計人戸不能六百餘里、特江南一大県而已。

(6) 王士性『広志繹』(万暦 25 年序) 五、西南諸省「広西」。

(7) とはいえ、おしなべて開墾不能の地であったわけではなく、次の史料から窺われるように、一定の資本と労働力とを投下すれば開墾が十分可能な地も少なくなかった。

魏濬『西事珥』(万暦 40 年序) 三「墾田之利可興」

予従潯州登陸、歴横・觭・賓・柳、目之所及、殊多曠土、皆饒草蔬足水泉、可施畚钁銚蜃者甚衆、詢之知者云、諸処曠土皆類此。

(8) 宣徳『桂林郡誌』二〇、雑誌、諸番蛮夷「獞人」に、

初慶柳平賀辺山居民、苦於猺寇、募獞人耕種、且以禦猺。久之与猺通、共為民害、日見滋蔓、尤当慎之。

とあり、このような現象は柳州府、慶遠府の外、平楽府平楽県・賀県でも見られた。

(9) 欧陽東鳳『素風集』附録 (清) 劉醇驥「欧陽太僕伝」に、

(万暦中) 出為平楽知府。(中略。) 異時両種人 (猺獞) 不習漢法、視郡邑吏如天帝、寧死不敢見。

とある。このような傾向は、次に示すような胥吏の誅求によって一層強まった。

『天下郡国利病書』所引、永寧州「風俗」

又愚獞畏見官府、一渉詞訟、差人執票拘提、匿不敢出。於是差人恣行魚肉、飽其欲而帰、間有与承行吏剖分者、官票則置之高閣矣、官府少察、則擬一罪名送官府、原被干証、無一至焉、官受其汚名、差飽其鯨腹、永俗往々如此。

(10) なお、編籍された壮族が保有田土 (「獞田」) を漢人地主に投献・典売し小作を行なうような場合も見られた。次の史料に示す如く、「獞田」は税糧徴収率が低く、かつ免役とされたので、漢人地主の集積の対象となった。他方、壮族にとっても、土地の名義を漢人地主に変更することによって同族間での紛争を回避することができた (ただし、壮族の編籍が進行するのは明末、その武装蜂起が弾圧されたのちの時期であり、従って明代では未編の者のほうが多数を占めていたものと推測される)。

蕭騰鳳『両粤議稿』上「慶遠府同知蕭、為仰仗神威、亟除重患、以蘇一方生霊事」

蓋其党類 (獞) 懼相凌奪、以自墾之田、投于豪貴之家。豪貴忻然受焉、而享其無税之田。獞於彼為佃丁、於慶為盗賊。

嘉慶『平楽府志』三三、夷民部、猺獞「修仁県」

南隘十排、皆獞巣也。(中略。) (万暦間) 委土舎梁伝一、履畝親丈、分為十排、止納糧不当差。

(11) 嘉慶『平楽府志』二一、人道部、忠義、富川県「周真伝」

周真、鐘山鎮人、邑庠生。嘉靖元年、西郷賊馮道任作乱熾甚。真白諸当道、賈勇剿撲、賊潰散。西郷居民、始復其田疇廬舎、皆真力也。

(12) この集団について光緒『富川県志』十二、雑記「寇変」に、

宏治十二年、招撫獞賊覃福成等於花山。

とあり、その原註に、

覃福成、恭城東寨人、結党為寇、行劫平楽・富川二邑間、攻破花山等寨、分拠之。当事者尋即其地議撫。今之平布・大湾・灘頭等一十五巣、皆其遺種、最為悍蠢。

とあるように、それは弘治年間に蜂起を行い弾圧されたが、その後も漢人の側からすると反抗的であった。

(13) この点について次の義寧県の事例も参考となる。

『粤西文載』四四、碑文、政蹟、(明) 尹圭「義寧県透江堡碑」

実義寧・永福・霊川・興安、要害之地、環処其外。為西嶺・塘勒・安鑑諸村、村民往嘗招獞分田、錯処以為衛。既而獞種日繁、獷悍不制、導賊属掠、為之転贖、以要重利。

或陰搆党孽、焚蕩村墟。民苦荼毒、歳益不支。有悪賊黄明相、亦先年招来者、生息引集、族衆近百、分拠平田・江門・磁峒・胡山諸寨、民皆側目以視。毎夏秋天旱、明相則阻水灌田、西嶺・塘勒之田、坐待其槁、民有畏害棄産去者。明相拠為己有。重遷之民、因有司坐視其斃、亦習為負固、藉口獞侵、尽其里不復有公租之入、而辺山諸獞、聯絡百十餘家、陽順陰逆、視明相以作悪者、亦不可指数。

これによると、義寧県下の西嶺・塘勒・安鑑等村の在村漢人地主が壮族を招佃し「錯処・分田」して耕作させた。ところが壮族は人口増加にともない非法行為を働くようになった。そのうち黄明相等は平田・江門等村を本拠とし灌漑用水を塞き止め、漢人の田土を占拠した（なお、上の史料の続文によると黄明相はのち嘉靖25年に統治権力の弾圧を受けた)。地図7を見ると、漢人村落は山麓より2、3ｋm離れた低地に、他方、承佃した壮族の村落は西側の山麓～山間に立地している（「白馬河」・「透江」村は応檟『蒼梧總督軍門志』四「輿図」により補った)。これにより、承佃を契機とする壮族の山麓地帯への移住が裏付けられるであろう。

(14)「餘田」について史料13の前文に次の記事がある。

馬平土田、経迹兵燹後、多為猺獞所拠、民存如晨星落落。国朝洪武間、賊勢日熾、朝廷命都督韓公観、捕勦之、玉石俱焚、地曠田荒。至永楽二十年、拉其残民僅七里、較之前代、已亡十之八九。田之美者、民収出庸、次者撥作屯田、又其次者、皆野峒深山、草木交結、城郭遠甚、民所不敢躡、付諸猺獞耕者、名曰餘田也。田雖餘、粮則仍。

すなわち、洪武・永楽年間、非漢族の武装蜂起による人口の減少、田土の荒廃という事態の発生に際して、統治権力は該県の田土を三等級に分類し、県城から遠く離れた最下級の深山の田土を壮族に給付し、これを「餘田」と称した。

(15) 万暦『広西通志』二九、人物「計宗道伝」に、

其先有名仲政者、洪武間、県令張霖薦其材畧足制諸蛮、以諸生官巡検、谿洞反者、多所禽滅、諸蛮皆畏之。

とあり、『粤西叢載』二三「豢龍馴龍」に、

其高祖、洪武中為巡検、居一山、号計家砦。

とあることから、計氏の始祖計仲政は山間に砦を構え、一定の武装力を背景に諸蛮を睥睨せる土豪的在村地主であった。乾隆『柳州府志』三四、芸文、文応時「計氏豢龍伝」によると、計氏は仲政ののち「以農為業」としていたが、四世計賢のときに「村俗の陋を厭いて」県城へ徙居し（恐らく不在地主化し)、かくて明代を通じて挙人5名（うち進士2名）を輩出し大族となった。

(16) 郭応聘『西南紀事』四、平上油洞「論」。

なお、このような土豪的在村地主として先の計氏や富川県の生員周真の外に次の事例が見出される。

①富川県の紳士何図復は「家近猺獞、貲財富厚、素能撫集猺人」であり、晩明の混乱期に「結砦自保」した（瞿共美『東明聞見録』永歴三年五月条、王夫之『永歴実録』二三、「恵延年伝」附「何図復伝」等)。

②恭城県の挙人周昌齢は正徳年間、猺獞が郷村を寇掠した際に民兵を統率して防禦した(康熙『広西通志』二八、人物「周昌齢伝」)。

とはいえ、これらの在村漢人地主の存在を過大評価することはできないであろう。というのは、広西は「田少なく山多く」、しかも土壌の磽瘠な地域であり、次の史料に示すような状況下にあったからである。

『宮中档雍正朝奏摺』第十一輯、雍正六年八月二十四日、広西巡撫郭鉷「奏陳開採砿砂摺」

賦税所入、不及江楚十分之二一、郡邑中、千金之子、不能数家。總以地僻而土瘠、農与商均無所蓄。

なお、明末以降、外省の商人が桂林等の都市に居住し郊外に別業をもつようになるが、この点を含めた広西の地主の実態についてのより具体的な分析は別の機会に行いたい。

(17) 嘉靖29年（1550）の進士で、嘉靖末・隆慶初に広西按察司撫夷僉事、同副使兵備右江として活躍した（万暦『広西通志』二五「名宦」および万暦『泉州府志』二〇、人物所収の本伝）。

(18) この点について蕭騰鳳『両粤議稿』上「為乞厳禁攢造黄冊積弊、以均賦役、以蘇窮困事」に隆慶・万暦の交、慶遠府宜山県下の里長・冊書が黄冊攢造の際に種々の手段を籠して不正工作を行っていたことが具体的に述べられている。

嚼都之里長・積棍之吏書、団局科斂、受財変乱。或将富豪之産、飛入畸零、或将殷実之家、詐作逃絶。或将強壮、変而為老、或将軍匠、化而為民。或以良田為荒田、或以民米為官米。或大戸仮立女戸、隠丁男以避差、或本庄混作寄庄、図援例而軽役。或有推無収、田已去而糧空在、或有収無推、甲既納而乙又輸。一応詭寄影射之弊、何所不至。

(19) この点について魏濬『西事珥』三「墾田之利可興」に、

今獞賦較民正減其半、然毎為田主侵利数倍、心極苦之、第畏公庭如赴湯鑊、姦人多方恐嚇、終莫之悟。

とあり、また『粤西叢載』十八、蛮習所引「平楽府志」の続文に、

（万暦）十八年、平楽知県楊道輔、始誘之（猺獞）輸税。先是猺獞当輸一金於官者、里胥誅求之、至七八金。及其自輸税、止一金也、則皆色喜、始知詣官府無他云。

とある。

(20) また、万暦『広西通志』三三、戦功善後事宜、岑渓「論」に、

所最患者奸民猾胥、以賊（猺獞）為外府、強則奸闌出入、為之耳目、弱則嚇以威令而陰没其貲。厲階之生、此為戎首。

とあり、「奸民猾胥」は壮族を「外府（かねぐら）」と見做し、その強弱に応じて、交通して情報を漏洩し、あるいは統治権力の威を背景に脅迫し財産を奪取していた。

(21) 承佃ののちの壮族の人口動態について、前掲註4・『西園聞見録』（B）に、「歳久蔓延、衆倍于我」とあり、また張吉『古城文集』一「陳言地方疏」（弘治13年）に、

所轄桂林・平楽二府、大率山猺土獞、十居八九、而版籍良民、不過十之二三。

とあり、明中期ごろには壮・瑶族の人口は漢人編戸の2倍から数倍に達していた。さらに局地的には次のような事態さえ生じていた。

張翀『鶴楼集』一「送余明府膺奨序」

柳郡在広右中、多蛮寇蟠拠之地、而洛容又柳郡中称最多者。往歳蛮寇竊発、窺会城。（中略。）今之洛容之民、非昔日之民也。国初之時、民居其九、蛮居其一、正徳以後、九者去其八、而一者増之十矣。

すなわち、柳州府洛容県では漢人と壮族との人口比が明初と正徳年間とでは逆転しており、壮族の人口が急増した状況が容易に窺い知られる。

(22) 壮族の武装蜂起の原因は、巨視的には諸般にわたって優勢な漢人勢力の進出という側面から説明することができ、漢人地主の非法な搾取という点はその中の有力な要因の一つであるように思われる。次の史料によると、統治権力は壮族の蜂起の直截的動機を上の点に求めていたようである。

『西南紀事』四、平永福辺山「論」

陽（朔）・永（福）之患、皆始於里民招猺（ママ）（獞）為佃、久之蔓延充斥、不可羈縻。而豪猾之徒、又従之、以猺為利、入其私租、不共官賦。少不当意、動以賊占為辞、訴訐追呼。積成讐釁、馴致劫奪報復、地方之事日多矣。

(23) 本省州県、其陥没而全失者有三、曰古田、曰懐遠、曰忺（ママ）（忻）城。曰其侵占而将没者

有九、曰洛容、曰永福、曰脩仁、曰荔浦、曰来賓、曰遷江、曰思恩、曰荔波、曰河池。其餘各県、里甲已十去其五六、不可悉挙矣。

この外、馬平県では「田土蚕食幾尽、県擁空籍耳」（万暦『広西通志』三三「柳州馬平」）、慶遠府では「近来獞人侵奪、編氓腴田殆尽」（『蒼梧總督軍門志』四「輿図」）という事態が発生した。

(24)『西園聞見録』六二、外編、兵部、職方「広西」所引、楊博の言。

如古田・洛容・荔浦・思恩・懐柔等県、為其蚕食将無民矣。

(25) 註23史料『鶴楼集』の続文に、

自嘉靖四十二年以来、殺黎参政、劫布政司、劫王府。自是各府州県関邑郷落之間、罔不備遭慘戮、蕭然無復煙火矣。地方日就侵没、人民日見流離、数年之後、安知復有各県哉。

また、『明神宗実録』二八一、万暦二十三年正月癸巳条には、

兵部覆。広西一偶、嘉隆以来、屡遭叛劫、頻罹兵燹、軍民逃竄、十室而九、而桂平潯梧柳五府独甚。

とある。

(26) 万暦『広西通志』三八、楊芳「桂林府図説」

夫山多則地磽、民拙則策短、偸安而坐食、則生不衆、而為不疾。是以其郡恒貧、重以田不自耕、而招佃於猺獞、是藉寇糧也。習則招主為猺獞摹画、転啗吾民、是資盗謀也。又習則彼不以我為主、而反乗之、視招主若机上肉。是始以為利、而終以為禍也。

(27)『粤西叢載』十八、蛮習所引「平楽府志」

隆慶六年大征、至万歴十三年略定、於是里胥田主之黠者、多奔命流竄以死。

(28) 第1章で指摘したような壮族各村落の自律性の高さが統治権力による弾圧を一層容易ならしめたものと考えられる。なお、これらの蜂起には壮族のみならず、漢人も少なからず加わっていた。例えば、嘉靖『南寧府志』九、芸文、王尚学「議革通夷之弊」に、

竊惟。猺獞之性、本自愚直、其桀驁貪狡者、百中之一耳。未乱先治、已発計擒、夫亦何難。惟有罪軍民・脱逃廝僕、亡匿其中、唆引劫奪、以報私憤。無籍土人・鄙悪商藝、游息其中、為之謀画、以分貨利。是以各賊出没不常、横行無忌。

とあり、「有罪軍民」・「脱逃廝僕」・「無籍土人」・「鄙悪商藝」が壮族集団の中に流入し、画策を行い蜂起を教唆するなどしていた。

(29) これらの点については、前掲史料14（B）に示す如く、既に以前から実施されていたのを踏襲したに過ぎない。

(30)『粤西文載』六六、名宦「唐執中伝」に、

（万暦初）遷為永寧牧。是時巨賊（古田壮族）雖已授首、然諸獞新附、猶桀驁不馴、或嘯聚剽掠、発縦殄滅。更多方略。

とあるように、蜂起の弾圧ののちも暫くはその余燼が残っていた。

(31) 兪大猷『正気堂集』十六、征勦古田事略「討古田賊呈」（隆慶元年3月）に、

各獞情愿、棄獞為民、納粮当差、投遞甘結。

とあることから窺われるように、中国王朝に対し漢人一般編戸と同様、税役を提供しさえすれば、それは最早「獞」ではなく「民」に類別されたのである。なお、壮族の編籍の進行過程については第10章で検討する。

(32) また前掲史料10の続文に、

大司馬梁夢龍、請著為令、令監門各立門籍、厳加譏察、所与猺獞通而因致富者、即以其財産没官。詔可之。由此獞人大凜凜也。

とあり、馬平県では壮・瑶族と通じて非合法的利益を得ていた漢人士紳の財産が没官処分とされた（万暦8年〔1580〕ごろと想定される）。さらに、前掲註20史料「平楽府志」

によると、平楽県では万暦 18 年（1590）、漢人地主の搾取に対する取締が行なわれた。

(33) 招佃については３回行なわれた。

(34) また、光緒『昭平県志』七、猺獞所引（万暦末の知県）柯寿愷「夷情志」に、

夷有九種、昭平則曰獞公、曰猺婆。向作不軌、自府江洗甲之後、幾無遺種。縦有漏網、素風之家、招之開墾、楽耕輸租、已四十年矣。

とあり、万暦元年（1573）に府江壮族の蜂起が弾圧されたのち、当地の「素風（封）之家」は禁令にもかかわらず壮族の残党を招佃していた。

(35) 乾隆 13 年（1748）の序がある。著者黄之雋の経歴については、第３章（序文および註２）を参照。

(36) なお、この史料は壮族の農業技術の相対的後進性を示す史料としても重要である。すなわち、県城近郊の漢人が築壩灌漑や施肥等を行うのに対し、他方、大嶺村の壮族は瑶山からの流水に依存して灌漑を行っている。このような点が壮族の農業生産を停滞せしめるとともに、その低湿地への定住を制約する要因となったように考えられる。

(37) のち太平天国「革命」の際、その初期において非漢族が太平軍の 1/4 ないし 1/3 を占めていた（[石・楊　1962] によるとそのうち壮族が最多であったという）が、壮族の多くは壮漢雑居村落からの個別的な参加であったことがこの点を裏付ける［広西省太平天国文史調査団（編）　1956]・[広西僮族自治区通志館（編）　1962]。

(38) 女性の服飾についても光緒の補註に「今皆一色矣」とあり、のちには漢人のそれと異なるところが見られなくなったという。

(39) 同時に壮族の中で地主化する者も出現した。石兆棠氏はこのような壮族地主の事例を紹介している［石　1928]。

(40) この点、民国『昭平県志』七、夷民部、猺獞「按」に、

其衣服装飾婚喪礼教、民獞無或稍異、而猺尚未尽変旧俗、第能食力服勤、守法安分。

とあり、両者の相異が端的に示されている。

なお、史料 27 の続文に、

其就居郷村之猺、与漢民比屋、則服食無或異、今亦知向学応童子試者矣。即居山冲者、間有延識字漢人、為師課子弟、風亦日変。

とあり、瑶族の中でも郷村に居住し、壮族同様、漢人社会へ吸収されて行った者が少なからず存した。従来、その特異な生態のゆえに「過山」型瑶族に多大の関心が払われて来たが、このような「漢化」せる瑶族の存在についても考慮する必要がある。

(41) 民国『平楽県志』二、社会「民族」には壮・瑶族の村落が挙げられており、その続文に、

査本邑猺獞両族戸口、本不止此数、但因与漢族同化已久者、自忘其為猺族獞族、外人亦幾難於分辨。

とある。

第３章　明末清初の広西における壮族――王士性・黄之雋の著作の分析を中心に――

序文

前章において明清時代の壮族史の趨勢、とりわけ社会経済面における潮流が明らかになった。すなわち広西の直轄地において明初永楽年間壮族は漢人地主の佃農となったが、明代中期に両者の関係は尖鋭化して行き、明末には壮族の蜂起に至った。明末清初、統治権力の介入によって蜂起は弾圧され、壮族の独自の社会体制が揺らいで行き、その佃農化はさらに進行することとなった。中国史上の一大変革期、明末清初は、壮族の社会にとっても大きな変革の時期で、その佃農化、社会の解体、漢化の趨勢を決定付ける時期であった。

本章では、明末清初の時期における壮族の動向に関して、より多面的な理解を得るため、王士性・黄之雋の著作を通して照らし出すこととする。概して漢籍中の中国南部の非漢数に関する史料は、量的には諸書に断片的に散見される程度に過ぎず、また質的にも漢族統治階層の現実的関心に基づくところの軍事・行政関係の情報に記載の重点が置かれ、しかも一種の自民族中心主義に陥りがちであり、実際に観察を通じて同時代における諸民族の実態を客観的・具体的に描写した、いわゆる民族誌としての価値を認めることができるものは非常に少ない。その中で明末の王士性と清初の黄之雋の著作は、（自民族中心主義的な見方を完全に脱却したとはいえないものの）当時の広西の非漢族に関して、とりわけ壮族の実態を把握する上で有力な手懸りとなる記事を比較的多く含み、その点で注目に値する。しかも両者は、ともに一定期間広西に滞在した経験を持つ。王士性[1]は万暦 17 年（1589）4 月に広西布政使司右参議に任ぜられ、また黄之雋[2]は康熙 50 年（1711）から同 57 年（1718）の間、広西巡撫陳元龍の幕下にあった。彼らは実際の見聞に基づいて著作を残したように考えられ、その点でも史料的価値を一層評価することができるのである。

彼らの著作で広西の非漢族に関するものは、王士性の『広志繹』（『台州叢書』に所収）と「桂海志続」[3]（汪森『粤西叢載』十八「蛮習」に所収）、および黄之雋の『唐堂集』十七、雑著一「広西諸蛮志」・「土官志」とである。

本章では、これらの史料の分析を中心として（他の若干の史料をも必要に応じて参照しつつ）、直轄地・土官地域の両地域にわたって明末清初における壮族の生態や社会・文化、および漢族との政治・社会的関係の実態を検討することとする。

【史料原文】

＊文中の「獞」は壮族を、「猺」は瑶族を指す史料用語。括弧内は筆者（塚田）による補足。
なお、行論の都合上、記事のもとの配列を（論理に影響しない範囲で）変えてある。

『広志繹』

① 広右異于中州、而柳・慶・思三府又独異。蓋通省如桂・平・梧・潯・南寧等処、皆民夷雑居、如錯碁然。民村則民居民種、獞村則獞居獞耕。州邑郷村所治、猶半民也。右江三府、則純乎夷。僅城市所居者民耳、環城以外、悉皆猺獞所居。皆依山傍谷、山衡有田可種処、則田之。坦途大陸縦沃、咸荒棄而不顧。然獞人雖以征撫附籍、而不能自至官輸糧、則寄託于在邑之民、獞借民為業主、民借獞為佃丁、若中州詭寄者然。毎年止収其租以代輸之官、以半餘入於己。故民無一畝自耕之田、皆獞種也。民既不敢居獞之村、則自不敢耕獞之田。即或一二貴富豪右有買獞田者、止買其券而令入租耳、亦不知其田在何処也。

② 猺獞之性、幸其恋険阻、傍山而居、倚冲而種。長江大路、棄而与人。故民夷得分土而居。若其稍楽平曠、則広右無民久矣。

③ 広西山倶無人管轄、臨江山官府召商伐之、村内山商旅募人伐之、皆任其自取。至于平原曠野、一望数十里不種顆粒。獞人所種止山衡、水田十之一二耳、又多不知種麦粟、地之遺利可惜也。

④ 自韓襄公（雍）之征藤峡、王文成（守仁）之設九司、嗣後大挙雖無、小醜間作。至世廟末、劫藩司、殺黎大参極矣。迩乃征古田、征府江、征懐（遠）、征八寨、召商伐木、江河道路始通。前者、各猺獞往来江辺、鈎船截路、殺人越貨。即郵筒、非集兵不行。惟古田一挙、大快積憤。蓋諸猺（ママ）（獞）拠険、初不虞官兵之遂入也。

⑤猺獞之俗、祖宗有仇、子孫至九世、猶興殺伐。但以強弱為起滅、謂之打冤。欲怒甲而不正害甲也、乃移禍于乙、而令乙来害甲、謂之著事。白昼掠人于道、執而囚之、必索重賂而贖乃帰、謂之堕禁。両村相殺、命斃不償、斃者以頭計。毎頭賠百両、或幾十両、以積数之多寡為貴。実無両也、而以件代之。如豕一為一両、而一雞一布、亦為一両也。撫安獞老為其和畢、則截刀為誓、始不報冤、謂之賠頭。諺云、猺殺猺、不動朝、獞殺獞、不告状。

⑥広東用広西之木、広西用広東之塩。広東民間、資広西之米穀東下。広西兵餉、則借助于広東。広東人性巧、善工商、故地称繁麗。広西坐食而已。

⑦土州民既納国税、又加納本州賦税。既起兵調戍広西、又本州時与鄰封戦争殺戮。又土官有慶賀、有罪贖、皆攤土民賠之。稍不如意、即殺而没其家。又刑罰不以理法、但随意而

行。故土民之苦、視流民百倍、多有逃出流官州県為兵者。

⑧右江土兵、喜于見調。調土兵、人給行糧、倶為土官所得、兵自齎糧以往。且献名倍役者之数、以規糧給。即歳額戍守之兵、亦残衰不堪用。然国家立法初意、第欲使之分其民以為我役、姑以戍守為名耳。左江兵弱、更不堪調。

⑨雲貴土官、各随流官行礼、稟受法令。独左右江土府州県、不謁上司、惟以官文往来、故桀驁難治。其土目有罪、徑自行殺戮。時有以官祖母・官母護印者。其族類、文移亦称官弟・官男。

⑩右江土州県拠険、法厳。土民無如其官何、而官抗国法。左江土州県、官畏国法。然勢弱、往々為土民逐駆弒逆、而官又無如民何。此両江土官之大較也。

⑪土官争界・争襲、無日不尋干戈。辺人無故死于鋒鏑者、何可以数計也。春秋・戦国時事当是如此、若非郡県之設、天下皆此光景耳。

「桂海志続」

⑫獞性稍馴易制服、縁近民、為城中人佃丁也。猺性最悪難馴。

⑬獞俗、男女服色尚青、蝋点花斑、式頗華。但領袖用五色絨線、繍花于上。

⑭居室、無問貧富、倶喜架楼、名之曰欄。上人下畜、不嫌臭穢。

⑮娶婦回父母家、与猺同。惟耕作・収穫・四時節令、方至夫家。至不与言語、不与同宿、寄宿于鄰家之婦女。一二年間、夫治欄成、与人私通有孕、方帰住欄。大都夸人首子、皆他人所生。故夸無無子者、其種類不絶、以是也。

「広西諸蛮志」

⑯広西諸蛮。桂林之霊川・陽朔多猺獞。興安多猺。永寧・永福、尤深阻為淵藪。全州・灌陽、倶有猺。平楽之荔浦、獞居十五、猺居十二。賀県・永安、皆猺獞巣穴。梧州之北流・岑渓有猺。鬱林・懐集有獞。潯州之平南多獞。貴県多狼。南寧之帰徳有狼。柳州猺獞尤多。慶遠有猺。思恩有狼。餘則有土蛮而無猺獞。

⑰猺獞雖獷悍、然畏見官府、不敢親詣州県。其田糧輒請吏民之猾者、立戸代之輸、而倍償其数、謂代輸者為田主、而代輸者反謂有田者為佃丁。伝至子孫、忘其非己有、輒索租於猺獞。猺獞曰、「我田也、爾安得租。」代輸者執其州県所給糧単、以為拠曰、「我田也、爾安得抗租。」於是訟不解、官亦不能辨為誰之田。然必左袒民、而抑猺獞、猺獞愈不服。嚮者、猺獞固為害。今久治平、文武大吏、能以法縄之、稍馴良矣。与民往来、或為婚姻。

故其俗自相殺、不敢侵百姓、乃以争田租故、或相賊殺、則民使然也。

⑱獞人与猺亦類。出入必挟弓矢、雖睚眦怨、必相撃殺。被殺者之子、或幼未能報、則植樹於庭、以識之。既与樹俱長、則曰是可以報矣。即厲刃往殺仇者。仇者被殺、則其家亦然。

⑲獞婦善為蠱。或客於獞、与婦私者。欲別則約之復来、視期之遠近、以下蠱。謂之定年薬。過期則薬発而死、如期至則婦以薬解之。当其下蠱時、人不覚也、故中人多死。有覚之者、為女字坐、則蠱不霊。蠱有鬼、曰薬鬼。薬鬼有時去此家、附彼家。故獞婦謹事之、必使其蠱世伝不絶以為神。且能致富、其蠱曰金蠶蠱、移至他家、曰嫁金蠶。

⑳人馴獞俗淫、然我朝有某貞婦者。年少夫死、閉門事姑維謹。獞少年過其門、為竹枝歌、以挑之。婦聞而哭曰、「若謂我不能死乎。我以姑老耳。若復至者、我棄姑入泉下矣。」羣少年歎息去、相戒勿復犯。卒以寿終。王化無遐邇、人物不択地。吾於獞貞婦益信。

㉑女子衣短至腰、裙長及地。皆織五采絨線於青布、若錦繍。裙尤刺絵極工、用七八幅、襞積至百餘。康熙五十三年元夕、予在陳公（元龍）幕府。有飾童子、為獞女踏歌者。其衣裙倶購之獞女、其妝亦預習諸獞女。髻向前横梳為飾、耳環甚大、露頸跣足、人皆曰肖也。

㉒其所居曰高欄、亦曰麻欄。架木為之、両層如楼。上以棲人、下棲畜。

㉓俗亦尚歌、以歌為媒。男書歌於扇、以贈女。女織歌於帨、以贈男。亦尚舞、以被覆首而舞、曰桃葉舞。

㉔狼人。語言与獞同。稍勁、其兵最強。（中略。）其俗、幼習歌、男女皆倚歌、以自配。女及笄、父母縦之山野間。少年従者且数十、以次而歌、視女答歌之意、為去留。一人留、則衆皆散。男鐫歌詞於榕木擔、細字若蝿。間以金彩花鳥、沐以漆、而贈女。女則繍囊錦帯、以答男、遂為夫婦。

「土官志」

㉕広西土司、府二・州三十・県四。其長皆土官。府之同知・州之吏目・県之典吏、則皆部選、曰流官。賦税・訟獄・徴発・期会、皆決於土官、而流官不与焉。其長皆襲。自元明迄今、遠者垂四百年、近亦二三百年、若古諸侯之国。

㉖嫡長子生、則具文書報、制府以達於部。父死則襲、仲叔庶長不得争。

㉗其土官襲而幼、則其母若祖母、摂篆視事、曰官祖母某氏・官母某氏、見於往来上下文移。有公事、則某氏出会議。或修怨、領兵相攻、亦某氏親往、不以婦人自嫌。官壮者、其妻亦時命設両公座於堂、出与其夫同視事。或帥女隊、戎服跨馬出猟。夜則屯山野中、旬日半月始返。

㉘蓋其（土官）盤踞久遠、種族甚盛、威勇梟悍、素足以圧服、其衆而甘為之下、是故長其土、土人事之若国君、生殺唯命。雖易土為流、勢有所不能也。

㉙近時、江西・湖広暨浙紹興之薄有技而不遇者、避罪亡命者、皆入土司中。土司輒留授＊舎、妻以土女。視其技之短長、而上下其廩餼焉。於是皆竭智殫能、各献其所長、而文史・琴棋・医卜・種芸・賈販・工匠之属畢至、菀然文物盛矣。

第１節　直轄地の場合

１．分布地域

まず、史料①によると、壮族は桂林・平楽・梧州・潯州・南寧・柳州・慶遠・思恩の各府、つまり当時の広西の直轄地の全域にわたって分布していた。さらに⑯によると、その中でも桂林府の霊川・陽朔・永福県・永寧州、平楽府の荔浦・永安・賀県、梧州府の懐集県、鬱林州、潯州府の平南県、柳州府等に多く居住していた、という。

２．村落の立地条件と生業様式

村落の立地条件について②によると、瑤族や壮族は「険阻を好み」＝専ら山間部に居住し、「沖」＝山間の小規模な平坦地で耕作を行っており、沿河の平野部には進出していなかった。このため総じて瑤族・壮族は山地に、「民」(4)は平地に、という居住形態上の棲み分け（「分土而居」）の現象が生じていた、という。

ただし、注意したいのは広西の中でも地域差が見られた点である。すなわち①によると、「右江三府」＝柳州・慶遠・思恩府では漢族は府県城内に居住するのみで、城外、とりわけ山間部（山隘の谷底平野を含む）は瑤族・壮族の居住地となっており（「皆依山傍谷」）、そして平野部は荒地と化していた(5)。他方、桂林・平楽・梧州・潯州・南寧府では、府県城内などを除く郷村地帯では「入り混じった碁石のように」壮族の村落と漢族の村落とが錯綜した状態で立地していた。先の②の記事を考慮に入れると、桂林府等の地域では、かつては山棲みであった壮族が次第に平地に進出しつつあったように推測される(6)。なお、右の①の記事では「民夷雑居」と記されているが、「民村」と「獞村」とが区別されていることからすれば、この段階ではまだ漢族と壮族とが同一村落に共住するには至っていないように思われる。この点、清代に入ると⑰に見えるように、漢族と壮族とが互いに「往来」し通婚を行なうようになり、両者が同一村落に共住し始めたであろうことをも想像せしめる。

次に、生業様式について、①②から壮族は山間部の僅かな平坦地で農耕生活を営んでいたことが窺われるが、この点について③によると水田は１、２割程度に過ぎず（恐らくは旱田が耕地の多数を占めていたものと推測される）、また麦・粟の栽培が見られなかった、という(7)。

3．漢族との関係

（1）統治権力との関係

明代中期から末期、万暦前半期にかけて広西の各地で壮族の武装蜂起が発生した。たとえば④には、韓雍による大藤峡瑶族の、王守仁による思恩・田州土官の弾圧(8)の外、古田県の壮族や府江・懐遠県・八寨の壮族と瑶族の蜂起が指摘されている(9)。

しかし、これらの蜂起は『広志繹』が著された万暦25年迄には統治権力によりほぼ弾圧され、そして壮族は「籍に附せられ」(10)・「糧を輸す」（①）ようになった。壮族は既にその頃から「（瑶族と比較すると）性は稍や馴にして制服し易い」（⑫）と言われていたが、清代に入ると「治平久しく」ますます「馴良」と称されるようになった（⑰）。

ただし、注意したいのは壮族が「祖宗に仇が有れば、子孫は九世に至ってなお殺伐も興す」（⑤）、「出入りする際に必ず弓矢を帯し、些細な怨みでも必ず相い撃殺する」（⑱）と表現されている点である。それは恐らく漢族と本格的に接触する以前から自衛の必要上生じた習俗であるとともに、蜂起の余燼が根強く残存していたためでもあるように思われる。

ともあれ、明末清初において壮族は統治権力によって弾圧された後、編籍され始め総じて「馴良」といわれながらも、なおも個別的には一定の武装力を保持するものが少なくなかったことが指摘されるとともに、その背景として蜂起の余燼の残存が窺われる。

（2）地主との関係

壮族は統治権力による弾圧を経て編籍されたが、しかし官側との接触を畏怖するがために（⑰）、自ら官府に赴き税糧を納入することができず、それゆえ田土を最寄の漢族に寄託し、名義上その「佃丁」となり、漢族地主（「業主」）を媒介として税糧を納入するようになった（①。なお⑰では「吏・民の猾なる者」が税糧納入を請け負い、それを契機に「田主」と言われるようになった。数世代を経た後には、元来自分の土地ではなかったことを忘れ、壮族に対して納租を要求した）。ところが漢人地主は壮族が税糧として納入する額の半餘をも横領した、という（①）。つまり地主は、もとの壮族の田土に課されていた税糧の２倍もの額を「租」として壮族に要求したのである（⑰）。こうして地主は壮族の田土を集

積し、それらの田土を専ら「佃丁」＝壮族に耕作させ、自らは不在地主化して行った（①。なお、⑫に壮族が「城中の人の佃丁と為る」と述べられていることからすれば、これらの地主は府県城内に居住するようになった)。壮族の田土を典買した地主の中には、実際にはその田土の所在さえ知らない者さえ出現した、という（①)。かくて壮族の田土は次第にその弱点を利用した「猾なる」漢族に横領されて行き、両者の間に土地をめぐる争いが発生した際にも統治権力は概ね漢族の側に有利な裁定を下し、壮族の佃農化が一層進行することとなったのである（⑰)。

ところで①に「獞村は獞居りて獞耕す」・「民は既に敢えて獞の村に居らず」と指摘されていることからすれば、壮族は佃農化する方向へ向かいつつあったとはいえ、その村落は（そして恐らくは村落内部の独自の社会体制も）依然解体されずに維持されていたように考えられる。この点についていえば、少なくとも明末清初の段階では地主に個別的に、そして強く隷属するような佃農の姿を壮族のもとに見出すことは困難であろう(11)。

（3）外省商人との関係

明末以降、商人、とりわけ広東商人の広西への進出が開始された。たとえば⑥では、広西から広東へ木材・穀米が、広東から広西へ塩が運ばれており、広東商人がそれに関わっていたようである。

この広東商人と壮族との関係について⑲に興味深い記事が見られる（これと類似の内容をもつ記事が屈大均『広東新語』二四、虫語「蠱」に見出され(12)、従ってその検討に際しては両書を対照する必要がある。⑲によると、壮族の婦人は「蠱」術（毒性をもつ虫・小動物・植物等を使用しての一種の呪詛行為）を行う。そして「客」が壮族の居住地に来てこの婦人と「私」する状況が見られたというが、この点について『広東新語』を見ると、「客」とは具体的に「粤東の估客」＝広東商人であり、「私」とは広東商人が壮族の婦人のもとへ婿入りする行為を示すことが判る。なお、⑲の続文では、かの商人が婦人と「別」れ（広東に帰郷し）ようと欲すれば、婦人は商人が再び自分のもとに戻ってくるように期限を定めて「蠱を下した」という（期限通りに帰らねば「蠱」が腹中で再生して商人を殺すこととなる)。以下、「蠱」が霊魂をもつことや「蠱」を祓う方法、それが壮族女性のもとに代々継承されていたことなどが述べられている。

ともあれ、この記事より清初、広東商人、それも恐らくは行商人が商品の販売や販路の拡大を目的として、壮族婦人のもとへ婿入りするようになったことが指摘されるとともに、このような商業形態からすれば、広東商人を主要な担い手とする壮族の居住地への商品経

済の浸透はまだ本格化していなかったであろうことが推測される。

（4）漢族との通婚

先の記事は漢族が壮族のもとに婿入りする形態であったが、⑳によると壮族女性が漢族のもとへ嫁出する場合も見られた。

すなわち、漢族男性のもとへ嫁入りした壮族女性は、夫の死後も夫方に留まり、姑に孝養を尽くす日々を過ごした。ある時、壮族の青年たちが「竹枝歌」（情歌）を贈り求婚したが、彼女はこれを拒絶して寡婦のまま一生を終え、かくて「貞婦」として統治権力によって特に旌表されることとなったのである。

これより先の記事とともに清初、壮族と漢族との間に、特に壮族女性と漢族男性との配偶を中心とする通婚が行われるようになったことが指摘される(13)（さらに壮族の青年たちの行動から想像すれば「貞婦」の住む村落と青年たちの住む村落とは同一であるか、もしくは接近しているようであり、壮族と漢族の村落が錯綜して形成されるようになったことを裏付ける）が、とはいえ、この段階ではそれはまだ一般化していなかったように思われる。この点については後にあらためてふれることとし、次には壮族の社会について検討しよう。

4．社会体制

明末の壮族の社会体制については⑤の記事が有力な手懸りとなる。これによると、壮族の村落相互の間で紛争が起こり死者が出た際には、死者の数を「頭」を単位として数え「頭」ごとに数十～百「両」を賠償させた（この場合「両」とは、銀ではなく豚・鶏・布等の物に換算されており、豚１頭・鶏１羽・布１疋が各々一「両」に相当した)(14)が、この時に双方の村落の「撫安獞老」がその調停を行ない、「截刀」して誓約を結び、かくてその紛争が落着した、という。

この記事より、壮族の村落に「獞老」を統率者（特に紛争の調停者としての機能が大きい)(15)とする独自の社会体制が形成されていたことが判明するのであり、そしてこの状況は「瑤族や壮族同士が殺し合っても官に訴えない（つまり村落内部で処理される)」という俗諺が流布するほど当時広範に見られたように思われる。

なお、注意したいのは、ここで「獞老」が「撫安獞老」と称されている点である。「撫安」とは、恐らくは統治権力の征撫を受けて編籍された壮族を指しているように思われる。そうだとすれば、編籍された後も暫くは「獞老」を統率者とする壮族の村落内社会体制が解

体されないまま中国王朝の統治機構の末端に位置付けられたことが推測される。

ところで、当時の壮族の親族組織については不明な部分が多いが、この点について⑱を見ると、壮族の男性は弓矢で武装しており、怨恨を残すような事件が発生した際には互いに武闘した。しかもそれは当事者の間のみならず、その子孫の世代にまで及んだ。被害者の男児が幼少で仇を報ずる能力がない場合には庭に樹木を植えて怨みを不断に記憶し、やがて樹木とともに成長した後に加害者を殺し仇を報じた。さらに仇として殺された者の子も同様に復讐を行なった。こうして何世代にもわたって報復闘争が展開されることとなった。⑤でも祖宗に仇があれば子孫は九世に至るまで殺伐を行うことが指摘されており、従って報復闘争は当事者の父系の子孫を中心として行われたことが判る。この点について、さらに雍正『広西通志』九二、諸蛮所引、鄺露「赤雅」に、武闘の際に男性が殺傷されれば「姓」同士の間で報復闘争が行われたことが指摘されており(16)、双方の当事者が所属する父系親族集団が報復の単位となっていたことが推測される。

ところで注意したいのは女性が被害者となる場合である。先の雍正『広西通志』所引「赤雅」の続文によると、既婚婦人が殺傷された場合には（夫方の者よりもむしろ）彼女の父母・オジ・兄弟の血縁関係者全員が中心となって復讐を行い、さらには他人（恐らく友人や近隣）の助力をも得た、という（この習俗は「洗面」と称される）。このようなあり方は恐らく当時の漢族のもとには無く、それゆえに著者の注意を惹き特に記録に留められたように考えられる。

ともあれ、これらの記事だけから当時の壮族の親族組織の全貌を復原するのは困難であるが、しかし少なくとも父系原理の存在が認められるものの漢族とはまた異質な要素が同時に見られたことが指摘されるであろう。

5．文化

これらの史料には、壮族の文化に関する記事も僅かながら収録されている。それらは服飾・住居等の物質文化や婚姻習俗等の方面に限定されており、従って壮族の伝統文化を全面的に復原することは困難であるが、しかしそのための手懸りの一つとなるように思われる。

（1）服飾

⑬㉑によると壮族は、青色の布に蝋纈染ないし刺繍で模様を施し、さらに襟・袖口に五色の糸で刺繍をした、「錦繍の如」く華麗な衣服を好んで着用した、という。また㉑によると、女性の上衣は短いが、スカートは地面にとどくほど長く、多く（百以上）の襞があり

（ために製作に当たっては多くの布地が必要とされた）、さらに非常に精巧な刺繍が施された形状であった。さらに㉑の続文では、（漢族の童子が壮族女性の装いを模倣した事例ではあるが）髻を結い耳環（耳飾り）をつけ、そして頚部を露出し裸足であったという(17)。

（2）住居

⑭㉒によると壮族は、貧富を問わず「麻欄」・「高欄」（㉒）、「欄」（⑭）、すなわち干闌（高床）式住居を好み、それは上層が人間の居住空間とされ、下層に家畜を飼養するものであったことが指摘されている(18)。

さらに、万暦『広西通志』三三、外夷、諸夷種類「獞」の記事を参照すると、それは漢族の住居のような土壁ではなく、木造建築（屋根は茅ぶき）であったようである(19)。

（3）婚姻習俗

㉓によると、壮族は唱歌を好み、歌（の掛け合い）を媒介として配偶者を選択していた（万暦『広西通志』三三「獞」の記事によると、それは春に山頂や水辺で男女の集団の間で一日をかけて行われた）(20)。その具体的方法は、まず男性が扇面に歌を書いて意中の女性に贈り、（その返答として）女性が帨に歌を織り込み男性に贈る、というものであった（その際、実際に音声を発しての唱歌をともなったであろうことが万暦『広西通志』の記事〔註20〕により確認される）。

宣徳『桂林郡誌』二O、雑志、諸番蛮夷「獞人」によると、こうして
男女が配偶者を選択した後、そのことを父母に告げて承認を得、そして両家の間で「致礼」がなされ（恐らく婚資の支払いを含めた贈与行為がともなわれる）かくて婚姻の成立へと至ったようである(21)。

しかし成婚の後、⑮によると、新婦は専ら生家に居住し、春の耕種・秋の収穫や祭りの際にのみ夫家へ赴いた。その際、夫と同宿せずに、隣家の婦人の部屋に寄宿した(22)。そして1、2年後新居が完成してから新婦は初めてそこに定居した、という。この点について万暦『広西通志』（註20）を参照すると、壮族は結婚を契機に分家する（住居・生計ともに生家から独立する）が、のち数年の間、新婦は生家に住んだ。その間、夫と「野合」し、受胎すると密かに夫にそのことを告げ夫は新居の建築に取りかかった、という。こうして新居が完成した後、新婦は初めて夫方に移って定住することとなるのである。

このような壮族の婚姻習俗は通常「不落夫家」と称され、かなり後世にまで維持されたが、問題となるのは壮族の社会・文化の脈絡の中で壮族の人々にとってそれがいかなる意義をもつものとして認識されていたか、という点である。この点についてはここでは立ち

入った検討を行う余裕がないが、前掲の宣徳『桂林郡誌』（註21）の続文に、女性が受胎して夫家に帰って初めて夫婦となるのであり、もし受胎しなければ夫家に帰らない（恐らく婚姻が解消される）ことが述べられている。少なくとも当時の壮族の人々にとって受胎・出産という行為が婚姻を永久的なものとする基準として重視されていたこと(23)、そしてそれは（このような記事が特に漢族によって残されたこと自体から容易に推測されるように）漢族の婚姻習俗とは異なるものであったことが指摘されるであろう。

（4）明末清初における壮族の文化変容

以上に挙げた壮族の文化についての記事から我われは、現在では多くの地域で殆ど姿を消した(24)伝統文化の多くが、少なくとも明末清初においてはまだ根強く存在していたことを知ることができるのである。とはいえ同時にそれに変化が萌しつつあったことを見逃すことはできない。

この点について重要な手懸りとなるのが「漢族との通婚」のところで挙げた壮族の「貞婦」の記事である。すなわち、かの「貞婦」は壮族の婚俗によらず、専ら漢族の儒教的規範に基づき夫家に住み、夫の死後も姑に仕える生活を送っている（恐らく「不落夫家」をも行っていない）が、他方、壮族の青年たちは壮族の習俗（恐らく寡婦の再嫁が特に非難の対象とならない）に従って彼女に求婚している。青年たちのこの行動からすると伝統習俗を遵守する者が依然壮族の多数を占めていたように思われるが、しかし「貞婦」の行動からすると一部の壮族は漢族との通婚を一つの契機として習俗を変えつつあったことが指摘されるであろう。

第2節　土官地域の場合

明清時代の史料では、広西西部の長期にわたって土官の支配下に置かれた地域の住民は通常「狼人」と称され、直轄地の「獞」とは区別されることが多い。しかしそれは漢族の側からの土官の軍隊に対する呼称＝「狼兵」に由来する用語であり、従って民族名称ではない。その上、「狼」と「獞」との同一性を指摘する史料も少なからず存在し(25)、また言語・習俗についても両者は酷似しており、さらに壮族の民族形成史における顕著な複合性(26)等の諸点から判断すると、「狼」なる名称で分類される者の多半（全部ではない）(27)が略々壮族に帰属するものと考えても重大な支障は生じないであろう。本項では、王士性・黄之雋の著作中に見える「狼」＝土官地域の壮族に関する記事の検討を行いたい。

1．統治権力との関係

そもそも、土官は中国の統治権力により各々の領地（㉕によると清初の広西には計 36 の土官が存在したという）における世襲の支配権を承認されていた。とはいえ、同時に統治権力に対して一定の任務を負う関係にあった。

この点について⑦によると、「国税」を納入する外、有事の際には軍事徴発を受けた。「国税」とは税糧を指すが、それは恐らくは多分に名目的なものに過ぎず（直轄地の場合と同額であったとは考えられない）(28)、しかも土官を通じて代納される方式がとられていた。他方、その軍事徴発は重視された(29)。すなわち明代中期以降、直轄地において瑤族や壮族の蜂起が頻発するに至り、精強を以て知られる狼兵(30)が徴発され蜂起の弾圧に活躍し、また要害の地に置かれた軍事施設に屯駐し、田土（狼田）を支給され、防禦と耕作の任務（戍守）に当たった。

⑧によると、軍事徴発の際には特に右江流域の土官の軍隊が重用され、左江流域のそれは弱卒で徴発に堪えなかった(31)。徴発された土兵＝狼兵に対しては軍糧が支給されたが、指揮官たる土官がそれらを横領したために兵卒は軍糧の自弁を余儀なくされた(32)。土官はまた兵員数を実際より多く申告し軍糧の増給を企図した。かくて狼兵は残衰し、その戍守の制度の円滑な運営が困難になり形骸化して行ったという。

明代、広西の土官は「桀驁難治」と称され（⑨）、思恩・田州のように統治権力による弾圧を受けたものもあった。思恩府を含む若干の土官領が明末以降、「改土帰（為）流」政策によって直轄地化されたり、土官の副官として流官が任命されたが、特に後者の場合について㉕によると、賦税徴収・裁判・軍事徴発・会議の招集等、領内の統治に関しては実際には全て土官が掌握しており、流官は参与することができなかったことが指摘されており、この段階では本当の意味での直轄地化が進行していなかったことの一端が窺われる。

ところで、土官の継承について、明代において屡々同族の間で継承をめぐる争いが発生した。⑪ではそれが土官同士の戦争とともに頻発したことが指摘されている。この点、清代に入ると、㉖に見えるように、土官に嫡長子が誕生した際に公文書で制府（巡撫）に届出させ、嫡長子による継承が制度化されたようである。

なお、土官の継承の際に、⑨によると（土官が死亡して継子が幼少の場合）その祖母・母が護印し政務を代行した。この点、㉗でも公文書に「官祖母某氏」・「官母某氏」と書かれたこと、彼女たちが会議に出席したり自ら軍隊を率いて戦争を行ったこと、さらに土官の妻が政庁に夫と並座し政務に参画したり、女隊を率いて狩猟を行ったことが指摘されて

おり、土官の同族以外にも母や妻の政治・社会的役割が重視されていたことが窺われる(33)。

2．土官領における統治の状況

前掲の⑦によると、土官の領地の住民は国家に税糧を負担する外、土官に対しても別に税役を納入することを義務付けられていた。

また、土官同士の戦争(34)や統治権力により徴発される際には兵卒として従軍せねばならなかった（その場合、先述のように軍糧を土官に横領された)。

さらにその続文によると、土官に慶事や罰贖があった際には費用は全て住民に割り当てられた。その上、少しでも土官の意に沿わないことがあれば、本人が殺された上、家族・家財も没官された。刑罰も土官によって恣意的に執行された。かくて住民は、直轄地でのそれをはるかに越える苛酷な負担に堪えかねて往々直轄地へと逃亡した、という。この点について㉘でも、土官が生殺与奪の権を掌握し「素足で圧服する」ように住民を支配しており、他方住民は「国君」につかえるように土官に服従していたことが指摘されている(35)。この場合、土官による統治の恣意性のみを誇張し直轄地を美化しがちな傾向が見られるものの、当時の官僚が土官をどのように見ていたのか、その表象の一端が窺われる史料である。

なお、このような土官による支配の状況について、広西の中でも地域差が見られたようである。すなわち⑩によると、右江流域の土官領では法が厳重で住民は土官に隷属していたが、左江流域では土官の勢力が比較的弱体で住民に追われたり殺される事態さえ発生した、という。この相異は土官と統治権力との関係の上にも反映されており、(総じて「桀驁難治」と称されながらも）右江の土官は驕慢で往々国法に従わず、他方左江のそれは国法をおそれた、という。

以上の記事は、土官の臣下としての「土目」の存在形態(36)やそれを含めた土官領内での土地所有の状況の描写が欠落している点で土官社会を把握するには十分ではないが、しかし少なくとも土官が階級支配者として強権を以て領内に君臨するという支配のあり方に関する限り、統治権力によって直接支配される直轄地の場合と比較して、漢族の政治・社会上の影響の度合いの強弱という点において顕著な相異が見られたことが指摘されるであろう。

3．土官地域における壮族の文化と漢文化の移入

㉔に「狼人」（＝土官地域の壮族）の文化に関する短い記事がある。すなわち言語や、配偶者の決定を男女の集団間での歌の掛け合いによって行う習俗が挙げられているが、（㉓とでは男女の間での贈答品の細かな違いがあるが）それらは直轄地のものと同じである。

ところで、㉙には土官領への漢文化の移入に関する記事がある。すなわち、江西・湖広や浙江の紹興の出身で何らかの技能（文史・琴棋・医卜・種芸・商人・工匠等）を持つが不遇な者や亡命した罪人が土官領に来住したが、土官は彼らに宿舎を提供し住民の娘を娶らせ、それぞれの技能の優劣に応じて俸給をも支給した。かくてそれらの者たちは知力を尽くして土官領における文物の興隆に貢献した、という。

上の記事により、土官領への漢文化の移入(37)の経緯が窺い知られるが、注意したいのはそれが土官の保護によってはじめて可能になった点である。それは裏返すと漢文化の移入がとりもなおさず土官の制約の下に置かれていたことをも意味しているように思われる。そうだとすると、土官の存在は同時に壮族の伝統文化を保存する方向にも作用したであろうことが推測される。この点、漢文化の移入について制約条件をもたない直轄地の壮族、特に広西中東部のものの場合と比較すると大きな相異が見られる。

小結

本章では、主に王士性・黄之雋の著作を通じて明末清初における壮族の実態についていささか検討を行ったが、その要点は次の如くである。

直轄地の壮族は、政治・社会・文化の各方面で伝統的な要素を保持しながらも、同時に漢族の影響によりそれに変化が発生しつつあった。すなわち、「獞村」に居住し「獞老」を統率者とする独自の政治・社会体制の下で一定の武装力を保持しており、また親族組織は必ずしも父系的な原理によって一元的に組織される性質のものではなく、母方の親族も重要な役割を担っていたようである。さらに衣服・住居・婚姻習俗等の方面でも伝統を維持していた。しかし、同時に、その村落が平地に漢族の村落と錯綜して形成され、恐らく同一村落への共住さえ行われるようになり、また統治権力によって編籍され始めるとともに漢族地主への佃農化が方向付けられた。壮族のもとへの商品経済の浸透は本格化してはいなかったが、広東商人の進出が行われ始め、また広東商人をも含む漢族男性と壮族女性との通婚が開始されるようになった。そして婚姻等の習俗にも変化が生じつつあった。

他方、土官地域の壮族は統治権力に対する一定の義務を負担してはいたものの、その領

内では強権を誇る土官が住民の生殺与奪の権を掌握・行使しており、この点で直轄地のものと政治・社会体制上の顕著な相異が見られた。漢文化の移入も土官の主導の下に行われており（それは別の面からすると壮族の伝統文化がより多く保存される結果となったであろうと思われる）、この点でも直轄地のものとは逕庭があった。

ところで本章では十分に検討する余裕がなかったが、残された検討課題は少なくない。すなわち、まず直轄地の壮族における地域差や生態上の相異について、広西の中でも中東部と西北部とでは異なっており、さらに平地に進出したものと山間に住むものとでもその生態が一様でなかったであろう。この相異は両者の歴史過程にも反映されたはずである。次に漢族との関係について、本章でも広東商人の広西への進出と壮族との関係について言及したが、この点についてもあらためて明清時代を通じて検討されねばならないであろう。

註

(1) 浙江臨海県の出身で王宗沐の従子。万暦５年（1577）の進士。朗陵知県、礼科給事中（以上、康熙『台州府志』一〇「本伝」）、吏科給事中（『明史』二二三「王宗沐伝附」）を経て万暦 16 年（1588）四川布政使司右参議となり（『明神宗実録』二〇四）、翌年４月乙酉、広西右参議となった（『同書』二一〇）。のち雲南副使（その年次は不明であるが同年 12 月戊寅に別人が広西右参議になっていることからすれば同じ頃であろう）を経て同 19 年河南提学副使（『同書』二三八）となり、さらに山東督撫左参政（『同書』二五五）、南京太僕寺少卿（『同書』二八七）、南京鴻臚寺卿（『同書』二八八）を歴任した。この間、『五嶽遊記』・『広遊志』等を著わしたが、のち万暦 25 年（1597）病床につき、かつての行跡を回想してさらに『広志繹』六巻を著わした（自序。なお巻六の「四夷輯」は散佚し現在残されていない）。

(2) 江蘇華亭県の出身で、康熙 50～57 年、広西に逗留し（『唐堂集』附「冬録」）、のち同 60 年（1721）進士となり、翰林院庶吉士、同編修、提督福建学政等を歴任した（『清史列伝』七一「本伝」）。

(3) この書は他に雍正『広西通志』、嘉慶『広西通志』、乾隆『慶遠府志』、道光『龍勝庁志』等にも収録されているが、本章では最も早期に成立した『粤西叢載』（著者汪森は康熙 32 年〔1693〕、桂林府通判に任官した）に収録されたものを使用する。

(4) なお、「民」という語で表示される範疇には、必ずしも漢人のみならず編民化された非漢族が含まれる場合があるが、少なくともこの時期においては漢人がその多くを占めていたように思われる。

(5) この記事および③の記事から平野部が当時一面の荒地の様相を呈していたことが知られるが、その背景として、広西における農業技術が恐らくは比較的低い水準にあったことと戦乱（壮族の蜂起と統治権力による弾圧、さらに南明の永暦帝政権や三藩関係の動乱）による荒廃とが想定される。

(6) その背景として明初・永楽年間以降に漢族地主によって行われた壮族の招佃が挙げられる。なお、この点については第２章を参照のこと。

(7) 当時の山間部の壮族の農業技術について『古今図書集成』職方典、一四一〇、柳州府風俗考「雒容県」に次の記事がある。

居万山之中、獞多漢少。不尚読書、只信巫鬼。稍有睚眦、即率衆相闘、喜報仇。不知播種桑麻、惟耕田為活。輸租之外、剰以贍口、以至窮者類多。且以山為田、又無溝澮

蓄水灌漑、倘雨沢愆期、禾苗立槁。

すなわち壮族は桑麻を植えず稲作に一元的に依存し、また灌漑設備を持たず専ら天水に依存する農業形態にあった。

(8) その経過については[谷口　1982]を参照。

(9) この記事では「小醜」と表現されているが、直轄地の壮族の蜂起の中では韋氏父子に率いられた古田県の壮族集団のそれが最大のものであった。弘治年間から隆慶に至るまで古田県治を占拠し、嘉靖42年（1563）12月には省城の桂林を襲撃し布政使司右参政黎民衷を殺害した（記事の「殺黎大参」はこの事件を指す）。しかし隆慶5年（1571）には統治権力に弾圧され潰滅した（記事の「古田一挙、大快積憤」はこのことを指す）。なお、これらの蜂起の原因・結果等の問題については第2章を参照。

(10) 壮族に対する編籍の進行過程については第10章を参照。

(11) 壮族の佃農化については第2章で筆者が論じたほかに、太平天国期の横州・永淳県壮族の「反乱」を全面的に検討した稲田清一氏の労作において論及されている[稲田　1988]。稲田氏の論点のうち当面の主題に直接関わる部分は次の2点である。

（1）壮族が官府との接触を嫌い漢族を代納者として納税したことから、壮族・漢族ともに自分こそが土地所有者であると思うことができるような特殊な土地の二重所有の状況が見られるようになったこと（その場合、壮族と耕作地との関係は従前のままで、その上に地主の収租権が設定される形態であった）、（2）それは壮族自身の、民族的自律性を保持するための主体的選択の結果であること。

上の（1）については、本章で使用した史料からも窺われ筆者は基本的に同意する。しかし（2）については少し検討を要する。というのは、漢族の強大な影響の下で広西の全ての壮族が自律性を堅持する方向のみを志向したことは考え難く、逆に地主・官僚化したり漢族と通婚して、いわば漢族社会の成員となることを望んだ壮族もまた少なくなかったであろうと思われるからである。

(12) 第8章を参照。なお、『広東新語』は黄之雋が広西に来る以前の康熙39年（1700）に刊行されており、黄がこの記事を参考にした可能性も無くはないが、しかし黄の「蠱」に関する記事には『広東新語』には見えない記事も含まれており必ずしも前者の引用とは断定できない。

(13) この康熙年間の事例を含む壮族と漢族との通婚関係の歴史的変遷については第12章を参照。

(14) この賠償方式については万暦『広西通志』三三、外夷、諸夷種類「獞」にも類似の記事がある。

本類相仇、繊芥不已。雖累世、必復其闘。或誤殺人者、以牛畜為償。或数十頭至百頭、名曰人頭銭。

ここでは牛も賠償品目中に含まれており、またそれが「人頭銭」と呼ばれていたことが知られる（ただし、「頭」の計算方法が⑤の記事ほど明確に記されていない）。

(15) 「獞老」の機能については第1章を参照。

(16) 獞人好殺、一語不相能、輒挺刃而闘。闘或傷其一、由此世々為讐。然傷男子、讐只一姓。若傷其婦、而婦之父母・伯叔・兄弟、皆怨家焉、借人助殺、謂之洗面。

(17) 男性の衣服については雍正『広西通志』九二に、「男衣短窄、裂布束脛」とある。なお、『粤西叢載』二四「獞」所引の「永福県志」に、女性が手に刺青をしていたことが指摘されている。

(18) このような形式の住居について『広東新語』七、人語「峯人」に、

獞惟粤西多有之。自荔浦至平南、獞与民雑居、不可辨。大抵屋居者民、欄居者獞。欄架木為之、上以棲人、下以棲群畜。名欄房、亦曰高欄、曰麻欄子。

とあり、壮族と漢族とを識別する基準とされるほど当時の壮族のもとに多く見られた。

(19) 居舎、茅緝而不塗、衡板為閣。上以棲止、下畜牛羊猪犬。謂之麻欄。

(20) 子大娶婦、別欄另爨。娶日、妻即還父母家、夜与隣女作処。数年回時、間与夫野合二三。覚有娠、乃密告其夫作欄。（中略。）少婦、於春時、三五為伴、採芳拾翠於山椒水湄、歌唱為楽。少男、亦三五為群、歌以赴之。一唱一和、竟日乃已、以衣帯相贈答去。

(21) 其俗、男女年及冠笄、出遊山林。男唱而女和、各適其情。自相配合、以贈遺結殷勤、而後告父母致礼。成婚之日、婦帰夫家、不見舅姑、不接其夫、従便戸以出。則求野合、俟有娠、然後婦始為夫婦。無娠、則不帰也。

なお、配偶者の選択に際しては同姓であっても（恐らくは所属する親族集団「房族」が異なるか、もしくは近親者以外は）婚姻が可能であったようである。

(22) ⑮の記事の文脈からすると、新婦は「夫家」の隣家の婦人のもとに寄宿したように受け取られるが、この点、前掲（註20）の万暦『広西通志』では新婦の実家の隣家とされている。何れが正しいのかは即断できない。

(23) 『赤雅』上「丁婦」に、「子を生んで始めて婦と称せられる」（生子始称為婦也）と述べられている。なお、⑮には、新婦がその不落夫家の期間中に夫以外の男性と私通して受胎するので初生子は全て他人の子である、と述べられている。しかし、果たしてこの記事の通りに当時の壮族の社会において生子の嫡出性がさほど重視されていなかったのか、あるいは漢族士大夫層の自民族中心主義に根ざす誤解に過ぎないのかは判断し難い。

(24) 現在の壮族の文化については［覃・梁・韋　1984］［梁（編）　1987］が参考となる。これらにより、言語を除く壮族の伝統文化が、特に平地・山麓部では非常に少なくなっているか、もしくは形骸化している状況を知ることができる。

(25) たとえば順治『陽山県志』一、輿地、風俗「獞」に、

（獞）原係広西狼兵。天順間、奉調征剿、就此生聚。

とある。このように狼兵が徴発され、後にその駐屯地で「獞」と呼ばれるようになった事例は、ほかに『皇清職貢図』四「霊山県獞人」や道光『連山綏猺庁志』一「總志」、等にも見出される。

(26) これについて次の諸点が挙げられる。

（ⅰ）直轄地の壮族のかなりの部分が元～明代に湖北湖南・貴州や広西西北辺境地帯から来住したと考えられるが、それは多くの小規模集団による波状的移動という形態であった（第1章）。

（ⅱ）元代以前にも壮族のそれに類似した風俗が広西において見られた（たとえば「蠱」や干闌式住居等）。それらは史料上、「獞」と明記されていない点で取り扱いに注意を要するが、しかし少なくとも壮族とは全く関係がなかったとは断定できない。

（ⅲ）「狼」、および歴史上「儂」・「狫」等と称された集団は新中国の成立以降、壮族に帰属するようになった。

（ⅳ）序章で述べたように、現在、壮族には「布壮」・「布土」・「布儂」等、地域により異なる20種類以上もの自称がある。

(27) 土官領は一種の複合民族社会であり、瑶族や苗族等の民族も被支配者層の中に含まれたように考えられる。

(28) 楊錫紱『四知堂文集』四「請造報土司収成分数疏」（乾隆7年）に、

蓋土司分布沿辺、世守其地、自治其民、賦税之徴、比流州県、不過十分之一。亦無倉貯積穀。原係以土治土、与為羈縻之意。

とある。その上それは屢々、土官が滞納し、また軍事徴発との交換条件等の理由で免除された（たとえば『明実録』の正統十一年十一月、景泰元年四月辛卯、同四年六月癸卯、同五年十一月癸卯の各条）。

(29) この点について岡野昌子氏は、明代の土官の任務は明朝に対して賦役と兵役とを提供することにあったが、特に明中期以後、兵役負担にその重点が置かれたことを指摘している［岡野　1967］。なお、岡野氏も論及しているが、土官はこれらの義務の外に3年に1度の朝貢の義務をも負担していた。

(30) 「其の兵は最強」(㉔)、「(蜂起した) 壮族が畏怖するのは狼兵のみである」(『明穆宗実録』四二、隆慶四年二月癸丑条、殷従倹の上言) といわれるほどであった。なお、狼兵の徴発の起源と背景、狼田の支給等については［羅　1937］において検討されている。

(31) 『粤西叢載』二四「広西土官」所引の謝肇淛「百粤風土記」に、

諸土司惟田州・泗城最強、南丹次之。(中略。) 次則東蘭・那地。皆有精兵。其他微小。

とあり、特に右江流域ないし右江以北の土官が強力な軍隊を擁していたことが確認される。

(32) 李楽『見聞雑記』(万暦 29 年序) 七に、

広西左江兵、不可用。可調惟右江土官、喜於見調兵。人日米一升、計価月可一銭、倶為土官所得、兵自齎糧。

とある。

(33) 嘉靖 33 年 (1554)、江浙の海寇の討伐に際して田州土官岑大寿の母、瓦氏が自ら狼兵を率いて出征し活躍したことはその好例である。なお、瓦氏の事績については［谷口 1983］において検討されている。

(34) 弘治から嘉靖年間にかけて田州・思恩・泗城州等の岑姓土官の間で繰り広げられた闘争は、その代表的な事例である。これらの闘争の経過については［谷口　1982］において検討されている。

(35) このような支配体制の土台はすでに南宋初期には成立していた［塚田　1983］。

なお、当時の広西の土官は屡々、春秋・戦国の諸侯に比喩される。㉘の外にも、㉕ではその地位の世襲から、⑪では度重なる相続争いや隣封との戦争の点から喩えられている。

(36) ⑨では土目に罪があれば土官がこれを殺戮するほどの強権を行使したことを強調しているが、実際には土目が土官を殺し傀儡政権を立てたり、或は土官の相続争いに関与したり、状況に応じて様々な場合が見られた。

(37) なお、土官は漢文化の外に中国王朝の政治機構をも取り入れた。たとえば、太平土州の衙門には吏戸礼兵刑工の六房が設置されていた［覃・梁・韋　1984］。

第４章　壮族の『寨老』に関する史的考察
――清代以降の広西北部龍勝県龍脊地域を中心として――

序文

すでに論じて来たように、壮族は歴史上「漢化」過程を歩んできた。歴史的な潮流として、明清時代に広西の多くの地域で壮族の佃農化が進行し独自の社会体制が解体して行った。しかし、そうした潮流において広西のなかでも、社会経済的環境の相異によって社会変化の時期について地域差が見られたことに注意する必要がある。本章では広西北部山岳地帯の事例を取り上げる予定である。また、そもそも壮族がどのような社会にあったのか、明代の『広志繹』『正気堂集』等の文献において「獞老」（＝「寨老」）が「村落代表・村落間調停者、戦時下の村内戦闘員の指揮役として登場する（第１章第２節・第３章第１節）が、その詳細については不明な点が多い。たとえば、それがいかなる役割を果たしており、地域社会においてどのように関わっていたのか、さらに漢族勢力ないし統治権力の浸透にともなってどのように歴史的に変化を遂げてきたのか、という点である。前章までに行ってきた検討に加えて、本章で寨老の具体像を検討することを通して壮族社会がたどって来た道筋がはじめて鮮明にされるのである。

加えて、壮族・漢族の民族間関係は本書の第３部で検討する予定であるが、広西北部の山地の多民族共住地域における事例が本章で検討される。

「寨老」とは、村落（寨＝山間村落）を基本単位とし、慣習に沿いながら人々の様々なレベルの「もめごと」の調停をしたり公共事業を主導推進する壮族の非階級的な統率者である(1)。村落を基本単位とはするものの、個人・親族・姓といった血縁関係や、１村落を超える複数の村落群、さらには複数の民族集団といった、様々な「場」に応じて異なった様相を呈する人々の諸関係において結集軸となるような存在なのである。

本章で取り上げる地域は、中国南部、広西壮族自治区の北部に位置する龍勝各族自治県の「龍脊十三寨」である。壮族を中心としながらも、漢族・ヤオ（瑶）族（「ホン・ヤオ（紅瑶）」・「パン・ヤオ（盤瑶）」）が共住する多民族地域である。

検討の対象とする時期は、清代中期から解放直前までの時期を中心とする。というのも、龍脊の場合、清代中期以降、寨老に関する文献が［広西壮族自治区編輯組（編）1984b、1987c］［広西民族研究所（編）1982］などに多く収録されており、また聞き取り調査もかなり有効であって、寨老の歴史について全貌の解明に近づくことの可能な地域なのである

(2)。

第1節　従来の研究

寨老をめぐる様々な問題や、そもそも寨老の調停を通して見えてくる壮族の社会のあり方、人々の結集のあり方に見られる特徴については従来の研究には大きな問題点があった。すなわち、中国少数民族社会歴史調査資料叢刊の一つである［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］では、解放後の政治的環境において寨老の階級性が故意に強調されその罪悪が取り上げられた。同書は今となっては得難い貴重な材料を多く用いているものの、時代の制約から受けた視点の歪みが惜しまれる。同書のほか黄鈺の研究［黄　1990］・李富強の研究［李　1993］がある。前者は独自の調査に基づいているものの表面的・総花的な記述にとどまって掘り下げた検討がなされていないし、記述のなかには歴史的事実の歪曲も見られる。そもそもいつの時点の調査に基づくのかが明記されていない。また、後者は社会組織が血縁から地縁的なものへと発展したという既製の理論的枠組にとらわれて寨老の本質を見過ごす結果に終わっている(3)。

第2節　龍脊の地理的概要

まず、前提として地理的環境と諸民族の概要について瞥見しておこう。龍勝各族自治県は桂林市の北方100ｋｍほどのところに位置し、全県の平均高度が海抜700ｍほどの山地である。同県には壮族・瑤族・漢族・ミャオ（苗）族・トン（侗）族が居住する「各族自治県」である(4)。壮族やトン族は地域的に集居する傾向があるが、龍脊は壮族の集居地の一つである。「龍脊」は県の東南部の、臨桂県・霊川県・興安県との県境の険阻な山岳地（最高地点約1500ｍ）に位置し、東流する金江の沿岸やその南北、とくに傾斜が緩い北側斜面に集落（寨）が形成されている［写真１］。和平郷から約７ｋｍで龍脊の入り口に位置する金竹寨に達する。人口は金江・龍脊・平安・馬海の４行政村に限定すると1078戸・4630人である（本章における龍勝の村落人口数は1996年のもの）。金江村黄落寨に集中する紅瑤（ホンヤオ）と龍脊の周縁部に居住する少数の漢族と盤瑤（バンヤオ）以外は全て壮族である。大規模な13の寨名が清代に詩に詠まれた故事から「龍脊十三寨」と通称される。十三寨のうち紅瑤の黄落寨を除いてはほかは壮族の寨である。壮族には廖・潘・陳・蒙・韋・侯の６姓があり、ともに外地からの移民である。廖家寨・平安寨(5)・金竹寨・江辺寨・新寨の廖姓は同族であり、廖家寨が草分け的存在である。十三寨の名称と所属する行政村名・主要な姓は表５

の如くである。人口は、平安寨の約700人が最大で、馬海寨約500人、廖家寨約480人、金竹・黄落・侯家・龍甫の諸寨が300餘人と続く。

表５　龍脊十三寨（寨名・所属する行政村・主要な姓の順）

金竹	金江	廖	廖家	龍脊	廖
龍甫	同	潘	侯家	同	侯
楓木	同	陳・廖	平寨	同	潘
新寨	同	廖・潘	平段	同	潘
江辺	同	潘・蒙・陳・廖	平安	平安	廖
八灘	同	潘	馬海	馬海	蒙・韋・侯
黄落	同	潘			

民族は金江村黄落寨（319人）に集中する紅瑶と龍脊の周縁部に居住する少数の漢族と盤瑶以外は全て壮族（約4000人、写真２）である。大規模な寨は先の黄落寨以外は壮族が居住する。

壮族には６つの姓があり、ともに外地からの移民である。廖家寨・平安寨・金竹寨・江辺寨・新寨の廖姓は同族であり、廖家寨が草分け的存在である。廖家寨は龍脊の大規模な寨のなかでは最も高地（海抜約800m）に立地する。廖姓は広西西北部の「南丹慶遠府」から「狼兵」すなわち軍事移民として興安県を経由して明末万暦年間～清代乾隆年間に来住した。潘・侯・陳姓も故郷が廖姓と同じだが、移住年次と移住経路・原因は異なっている。蒙・韋姓も移住経路が独自である(6)。すなわち移住が姓ごとに、また小規模集団によって行われ、移住の原因・年次・経路を異にする諸集団が移住先の龍脊の地で出会い共住することになったと考えられる。なお、紅瑶の場合、黄落寨には広西欽州から漢人を避けて山中を耕作しつつ移住し龍脊に至って壮族から田地を購入して定着した移住伝説が伝えられている。紅瑶の寨は龍脊では黄落寨のみだが、龍脊の外部、金江最上流域の中禄村・大寨村・小寨村・江柳村にも同族が多く居住しており（約4700人）、決して孤立しているわけではない。また、漢族は清末に湖南から入植した移民で、諸民族のうち最も遅く来住した。山麓・山腹に広がる壮族の居住地よりも山頂に近いところや金江最上流域の高地に分散的に居住する（約650人）。

寨は基本的に独自性が強い。廖家・平安・金竹・新寨の場合のように同一祖先から分出したことが明らかな場合でも「輩行字」は基本的に寨によって異なる。

寨は集村的な形態をとっており、寨間の境界が可視的に判別できるもの以外に、廖家寨・侯家寨・平寨のように複数の寨が連接して境が判別できないような場合もある。また寨の周囲にそこから分出した小寨がいくつか分布する場合もある。さらに（嫁入した女性を除いて）いわゆる単姓村が多いが、複数の姓が一つの寨に共住する場合もある。

生業は棚田による水稲耕作が主体である［写真３］。だが、耕地面積が少なく、米穀産出額は住民の自足分にも満たないほどで、社会階層が生じにくい条件にあった。龍勝県の県治や和平街では漢族が商業を営んで有力なものは地主化したという。しかし龍脊では大いに事情が異なっていた。当地では鉄鍛冶や瓦作りの技術や食塩・陶器・薬などの商品はもっぱら外部からの行商に依存するなど経済的には外部から孤立してはいなかったが、商人と経済的な支配・従属の関係にはなく独自性を維持した。到来する商人はほとんどが小規模資本の者だったので、広西の東部平野や珠江水系に属する河谷平地の場合のように漢族商人による土地の集積と壮族の佃農化という現象は発生しなかった。壮族が佃農や長工などとして外部の漢人地主・商人に従属することはなかったのである。

険阻な山岳によって隔てられ、また住民の多くを占める壮族が来住した時期が明末以降と遅いこともあって、統治権力の影響力が波及した時期は比較的遅かった。乾隆５年（1740）、呉金銀の蜂起の弾圧を機に、同６年「龍勝理苗分府」（龍勝庁）が設置され直轄地に入るようになった。

以上から、一枚岩ではない来歴、寨の独自性が強いこと、経済的には自律的であったこと、歴史的に間接的な統治体制がとられてきたことが指摘される。

第３節　諸民族の概要

龍脊には壮族のほか、瑤族、漢族が居住する。当地の瑤族は紅瑤と盤瑤に分けられる。盤瑤は諸民族のうち来住時期が最も早期であると考えられるが、居住地は壮族の寨からは遠く離れ、かつ集落が零細規模であって歴史において表面には現れない。重要なのが紅瑤である［写真４］。広西欽州から山中を耕作しつつ移住し龍脊に至って壮族から田地を購入して定着したという移住伝説が伝えられている。彼らが集住する金江北岸沿いの黄落寨は、周囲を壮族寨に囲まれた孤島の様相を呈しているが、規模が大きく（人口319人）、龍脊十三寨の一つに数えられる。龍脊では、紅瑤は壮語を話すことができるが、逆に壮族は

紅瑤の言語を解しないといわれる(7)。壮族住民の多く（とくに男性）は壮語以外に漢語（西南官話）を解し、漢語での通話も可能だが、それでも前記の事実は壮族と紅瑤との勢力関係を示しているといえる。ここで注意したいのは、紅瑤が十三寨のなかでは黄落寨のみに居住するが、金江最上流域の高地、中禄村および大寨村・小寨村・江柳村に属するいくつかの寨にも居住し、しかも黄落寨との間に通婚を含む往来の関係があることである。十三寨の境内においては紅瑤寨は孤島のように見えるが、実際には同族から分断されて孤立していたわけではないのである。

漢族はほとんどが湖南の新華県から清末光緒年間初期の頃に来住した移民である［写真5］。来住時期が遅いため、山麓・山腹に広がる壮族の居住地よりも山頂や金江最上流域の高地に分散して住む。壮族との関係では壮族が優位に立っており、また清末には往々、治安を乱す存在と見られた。広西の東部など漢族が壮族を圧倒した地域とは逆に龍脊では漢族が壮族の圧迫を受けがちであった。注意したいのは、十三寨の境内に漢族の寨、岩底寨が立地し、ほかの寨も十三寨の外部にはあるが土地が隣接していることである。ゆえに、十三寨の寨老の果たした機能を考えるとき漢族の存在も軽視することができないのである。

なお、壮族の現地での自称は「ブー・ヨイ（布雅伊、布越伊）」である（「布」は「人」を指す。「ヨイ」の意味は不明）。婚姻は解放前には基本的に同じ言語を話し同じ習俗をもつ相手のみが対象とされた。一般に壮族の通婚圏は比較的狭い場合が多く、また同姓でも５代以外であるなら婚姻が回避されない。龍脊においても「十三寨」の「ブー・ヨイ」の範囲内での縁組みが多かったようであり、同一寨での縁組も少なくなかった。瑶族や漢族との間には基本的に通婚が行われなかった。

壮族と瑶族・漢族は経済的な支配と従属の関係にはなく、平時は互いに独立的であった。多民族の共住とそれぞれの独自性の強さは、龍脊という地域社会の特徴なのである。

第４節　寨老の役割

１．諸条件

まず寨老の人数・資格・報酬・任期などの条件について、それが機能していた1933年までの時期を中心として検討する。寨老の人数は大きな寨なら１～３人、小さな寨なら最低１人であった。ただし道路の補修や祭祀行事の世話など公共事業の遂行には２人は必要だったようである。姓について龍脊には雑姓村もある（婚入女性の姓を除く）が、その場合寨老は何れの姓の者でもよかった。たとえば廖姓と潘姓が主体である新寨や雑姓村である

江辺寨の場合、寨老はいずれの姓でもよかったという。たとえば江辺寨からは廖美富・廖章元・潘祖安といった寨老が出ている。寨老は基本的に血縁集団の利益代表者ではなかったのである。そのことをよく示す事例として見逃せないのは、異姓養子・異姓入り婿でも寨老になることができたことである。たとえば民国期の楓木寨の寨老陳富朝はもと平安寨の廖姓で楓木寨に養子として来た者である。また、［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：158］に「憑中地方村老」の一人として「譚士栄」の名が見える。譚姓は龍脊にはない姓だから、おそらく他処からの入り婿であろう。

なお、寨老が寨内血縁集団の代表者でもある場合もあったといわれる。姓ごとの居住地が分れていてもその代表と寨老とはあくまで別物と考えられるが、房族のレベルでの有力者と寨老とが同一人物である場合は当然想定することができる。しかし寨老は同姓の「輩分最高者」がなる漢族の「宗族」族長とは異なっていたのである(8)。寨老が系譜上の長でない点で壮族村落社会は父系リニージを基盤として組織されてはいなかったのである。

次いで寨老になることのできる資格として、［広西壮族自治区編輯組（編）1984b：94］には3類型が提示されている。すなわち、もめごとの調停に当たって判断が公正で処理能力のある者、漢文能力があって訴状や契約書を書くことのできる者、寨老の助手的存在であったのが後に寨老になった者、である。実際には漢字識字能力がなくとも寨老となった事例もあるので、第一の条件が第一義的条件であった。そして当地では「文化」というと民俗知識ではなく漢文化を示しており、人々が重視していたことからすれば、第二の条件も重要であった(9)。なお、寨老の年齢は絶対的な条件ではなかった。若年者が寨老になった事例として、「瑶民起義」に参加した平安寨の寨老廖祥林は当時30歳だったという。また同寨廖文俊も38歳、楓木寨寨老陳紹遠（陳岱）は25歳、龍甫寨寨老潘安照は30歳、平段寨寨老潘大保は44歳だったという。さらに「大寨老」として名を馳せた侯会廷は、没時の年齢から推定すると1900年生まれであるが、すでに「瑶民起義」のころ寨老であった。寨「老」といっても処理能力次第では若年者もなったのである。

無論、寨老の資格としてある程度の調停の経験と知識とが豊富であることが必要であったであろう。紛争の解決基準の一つに先例「古例」があって、調停の場でも当時者に対する間接的な勧告の意をこめて古例が語られたのである。このように、系譜的にも年齢の上でも長・上にある必要がなかったことは壮族社会の特徴を知る上で重要である。

寨老の選出方法は、人々の信頼の厚い者が「推され」て、「自然に」なる。それゆえ、一旦人々の信望を失うと、誰も解決を依頼しないようになりその地位を失うこととなる。

江辺寨廖美富は［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：189、198-199］によると寨老としてもめごとの調停を行い光緒11年（1885）当時寨老であったが、（おそらくその後）「貪財好酒」で紛糾の処理の仕方が悪く、誰も依頼しに行かなくなったという(10)。逆に人々の信望が厚ければ、調停をする頻度も高くなるし、また長年、場合によっては終身その地位にあり続けることもあった。平安寨の廖益保は、晩年には歩行が困難となり言葉も不明確になったが、それでも人々は信服し続けたという。寨老は選出方法が確立した任期制の役職ではないのである。寨老は「頭人」として官側との交渉にも当たったが、寨老は基本的に行政職とは別個の存在であった。なお、寨老自身も他の依頼者同様、経済的には自ら耕作して生計を立てる農民に過ぎない。この点が寨老の大きな特徴で、土官のような領主ではない。その地位も土官のように固定的ではなく流動的であって、あくまで個人の調停能力の優劣が問題とされる。調停能力次第で人々が彼のもとに結集し、あるいは逆に去って行く。土官が被支配層との政治経済的関係に基づいて制度化された階級支配者であるとすると、寨老の場合、寨老と依頼者との二者間の個人的信頼関係に基づく緩やかな連帯の中心にある非階級的な調停役であった。

2．もめごとの調停

寨老によるもめごとの調停の仕方に関する要点を記すと、まず一般的なもめごとの場合、当事者の家で調停を行う場合と寨老の家で行う場合とがあった。軽少な案件を除いては事を単独で処理せずに複数の寨老が集まることが多かったようである。調停の仕方は、基準となる先例「古例」を引用し勧告をしつつ、原告・被告の話を聞き、銅銭や紐などの小道具を用いながら行なう。事情聴取が終了すると裁定が下される。

刑罰として一般的なのが「罰金刑」で、それより重くなると、「悔過書」（一種の自己批判の書状）を書くこと（そしてそれに房族の「中人」・寨老が署名する）、さらに体刑、ひいては追放「革逐」（房族からの追放と十三寨からの追放という二段階から成る）、死刑（生き埋め、河沈め）となる。後述の郷約の内容から見ると重大犯は送官究治するべきところだが、道光28年（1848）の、黄落寨潘仁星が生き埋めに処せられた事件に見られるように実際に処刑が執行されたようである(11)。

もめごとの調停の場合注意したいのは、当事者が寨老たちの調停に不服であるときには他の寨の別の寨老に改めて依頼することが可能であったことである。そうなれば調停に定評のある有能な寨老の場合、その威信が一層高まり、逆に調停の下手な者は寨老の地位を

喪失することになる。この点について言えば寨老は漢族の宗族の族長とはおよそかけ離れた性質のものであった。

なお、［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：155-156］には、調停の経過を記した後に、「通道肉二十斤」（嘉慶６年〔1801〕正月25日）という記載がなされている。さらに［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：163-164］には現場で飲食したことを示す「通道喫肉乙餐」（道光19年〔1839〕２月20日）という表現が見られる(12)。ただし、［広西壮族自治区編輯組（編）1987b］による限り、光緒29年（1903）以降は「通道」という表現は見られなくなった。［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］の記事や調査資料から判断すると、それは後に「和平酒」と呼ばれるようになったようである。これらは、調停が終了すると、酒宴が寨老と当事者との間で開催されたことを示している。それは寨老と当事者とがその場でともに飲食する行為を通じて処理の内容を確認しあい人間関係の維持を図る儀式としての意味を持ったように思われる。

寨老には仲介者・調停者としての謝礼が贈られた。この点について「中銭百文」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：171-172　同治11年〔1872〕３月「休息杜後書」］など現金、ほかに「禾一秤」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：170-172　同治２年〔1863〕10月６日「売禾倉契」］など現物での支払いもなされた。寨老に対する謝礼は「水礼」とも呼ばれた(13)。

３．寨老のその他の役割

（１）徴税・徴発・公文下達

龍勝が直轄地になるのは乾隆６年の「龍勝理苗分府」設置以降である。［広西壮族自治区編輯組（編）1987c］によると、乾隆48年（1783）に「団」が存在し、龍脊に賦役が課派されている。それは豚・松葉・薪木などの納入、官衙塘の塘房の修理、出兵、さらに茶の採買が主なものである。なお、十三寨という名称は乾隆末・嘉慶初に登場する。嘉慶元年（1796）以降は「甲長」が存在しており保甲制の施行が確認される、寨老が「頭人」「頭甲」として徴発徴収の実務を担当していたことも窺い知られる。統治権力の側からすれば統治の必要性から在来の寨老を利用して頭人として権力の末端に位置付けたものと思われる。それゆえ、清代においては頭人＝寨老を通じての間接的な統治体制にあったようである。保甲制の施行時期に門牌が支給されたが、それでも統治権力側が直接各戸を把握していたとは考え難い。

（2）公共事業

寨老の任務として、もめごとの調停のみならず、廟の建立と修復・架橋・道路の開設と整備・用水路の整備などの公共事業の指揮も含まれた。たとえば［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：171］に、江辺寨廖仁保を「糾首首事」とする「捐資架橋」の記事（同治９年〔1870〕12月６日）がある。

（3）儀礼

寨老は祭祀の世話人でもあった。とくに、莫一大王祭や社祭といった当地で重視される神祇の祭祀の世話を担当した。莫一大王祭は、廖姓が居住する諸寨や馬海寨で行われ、社祭は各寨で行われた。それらの祭祀活動は基本的に寨が単位であった。なお、宗教的職能者「師公」は別に存在していたので、寨老の役割は供物の用意のための資金集め・祭りの進行・祭りの際に生産に関することを宣布することなどであった［塚田　1992b］。漢族の場合、岩底寨の場合、社祭には毎年交替する「会首」が世話役を担当しており、寨老が祭祀に関わる壮族の場合と異なっていた。

（4）生産

廟での祭祀の時に寨老はその年の生産に関すること、どの季節になにをすべきかを具体的に指示をした。また、天災に見舞われた時には寨老が臨時に廟祭りをした。

（5）教育

以上のほか、子弟が悪事をしないよう訓導をすることも寨老の役割だった。とはいえ、識字教育などの具体的な教育は別に、私塾を創設して漢人教師を招聘して行われた。

第５節　寨老とさまざまな「場」

およそもめごとは様々な場で生じた。それは、房族・親族・寨・龍脊十三寨・十三寨を越える地域に区分することができる。また、当地は多民族共住地なので、壮族以外の瑶族・漢族との関係もここで瞥見しておきたい。

１．寨という「場」

人々の日常生活は寨で営まれた。そしてそれぞれの寨には寨老がいた。それぞれの寨老は状況に応じて時に対立し時に連帯をした。対立的関係を示す事件として挙げられるのは、乾隆年間における平段寨の寨老と平安寨・新寨・廖家寨の寨老との争いである。また、嘉慶年間以降の保甲制の時代には「上甲」に属した平安寨・廖家寨・侯家寨・平段寨とほ

かの山麓地帯の「中甲」「下甲」に属する寨とが徭役課派に際して対立しがちであったようである。［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］では、頭人＝寨老たちが共謀し民を搾取したという側面を強調する文脈において、頭人たちの間の矛盾と対立に関する多くの事例が挙げられている。頭人たちが共謀して民に悪事をなしたという視点からの恣意的な記述が目立つ同書においても頭人たちが対立した事例が紹介されていることからすれば、それは隠蔽し難い現象だったのであろう。こうした対立は寨が人々の生活の基本単位であったがゆえに生じたのであった。1933年に広西北部の全州・灌陽県で発生し龍勝など計６県に及んだ瑶族を主体とする蜂起「桂北瑶民起義」において、平安寨で寨老および人々が多く参加したのに他寨ではごく限られた寨老たちしか参加しなかった。この事実は寨が対立的であったことを裏付けている。

加えて、社神、莫一大王といった壮族の人々にとって重要な神祇の祭祀が寨単位でなされたことも寨の独自性を示す重要な要因である。

なお、一寨の範囲を越える場合もあった。先述のように、ある寨の寨老がもめごとを処理し切れない場合、別寨の寨老に依頼してもよかった。加えて、同姓が複数の寨に跨る場合の清明節の祭祀、さらに清末において形成された郷約を通じての連帯も挙げられる。

２．同姓集団という「場」

（１）「ダイワー」と「ラッラーン」

当地の壮族の寨における親族集団には「ダイワー」（家門）・「ラッラーン」（房族）というレベルの異なる単位があった。異説もあるが、前者は婚葬儀礼・家の新築などの大事のさいの協同単位、後者は前者より小さい分節で分家・相続・養取あるいは清明節の墓参の単位であったようである。寨老がこうした寨内血縁集団の代表者でもある場合もあった。［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：155-156　嘉慶６年〔1801〕１月25日「招贅撫業産契」］では廖家寨の寡婦潘氏に対する婿取りが進められた際に同寨の廖才造・廖才和が房代表「憑媒頭人」として寡婦潘氏に対する婿取りを進めている。廖才造らが平段寨の寨老潘天紅によって訴えられた廖家寨の寨老であることからすれば、それは「ラッラーン」の代表が寨老でもあった事例でもある。

もっとも２つの集団の機能・範囲については異説があり(14)、それらが現実に機能しなくなり熟知する人が少なくなった現在では混乱している。ただ漢族の「宗族」とは明らかに異なっている。「ラッラーン」は先述のように分家や婿入りの際に同意を与える単位で

あった。当地の壮族のもとでは、婚後の分家が一般的で、その際に財産が均分されて与えられた。継承すべき男子がいないときには女子が入り婿を取って財産継承をすることが可能であったが、相続すべき田土の一部を同じラッラーンに属する親族に与えてはじめて継承することができたという。分家の後、両親は末子とともに住んだり、あるいは夫婦が別々に長男・次男と共に住むのである。

（2）寨を横断する親族集団

清明節に複数の寨で共同で祖先祭祀を行うのは、人々にとって場の一つとして重要である。廖姓を例にとると、龍脊に初めて来た祖先の墓が八灘寨の付近にあり、1988年以前は廖家・平安・金竹の３寨およびそれぞれの寨から分出した小規模な寨から、代表たちが清明節に祖先の墓参をしに行った。1988年には、龍脊に来住した際の経路にあたる興安県に祖先の墓碑を再建した。以降、清明節には代表たちが興安県へ墓参に行っている。近い祖先の墓参はそれぞれの寨で「ラッラーン」単位でなされるが、共通の祖先はいくつかの寨で共同で祭られてきたのである。　潘姓もすでに解放前、1936年に16の寨が共同で始遷祖の墓碑を和平街の近く大木寨の地に建てている。16の寨は龍脊のほか、黄江・和平・岳武・双洞・擺嶺などの村に属し、広い範囲にわたっている。代表たちは当然、寨老であったであろう。なぜなら、寨老は祭祀行事の世話人でもあったからである。ともあれ、複数の寨で共同で祖先祭祀を行なうのは、人々にとって場の一つであり、寨老が代表としての役割を果たしたのである。

３．「十三寨」という「場」

龍脊は乾隆年間以来、徭役課派の単位であった。潘天紅の上告文にも十三寨の表記が見える。また、後述するように郷約が制定される時期には十三寨が範囲とされた。「十三寨」が範囲となるのは長期間にわたり、また最も知られた範囲であった。なお、保甲制の時期は上中下の三甲が置かれた。ゆえに「三甲一三村郷老」なる表記［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：182　光緒４年〔1878〕８月18日］がなされた。清末、道光２年（1822）以降、十三寨の寨老たちが中心となって、共同で遵守すべき規範「郷約」（「郷規民約」）が制定・改修された。とくに光緒４年（1878）までの間に多く制定された。［広西壮族自治区編輯組（編）1984b：101-102］によると、毎年春秋の始めに十三寨の主な寨老たちが集結して会議「議団」を開催して郷約が制定された(15)。そして議団に参加した寨老たちがそれぞれの寨に帰って集会を開いて民に通知するとともに、その条文を木板に書いて

寨の要路に吊るしたという。郷約制定の背景にある状況として、湖南漢人を主体とする移民の流入が増加し、そのことにともない治安が悪化したことが挙げられる。とくに同治年間～光緒年間に制定・改修されたものが防匪・防盗を強調しているといわれ［広西壮族自治区編輯組（編）1984b：101-102］、そのころ治安状態が最も悪化した。

郷約制定の中心となったのが、十三寨の寨老たちの代表「大寨老」で、彼らが中心となって「十三寨群衆大会」が乾隆７年（1742）から民国38年（1949）にかけて12回召集されたといわれる［黄　1990］。郷約については寨老の歴史的変遷とともに後述するが、「大会」はタイトな組織であったとは考え難い。また、自治的ではあったものの統治権力の末端に置かれていた。そのため12回の「大会」のなかには、治安維持に関する内容のもの以外に、統治権力の政策を下達宣布する場合があった。

ともあれ、清末の時期に十三寨の一体性が強調されて大寨老を中心に会議が開催された。それは人々にとって「場」の一つとなったのである。

４．紅瑤との関係

紅瑤の黄落寨は龍脊十三寨に含まれ、自前の寨老を有していた。道光27年（1847）、壮族の平段寨との間に漁労区域をめぐるもめごとが発生した。十三寨の寨老たちの代表「龍脊団頭人」が調停しようとしたが失敗し、統治権力に訴えた。結局、権力側が両寨間の漁労区域を定めた。このとき「龍脊団頭人」には黄落寨の寨老も含まれていた。したがって、彼らは十三寨を代表するだけでなく黄落寨の代表としても動いたのである。この場合はもめごとの当事者となっているが、ほかにも黄落寨が十三寨を代表して他寨のもめごとの調停をも行った例がある。たとえば、道光23年（1843）に、楓木寨の陳姓と廖姓との間に漁労区域をめぐる紛争が発生した。それに官側が介入して区域の画定をしたが、その際に先の黄落寨の寨老が「頭人」として他寨の寨老とともに刻名されている［広西民族研究所（編）1982：152-153］。これにより、黄落寨が十三寨の一員として扱われ隣接する他寨からも調停を依頼されていたことが明白である。

加えて、解放前に黄江村にて漢族の間に水争いが発生したが、その調停において平安寨の寨老のほか、黄落寨の寨老にも依頼をしたという。当地では通常、彼らのほかに十三寨の外部にある路底寨の壮族の寨老や、黄江の漢族の代表たちも調停を行ったという。人々の活動は十三寨の内部だけでは完結せずに、土地が隣接（この場合、平安・黄落と黄江）していることを媒介として十三寨と外部とが関係していたのである。ともあれ、黄江一帯

の漢族地域でも黄落寨の紅瑶寨老は活躍していたのであり、この点で、紅瑶寨老は壮族の寨老と同等の地位にあったのである。

紅瑶はその服飾や言語、また年中行事（壮族にはない旧暦６月６日の祭りを行ったり、７月の中元節を７月12日に行う）などにおいて壮族との文化上の相違は顕著である。女性の桃色・紅色を基調とした色鮮やかな上着は「紅瑶」と呼ばれる所以であるが、それは一見して壮族とも漢族とも異なるものである。婚姻もかつては紅瑶同士で行っていた。こうした文化面での距離にもかかわらず、調停に関する限りでは寨老としての個人の力量が重視され、民族的相違は無条件の前提とはなっていなかったようである(16)。

なお、先述のように十三寨のなかでは黄落寨は唯一の紅瑶寨だが、十三寨の外部にあって金江最上流域の高地に位置する中禄村・大寨村・小寨村・江柳村には多くの紅瑶が分布する。一帯の地域における紅瑶の人口は前記のように約4700人で、十三寨の壮族の全人口を上回るほどである。寨老としての個人的力量がいかに重要であるとはいえ、民族集団としての勢力も背景として軽視することができないであろう。

ともあれ、先の事例からは、厳密には十三寨の範囲を超える地域である黄江での紛争にも付近の路底寨や漢族寨の有力者とともに十三寨の寨老が関与していること、十三寨の東端にある平安や黄落にとって地域社会として十三寨以外に黄江の漢族地域も含まれていたことが指摘されるのであり、寨老を中心として人々が結びつく範囲が十三寨に限定されていないことが明らかである。この点について、次に漢族地域に目を転じてみよう。

5．漢族との関係

漢族について、非定住の商人・手工業者と定住農民の２つに分けて検討しよう。前者について要点を挙げると、当地では鉄の鍛造や瓦作りの技術、さらには食塩・陶器・薬などはもっぱら外部に依存していた。鉄鍛冶は湖南人が多かったという。一時的に当地に住み着いて鍛造する以外に行商が既製品を売りに来る場合もあった。瓦焼き職人や家屋建築に従事する木匠もかつては湖南人が多かったという。食塩や陶器は和平街や臨桂県・霊川県などから来る漢族商人に供給を依存するか、もしくは自ら購入しに赴いたという。

湖南からの商工業者は龍脊のみならず、黄江やさらに和平街にも多く進出した。和平街ではそうした商人の一部が政治的に有力化したという。清末における湖南を中心とする地域からの人の移動の大きなうねりがあって、その流れの一派が龍脊にも到来したのである(17)。

次に漢族農民について見よう。多くの湖南漢人が入植した黄江村では、現在も千人ほどの人口のうち約65%（推定）を漢族が占めている。黄江は十三寨の外部にあるが、このほか十三寨には数えられないものの、十三寨境内にも漢族の寨がある。それは金江南岸の急斜面に立地する岩底寨である。

岩底寨には湖南の新華県から清末光緒年間に来住し当地の壮族から土地を借りて入植したという曽姓と羅姓とが居住する。言語・服飾・年中行事（とくに中元節の期日）などにおいて壮族と異なっているし、漢族の場合、寨老ではなく姓の代表＝族長が指導者的存在である。岩底寨の入り口付近に石碑が残されている。それは、岩底寨とその麓にある江辺寨との間の、霜降以降の時期における金江の用水の制限を伝える内容のもので、光緒32年（1906）に建立された。碑文には裁定を行った「地方人」（頭人）として、７名の人物の名が刻まれている。その内訳は楓木寨・八灘寨・江辺寨・黄落寨の寨老のほか、岩底寨の曽姓の代表者「曽光明」の名がある。岩底寨は漢族寨だが、そのなかの曽姓の代表が壮族や紅瑶の寨老とともに調停を行っていることになる。この点は先の黄江の事例にも通ずるものがある。すなわち土地の近接する数寨の寨老たちが共同で処理に当たっており、調停に関しては壮・漢・瑶の民族の違いによる問題は表面に現われていないという点においてである。寨老の役割に注目すると、清末に郷約によって湖南人の入植制限が提唱された。しかし寨は基本的に独立的であるがゆえに、寨老は自寨を中心とする他寨との関係を考慮して、戦略的な選択（この場合は調停）をした。楓木寨・八灘寨・江辺寨が、十三寨の範囲を越えるものの土地の接する岩底寨との連帯をしたことの背景には、寨老を中心として結びつく範囲が十三寨のみにとどまらないという事情があったのである(18)。

第６節　寨老の歴史的変化と壮族社会

１．寨間の対立――乾隆・嘉慶年間

人々の日常生活は寨で営まれた。それぞれの寨にはまとめ役である寨老がいた。先述のように大規模な寨だけでも13あったが、それぞれの寨の寨老は時に対立し時に連帯をした。対立的関係として挙げられる例は、乾隆年間における平段寨の寨老潘天紅と平安寨（潘海京）・新寨（廖海蛟）・廖家寨（廖才造）との間の争いである。乾隆年間は、龍脊の地が記録のうえで歴史の舞台に登場し始めた時期であるが、当初から諸寨が対立的で、その対立の背後には統治権力が存した。それは当時統治権力が課していた茶の採買やその他の課派銀について、潘天紅が他３者を「包覧」の科で訴えた事件で、天紅側は廖海蛟らが官側

の徴収に乗じて私服を肥やしたという主張をした(19)。すでに寨老は頭人として行政機構の末端に位置付けられており、そのため争いの原因も行政がらみである。

統治権力が寨老を通じて人々を間接的に支配していたことについて、［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：173］によると、同治元年（1862）、従来、門牌が５、６戸で１枚だけ、あるいは７、８戸で１枚だけしか支給されていなかったのを爾後全ての戸に支給するので、団総・頭甲・居民は従うべきであるという通知が発布された。ここから同治年間以前、統治権力が各戸を把握し得ていなかったこと(20)、そして同治以降においても団総・頭甲＝寨老層を通じて門牌を支給をしたことが明白であろう。

寨・寨老ごとの対立的な傾向について、先述のように［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］には、頭人たちの間の対立的な傾向が指摘されている。こうした対立は寨が人々の生活の基本単位であったがゆえに生じたのであって、そのことはごく自然な成り行きである。1933年の「瑶民起義」における各寨の対応（先述）もそのことを裏付けている。

２．郷約と十三寨の一体化――道光～光緒初期

諸史料からは、十三寨が共同で「郷約」（「郷規民約」）を制定したこと、その時期はとくに清末道光２年（1822）～光緒４年（1878）の間が中心であったことを知ることができる。先述のように十三寨の主な寨老たちが集結して会議「議団」を開催して郷約が制定された。

資料で存在と内容を知ることのできる郷約は６件ある。すなわち、①道光２年（1822）、②道光29年（1849）、③同治11年（1872）、④⑤⑥光緒４年（1878）のものである(21)。⑤は侯家寨が主体、⑥は黄落寨が主体のもので、ほかは13寨全体に及んでいる。内容は、「賊盗」への対応と頭人＝寨老の統治権力の末端としての立場を再確認したものが多い。郷約の制定の背景にある状況として、湖南漢人をはじめ流民の侵入が増加し、そのことにともない治安が悪化するとともに、寨老・統治権力を軽視するような事態も生起していたものと思われる。

例として道光29年制定の郷約を見ると、13個条が挙げられている。すなわち、穀物・山産・家畜を盗む者があれば捕らえて、犯人の「房族」を経て官に送ること、村から分出して孤立して居住する戸について「賊匪」の被害にあったら即ちに報告すべきこと、「賊匪」を捕捉する場合に「確証」を揃えるべきこと、「遊棍・匪賊」と通じたら捕捉して官側に引き渡すこと、といった外部からの盗賊の侵入とそれに対する対応策が挙げられている。

さらに、大きな紛糾のタネになりそうな事柄、たとえば若者同士や飲酒の上での喧嘩、婚葬儀礼の際の大食暴飲の戒めが挙げられている。壮族の場合、婚葬儀礼の際に親族・姻族が集結し盛大な酒宴が開催される。また、壮族の慣習として正月や中元節に贈答の応酬がなされるが、時節柄うした行為を控えるべきことも挙げられていえる。当時の社会不安は、婚葬儀礼の際の飲食や贈答などの慣行にさえ介入せざるを得ないほど深刻なものであったようである。加えて、事件を起こした場合、直接官に訴える前にまず「老人」（寨老）の仲裁を経るべきことが明文化されている(22)。

なお、①では捕らえられた「賊」の親族・房族が情願・誓約書を書いて「龍脊衆」（寨老会議）に差し出すべきこと、今後郷約を遵守せねば「家門」・「房族」を通じて送官する、という部分があり、親族集団としての家門・房族の位置付けが既になされていた。また、④では道光２年以来の統治権力側の暁諭が列挙されており、郷約の背後に統治権力があることが再確認されるとともに、治安に関する状況がそれまでよりもさらに切迫していることが見て取れる。それらが他省からの移民・流民が「境内に雑居」し「遊棍・匪賊」が跳梁するような地域社会の存亡に関わるような深刻な状況において、寨老を中心に地域社会の治安の維持を図ったもので、外部からの圧力という利害の一致を契機として寨老たちを中心とする十三寨の一種の「戦時連合」的な治安維持を目的とする強い連帯が生まれていることが指摘されよう。

なお、［黄　1990］によると、寨老たちによる郷約制定の会議は廖家寨の「龍脊大廟」か廖家寨の付近の地にて開催された。そしてその際に寨老のなかから大寨老３～５人を「民主的に」選んだ。大寨老が「十三寨寨老組織」に処理を提出すべきだと共同で認識した場合にはじめて「十三寨群衆大会」を組織召集した(23)。このような大会は［黄　1990］によると、過去に12度開催されたという。その内訳は、次表の通りである。

表６　黄鈺論文［黄　1990］に見える「十三寨大会」の内容

回	年次	内容
①	乾隆７年（1742）	廖海蛟の祖父が大寨老となり、「十三寨群衆大会」を開催した。鶏頭を切り血酒を飲み、経費を集めて、連名で龍勝庁を離脱し興安県の管轄に復帰するように官に上申した。
②	嘉慶４年	廖錦盛の祖父が大寨老となり、「十三寨群衆大会」を開催し、団甲組

	(1799)	織を編制した。
③	道光２年 (1822)	郷約「龍脊永禁盗賊碑」を制定し刻立した。その際に十三寨の各戸の「戸長大会」を行い、香を焚き神祭り儀礼を行い、郷約を貫徹した。
④	同27年 (1847)	大寨老潘金龍・潘文便・潘元秀が「十三寨群衆大会」を開催し、「盛世河碑」を立て、黄落寨と他寨との漁労区域を決めた。
⑤	同29年 (1849)	郷約を増訂修改した「厳防賊盗禁令碑」を立て、それを貫徹せんことを公布した。
⑥	光緒年間	大寨老潘元秀らが「十三寨群衆大会」を開催し、「大匪犯」潘仁星を「生き埋め」の刑とした。各戸から成人１人が参加した。
⑦	同	大寨老廖承幹・潘定璠・廖益宝らが各戸の戸長が参加する「十三寨群衆大会」を召集し、「賭徒」で度々教うるも改めなかった「慣愉」潘日昌を「沈塘」の極刑とした。
⑧	民国４年 (1915)	大寨老廖錦盛・潘大保らが大会を開催し、鶏頭を切ってその血を注いだ酒を飲み、龍勝庁を離脱して興安県への管轄に復帰するよう連名で上申した。
⑨	同22年 (1933)	分団総大寨老廖紹光・壮族青年陳岔らが開催し、豚を殺して旗を祭り、血を注いだ酒を飲み、廖紹光・陳岔を総指揮に推挙して「桂北瑶民起義」への参加を誓った。
⑩	同24年 (1935)	分団局長大寨老潘元芳らが開催し、団局制を廃止すること、寨老の組織活動を停止する（新たな寨老・頭人を選ばない）こと、郷村保甲組織を編訂し一部の寨老を推薦して村長・甲長にすることを宣布した。
⑪	同年	大寨老村長潘祖安・侯会廷らが「十三寨群衆大会」を開催し、「龍勝県改良風俗委員会禁令」を宣布し、「改装易俗」を人々に強制しようとしたが、会議において参加者から退けられた。
⑫	同38年９月 (1949)	陳紹熙・廖炳換・潘秀福・侯会廷・韋盛徳・蒙其裕と瑶族頭人潘栄廷らが大寨老組織の名義で開催し、「大小の領袖」21名が参加し、国民党政府を離脱して「遊撃隊解放闘争」を支持する決議をし、壮族青年14人を通信連絡員とし通信・食糧徴収を担当することとした。（情勢の急激な変化のため群衆大会は開催することができなかった）

以上のうち①⑨は実際に開催されたかどうかは疑問である。①について、乾隆期に「十三寨大会」があったという証拠はない。もしそれがあったのなら当時起こった寨間対立事件の際に潘天紅あるいはその対立派が開催していたはずだが、その形跡はない。また、⑨は「瑤民起義」に関するものである。十三寨のうち平安寨ではかなりの参加者があったようだが、ほかの寨では参加者は一握りの寨老に限られた。ゆえに参加を大会で決議したかどうかは疑わしい。加えて、③で龍脊全体で各戸の戸長がすべて参加したという記述は現実の状況から乖離している。⑪で指摘されている「改良風俗」政策の宣布は事実であろうが、そのことに対して「参加者が退けた」というのは当時の情勢から見て考え難い。むしろ逆にこの改革を受け入れざるを得なかったのである。これらのほか、⑩の「寨老組織の停止」が実際に大会の席上で宣布され、その場で一部の寨老が推薦されて新しい役職についたかどうかも疑わしい。当時の村長・甲長職は政府から直接任命されるのが普通だったからである。これらには黄鈺自身による後からの見解が投影されがちであって、その点は注意を要する。

なお、④は黄落寨と平段寨との漁労区域をめぐるもめごとで、十三寨のレベルでは解決することができずに統治権力側の裁定を仰いだものである。それは寨間の対立を示す事例でもある。とともに龍脊において「強きを恃む」ような一部の寨老に対して、1寨の力では問題を解決することは困難であって、往々統治権力側の裁断を仰いだことを示している。龍脊が「半独立」［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］的であったとはいえ、決して中国王朝の力の及ばない別天地なのではなく、統治権力を背景としてはじめて存続することができたことがあらためて確認される。

他方、龍脊の寨老たちが主体的に自らの意志決定を下した代表的事例が⑦の潘日昌事件、すなわち新寨の潘日昌とその一味が処罰され主犯日昌が処刑された事件である。それは社会不安が強まった時期において、十三寨の一体性を揺るがせるような重大事件であった。

3．光緒4年の潘日昌事件における十三寨の連帯

新寨の人潘日昌は「素行不良」で群党をなし「濫棍・匪徒」と結託して「架空の訴訟」をしたり「公銭を私呑」した。「屡々端に籍りて油索し、良家を禍害し、索めを受けた者はその数を知らない」「勾引し主使して訟えを興させた」「徒を招き伙に入り、串通横行し、血酒糾酒す。郷境地方にて殃す」などとあって、彼を訴えた側からすると徒党を組ん

でみだりに訴訟を興し、人々から不法に搾り取ろうとした。潘の側からの申し開きによると、賦役課派問題で対立してきた官衙街の者が平段寨の人を告訴したのに対処しようとしたり、富裕な者から利益を取ろうとしたという［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：181］（光緒４年８月16日）。真相は不明だが、潘は最初、「革逐」（村八分）とされ、次いで「再度舞い戻って悪事をしようとした」ので生き埋めの刑に処せられた。ここで、潘およびその一党（新寨・楓木寨・平安寨に及ぶ）の縁者が次々に一種の自己批判書を書いていること、潘自身が申し開きをした際には「地方人」170人もの人々が参加していることからすれば、十三寨の一体性が強まり最高潮に達しつつあった時期においてその一体性を揺るがせた事件として人々の強い危機意識が窺われる。今日、事件のことは忘れ去られてしまっているが、当時は「革条永禁歌」なる歌まで作られ、歌を好む壮族の人々の記憶に留めさせようとさえしたほど重大な事件であった。潘を処刑した寨老会議の影響力も当時最高潮にあったであろう。そして、その勢力は以後は下降線を辿ることとなる。

４．「瑶民起義」と新行政システムの実施――1930年代

（１）「瑶民起義」における寨老の行動

1933年２～３月に広西北部の全州・灌陽・興安・龍勝県で「瑶民起義」が発生した。全州・灌陽の盤瑶の蜂起から、各地へ広がったようである。［広西壮族自治区編輯組（編）1984b：117-119］によると、1932年12月末に龍脊から侯会廷ら数人、白水から数名が臨桂県黄皮江で開催された道教の神祭り儀礼「打醮」に参加した。翌1933年正月末、平安寨・白水の元頭寨でも「打醮」を開催した（［広西壮族自治区編輯組（編）1984b：118］ではこの醮祭に800人餘りもが参加したという）。1933年２月初旬、遂に蜂起行動を起こした。その際に龍脊からは十数人の壮族が参加し、その指導者として廖兆喜・廖文瑞・廖福達・陳岱・廖文政らが名を連ねた。しかし、蜂起は失敗に帰し、龍脊で18人が殺害された。２月末からは桂林民団の営兵500人が平安寨に侵攻し、首謀者を捕らえ、民家７軒を焼き払った。この「清郷」軍事活動は20日間続き、田地・家畜財産も多く没収されたという。この蜂起に際して首謀者として龍脊から廖錦盛・廖兆亨・廖祥麟・廖福元・廖照生・廖文政・廖文俊・廖相鎮・陳岱らが捕らえられ殺されたといわれる。これらの人名を見てすぐに気付くのは、廖照生・廖兆亨らが廖家寨の、陳岱は楓木寨の寨老で、ほかはすべて平安寨の寨老である点である。これらのほか廖家寨の廖兆祥・江辺寨の潘祖安・平段寨の潘大秀は参加したものの逃亡して難を免れ、龍甫寨の潘安照は勧誘されたものの結局参加せず一命

を永らえた。平安寨以外の寨の寨老たちに共通しているのは平安寨の廖錦盛らに誘われて参加した（あるいはしそうになった）ことであって、自らの主体的な意志で参加したとは思われないことである。このように平安寨以外は村民を動員するどころか寨老さえも一部の者が参加しただけである。十三寨によって組織的な対応がなされていないという点から言えば、十三寨の連帯が実際は緩やかなもので、先の郷約の時期にそれが一時的にタイトな組織であるかのように見えたのに過ぎないことが、寨老が村民を動員し得なかった点から言えば寨老とは［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］が記すような、村民の「生殺与奪を握る」ような存在ではなかったことが指摘される。また、黄鈺は先の表６⑨のように十三寨大会を開催して蜂起への参加を決議したというが、上記のような参加の状況からすればそのような決議がなされたことが疑わしい(24)。むしろ、蜂起への参加者を捕らえるために統治権力の意を承けて大会を開催したという全く逆の言い伝えさえある。この「瑶民起義」への参加の状況は、十三寨というまとまり、さらに寨老の特徴を考えるときに有力な材料を提供するであろう。

（２）「瑶民起義」後における統治権力の浸透

1933年「瑶民起義」の弾圧直後に、新桂系軍閥が広西において新しい地方行政システム「郷村保甲制」を実施した。政府から任命された村長が徴税・徴兵を、村長が指名し10戸を管轄する甲長が徴税を担当することとなった。村長は寨老が任命されることもあったが、多くは寨老とは別人が選任された。同年、第一次戸口調査が実施され政府による村民の把握がなされるようになった。とくに非漢族のうち苗族・瑶族の多い地域では「苗瑶民戸編制」が開始された。こうした政策により、統治権力の勢力が龍脊の地に浸透し、寨老の権限が大きく掣肘を受けるようになった。10戸を管轄する甲長よりも行政的な地位が低下したとさえいわれる。調停を通じて人々の結集軸であった寨老は権限の多くを喪失した。

ただし、それでも寨老の機能の全てが一度に消滅したわけではない。1936年頃の故事として寨老が盗賊を生き埋め処刑としたことが語り継がれているし、そもそも民事に属するもめごとは村長・甲長の担当ではなかった。また、甲長が徴税する際には往々寨老の協力を得る必要があった。また政治以外の祭祀活動の世話、さらに侯会廷（龍脊村村長）や潘祖安（鎮南郷郷長）に代表される有名寨老その人が村長や行政職に任命される場合もあった。とはいえ、寨老を中心として成り立っていた村落社会の変化を考えるときに、この政策の果たした意義は小さくないであろう。

なお、新しい行政システムとともに「改良風俗」政策が実施された(25)。それは一種の

漢族への同化政策であったが、これにより壮族女性の服飾が変化した。現在見られる欄干模様のズボン［前掲写真２］は、その際に従来の襞の多いスカート［写真６］から変わった。現在、とかく「伝統的」だと見なされがちなその服装は実はこの時に変化したものである。また、紅瑶男性の髻「粑粑頭」も変化し、女性も敢えて街に行こうとしなくなったという(26)。加えて、先の行政システムは基礎教育とも連動していたので、教育の上でも漢化が進行することとなった。

習俗の漢化と時期が前後するが、入り婿に対する権利の制限を謳った「添丁会」が1928年に設立されたことも壮族社会の変化において見逃せない。それは、「男子なき場合、あるいは同宗の人が、あるいは異姓の人が婿に入って相続し」ていたのが、以降「財産が他人の手にわたらない」ようにするため結成されたもので、具体的には婿が水田を相続することができないこと、婿が妻の姓に改姓し生子の姓も全て妻方に従うようにしたことが挙げられる。前記の寨老譚士栄の場合のように道光11年（1831）当時は婿が妻方に改姓しない慣習にあったと思われるが、ここに至って変化したのである。こうして壮族社会の漢化が一段と進むことになったのである(27)。

５．解放後の寨老

解放後の寨老について重要なのは、解放後少数民族が公認され「民族識別」が行われた際に、人々が自らの民族的帰属を寨老に相談した場合が見られたことである。平安寨では最初の自己申告の際に壮族のほか、苗族・漢族などと自称した場合が見られたというが、ともあれ、寨老が人々の相談役的な機能を維持していたことを示している。

ほかに娯楽活動の主催（元宵節の龍舞など）、改革開放以降の祭祀活動（莫一大王祭・社祭など）・公共事業（架橋・廟の新築や補修・路や水路の補修等）・祭祀の世話役として寨老は現在にまで生き続けてきている。政治的勢力を全く喪失し、行政に関する事柄はもっぱら村民委員会で扱われているが、寨老自体は消滅してはいない。このことに注意するならば、寨老のような人と人とを結びつける調停者的な存在を壮族社会が必要としていた、その伝統が今も生きつづけているであろうことが推測されるのである。

小結

寨老は、1933年以前は、さまざまなレベルにおけるもめごとの処理を行った。寨、同姓集団、十三寨、十三寨を越える範囲で活躍した。人々の日常生活は寨を単位として営まれ

た。寨老は姓の代表ではなかった。壮族の社会は寨を基本単位として、寨老の調停を通して人々が緩やかに結びついていた。寨老といっても、流動的なものであって、彼がずっと寨老でいるかそうでなくなるかはひとえにその調停能力にかかっていたのである。

寨は人々の生活の基本単位であり、寨老が寨内の行事の世話をしたり、また彼自身が寨内血縁集団の代表者でもある場合もあった。そして寨を越える連帯として、同姓集団、そして龍脊の上甲・中下甲、龍脊十三寨、さらに十三寨を越えてそれぞれの寨に近接する地域という場があった。それぞれの場は個人にとって重層的であったと考えられる。

十三寨の間にはとくに清末の治安が悪化した一時期において寨老たちを中心として生まれた郷約に基づく「戦時連合」的な強い連帯が生まれた。また、寨老たちによる郷約の制定・修改のための「大会」が開催された。しかし、それはタイトな組織ではなかった。

十三寨の範囲を越える地域でも寨老は機能した。漢族地域での紛争にも付近の漢族寨の有力者とともに十三寨の寨老が関与した。寨老は自寨を中心とする他寨との関係を考慮して、戦略的な選択をしたのである。なお、多民族的共住地域であるゆえ民族的な相異がどう関わっていたのか問題になるところであるが、解放前において調停に関する限りでは寨老としての個人の力量が重視され、民族的相異による対立は少なくとも表面化はしていなかったようで、紅瑤の寨老も壮族とともに調停役として活躍した。

寨老を中心とする人々の連帯の範囲は伸縮性に富んでおり、そして多様であった。それは場面によって戦略的に使い分けられもした。龍脊では地域社会はこのような側面を持っていたのである。寨老は人々の結集の中心に位置していたが、あくまで寨老と当事者とは二者間の個人的信頼関係に基づく緩やかな関係にあった。

寨老の歴史をたどると、寨老は他方で、「頭人」として行政機構の末端に位置し、統治権力は彼を通じて村民を間接的に統治した。当初は統治権力の力が村民にまで及んでいなかった。清末の郷約が制定された時期には、外来移民の移住とともに治安が悪化し危機的状況に陥った時期において十三寨の一体化が強まった。寨老は統治権力から「半独立」で村民にたいして「生殺与奪を握る」者として見なされたが、実際には清末の一時期にそのように見えたのに過ぎなかった。それはとりわけ潘日昌事件の頃には最高潮に達した。

1933年、「瑤民起義」への弾圧を契機に新行政システム「郷村保甲制」が実施され、寨老の機能は弱体化し、統治権力の力が浸透した。以降、寨老は行政面での力を喪失し、公共事業や娯楽事業の世話役・人々の相談役に過ぎなくなって行った。社会の磁源としての作用は失い、政府の任命する村長等の行政職が中心となって行った。そのころ、政府によ

って漢族への同化政策「改良風俗」政策が実施され、女性の服飾などが変化した。また、「添丁会」の結成に見えるように、入り婿に関する慣習の改変も行われ、全体として政治・社会が漢化する方向をたどった。

龍脊の壮族の社会は、かつては寨老を中心とする人々の緩やかな連帯が特徴的であったのが、統治権力の浸透によって寨老の役割が大幅に制限された。当地の環境もあって村落自体の解体には至らなかったが、少なくとも独自の社会体制が変貌を遂げたことは指摘されるのである。とともに、寨老それ自体はずっと生き続けて、現在にまで至っていることからすると、寨老の歴史からは、壮族の人々が漢族・中国王朝の影響を受けながらも寨老的な存在を維持しつつ状況の変化に対応してきた道筋がそこに映し出されていることが認められるのである。

註

(1) 龍勝県では「ボウワン」（寨公）、「ブーギウワン」（人頭寨）、あるいは「某公某老」などと呼ばれ「寨老（ザイラオ）」とは呼ばれない。それは、解放後における漢族あるいは行政幹部・学者等の外部からの名付けによる。しかし本書では便宜上「寨老」と称する。

(2) 筆者による調査は1989年12月～1990年１月、1990年７月、1992年２月、1997年８月、1998年２月、1999年４月に行われた。

(3) なお、菊池秀明氏は、明代に広西中・東部に新設された土官や清末の大官で土官の末裔であった岑毓英の一族を中心として、政策との関連に注目しつつ壮族の漢化を検討した論文において、寨老が壮族社会に固有な政治的合理性をもち、それゆえに寨老を起源とし寨老を勢力の基盤とした土官の支配が安定的であったこと、壮族が寨老制を選択して統一国家形成を志向しなかったことに論及している［菊池　1994］。ただし、寨老の検討が主題とはされていない。

(4) 人口は壮族が約３．２万人、瑤族が約２．７万人、漢族が約３．８万人、苗族が約２．３万人、侗族が約４．３万人（1990年）と大きな隔たりがない。

(5) 「平安寨」はもと馬城、毛呈などと称し、1933年の「瑤民起義」後に弾圧されて「平瑤寨」に、ついで「平安寨」に改名された。ここでは便宜上「平安寨」の名で表記する。

(6) 1936年に建立された墓碑［広西民族研究所（編）1982：160］によると、潘姓は河南から南丹・河池・慶遠等県へ移住し、のち乾隆４年に「苗乱」によって潘発達公が龍勝県和平郷大木村に移住した。その後各地へ再移住して行ったという。近年、南丹を離れた契機として瑤族と「穀物を干す大きな平らな石」の使用権を争って追われた故事が付加されるとともに、紅瑤潘姓も参加している。また、侯姓も「独眼瑤王」と「穀物を干す

石」を争って敗れて来住した伝承をもっている。なお、蒙姓・韋姓のもとにも南丹の「穀物を干す石」をめぐって敗れて移住の途についたという伝承があるが、潘姓と経路が異なり、現在の龍勝の泗水郷を経て龍脊に来住したという。

(7) 黄落寨の紅瑶は、ユーニエン（優念）語のうち、プヌ（布努）語の方言の一種「山話」を使用すると言われる［王　1984］。相互の称謂は、壮族は紅瑶から「ケーチョン（客壮）」、岩底寨の漢人からは「壮人」ないし「ヨイ」の後面に寨名を付けた名称で称された。紅瑶の自称は「ユーノウ（瑶人）」で、壮族から「ホンヨウ（人瑶）」「ヨウリン（瑶紅）」と、岩底寨の漢人から「瑶人」と称された。

(8) 漢族宗族の族長の条件として『広西民事習慣報告書』によると、同宗・有能・富裕・世代上位者が挙げられている。実際には異姓養子でも富裕な者ならなることができたらしいので、理想像と現実とは同じとは限らないが、しかし少なくとも漢族族長の場合「姓の代表」という点は指摘される。この点で壮族の寨老と異なっている。なお、黄鈺によると馬海寨では蒙姓・韋姓がそれぞれ別の集落に居住しており、寨老は姓の代表でもあったといい、寨老組織には実際には族長組織が含まれると指摘されている［黄1990］。

(9) この点、［広西壮族自治区編輯組（編）1987c］に、平段寨の潘学美および潘日映が「依口筆人」として多く登場している。学美は廖家寨における相続案件に関する「憑中地方村老」として（［広西民族研究所（編）1987c：158-159　道光11年〔1831〕３月18日「息事合同書」］）、日映も侯家寨における土地をめぐるもめごとに際して「憑中人」として（［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：171-172　同治11年〔1872〕３月「休息杜後書」］）登場しており、代筆人でもあり寨老でもあった。さらに廖家寨廖承幹も「団紳頭目」だが「執字人」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：175-176　光緒４年〔1878〕３月９日「衆寨公議地方禁章合同書」］として登場している。

(10) 廖金全は、［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：158-159　道光11年〔1831〕３月18日「息事合同書」］では「憑中地方村老」、［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：同治12年〔1873〕11月25日「立断夫役契」］で「執字人」である。のち、光緒11年（1885）に堂兄から土地強奪のかどで「神控」される羽目になっている［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：188「神控書牒」］。光緒年間には寨老でなくなったという確証はないが、同治12年（1873）以降も寨老であったのならその名が登場しないのは不自然であろう。

(11) ［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］によると、財産をめぐるもめごとの場合、勧告して調停することができるのみで、判決を下すことはできなかったという。また、同書によると、「人命案」の処理法として、（原告の側の者が）被告の家に行き家中の物を持ち去ってしまうか、あるいは家畜を食べ尽くしてしまうことが指摘されており、壮族地区においては伝統を受け継ぐ独自の慣習が見られた。

(12) このほかにも次の記事がある。「通到（道）猪・酒一甕」［広西壮族自治区編輯組

（編）1987c：158　道光９年〔1829〕３月15日「売田契」］、「通道羊一皮・酒十斤」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：158-159　道光11年〔1831〕３月18日「息事合同書」］、「通道鶏一只、酒四斤、米四升」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：187-188　光緒10年〔1884〕閏５月13日「断田契」］、「通道鴨一只、酒二斤」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：192　光緒29年〔1903〕４月15日「永架設規槽契拠」］。

(13) 寨老に対する謝礼に関して、［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］では、寨老による搾取が過度に強調され、その文脈において謝礼が搾取の一環をなすものとして批判にさらされているが、それは歪んだ見方である。

(14) ［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］では、前者を「宗族」と漢訳し、同姓村では村に一致すること、共同の祖墓をもち、蒸嘗田を公有し清明節に共同で祭祀をする、３代を越える範囲としている。また、後者は分家・相続・養取の際の同意権をもつ、３代以内の範囲としている。

(15) ［黄　1990］では議団が毎年開催されることにはふれられておらず、郷約の制定と改修の際のみ会議が開催されたのではなかったのかという疑問が残る。

(16) 解放直後の一時期には民族の違いによるもめごとが噴出し、「一つの集落内でどの民族でも人数が多ければ、ほかの少数派の民族を威圧する」（『広西日報』1950年10月10日「龍勝整風批評工作欠点忽視少数民族聴任民族糾紛発展」）と記されたほどであった。解放直前期においても水面下での動きが推測されるところである。

(17) なお、漢字漢文教育について［広西壮族自治区編輯組（編）1984b：140-141］によると、清末に廖家寨・侯家寨・平安寨に私塾が作られ、義寧県や霊川県の漢族が教師として招聘されたという。このほか外部に出かけて学んだ者もいた。

(18) 寨老と多様な場としての地域社会との関わりについては［塚田　1999］を参照のこと。

(19) さらに、官衙の「悪監」李懐秀が廖海線を唆して、「抗違夫役」で廖光前・廖光成・潘光本・潘天紅を龍勝司に訴え拘束させた。それは桂林府（広西按察司）のレベルに達する事件となった。なお、潘天紅は統治権力側に対して自ら「獞民」と称しており、「ブー・ヨイ」という自称と「獞族」との場面に応じた使い分けが注目される。

(20) 民国『龍勝県志』第三編、政治、行政組織及行政区画「沿革」に、民国期以前の「頭人」の役割について「僅かに人を設けて伝諭催徴し官府に逓送するの用に供するのみ」と記されており、頭人を通じての間接統治体制が行われていたことが窺われる。

(21) ①「龍脊永禁賊盗碑」［広西民族研究所（編）1982：156（道光２年〔1822〕正月18日）］、②「龍脊郷規碑」［広西民族研究所（編）1982：153-155（道光29年〔1849〕３月）］、③「龍脊南団永禁章程」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：173-174（同治11年〔1861〕５月30日）］、④「龍勝柒団禁約簡記」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：176-178（光緒４年〔1878〕３月９日）］、⑤「衆寨公議地方禁章合同書」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：175（同左）］、⑥「黄楽寨地方公議合同書」［広西

壮族自治区編輯組（編）1987c：176（同左）］。

(22) とともに、従来から大きな問題であり続けた隣接他地域（官衙街）との賦役の分担を確認する条項、牛羊を放牧して田畑を荒らした場合の賠償の問題・旱害のときの灌漑は規定に沿って行なうといった生産に関わる条項、田業を「断売」したら取り戻すことができないこと、売業する場合の価格は原契に照らすといった売買慣行をめぐる条項も挙げられている。

なお、［黄　1990］では、個別の寨の寨老と十三寨の大寨老との中間に「聯寨寨老」なる範疇が示されており、寨老の三層構造が想定されている。それは「清明会」など同姓者による祭祀と「族規」の執行の監督という機能を持つとともに、個別の寨老が処理し切れない案件を処理したという。しかし、筆者はいくつかの同姓寨に跨って「聯寨寨老」が存在していたという言説を現地では聞いたことがない。大寨老はあくまで郷約制定時のみの臨時的なものであったし、同姓の数寨の祭祀を担当する代表者がいたとしても臨時的なもので、しかも祭祀に限られたものに過ぎなかったように思われる。

(23) ［黄　1990］によると、大寨老と寨老とは上下の関係にはなく対等であったという。

(24) 瑶族（盤瑶）中心の蜂起においてどうして龍脊では平安寨の人々のみが多く参加したのか、またそもそもどうして寨老廖錦盛らが蜂起に加担したのか、不明な点が多い。

(25) 1927年、蘇子鑑が龍勝県長になったときに、地元の女性の服装改良政策を実施する［広西壮族自治区編輯組（編）1984b：118］など、1930年代以前にも個別的な改革の動きはあったようである。

(26) 禁止は、歌がけ・巫術・道術など服飾以外の方面にもわたった。

(27) 表６⑫に、1949年の「遊撃隊」支持の決議がことが見える（なお表では９月のこととするが＜旧暦＞７月の誤りである）。「龍脊十三寨頭人会議記録」［広西壮族自治区編輯組（編）1987c：196-197］によると、会議の目的は国民党政府の要求する官衙街における「清郷」であった。「会議記録」には「通信網」・「補給」のことが見えるが、それが「遊撃隊」のためか「清郷」軍のためか不明である。出席者の顔ぶれから、それが郷長・村長クラスの行政幹部による上意を承けた会議である可能性が考えられるが、不明な点が多く結論を留保せざるを得ない。少なくとも黄鈺が指摘するように十三寨を挙げて遊撃隊を積極的に支持する対応をしたとするには問題があるであろう。

第２部　壮族の文化変容

第５章　明清時代における壮族土官の漢文化受容について

序文

中国王朝の統治形式を指標とすると、壮族地区は土官地域と中国王朝の直接統治下に置かれた地域とに大別される。従来、壮族土官に関しては、中国王朝と土官との政治的関係や土官の領内の社会経済的関係が主要な分析対象とされてきた。しかし、土官とその領民との政治経済的な支配と従属の関係、とりわけ土官が様々な手段によって領民から収奪を行った点が強調される傾向にあった。それは個々の史実の提示という点で学界に寄与したが、土官の統治システムの全体像の明確な把握には至らなかったように思われる。隣接する直轄地からの漢文化の受容など統合における文化の作用に関する問題、村落の長（寨老、村老）を中核とする村落内社会関係の実態、中間領主であり同時に土官の属官であった土目層の役割、移住漢族の位置付けなど土官領内の社会統合に関する問題が依然として検討課題として残されているのである。

本章では、土官による漢文化の受容の問題を取り上げ、土官がいかなる目的で、いかに漢文化を受容し、そしてそれが領民統治上いかなる作用を果たしたのかという点に焦点を当て、文化の諸側面のうち服飾、住居、食文化、婚姻習俗、年中行事を対象として検討することとしたい(1)。

第１節　服飾

まず、徐弘祖『徐霞客遊記』「粤西遊日記」三、（明末）崇禎十年（1637）十二月五日の個所に土官地域の壮族の生活様式に関する次の記事が見られる。

> 土人倶架竹為欄、下畜牛豕、上爨与臥処之所託焉。架高五六尺、以巨竹搥開、径尺餘、架与壁落倶用之。爨以方板三四尺、鋪竹架之中、置灰蒸火、以塊石支鍋、而炊鍋之上三四尺、懸一竹筐、日炙稲而舂。婦人擔竹筒四枚、汲於渓〔原注：其筒長者四五尺〕。亦有紡与織者〔織亦有扣有綜、第不高而平、婦人趺坐而織。紡亦然〕。男子着木屐〔木片為底、端絆皮二條、交於巨趾間。（後略。）〕、婦人則無不跣者。首用白布五六尺盤之、以巨結綴額端為美観。亦間有用青布・花布者。婦人亦間戴竹絲笠。胸前垂紅絲帯二條者、則酋目之婦也。裙用百駢細襉、間有緊束以便行走、則為大結以負於臀

後。土酋・土官多戴氈帽。惟外州人寓彼者、束髪以網、而酋与官倶無焉〔惟向武王振吾戴巾〕。

この記事は徐弘祖が左・右江流域土官地域の旅行（ほぼ二個月間に及んだ）を終えた時点で見聞を整理して記述したものである。これによると、住居は上下両層に分かれ、下層部に家畜を飼養し、上層部が人間の居住空間となる様式である（周知のように「干闌」と呼ばれる高床式住居である。現在のそれについては写真８を参照）。それは直径１尺餘もの竹を組んで作られ、１層の高さが５、６尺ほどである（壁や床、墻にも竹が用いられる）。床上に３、４尺ほどの方形の木板を敷き、その上に自然石を据えてイロリとし、そこで炊事が行われる。イロリの上方には竹の火棚が吊される（穀米の乾燥に用いられるという。現在の壮族の高床式住居の内部については写真８・９を参照）。竹は家屋の建材として使用されるのみならず、河辺で水汲みをする際の容器など生活用具にも用いられる。服装について、男性は「木屐」（一種のゲタ）を履くが、女性は跣である。頭部に白布を巻き額の端でこれを結ぶ（青色や模様入りの布が用いられることもある）。女性は（外出時に）竹の編笠をかぶる。「酋目」すなわち土官やその一族、および土目など支配階級（以下「土官層」と称する）の婦人は胸前に２本の紅い帯（肩掛け）を垂らす。女性のスカートには細かい襞が多く取られている（外出時には裾を束ね臀部で結ぶこともあるという）。一般民がターバンを巻くのに対して土官層は多くの者が「氈帽」（フェルトの帽子）をかぶる。髷について外地から来て寓居する者（漢人）は束髪（髷を結う）するが、土官層には披髪（断髪）が多いようであり、漢族的な様式にはなっていない(2)。

この記事から、当時の土官地域における壮族の住居や服装の様式の概略が知られるとともに、土官層の場合、男性の帽子や女性の肩掛け（それは質素であるが、形状は当時中国の統治階層の婦女が礼装に用いた肩掛け「霞帔」を彷彿させる）において一般民との相違が見られたことが指摘されるとともに、それが土官層とその領民とを区別する標識となったことから、領内における土官の地位の維持が目的であったであろうことが推測される。土官層の服装については不鮮明な部分が多いが、この点について高熊徴『郢雪斎全集』後集一「請正風俗條陳」に次の記事がある。

一。禁土子妻室蛮服。夫衣者、身之章也。妻者、身之配也。士既厠身儒林、必当儀型妻子。思明雖係土司、立学已多年、所輒見土司婦人椎髻・黒歯・跣足・撒鞋 、袖大可以揺風、衣則僅蔽乳上、裙雖繋於乳下、長至拖地。俯仰之間、肌肉尽露 、在彼土人、固無足怪。（中略。）今縦不能尽変其蛮俗、亦宜首厳於土人、倘有生員之妻、仍然蛮服、

責令学官申報、戒飭示儆。秀才之家既変、則頭目客民、相観而化不難矣。

康熙 26 年（1687）頃、思明土府教授（流官）にあった高熊徴が、当地の土官層の風俗を変革すべく広西提督学政陸祚蕃に上した呈文の一部であるが、そこに当時の土官層の女性の服飾が具体的に記述されている。すなわち、「椎髻」の髷で、歯を黒く染め、跣に「撒鞋」（一種のサンダル）を履き、袖口が太く胸元が大きく開く「肌肉尽く露るる」ような大襟の上衣、地を這うほど丈の長いスカートを着用していた。それは当時壮族女性の間で普通に見られた服装であるがゆえに、土官層は「固より怪しむに足る無し」であった。このような服装は、「立学」（府学の創設）の後、土官層の子弟が生員・秀才として「儒林」（科挙エリート）の仲間入りを果たしても変化しなかった。そして高熊徴が自民族中心主義的な観点からの変革を提唱したのであるが、変革が土官層の首唱によるものではなく中国王朝の側からであることが注目される[3]。なお、ここでは土官（男性）の服装は変革の対象とされておらず、従って漢族統治階層のそれとはさほど隔たっていなかったように推測される。この点についてさらに、道光『白山司志』九、風俗、服飾「司冊」に次の主旨の記事がある。

> 「土人」は青色ないし藍色の衣服を好む。婦女は特に青色を好み、青色の布を頭巾に用いる。丈の短い上衣に細かい襞が取られたスカートを着用する。未婚女性は、さらに銀製の首飾り、「灯籠墜」という耳環を付ける。長さ一尺餘もの銀簪を髻に挿すので、ともすれば林木にかかり歩行の障害になる。平時は皆跣であるが、年中行事や慶事・宴会の際には女性は刺繍入りの布靴「花鞋」を履く。「綾錦綢緞」などは「富紳家」が時には用いることもあるが、僻地の村民には終生それを見ない者もいる。他方、官族（土官一族）の服飾は「悉く漢制の如」きで、男女の冠帽は頗る華美を称せらるほどだが、「紈綺之服、金珠之飾」は「大慶賀事」の時に初めて用い、平時は青紗の頭巾を巻き、質素な衣服を着用する[4]。

すなわち清末の白山土巡検司では、土官層はほぼ中国の統治階層同様の服装になり、壮族の伝統を維持する領民とは顕著な対照が見られるようになっている。土官層は「紈綺」・「綾錦綢緞」の衣服を着用し始めており、それが「富紳家」にも波及しつつあるが、しかし平時には青色のターバンを巻くなど壮族的要素も部分的に保持されている。

なお、ここでは領民は専ら青・藍色の衣服を用いているが、この点について覃桂清の報告によると、忻城土県では領民の白色衣服の着用を禁ずる規定があり、白紙の扇さえも所持することができなかった［覃　1990：39－40］という。さらに［広西壮族自治区編輯組

（編）　1987a］でも、安平・太平・万承・全茗・茗盈・下雷など多くの土州で白色衣服の着用が土官により禁止されていたこと、その理由として下雷土州ではそれが「高貴な等級の標識」とされていたことが指摘されている。社会的地位に対応する色についての観念が明確に存在し、しかも黄色を皇帝の専有とする当時の中国的通念とは異なっていることが注目されるが、宋代の事例(5)や先の『徐霞客遊記』の記事、さらに1950年代に行われた聞き取り調査に基づく［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a］の先の関係記事が恐らく清末期を対象としていることからすれば、それが土官層に限られるようになったのは清代以降であるように思われる。なお、［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a］では、各土州で概ね紅色や花模様の衣服、絹綢や洋布製の衣服、さらに長衫棉袍や「馬褂」（乗馬服）も土官層に専有されるようになった(6)といい、その範囲が拡大される傾向にあった。

以上により、明末には帽子や婦人の肩掛け程度であった土官層による衣服の専有が清代以降にはその色、さらに素材・様式に及んだこと、明末清初には土官の婦人の衣服には壮族的要素が濃厚であったが清代中期以降、漢族的な要素が強く見られるようになった（但し、壮族的要素も部分的に残る）こと、それは土官の地位の維持という点で作用を果たしたであろうこと、また中国的服装の受容過程において、漢族のもとでも社会階層の相違を意味するものと見做されていた要素（長袍・綢衣）のみならず、漢族の観念（黄色を天子の服色とする）とは異なる要素（白色を高貴の色とする）もまた見られたことが指摘される(7)。

第2節　住居

次に住居について、前掲の『徐霞客遊記』に干闌式住居が指摘されているが、この様式の住居は広西では壮族地区に特徴的である。既に宋代に関係記事が見られる(8)が、明末清初においてもそれは広範に見られ、（直轄地において）錯綜して居住する壮族と漢人とを区別する指標とされた(9)ほどである。土官地域の具体例について、『徐霞客遊記』の隆安県の個所に、「其村民、始有瓦屋、有台登。邑中始為平屋、始以竈爨。与土州若截然分也。」とあり、直轄地（隆安県）の農村では住居は台基を有する土間式平屋住居で、屋根を瓦で葺き、調理にカマドを用いており、先の土官地域の干闌式住居に住み調理にイロリを用いるのとは「截然と分かれる」と記されている。これにより、当時、土官地域と直轄地との間に住居やその内部の台所の様式上の相違が生じつつあったことが窺われる。

土官層と領民との住居の相違については、土官といえども一面では中国王朝から任命さ

れた地方官であり、その任務から言えば、衙門が相応の威容を備えたであろうことが予測される。この点について康熙『思明府志』三、秩官、公署所引（嘉靖）「旧志」によると、元代に黄克順が衙門を創設して以来、苫葺き屋根の建物であったが、明代中期、宣徳年間、土知府黄璸の代に瓦屋根に変わった。さらに『同書』二、彊域「城池」によると、成化年間に黄璸の孫・黄道の代に衙門の大規模な改修が実施され、周囲 894 丈・高さ９尺・厚さ６尺の門を持つ府城が建設された。また、太平土州の衙門は「旧くは覆うに苫を以て」したが、宣徳年間に「始めて陶泥に易え」、さらに正徳年間には衙門が遷された（嘉靖『広西通志』五一、外夷「土官属流沿革」）。そして『徐霞客遊記』〔十月十九日、太平土州の個所〕によると、衙門が瓦屋根であったが、他方「数千家が鱗次する」民家はことごとく「茅蓋土牆」であった。万暦『太平府志』三「各土州県」によると、管内の多くの土官が万暦年間までには正堂３間・東西廊各５間・儀門３間・鼓楼３間・土官廨舎２～５間などという威容を備えるに至っており、建材のみならず建物の配置にも変化が生じたようである。以上から、明初の土官衙門創建の際には民家と大差がなかったが、後に明代中期頃から改築され始め、明末までには民家とは明らかに異なる威容を備えるに至ったであろうことが推測される。さらに清代になると、道光『白山司志』風俗、居処「司冊」に次の記事がある。

> 近墟市人家房屋。富者架木覆瓦、四壁或装木板、或砌土磚火磚、另作雞塒牛圏於宅旁。貧者架木蓋茆、四壁以牛糞和泥塗堊、雞豕与人雑処。其居郷村者、無論瓦蓋草苫、皆上下両層、人処其上、牛羊雞豕処其下、名曰欄房、客至亦宿於上、人畜只隔一板。（中略。）官族則瓦屋鱗次、墻宇脩整、煥然有中州富官気象矣。

すなわち、領民の場合、都市近郊の「富者」は屋根が瓦葺きで畜舎を別に持つ土間式であり、「貧者」は茅葺き屋根に干闌式住居である。郷村では瓦・茅葺き屋根を問わず干闌式「欄房」である。そして官族の場合、「中州の富官」と同様の様式である。この場合、領民の中でも経済的条件に応じた相違が生じており、また「貧者」の家の壁に泥土などが用いられている。さらに郷村でも瓦葺き屋根が用いられるなど、徐霞客の時代に比べて変化が見られるが、ともあれ土官層の住居が漢族統治階層のそれと同じ様式になったことが指摘されるであろう。現存の土官衙門として著名な忻城県のそれは［覃　1990：40］や［谷口　1991：23］の図を見ると壮観な四合院建築である(10)。

このように土官は衙門（住居を含む）に明代、とくに中期以降漢族的要素を導入したが、その目的として土官の領内統治という側面にも注意する必要がある。土官は原則的には嫡子相続の世襲制であったが、とくに明代においてはしばしば族内での相続争いが発生し、

時には他土官をも巻き込んで武力紛争が展開された。先の思明土府の場合、黄道による府城建設の動機となったのは、その祖父黄璸と父黄鈞とが黄珫（黄璸の庶兄）らの反乱に遭い殺された事件である。このような軍事上の必要性から、衙門が条件のより良い地に遷されたり、拡張・整備工事が度々行われたのである(11)。それは土官が動揺した地位を安定させる上でも重要な意義を有したであろう。なお、土官による民家政策について、民国『雷平県志』三、社会、風俗「居住飲食」に、

在土制時期、所有民房、皆在限制、矮簷泥壁、到処皆然。惟墟市屋、類皆平房、農村則多属高欄。

とあり、都市住民の住居は軒高が低い土壁の平屋に限られていた（農村の干闌式住居は高さの制約がなかった）。さらに［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a］によると、各土州では一般民は建材に火磚（レンガ）を用いたり、土官層の住居より高度が高い建物が禁止されていた。［覃　1990：40］でも、県城の民家は軒高７、８尺のものが多く、中には５、６尺ほどしかなく出入の際に頭を低くせねばならないような住居が見られたという。これにより土官が民家に制限を加えた事実が明白であるが、しかし規制の対象となったのは都市における建物の高度や建材(12)などであって、農村の干闌式住居については全く変革がなされていないようである。

以上により、土官は明代以降衙門と住居の建築に漢族的要素を導入し、清代には漢族との相違が見られなくなったこと、その背景には土州として中国王朝の地方行政単位であった事実のみならず、必ずしもその地位が安定していなかった土官にとって領内統治の必要性が存したこと、また、民家への制限・禁止が実施されたが、農村の伝統的な干闌式住居はその対象とならなかったであろうことが指摘される。さらに、この政策によって中国的宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった点から、住居の面での中国化が土官の権威を維持・強化する作用を果たしたであろうことが推測される(13)。

第３節　食文化

壮族の食文化について、まず『徐霞客遊記』崇禎十年十一月二九日、都結州「相村」の個所に、魚を細く切って大碗に盛り、ネギと生姜の糸切りを入れ塩・酢をかけた料理「魚膾」が出されたが、徐弘祖はこれを敢えて食べず、肉を食い酒を飲むのみであったことが記されている。この場合、農村での食事だが、都結土州の知州が同行していることから言えば、土官の指令に基づき、その地の壮族にとって最高の料理が振る舞われたように思わ

れる。また、『広東新語』十四、食語「鯘膾」によると、粤東（広東）では生の魚を切って蜜酒に浸し、薬味を入れた魚膾が好まれたが、粤西（広西）では甕に入れて長期間漬け込む「魚鯘」が好まれた。女性の嫁入りの際には数十個もの甕を持参するほどで、甘酸く香りの高い魚鯘を作ることのできる嫁は「好婦」とされた（この魚鯘は広東の羅定州でも好まれた）という(14)。先の『徐霞客遊記』の記事と考え合わせると、それらは両広（広東・広西）地域に共通の食品であったように思われる。この場合「魚鯘」の作り方に関しては詳細な記述がないが、おそらく塩・麹とともに甕に入れ、口を密封して漬け込むナレズシの一種であろうと思われる。これについて広西では宋代に既に記載が見られる(15)。

次いで、道光『白山司志』、風俗、飲食「司冊」に次の記事がある。

土人暁起、即嚼檳榔。客至不事茗芽、以檳榔為敬。飲食嗜酸辣。四五月采苦笋、去殻置瓦罈中、以清水浸之、久之味変酸、其気臭甚、過者掩鼻、土人以為香。以小魚煮之 、為食中美品。其笋浸至数年者、治熱病如神、土人猶為珍惜。又有酸糟、乃以米汁浸熟飯為之。二者価廉工省、無論貧富、比戸皆有、而辣椒則尤、毎飯不離者。年節宴客、惟用雞鴨魚肉、而不知海味為何物、富紳官族間用之。然珍饈羅列中、亦必佐以辣椒、固其性之所癖。而司地山水極寒、非辛辣之味済之不可也。（中略。）酒有単熬・双熬・三四熬之分、皆沽之於市、其価以次遞増。富厚家恒双熬、待客則用三四熬。貧人第飲、知単熬、名曰焼酒、又名水鬼衝、言其味如水也、淡若南酒。北焼則惟司官有之。

すなわち、清末の白山土官の土官層（および「富紳」）は、海産物を含む珍味を食べ、北方式の度数の高い焼酎を飲む点で領民と異なるが、調味料にトウガラシを好む点では領民と同じである(16)。なお、領民が嗜好物として檳榔（ビンロウジの実）を噛む習慣を持つことが記されているが、『同書』の「冠婚」の項（後述）には土官が結納品としてそれを重視することが指摘されている。この点でも土官と領民とは同じ嗜好性を持っていたと言える。民国『思楽県志』九、雑誌「土官威権」に、土官の夫人が「檳榔と扶留（蔞）」（ビンロンジの実をキンマの葉で包んだもの）を「愛食」し、特定の領民に毎年扶留を納入させていたという記載があり、その傍証となろう（ただし檳榔は必ずしも壮族に独自ではなく、両広地方に共通の嗜好物である）(17)。

なお、［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：33－46］に、安平土州の田地の分類と農民の負担内容とが記されているが、「民田」に分類された田地には、年中行事の際に農民が土官の衙門へ行きチマキを作る労役を負担するための「煮粽田」があった。また、その田地が「官田」に分類される安平市街の近郊の百沙屯では、毎年旧暦８月 15 日（中秋節。以

下、行事の期日は旧暦で表記）に屯民が蜂の巣を採集して蜂の幼虫を衙門に進貢した〔土官が蜂と糯米（モチゴメ）を炒めて食べた〕。さらに「官田」の下利屯の場合、正月29日に、糯米に混ぜて糍粑（モチ）を作る材料として、艾草（ヨモギ）類を採集して土官衙門に送り、５月３日ないし４日（端午節）には「涼粽」(18)の材料を進貢したという。加えて正月に糯米を土官に進貢する行為は各地で見られた。右の資料はおそらく清末期が対象とされているが、糯米食品に対する嗜好性は早期から壮族（の先民）のもとにあり、そして現在も維持されている。漢族も端午節にチマキを食べるが、糯米に対する嗜好性は壮族の場合はるかに強く、行事食品としても珍重されてきた。土官は「食事毎に魚肉や山海の珍味を大碗に数杯食べ、接客の際には四〇種もの料理を用いる」［広西壮族自治区編輯組（編）1987a：80］が、しかし年中行事の際には一般の壮族同様、伝統的な行事食品を用いたのである。

以上により、とくに清代以降、土官は中国式の飲食物を用いており、その点で統治階層と領民との区別がなされていたこと、しかし同時に行事の際には壮族に伝統的な糯米食品を食べ、また両広地域に共通するビンロウジやナレズシなどに対する嗜好性を維持したことが指摘されよう。

第４節　婚姻習俗

婚姻習俗について、まず道光『白山司志』風俗、冠婚「司冊」に次の記事がある。

> 土人、婚姻不用庚帖、但檳榔一槜、戒指一対送、謂之喫。准口行聘、亦以檳榔為重、富厚家以千計。（中略。）其次則酒肉糕餅、総以多為貴。首飾甚簡、惟銀簪・手釧・戒指数事而已。聘金不論多寡、称家有無。迎娶之日、有力家及近墟市者、用四人或二人肩輿、結彩紬於四角、鼓楽導引、爆竹声不絶於道。其貧而居深山郷僻者、率歩行、新婦手張雨蓋、群婦女囲而送之。交拝之後、親友囲坐飲酒、唱土歌達旦乃散。官族則行六礼、如漢人、惟納采、亦尚檳榔。蓋相沿土俗、也至冠礼。

漢族の婚姻は「六礼」、すなわちほぼ「納采」（正規の結婚申込）、「問名」（庚帖。新婦の八字帖による相性占い）、「納吉」（占いが吉と出て婚約成立、手付金支払い）、「納徴」（過礼。婚資の支払い）、「請期」（報日。結婚時期の決定）、「親迎」（新郎による当日の嫁迎え、結婚式）の過程を経るとされる。が、上の記事の「土人」（領民）のもとでは、檳榔や指輪の（男方から女方への）贈与が（おそらく結婚申込と手付金支払を兼ねて）行われるのみで、「庚帖」は用いられなかった。婚資も檳榔が主体となり、他に銀製の装身具（首飾り・簪・

腕輪・指輪）が贈与されたが、現金の金額は一定せず、その家の財力に応じた額を支払った。婚礼の当日には、「有力家」や墟市の近辺に居住する者には、新婦が肩輿に乗り、楽隊の先導のもとに爆竹を放ちながら嫁入りするという、漢族の習俗を彷彿させる光景が見られたが、貧しい山地住民は雨傘をさした新婦が多くの婦女に囲まれて歩行して嫁入りし、夫婦が夫家で「交拝」儀礼を行った後に親戚友人たちとともに翌朝まで「囲坐して飲酒」し「土歌を唱う」という内容であった。他方、土官層の場合、漢族的「六礼」に沿うが、結納には檳榔を用いたという。

先の記事に見える領民の婚姻の場合、嫁入りの際に夫方で「交拝」が行われるなど漢族的な要素も部分的に見られるが、他方で嫁入りに同行し婚礼の晩も新婦と行動を共にする婦女（いわゆる姉妹伴）の存在、結婚式の日の（参加者による）対歌の開催などに壮族の独自性が見られる(19)。他方、「有力家」は嫁入り行列に見られるように漢族的要素が強く、さらに土官層に至ってはほぼ漢族的方式が用いられたようである。

なお、ここでは、対歌を通じての配偶者選定、同姓婚、「結婚式」の後新婦が実家に住み初生児の受胎後に夫方に正式に移り住む習俗（不落夫家）、および「持参財」は新婦が受胎後夫家に移る時に支払われること、婿入り婚と嫁取り婚との並行など壮族の伝統的な婚姻習俗については言及されていないが、これらの点について、まず高熊徴『郢雪斎全集』前掲項に次の記事がある。

一、禁同姓為婚。夫娶婦、不娶同姓、礼文昭昭。買妾不知其姓、尚卜之、何可草草。

土司地方、昏娶惟身家年貌是問、不論同姓。以至姪妻其姉、妹帰其弟、瀆倫莫大焉。

已往雖不、可救将来、亦当禁止。

すなわち、清初、土官層の間でも婚姻は「同姓を論ぜず」、ただ身体・家柄・年齢・容貌のみが問題とされており、それが同一父系リネージに属する近親者の婚姻になるという批判を受けている。この点について民国『思楽県志』「土官威権」に「婚嫁是土官与土官自相結婚、不以同姓為嫌、土官族亦然。」とあり、土官層のもとでは同姓婚が忌避されていなかったことが確認されるとともに、通婚範囲が土官層内部に限られていたことが知られる。婚姻が同一階層内で行われていたことについては［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a］に見える各土州の事例がおしなべて指摘するところであり、土官の正妻は必ず他の土官から娶り、その一族（官族）や土目の場合も縁組みは同階層内で行われ、領民との縁組みは禁じられていた(20)。「門当戸対」の原則を貫くことによって、領民に対する支配力を維持しようとしたであろうことが想像に難くない。土官層の婚姻の場合、この側面が強いが

ゆえに、配偶者の選択の際の対歌（歌掛け。それを主体とした男女の社交活動の場を「歌墟」という）や不落夫家の習俗は行われなかった（ないし早期に廃れた）ように推測される。先の高熊徴の指摘において同姓婚以外の壮族の伝統的婚姻習俗が批判として挙げられていないことがこの推測を裏付けている。さらに対歌について[広西壮族自治区編輯組(編) 1987a：44] では、安平土州では毎年２、７月に土官が村落の歌墟に行き、当地の女子と対歌を行ったというが、それは配偶者の選択のためではなく、土官の娯楽的行為である。加えて［覃　1990：161］に、忻城土県では領民の間に「仔大出家、女大招郎」として、女子を家に留めて婿を取る（男子は他家に婿に行く）習俗が見られたが、土官の場合、漢族同様、婿入りによる継承は行われず、後継の男子がない時には甥・弟などの父系近親者から養取したという。清代に土官は婚姻習俗の上でも既に相当に漢化していたのである。

なお、[広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：79、144］によると、土官が他の土官から正妻を娶る時には、土官が自ら官印を持参して嫁迎えに行き、新婦が花轎に乗る時に彼女の首に官印を掛ける行為が行われたという（「印妻」と称する）。それは嫁を供給する側であり、往々強敵でもあった他の土官に対する政治的行為であるとともに、土官の正妻も政務に参画することが可能な当時の壮族土官の政治体制がおそらく反映されているであろう(21)。「印妻」は直轄地には見られない習俗である。

土官は領民の通婚範囲を固定化させるのみならず、婚礼に関して様々な制限を加えた。たとえば［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：120］によると、万承土州では嫁入り時の楽器（ドラ、ラッパ）使用や花嫁の乗る轎の使用が禁じられていた（ただし漢人は別格）。また民国『鳳山県志』三、社会「風俗」にも、「上中等家」を除き、紅色の傘（ないし上部が紅色で縁辺が藍色の傘）、ドラ、爆竹、ラッパ、龍鳳旗の使用が禁じられていた（ただ花轎は許可されていた）ことが記されている。かくて、「ブタ・羊・鶏・アヒル・鵝鳥一対、白銀三百両などの礼物を備えて、三班六房の人馬をほぼ動員し、親兵・練勇に護衛され、長号、鼓手、36 もの旗（龍鳳虎、金鼓令旗、三角旗、蝴公旗など）を掲げ、民伕１、200人を従え、自身ガラス窓付きの轎に乗る」という豪華な嫁迎え行列［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：144］は土官のみの特権であったのである。

このように、土官層は婚姻習俗において漢文化を導入し、領民に対して規制を行うことで漢族的婚姻習俗を専有したのであるが、その場合でも漢族的習俗と完全には同じでなかった。土官は同姓婚を行う外に対歌に参加した（前掲）が、たとえ娯楽に過ぎず、またその際に現地の村から人夫や酒食、さらに対歌を行う女性を徴発したとしても、壮族の伝統

文化に対する土官の欲求が行動の根底にあるように思われる。しかも直轄地ではしばしば対歌の禁止が行われたのに土官が積極的に禁止政策を推進した形跡は見られない。不落夫家についても同様のことが言える(22)のであり、むしろ領民の漢化を抑制し、土官層が漢文化を専有することによって、領民に対する支配力を維持しようとしたように思われる。

以上により、婚姻習俗において土官は漢文化を積極的に導入し、清代には相当に漢化したこと、他方領民に対しては様々な制限を加え、通婚範囲を固定化させた（それは土官の地位の維持に作用を果たした）こと、土官層は漢族的婚姻習俗を専有したが、対歌への参加、「印妻」習俗、同姓婚などに現れているように、必ずしも壮族文化を全面的に否定して漢文化に置き替えたわけではなかったことが指摘される。

第５節　年中行事

最後に年中行事について検討しよう。壮族の年中行事について第６章で全面的な検討を行う予定なので、ここでは土官地域における行事についてそれらの漢族からの受容の状況に焦点を当てて検討しよう。

まず、道光『白山司志』風俗、節令「司冊」に次の記事がある。

> 土人、元旦、戴冠躡履、赴隣里親串作賀、謂之拝年。親友具糕粽鶏黍留飲。親友来、亦挽留酒飯。其餘、上元・上巳・端陽・中秋・重陽各節、皆不知也。所重者、清明・中元二節。清明日、備紙銭・酒肉・羹飯、男携筐、女挈榼、斉赴祖先墳前拝祭。祭罷、席地轟飲尽酔而帰。凡祭過之墳、皆挿青竹一枝、掛長白紙銭、随風飄漾、一望如荼、謂之挂青。中元、名為鬼節。祭先之餘、墟頭山角、偏焚紙銭、云給野鬼。不焚者、輒有鬼作祟、須召巫禳解。故土人於此節、尤競競焉。官族亦於此二節、祭掃先墓。中元、司官具酒饌・紙銭・紙錠、赴郊外祭孤。族人好善者、購冥資、附而焚之。蓋即州県祭厲壇之意。其他節令、悉与中州同。

すなわち当時の白山土官領では、元旦（春節）、清明節、中元節が行われていたが、上元（元宵節）、３月上巳節、端午節、中秋節、重陽節は行われていなかった。領民は春節に親戚友人と往来し合い「拝年」（年賀の礼）を行い、酒食を以て新年の到来を祝った。清明節には紙銭や酒飯など供物を持参して墓参を行い、祭拝の後、墓前で一家が揃って飲食し、青竹に白く長い紙銭を吊した標識（幡）を墓上に挿した（「挂青」）。中元節には（自宅で）祖先を祭る外、墟市の入口や山隘の地で紙銭を燃やし無縁の孤霊に供えた。民間では正月の外に清明節・中元節が重視されたが、それは土官層のもとでも同様であった。彼等は清明節

に墓参を行った。中元節には供物や紙銭を用意して郊外に赴き、紙銭や紙錠（元宝）を焼き孤霊に与えたが、それは直轄地において官側が厲壇にて無縁仏を祭る行為を彷彿させるものであったという。

正月の年賀や清明節の墓参は明らかに漢族から受容した行事である。右の記事の清明節の墓参方式（掛青、墓前での飲食）も漢族のそれと同様である。中元節について、期日や祭り方（紙銭の焚化）は漢族から受容したが、恐らく孤霊を畏怖する観念が漢族の影響を受ける以前から存在したがために領民が無縁の孤霊に対し殊更に「競競」とし、そして何らかの事情で紙銭を燃やしそこねた場合に巫師に依頼して厄祓いの儀礼を挙行したように思われる。なお、行事食品として、ここでも正月のチマキ・モチなど糯米食品が用いられている。これらの点で漢族的要素と壮族的要素との併存が指摘される。

清末の白山土官の場合、清明節に墓参が行われている点では漢化の度合いがやや強いが、他の土官の事例をも見てみよう。正月行事について、［広西壮族自治区編輯組（編）1987a：108－111、120］によると、万承土州では12月29日・30日に土官衙門で年末の大掃除が行われ、正月２日までの間領民が労役を提供した。それに先立ち、土官は村落を巡行し、鶏（去勢鶏）・糯米・果物（柑果）を正月用に進貢させた。正月には土官は各村の「郷老」(23)から「拝年」の礼を受けたが、郷老はその際に各々鶏１羽・白米10斤を進貢せねばならなかった。農村に住む土目「四姓目家」は、近郊の村人とともに衙門へ行き龍舞を催し、土官に対して年賀を行った。安平土州では［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：22、35－36］によると、年末に領民を徴発して衙門の「春聯」の貼り替えをした。正月には各村の「吏目」や領民が土官に叩拝して年賀を行った。土官による徴発が強調されがちであるが、行事に春聯貼り替え、大掃除、年賀、龍舞などの漢族的要素(24)のみならず、糯米食品など壮族的要素も見られることが指摘される。

なお、［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：109］によると、万承土州では土官が「五節」（立春・端午・中秋・冬至・歳暮）に各村から銭を徴収しており、壮族地区の民間ではさほど普及していなかった立春や冬至の行事が行われていた。万承土州の場合儀礼内容が不明であるが、立春儀礼について思明土府（A）と南丹土州（B）の場合、次のような主旨の儀礼が行われていた。

（A）立春儀礼は先に行われていなかったが、嘉靖２年（1523）督備の主導で初めて土牛と芒神を作った。土牛を府城の東門外に運び、麻豆を投げつけ疱瘡の予防としたり、演劇を開催して土府・属官ともども観賞した。そして翌日土牛を鞭打った(25)。

（B）２月に土官が吉日を選び通知を発して、領内の属官（哨目・団首・總頭目）を州城に招集する。翌日、文武の各官が儀仗兵を盛大に連ね、隊列を組んで州城の東郊に行く。そこで属官が順に土官に慶賀を叙べ、号砲３発の後衙門に戻る。そこで土官が宴会を開いて属官を歓待する。また衙門裏の山上では前日に号砲を放ち、白旗を立てて白鶏・白犬を以て（屠殺して？）祭る(26)。

中国では、立春に春の農事の端始として土牛（春牛。もと土製の牛で、清代以降は張子となる）を鞭打つ行事（打春）が行われた［中村　1990：74－125］。（A）は中国王朝側の主導で開始された経緯もあって、中国的「打牛」行事と全く同じ内容である。それは土知府黄澤の代のことであるが、思明府では黄澤の次の土知府黄朝の代にも元宵節の燃灯行事を導入する(27)など明末期に漢文化の移入が積極的に行われている。それは土官の漢文化に対する憧憬のみならず、「その勢力が弱体で往々土民に駆逐・弑逆される」(28)と指摘された左江流域の土官（思明土府では先述のように相続争いのため土官が被害に逢った）にとって、「中国の威令を籍りねば地位を保てない」(29)のであったためであり、漢族的行事の忠実な模倣には土官のこうした政治目的が表現されているのである。他方、（B）は漢族のそれとかなり異なる。まず、時期が立春ではなく２月である。また土官と領内の主だった属官や儀仗兵が州城の東郊へ赴くが、土牛を打つ行為はなされない。しかし、土官が属官を率いて東郊に行き、属官が土官に慶賀を叙べ、号炮で合図をし、終了後に土官が衙門にて属官を慰労するという一連の行為は中国的な立春儀礼を彷彿させるものがある。この場合、土官は中国的行事を受容したが、その際に本来勧農儀礼である立春行事の中核を成す部分（土牛を鞭打ち農事の開始を告げる）が省略されて、土官の領内統治に重要な作用を果たすであろう部分（属官からの拝賀と彼等に対する慰労）のみが導入されたと考えられ、土官が現実の政治的必要性に応じて漢族的行事を部分的に（あるいは変更を加えて）受容したものと思われる。右江流域の土官は強勢を誇り、明末には往々中国王朝の指令に背いた（注28）ほどだが、南丹土州も精兵を擁し「他土司が憚る」ほどの広西屈指の有力土官であった（注 29）。漢族的行事の受容が土官の領内統治という政治目的に沿って行われた点では先の思明土官の場合と同様であるが、その受容方式においては（必ずしも左江と右江の相違に問題を一元化できないが）土官の実情に応じた相違が見られたのである。

このように土官が漢族的行事を部分的に、あるいは変更を加えて受容した事例としては他に下雷土州の田植儀礼や霜降節が挙げられる。すなわち前者は、５月に州城郊外の１村にて、まず土官が豚・牛を屠殺して神農を祭り、次に水を満たした盆の中に中国王朝から

下賜された印爾を数回浸しその水を田中に注ぐ。他村でも土官層が儀礼的田植えを行ってから村民の田植えが開始されたという［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：185］。時期が立春でなく、またクワ入れではないが、首長が犠牲を捧げて神農を祭り、領民に先んじて儀礼的農耕を行う点で、中国の「藉田」儀礼を彷彿させる。また、印璽を道具立てに用いる点から、土官の正統性が中国王朝の権威を背景に成り立っており、その正統性の再確認という点に儀礼の政治目的があることが推測される。後者の霜降節は、明代に徴発され倭寇鎮圧に戦功を立てた下雷州土官許文英・岑玉音夫妻を記念して行われる祭りで、その廟に参詣したり対歌が三日三晩行われたという［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：165］。中国の霜降節の「軍牙・六纛神」を祭る行事に比べると、戦争に関係のある神を祭る点では共通性があるが、祭られる対象が実在の土官である点に行事の変形が見られる(30)とともに、対歌の開催に壮族的要素が認められる。壮族的要素の存在について言うと、先の（B）の事例においても、立てられる旗の色が中国式の青色（東の方位の色）ではなく、壮族が高貴の色となす白色（漢族の観念では西の方位の色）である。

壮族的要素が見られる行事としては他に正月末の行事、３月３日の墓参、対歌などが挙げられる。［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：41］によると、安平土州の下利屯では正月 29 日に「様愛」（艾草の一種）を採集し土官衙門に進貢したが、それは糍粑を作る材料であり、正月末に野草入りの糍粑を作り正月の終了を祝うのは壮族の習俗である。また、３月３日に土官の墓地へ行き雑役を担当した(31)が、ここでは墓参が清明節にではなく３月３日に行われている（壮族地区では３月３日の墓参がより古い方式である）。さらに４月には、先述のように、土官が村落での対歌に赴いた（太平土州でも２月と７月に土官が対歌に参加している）。土官が立春・端午・中秋・冬至など中国的な行事を行いながら、他方で壮族の伝統的な行事をも行っていたことが確認されよう(32)。

以上から、土官は漢族的行事を受容したが、他方で糯米食品や正月末の行事、３月３日の墓参、対歌などに壮族的要素も同時に維持されていたこと、土官の中でも墓参の期日（清明節に行う処もある）などに地域差が見られたこと、土官は漢族的行事を受容した（思明土府の場合、明末期に積極的に受容した）が、それに際して、そのままの受容と部分的な受容（ないし変更が加えられる）との両方の場合が見られたこと、そしてそれは土官の領内統治という政治目的に応じてなされたこと、それゆえに各土官の実情に応じた方式で受容がなされたであろうことが指摘される。

小結

本章で検討したところを整理すると、まず、土官層はいち早く漢文化を受容し、そして領民に対してはそれを制限することによって漢文化を専有した。土官による専有は、服飾では帽子・婦人の肩掛け（明代）の外、衣服の色や素材・様式（清代）などに及んだ。住居も明初には簡素であったが、明中期以降中国的様式になって行き、また民家（都市部）に対してはこれに制限を加えた。かくて壮大な四合院式の宮殿建築は領内に土官衙門のみとなった。食文化の面でも、とくに清代以降土官が中国の飲食物を用いるようになった。さらに婚姻や年中行事においても（恐らくとくに明代以降に）漢文化の導入が行われた。

このような土官による漢文化の受容の目的として政治的意図が指摘される。土官の地位は中国王朝の権威を背景として成り立っており、明代中期以降、相続争いや土官同士の紛争が頻発し、その地位が動揺するという状況下で領内統治を貫徹するために、領民に対して様々な形で制約を加えることによって自らを領民と区別し、漢文化を自らの権威と権力を主張する標識として用いたのである。年中行事の受容において漢文化の全面的受容のみならず、部分的な受容（ないし変更が加えられる）の両方の場合が見られたが、それは領内統治という政治目的から生じたものであり、受容方式は各土官の実情に応じて一様ではなかった。

このように土官は漢文化を受容したが、しかし壮族の伝統文化をも（部分的であるが）維持した。すなわち衣服の色（白色を貴ぶ）、清代中期以前の時期の婦人の服装、行事食品としての糯米食品、ナレズシ・ビンロウジなど両広地域に共通の食品ないし嗜好品、同姓婚、歌墟への参加、正月末の行事、３月３日の墓参などである。

土官は領民に様々な文化上の統制を加えたが、しかしそれは概ね漢族的要素の受容に限られ、領民の有する壮族の文化伝統それ自体を否定するような政策はとられなかったように思われる。今日、広西西部の壮族地区では伝統文化が比較的濃厚に維持されているが、土官の右の政策がそのことに一定の作用を果たしたものと思われる。それは従来の研究においてとかく収奪の側面が強調されがちであった土官のもう一つの側面である。

註

(1) 明清時代の広西西部土官の総数について、[谷口　1991：18—19] によると、明初には府州県洞・土巡検司・長官司を含めて計 68 あった。うち 16 土官が明代に改流され、清代にはさらに 7 土官が改流された。これより明清時代にほぼ 40 餘～60 餘の土官が当

地に存在していたことが判る。

広西西部の土官は一般に規模が小さく、（例外もあるが）四方を山岳に囲まれた盆地（洞）の範囲がその領地に一致する場合が少なくなく、中にはもとは一村落に過ぎなかったもの（道光『白山司志』二「建置」に「草創猶今之村庄・堡砦耳」）さえあった。

(2) 土官地域の壮族の服飾に関する他史料を見ると、まず雍正『広西通志』九三、諸蛮、蛮疆分隷「下雷土州」に、「男子裹頭、婦人戴笠。」とあり、『同書』九三「旧城土司」に、「男無頂帽、綿布纏頭。」とある。一般の男性は帽子を被らずターバンを巻いていたこと、婦人は笠を用いていたことが確認される（なお、康熙『養利州志』「風俗」に「男子冠帽、貧者尺布裹頭。」とあり、直轄地では富裕な民は帽子をかぶっていた）。

上の記事からはターバンが木綿製であったことが窺われるが、この点、『徐霞客遊記』「粤西遊日記」、崇禎十年十二月五日の記事にも、各家に糸繰り機や平織り式の織機が備えられ、自ら糸を紡ぎ布を織っていたことが指摘されている。さらに、民国『凌雲県志』三、社会、社会問題「衣」に、同治年間以前には婦女が邊地に棉を植え、自ら糸を紡いでいたこと（ただし光緒以降は洋紗が出回った）が指摘されている。

また、履物について、雍正『広西通志』九三「下雷土州」では草履を履いていたことが指摘されている（ただし『同書』三二、風俗「古零司」には「跣足不履」であったことが記されており、その両方の場合が見られたように思われる）。

なお、髷について民国『思楽県志』に、土官の統治時期、はじめ男性は「束髪裹幘」で女性は「結髻包巾」であり、清代以降男性に辮髪が行われるようになったことが指摘されている（ただし、乾隆『慶遠府志』一、風俗「宜山県」によると、女性でも未婚者は披髪で既婚者は挽髻であった）。

なお、女性の纏足について、「八桂女郎多大足」（況澄『況氏叢書』二六、粤西諸蛮勝跡、紀曾藻「大足謡」）として広西では纏足の習俗が少なかったが、中には民国『武鳴県志』三、地理「風俗」に、「婦女不纏足、城中富室、間或有之、郷村則絶無也。」とあるように都市の富豪の間には見られた。なお、土官層の女子の場合については史料的に未詳である。

(3) この記事からは、さらに「客民」（漢人移民）が「頭目」とともに土官に次ぐ社会階層として待遇されていたことが窺われる。

(4) 土人衣尚青。男子間有着藍者、婦女則純青、行路以青布一幅捲於髪上、短衫長裙。裙其寛而褶極細。其着長衫者、則無裙。未嫁女項挂銀圏、耳懸灯籠墜、手無戒指、惟拇指束一銀箍、名曰桶箍。首飾用琴様、銀簪長尺許、横貫於髻、出入林木頻側其頭、恐罣碍也。平日皆跣足、遇年節及喜慶宴会、男着襪、女躡花鞋、悉以布為之。而綾錦綢緞、富紳家或間用之。若避遠村民、則有終其身未一覩者。官族服飾、悉如漢制、男冠女冕、頗称華美、然紈綺之服、金珠之飾、惟有大慶賀事、始用之。常日則青紗裹髻、大衣裁衣、仍敦素云。

(5) 『文献通考』三三〇、四裔、西原蛮所引「桂海虞衡志」に、「洞酋雖号知州県、多服皁白袍、類里正戸長」とあり、当時「洞酋」は知州・知県とはいえ、中国の里正・戸長」と同様、白色ないし黒色の袍を着用していた。また、『太平寰宇記』一六六、觀州「風俗」に、「郷村皆戴白頭巾」とあり、白色の頭巾が郷村で広く用いられていた。

(6) ［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：23－24］によると、安平州では（社会的地位の高い）商人は絹の長袍を着て「小帽」をかぶることが許されており、移住漢人は優遇されていた。

(7) なお、壮族と言えば、五色の糸を用いて刺繍（ないし縫い取り文様）を施した衣装が著名である（たとえば乾隆『慶遠府志』一〇、雑類、諸蛮「忻城土県」）。それは女性の上衣の袖口・襟元やスカートの裾を縁取りするのに用いられるが、これに対する禁令は管見の限り史料には見られない。また、女性の銀製装飾品に対する禁令も行われていな

いようである。とすれば土官による服飾の制限は必ずしも壮族の伝統を全面的に否定するものではなかったであろうことが推測される。

(8)『文献通考』、西原蛮所引「桂海虞衡志」や『嶺外代答』四「屋室」に干闌式住居に関する記事がある。『嶺外代答』によると、家屋は竹を編んで作られ、その四壁に泥土を塗らないため、夜間には家内の光が外に漏れ、「一家点火十家光」であったという。

(9) 屈大均『広東新語』七、人語「獞人」

自荔浦至平南、獞与民雑居不可辨。大抵屋居者民、欄居者獞。欄架木為之、上以棲人、下以棲羣畜、名欄房、亦曰高欄、曰麻欄子、狼人則不然。

(10) それも明初に創建された当時は草葺きの簡素なものであった［谷口　1991：22］。

(11)［覃　1990：50－56］によると、忻城土県の県治は前後４回移されており、しかも明末万暦年間には相続争いのため城署が灰燼に帰し、清代に大規模な修築が行われている（現存のそれは改修後のものである）。

(12) 万承土州では、家屋の梁・棟に花紋の彫刻を施したりするのも禁じられた。なお、安平土州では土官層以外でも地位のある商人は土レンガの家屋が許されており、太平土州では土官層・漢人を問わず「功名」をもつ科挙エリートであれば火磚の家屋を建てることができた。また［覃　1990：40］によると、土官と姻戚関係にある者は一般民よりも軒高のある住居が許された。

(13) なお、壮族の伝統的生活様式では、屋内ではイスを用いず「イロリを囲み席地して坐す」（康熙『養利州志』「風俗」）、「飲食するに則ち盤膝（あぐら）で地に就く」（雍正『広西通志』九三「新寧州」）方式であったが、土官の場合はイスを用いていたように想像される。

(14) 粤西善為魚鮓、粤東善為魚膾。有宴会、必以切魚生為敬。食必以天暁時、空心為度。毎飛霜鍔、泡蜜醪、下薑虀。無不人人色喜、且餐且笑。其膾也皆以男子、鮓則以婦人。凡女始嫁、其家必以数十黄罌与之。能善為鮓、使甘酸而香可飫口、是為好婦。粤東羅定、所居在山谷中少魚、俗亦尚鮓。

(15)『嶺外代答』六「老鮓」によると、塩・小麦粉などを混ぜて甕に漬け込み、甕の口の周囲に水を張り密封する。水が減るとつぎ足す。数年後、腐ったように表面が白くなる。親族友人間での贈答には必ず酒と「鮓」が用いられるが、とりわけ「老鮓」すなわち長期間漬けたナレズシが好まれたという。

魚の鮓の外、［田　1935：83］によると、同正県では豚肉と糯米の粉を壜に漬け込む「酸肉」が作られたという。

なお、膾については、光緒『新寧州志』二「風俗」、光緒『横州志』二、気運「風俗」に関係記事が見られる。

(16) なお、この記事の「単熬」や「双熬」などと称される酒の製法については史料的に未詳であるが、康熙『西林県志』「風俗」にも「土人所造焼酒、其淡如水、俗呼為単料酒。」とあり、一般民が酒精度数の低い蒸留酒を飲用していたことが確認される。また「酸糟」について、康熙『西林県志』、風俗「閲俗」には「土人以焼酒糟、同牛猪骨及鼠貯甕中、臭腐則味酸、名酸糟。」とあり、酒糟の外に牛やブタの骨を用いて作られている。それは、雍正『広西通志』九三「下雷土州」に「酸糟作味、不慣食塩。」とあり、調味料として塩の代用品として用いられたという。

(17)『嶺外代答』六「食檳榔」によると、福建から四川・広東・広西では皆、檳榔が好まれ、接客の際にも茶ではなく檳榔を振る舞うのが礼儀とされていた。その食べ方は、檳榔（の種子）を切り刻み、蜆の灰を水で練ったものとともにキンマの葉で包んで噛むというものである。清の納蘭常安『宦遊筆記』三三、広東「檳榔」によると、嶺南（広東・広西）ではそれは「男婦大小を論ぜず」食べられ、「須臾の若きも離す可からざる」ものであった。

(18) 草木灰を水に混ぜて煮て、冷まして飴色になったチマキで、福建・広東など中国南部で端午節の行事食品として好まれる（周達生氏の教示による）。

(19) 乾隆『鎮安府志』一、輿地上、風俗「婚嫁」に、「土民」の婚姻過程に関する次の内容の記事がある。すなわち、①庚帖を得る。②「雞（鶏）卜」（鶏骨を用いての吉凶占い）、もしくは醸した酒の味が甘いか苦いかで（縁組みの）成否を決定する。③檳榔・烏飯（黒灰色のオコワ）・鶏・酒・豚・牛を以て聘礼とする。④ 結婚式の当日、新郎が新婦の家に行き新婦の一族と「歓飲」し薄暮に先に戻る。さらに新婦が母や兄嫁に付き添われて夫家に行くが、その際に花轎・楽隊が用いられず、飾り蝋燭がなく、「合巹」の礼も行われない。ここでは、庚帖の交換（①）が行われているが、嫁の決定の際の鶏卜などの行為（②）、婚資の糯米食品（③）などに壮族的要素が濃厚に見られる。結婚式の日の新郎の行動（④）についての検討が必要であるが、少なくとも白山土官の事例とともに壮族による漢族的婚姻儀礼の受容の一例となるであろう。

(20) ただし、正妻ではなく側室としてなら階層を越えて領民、時には奴隷身分の者からも娶ることができた。また、移住漢人（多くは都市に居住する商人）は別格で、たとえば万承土州では［広西壮族自治区編輯組（編） 1987a：120］によると土目との通婚が可能な場合も見られた。

(21) 当時の壮族土官のもとでは、土官が幼少の場合（時には成人後も）、女性が政治に参画することが可能であった。たとえば、黄之雋『唐堂集』一七「土官志」によると、土官が幼少の時、その母ないし祖母が「官祖母某氏」・「官母某氏」として公文書を発し会議に出席し、また自ら兵を率いて他領に進軍することさえあった（成年土官の場合もその正妻＝「夫人」が時に政堂で夫とともに座し政務をとった）という。幼少の土官に替わって自ら軍隊を率い倭寇を鎮圧した田州の瓦氏夫人はその好例であろう。

(22) 対歌と不落夫家の禁令については、康熙『永淳県志』十、風俗、獞人（永淳知県）凌森美の按語、楊錫紱『四知堂文集』十八「行布政司飭禁唱歌陋俗牌」、策楞（広州将軍暫署両広総督）「奏為広西猺獞風俗、女子必有孕再嫁之不良、宜徐々化誨由」（乾隆八年七月十七日、『第一歴史档案館蔵朱批奏摺』「民族事務類」二四七－五）、趙翼『簷曝雑記』三「辺郡風俗」などに記事がある。

(23) ［広西壮族自治区編輯組（編） 1987a：8－9、32］によると、安平土州では各村に村老が存在したが、それは威望と能力のある老人がなり、村の祭祀活動を主催し、重要な事務を処理し、習慣法に基き村内の紛争を調停し、時には村民を率いて外圧にも対抗した。村老は土官から「郎首」として把握され、徴発徴収の実務をも担当したという。多くの土州の場合、行政の末端の村落にこのような両面性を有する村落統率者が存在したのである。

(24) なお、［覃 1990：156－162］によると、土官は毎年 12 月 20 日に（衙門に）「封官印」をし、翌年正月 20 日に「開印」するまでの間は政務を行うことが少なく、領民がこの間自由に賭博、山歌、猜拳、獅子舞・龍舞などの娯楽活動を行うのを許可した（ただし正月 20 日を過ぎると賭博などは許されなかった。また、舞龍行事の際には先に土官の衙門・祀堂、官族の家に赴き、然る後に街や付近の村で行った）。この点、［広西壮族自治区編輯組（編） 1987a］でも、太平土州では毎年 12 月 30 日から正月 19 日まで封印を行い（79 頁）、また安平土州では正月 19 日の開印の日に土官が、礼物を携えて来た各村の頭人の参拝を受け、彼らに酒肉を与えるという儀礼を行った（22 頁）〔この日に下利屯の各戸は柴 1 担を送らねばならなかった（41 頁）〕。正月の政務休止（拝年の礼は除く）は［覃 1990：156－162］が指摘するように、明らかに中国王朝の模倣である。しかし、村老らの参拝を受ける行為に土官の政治目的が表現されていることが指摘される。なお、先の忻城県の事例では領民の娯楽活動について期限を設定して統制しているが、娯楽自体を否定するものではなかったものと思われる。

(25) 康熙『思明府志』一、分野、時令（嘉靖）「旧志」
立春、礼儀本府向未行。嘉靖二年、督備指揮方公震、始教塑土牛作芒神。至期、集耆民、喧鼓楽、迎春於東門。人執麻豆洒牛、云消荳瘡之疾。仍扮寿仙之舞、設演春戯、同僚属為宜春之飲。翌日、鞭牛。

(26) 民国『河池県志』二、輿地上、風俗「南丹土州」
土官、於二月間、択吉日出行、伝諭各哨目、各団首、暨土制所設總總頭目。先前一日 、斉集州廂。次日、各執其事官、盛陳儀衛、列隊出於東郊。各頭目、以次称賀、随放三排頭火鎗、旋即回署、款各頭目。其前夕、使人於土署後山上、発号放炮、立白旗一面、以白鶏・白犬祭之。

(27) 康熙『思明府志』、時令（嘉靖）「旧志」
元宵。（中略）灯火・爆竹稍少。近間、土官知府黄朝、命匠作好灯籠。先二日、集衆喧鼓楽、迎灯於門、掛堂点之。邀僚属同飲、名為伴灯。各舗門毎出一灯。自十二至二十止送。

(28) 王士性『広志繹』五、西南諸省「広西」
右江土州、法厳。土民無如其官何、而官抗国法。左江土州県、官畏国法。然勢弱、往々為土民逐駆弒逆、而官又無如民何。此両江土官之大較也。

(29)『粤西叢載』二四、広西土官所引（謝肇淛）「百粤風土記」
諸土司、惟田州・泗城最強、南丹次之。（中略。）南丹差小、而兵悍勁敢死。諸司憚之。（中略。）次則東蘭・那地。皆有精兵。其他微小。朝貢不絶。非籍中国威令、無以自存。

(30) なお、道光『白山司志』八、祀廟「雲山寺」に、毎年霜降に司官が土勇・土民を率いて雲山寺に赴き牛を屠殺して「軍牙六纛之神」を祭ったことが記されている。供犠の有無に相違があろうが、霜降節に中国的な軍旗神祭りが行われる地域も見られたのである。

(31)［広西壮族自治区編輯組（編） 1987a：88］によると、太平土州では３月３日に土官の祖墓の付近の村民は、墓地までの沿道の整備、墓地の除草・掃除、土官が休息し風雨を避けるための蓬帳（テント）掛けなどの準備作業を行わなければならなかった。

(32) なお、道光『広南府志稿』上「風俗」に、
六月初五初九二日、各村寨宰牛、作小年。戸染紅糯米祀神。土司家亦然。
とあるように、村落での行事が土官のもとでも同じ方式で行われる場合も見られた。白山土官の場合に顕著なように、土州とは言え、もとは村落に過ぎなかった（註１）ことからすると、それは土官が領土を有する首長国を形成し漢族的要素を受容しながらも、一貫して維持されてきた行事であるように思われる。

第6章　壮族の年中行事の成立過程

序文

本章では壮族の年中行事を対象として、現在見られる諸行事が、どのように漢族の影響を受けながら成立して来たのかという点に焦点を当てて、主に文献史料に依拠し地域差とも関連付けて検討を行いたい。その場合、現在壮族のもとに見られる主要な行事が 1949 年の新中国成立以前の時期においてほぼ形成されており、またそれ以降の時期については現代史の文脈において別個に検討する必要があろうと思われ、従って行事の成立過程を主題とする本章では 1949 年以前の時期を検討の対象とする。

第1節　年中行事の成立過程

まず、現在の壮族のもとに行われている行事について瞥見しておこう。これについて［黄・黄・張（編）　1988：675-685］に新中国成立直後の頃のものと思われる記載がある。この記載に基づき不十分な個所を［梁（編）1987：89-103］で補足し、さらに壮語（北部方言。龍勝県のもの）の行事名称[1]をつけ加えて表に整理した［表7］。この表では古くから維持されてきた行事と新たに導入された行事の区別がほとんどなされておらず、また地域的な行事が網羅的に紹介されていないものの、現代の壮族の主要な行事を把握する際に一応の目安になろう。この表を参照しながら、正月（春節）から順に成立過程を検討して行こう（なお、本文中の行事の期日は全て旧暦による）。

表7　黄・黄・張（編）［1988：675-685］に見える壮族の年中行事の概要

（*　印は一部の地域のみの行事とされるもの。下線は、梁［1987：89-103］で比較的盛大な行事とされるもの。壮語の称謂は塚田の龍勝県での調査による）

	月日	行事名称	壮語の称謂と意味	行事内容の概要（括弧内は塚田による補足）	梁［1987：89-103］による補足
1	12/30（小月なら29日）	年三十晩（除夜）	ハムハダッ「除夕」（除夜）	a）各家で清掃をし、紅色の春聯を貼る。 b）嫁出した娘が実家に帰る。 c）各家で鶏（特に去勢鶏）を殺し、魚・豚肉や山海の珍味を準備する。料理は必ず食べ残し、「年々有餘」（年々ますます富裕になること）の意を表す。 d）夜に家人がイロリを囲む。子供は老人の話を聞き、中年婦女は年糕（モチ）・粽粑（チマキ）を用意。深夜、祭壇上の香炉の掃除をする。	α）家人がイロリを囲んで「守歳」（夜を徹して眠らない）。 β）深夜（子の刻）に祭壇で香やロウソクに点火し祭品を供える。

2	1/1-15	春節	シエン（ルッチョン）「春節」	a）鶏鳴の刻に爆竹を放ち新年を慶賀する。 b）婦女は河辺に行き「新水」を汲む（健康長寿に良い）。 c）子供は父母・祖父母および目上の人に年賀の言葉を述べ、祝包（お年玉に相当）をもらう。 d）青少年女子は夜明け前に他人の菜園でネギ・ニンニクの類を取る。そうすれば針仕事が上達し、将来富裕になる。 e）初一（元旦）は葷（臭いの強い菜）を食べず精進する。 f）耕牛を使役しない。 g）外出の際には出会った人に年賀の言葉を述べる。 h）初二（2日）と十五（15日）には鶏・アヒルを殺す。富裕な者はこの期間中連日肉を食べる。 i）初二（2日）から初五（5日）までの間、年始訪問が盛んに行われる。 j）嫁出した娘が初二か初三（3日）に実家に帰る。 k）期間中、対歌・抛繍球・龍舞・獅子舞・唱彩調、子供の爆竹・独楽回しなどの娯楽活動が行なわれる。	α）男は提灯を下げて廟社へ行き焼香する。 β）外出して帰るときに青葉・緑枝を取り、門に挿すと縁起が良く、邪気払いの効果がある。 γ）初一に他家を回らない。またこの日は殺生が禁じられる。 δ）昼に湯円を、晩に葷菜を食べる。 ε）初一～初五にかけて竈に硬木を燃やし続ける。 ζ）東蘭・鳳山一帯では「螞蚏節」を行う。
3	2/2(ないし不定期)	春社節（保陽春節）	シャー（ゲンシャー）「社」（「喫社」）	a）各村単位で資金を集めて豚を買い、これを屠殺して社王に供奉し、五穀豊穣・人畜繁栄などを祈願する。 b）各家の代表者が廟（社廟）に行き祭祀に参加する。祭りの後、家ごとに豚肉を均分する。「解放」後は集団での祭りが少なくなった。	α）この日に「花朝節」を行う地方もある。
4	*2/3	花炮節		竹と色紙で人物・鳥獣などの形を作り、中に火薬をつめて鉄環を打ち上げて、皆で鉄環を奪い合う。鉄環を得た者は幸運に恵まれる。	
5	2/19	花王節		a）婦女が、生育の女神・子供の守護神である「花王」を祭る。	α）廟に参詣する婦女は義理の姉妹関係を結ぶ。
6	3/3	三月三	サムニエン・ツォーサム「三月初三」	a）掃墓（墓参）の日。15日まで続く。漢族はこれを清明節に行う。 b）各家で五色の糯米飯を作り、鶏肉などの料理とともに墓地へ持参する。墓前に料理を並べて焼香し、雑草を刈り、紙幡を挿す。墓に向かって三回礼拝した後、供物を下げて皆でその場で食べる。 c）各家では門の上方の横木と家屋の周囲に楓の枝を挿す。 d）青年男女は対歌を行う。	α）墓参。 β）対歌が盛大に行われる。 γ）祭神も行われる。 δ）打ち上げ花火などの娯楽活動も行われる。
7	4/8	拝秧節（牛魂節）	スィニエン・ツォーベー「四月初八」（シエン・ホイワイ、	a）各家で鶏を殺して田頭に行き祭拝し、稲苗の成長を祈願する。 b）牛の誕生日でもあり、牛小屋を掃除し、牛の身体を洗う。一日、牛を使役せず、上等の飼料を与え休息させる。この行事を5月に行う地域もある。	α）「牛魂節」。楓の葉で染めた糯米飯を牛に与える。牛小屋の外で「牛魔王」を祭る。 β）南部方言区では「挿秧節」

			「牛魂節」)		で、道士による儀礼の後に田植を行う。
8	5/5	端午節	ヌーニエン・ツォーヌー	a）漢族の影響による。屈原を記念。 b）チマキを作り、祖先を祭る。 c）薬草を摘み、家屋に挿したり、入浴する。雄黄酒を飲み蛇の害や疾病を予防する。 d）河辺では龍舟競渡が行われる。	α）艾や楓葉・茅草を門口に挿す。
9	6/2	莫一大王節（五穀廟節）		a）壮族を救う功のあった「莫一大王」神を廟で祭る。 b）子・午の年には牛を殺して大祭を行う。平年にも資金を集めて豚を用意し屠殺する。 c）1年12カ月にちなみ12種の料理を作り、順に神に捧げた後、参加者に均分する。	α）莫一大王は柳江・龍江沿岸の壮族の祖先神。
10	6/6	土地公誕辰	ゴン・トゥーダイ「土地公」	a）各家で鶏・アヒルを殺し、神廟を祭り、さらに田頭に行き祭り、穀物の収穫を祈願する。 b）衣類の虫干しをも行う。	α）武鳴県では収穫を祈願する「礼田節」が行われる。
11	*6月末	莫納節			森林の霊が山岳の霊を使って稲穂に害を及ばさないよう、森林の霊と神農廟を祭る。
12	7/7・12-16	中元節（鬼節）	ツァッニエン・ツェッセー	a）壮族の重視する行事。 b）7日に、この1年間に新たに死去した者の霊を祭り、14日には新旧の死者の霊をともに祭る。開始の日やとくに重視する日は地域によって異なる。 c）各家で鶏・アヒル・豚・牛を殺し、糍粑（モチ）を作り、祖先を祭る。親戚間で訪問しあう。	α）7日以降、祭りの準備が開始。7日に祖霊を迎える地域もある。 β）14日―16日の間、祖先を祭り、紙衣や紙銭を焼く。 γ）嫁出した娘が帰省する。
13	*7/20	達汪節		a）各家で鶏・アヒルを殺し月を祭る。	
14	8/3	社節	（2月と同じ）	a）2月2日と同様だが、鶏・アヒルを殺す者は少なく、各家で米粉（ビーフン）・糍粑（モチ）を作る程度。	α）衆神の誕期。
15	8/15	中秋節	バッニエン・ツエーハー「八月十五」	a）壮族のもとではかなり盛大。 b）各家で鶏・アヒルを殺す。夜、月餅や果物を供えて月を観賞する。 c）花灯（飾り灯篭）や柚（ザボン）灯を作って観賞する。	
16	9/9	重陽節	ギウニエン・チョーギウ「九月初九」	a）比較的小さな行事。 b）糯米粑（モチ）を作り収穫を慶賀する。豚肉・鶏を食べる。 c）この日を「祝寿節」として60歳以上の老人の健康長寿を祝う地域もある。	
17	*9月	霜降節			α）大新県一帯で、明代に外来侵略者を撃退した英雄許文英・岑玉音夫婦を祭る行事。

18	9/19	観音節		a）婦女が観音を拝む。	
19	*10/10	十成節		a）各家で鶏を殺し魚をとり、酒宴を催し豊作を祝う。	α）十情節（収穫祭）や嘗新節（新嘗祭）を行う地域もある。
20	11 月中	喫冬（冬至節）	ドンジー「冬至」	a）各家で豚肉を買い祖先を祭り、家族全員で夕食をとる。鶏やアヒルを殺す家もある。 b）冬至から 11 月末の間に他家に嫁出した婦女が実家に帰る。	
21	12/23	送竈節	ワンザウ「竈王」	a）竈王を天上に送る（除夜に再度戻る）。 b）糯米で湯円を作る。雄鶏を殺す（竈王が持参するため）。 c）必要に応じて古い竈を壊し新しいものに換えたり修理をする。 d）新年を迎える準備を開始する。	

1．春節

（1）新年の開始の時期

まず新年が開始される時期（歳首）について、表7によると、壮族も漢族同様、漢代以降の中国の伝統的暦法＝太陰太陽暦に基き正月（春節）を過ごす。この旧暦が壮族のもとでいつごろから用いられたのか、またそれは果たして漢族の影響であるのかは史料に明記されていないが、明末以降の時期の広西の地方志はおしなべて旧暦正月を1年の起点としている。この点、ヤオ（瑶）族やミャオ（苗）族は民国期（中国大陸では 1911-1949 年の時期）に 10 月ないし 11 月や 12 月を歳首とする暦法によっており、漢族との距離の相違を窺わしめる(2)。

（2）春節の期間

春節の期間は漢族の場合、元旦から 15 日頃までの半月間で、15 日頃の元宵節を以て終了するのが伝統的である。その場合、12 月 25 日頃からの準備期間や除夜を加えるとさらに長期にわたることになる。壮族の春節期間は多くの場合、漢族と同様、正月 15 日の元宵節の頃までであり、それは時期や地域による差異が少ない。たとえば（康熙）『古今図書集成』方輿彙編、職方典一四四三「永淳県」に、壮族の正月の娯楽活動の一つである男女間の対歌（「歌墟」、歌垣）が正月3日から 15 日まで続いたことが記されており(3)、また民国『武宣県志』二、社会、民族、風俗「時節」に、元宵節の前まで人びとが互いに訪問し合って酒宴を開いたことが記されている(4)。そして元宵節の終了後に、農具を整え農事を開始した（光緒『修仁県志』「風俗」）(5) のである。

（3）除夜の行事

新年を迎える準備が行われる除夜は厳密には12月の行事であるが、正月元旦との連続性を考慮し、ここで述べておこう。表7では、家内の清掃や春聯（紅紙などに吉語を1句ずつ墨書して門・戸の左右に貼るもの）の交換（1-a）・家族での年越しの食事（1-c）・元旦の料理の用意（1-c･d）・守歳〔(1-d･α)、家人が囲炉裏を囲み眠らないで新年を迎える〕・深夜に祭壇で祖先を祭ること（1-β）などの行事が指摘されている。これらの行事について、乾隆『柳州府志』十一、風俗附「時節」に、「漢俗」と「土俗」との年中行事がそれぞれ記されている。当時の柳州府は壮族人口が圧倒的多数を占め、都市住民は漢族で、郷村住民は壮族が主体であった(6)ことからすると、「土俗」は壮族の習俗を記録したものと考えられ、従って当時の漢族と壮族との行事の相違を知ることができる史料である［表8］。

表8　乾隆『柳州府志』一一、風俗附「時節」に見える「漢俗」と「土俗」との相異

	「漢俗」		「土俗」	
	期日・名称	記事	期日・名称	記事
1	元旦	a）早起きして香・ロウソクを祭壇に点灯し、正装して天地と祖先の神位に向かって拝礼する。 b）この後、香・紙銭を携えて廟に詣でて拝礼する。 c）生員と童生は府県学に行き拝礼する。 d）目上の者に拝礼する。 e）郷里では親戚・朋友が賀礼をかわし酒宴を催す。それが数日間続く。 （早起、設香燭盛服、向天地君親師位前行礼。畢即携香楮、詣各廟行礼。博士弟子及儒童、詣学宮行礼。随及尊長郷党親友交賀、酌以春酒、三五日止。）	（元旦）	α）賀歳を知らず、ただ酒を飲み肉を食うのみ。 （不知賀歳、但飲酒食肉。）
2	立春	立春の前日に府県城の住民が戯劇にちなむ扮装をし楽器を演奏し、「土牛芒神」を東郊に迎える。住民は競ってこれを見物する。知識人はこの日に招待しあって宴会を催し春餅春酒を飲食する。 （前一日、廂民各行扮戯劇、鼓吹迎土牛芒神於東郊。男女競観。士夫家、設春餅・春酒相徴。）		（記載無し）
3	上元節 （元宵節）	a）正月10日から16日まで各家では門に燈篭を掛ける。花火を打ち上げる。夜通し楽器を演奏して歌う。 b）故事の演劇や龍灯（龍踊り）を行う。 c）親戚朋友が宴会を催して燈篭を観賞し粉丸（元宵団子）を食べる。 （自初十至十六、各門倶懸灯、放花炮。笙歌鑼鼓、恒至達旦。或演故事、賽龍灯。親友宴会、賞灯啖粉丸。名曰元宵。）		α）燈篭を掛けず、楽器を鳴らさない。 （不懸灯、不作楽。）

4	二月社日	a）郷村では民は社神を祭り穀物の豊作を祈り、祭後に宴会を催す。 b）秋の社祭も春と同じ方式で行われる。 （郷民祭社祈穀、羣飲為歓。秋社亦如之。）	二月	α）田のすき起こし作業が行われる。 β）人々は歌いながら肥料の運搬などを行う。 （犁田。男婦運糞、行歌於途。）
5	清明	a）柳の枝を門や軒に挿す。 b）その前後の日に一家で酒・供物を用意して墓参をする。 c）この１年間に死者が出た場合は墓地で哭泣して弔うが、死後数年以上の場合は哭泣しない。 （挿柳門檐。前後日、具牲醴、挙家上墓。新喪則老少聚哭。遠年則否。）	三月	α）墓参を行う。 （祭墓。）
6	四月八日	a）仏誕を祝う。煮豆を盤に盛り路上に置いて施しをする。これを結縁という。 （慶仏誕。用盤盛煮豆、在路施送。名曰結縁。）		α）烏米飯を炊く。 β）田をならし、田植をする。 （煮烏米飯。耙田挿禾。）
7	五　月　一日・午日	a）龍舟競渡を行う。 b）五日、ヨモギを取り戸に挿す。 c）チマキを贈答しあう。 d）菖蒲雄黄酒を飲む。 e）女児は頭に朱書のお札を戴く（辟邪疫という。） （及龍舟競渡之戯。午日、折艾挿戸、以角黍相餉、飲菖蒲雄黄酒。児女戴朱書符。名曰辟邪疫。）	端陽	α）チマキを作るが、漢人のそれのように形状が美しくない。 （亦作角黍。但無漢人美備。）
8	六月六日	知識人の家では書籍・衣服を日に当て虫干しをする。 （士夫家、曝書曬衣服。）		（記載無し）
9	七月七日	a）瓜などを供えて牽牛・織女星を祭る（乞巧という）。この行事は府城の住民の間に行われており、それは柳宗元以来の遺風である。 b）郷村では、この行事の存在が知られていない。 （設瓜果祀牛女。名曰乞巧。此在府城中則有之。亦柳子之遺風。与至郷村、則懵然罔覚矣。）		（記載無し）
10	中元節	a）中元節（15 日）の１，２日前に祭壇に位牌を供えて祖先の霊を迎える。遠い祖先から最近死去した者まで、供物を捧げ、あたかも生者に仕えるように祭る。 b）15 日に紙衣・紙銭を焼いて祖霊に捧げ、家人が号泣して祖霊を送る。 （前一二日、設位迎祖先。由遠年以及近逝、進饌奠享如事生礼。十五日、焚冥衣楮銭、挙家号泣送之。）	七月十四日	α）目連節という。アヒルを殺して祖先を祭り紙衣などを焼く。 β）この日は路上に人影が見られない。これを「躲鬼」という。 （謂之目連節。多殺鴨祭先、焼化冥財。其日路無行人。名為躲鬼。）
11	中秋	賞月の会を行う。 （為賞月之会。）		α）月に供え物をしない。 β）目隠しした婦女が「土音」で呪文を念ずる。婦女が目まいを覚え失神すると、他人の霊魂が乗り移って歌い話す。

				これを「圧禁」という。 （不供月。惟以被覆婦女、用土音咒誦。即附其身、能歌能唱。名曰圧禁。）
12	重陽日	a）高い所（山丘）に上ったり、酒宴を行う。 （登高、飲酒。）		α）高い所に上らず、β）凧揚げもしない。 （不登高、不放風箏。）
13	十月朔	清明節同様に墓参をする。これを寒衣節という。 （祭先塋、如清明、名曰寒衣節。）		（記載無し）
14	冬至	先祖を祭る。（祀先祖。）		（記載無し）
15	十二月二四日	a）竈神を祭る。（祀竈神。）		α）竈神を送る。 β）翌年正月14日に竈神を迎える。 （送竈。至次年正月十四日、接竈。）
16	除日	a）庭の掃除をする。 b）戸に春聯を貼る。 c）色つきの紙銭を祭壇に掛けて天地の神を祭る。 d）家人がそろって宴飲する。 e）爆竹を鳴らす。 f）家人がイロリを囲んで元旦の朝まで夜を徹して眠らない。守歳という。 （掃除庭、戸貼春聯。懸彩銭、祀天地神祇。家人畢集宴飲、炮竹囲爐、相与達旦。謂之守歳。）		α）（家人が）そろって飲食する。 （相聚飲食。）

表８によると、除夜は「漢俗」では大掃除と春聯の貼り替え（16-a）・祭壇での祖先と神祇の祭祀（16-b）・家での宴会（16-c）・守歳（16-d）が挙げられているが、「土俗」では（家人が）揃って食事をする行為（16-α）のみが指摘されている。また、道光『慶遠府志』三、風俗「儀節」にも「漢俗」と「土人」の俗の相違を知ることのできる記事がある［表９］。

表９　道光『慶遠府志』三、風俗「儀節」に見える「漢俗」と「土人の俗」との相異

	「漢俗」		「土人の俗」	
	期日・名称	記事	期日・名称	記事
1	元旦 上元	a）線香・ロウソクを用意し、正装して祭壇で天地・祖先の神を拝む。 b）郷村では相互に往来し祝賀しあう。 c）元旦から元宵節の夜まで、爆竹・飾り灯篭・龍舞・獅子舞・婦女の採茶歌などの娯楽活動が行われる。 （具香燭盛服、拝天地君親。郷党往来交賀。自元日至上元夜、競放紙爆、懸灯彩。或羣聚為龍馬獅子等灯、或粧扮婦女唱採茶歌、喧鑼鼓、嬉遊以為楽。）		（記載無し）
2	立春	一日前に府県城で行われる土牛を鞭打つ行事を見て、土牛のかけらを争って奪い合う。これを搶春という。		（記載無し）

		（前一日、競看府県迎春鞭春、競搶土牛。謂之搶春。）		
3		（記載無し）	春秋二社日	豚を屠殺して神祭りを行い、親戚朋友が集まり宴飲する。これを喫社という。
4	四月八日	（記載無し）		五色飯・烏米飯を作る。
5	五月五日	a）チマキを贈答しあう。 b）ヨモギの葉を戸に挿す。 c）菖蒲雄黄酒を飲む。 d）婦人は五色の香包を作り身に付けて邪気払いとする。 （角黍相餉。挿艾於戸、飲菖蒲雄黄酒。婦人製五色香囊配之、以辟邪。）		（記載無し）
6	六月六日	衣服や書籍を陽にさらす。 （晒衣物・書籍。）		（記載無し）
7	七月中旬	a）祖先を祭り、（祖先に捧げる）冥銭や紙人・紙馬を焼く。 （供祭先祖、焚冥財・紙人紙馬。）	七月十四日・目連節	α）アヒルを殺して祖先を祭る。 β）この日は路上に人影が見られない。これを「躲鬼」という。 （殺鴨祭先、焚送冥財。其日、路無行人。謂之躲鬼。）
8	八月十五日	a）供月をする。（供月。）		［「蛮術」の項の記事］ α）壮族は供月をしない。 β）目隠しした婦女が「土音」で呪文を念ずる。婦女が失神して他人の霊魂が乗り移り歌い話す。「圧禁」という。 〔蛮俗（中略）不供月。惟被覆婦女、用土音咒誦。婦女暈去、他人生魂、即附其身、能歌能唱。名曰圧禁。〕
9	九月九日	高い所に登る。凧揚げをする。 （登高、競放風箏。）		（記載無し）
10	十一月冬至	湯円（冬至団子）を食べる。 （食湯円。）		（記載無し）
11	十二月二三日	a）夜に竈神を祭る。 （夜、送竈。）	十二月二四日	α）竈神を送る。 β）翌年正月 14 日に竈神を迎える。 （送竈。正月十四日、接竈。）
12	除夕	a）門の春聯の貼り換え。 b）三更（深夜零時頃）に竈神を迎える。 （換門符。三更、迎竈。）		（記載無し）

慶遠府では壮族人口が一貫して多数を占めたことからすると「土人」は壮族を指すが、表9の場合、「土人」の項には除夜行事に関する記事が見えない。また、竈神を迎える行事が「漢俗」では元旦深夜三更（午前零時頃）である（12-b）が、「土人」のもとでは正月 14 日である（11-β）。他の地方では、春聯のことは『古今図書集成』職方典一四五二、泗城府、向武州所引「泗城府志」や康熙『永淳県志』十、風俗「節令」などに、また守歳のこ

とは前掲『永淳県志』や康熙『広西通志』四、風俗「節序」などに、竈神迎接については乾隆『武縁県志』六、風俗「節令」などに記事がある。従って、こうした一連の行事はおそらくは漢族に起源を有するが、少なくとも清代初期・中期までには壮族のもとに一定程度波及したことが指摘される。また、表８・表９については記事の有無が必ずしも行事の有無を意味しないが、表８の記事は除夜行事に関する限り信憑性が高いように見受けられる。そうだとすると、漢族的行事の受容時期に地域差が見られたであろうことが推定される。

なお、正月の行事食品として表７では「年糕」や「粽粑」といった糯米(モチゴメ)の加工食品(7)が指摘されている（1-d）が、この点について、康熙『思明府志』一、分野、時令所引（嘉靖）「旧志」に、除夜には糯米を植物の葉で包んで蒸した「裹蒸（チマキ）」（１個につき米１升＝約１リットルを使用する）や、糯米を蒸して水や砂糖を混ぜて（こねて）油で揚げた「米糍」を作り、それらを親戚や嫁の実家に贈る習俗が見られ、その数が 50 個から 100 個にもなった（そして嫁の実家ではその半数のものを返礼として贈った）ことが記されている(8)。また、乾隆『鎮安府志』一、輿地、風俗「歳時」によると、４、５升もの米で、豚・鶏・アヒルの肉を餡に入れた大チマキを作ったという(9)（現在靖西県で作られている大チマキについては写真 11 を参照)。広西東南部の、早期に漢族が多く移住した地区でも糍粑（モチ。註７参照）などを作り、贈答し合う習俗があり（乾隆『桂平県資治図志』一、分野「風俗」）(10)、このような習俗は必ずしも壮族に特有のものではないが、だがその大きさや数量からして、それが明末清初には壮族のもとで漢族より盛んに行われていたことが窺われる(11)。

なお、前掲の乾隆『鎮安府志』によると、除夜に「雞（鶏）卜」（鶏骨を用いた占い）を行い、新年の豊凶を占ったという(12)。鶏卜のことは表７には見られないが、 唐宋時代の史料に南方（広東・広西）の習俗として記事が見られる(13)。それは必ずしも壮族に特有のものとは思われないが、少なくとも清代の史料では漢族のもとには見られない。とすると広東・広西に古くに見られ後に漢族の間で廃れた習俗が壮族に維持された事例として把握することができるであろう。

（4）年賀

表８の「漢俗」によると、漢族は元旦（初一）の朝に早起きして、線香やロウソクを用意し正装して家内の祭壇で祖霊に対してて行礼（1-a）した後、一族の長輩や村落の親戚・朋友と祝賀し合い、春酒を飲み新年の到来を祝った（1-d･e)。他方、「土俗」では「賀歳

を知らず、ただ酒を飲み肉を食うのみ」であった（1－α）ことが記されている。新年の到来を相互に祝賀する行為自体は壮族のもとでも行われたであろうが、その方式が漢族の場合と異なっていたがゆえにこのような表現がなされたように思われる（なお表９の「土人」の項には正月行事の記事がない）。すなわち宮廷に起源し後に一般に普及した年賀の礼「拝年」が、当時の壮族のもとには十分に浸透していなかったのであろうと思われる。漢族的年賀礼俗について、民国『河池県志』二、輿地志上「風俗」に、清代の頃、宗族（父系親族集団）中の長輩者に対しては叩拝（膝まずき頭を地にうちつけての礼）を行い、輩行（宗族中の世代）が同等の者に対しては揖礼（拱手。両手を胸前にてこまねいての礼）を行ったこと、そして民国期にはそれらの礼が廃れて「鞠躬」（上半身を前方に曲げる礼）するのみになったことが記されている(14)。この記事を考え合わせると、清代中期には、叩跪・揖礼などの礼俗が壮族地区には普及していなかったことが指摘される(15)とともに、輩行が重視される漢族のそれのような宗族組織が壮族のもとには存在していなかったであろうことが推測される。

なお元旦の行事として、表７（２-b）によると、深夜に新水を汲む（若水汲み）行事がある。この行事について、前掲の乾隆『鎮安府志』に記事があり、旧事を洗い除く意図を持つとの説明がある(16)。しかし漢族人口の多い地域でもこの行事が見られる（民国『灌陽県志』四、風俗「歳時」）(17)ことからすれば、それは壮族に特有のものではない。また、元旦の神祇祭祀について、表７（２－α）には元旦の未明に男性が、村の土地と人畜・農耕の守護神である社神を祭った廟に参詣することが指摘されているが、この点についても前掲の乾隆『桂平県資治図志』にも記載がある(18)ことからすれば、必ずしも壮族に特有の行事ではなく、むしろ漢族から導入された可能性のほうが高いであろう(19)。

なお、土官地域の除夜・元旦行事について、覃桂清によると、忻城土県では毎年 12 月 20 日に官庁の封印をし正月 20 日に開印した（この間１個月は領民は比較的自由に娯楽活動を行うことができた）。除夜には土官とその一族（官族）が「家奴」を使役して自宅を掃除し、門・窓や家具に紅紙を貼った。官族の間では長輩者に対して、除夜には叩跪しての「辞歳」（年送りの挨拶）が、元旦には「拝年」が行われた。土官自身も元旦には、まず官族の拝年を受け、次に県城に住む配下の者や紳士（生員・監生以上の身分をもつ知識階級）の拝年の礼を受けた。年賀の後、土官は轎に乗り儀容を整え県城のそれぞれの門のところにあるさまざまな神廟（城隍廟・文武廟・関聖廟・観音廟など）に行き祭拝したという（廟参りについては土官に優先権があり、土官が祭拝した後に一般民の参詣が許された）［覃

1990：156-160]。家内奴隷的身分の者の存在や廟参りの際の土官の優先権など土官の社会に特有の要素も一部に見られるが、基本的には漢族ないし中国王朝の行事をそのまま受容したことが指摘されるであろう。

（5）対歌

表7（2-k）では初二（2日）以降に「対歌」・「抛繡球」・「龍舞」・「獅子舞」・「彩調」、さらに子供の遊びなどの娯楽活動が行われることが指摘されている。これらのうち壮族に特有のものは対歌である（「抛繡球」はそれにともない男女の間で行われる活動である）。これについては前掲の『古今図書集成』「永淳県」にも記事があるが、王済『君子堂日詢手鏡』に明代の正徳末・嘉靖初（1521年前後）の頃の横州（現・横県）の習俗に関する次の記事が見出される。

> 毎歳元旦或次日、里中少年、裂布為巾白、挟往村落、覓処女少娟、相期答歌。久者、男子以布巾白投女。女解所衣汗衫、授男子帰。謂之抛帛。至十三日、男子衣其衫而往、父母欣然迎歛。男左女右、班坐一室、各与所期互相答歌。隣親老稚、畢集観之。人家多女者、各期一男、是日皆至歓歌。十六日、乃罷帰。帰時、女以前巾白巧刺文繡、還男子。男子亦以汗衫、帰之女女負之父。並未有別往赴期者。一州之民、皆然。雖十指之家、亦有此。惟城中有附郭、無此俗、中或有故事、皆曖昧。

当時の横州は県城以外の郷村では壮族が住民の大多数を占めていたように思われるが、その壮族のもとでは正月元旦か2日から男女の間で対歌が開始された。歌を通じて（配偶者となすべき）相手を求め、衣物の贈答の後、13日には男性が女性の家に行き、そこでも16日まで対歌が盛大に行われた。対歌を通じて配偶者が確定してからは別の対歌に参加しない、とあって、この場合、対歌が単なる娯楽ではなく配偶者の選択の機会としての機能を有しており、それゆえに女性側の父母が男性の訪問を歓迎し、そして衣物の返還を機に両者の縁組みが確定されている。そして、この習俗は一州の郷村住民の間に浸透しており、「十指に数えられる」勢望のある家でも同様であった。ただし県治とその近郊ではこの習俗がないか、もしくはかつて行ったが後に廃れてしまい、これに関する人々の記憶が曖昧になっているという。

正月の対歌について、明末の魏濬『西事珥』〔万暦40年（1612）序〕十八「獞人」に、春の対歌は正月初一・三月初三に行われ、秋の対歌は中秋節に行われること、三月の対歌を浪花歌といい、年間の対歌の中でとりわけ禁止されずに自由に行われることが指摘されており(20)、明末の頃には3月3日や8月中秋節とともに正月元旦に開始される対歌が年

間の主要な行事の一つであったことが窺われる。また、乾隆『武縁県志』に、「節令に遇えば」各自鶏や酒を持参して、相手を求めて対歌を行うことが記されており(21)、武縁県(現・武鳴県）では行事の度に対歌が行われたという。しかしそれは清代以降には地方によっては廃れる傾向にあった。この点、先の横州について、民国『横県志』二、社会「娯楽」に次のように記されている。

旧暦元旦、在昔時、城市多作摶蒲之戯、及鼓楽管弦之楽。郷村、青年男女則相聚於郊外・橋頭・要路、互唱山歌。屆端午節、藉採薬之名、叙会於高山峻嶺。唱歌互答、声震山谷。現此風已革、城市・村郷、多設劇社、以演劇為楽。）

すなわち「昔時」、おそらく清代において、都市の漢族の間では賭博や鼓楽・管弦の演奏が正月の主な娯楽とされたのに対して、郷村では青年男女が郊外（の広場）や橋のほとり・要路などの場所で互いに対歌を行った。都市と農村、あるいは漢族と壮族との相違(22)を知ることができるとともに、横県では民国期には対歌が廃れ演劇が主な娯楽となったことを窺うことができる。地域により対歌が下火となって行った点について、道光『桂平県志』十五、諸蛮「獞人」に次の記事がある。

在於三、四十年前、猶有所謂浪場者。其場曰皆有定期。正月内、於各村之廟宇附近、地段空濶之処、男女聚会。攢簇成堆、唱歌互答。或以環釧・巾悦・檳榔等之物、相遺送。謂之認同年。

すなわち、桂平県の壮族のもとでは「三、四十年前」＝19 世紀初頭の頃まで正月の対歌が村の廟の付近にある広場で盛大に行われていた。なかには装身具やハンカチ・ビンロウジ等を贈答し合い「同年」（親密な友人ないし一種の擬制的親族）となる者もいたが、それ以降消滅したようである(23)。この変化は広西東南部で清代中期以降顕著に見られるが、他方、西部・西北部では民国期にも対歌が維持されていた。表 10 は民国期の文献に基づき、当時の広西で対歌活動が行われていたとされる県名と対歌の時期を整理したものである。

表 10　民国期の広西における壮族の対歌の挙行地域とその時期

地域	県名	時期	出典
西北部	河池	年節・喜慶・燕会・耕作・樵牧・夜行	民国『河池県志』一風俗
	宜北	８月 15 日夜（鶏鳴まで続く）	民国『宜北県志』二、社会「風俗」
	天河	年節	『広西各県概況』（民国 22 年）第５冊
	思恩	春秋佳日	『広西各県概況』第４冊
	東蘭	春秋佳日	『広西各県概況』第４冊
	鳳山	—	『広西各県概況』第５冊

	南丹	—	『広西各県概況』第５冊
	羅城		［陳志良　1941：57-70］
北部	三江	端午	民国『三江県志』二、風俗「節気」
	龍勝	6/24（官衙墟）、3/10（思枚郷）、3/3（三門郷）、3/3（県城大同郷）	民国『龍勝郷土風情』
中部	武鳴	—	『広西各県概況』第２冊
	都安	旧暦新年・農閑期	『広西各県概況』第２冊
	榴江	春秋佳日	『広西各県概況』第５冊
西部	崇善	春秋佳日	『広西各県概況』第６冊
	綏禄	—	『広西各県概況』第６冊
	養利	—	『広西各県概況』第６冊
	左県	農閑期	『広西各県概況』第６冊
	寧明	春秋佳日	『広西各県概況』第６冊
	憑祥	—	『広西各県概況』第６冊
	上金	春秋佳日	『広西各県概況』第６冊
	雷平[註]	１月（８回）、２月（14 回）、３月（８回）、４月（42 回）、５月（３回）、７月（５回）、８月（２回）、９月（１回）、12 月（３回）	民国『雷平県志』三、社会、風俗、娯楽附「雷平県各地歌墟日期表」
	向都	—	『広西各県概況』第５冊
	龍茗	—	『広西各県概況』第５冊
	恩陽	春秋佳日	『広西各県概況』第５冊
	百色	農作時（田歌）	『広西各県概況』第５冊
	那馬	春秋佳日	『広西各県概況』第５冊
	靖西	—	『広西各県概況』第２冊
	龍州	４月間	民国（16 年）『龍州県志』三、輿地「風俗」

註：県内 71 カ所の墟市中、当時歌墟が開催されていた 48 墟市での歌墟の期日。なお、１つの墟市で数回（数日）開催される場合もある。

これより当時対歌が行われていた地方として、武鳴県・都安県・榴江県（現・鹿寨県）以外は龍勝県などの北部、思恩県（現・環江県）・南丹県などの西北部、百色県（現・百色市）・龍州県などの西部が中心であった（これを図示したのが地図 10 である）。対歌の時期は春秋が多いが、都安県・天河県（現・羅城県）・河池県・羅城県などでは正月に行われている。なお、地方志に詳しい記事が見られる雷平県（現・大新県）では４月に行われる場合が最も多いが、それに次いで１月にも８回行われている。こうした点に関するかぎり正月の対歌行事は明末以降一部の地域で連綿と維持されてきたことが指摘されるであろう[24]。

（6）立春

正月前後の立春には土牛を鞭打つ農耕開始の行事（打春）が行われた［中村 1990：74-125］。しかしそれは元来官側の主導する国家的勧農儀礼であったがために、郷村の隅々にまでは浸透せず、広西でも都市＝府県城に限定された。前掲の康熙『広西通志』に、郡（府）城では土牛を見て春餅を食う習俗があるが、郷村にはないことが指摘されている[25]。表

8でも「漢俗」（2）には県城とその近郊の居民の間で土牛を看る習俗が見られるが、「土俗」には記事がない。表9もまた然りである。さらに表7にも記事はない。

なお、注意したいのは立春の行事が土官地域に受容されており、そしてその際に二つの異なる受容方式が見られたことである。第5章第5節で指摘したように、思明府の場合、立春の行事は以前には行われていなかったが、嘉靖2年（1523）に導入された(26)。この場合、行事内容は漢族地区でのそれと異なるところはないが、南丹土州のように内容が漢族のそれと異なる場合もまた見られた。この場合、土官が行事を受容する際に、行事の由来に深く関わりその中核をなす部分（土牛を打ち農事の開始を告げる）が省略されている。が、土官の領内統治に重要な作用を果たすであろう部分（属官からの拝賀と彼等に対する慰労）が行われており、中国的な立春儀礼を彷彿させる部分もある。こうした行事の部分的受容は壮族土官による漢族的行事の受容の一つの方式である。

（7）元宵節

正月15日の元宵節は「灯節」（灯籠節）とも称され、さまざまな形と色の灯籠を作り、これに点灯して飾ったり練り歩く燃灯行事が行われる日であり、広西でも早期から史料に記事が見られる（万暦『太平府志』二、風俗、本府「節令」）(27)。しかし、それは都市部に限られていたようで、康熙『南寧府全志』、風俗「節令俗尚」によると、南寧市街ではそれぞれの坊（行政区画名）の寺廟に人々が集まり、灯籠を見て宴会を催して楽しみ、また仮装行列などの行事が見られたが、郷村では必ずしもそうでなかった(28)。また、表8の「土俗」（3-α）に灯籠祭りを行わないことが指摘されている。表9の「土人」の俗にも記事がない。さらに、道光『白山司志』九、風俗、節令所引「司冊」に、「土人」は「上元・上巳・端陽・重陽の各節、皆な知らざるなり。重きとする所は清明・中元の二節のみ」とあり、白山土官領では上元（元宵節）の外、3月上巳・5月端午・9月重陽などの行事が元来なかった。なお、思明府では元来燃灯の行事はなかったが、明末に土官知府が職人に灯籠を製作させて土官の政庁の内に掛けたことが記されている(29)。このような土官による漢文化の模倣は、土官地域の壮族が漢族の行事を導入する際の重要な契機として注目される。

なお、元宵節の行事は、清代中期以降には郷村にも普及して行ったようであるが、壮族地区では燃灯よりも、むしろ社神・土地神祭祀と対歌が盛んに行われたようである。元宵節の社神祭りは、広東人の多い東南部の桂平県・貴県などで燃灯行事と組み合わされた形で行われ、後にさらに子授け祈願などの行事がそれにともない行われるようになった。た

とえば桂平県では、乾隆年間には紙製の灯籠を作り社壇に持って行き点灯するのみであった（乾隆『桂平県資治図志』）が、後に子（男子）の誕生を願う者に対して同じ社廟をともに祭る近隣の人々が灯籠を贈り、当事者の家に集まって宴会を催す行為「送灯」が加わった（道光『桂平県志』四、地理「風俗」）(30)。こうした行事は珠江沿岸の各地に移民がもたらしたようで、清末の寧明県などでも関係記事が見出される(31)。ただし、それは広東系住民の多い処に限られ、湖南人の多い広西北部の全州・興安・霊川などの県ではあまり見られなかったようである。壮族地区では、乾隆『鎮安府志』によると、元宵前後に大チマキや酒を用意して「土神」を祭り、（祭りの後に）神祠の前に人々が座って酒宴を開き、「土歌」を唱って太平を祝ったという(32)。この場合の土地神祭祀は、先の東南部各地や寧明県の子授けなどを祈願内容とするものではなく、祭祀本来の目的＝農耕の予祝が中心であったようである。社神は壮族地区でとくに重視されたようであり、次項であらためて述べることとするが、先の『鎮安府志』で土神祭祀の際に唱歌が行われていることが注意を惹く。この点について『粤西叢載』二四、獞所引（明末？）「永福県志」に、元宵節・中元節および春秋の社日に男女の対歌が行われることが記され(33)、また『古今図書集成』職方典一四二一「思恩府」でも、元宵節の数日間、男女が唱歌し配偶者を見つけることが記されている(34)。灯籠の下での歌舞・戯劇などの行為をともなう点からすれば、元宵節と唱歌とは全く無関係ではない。だが、壮族地区の場合は男女の対歌が主体で、それが正月の行事が終了する元宵節に盛大になされたものと考えられる。先の『君子堂日諄手鏡』に見える明末の横州でも、対歌が 13 日から 16 日まで行われており、表 10 の雷平県でも正月に８回対歌が行われるが、そのうち 15･16 日に４回も行われている。

なお、龍舞（龍灯。龍の形をした張り子の灯篭を数人で支えて練り歩く）や、他家の菜園に行きネギ・ニンニクなどの野菜を儀礼的に盗む「偸青」、さらには「搶花炮」（子授けを目的とし、鉄環を打ち上げて奪い合う行事）などの活動も元宵節に行われたが、いずれも都市の漢族に起源を持つ習俗であり、それが郷村の壮族地区へも伝播したものと思われる。

（8）螞蚏節

なお、以上の外に壮族の正月の行事として表２（2-ξ）によると、西北部の東蘭県・鳳山県一帯では「螞蚏節」が行われる。『東蘭県政紀要』（民国 35 年）によると、それは毎年旧暦元旦に男女が集団で田中の螞蚏（青蛙）を捕らえる（最初に発見した者を「螞蚏頭」という）。そして青蛙の死体を竹筒に入れて２人で担ぐ。竹筒には紙銭などを掛け楽隊や少

年達が行列に随行する。途上の各戸では米や糯米粑や銀紗などをこれに贈る。そして吉日を選んで青蛙を山に搬送し埋葬する（その過程は「郷村での葬式の方法と同じ」である）が、その時に四隣の各村に通知し、集合した青年達によって対歌が盛大に行われる。また、民国『河池県志』に、南丹土州の習俗としてそれが見え、２月に青蛙を埋葬し墓上に旗を立てた後、その年の除夜に掘り出してその骨の色で翌年の吉凶を占うことが述べられており、それは一種の豊作予祝儀礼であることが明らかである。「螞蚏節」は壮族に独自の行事であり、内容においても対歌など独自性が見られるが、しかし郷村の民のそれと同じとされる青蛙の葬送方式において漢族的要素もまた見られること、そしてそれが特定の地域範囲のみに行われる地域的行事であることが注目される(35)。

以上に除夜・正月の行事について検討してきたが、除夜の大掃除・春聯・守歳・廟参りなどの行事や正月元旦の年賀・元宵節の燃灯・花炮・偸青などの行事（さらに暦法）は漢族より受容し、後に普及したこと（土官地域も同様である）、立春土牛の行事はほとんど受容されなかったこと（ただし立春儀礼は土官地域で受容され、方式において漢族のそれをそのまま受容した場合と部分的に受容した場合とが見られた）が判明するとともに、元旦や元宵節の対歌、さらには地域的行事「螞蚏節」に壮族の独自性が見られ、また糯米加工食品に対する嗜好性が漢族より強いこと、さらに元宵節の土地神祭りなど漢族に由来するが漢族のもとでは内容に変化が生じたが壮族のもとでより古い形が維持されていることが指摘されるであろう。

２．２月の行事

（1）社神祭祀

１年の農耕開始の時期に際して、農作物の順調な生長・豊作を予祝して２月２日〔ないし２月「上戊」（最初の戊の日）〕に行われる社神祭祀の儀礼「春社」は、漢族のみならず壮族地区でも古くから盛大に行われた。社神の壮語の名称「シャー」は漢語のそれと発音が同じであるか酷似しており、また地方によっては壮語にそれに相当する名称がない場合もあり（筆者が 1991 年 11 月に行った百色市百蘭郷の調査など）、それが漢族から受容した神祇であることが窺われる。社神祭祀は２月のみならず正月や３月・６月・８月などにも行われたが、それらの中最も盛大に行われ、かつ史料に記載が最も多いのは２月の祭りである。

壮族の社神祭祀については明末嘉靖年間（1522-1566）の頃から史料に記事が見られる。

たとえば『古今図書集成』暦象彙編、歳功典三一、社日部「永寧州」に次の記事がある（嘉靖『永寧州紀略』の佚文と思われる）。

社日、不拘郷市、各就其処以祭、而獞人社猶厳、与祭之日、務修潔歓悦、毋敢有忿争喧嘩者。

とくに壮族の社日は厳粛に行われ、祭りの際には潔斎精進して望み歓悦の雰囲気の中で行われ敢えて紛争や喧嘩をする者がいなかったという。

清代に入っても社神祭祀は壮族の間で重視された。この点について道光『修仁県志』一、輿地「風俗」に次の記事がある。

獞俗、無冠礼。惟社日暨中元節、宰猪大啖、尚有祭祀之意。

壮族には漢族のような儒教的礼俗がないが、社日と中元節には犠牲の豚を殺して（祭り）食べるのであり、その点では壮族にもやはり（漢族的な）祭祀の意図があるというが、それだけ社祭が盛んにかつ古式に則って行われたことが窺われる。また、前掲の道光『白山司志』には、「土人」は元宵・端午・中秋・重陽などの行事を知らないが、「土社」については、歳時に社神に対する報告と感謝の祭りをし、その際には競って酒・甘酒や鶏・豚を持参して社廟へ行き、焼香して参加者が順番に社神を祭拝し、拝し終わるとその場に車座になって鶏・豚を食べ酒宴を催し、酔って皆で「土歌」を歌い、その声が林木を震わすほどであったという(36)。また乾隆『慶遠府志』一、輿地下、風俗「慶遠府」に、（壮族には）婚後新婦が実家に帰り３、４年間夫と別居する習俗「不落夫家」があるが、別居期間中に新婦が社祭の日や田植の日・収穫の日にはじめて夫家に行くことが記されており、社神祭祀が田植・収穫と並び重視されていたことを知ることができる(37)。

なお、社神祭祀の場所について、固定した場所がなく石片があればそれを社神の依代とする場合（乾隆『柳州府志』三O、猺獞「獞」）(38)、樹穴ないし岩洞の中に自然石もしくは一寸ほどの方形の木板を立て社神とする場合（道光『白山司志』八、祠廟「土社」の按語）(39)、瓦を重ねて壇とし、その上に石を立てて社神とする場合（康熙『上林県志』上、土風「毎歳節序」）(40)などさまざまな形態が見出される。『柳州府志』の場合、祭祀場所が固定していない点でより原初的な形態を留めているであろうが、およそ社神の形態の上ではとくに民族間での相違は認められず、明末〔万暦 29 年（1601）頃〕の王臨亨『粤剣編』二「志土風」に、「広東・広西では社を立てるのに一個の石を置き、社神の棲み家としている。中には巨木のもとで祭ることがあるが、その場合でも必ず石を立て、神像などは作らない」(41)と指摘されているように、広東・広西では自然石を社神の依代とする行為が一

般に行われていた。

祭祀方式について、先の『白山司志』によると、先に社神を祭拝し、終わるとその場で車座になり鶏・豚肉を食べ酒宴を開くという行程であったが、乾隆『柳州府志』「獞」によると、豚一頭を神前に捧げて、巫師を招き祈祷し、それが終わると祭所で豚を切り分けて食べることが述べられている(42)。また、表9の「土人」の項(3)によると、豚を屠殺して社神を祭り、親戚・朋友が集まって飲酒する行為がなされている。さらに乾隆『昭平県志』四、風俗「林作楫の言」にも、犠牲獣を屠殺し、また糍粑などの供物を用意して社廟で祭りを行い、祭りの後に肉を切り分け、酔飲して帰ることが記されている(43)。供犠の動物として豚の外に牛を用いる場合も見られた(雍正『平楽府志』四、風俗附「節序」)(44)が、供犠と宗教的職能者による儀式、祭後の参加者への肉の分与と神前での共食行為が儀礼行程として清代中期には壮族地区で確立していることが指摘されよう。

こうした方式に関する限り、壮族の社神とその祭祀方式に漢族とそれとの相違を見出すことが困難であり、またこの方式が漢族のもとではすでに秦末に見られる(45)ことからすれば、神祇のみならずその祭祀方式も漢族から導入されたであろうことが窺われる。そもそも漢族のもとには多種多様の神祇があり、祈願の内容に応じてそれぞれの神祇が祭られ、社神もその一つに過ぎないようであるが、壮族の場合、神祇がさほど多くなく、しかも重要なのは社神のみであるとさえいわれる(民国『武宣県志』第二編、社会、民族「風俗」)(46)。こうした社神の壮族の間での浸透度の高さから、社神・土地神と同様の霊験を有する、村落の土地と人畜の守護・農作物の豊穣を保証するような神が元来存在し、その基盤の上に漢族の影響を受容したであろうことが推測される。供犠をともなう祭りの方式についても、明代中期・正徳年間(16世紀初)の柳州近辺の壮族の習俗を詠んだ桑悦『思玄集』四「記獞俗詩」に、「冬月」に歌舞を催し「鬼神」への報告の祭りを行うが、その際に牛・豚数十頭を殺し、また親族・近鄰の者がそれぞれ牛・豚を持参して参加することが記されている(47)。これは収穫後の祭りであり、しかも祭られる神名が不明であるが、牛や豚の供犠をともなう点からすると漢族の社神祭祀に類似する方式がすでに存在していたことが指摘される。

ところで、こうした社神祭祀の方法について、後に変化が生じた。すなわち村落単位で犠牲獣を屠殺しての集団的祭祀から各戸単位で供物を持参しての個別的祭祀への変化と、「搶花炮」という行事の流行とである。前者について民国『三江県志』二、社会、風俗「節気」では、昔は都市・郷村ともに豚を屠殺して神を祭る行為が見られたが、今ではもっぱ

らトン（侗）族の対歌の期日となった（集団での祭祀は行われなくなった）ことが指摘されている(48)。現在ではほとんどの漢族地区では個別方式になり、壮族地区でも表７（３-b）に指摘されているように集団祭祀は少なくなり、龍勝県や大新県など北部や西部の一部にそれが維持されているに過ぎない(49)。また、変化の第二の点については、清代中期以降の東南部に出現した。たとえば光緒『貴県志』五、紀人「節令」によると、康熙「旧志」では都市・郷村ともに豚を屠殺しての祭祀が行われたが、清末光緒年間（19 世紀末－20 世紀初）になると、都市では人々が社廟に集結するものの、内容は火薬を筒（花炮）に詰めて「草環」を打ち上げ奪い合う行事（搶花炮）の開催とその社神への奉納の行事が主体となった(50)。また民国『思楽県志』では、都市では搶花炮が、農村では古式通りの祭祀が行われるという対照が見られ(51)、都市の広東人住民がその習俗をもたらしたであろうことが窺われる。搶花炮行事は表７（４）から後に壮族地区でも受容されたことが知られる(52)が、ともあれ、以上の考察から元来漢族地区から導入された社祭の方式が、漢族のもとでは変化を遂げ、かえってそれを受け入れた壮族のもとに古式が維持される傾向が存したこと、また漢族や壮族の中での地域差、さらに都市と農村との相違の発生が指摘されるであろう。

ところで、先の『白山司志』「土社」によると、社祭の際に、酔飲して「土歌」が歌われることが記されているが、この日に男女の対歌が行われる場合も見られた。先の『粤西叢載』「永福県志」に、壮族は元宵・中元節と社日に対歌を行うこと（註 33）、また乾隆『昭平県志』七、猺獞「廖当毅の言」にも、壮族は社日の度に男女が集まって宴飲して遊ぶことが指摘されている(53)。

社日の食品としては、烏飯・黄飯あるいは五色飯など糯米を植物の葉で染めたものが用いられた。『西事珥』に、広西では社日に烏飯・五色飯を贈答し合う習俗があること、社祭の頃は草木が生長するのでその葉を用いて飯を染めるのに好適な時期であることが指摘されている(54)。また、光緒『賓州志』二四「雑記」に、烏飯は楓（トウカエデ）の葉で黒色に染めたもので「青精飯」とも称することが指摘されている(55)。本来「青精飯」は「南燭草」（楊桐、マサカキ）の葉を用いて粳米を染めたもので寒食節・清明節の食物である（『歳時広記』十五、寒食上、炊紺飯所引「登真隠訣」）が、広西では糯米と楓の葉が使用され、しかも壮族の場合、それが社日にも用いられたのである。

以上により、社祭は壮族のもとで早期（遅くとも明末）に見られ重視されてきた行事であること、祭祀の場所（自然石を使用）や方式（供犠と祭後の神前での共食と分肉）にお

いては漢族的要素が強く認められ、それは漢族から受容したであろう（以前より類似の神祭りがあり、その基盤の上に受容された可能性もある）ことが指摘されるとともに、清代中期以降漢族のもとで祭り方に変化が生じた後も壮族の間に古式が保持されたこと、そして祭りの際の対歌や行事食品に独自性も見られたことが指摘される。

（2）花婆節

2月の行事として、光緒『上林県志』三、地輿下「毎歳節序」では、2月2日が「花婆」の生誕の日であり、この日に演劇を行うこと、翌3日の夜には「花爆」（搶花炮）が催され子の誕生を願う者が環（環頭）を奪い合うことが指摘されている(56)。「花婆」は生育の女神で表7（5-a）では「花王」とも表記されているが、上林県の場合、康熙年間の県志には関係記事はなく、また2月2日は社日でもあるので、郷村では花婆節はさほど重視されなかったかのように見受けられる。なお、花婆の誕期を6月6日とし、その日に廟会が行われる地域も見られる（前掲・民国『河池県志』、民国『鳳山県志』第三篇、社会「風俗」、民国『来賓県志』上、地理篇「風俗」）(57)。そもそもこの神祇は漢族に起源すると思われ(58)、来賓県（註57）など花婆廟が漢族住民の多い県城に設置された地方も見られる。またその霊験が子授けや出生後の子供の順調な成長など生育に関係するがゆえに、婦女が打ち揃って参詣するに過ぎない。しかも広西西部の各地には花婆祭の記事は少なく、清代－民国においてそれが壮族の間でさほど重視されていなかったように見受けられる。しかし注意したいのは、万暦『広西通志』三三、外夷、諸夷種類「獞」に次の記事が見られることである。

> 子大娶婦、別欄另爨。娶日、妻即還父母家、夜与隣女作処。数年回時、間与夫野合二三、覚有娠、乃密告其夫作欄。又数年、延師巫、結花楼、祷聖母。親族少男少婦数百千人、歌飲号叫戯劇、三四日夜乃畢。謂之作星。

この記事から、壮族のもとでは第一子の出生を契機として新婦が初めて夫とともに新居に定住する習俗（「不落夫家」である）があり、親族が数百～千人も集まり、3、4日間、ともに歌い宴飲し演劇を行うなど、その祝賀が非常に盛大に行われ、巫師を招き、飾りつけた高楼を建てて聖母（花婆）神を祭祀する行為がともなわれたことが指摘されるとともに、おそらく初生児誕生がその父母の事実上の結婚成立を意味したがゆえに花婆祭祀が明末において壮族の間で重視されたであろうことが推測される。もとより不落夫家に関しては別個に検討されねばならない(59)が、上の推測が誤りないものとするならば、漢族から受容した神祇の祭りに、漢族のもとにおける出生祝いの意味の外に壮族のもとで子の父母の結

婚確定の祝賀という別の意味が加わったことが指摘されよう。

なお、清代以降、生子後の花婆祭に関する史料は少なくなり、壮族のもとで初生子誕生の独自の意味が薄れて行く傾向にあったであろうことが想像される。もとより、子の誕生後に新居で行われる花婆祭と毎年一定の期日に行われる年中行事的な廟参り行事とは区別して考える必要がある。だが、少なくとも、明代において盛行した花婆祭祀が清代以降下火になって行った背景に、漢族の影響の波及にともなう壮族の婚姻習俗の変化の一端を窺うことができるであろう(60)。

3．3、4月の行事

（1）三月三と清明節

旧暦3月に行われる行事の中で重要なのが「三月三」と清明節である。広西の場合、表7（6-a）では3月3日が壮族の、清明節が漢族の墓参（「掃墓」）の日とされる（壮族のもとでは3月3日は掃墓とともに対歌も重要な行事であるが、これについては後述する）。この壮族と漢族との墓参の日（開始日）の相違について、康熙『南寧府全志』「風俗」には、清明に楊柳を戸に挿したり頭部に戴くとともに、この日から各家で烏飯を作り供物を用意して墓の拝掃を開始することが記されているが、郷村では墓参はもっぱら3月3日に行われるとされている。さらに「三月三」は玄帝(61)の誕期を祝賀する行事が行なわれるが、郷村ではそれは少ないという(62)。この記事から、都市住民（漢族）の間では墓参は清明節から開始され、そして3月3日は玄帝生誕祭である。他方、郷村住民（壮族）の間ではもっぱら3月3日に墓参が行われ、そして玄帝祭を行う者は少なかったことが指摘される。この点、表8でも「漢俗」では清明に墓参する（5-b）が、「土俗」の墓参は「三月」とのみ記されている（5-α）。この外、前掲の康熙『思明府志』「旧志」や乾隆『鎮安府志』などでも3月3日を墓参の日としている。以上から清代初期・中期に既に漢族と壮族との墓参の期日に相違が生じていることと3月3日の行事内容に関する両者の相違が指摘される(63)。

3月3日の墓参は新中国成立に至るまで多くの壮族地区で維持された(64)（現在の靖西県における墓参の光景については写真12を参照）。しかし、清明節に墓参が行われる壮族地区も同時に見られる。それは、昭平県（註63）や平楽県（雍正『平楽府志』）など東部で早期に見られ(65)、後に中部一帯にも普及したようであり、道光『白山司志』にも記事が見られ(66)、さらに光緒『修仁県志』でも、清明節と中元節とは民間で重視される祭り

であり、その経費も他の行事より多額であることが記され(67)、中元節と並び年間最大の行事とされた地方も見られた。これに対して3月3日の墓参は西部の各地が中心であるようである。なお、清明節が3月3日より早く到来する年には清明節から墓参を開始する地域(68)や清明節と3月3日の何れかを選ぶ地域(69)、両日とも墓参を行う地域(70)が見られるが、こうした事例は3月3日から清明節への移行の過渡期にあると言えよう。筆者の隆林各族自治県の調査（1991年11月）によると、当地の壮族は新中国成立以前は3月3日に墓参を行っていたが、後に清明節に移行するようになったという。このことは上記の移行を物語るものである。

3月3日は元来3月の上巳（最初の巳の日）に行われていたのが、後に3日に固定された行事である。その内容は元来は水辺で心身の汚穢を洗い清める「祓禊」であったのが、唐代以降行楽的な出遊が主体となった。さらに宋代以降には清明節の墓参の普及とともに出遊も清明に移行したものである［中村　1988:51-75］。また、清明節の諸行事（禁火・墓参・出遊など）は元来は禁火（一定期間火の使用を絶つ）行事である「寒食」節に行われていたのが、明代以降寒食節が廃れるにともない清明節に残されたものである［中村1988:79-127］とされる。壮族が3月3日に墓参を行うのは3月上巳節の出遊行事と関係があるようであり、とするなら壮族が3月上巳節の出遊の習俗を漢族から受容し、さらにそれに墓参の行事が加わり、後に漢族が清明節に墓参を行うようになってからも3月3日の墓参の俗が維持された可能性が想定されよう(71)。また墓参の方法について、供物に五色飯などの糯米飯を用いる点〔乾隆『鎮安府志』や表7（6-b）など〕(72)に非漢族的側面が見出される（なお、現在作られている五色飯については写真13を参照)。しかし、少なくとも祭祀道具とその用法――墓前に供物を並べ焼香して拝み、紙銭を（焼かずに短冊形に切って）墓に掛け、供物を下げてその場で飲食する〔表7（6-b）など〕という点から言えば漢族的要素もまた認められるのである(73)（現在の墓参の光景については写真11を、また五色の糯米飯については写真12を参照)。

以上により、壮族の墓参について、東部では漢族の影響下に清明節にそれを行う地方も見られたが、西部などでは3月3日のそれが維持され漢族と区別されたこと（3月3日の墓参と清明の墓参との中間的様相を呈する場合も見られた)、またその場合、それが3月上巳節の名残を留めると思われる点からすれば、漢族には廃れた行事が壮族のもとに残されたであろうこと、さらに墓参の方式上は漢族の影響を受けているが、行事の食品においては独自性が見られることが指摘される。

（2）対歌

3月3日の壮族の行事として、対歌についても述べる必要がある。先述のように、壮族の間では男女の対歌は正月や社日にも行われ、また行事の度に行われる地方も見られたが、とりわけ3月のそれは、明末の史料にすでに記事が見られ、前掲の『西事珥』では3月3日（に開始される）対歌は「浪花歌」といい、年間の歌期の中でもとくに制約がなく自由に行われた(74)。そもそも3月3日に対歌が行われたのは、陳駒が指摘するように、漢族の3月上巳節とも関係がある［陳　1983:99-133］。上巳節の水濱山野での郊遊が墓参や対歌の行事として壮族のもとに残されたであろう可能性を想定することはさほど困難ではない。しかし、対歌は漢族のもとには一部の地域集団を除いては(75)少なく、むしろ非漢族的側面が強い。それは一部の地域を除き壮語で歌われ、また黄勇刹は韻律やリズムにおいて漢族の歌と共通する部分は非常に少ないと指摘している［黄　1983:112-175］。とするならば、先の墓参行事に部分的に独自の要素が維持されたように、対歌についてもその時期や「三月三」といういわゆる重日の名称に漢族的要素が見られながらも独自の内容を持つ行事として行われたことが指摘されるであろう。

なお潘其旭は、対歌の起源について、配偶者の選択と「楽神」（神に対する祈願と感謝）の行為を指摘している［潘　1981a:65-73］。春季の対歌が配偶者選択の場としての意味をもっていたことは明末清初の史料から窺われるが、しかし清代中期以降には豊作祈願としての側面がより強く表れるように思われる。この点について嘉慶『龍州紀略』に、対歌を禁止すれば農作物が実らず人畜が疫病にかかると「土人」の間で考えられていたことが記されている(76)。また『古今図書集成』職方典、一四四八、太平府所引「太平府志」に、三月に男女の対歌が行われるが、それは作物の豊凶や人の運勢の吉凶を占う目的であることが記されており(77)、作物の豊穣・人畜の平安を預祝したり運勢の吉凶を占うことにこの時期の対歌の目的があったことを示している。壮族の生業としては、少なくとも明代以降には山麓・平地での水稲耕作が主流になったものと思われるが、清代中期・末期の広西では、表11に示す如く、水稲二期作を行う東南部や中部の一部の地域を除き、ほぼ3・4月が苗代作りや田植の時期に当っていた。

表 11　清代以降の広西における稲作暦

		西部				北部	西北部	中部	東南部
		乾隆『鎮安府志』	光緒『百色庁志』	宣統『明江庁上石西州郷土志』	広西壮族自治区編輯組（編）［1987b：131-133］龍州県金龍洞	広西壮族自治区編輯組（編）［1984：69］龍勝県龍脊郷	乾隆『北流県志』	『古今図書集成』暦象彙編、歳功典、隆安県	乾隆『北流県志』
正月	立春					柴刈り			
	雨水						田おこし、水利施設の修理、肥料積み		
2月	啓蟄							早稲播種	早稲播種
	春分								
3月	清明	播種			早稲播種		播種（粳米・糯米とも）	播種	早稲田植
	穀雨					播種			
4月	立夏	田植	田植		播種		秈米田植	田植	
	小満						粳米田植 糯米田植		
5月	芒種					田植		稲穂が色づく。除草に忙殺。	晩稲田植
	夏至				田植完了		除草		
6月	小暑			早稲収穫		6－8月柴刈り	除草 追肥	早稲が実る	早稲収穫
	大暑								
7月	立秋					秈米収穫	柴刈り	中元節まで に早稲収穫	
	処暑						積肥 除草		
8月	白露			8-9月に早稲収穫			秈米収穫		
	秋分				早稲収穫	粳米・糯米収穫	秈米・粳米収穫		
9月	寒露		収穫		収穫		粳米・糯米収穫	霜降までに晩稲収穫	

	霜降						晒穀入倉		
10月	立冬			晩稲収穫			柴刈り 石灰・草木灰焼き 積肥		晩稲収穫（農事終了）
	小雪								
11月	大雪								
	冬至								
12月	小寒								
	大寒								
備考		5月以降の記事なし	「山多く田少ない」	「水田六、旱田四」			「解放前は一期作」		

田植と収穫の時に男女の対歌が行われる（光緒『鎮安府志』八「風俗」）(78)といわれるように、春季の田植と秋季の収穫という農事暦の上で重要な時期に対歌が行われたのである。

なお、清代中期以降には地方によっては対歌が廃れる傾向が見られた。前掲の桂平県の場合に代表されるように、東南部では清末～民国初期には行われなくなり(79)、広西全体としては表10・地図10に示されるように民国期には西部・西北部などに限定されるようになった。しかし西部でも、表10の民国『雷平県志』では県内の71個所の墟市の中、対歌が行われなくなった所が13を数え、西北部でも民国『河池県志』ではかつてさまざまな機会に対歌が行われたが「今はこの風が少なくなった」と指摘されており、西部・西北部でなおも維持されてはいるものの一部の地方では廃れる傾向が見られたのである。

（3）「四月八」

旧暦4月8日は表7（7-b·α）によると「牛魂節」であり、牛を休息させ、小屋の清掃や供物を捧げ祭る「牛の誕生日」である。その期日については地域差が見られ、ほぼ4月8日・5月5日・6月6日の3つに大別される(80)。漢族のもとでは4月8日は仏誕会、5月5日は端午節、6月6日は衣服・書籍の虫干しや土地神祭の行われる日であり、従って期日に関しては漢族的要素が認められる。前掲の民国『龍州県志』に、「毎年5・6月の間に農作業（恐らく田植）が一段落すると、吉日を選び祭りを行う」ことが記されており(81)、必ずしも期日が固定していない地域が見られる。従って、おそらくは元来固定した期日がなく、田植作業の終了など農事暦の上で節目となる日に行われていたのが、後に漢族の影響により期日が固定化する傾向が生じたものと推測される。なお、牛魂節は漢族地区でも行われる地域があり（広西以外にも広東・湖南・四川などにも見られる）(82)、壮

族に特有の行事とは限らないが、しかし史料における記事の頻度からすれば、少なくとも清代中期・末期の広西では壮族地区を中心に行われたものと思われる(83)。

その行事内容については期日・地域を問わずほぼ同様である。すなわち、供物を牛小屋の前に進供して祭り（康熙『上林県志』「獞俗」、乾隆『鎮安府志』）、牛に供物の一部を与え（民国『思楽県志』、民国『靖西県志』三、社会「節季」）、牛を１日使役しない（民国『来賓県志』）ことなどである。これに祖先祭祀がともなう場合（民国『靖西県志』）、田神祭祀と同時に行う場合（民国『靖西県志』、民国『龍州県志』）も見られる。行事の目的は、牛の労苦に酬いる（民国『靖西県志』）ことにあるが鶏・アヒルなどを親戚や朋友の間で贈答したり（乾隆『鎮安府志』）、牛小屋の前で人々が車座になり飲食する場合（乾隆『鎮安府志』、民国『靖西県志』）も見られることから、単に耕牛の慰労行事のみならず、壮族の人々にとって休息を取り農作業の疲労を癒す日でもあったのである(84)。

なお、供物には、豚肉・鶏肉などの外に烏飯・五色飯などの糯米飯が作られるが、烏飯は漢族地区の一部でも４月８日に作られた。ただし、乾隆『梧州府志』三、輿地、風俗、節序所引「蒼梧志」に、烏飯を炊いて仏誕会を行うと記されている(85)ように、漢族のそれは牛魂節のためではなく、仏誕を祝賀するためであった。この点について表８を見ると、４月８日は「漢俗」では「仏誕」（6-a）で、「土俗」では「烏米飯」を作る日（6-α）である。また康熙『南寧府全志』に、仏教を信奉する者が灌仏を行うことが記されている(86)。従って、この日は都市の漢族住民の中、仏教徒が寺院で灌仏を行う日であったが、郷村の壮族地区では仏誕行事はほとんど普及せず、烏飯を作る習俗のみが定着したように推測される。なお、烏飯は疫病の予防にも効果のある食品と見做された(87)。４月の頃は、表８（6-β）や表11にも見えるように、多くの地域で田植か、もしくはその準備作業が行われる重要な時節であったがために疫病予防は農民の重要な関心事であり、漢族地区・壮族地区ともに烏飯が作られたように思われる。壮族地区ではさらに五色飯も作られ、また人間の疾病予防のみならず、地域によっては耕牛を慰労する牛魂節がこの日に行われるようになったものと考えられる。

ところで、壮族地区における牛魂節の盛行の理由について、壮族の人々の牛に対する観念についてふれる必要がある。広西では早期（後漢・三国時代）に牛（水牛）が使用されていたが、それは宝貨のごとき貴重品とされた〔(『太平御覧』七八五、南蛮、俚所引（呉・万震）「南州異物志」(88))。明清時代にも、村落間の武装闘争が起こり死者が出た際に賠償として牛が用いられたり（前掲『思玄集』）(89)、また婚姻の際に聘財として用いられた

(雍正『広西通志』九三、諸蛮、蛮疆分隷「河池州」)(90)が、こうした行為は「牛の多さを貧富の基準とする」(嘉慶『広西通志』八七、風俗、思恩府「田州」)(91)という観念に基づくものである。そしてこの観念は、早期に開発が進み明清時代にはほぼ漢族地区と化した東南部では希薄になり、西部などの壮族に残されたものと考えられる(92)。

なお、表7(7-β)によると、南部方言区では4月に「挿秧節」(田植祭)が行われ、道士により儀礼が行われた後に田植作業を開始することが指摘されている。田植の際の儀礼として、[広西壮族自治区編輯組(編)　1987a:169、183-185]には大新県下雷墟における土官(下雷土州)統治時代のそれが記されている。第5章第5節でふれたが、それは5月中に州城の郊外の1村において土官が、豚・牛を屠殺して神農(93)を祭る。次に水を満たした盆の中に中国王朝から下賜された土官の印を数回浸し、その水を田中に注いで、当年の豊作を祈願するという儀礼である。儀礼の政治的目的は土官の正統性の再確認という点にあるが、少なくとも漢族に起源をもつ神祇を祭る方式において漢族(中国王朝)の影響が明らかに認められるであろう。

以上により、4月8日の牛魂節が清代中期以降の広西では壮族に主に見られた(その背景に壮族の人々の牛を貴重視する観念が認められる)が、期日の上で漢族の影響をも受けていること、そして同日に行われる仏誕行事は郷村の壮族にはほとんど受容されなかったことが指摘される。なお、土官地域では田植祭が行われる地方が見られたが、その儀礼方式において漢族の影響が見られたことが指摘される。

4．5、6月の行事

(1)端午節

5月5日前後の端午節の行事について、表7では粽(チマキ)を作ること(8-b)、艾(ヨモギ)や楓(トウカエデ)の葉を門に挿すこと(8-α)、雄黄酒〔雄黄(鶏冠石)の粉末を入れた焼酎で、石菖蒲(セキショウ)の根を刻んで加えることもある〕を飲み薬草浴をすること(8-c)、さらに河辺の地方では龍舟競渡を行うこと(8-d)など、漢族地区と同様の行事が指摘され、そしてそれは漢族の影響によるものとされている(8-a)。表8を見ると、「漢俗」では龍舟競渡(7-a)・艾を挿すこと(7-b)・角黍(粽、チマキ)の贈答(7-c)・菖蒲雄黄酒を飲むこと(7-d)などが指摘されているが、他方「土俗」では角黍を作る行為のみが記されており、しかも「漢族のそれのように美しいものでない」という(7-α)。また、表9(5)にも「土人」の項には記事がない。さらに、前掲の道光『白山司志』

にも、「土人」は端陽（端午）節を知らないと記されている。これらの史料から端午節の行事は漢族から導入されたことが確認される。端午節は清代中期以降には壮族地区でもそれなりに普及したが、民国『河池県志』に端午節の諸行事が「県城とその近郊では盛んに行うが、郷村では非常に少ない」と記され(94)、民国『三江県志』に端午節は都市の商人が重視する行事であると記されており(95)、北部や西北部の郷村では民国期に至ってもさほど浸透しない場合も見られたのである。

また、端午節の際に漢族とは異なる行事を行う地域も見られた。たとえば前掲の民国『横県志』では、かつてこの日に郷村の青年男女が採薬を名目として、山地で盛大に対歌を行ったことが記されている。また民国『三江県志』に、この日に「六甲人」と壮族のもとで対歌が開催されることが記されている(96)（「六甲人」とは、明代初期に福建から三江県に来住した漢族の地域集団の名称である）。これにより、一部の壮族の間で端午節の主要な行事が漢族とは異なっていたことが判明する(97)とともに、早期に来住した漢族の地域集団が壮族の影響を受けたであろうことが推測される。この日に牛魂節を行う地域も見られたことは、すでに述べたとおりである。

（2）土地公生誕祭

6月の行事として、表7では、2日の「莫一大王祭」（9）、6日の土地公生誕（10）、6月末の「莫納節」（11）などが挙げられている。これらはいずれも、田植の終了後に収穫へ向けて除草などの農作業に忙殺される時節において作物の順調な成長を祈願する行事である。

まず、莫一大王祭は、広西北部・西北部の龍勝県や柳江・龍江流域において壮族の神祇「莫一大王」を祭る行事である。龍勝県の場合、祭祀方法は漢族の社祭同様、犠牲の豚を屠殺し神前においてその内臓を共食し、参加者に肉を均分して各自持ち帰るもので、目的も社祭同様、村寨の土地・作物・人畜への加護の祈願である。祭祀の方式は漢族的だが、祭られる主神は漢族には見られないものである［塚田　1992b］（本書第8章）。それは独自の要素（神祇）と漢族的要素（祭り方）とが併存する点で、さらに地域的行事である点で、壮族の年中行事の特徴が表われている。

次に、6日の土地公生誕祭について、康熙『上林県志』には、鶏を殺し酒をつくり田公・田母を祭ることが記されている(98)。また、民国『龍州県志』には、期日が固定されておらず田植の終了後に吉日を選んで行われ（県内各地で期日が一致するとは限らない）、鶏やアヒルを殺して調理し、牛小屋と田頭で祭りを行うこと、紙銭・竹の枝（紙銭を竹枝にく

くりつけたもの）を田中に挿すこと、そして行事名称を「田魂節」と称すること、それは都市・郷村を問わず行われていたことが記されている(99)。さらに乾隆『昭平県志』「林作楫の言」に、２月２日・３月３日に豚を屠殺して廟で祭り、祭りの後に肉を分配し、皆酔飲して帰ることが述べられ、そしてそれは６月６日にも行われることが指摘されている（祭祀方式から見て社祭であろうと思われる）(100)。加えて民国『思楽県志』に、６月６日に牛・豚を殺して神を祭り、稲の豊作を祈願することが記されている(101)。

以上により、供物を用意して田頭で田公田母＝土地神を祭り、竹の枝に紙銭を付したものを立てる儀礼ないし社神祭祀が行事の中心となっていること、供物には鶏や豚・牛が用いられること、目的は豊作祈願であること、そしてこのような儀礼が清代初期にすでに見られたことが指摘される。さらに、それが郷村地帯だけでなく都市近郊（おそらく住民には漢族が多数含まれる）でも行なわれていたことが窺われる。なお、その際に牛魂節が行われる場合も見られる。

漢族の間にも同様の行事が行われることについて、康熙『上林県志』の「漢俗」の個所に、「獞俗」のそれと同様に田公田母を祭って豊作を祈ること、そして行事を「青苗会」と称することが記されている(102)。また、民国『灌陽県志』に、６月６日は土地（公）の生誕日で、農民は竹の枝に紙銭を付けて田中に挿し、調理した豚肉・酒や紙銭を供えて神佑を祈り、土地の恩徳に感謝すること、また廟では道士による儀礼が行われることが述べられている(103)。さらに光緒『貴県志』「旧志」に、６月６日に郷村では稲苗の順調な生長を祈って豚・牛を屠殺しての祭祀儀礼が行われ、それが農民の間で非常に重視されていたことが指摘されている(104)。このように祭りの方式については漢族と壮族の間で大差はない。しかし水稲耕作という生業形態上の類似性から見て、壮族のもとで元来、田植終了後の時期に何らかの行事が行われていたのが、後に漢族的方式が受容されたであろうことが想像される。なお、漢族の中でも、都市と農村で６月６日の行事内容が異なる地方が少なからず見られた。たとえば先の『貴県志』「旧志」では、都市では書籍や衣服を陽光に当てて干す行事が行われた(105)。この日は土地神生誕日であるのみならず、宋代以降「天貺節」として書・衣の虫干し行事が伝統的に各地で行われた日であり、それが広西でも見られたのである。だが、それはほぼ都市住民に限られており、郷村では少数に過ぎなかったようである。表７（10-b）には記載があり、後に一部の壮族地区に導入されたようであるが、清代ではほとんど見られなかった。表８（８）ではそれは漢族の統治階層の間で行われるのみであり、表９でも「漢俗」にのみ記載がある（６）。

なお、６月末に行われる「莫納節」については、管見の限り、民国期以前の記事はないようであるが、[広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：183-185]によると、大新県のそれは全村性の祭りで、豚を殺し、各家から代表１人が酒・米・香などを持参して集まり、（神農廟において）神農などの神祇を祭拝する。そして祭りの後に現地で飲食し豚肉を均分して持ち帰るものである。神前共食と分胙において漢族の社祭と同じであり、また祭られる対象も漢族の神祇であるが、大新県一帯の地域的行事である点で注目される(106)。

以上により、６月の田神・土地神祭祀の行事について、その方式は漢族の社神・田神祭りの場合と大差がなく、また６日に祭期が固定された地方もあり、従って漢族的要素が見られることが指摘されるが、他方で「莫一大王」神など壮族に独自の要素もまた見られることが指摘される。また、生業形態からすれば漢族の影響を受ける以前に類似の祭りがなかったとは必ずしも考えられない。なお、漢族統治階層に由来する天貺節の書・衣の虫干しの行事はほとんど受容されなかった。

５．７、８月の行事

（1）七夕乞巧

７月７日は七夕であり、女性が針縫の上達を祈願する「乞巧」の日であった。広西でもこの行事は行われたが、それはほぼ都市の漢族に限られていた。たとえば表８によると、府城では見られた（９-a）が、郷村ではその行事自体が全く認識されていなかった（９-b）。また民国『思楽県志』にも、郷村では多くの者はこの行事を行わないことが指摘されている(107)。なお、漢族地区でも、光緒『貴県志』「旧志」に、女子が酒菓を供えて牽牛・織女星を祭り、裁縫の上達を祈ることが記されているが、ただし半数の者が行うに過ぎないことが同時に指摘されている(108)。それは唐代の著名な詩人で知柳州の官にあった柳宗元以来〔表８（９-a)〕の行事といわれ、広西では歴史が古い行事であるが、だが必ずしも盛行したわけではない。

（2）中元節

７月中旬に祖先と無縁仏の霊を祭る中元節は、広西では「鬼節」・「七月半」とも呼ばれ盛大に行われる行事であり、ほぼ全ての地方志に記載が見られる。しかも、「他の行事より厳粛で重要である」（康熙『永淳県志』）(109)・「一年の大きな行事の中でこれより盛大な行事はなく、元旦・除夜も及ばないほどである」（康熙『上林県志』）(110)と記されるように、年間最大の行事の一つであり、壮族地区でも早期に行われていた(111)。

まず、行事の期間について壮族地区のいくつかの県で7月6、7日から15、16日まで比較的長期間にわたって行われる場合が見られる（康熙『荔浦県志』、雍正『平楽府志』、民国『武宣県志』、民国『思恩県志』二社会「節季」など）(112)。しかし、2、3日程度の短期間の県も同時に見られ(113)、また漢族地区でも地方によっては長期にわたる場合も見られる(114)ことから、期間の長短は必ずしも壮族と漢族とを区別する指標になっていない(115)。なお、『貴県志』の場合、壮族の間では7月7日から開始されるが、他では10日からであることが記されており(116)、また筆者による桂平県石龍郷の調査（1990年6月）や龍勝県龍脊郷の調査（1992年2月）でも壮族と漢族との間でその期間が異なっており、地域によっては壮族と漢族との間で相違が見られた(117)。さらに民国『思楽県志』によると、中元節は7月14日に行われるが、漢族の地域集団「蔗園人」は11日から14日までであることが記され(118)、漢族の中でも、早期に来住し一定程度壮族の影響を受けた漢族の地域集団と後来の移民で都市に居住する広東人との間で相違が生じる場合も見られた。しかし全体的には、期間は民族による相違というよりも、地域によって異なっていたように思われる。東南部では県によって期間は異なっており、また「中元節の期間が5日間の所や7日間、10日間の所があり、県内で一様ではない」（嘉慶『龍州紀略』）(119)と記されるように、処によっては同一県内でも相違が見られた(120)。

次に行事内容について、民国『思恩県志』によると、7日に祖先の霊を迎え、アヒルを殺して供え祭り、14日に正式の祭りを行う（7日の祭祀より盛大に行われる）。そして14日の夜か15日の朝に祖先の霊を送る。この間13日には他家に嫁出した娘が里帰りして持参したアヒルを献供して祖先を祭るという（夫方からは返礼としてチマキや鶏卵が送られる）(121)。また民国『龍州県志』では、門前や路傍で香燭を燃やし、冥銭を焼き「鬼神」に献供することが記されている(122)。さらに、民国『横県志』に各家では祖先の像を正房の中央の部屋に掛けて朝夕に祭祀を行い追遠の意を示すが、同時に無縁の孤霊を救済する行事「盂蘭醮」も行われたことが記されている(123)。これらの記事からすれば、民国期には壮族地区でも漢族同様、祖霊の迎送と祭祀や祖先に送る冥衣冥銭の焚化、さらに盂蘭盆の行事が行われていたことが指摘される。しかし、注意したいのは康熙『上林県志』「獞人」の項の次の記事である。

中元節、人々刲牛撃豕、祀先三日。其報本追遠之誠、猶与良民無異。数日内、一切不入城市、不上墟場。懼為鬼所摂、謂使之担負也。

すなわち壮族は中元節に牛や豚を屠殺して3日間祖先を祭りを行い祖先の恩徳に報じ祖先

の美徳を思うが、それは「良民」同様であった。しかし、その期間中は「鬼」に捕われ連行されるのを恐れるがために外出して県城・墟市へ行くのを避けたという。この点について表８の「土俗」（10-β）・表９の「土人」の項（７-β）に、当日は路上に行人が無く、これを「躲鬼」（鬼を避ける）と称することが指摘され、さらに行事全体を「目連節」と称し、「漢俗」と区別した表現がなされている〔表８（10-α）・表９（７）〕。また『古今図書集成』職方典一四一五、慶遠府、風俗「河池州」に、７月 15 日を目連節といい、その数日前からそれぞれ祭物を供えて祖先を祭るが瑶（ヤオ）族や壮族は閉門して外出せず、ために路上に行人がいなかったことが記されている(124)。無縁の孤霊に対する恐怖と仏弟子「目連」に由来する喜捨の行為は漢族にも見られるが、壮族がまだ十分に「良民」として編籍されていなかった清代初期・中期の各地で、祖先祭祀よりも鬼魂を避ける行為が史料に強調され、また処によっては施飢鬼を行わず、外出せずに危害を回避する行為が指摘されている事実は見逃せない。中元節に類似した行事が清代以前の壮族のもとになかったとは断定できないし、また無縁の孤霊を畏怖する行為が壮族に由来するともいえないが、少なくとも壮族の死霊観念と一致する側面があったがゆえにそれは容易に受容され、そして史料に漢族と区別して表現される結果となったかのように思われる。この点について道光『白山司志』に次の記事がある。

> 中元、名為鬼節。祭先之余、墟頭・山角、偏焚紙銭、云給野鬼。不焚者、輒有鬼作祟、須召巫禳解。故土人於此節、尤競競焉。

ここでは紙銭の焚化など漢族的要素も見られるが、他方で巫師による厄払いの行為が見られる。巫師による儀礼の方法が不明ではあるが、壮族が漢文化を受容する以前から無縁の孤霊を畏怖する観念を有したがためにこうした儀礼が行われたであろうことが推測される。なお、この史料の続文に、司官（土官）が供物や紙銭を用意して郊外で無縁仏を祭り、また（土官の）一族の中にもその際に紙銭を焼く者がいたこと、そしてそれらの行為は直轄地において官側が厲壇にて無縁仏を祭るのと同じであることが述べられており(125)、漢族的な祭祀方式が壮族の土官のもとに模倣される形で受容されている。このように清代中期以降に漢族的要素を確かに受容し、後には表７（12-c･β）に見えるように漢族的祖先祭祀の行事が強調されるに至った（現在の中元節において紙銭を燃やす光景は写真 14 を参照）。しかし同時に、漢族の行事そのままの受容とはいい難い部分もまた同時に見られたのである。

さらに祖先祭祀の方式についても必ずしも漢族同様とは思われない部分がある。先の『上

林県志』に牛・豚を屠殺して祖先を祭ることが述べられていたが、『古今図書集成』職方典一四二一、思恩府、風俗「定羅土司」には、犠牲獣を屠殺して祖先を祭るが、その際に互いに招待し合って酒宴を開き、男女が混じりあって座り飲食することが記されており(126)、各家単位の祭りよりは規模が大きいことが窺われる。また前掲の道光『修仁県志』には、壮族は社日と中元節に豚を殺して「大いに食べる」ことが記されている。この外、前掲の『粤西叢載』「永福県志」に見えるように男女の対歌が行われる場合も見られた(127)。さらに上記の民国『思恩県志』や表7（12-γ）に、他家に嫁出した娘が中元節の期間に里帰りをすることが指摘されているが、この点について民国『平楽県志』二、社会「陰暦年節」に、嫁出した女性は元宵・端午・中秋・冬至に（その前後の1日のみ）里帰りをするが、清明・中元は「陰節」のために帰省しないことが指摘されている(128)。平楽県の場合、民国期には漢族地区となっており、従って漢族の場合普通は中元節には里帰りを行わないことが推測される。筆者による龍勝県龍脊郷の調査（1992年2月）でも、漢族は壮族と近接して居住するものの、壮族とは異なり中元節に里帰りを行わないとされ、先の推測が裏付けられる。

なお、上記の『思恩県志』には、祖先祭祀の供物としてアヒルを用いることも記されている。しかし、この点については光緒『貴県志』に、中元節（同県では期間は10日か12日から14日までであるが、中には14日のみの者もいる）の1日前を俗に「鴨（アヒル）節」と称し、各家ではアヒルを殺し祖先を祀るが、その際に多い場合数十羽、少ない場合でも数羽を殺したという(129)。この習俗は貴県以外にも民国『桂平県志』三一、紀政、風俗「節令」にも見られることからすると、それは壮族に特有のものとは限らない。

また、壮族の地域差について、たとえば康熙『荔浦県志』三、風俗附「節序」には祖先の位牌を祭壇に並べて遠年の死者から順に祖霊の迎・送を行い、紙衣などを焼くことが記されており(130)、さらに民国『荔浦県志』三「風俗」では、このような祖先祭祀の行事が咸豊・同治年間以前に壮族のもとに見られたが今は廃れてしまったことが指摘されている(131)。これにより康熙『荔浦県志』が編纂された康熙48年（1709年）から咸豊・同治年間（1851-1874年）の間において壮族のもとに漢族的祖先祭祀行事が（漢族よりも濃厚に）保持されていたことが窺われ、漢族の影響を早期に受けた東部では、同時期において他地区とは行事内容に相違が見られたことが指摘される(132)。

以上により、壮族のもとで盛大に行われる中元節について、無縁の孤霊への畏怖・祖先祭祀方式の相違・嫁出女子の帰省・対歌などの諸点において漢族の行事とは異なる部分が

見られたものの、とくに清代中期以降漢族的要素がより濃厚に見られるようになったこと、壮族の間でも漢族的要素の受容の時期に地域差が見られたこと、さらに期間については民族による相違は見られないことが指摘されるであろう（なお、現在の中元節の紙銭を燃やしての送祖の光景については写真 13 を参照)。

（3）中秋節

8月 15 日の中秋節は各家単位で月餅などの供物を捧げて宴を催す賞月（供月）の日であり、表７（15-a）によると壮族の場合現在では盛大に行われる。だが、表８の「土俗」（11-α)・表９の「土人」の項（8－α）では賞月を行わないとされており、また前掲の道光『白山司志』でも「土人」は、中秋を知らないことが記されており、中秋賞月は元来は漢族地区から導入されたものであったようである(133)。しかし注意したいのは漢族的な祭りが行われていないことは月神を祭らなかったことと必ずしも同じではないと思われる点である。この点について、康熙『上林県志』「獞人」に壮族の習俗として「月の（色彩の）明暗を見て、出処進退を占う行為は中秋節のようである。曇天で月が見えない場合には懽呼して牛を屠殺して神を祭り、終夜酒宴を行う」と記されている(134)のは見逃せない。中秋節の月占いは乾隆『北流県志』に記載があり(135)、従って漢族のもとにも見られた儀礼的行為であるが、先の康熙『上林県志』で壮族の月占いが「(漢族の）中秋節のようだ」と表現されているのは、漢族の影響による場合と、漢族の影響を受ける以前から壮族のもとで行われてきた古俗が漢族のそれと類似していた場合との二通りの解釈が可能であり、いずれかに起源を断定するのは困難である（なお、占いの内容は『北流県志』では豊凶に関してであり、『上林県志』では豊凶を含む出処進退に関する全ての事柄である)。しかし、曇天の場合の牛を屠殺しての神祭りと、恐らく家族の範囲を越えるであろう大規模な酒宴については、漢族の間に見られる各家単位での酒肴を供えての祖先祭や祭りの後の賞月宴飲(136)と比較すると、かなりの相違があるといえるであろう。

清代中期以降には、壮族地区においても漢族的方式の賞月行事が行われるようになった（現在のそれについては写真 15 を参照)。しかし、民国期の西部・西北部などの地方では都市住民（漢族）のもとで多く行われ（民国『河池県志』、民国『思楽県志』)(137)、その中でも商人のもとでより盛大に行われる場合（民国『三江県志』)(138)が見られ、全ての壮族地区に浸透したわけではない（現在の都市部で屋外に供え物をして賞月をする光景は写真 14 を参照)。

なお、月神への供物として漢族の間では月餅の外、新芋（収穫したてのサトイモ。乾隆

『北流県志』、乾隆『梧州府志』、光緒『貴県志』。なお、民国『桂平県志』によると中秋の俗名を「芋頭節」と称す)(139)、ナシ・スイカ・ナツメ・ザクロなどの果物（民国『灌陽県志』)(140)、ザボン（沙田柚。乾隆『梧州府志』)(141)、落花生（光緒『貴県志』)(142)などであるが、壮族の場合、これらの外、糯米食品の糍粑（モチ）が加わる地方がある(143)。また、魚の膾（ナマス）を行事食品とする地方も見られる（民国『明江県志』、民国『思楽県志』)(144)が、膾を食べる習俗は清代初期に広東でも見られ（『広東新語』一四、食語「膾」)(145)、従って壮族独自の習俗と言うよりは広東・広西に共通する地域的習俗であったように思われる。

なお、壮族の間で対歌をこの日に行う地方も見られた。『古今図書集成』思恩府「那馬土司」に、中秋節に月下にて対歌が終夜行われたことが記されており(146)、民国『宜北県志』二、社会「風俗」でもそれが中秋の夜から翌朝の鶏鳴の刻まで行われたことが記されている(147)。前掲の『西事珥』に指摘されているように、中秋節は正月元旦・３月３日と並び称される歌期であったのである。

なお、表７（15-c）では「花灯」・「柚灯」行事が指摘されている。それらは元宵節の灯篭と同形式で、中秋節の灯籠祭りの行事は元宵節のそれが導入された［中村　1990:182-206］もので、花灯は紙張りの絵入り灯篭、柚灯はザボンの中身をくり抜き、中に蝋燭を立て点灯し、果皮の周囲に香を挿し、竹竿の先につけて観賞する。花灯については光緒『鎮辺県志』三、紀人「人事」、民国『靖西県志』に(148)、柚灯については光緒『上林県志』、民国『思楽県志』、民国『同正県志』七、民籍「礼俗」、民国『来賓県志』に記事がある(149)が、しかしそれは漢族地区でも早期から行われており（光緒『貴県志』所引「旧志」)(150)、従って漢族から受容した行事である。

以上により、中秋節の賞月と灯籠祭りの行事は漢族より受容し、清代中期以降かなり普及した行事であるが、同時に牛を屠殺しての神祭りと酒宴や対歌、また行事の食品としての糯米食品など壮族的要素も見られたこと、月占いなど起源を断定し難い行事の存在、さらに壮族地区での地域差が指摘されよう(151)。

６．９月以降の行事

（1）９月の行事

９月の行事としてすぐに思い浮かぶのは９月９日の「重陽節」である。この日に漢族の間では「登高」、すなわち家族が揃って高い処に登り、また菊花を浮かべた酒を飲み、茱萸

(かわはじかみ) を頭鬢に挿したり、子供の風箏（紙鳶＝凧）揚げなどの行事が行われたが、壮族の間には元来この行事は無かったようである。たとえば、表８の「漢俗」(12-a) では登高し飲酒するが、「土俗」(12-α・β) では登高せず、凧揚げも行わない。また表９では「漢俗」（９）のみに登高と凧揚げの記事があり、「土人」の俗には記事がない。さらに前掲の道光『白山司志』に「土人」は重陽節を知らないことが明記されている。重陽登高はかなり後まで壮族の間には浸透しなかったようで、民国『三江県志』にも、これを行う者は多くは漢族に属することが記されている(152)。筆者による柳城県大埔鎮調査 (1990年６月) や貴州省従江県剛辺郷調査（1992 年２月）でも、壮族のもとではこの行事は行われないことが確認された。また、漢族の中でも県城の住民の一部に限られる地方が見られた (民国『河池県志』)(153)。さらに都市住民の中でも「紳士」(乾隆『桂平県志』)(154) や「学界」(民国『霊川県志』)(155) などの知識人階層に限定的に行われる地方も見られた。筆者の三江県古宜鎮調査（1990 年６月）によると、漢族の中でも地域集団「六甲人」のもとではそれは行われていなかった。重陽登高は、必ずしも広西各地で盛大に行われていたわけではなく、とりわけ収穫期を迎える郷村においては往々、「収穫の作業が多忙であり、行事を行う暇がない」(民国『同正県志』)(156) という状況が見られたのである。

ところで、壮族の間でこの日に漢族の登高とは別の行事が行われる地方があった。たとえば雍正『平楽府志』に、重陽節には酒を持参して登高を行うが、郷村では「牛を屠殺して酒をつくり、衆を集めて神祭りをする」と記されており(157)、壮族の多い郷村では都市とは別個の、牛を屠殺しての神祭りが行われた。また民国『思楽県志』には、「郷村では多く山神を祭る」が、それは「(重陽の起源とされる後漢の) 桓景の登高避災の故事と比較できない異なる行為である」と指摘されている(158)。山神は必ずしも壮族に特有の神祇であるとは思われないが、重陽節にそれを祭る点で漢族との相違が認められよう。なお、この『思楽県志』の続文に、「民国以来、山神祭りはすでに廃れたが、墓参の習俗はなおも有る」と記されており(159)、後に山神祭りは廃れたが、この日に墓参を行う習俗は維持されたいう。この点について民国『崇善県志』によると、都市では登高行事が行われていたが、郷村では供物を捧げて祖墓を祭る行為が広範に行われていた(160)。また民国『明江県志』にも、この日に鶏や糯米飯を供物に墓参を行うことが記されている(161)。しかし、重陽節の墓参は東南部の漢族地区でも清代中期に見られる（乾隆『北流県志』)(162) ことからすれば、それは漢族地区から壮族地区へ導入されたものと思われる。

なお、表７によると、重陽節は比較的小さな行事である (16-a) が、糯米粑（モチ）を

作っての新穀収穫の祝賀行事が行われる（16-b）ことが指摘されている。９月は水稲一期作地帯でほぼ収穫が行われる頃（表 11）であるが、収穫祭の行われる時期は地方によって異なる。壮族地区では 10 月に行われる場合が多いが、中には重陽節にも収穫したての新米を蓽（はじかみ）の葉で染めた飯や新米を用いた酒を供えて祖先を祭る地方も見られた（康熙『思明府志』「旧志」）(163)。また、先の雍正『平楽府志』の牛を屠殺しての祭神行事も収穫祭に関連した行事である可能性がある。

なお、以上の外に９月の行事として表７（17）では「霜降節」が挙げられており、明代に外来の侵略者を撃退した英雄で土官の許文英・岑玉音夫婦を記念する祭りとして大新県で行われているという。第５章第５節でもふれたが、許文英・岑玉音夫婦は朝命を受けて沿海部（福建・広東）の倭寇討伐に功を立てた（民間の伝承では、さらに侵入してきたベトナム軍を撃破したことが加わっている）。[広西壮族自治区編輯組(編)　1987a:164-166] によると、許文英は下雷土州（現・大新県下雷墟）の第 14 代の土官〔万暦 45（1617）年－順治 10（1653）年〕である。後にこの二人を記念する廟が立てられ、霜降の日に凱旋した故事にちなんでその日に祭りが行われるようになったという。祭りの内容は廟参りをしたり、また歌墟が３日３晩行われる。

霜降節について、江南では公権力による軍牙・六纛の神（軍旗の神で旗纛廟において祭られる）の祭りが行われ、「信爆」（礼砲）や軍器を連ねた行列が練兵場の旗纛廟に赴き、それを見物する人々で賑わったという [中村（訳注）　1988:215-216]。広西でも同様の行事が行われる地方が、とくに土官地域で見られた。たとえば道光『白山司志』に「毎歳霜降の日に司官が土勇・土民を率いて牛を屠り軍牙・六纛神を祭る」ことが指摘されている。霜降節の軍旗神祭りが土官の間に受容されているのは、漢族的行事の受容という側面だけでなく、軍事力が土官の権力基盤として重視されていたことをも物語っていよう。しかし先の大新県の場合、霜降節に戦争に関係のある神を祭るという行為においては漢族の霜降節の行事と類似する部分もあるが、祭られる対象が軍牙・六纛神ではなく、実在の土官夫婦であり、さらに内容においても対歌をともなう点で異なっている。祭りの起源が土官による政策と具体的にいかに関係するのかが不明ではあるが、少なくとも土官地域における漢族的行事の部分的受容の事例の一つとして理解されるであろう(164)。

以上により、９月の行事として重陽節の登高行事は漢族（とくに都市住民）を中心に行われ、郷村の壮族の間にはさほど普及せず、むしろ漢族同様に墓参を行ったり、収穫祭の行事が行われたように思われるのであり、期日と名称において漢族の影響を受けながらも

内容については必ずしも同じではなかったことが指摘される 。また一部の地域、とくに土官地域では霜降節が行われ、土官の主導による漢族的行事の受容を物語るが、その場合大新県のように行事の内容が部分的に異なる地域も見られた。

（2）10 月の行事

まず、10 月 1 日に墓参を行ったり冥衣（祖先に捧げる紙製の冬衣）を焼く祖先祭祀の行事「送寒衣」（寒衣節）については、壮族地区ではさほど受容されなかったようである。表 8 でも、「漢俗」（13）では「清明節同様に祖先の墓を祭る」が「土俗」には記載がない。また民国『来賓県志』に、県城の住民は供物を捧げて祖先を祭り冥衣を焼くが、郷村ではその行為は行われないことが記されている(165)。なお、光緒『貴県志』「旧志」によると、「官は無縁の孤霊を癘壇で祭り、一般民（紳士・庶民）の家では清明節同様墓参を行う」が、一般民の間でも「これを行う者は半数ほどである」とされ(166)、都市の漢族住民の間でも必ずしもそれが普及していたわけではなかった(167)。

10 月の行事として壮族の間で重視されたのは豊作を祝賀する収穫祭である。10 月は稲作一期作地帯ではすでに収穫を終え、二期作地帯では収穫が行われる月（表 11）で、農事暦の上での重要な区切りであった。表 7（19-a・α）では 10 月 10 日に「十成節」・「十情節」として収穫祭が行われることが記されており、期日（重日。及び民国期の「双十節」行事）の上で漢族の影響を受けたであろうことが推測される。しかし生業形態の上からすれば漢族の影響を被る以前から収穫期には何らかの行事が行われたであろうと思われる。この点について『古今図書集成』慶遠府「本府」に、毎年収穫後に報告と感謝の神祭りを行い、その際に男女が「淫奔」することが記されている(168)（「淫奔」とはいわゆる私通行為を指すが、恐らく対歌が盛んに行われたのを史料の編者が誇張して表現したものであろう）。また、前掲の『粤西叢載』「永福県志」にも神祭りの記事がある。さらに前掲の『思玄集』に、「冬月」に歌舞を催し神祭りを行うが、その際に牛・豚数十頭を屠殺し、親戚・近隣の者が牛・豚を持参して参加することが記されている。祭りの際の牛・豚の供犠は、社神祭祀や土地公生誕祭・中元節・中秋節などにも見られた儀礼行為であるが、『粤西叢載』「永福県志」の記事からすれば、それは恐らく漢族の影響を受ける以前から壮族のもとに存在していた古式であるように思われる(169)。ともあれ、これらの史料から、明末清初に牛・豚を屠殺して収穫を報告・感謝する神祭りが行われたこと、それは親戚・近隣を含む村落単位の大規模な行事であること、そしておそらく対歌が行われたであろうことを窺い知る

ことができる。雍正『広西通志』三二、風俗、慶遠府「天河県」に、「百姓」の風俗として、毎年秋の収穫後に男女が鶏や黍を贈答し合い、混じり座って謳歌する行為が記されており(170)、嘉慶『広西通志』八七、輿地「風俗」には、それは「蛮習から離脱していない」と指摘されている。この場合、漢族の地域集団「百姓人」に関する記事であるが、「蛮習と同じ」と指摘されている点から、当地の壮族の収穫祭の様子をも同時に窺うことができよう。なお、「百姓人」について道光『慶遠府志』儀節「天河県」に、百姓人は「歳時伏臘」(四季折々の漢族的伝統行事)の際に宴会するのを知るが、その他の「土俗」では、「ただ飲食し歌うのを知るのみである」ことが指摘されている(171)。先の雍正『広西通志』の記事からは百姓人は壮族の影響をも一定程度受けたようであるが、この記事からは漢族的年中行事を漢族的方式で行う点で壮族の場合とはやはり異なっていたことが窺われる。さらに、こうした早期に来住した漢族の地域集団が壮族の影響を被りつつも、おそらくは漢族的行事が壮族のもとに伝播する際にそれを媒介する作用を果たしたであろうことが想像される。

清代中期以降について、前掲の乾隆『昭平県志』「林作楫の言」に、(壮族について) 2月2日・3月3日・6月6日の外、10月16日にも豚を屠殺して廟祭りをし祭後に豚肉を分けて酔飲して帰ることが記されている。また、民国『崇善県志』二、社会、風俗「節季」によると、郷村では「収苗節」が以前から行われていたが、それは収穫後に各村単位で期日を定めて豊作を報告・感謝する神祭りであり、豚や鶏・アヒルを殺して神に献供して祭り(豚肉は参加者に分配される)、また親族・朋友を招いて酒宴を開催し、互いに食物を贈答し合うという行事である(172)。豚肉の分配という点からすればともに社祭の方式が導入されているが、村落単位で犠牲獣の供犠が盛大に行われる点からすれば先の清初の頃の伝統が継承されているように思われる。なお、『昭平県志』では期日が10月16日であるが、収穫祭が後に10月10日に固定化される場合も見られた。たとえば民国『思恩県志』では、9・10・11月には「大きな行事がない」が、ただ10月10日のみは穀米神の生誕日で、その日に酒肉を用意して穀米神を祭るという(173)。また民国『同正県志』では、10月10日の「双十節」に県城で社神に豊作を感謝する祭りが行われている(174)。期日については、他方で『崇善県志』のように村落ごとに期日が任意に決定される地方も同時に見られることからすれば、漢族の影響を一定程度受容しつつも独自の要素をも維持したことが指摘されよう(175)。また祭りの内容についても、漢族の社神祭祀の影響を受けたが、他方では新中国成立後の龍州県金龍洞など対歌が行われる地方も見られ、西部などの地方では

清初以来の伝統が部分的に維持されているようである(176)。

以上により、10月の行事として寒衣節は壮族の間にはほとんど受容されなかったが、大規模な収穫祭が行われたこと（その際に対歌がともなう）、収穫祭については期日や内容の上で清代中期以降に漢族の影響を受容する地方も見られたが、他方で独自性を保持する地方も存したことが指摘される。

（3）11月冬至

古来、正月元旦に次ぐ日「亜歳」として重視された11月冬至は、その由来からして宮廷の行事であり、壮族のもとへは明らかに後に導入された行事である。冬至の壮語の発音「ドンジー」〔表7（20)〕も漢語の発音と同じである。冬至は漢族の間でも都市の住民、とくに官庁関係者の間で重視されたが、広西の一般の農民の間では必ずしも重視されなかったようである。光緒『貴県志』「旧志」に、「県官はこの日に拝賀の儀礼を行うが、一般民の家では拝賀の礼は行われず、チマキやモチを作って贈答し合う」ことが記されている(177)。なお、この日に民間で祖先祭祀（乾隆『桂平県志』)(178)や墓地に行き「送寒衣」を行う場合（康熙『全州志』一、地輿「風俗」)(179)も見られた。

なお、壮族地区では早期には冬至の記事は少ない。表8を見ると、「漢俗」（14）ではこの日に祖先祭祀を行うが、「土俗」には記載がない。また表9でも、「漢俗」（10）には「湯円」（糯米団子）を食べる習俗があるが、「土人」の項には記載がない。また、乾隆『昭平県志』「林作楫の言」には、冬至は紳士・庶民を問わずさびしく静かで、江南地方の「肥冬瘦年」（冬至が正月より盛大に行われる）と称されるのと比べてはるかに異なることが指摘されている(180)。清末から民国期において、壮族地区でも地方志に冬至の記載が多くなり、その際の食品として糯米食品の湯円（民国『龍州県志』、民国『来賓県志』）や「冬糍」（モチ。光緒『賓州志』）を作り祖先祭祀を行う地方も出現した(181)。しかし民国『三江県志』に、「六甲人」の中には冬至に一族を集めて祭る者がいるが、壮族は冬至か年末に祖先祭を行うことが記されており(182)、漢族とは異なり必ずしも祭期が冬至に固定されていないことが指摘される（なお、祖先祭祀をその頃に行う点からいえば、壮族が「六甲人」の影響を受けたであろうことが同時に窺われる)。この外、「祖先祭祀は有る場合と無い場合とがある」（民国『柳城県志』四「風俗」)(183)といわれる地方も見られた。また冬至の「送寒衣」行事については、県城のみで行われ、しかも元来広東人に由来する習俗であるとされる（康熙『永淳県志』)(184)地方も見られた。

祖先祭祀や糯米食品への嗜好が元来壮族の間で存したであろうことからすれば、湯円な

どを食べ祖先を祭る方式の漢族（一般民）の冬至の行事は、壮族地区に導入されてから一定程度は受け入れられたであろう。この点、表７（20-a）にはこの日に豚肉を買って祖先に捧げて祭り、家族そろって食事をすると記されている。しかし全般的には浸透の度合いがさほど強くなかったように思われる。前掲の民国『思恩県志』には、９月から 11 月までの間に 10 月 10 日の穀米神誕辰を除いては大きな行事がないとされており、冬至を行わないか、もしくは記載するに足る行事でなかったことを物語っている。また筆者の隆林県委楽郷調査（1991 年 11 月）や貴州省従江県剛辺郷調査（1992 年２月）によると、それらの地方の壮族は冬至を行わないという。以上の経緯について表７（20）では十分に説明が加えられていない(185)。

（4）12 月竈神節

12 月 23 日ないし 24 日（伝統的には 24 日）は各家のカマドの神（竈神・竈王）が天上に戻る日で、これを送る行事が行われる日である。これも 10 月寒衣節・11 月冬至と同様に漢族から壮族のもとにもたらされた行事である。行事の壮語の発音「ワンザウ」〔表７(21)〕も漢語の「ザオワン」を取り入れてその修飾語と被修飾語の位置を逆転させたものである(186)。壮族の竈神祭の受容について、乾隆『昭平県志』「林作楫の言」に、埠頭の住民（主に広東人）の間では 12 月 24 日の夜に竈神祭りが行われる（「小年」とも呼ばれる）が、郷村では除夜の夜にそれを拝み祭るのみであることが記されている(187)。しかし表８・表９では「漢俗」の外にも、「土俗」〔表８（15-α）〕・「土人」の項〔表９（11-α）〕にも竈神送りの行事が見え、また康熙『南寧府全志』・乾隆『鎮安府志』などにも記載があり、ほぼ清代初期・中期までには多くの壮族地区で受容されたように思われる（ただし筆者が 1991 年 11 月に調査を行った隆林県委楽郷のように、竈神祭りを行わず、同日に鶏肉入りのモチを作る行事のみを行う地方や、1992 年２月に調査を行った貴州省従江県剛辺郷のようにこの日に全く行事を行わない地方も少数ながら見られる）。

期日については清代中期頃までの史料では 12 月 24 日が多い（康熙『平楽県志』一、封域、気候風俗附「節序」や康熙『南寧府全志』、康熙『永淳県志』、康熙『全州志』、乾隆『北流県志』など）が、それ以降の史料では 23 日が多いようであり、表７（21）でも 23 日とされている。この点、桂平県では乾隆年間の県志に 24 日となっていたのが道光年間のそれでは 23 日とされている(188)。また、光緒『貴県志』「旧志」や民国『信都県志』ではかつては 24 日に行われていたのが 23 日に改まったことが指摘されている(189)。なお［中村　1988：253-298］によると、竈神祭の期日は宋代に（それまでの「臘日」＝12 月８日

から）12月24日にされたが、明清時代、とくに清代に北京地方を中心に12月23日に行われるようになったこと、そして23・24日の両日が見られるものの相対的にいえば中原以北では23日が多く、長江以南では24日が多いことが述べられている。しかし、筆者の見る限り、広西では漢族地区ではほぼ23日に移行したようであり、壮族地区では23日と24日との両方の事例が見出される。この点、表9（11）によると、「漢俗」では23日、「土人」の間では24日となっており、期日の変化が漢族の間でより早期に生じ、壮族のもとでは24日のそれが維持される傾向にあったことが推測される。壮族の中でも、後に漢族の影響を受けて23日に移行した地方も見られた〔表7（21）〕が、他方で筆者の龍勝県龍脊郷の調査（1992年2月）のように、互いに近接して居住しながら岩底寨の漢族は23日に、金竹寨の壮族は24日にという相違が依然として存する地方も一部に見られることからすれば、漢族のもとで期日が変化した行事が壮族の一部では維持されていることが指摘されるであろう(190)。

なお、先述（除夜の項）のように、表9では「漢俗」と「土人」の俗とでは接神、すなわち天上から帰還する竈神を迎える期日が、それぞれ除夜（12－b）、正月14日（11－β）と異なっているのが注意される。表8（15－β）でも「土俗」では正月14日に接神するとされているが、この史料以外は壮族地区・漢族地区とを問わずおおむね除夜（三更ないし子刻と明記されている史料もある）に接神が行われており、従って竈神行事を漢族から導入した当初の時期においては地方によって異なる受容のされ方がなされたことが指摘されよう(191)。この点について表7（21-a）では、23日の送神・除夜の接神が指摘されているが、竈神送迎の行事と時期を漢族から受容してきた上記の過程については説明が加えられていない(192)。

第2節　考察

以上に壮族の年中行事の成立過程について検討してきたが、それぞれの行事について、明らかに漢族から受容されたものが見られたが、他方において漢族の影響を受けながらも壮族の独自性が表われているものもまた見られることが明らかになった。そこで、諸行事の由来について整理を行う必要がある。また、行事ごとに壮族内部で、また漢族の内部でも地域差が生じる場合も少なからず見られたのであり、この点についても整理をする必要がある。さらに、漢族的行事の受容について、それが壮族の人々にとってどのような意味をもっていたのかという点についてもふれておこう。

1．行事の由来と成立過程について

壮族の諸行事の由来について、まず漢族から受容したものが挙げられるが、その内容も漢族的な行事としては、除夜・正月行事（大掃除・春聯張り替え・守歳・年賀・廟参り）、元宵節（燃灯・花炮・偸青）、社神祭祀、３月３日の墓参、端午節（龍舟競渡・挿艾・菖蒲雄黄酒の服用）、竈神祭などが挙げられる。これらの行事の受容の時期はほぼ清代初期・中期以降と思われる。なお、端午節は他の行事に比べて普及度がやや低く、その上、行事の構成部分の全てが受容されたわけではない。また、清明節の墓参については受容された地方も確かに見られたが、むしろ３月３日の墓参が清代初期・中期から維持された地方が多い。類似の墓参行事が壮族に元来なかったとは断定できないが、３月３日に行うことからすればそれが３月上巳節に由来する可能性があり、またその方式にも漢族的要素が見出される。ただし、漢族のもとで後に清明節の墓参が盛行し上巳節が廃れた点に注目すると、漢族のもとで変化した行事が壮族に維持された事例と考えることができよう。同様の事例として、竈神行事についても、それは元来漢族から受容されたが、竈神を天上に送る期日が清代中期以降の広西の漢族の間では12月24日から23日に変化する傾向が見られたが、壮族の間では24日にそれが行われれる場合が多かったようである(ただし竈神を迎える期日については竈神行事を受容した当初においては漢族とは異なっていた)。さらに、社神祭祀についても、清代中期以降、犠牲獣の供犠と祭後の神前での共食・分胙の行程を集団で行う方式が変化し、都市では花炮行事が流行し、同時に漢族のもとでは各家単位の個別的祭祀方式になって行ったが、壮族地区では古式が保持される傾向が見られた。また、元宵節の際の土地神祭祀については、東南部の漢族の間では子授け祈願などと燃灯とが結合した行事が盛行する傾向が生じたが、壮族のもとでは本来の目的に基く豊作予祝の行事が維持された。なお、旧暦正月を１年の起点とする暦法の起源については、史料に明記されていないが、漢族から受容した可能性が想定される。

なお、立春の土牛、４月８日の灌仏会、６月６日の天貺節（書籍や衣服の虫干し)、七夕乞巧、重陽節の登高、10月１日の寒衣節、さらには冬至節などの行事も漢族に由来するものであるが、これらは先述の行事とは異なり、壮族のもとに受容された後、あまり普及しないか、ほとんど受容されなかった行事である。立春行事や天貺節・冬至節などは元来宮廷行事に起源を有し、また灌仏会は仏教行事である。立春は土官地域では土官により受容された地域も見られたが、郷村の壮族にはほとんど受容されなかった。灌仏会や天貺節は漢族の間でもほぼ都市住民に限定的に見られ、また重陽節の登高行事は都市住民の中でも

漢族知識人階層に限定され、郷村の壮族にはほとんど受容されなかった。この点、七夕・寒衣節もまた同様である。冬至節は清代中期以降、一部の壮族に受容されたものの、その普及度はさほど高くなかったようである。

以上から、漢族に由来しその内容も漢族的な行事を第一の類型として設定することができ、その類型の中でさらに、（ⅰ）受容した後に普及した行事、（ⅱ）受容後さほど普及しなかったか、ほとんど受容されなかった行事、との２つの下位区分がなされる。

次に、漢族と固有の（ないし非漢族的）要素とが併存する行事が挙げられる。この点について第一に、対歌や行事食品としての糯米加工食品が挙げられる。対歌は正月元旦・元宵節・社祭・３月３日・端午節・中元節・中秋節などの各行事の際に行われ、また農事暦の上で田植と収穫の時期にも行われた。それは年中行事の機会の外にも慶事や宴会、さらに日常の労働の際にも行われたが、一年間の生活の折目となる年中行事の際に、より盛大に行われたのである（ただし、明代に見られた配偶者の選択の機能はほぼ清代以降には廃れる傾向にあったようである）。糯米加工食品について、それは正月の年糕（モチ）・大粽（チマキ）、社神祭や３月３日・４月８日の五色飯・烏飯をはじめ、多くの行事に糯米食品が用いられた。それは漢族のもとにも見られるが、壮族の場合ほど嗜好性が強くなかったようである。なお、４月８日の牛魂節は、漢族のもとにも見られるが、清代中期以降の広西では壮族地区が主体であった（それが５月５日・６月６日の行事に随伴して行われる地方も見られた）。これらの外、除夜の鶏卜（鶏骨を用いての卜占）、中元節など「陰節」の際の他家に嫁出した娘の里帰り、さらには花婆節は漢族起源の神祇の祭りであるが明代においては漢族とは別の意味が加わっていた。しかし、これらの行事に関しては、多くのものが漢族のそれと同じ期日に行われる。また、４月の牛魂節や清代中期以前の対歌を除いては、漢族に由来する行事の構成部分としてその中に組み込まれており、漢族とは目的・内容の全く異なる行事ではない。さらに大新県一帯の霜降節は、戦功を立てた土官を祭る行事で、期日・名称や内容において軍神を祭る部分では漢族的であり、しかも戦功は中国王朝による土兵動員政策に基くものであるが、対歌が行われる点からすれば独自性もまた認められる行事である。加えて南丹土官の立春儀礼は漢族のそれと異なり土牛を鞭打つ行為が省かれており、部分的な受容である。従って、これらの行事は漢族と固有の（ないし非漢族的）要素とが併存する行事であるが、その中でも、行事自体は漢族から受容したかもしくは期日・名称の上で漢族的要素が認められるものの、構成部分に独自性が認められる行事としてとらえられよう。

第二に、龍勝県などで６月に行われる莫一大王祭が挙げられる。莫一大王神は漢族のもとでは見られない壮族独自の神祇であるが、祭祀方式は漢族の社神祭祀のそれと基本的には同様である。なお、東蘭県などの螞蚏節は独自の行事であるが、青蛙の葬送方式において漢族的要素も見られる。従って、漢族と固有の（ないし非漢族的）要素とが併存する行事の中で、独自の行事であるが内容に漢族的要素が認められるものとしてとらえることができよう。

第三に、中元節や中秋節、６月の土地神・田神祭祀、10 月収穫祭など、漢族からの受容であるか独自の行事であるか由来を断定し難いが、ある時期からその内容において漢族的要素が認められる行事が挙げられる。中元節の祖先祭祀や無縁仏供養の行事について、その方法は恐らくほぼ清代初期・中期の頃に漢族から受容したものと思われるが、それ以前にも類似の行事ないし観念が存し、その基盤の上に漢族的方法が受容されたように推測される。漢族の行事を受容する以前に何らかの文化的基盤が存したであろうことについては中秋節の月祭りの行事についても指摘されよう。また、前掲の社神祭祀はこの類型でも把握することが可能であろう。なお、６月の土地神・田神祭や 10 月の収穫祭は、その方式において清代中期以降漢族的要素が認められるものの、漢族同様に水稲耕作を主な生業とするチュワン族のもとで清代以前、田植と収穫期に全く行事が行われなかったとは断定できない。大新県などの土司地区で土官によって行われる田植儀礼は中国王朝の「藉田」儀礼の模倣である可能性が高いが、首長（土官）による儀礼的田植に類似する行事が元来なかったとは言えない。従って、これらの行事は漢族と固有の（ないし非漢族的）要素とが併存する行事の中、由来が不明であるが、ある時期から内容的に漢族的要素が見られるものとしてとらえられよう。

以上から、漢族と固有の（ないし非漢民族的）要素とが併存する行事が第二の類型として設定することができるが、その中で（ｉ）行事自体は漢族から受容したかもしくは期日・名称の上で漢族的要素が認られるものの、行事の構成部分に独自性が認められるもの、（ii）独自の行事であるが内容に漢族的要素が認められるもの、（iii）由来が不明であるが、ある時期から内容的に漢族的要素が見られるもの、の３つの下位区分がなされよう。

２．行事の地域差について

（1）壮族の中での地域差

行事の成立過程において、壮族の間でも広西東部・東南部と西部・西北部（及び北部）

とでは、とくに清代中期以降顕著な相違が生じた。東部・東南部では、ほぼ清代中期の頃には清明節の墓参や中元節の祖先祭祀・端午節・冬至節・中秋節など漢族的要素を受容するとともに、清代中期以降対歌などの独自性を有する行事が廃れる傾向にあった。牛魂節についても東部では記事がほとんど見られない。他方、西部や西北部などでは、民国の時期にも対歌が行われ、古式に基く社神祭祀が維持され、また漢族的行事の受容についても端午節や冬至節・中秋賞月などの行事は民国年間に至っても浸透の度合いがさほど高くなかった。なお、中部では漢族的行事の受容と独自の要素の消滅の時期に関して言えば、東部・東南部と西部・西北部との中間的様相を呈するように思われる。柳州府（表８）などでは清代中期には漢族的要素を受容しつつも非漢族的要素もまた同時に併存していたが、清末以降漢族的要素が強くなる傾向にあったようである。

地域差の形成に際しては複数の、異なる要因が考慮されるべきであるが、この面での地域差の形成は、諸要因の中でも漢族との政治・社会的関係のあり方の相違とより密接に関連しているようである。

また、地域差の形成について、土官と直轄地との政治組織上の相違も見逃せない。土官領がほぼ広西西部・西北部に偏在することからすれば、先述の地域差とも重なる部分がある。土官地域における漢族的行事の受容の過程は、本文でたびたび引用した道光『白山司志』などの史料から知ることができるが、先述のように行事の受容に際しては土官が主導的役割を果たしたことからすれば、受容方式の上で直轄地の場合と相違が見られたのである。その場合、先の白山土官の場合「改流」（直轄地化）された時期がかなり遅く(193)、漢族的行事の受容時期も清末以降であり、従って受容時期の点でも直轄地の場合とは異なっていたのである。なお、土官の中でも改流の時期や、あるいは改流という政策的措置とは別のレベル（たとえば経済面など）での漢族勢力の浸透の度合によってはさらに細かい地域差が見られたであろう。

土司制度は中国王朝が制定したものであり、土官の統治権が中国王朝の権威を背景にしていたことからすれば、この面での地域差の形成は、諸要因の中でも漢族との政治的関係のあり方の相違とより密接に関連している。

なお、上記の漢族的行事の受容の時期や度合における地域差の外に、龍勝県や柳江龍江流域の莫一大王祭や東蘭・鳳山県など紅水河流域の螞蚏節、さらに大新県一帯の霜降節や龍州県の莫納節など、特定の地域的範囲に独自の行事が見られたことにも注意する必要がある。この点については、漢族との関係だけでなく壮族の来歴の多元性をも考慮に入れる

必要があるであろう。壮族の来歴、とくに広西中・東部のものについては、明代初期（14世紀末）の頃に湖南・貴州や広西西北辺境地帯から移住した可能性があるが[塚田　1985a：37-55]、上記の龍勝県や柳江・龍江流域に居住するものは広西西北部辺境の南丹州近辺から移住したものである。他方、西部の左・右江流域のものはこれとは別の来歴をもつように思われる（史料にはほぼ隋唐の頃から出現する）(194)。従って、異なる来歴を持つ多数の集団がそれぞれの来住地において別々に漢族の影響を被って行く過程において、地域的な行事が形成されて行ったであろうことが推測される。

以上から、壮族内部の年中行事の地域差として、（A）ⓐ西部・北部・西北部とⓑ東部・東南部ⓒ中部、という漢族との社会関係の相違に起因するであろう地域差、（B）土司と直轄地という政治組織形態の相違による地域差〔地域的には（A）と重複する。また土司制度は中国王朝が制定したものであり、その点では漢族との政治的関係の相違に起因すると言える]、（C）来歴の相違による地域差の３つの類型が想定される。

（2）漢族の中での地域差

先述のように大量に来住した広東・湖南人移民が清代にはそれぞれ広西南部・北部を勢力範囲とする現象が見られ、年中行事の上でも当地の壮族に一定の影響を及ぼした。中でも珠江＝西江を溯って移住し、清末までにはベトナムとの国境地帯にまで進出した広東人は、たとえば清末・民国年間に元宵節の燃灯と社神祭・子授け祈願とが結合した行事を寧明県などの地にもたらし、中秋節の花灯（飾り灯籠）行事を同正県や思楽県にもたらしたようである。しかし、東南部など一部の地域を除き、これらの後来の移民のみが郷村のすみずみにまで重大な影響を及ぼしたとは必ずしも考えられない。後来の移民の外に、たとえば冬至節の祖先祭祀の行事を恐らく壮族にもたらした（と同時に端午節の対歌など壮族・侗族の影響をも受けた）三江県の「六甲人」や、収穫祭の方式など壮族の影響を受けながらも同時に壮族に漢族的諸行事をもたらしたと想像される天河県の「百姓人」、或は西部の左・右江流域の「蔗園人」など、言語の上で「平話」に属するとされる（註22）ところの、明末以前にに広西に来住し当地の非漢民族の影響を一定程度被った漢族の地域的諸集団が果たした作用もまた見逃せないであろう。

こうした来歴と来住時期の異なる漢族諸集団が、それぞれの来住先で当地の壮族との関係などにおいて異なった歴史的過程をたどり、かくて地域差が形成されたものと思われる。

３．漢族的行事の受容の目的について

すでに考察したように、壮族の年中行事の由来は漢族から受容したものと、漢族と独自の要素とが併存するものとに大別されるが、注意したいのはどの類型（さらにその下位区分）を取り上げても、多かれ少なかれ漢族的要素が認められることである。そこで、なぜ壮族が漢族的要素を受容したのかについて考える必要がある。その場合、背景としての漢族と壮族の政治的・社会的関係以外にも、壮族の側から漢族的要素の受容の目的が説明されねばならないであろう。この点について、漢族統治階層の手になる史料には十分な説明を与えるものは非常に少ないが、差し当って２、３の史料を引用して見通しを述べておくこととする。

まず､有力な材料の一つとなるのが土官地域における漢族的行事の受容のされ方である。それは除夜・元旦の行事や元宵節の燃灯行事・霜降節の軍神祭りなどに見られるように、土官の主導の下に受容されたのである。この点は第５章第２節でもふれたが、漢文化の導入は土官の政策として行われたであろうことが推測される。この点について黄之雋『唐堂集』十七「広西諸蛮志」に康熙 50-57 年（1711-1718）の頃の壮族土官に関する次の記事がある。

> 近時、江西・湖広暨浙紹興之薄有技而不遇者、避罪亡命者、皆入土司中。土司輒留、授廛舎、妻以土女。視其技之長短、而上下其廩食気焉。於是皆竭智殫能、各献其所長、而文史・琴棋・医卜・種芸・賈販・工匠之属畢至、蔚然文物盛矣。

すなわち、江西・湖広（湖南・湖北）・浙江の紹興出身のある程度の技術を持つが不遇の者や、亡命した罪人が土官地域に来住している。土官は彼等を留めて宿舎を提供し土地の娘を娶らせ、それぞれの持つ技能の優劣に応じて俸給をも支給するようになった。そこでこうした者たちは知力と技能の限りを尽くして土官につかえるようになり、文学史学などの学問、琴や将棋などの道楽、医術、種芸、商業、手工業などの専門家が皆来住し、文物が興隆するようになった。このようなさまざまな技能を持つ漢族の移住と土官によるその保護政策の実施という条件の下で、はじめて漢文化の土官地域への伝播が可能になったのである。先述の元宵節の際には手工業者が思明府土官の注文を受けて灯籠を製作したが、その背景にはこうした事情があったのである(195)。土官によってこうした政策が取られた目的について筆者は次のように考える。すなわち第一には漢文化に対する憧憬である。清初の頃に広東商人を婿に迎えた壮族女性がそれを光栄なことであると思った（本書第 12 章）(196) のはこの点をよく物語っている。第二に、単なる漢文化に対する憧憬だけではなく、現実の政治状況と深く関わる事情の存在である。明末清初の時期においては、しば

しば中国の春秋戦国時代に比喩されるように、諸土官の群雄割拠と領内統治が不安定な状況が見られた(197)。こうした状況下で自らの領地領民に対する統治を円滑に進め、隣境の土官の侵略から領土を守り生き残るためには、軍事力など統治機構を維持強化するとともに漢文化の権威によって外表を飾る行為が必要とされたのである(198)。先述の南丹土官の立春儀礼の如き閲兵式を彷彿させる行事や白山土官の霜降節の軍旗祭りなどは、土官にとっての軍事力の整備と中国式体裁を借用してのその権威の正統性の主張という２つの重要な側面を合わせもつ行事であると言えるし、大新県の田植儀礼において土官が中国王朝から下賜された印璽を儀礼の中核部分において用いているのは中国王朝から認定された統治権を領民の面前で再確認する意図をもつ行為である。少なくとも土官領内の統治階層にとって、年中行事や儒教的礼俗、領内統治機構、さらに族譜の作成(199)に至るまで漢族のそれを模倣することになった主要な目的がこれらの観点から説明され得るであろう。

とはいえ、壮族は必ずしも漢族的要素を全面的に受け入れたわけではない。第５章第１節でふれたように、清初の頃には土官層の夫人であっても「蛮服」と称される当時の一般の壮族女性と同じ服装をしていたし、また第５章第４節でふれたように土官層の間では同姓婚が行われていた。土官たちは当初は自らの権威付けに最小限必要な要素のみを受容したのである。行事の受容に際しても、先の除夜・元旦や元宵節のように漢族の行事がそのまま受容された場合だけでなく、南丹の立春儀礼のように行事の構成部分のうち一部が省略されたり変化する場合も見られた。こうした行事の部分的受容についても上記の観点から理解することができるであろう。

次に、直轄地の事例として道光『修仁県志』に以下の記事が見られる。

> 其始終於獞者、為獞俗。其雖獞而不囿於獞者、能改俗。（中略。）獞而不囿於獞、詩書応試、列於士林。用夏変夷、不復知其為槃瓠之後。但同姓為婚、未能尽除、則不免知而故犯。

すなわち壮族が漢文化と接した時に、壮族であることに固執しその文化を維持する場合と、逆に主体的に漢文化を受容して科挙に応試し統治階層に加わろうとする場合との二通りの行動様式が見られたこと、そして後者の場合でも「夏（漢文化）を用いて夷から（漢族へ）変化」しようとしても他方では同姓婚がなおも維持されていたのである。こうした両極分化現象を個別的地域的に孕みつつ大局的には漢俗を受容する方向に向かったように思われる。村落における社会結合の実態が不明であるが、漢文化への個別的な対応の仕方、ことに科挙応試が問題とされていることからすれば、少なくとも漢文化を受容する目的の一つ

として個人にとっての社会的上昇の実現があったことが指摘されるであろう。

ただし、注意したいのは先の事例は階級社会において上層部に属する者に関するものであり、一般民の間に普通に見られた事例ではないと思われる点である。土官は「土人から土王侯と呼ばれる」（韋豊華『今是山房吟餘瑣記』初編一）階級的支配者としての側面をもつ。また、修仁県の事例についても、府県学で読書し科挙に応試し得るような経済的条件を有する者はほぼ地主階級が主体となろう。とするなら、一般民が彼等の影響を受けて漢文化を取り入れて行った過程が具体的事例を以てさらに検討されねばならないであろう。この点については、土官－領民の関係や直轄地における地主－直接生産者農民の関係について、他のタイプの村落社会の場合と比較しつつ全貌を明らかにした上であらためて考える必要があり、ここでは紙幅の関係上その餘地はないが、少なくとも上記の事例から、年中行事をはじめ漢文化の受容に際しては、壮族の中でも地域社会の政治経済的指導権を掌握せる階層が重要な役割を果たしたことが指摘されるであろう。

小結

まず、本稿で検討したところを簡単にまとめておこう。すなわち、壮族の年中行事をその成立過程の上から見ると次の２つの類型に大別される。それぞれの類型の中ではさらに細かい下位区分がなされる（類型別に具体的行事名称を付す）。

１．漢族から受容しその内容も漢族的な行事

（ｉ）受容した後に普及した行事（漢族のもとで内容が変化し壮族のもとに古い方式が残された場合をも含む）――除夜・正月の行事、元宵節、社神祭、３月３日の墓参、端午節、竈神祭。

（ii）受容したもののさほど普及しなかったか、ほとんど受容されなかった行事――立春、４月８日の灌仏会、６月６日の天貺節（書籍衣服の虫干し）、七夕、重陽節、寒衣節、冬至節。

２．漢族と固有の（ないし非漢民族的）要素とが併存する行事

（ｉ）行事自体は漢族から受容したか、もしくは期日・名称の上で漢族的要素が認められるものの、行事の構成部分に独自性が認められるもの――対歌（正月・元宵節・社神祭・３月３日・端午節・中元節・中秋節などに行われる）、行事食品としてのモチ・チマキなどの糯米食品（多くの行事に見られる）、牛魂節、明代における花婆祭など。

(ii) 独自の行事であるが内容に漢族的要素が認められるもの——莫一大王祭、螞蚺節、霜降節など。

(iii) 由来が不明であるが、ある時期から内容的に漢族的要素が見られる行事——田植祭、6月土地神祭、中元節、中秋節、10月収穫祭など。

一見して明らかなように、これらの類型や下位区分には、程度の強弱こそあれ全てに漢族的要素が見られる。1はもとより、2にしても漢族的要素が認められない行事はないといっても過言ではない。行事内容に壮族の独自性が見られる場合でも、それは漢族的行事の構成部分に組み入れらてれており、また壮族に起源をもつ行事の場合でもその内容に漢族的要素が認められるのである。この点からすると、壮族の年中行事における壮族的・漢族的両要素の複合性が特徴として指摘されるであろう。

つぎに行事の成立過程において地域差が形成されたが、これを簡単にまとめると次のようになる。

A. ⓐ広西の西部・西北部・北部とⓑ東部・東南部、ⓒ中部の地域差。漢族との政治・社会関係が地域差の形成の要因として考えられる。漢族的行事の受容の時期の早晩やその浸透度の高さはⓑ→ⓒ→ⓐの順となる。(ⓑ)の地域で漢族的行事が受容され独自の要素が消滅する傾向が顕著に見られるのはほぼ清代中期以降であり、その時期からすると漢族の政治・社会的影響の受容の時期と軌を一にしている。

B. 政治組織の相違（土官地域と直轄地）による地域差。土官の分布状況からすれば先のAとも重なる部分がある。また漢族との政治的関係の相違が地域差の形成の要因として考えられる。土官地域の場合、概して漢族的行事を受容した時期が比較的遅く、また受容に際しては漢文化を模倣せんとする土官の主導の下に行われた（その場合、漢族的行事の部分的受容も見られた)。

C. 来歴の相違（移住と土著、移住の場合析出地の相違）による地域差。たとえば莫一大王祭は南丹州を故地とする移民によって龍勝県や柳江・龍江沿岸地域にもたらされた。

壮族の年中行事には各地で一定程度の共通性が見られるものの、しかしその来歴の多元性や漢族との社会関係の濃淡・政治組織の相違、さらには自然環境などの要因が複雑に絡みあって形成されきたったであろう地域差もまた見られたのであり、それは壮族の年中行事のもう一つの特徴である。

註

(1) なお、表７のとおり、壮語の行事名称については行事の行われる月日を表示するだけのものが少なくない。たとえば、端午節は「５月５日」、中元節は「７月 14 日」、中秋節は「８月 15 日」を意味する壮語で表示し発音される。この点からすれば行事名称のみからはその起源を判断し難い。

(2) たとえば、[劉（錫藩）　1934：197-198] に、ミャオ族について「白苗」は 11 月を、「花苗」は 12 月を歳首としていたこと、「青苗」は正月を歳首とするが閏年には 12 月を歳首としていたこと、ヤオ（瑤）族は以前は 10 月と歳首としたことが指摘されている。また、民国『融県志』第二編、社会、節季「苗猺之節季」に、ヤオ族・ミャオ族は旧暦の「建子月」（11 月、周暦の正月）を正月とし、閏年には「建丑月」（12 月商暦の正月）を正月としていたことが記されている。さらに南之 [南　1936] によると、ヤオ族とミャオ族が「建丑」を正月としていたという。なお、宋の『太平寰宇記』一六三、嶺南道、南儀州「風俗」に、８月酉日を「臘日」（歳末）としていたことが記されている（南儀州は後の岑渓県に比定される）。しかし、当時の南儀州の住民が後の壮族に相当するのか不明であり、また明清時代以前において壮族のもとで歳首が正月になるよう変化したことを明示する史料は管見の限り見出し得ない

(3) 正月初三日至十五日、男女連羣、踏歌為楽、父母弗禁。

(4) 上元前。治酒宴客。或着衣冠、具酒肉糕粽、往候親戚、謂之拝年。

(5) 上元後、童子上学堂、農夫治田器。

なお、正月１個月の間、行事が続けられる場合も少数ながら見られる（民国『河池県志』二、輿地上「風俗」、[広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：131-133、龍勝県龍脊郷]）が、それは漢族地区でも見られ（民国『霊川県志』四「礼俗」）、壮族のみに限らない。

(6) 乾隆『馬平県志』二、地輿「風俗」に、「出城十里外、則皆獞類。」とある。

(7) [周　1989:168-181] に、日本でいう餅（モチ）を中国では「餈」・「糍」（文語によ

る表現)・「糍粑」(口語による表現)と称すること、そして西南中国の漢族は、それを「糯米粑粑」、あるいはそれの略である「粑粑」と称し、そして正月につくる「粑粑」を「年糕」ということ、「粽子」(チマキ)をしばしば「粽粑」ということが指摘されている。

(8) 用糯米、以茎葉裹、方大可容一升、名曰裹蒸。復蒸熟糯米、以水糖拌之、舂餅而油煮之、名曰米糍。各相餽送親家并新女息、尤多或五十一百不等。女家以半答之。

(9) 烹牲裹大粽、可四五升米、有実以豚肩鶏鴨者。

(10) 設米餅・粉丸・油食果・柑桔、以遺。

(11) 雍正『広西通志』九三、諸蛮、蛮疆分隷「帰順州」によると、チマキは行事の度に作られたという。そしてその大きさや種類について、大きいものは数觔(斤、1斤は約500グラム)の米を用い、また餡として豚や鶏・アヒルの肉を用いるものがあったという(毎歳節慶、用葉裹米為粽、相献餽。其粽、大有裹米数角ヵ、中蔵猪鶏鴨肉者。)。

なお、表7によると、除夜の行事としては以上の外に、除夜の食事を食べ残し「年々有餘」を表示すること(1−c)、他家に嫁出した娘が里方に帰省すること(1-b)が指摘されているが、いずれも漢族にも見られる行事である。

(12) 用雞卜、定来歳之豊凶。

(13) 唐末の段公路『北戸録』二「雞骨卜」に、南方(広東・広西)では除夜の厄払いや船出の際に鶏を殺してその骨で卜占を行っていたこと、そしてそれは(「越」以来の)古法を伝えたものであることが記されている(南方、逐除夜、及将発船、皆殺鶏択骨為卜。伝古法也。)。また、南宋初期の周去非『嶺外代答』〔淳熙5年(1177)序〕蛮俗門「雞卜」によると、南方では未交尾の雄鶏を撲殺し、左右の脚骨を取り出す。これを麻糸でくくり、くくられた2本の骨の間に竹の棒を挿入する。骨の表面の小さな穴に細い竹片を数本さし込む。そして竹片と骨面との角度で吉凶を占うという。それには18種類もの卦があるが、竹片が骨面にまっすぐにささり角度が90度になれば吉で、曲がってささり角度が斜めになれば凶である。〔南人以卜。其法、以小雄雞未尾者、執其両足、焚香祷所占、而撲殺之。取腿骨洗浄、以麻線束両骨之中、以竹梃挿所束之処、(中略。)乃視両骨之側、所有細竅、以細竹梃長寸餘者、偏挿之。或斜、或直、或正、或偏、各随其斜直正偏、而定吉凶。其法有一十八変。大抵、直而正、或附骨者、多吉。曲而斜、或遠骨者、多凶。〕

(14) 旧俗、崇尚礼節、視為重要。士農工商、鮮分畛田域、相与過従。正月元旦・五月端午・八月中秋、称為佳節、互相拝賀。対尊長行叩拝礼、行輩則長揖礼。今普通鞠躬、此礼鮮行。

(15) この点について、[梁(編) 1987:90]でも、壮族には元来、作揖・ 跪拝・握手などの礼俗がなく、言語や表情で祝賀を表示していたことが指摘されている。

(16) 元旦前一夕。夜将闌、各家卑幼、持火炬提甕、汲新水。意取滌除旧事也。

(17) 元旦。各家於鶏初鳴、以香楮焚河干、楫取河花清潔之水、煮茶盥濯。

(18) 正月元旦。四更、家長率卑幼、開庁門。放紙炮、拝家神。各持香燭、詣甲内社壇以祈霊貺。

(19) なお、元旦の祖先祭祀について、民国『雷平県志』三、社会、風俗「季節」に、「土人」(壮族)は行事の度に必ず酒肉鶏魚の類を準備して、それらを神と祖先に捧げてから歓飲するのが昔からの習慣であると述べられている〔毎届節日、必具酒肉 魚之類、奉神拝祖後、歓聚而飲。(中略。)土人習慣、自古已然。〕。しかし、明末清初の一部の史料には、壮族は「先祖を祀らず」と指摘されており(『古今図書集成』方輿彙編、職方典一四一五、慶遠府、風俗考「本府」、『粤西叢載』二四「獞」)、或は元来、祖先に対する観念とその祭祀方式において漢族のそれとは異なる部分があったであろうと想像される。この点については史料的裏付けが乏しいが、南宋の周去非『嶺外代答』十、蛮俗門「家鬼」に、欽州の習俗として次の記事がある。

家鬼者、言祖考也。欽人最畏之。村家入門之右、必為小巷、升当小巷右壁、穴隙方二三寸、名曰鬼路。言祖考自此出入也。人入其門、必戒以不宜立鬼路之側、恐妨家鬼出入。歳時祀祖先、即於鬼路之側、陳設酒肉、命巫致祭、子孫合楽、以侑之、窮三日夜乃已。城中居民、於庁事上置香火、別自堂屋開小門以通街。新婦升庁、一拝家鬼之後、竟不敢至庁。云儻至、則家鬼必繋殺之。惟其主婦無夫者、乃得至庁。

南宋初期の欽州の住民が後の壮族に相当するのかが不明であるが、この記事より、郷村の人家では都市と異なり祭壇を設けた中堂（正房）が存在せず、３日３晩続く祖先祭祀の際には、家の門の右内側の壁面につくられた「家鬼」の通路となる小穴のところで行われていたことが窺い知られるのであり、こうした祭祀方法において漢族のそれと異なっていたことが指摘される（さらに都市でも中堂を設けて祭壇を設置する点で漢族のそれと同様に見えるものの、家鬼の通路＝小門が設けられる点では郷村の場合と共通性が見出される）。しかし、「祖先」を「家鬼」と称することからすれば、祖霊が他の鬼魂（いわゆる「野鬼」）と区別されていたことが窺われ、この点では漢族の祖先観と大きな相違が見られないようである。なお、家鬼と鬼路のことは［永尾　1940（1973）：139-140］に、広東の習俗として指摘されている。これによると家には中堂があり、その中の神棚の上部に家鬼の霊位が置かれ、この点で先の欽州の郷村の場合と異なるが、大門の右内側の煉瓦壁に幅２、３寸の小穴が鬼路として設けられ、祖先祭の際には先に鬼路の前で祭る（紙銭を焼く）ことや、鬼の通路を妨害しないようにする（不吉を招くゆえ）ことでは共通性が見られる。先の欽州の事例とともに、漢族の影響を受ける以前から広東・広西に維持されてきたであろう地域的基層文化の一端を示すものであるように思われる。

なお、その他の元旦の行事として表７では、元旦鶏鳴の爆竹（２-a）、子供に祝包を与えること（２-c）、女子の儀礼的作物盗み（２-d）、殺生禁止（２-γ）、臭いの強い野菜を避けること（２-e・δ）、木を燃やし続けること（２-ε）などが、２日以降の行事として他家に嫁出した娘の里帰り（２-j）などが指摘されている。

娘の里帰りの期日が漢族の場合より早い（後述の民国『平楽県志』二、社会「陰暦年節」によると漢族のそれは元宵節に行われる）ことを除けば、他は壮族に特有の行事ではなく、漢族の影響を受けて行われるようになった行事と思われる。

(20) 春歌、以正月初一・三月初三。秋歌、以中秋節。而三月之歌、謂之浪花歌、尤無禁、自称極楽云。

(21) 遇節令、各持鶏酒、自覓所契。男女混雑、遊戯唱歌、互相酉守和。此其所以為土俗也。

(22) なお、横県の場合、清代には壮族人口が多数を占めていた（光緒『横州志』二「風俗」に「民一獞三」とある）が、民国 32 年（1943）には「平話」を話す人口が県内で 4/5 を占めるとされ（民国『横県志』第二編、社会、民族「方言」）、「平話」を話す漢族地域集団が多数を占めるようになった。しかし、民国期には一部の地方を除き、壮族は独立の民族集団として見做されず、その民族的アイデンティティも薄れる傾向にあった。たとえば、1960 年の『百色県志初稿』「民族」に、僮族の多くが自分が僮族であることを明確に意識せず、また民族意識を持つ場合でもそれを敢えて公表しようとしなかったことが指摘されている。この点を考慮すると、当時「平話」を話すと見做された者の中には壮族が少なからず含まれていたものと思われる。

なお、「平話」とは、早期に広西に来住した北方漢族と当地の非漢族の言語が融合し、さらに後来の広東人の粤語の影響をも受けて形成された言語のようで、「百姓人」（融江・柳江流域に居住）・「蔗園人」（左・右江流域に居住）などもそれに含まれ、また「六甲人」（三江県に居住）の言語もそれに近いようである［塚田　1992a：60-72］［姚・袁（編）1991：55-57］。

(23) 同書の続文によると、その衰退について、対歌の行われる日に不良少年や無頼の徒が大勢来場し不法行為を働いたため壮族の婦女が来なくなったという（近年以来、毎逢放浪之期、有悪少爛崽、相与徴逐嬉遊。 獞人婦女、無有到場者矣。）

なお、民国『桂平県志』三一、紀政、風俗「獞人放浪」の按語には、広東の「来人」（客家）が壮族女性の伴侶と偽称して浪場に来たものと推定されている（疑此為広東来人、偽為侶、以入浪場者）。そうとすると、広東から来住した客家の一部の者による壮族の対歌の場の占拠がその衰退の直接の原因であることが指摘される。

(24) なお、対歌ではないが、『古今図書集成』職方典、一四二一、思恩府、風俗考「那馬土司」によると、那馬土官（現・馬山県）では、元旦に米をつくための臼を地面に並べて皆で歌いながら杵で撃つ行事が行われた（元旦、戸々以舂臼覆地、用木杵敲之。交撃成声、競相為楽）。

(25) 迎春日、惟郡城競看土牛、啖春餅。外郷則否。

(26) 康熙『思明府志』（嘉靖）「旧志」。

立春、礼儀本府向未行。嘉靖二年、督備指揮方公震、始教塑土牛作芒神。至期、集耆民、喧鼓楽、迎春於東門。人執麻豆洒牛、云消荳瘡。仍扮寿仙之舞、設宴春戯、同僚属為宜春之飲。翌日、鞭牛。

なお、正月７日の「人日」については、広西ではほとんど記事が見られない。民国期に都市の住民の一部では祝賀行事が行われた（民国『思楽県志』四、社会、風俗「節序」など）が、郷村の壮族には受容されなかったように思われる。

(27) 元宵。尚花灯、焼煙火。

(28) 元夜。各坊寺廟、老少咸集、慶灯宴楽。或扮故事遊街、金吾不禁。郷村、則未必然。

(29) 康熙『思明府志』（嘉靖）「旧志」

かつては 12 種類の舞踊・演劇を官庁の集会所にて演じていた。これを「元宵舞」というが、災を払い福を求め、作物の豊作を祈る意図から始められたものであろう。他方、灯籠を飾ったり爆竹を放つ行事は行われることが少なかった。ところが最近、土官知府の黄朝が職人に灯籠を作らせ、元宵の２日前に衆を集めて鼓楽を演奏させて灯籠を土官の政庁に迎え、庁内の堂に掛けて点火した。属僚を招いてそこで宴会を開催し、これを伴灯と名付けた。またそれぞれの部署の門にも一つずつ灯籠を掛けさせた。この行事が正月 12 日から 20 日まで続けられた。（元宵。搬十二様土舞雑劇於公堂、謂之元宵舞。蓋禳災祈粮求福之意。灯火・爆竹稍少。近間、土官知府黄朝、命匠作好灯籠。先二日、集衆喧鼓楽、迎灯於門、掛堂点之。邀僚属同飲、名為伴灯。各舗門毎出一灯。自十二起至二十止送。）

(30) 乾隆『桂平県資治図志』

元宵。剪紙為灯、点於社壇。

道光『桂平県志』

元宵節前、剪紙為灯、謂之花灯。点於社壇、聚会飲酒、謂之慶灯。有求嗣者、同社人市灯、而聚飲於其家、謂之送灯。

(31) 光緒『寧明州志』下「風俗紀」

元宵節の際に人々は社神に子授けや発財・功名などの祈願をする。これらの祈願者の中で、願いが叶えられた者が綵（いろぎぬ）を張った灯篭を作り、社神への感謝のしるしとして奉納する。翌年正月 15 日になると、皆が社に集まり会飲するが、かの奉納された灯篭を得る者をその場で籤引によって決める。灯篭を得た者を皆で楽器を鳴らしながら家まで送る（「送灯」）。灯篭を得た人はさらに別の灯篭を作り、次の元宵節までに社に奉納する（「賠灯」）。〔社中、間有送灯賠灯之挙。蓋先是社中人有祷於社神（原注：如求子求財求功名之類）、幸而得者、則製灯送社（原注：灯、翦綵為之、置灯盞於中）、以酬神恵。十五夜、衆会飲於社、有欲此灯者、次第探籌、或拈鬮、得者衆以鼓吹、送諸

其家、謂之送灯。次年、則得灯之家、別製一灯、送諸社、謂之賠灯。歳々如是。〕

(32) 元宵前後、以大粽・酒殽、祭土神、襍坐祠前、共飲唱土歌、以祝太平。

また、民国『広西各県概況』第五冊「鎮辺県」に、「猺苗各族及びすでに同化を受けた漢人」について、元宵節の後に大チマキや酒肴を用意して廟にて土神を祭り、祭りの後に男女が混じり座り宴会を開き唱歌し、地方の太平を祝賀したことが記されている（毎於旧暦新正元宵節後、以大粽・酒肴、祭於土神。祭訖、男女雑坐廟前、唱歌飲酒、慶祝四境昇平）。

(33) 時上元・中元・春秋社日、男女答歌。

(34) 元宵節。数日、男女遊戯・唱歌、互相酬和。同志者、以檳榔締合。此其所以為蛮俗也。

(35)『東蘭県政紀要』（民国 35 年）

毎届旧暦元旦、男女羣向田中、拐螞蚏。先捉得者為螞蚏頭、以竹筒装螞蚏於其中、二人抬之、掛紙挿香、如郷俗死喪一般。羣少擁簇、挨戸濫唱淫詞、各家贈以米一筒・糯米粑擯両大塊、或贈以銀紗。迨択吉日、送螞蚏、入山安葬、届時豎長旛。通知四鄰各村、集合青年、男女対歌。初対歌於画定的会場、継則分延於各家各野。唱至情投意合、達旦始散。

民国『河池県志』

是月、各哨村民、皆埋蟆拐、衆鐃鼓送之、墳上偏挿色旗。至除夕発視蟆拐骨色、以来歳祥祲。

なお、現在の東蘭県におけるこの行事については［松平・田中・大橋　1992：24-37］に紹介されている。

(36) 歳時報賽、競持酒醴・鶏豚、焚香羅拝。拝已即就其地、席地環坐、暢飲歓呼。酔則共唱土歌、声鳴々震林木。

(37)　（新婦）至男家、過宿即帰、不親夫会合。此後、遇社日・挿秧日・収禾日、方往夫家。

なお、表８の「土俗」には社神祭のことは記されていないが、「漢俗」の項（４－a）には「郷民」がそれを行うことが記されている。当時の柳州府では「郷民」の多くが壮族であったと思われる（註６）ことからすると、壮族の間でも恐らく社祭が行われていたであろう。

なお、道光『帰順直隷州志』二、地輿「沿革」に、旧土官時代に、帰順州洞官張天宗と計洞洞官許遂の死後、衆が奉じて社神とした故事が記されている。土官を社神に祭る現象の背景として、当時の壮族の人々が社神を重視していたことが指摘されるとともに、人の死後土地神に祭られるという漢族的習俗が受容されていることが注意される。

(38) 社無定所、偶指片石以為神、即相戒不敢犯。

(39) 土社多無祠廟、或樹穴中、或岩洞外、立一巻石、方寸木印神也。

(40) 其建社也、塁甓為壇、立石為主。

(41) 粤中立社、多竇一石、以為神之所棲。或依巨木奉祀、亦必立石、不塑神像。宛然有古人風、焉不謂夷方見之。

(42) 春秋祭社、陳猪一口、延師巫呪、畢即在祭所、分割而生啖之。

(43) 二月二日・三月三日、則宰牲具醴、併炊飯為米茲、以祭廟。祭畢切其肉、而臠分之、酔飲而帰。而六月六日・十月十六日、亦如之。

(44) 二月社。椎牛、造黄飯、聚飲社壇、相伝盛事。

(45) たとえば、漢の高祖劉邦の謀臣陳平が、里中の社の祭りの「宰」（肉の切り分け係）として分け方の公平さを評価されたのはよく知られた故事である（『漢書』四〇「陳平伝」）。

(46) 祭神、最重惟祭社。農村毎二八月朔、由値年人挨戸収捐銭文、備酒肉、詣社壇会祭

宴楽。

(47) 冬月、歌舞迎鬼賽神、殺牛・豕数十、親鄰各携牲口来助。

(48) 春秋二社。在昔城郷有宰豬賽神之会、今為侗族男女聚敘之会期。

(49) 龍勝県龍脊郷の事例が［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b:131-133］に、また大新県下雷墟の事例が［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a:183-185］に見える。なお、宜山県洛東郷に関しては、集団で祭祀を行う村が郷内で少数になったことが指摘されている［広西壮族自治区編輯組（編）　1986a:64-65］。

(50) 春社。二月上戊日、県官祭官社。城郷四民、則定期初二日、醵銭市豬酒飯、団祀各坊里社。携老少聚飲、申約告誡、乃散。郷落祈穀亦然（以上、旧志）。城廂、初二日、衆会社前、放花炮、大小不等。大者、高或丈餘、小者、亦尺許。周身糊以花紙、名曰花炮。有頭、二三等名目、結草環為標識、轟起、時接得者、謂之得炮頭。会主用鼓吹儀仗、送琉璃鏡一座、至其家、香花酒燭、供奉堂中。次年及期、亦照様另備屏鏡・大炮・金豬、鼓楽送至社前。謂之還炮。

(51) 民国『思楽県志』四、風俗「節令」

二月初二日、人民群集社坊、祭社神、放花炮。先製以一寸寛八寸長円形之紙炮、長頭二三四炮之名目、中蔵綵環。炮轟一声、絲環則飛空而上、再跌而下。何人争得綵環者、謂之得炮頭、会首以鼓吹儀式、送鏡屏至其家、燃竹炮、設筵宴飲。明年期至、仍備炮屏、以金猪鼓楽、送至社前、謂之還炮。民国以遠、此風消除。惟近年来、是日尚有郷村醵貲会飲、仍宰牲献社、以為農家春社之慣例。

(52) 現在の壮族のもとに見られるこの行事については第 15 章で論じる。

(53) （獞）毎遇社日、男女聚歌游戯。

(54) 青精飯。一名南天燭、用以染飯作黒色、謂之烏飯。（中略。）今粤人、以社日相饋送。然又有染飯作青黄赤色、以相雑者、謂之五色飯。社時、草木茂長、随其色之可染、而与飯相宜者、為異耳。

(55) 按賓俗、三月三日・四月八日、取楓木葉、汁染飯為黒色、即青精飯也。楓木葉紅故昔人以為南天燭。

(56) 二月初二日。花婆誕辰、建斎演戯。三日夜、放花爆。求子者、競搶爆頭、以為吉利、且主来歳主縁。

(57) 民国『河池県志』

六月六日。（中略。）亦有於花婆廟賽会者。其取義以是日為花婆誕期也。

民国『鳳山県志』

六月六日。（中略。）名為花婆節。

民国『来賓県志』

六月六日。（中略。）以是日為花林聖母神旦。携小児詣神祠、拝献牲酒、冀得福佑、間有賽会遊神者。県城東門城楼上、所祀花林聖母、刻檀木為像、手足活転、有機外著錦繍冠服。先神旦之二日、有婦女結会詣神祠、閉門奉神像、沃香湯裸澡、仍加冠服、奉神帰座、所以表虔潔也。

(58) ［『中国各民族宗教与神話大詞典』編審委員会（編）　1990：756］の「聖母」の項によると、「花婆」「姑婆」とも称し、壮族の生殖の神とされている。しかし「聖母」という称謂からして、それが漢族の娘々神の一種であることを窺わしめる（なお、前掲・註 57 の民国『来賓県志』では「花林聖母」と称されている）。

なお、屈大均『広東新語』六、神語「花王父母」に、「越人が子の誕生を願う時には必ず花王父母に祈願する（越人祈子、必於花王父母。）」とあり、それは広東の漢族にも見られた神祇である。

(59) その歴史的角度からの検討は第９章で行う。

(60) なお、２月の他の行事として表７（３－α）には２月２日に「花朝節」を行う地方が

あることが指摘されている。それは百花の生誕日として花を観賞して遊宴したり、花神廟に参詣する行事であるが、中村（訳註）［1988：71-72］や同治『広東通志』九二、輿地略「風俗」に見え、従って漢族に由来する行事である。この行事については広西の地方志には記事が少ない。

(61) 窪徳忠［窪　1986：68-69、152-154］によると、玄帝は元始天尊の化身といわれ、道士のあいだでは最高神的存在であるようである。真武ともいう。

(62) 清明。戸挿楊柳、或戴之頭、或繋之帯。有携＊、郊遊讌飲者、謂之踏青。此後、至三月内、各染烏飯、備牲肴、塁墳拝掃。郷村則専用三月三日。
三月三日。玄帝旦期。建酉焦祝寿、迎花爆、扮故事、結彩演戯、輝煌街市。郷村則減。

(63) 乾隆『昭平県志』の「林作楫の言」に、壮族の中には３月３日に酒肉・烏米飯を用意して巫師を招き廟祭（恐らく社祭）を行う者が見られたことが記されており（則有於三月三日、具牲醴、供烏米飯、延請師巫、紅袍執笏、以祭神於廟者）、また同書に、やはり林作楫の言を引用して清明節に祭墓することが記されている。東部の壮族の漢化の度合の高い地区では、３月３日には廟祭が、清明節に墓参が行われたことが指摘される。

(64) たとえば武鳴県双橋墟［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a:156］、龍州県金龍洞［広西壮族自治区編輯組（編）　1987b:131-133］、凌楽県（現・凌雲県）［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a:432］、大新県下雷墟［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a:183-185］など。

(65) ただし、筆者の桂平県金田鎮調査（1990年６月）によると、当地では壮族は３月３日から清明節までの間に墓参するが、漢族は清明節から墓参を開始するといわれており、東部でも壮族と漢族の間で墓参の期日が区別されていた地方も見られた。

(66) 前掲の道光『白山司志』によると、「土人」は元宵・上巳・端午・中秋・重陽などの行事を知らず、清明・中元の２つの行事を重視するという。清明節の墓参については、この外、光緒『賓州志』、民国『三江県志』などにも記事がある。

(67) 清明、則家々掃墓。中元、則戸々寄冥財。民間以此二節為重、其用費較他節為多。

(68) 東蘭県那烈郷［広西壮族自治区編輯組（編）1986a:167］。

(69) 寧明県（1988年新修『寧明県志』:687-689）。

(70) 上林県（1989年新修『上林県志』:479-482）。

(71) この点について『集註分類東坡詩』六、節序詩に元符元年（1098）、蘇軾が儋州にて作った詩の題目に「海南の人は寒食節を行わず、３月上巳節に墓参する」（海南人不作寒食、而以上巳上冢。）とあり、当時海南島では３月上巳節に掃墓を行っていた。しかし、目下のところ広西に関しては史料的に未詳であり、従ってここでは可能性として提示するにとどめたい。

(72) 行事の食品として壮族の間では五色飯・烏飯が用いられた。烏飯は漢族の間にも見られるが、その場合、清明節に墓参を行う漢族地区で３月３日に別に烏飯が作られている（乾隆『梧州府志』、民国『藤県志』、民国『信都県志』など）。この行為について民国『信都県志』では「上巳祓除の意」であると記されており、この日に山野に行き植物の葉を採集して烏飯を作り厄払いをするという、壮族とは別の形での上巳行事の名残が見られることが指摘される。

(73) この点について、癡鉄によると、龍州の人（おそらく壮族）の清明節の墓参方式について、数百人～千人もが墓地に集まり盛大な野外での会餐を行うが、その際に席次は特定されず、各自が随意の位置と姿勢で飲食すること、そして「豚の生き血に少量の香料を入れたもの」を食べること、さらに酒宴の際に情歌を唱い舞踊を行うことが述べられている［癡　1935］。参加人数は漢族の大宗族の場合を考えればとくに異とするに当らないが、しかし漢族の場合、男子のみが墓地で飲食し（民国『全県志』第二編、社会、風俗「祭礼」）、宴会の際には年齢・世代の上位者が上座に座る（民国『全州県民情風

俗習慣報告』第六類「礼俗」）のと比較すると、地方によってはかなりの相違が見られたことが指摘されよう。

(74) なお、明末の時点において３月の対歌が他のどの時期よりも社会規範の上で許容されていたのは、この時期のそれが配偶者の選定の場としての機能が最も強かったからであろうと想定される。この点について万暦『広西通志』三三「獞」に、「春時」に男女が三々五々山野や水辺に行き対歌を行い（意中の相手を選択した後に）衣帯を贈答（して配偶者を確定）することが述べられている。

(75) たとえば「六甲人」や「蔗園人」などの地域集団が挙げられる。六甲人の場合については端午節の項で後述するが、蔗園人については1960年『百色県志初稿』「民族」に対歌の習俗を有することが指摘されている。

(76) 土人僉云、若停禁此戯、年穀不登、人畜多瘟疫。

(77) 三月、男女唱歌、互相答和、以兆豊年至吉凶。

(78) 挿秧・穫稲時、男女互相歌唱。

(79) 賈農によると、北流・博白・岑渓県などでは、毎年２月と収穫期に歌会が開催されるが、それは廟前の空き地に小屋がけした中で舞台上の「歌娘」と男性観衆とが行うもので、商人や「地痞（ごろつき）」・「賭棍（ばくと）」が主催する「商業」的な色彩の強いものである［賈 1935:111-113］という。

(80) ４月８日に行われる地方としては宜山県（民国県志）・河池県（民国県志）・寧明県（民国『思楽県志』）・来賓県（民国県志）・柳州（［田　1935:226］・龍勝県（［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b:131-133］）・扶綏県（1989年新修県志）・賓陽県（1987年新修県志）などで、また５月５日に行われるのが武鳴県双橋墟［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a:156］・清江郷［広西壮族自治区編輯組（編）　1985b:70-71］などである。そして６月６日に行われるのは上林県（康熙県志）・隆林県［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b:47-50］などである。

(81) 六月間、田魂節。又名牛魂節。毎年五六月間、田工畢、即預選吉日為之（原注：各方各選、不必一致）。至日、烹鶏殺鴨、熟而薦于牛欄及田辺、薦訖以芭蕉葉・餐連葉飼牛、曰酬労。復以幣銭竹条、挿自家田中、曰標銭。此風不分城郷、凡耕田者、類歳為之也。

(82) 光緒『容県志』四、輿地「風俗」に、農家では供物を用意して田頭へ行き作物の豊作を祈願したり、村の古樹の下に石を重ねて祭り、これを「牛社」と呼び、この日を牛王誕ということが記されている（この場合、田神・土地神祭りの色彩が濃厚であり、牛王誕は名称にのみ残されているかのようである）。

なお、広東では光緒『高明県志』二、地理「風俗」などに、湖南では嘉慶『寧遠県志』二、風土「節候」に記事がある。さらに、［中村　1990：222-225］に10月の行事として、四川を中心に、安徽・貴州・広東などで牛の力耕の労に酬いる「報牛」行事が行われていたことが述べられており、とくに四川の場合、牛が水神・農神として信仰されていたことが行事の背景にあるものと指摘されている。

(83) なお、筆者の龍勝県龍脊郷の調査（1992年２月）によると、当地では壮族が圧倒的に多いが、湖南から来住した漢族も近接して居住している。両者はともに４月８日に牛魂節を行うが、その内容、とくに牛小屋を祭る方法に相違が見られる。金竹寨の壮族の場合、竹ザルの上に鶏肉・米飯を盛った碗・塩・酒杯・香・紙銭・箸などの供物・祭具をのせて牛小屋の前に供えて焼香するが、岩底寨の漢族の場合、この儀礼は行われない。

(84) 康熙『上林県志』「獞人」
六月六日、祀田公田母。必割鶏釀酒、造角黍如頭大。又以耕夫裹衣、及縛牛縄索、并列以祭。謂之収人牛魂。恐其終歳勤動、驚悸失神也。
乾隆『鎮安府志』

六月初旬、染五色飯、宰豚分烹、祭牛欄。用鶏鴨饋親姻、以酬労。牧童男女、用小鶏・五色飯、詣田野牛寮、内団坐而食、依収牛魂。
民国『思楽県志』
四月八日。（中略。）郷村間以飼牛（筆者の補注：糯米糍を牛に与える）。相伝是日為牛魔王生日、故於是日農家均不使牛。
民国『靖西県志』
牛魂節。毎年於挿禾秧完畢後、択定丑日、作牛魂節。仮如一家有四人、即殺四鶏。蒸五色糯飯、製紅黒紙旗。先祭祖先、次到田辺、祭田神、挿旗酉守酒、以祝豊年、兼招牛魂。蓋因耕作時、耕牛被呵叱鞭捶、而失魂也。所餘祭品有多、用大葉子包飯菜。各帯到看牛処、囲坐而食。仍別以糯米飯、包灌牛食之、以酬其耕作之労。

なお、民国『龍州県志』については註 81 を参照されたい。

(85) 炊烏飯、作仏旦会。

(86) 四月八日、供仏之家、浴仏。

(87) 光緒『賓州志』に「烏米飯を食べて疫病を避ける」（俗炊烏米飯、食之以辟疫。）ことが記され、また、嘉慶『全州志』一、輿地、風俗「節令」に、烏飯の飯粒を小児の額に貼り蚊などの虫害の予防とした〔烏飯、（中略）小児或貼飯於額、云辟蚊蚋。〕ことが記されている。

(88) 土俗不愛骨肉、而貪宝貨及牛犢。若見賈人有財物水牛者、便以其子易之。夫或鬻婦、兄亦売弟。

(89) 動講襄公九世讎、通情洗面只償牛（原注：以陪礼為洗面）。

(90) 婚姻、以牛為礼。視貧富、自一頭至三四頭不等。

(91) 土瘠、多種芋粟為饔飧、寡儲蓄。有牛為富。

(92) なお、［梁（編）　1987:96-97］に、牛王誕の由来について次のように述べられている。

壮族の人々の意識において、牛は天上の神物であり、一般の家畜とは異なる。牛は４月８日に天上で誕生し、命をうけて、当初不毛の地であった広西に来て、さまざまな草類の種を播いた。三歩につき一つかみの種を播く予定であったが、うっかりして一歩につき三つかみを播いてしまい、ために野草がはびこり稲を荒らす結果になってしまった。このため罰として牛は人間界に留まり草を食べることとなった。だが、天上では牛のことを忘れずに毎年４月８日に牛魔王が天上から地上に降り、牛が疫病にかかって死ぬことから保護するようになった。

(93) 窪徳忠によると、先農・薬王・五穀爺などともいい、薬を発明し農業の方法を人々に教えた神祇である［窪 1986：154-156］。

(94) 端午節。（中略。）然県廂盛行之、郷中頗少。

(95) また、隆林県でも［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b:47-50］によると、端午節を行う人は少数であり、しかも「漢人から学んだ」ことが明記されている。

(96) 端午。（中略。）民間有唱歌之会（原注：六甲・僮人）。

(97) この外、端午節の漢族的行事群の一部が壮族のもとでは欠如するような場合も見られた。たとえば、平果県の「隴人」（壮族に含まれる）の間にはヨモギの葉を門に掛ける行事が見られない［広西壮族自治区編輯組（編）　1987b:224- 225］。また、隆林県では前掲のように端午節を行う者は少数派である（註 95）が、その内容としてはチマキを作り薬草の採集を行い［隆林各族自治県県志編纂委員会（編）1989:119-120］、鶏・豚肉を用意し糯米飯を作る［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b:47-50］のみである。

(98) 前掲・註 84 史料。

(99) 前掲・註 81 史料。

(100) 前掲・注 43 史料。

(101) 六月六日。（中略。）或宰牛猪祀神、以祈禾稲之豊。

さらに、［覃　1990:159］によると、忻城県ではかつて、６月６日に資金を集めて社壇ないし五穀廟において皆が会餐し、その行事が俗に「六月六、喫大肉」と称されていたという。また、雍正『広西通志』九三、諸蛮、蛮疆分隷「霊川県」に「猺」に関する記事があり、６月６日を「小年」と称し、この日に早稲を収穫するが、その際に田祖を祭り、「仲間を招待しともに慶賀し宴会を行い、それが数日続く」とあり、それは「獞俗も同じ」であることが記されており（以六月六日為小年。蓋所種有粘禾早熟、六月六日則穫也。祭田祖、召同類、相慶賀劇飲、窮日夜而散。獞俗亦如之。）、地方によっては早稲収穫の祭りをも兼ね、また盛大に行われたことが知られる。

(102) 六月六日。為青苗会。祀田公田母、以祈有年。

(103) 六月六日。俗称為田塍土地生日。農人以竹枝著楮銭、於各田内挿之。熟肉及酒与腐及香楮諸物祭之、以祈神佑、以報土徳。又於神廟或仗道、間作福事、名曰青苗会。

(104) 六月六日。人家曝書籍衣服、則不忌蟲。郷村宰豬牛、祀廟神、保禾苗、最為重事。

(105) 前掲・註 104 史料。

(106) また、［広西壮族自治区編輯組（編）1987b:131-133］によると、龍州県金龍洞では、６月に「昆納節」（ないし「禾苗節」）という行事が行われるが、それは田植の終了後に、道士が吉日を選び、各家で糍粑や糯米飯・米粉などを作り、鶏・豚肉を用意して土地公を祭拝する。祭拝の後、昼頃に自家の田へ行き、そこで稲苗１根を摘んで持ち帰り、家内の祭壇に供えて祖先を祭る。さらにアヒルの羽毛と竹笹をくくりつけた木棒を用意して田頭の、先に稲苗を抜いた個所に据えるという内容の行事で、田神祭に嘗新節（初穂収穫祭）が随伴して行われるものである。なお、嘗新節については、６月に早稲を収穫する東南部一帯で多く見られ、乾隆『北流県志』、乾隆『陸川県志』十二、風俗「節令」、乾隆『興業県志』八、風俗「節令」などに記事が見られる。

(107) 七月七日、為七夕之日。惟二三文人談牛女会及穿針乞巧事耳。郷俗多不応此節。

(108) 七夕。人家女子、備酒菓、祀牛女星、以乞巧。行之者、或半焉。

(109) 中元。（中略。）誠粛重於他祭。

(110) 七月中元。（中略。）一年大節、無以過此。雖元旦除夕、不能及也。

(111) たとえば、乾隆『柳州府志』、風俗附時節「懐遠県」に、「ただ清明・中元を知る」とあり、前掲の道光『白山司志』には、「土人」は上元・上巳・端午・中秋・重陽節などを知らないが、清明と中元節は重視することが記されている。先述のように、壮族の間では墓参は清明節よりも３月３日に行われる場合が多いようであるが、中元節は正月と同等かもしくはそれ以上に重視されていたのである。

(112) 他に環江県城管郷［広西壮族自治区編輯組（編）　1985c:315］・忻城県［覃 1990:159］など。

(113) 上林県（康熙県志、光緒県志）・龍勝県（［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:131-133］）・武鳴県双橋墟［広西壮族自治区編輯組（編）　1985a:156］・清江郷［広西壮族自治区編輯組（編）　1985c:70-71］・東蘭県那烈郷［広西壮族自治区編輯組（編）　1986a:167］など。

(114) 民国『霊川県志』・民国『灌陽県志』など。

(115) 康熙『荔浦県志』にも、６日から 16 日までと比較的長期間であるが、それは「城郷を論ぜず」とあり、郷村の壮族と県城の漢族との間に期間上の相違は見られない。

(116) 又中元節前一日、俗称鴨節。獞人以初七為始、餘以初十日、或十二日為始、至十四日止。間有僅十四一日者。家々宰鴨、多則数十翼、少亦数翼。

(117) 現在における相違については第７章を参照。また、民国『昭平県志』の「招賢里」の場合、期間に「土客」の区別があり、「土人」は７日から 15 日までであるが、「客人」は 14 日のみで、しかもその中「十分之六」の者が祖先祭祀を行うのみであるという。「招

賢里」は宋代に「獞蛮の拠る所と為」り、後に「剿平」を経て「楽土」と化し、清代中期以降にはほぼ漢族地区となった所であり、従って「土人」とは漢化した壮族を含む漢族の早期に来住した住民を指すものと思われる（「客人」は後来の移民であるが、この場合「客家」であろう）。

(118) （七月）十四日、為中元節。（中略。）蔗園人、則由十一日起至十四日夜止、乃散節。

(119) 土民祭祖、惟中元為重。婦女皆不入市趁墟、男子亦鮮貨売者。大率家々供祀、或十日、或五七日、不等。

(120) 道光『上思州志』七、輿地「風俗」にも、中元節の期間は三日・五日・七日と一様ではないことが記されている。

(121) 七月十四日、為中元節。土民祭祖、是節為重。男女是日鮮有趁墟買売者、大率家々供祀祖先、成二三日夜。間則于門前路傍、燃点香燭、焚焼冥金強、以侑鬼神、習俗然也。

(122) 中元節。各家将先祖遺像、懸於中堂、朝夕祭祀、以示追遠之意。或有設盂蘭醮、以済孤魂。

(123) 七月十五日、謂之目連節、又謂之年節。数日前、各備祭物、以祀先祖。猺獞輩、皆閉門不出、路無行人、謂之躲鬼。

この点、嘉慶『龍州紀略』（註 119）や民国『龍州県志』（註 121）に、中元節の期間にはもっぱら家で祭祀を行い、「婦女は墟市に行かず、男子も行商をする者が少ない」ことが記されている。

(124) 中元、名為鬼節。祭先之餘、墟頭・山角、偏焚紙銭、云給野鬼。不焚者、輒有鬼作祟、須召巫禳解。故土人於此節、尤競々焉。官族亦於此二節（筆者の補足——清明節と中元節）、祭掃先墓。中元、司官具酒饌・紙銭紙錠、赴郊外祭孤。族人好善者、購冥資、附而焚之。蓋即州県厲壇之意。

(125) 中元節。殺牲祀祖、互相邀飲、男女雑坐。

(126) 前掲・註 33 史料。

(127) 毎届元宵・端陽・中秋・冬至等節後一日、凡有嫁出之女、父母必遣人迎其帰来。或不迎而自帰、曰喫隔夜節。惟清明・中元、均視為陰節、則否至。

(128) 前掲・註 116 史料。

(129) 七月中元。（中略。）人家例烹鴨薦祖考、謂銜衣鴨。山郷間、間有少長男婦、率人食善一鴨、有一家多至数鴨者。

(130) 七月中元節。無論城市郷村、自初六至十六日、迎供祖先。列牌位、由遠年以及近逝、次第接送。陳酒饌、具衣帛。所費倍於元旦。

(131) 次第接送之事、咸同以前、獞人有之、今則無矣。惟紮金銀錠写封包、焚化各廟。並有盂蘭会醮事。

(132) なお、表 7（12-b）では新喪者に対しては 7 月 7 日に祭祀を行うことが指摘されており、また民国『思楽県志』にも、新喪者は 7 月 14 日の中元節より 10 日前から 14 日までに祭祀を行うことが記されているが、この点についてはおそらく漢族の影響であろうと想定される。

(133) ［広西壮族自治区編輯組（編） 1984b:47-50］によると、隆林県の壮族の間でもそれは漢族の行事であると認識されているという。

(134) 八月望夕。以月之明晦、自卜行止、如中秋。無月、即懽呼宰牛、祈神許願、暢飲終夜、以為三冬。

(135) 中秋。設月餅・新芋、拝月祀先。会親朋讌于月下、以占歳之豊歉。

(136) 漢族地区でも親戚・朋友を招待しての宴会が月下で行われる（たとえば註 135）が、家族成員以外の者の参加・往来があっても宴会はあくまで各家を単位として行われる（た

とえば［中村（訳注）　1988：194-195］では「人家ではそれぞれ宴会を開いて佳節に酬いる」）。

(137) 民国『河池県志』
中秋節。城市居人、多具鶏酒祀神。親故間以各色糖餅、相餽贈。入夜、陳設肴果糖餅各品、以供月。
民国『思楽県志』
八月十五日、中秋節。先期各市月餅、分饋戚友。是日作魚膾、以相邀宴。入夜賞月。児童則以長竿貫柚果、環挿香枝、中燃一燭、而高揚之。俟香尽燭滅、放竹爆後、則遊覧製成之紙馬・蝴蝶各種灯色之戯。但以城市者居多。

(138) 商家、於年関・端午・中秋三節、尤為重視。

(139) 民国『桂平県志』
中秋。以餅相饋、謂之月餅、与他処略同。惟拝月多佐以芋、故俗呼為芋頭節。
乾隆『梧州府志』
八月十五日、中秋。置酒食肴、剖香柚、剥新芋、飲月下、為賞月之会。
光緒『貴県志』
中秋。（中略。）開筵醸飲、無厚味、不過炊香芋、炒落花生及諸菓而已。
なお、『北流県志』については註 134 を参照。
なお、竹村卓二氏は、華南一帯には畑作儀礼、とくに芋の収穫儀礼と結合した中秋節の月祭りが原型に近い形式で分布していること、とくにヤオ族が芋類栽培民文化複合の主要な担当者であることを指摘している［竹村　1966：311-328］。

(140) 中秋。備月餅及梨・棗・西瓜・石榴・粉瓷等物、俟月出陳案、備茶礼月、嗣設宴賞月。

(141) 前掲・註 139 史料。

(142) 前掲・註 139 史料。

(143) 武鳴県清江郷［広西壮族自治区編輯組（編）　1985c:70-71］・東蘭県那烈郷［広西壮族自治区編輯組（編）　1986a:167］など。

(144) 民国『明江県志』
中秋節。以月餅相餽遺、競以魚膾相招邀。
なお、民国『思楽県志』については註 137 を参照。

(145) 粤西善為魚魚差（鮓）、粤東善為魚膾。有宴会、必以切魚生為敬。

(146) 中秋。男歌女和於月下、歓声徹宵。

(147) 八月十五日、中秋節。（中略。）男女唱歌、歓楽一場、雞鳴方罷。

(148) 光緒『鎮辺県志』
八月十五日。（中略）児童以紙紮鬼灯、遊于市。
民国『靖西県志』
毎年旧暦八月十五、在街市、民衆多紙紮花鳥魚兎之各様灯彩。

(149) 光緒『上林県志』
八月中秋。（中略。）入夜、児童以柚子紮彩灯、放池中、以為楽。
民国『同正県志』
八月十五、為中秋節。（中略。）又以柚子挿於竹竿、復以香燃、火満挿柚子、如火毬形。撐於屋頂之上、亦頗雅観。或以竿頭。
民国『来賓県志』
八月十五日、中秋節。（中略。）更以長竿貫、環攢香枝、中植一燭、燃而高掲之。
なお、民国『思楽県志』については註 136 を参照。

(150) 中秋。（中略。）華燃柚子灯・茉莉灯為楽。

(151) なお、表８（11-β）では、この日に霊媒が死者の霊魂を憑依させる活動「圧禁」

を行っている〔表９（8-β）も同じ材料に基づいたようで、同じ記事が見られる〕。また、『君子堂日詢手鏡』に、明代の横州では７・８月の間に、各家で貧富に応じて牛馬羊豚を用意し「鬼童」５、６人を呼び、憑神の儀礼を行ったという。これらの宗教的行為が壮族に独自のものなのか、あるいは漢族から受容したのかは目下のところ史料的に明らかにし難い。

また、表７（13）には７月 20 日に一部の地方で「達汪節」として月祭りが行われることが指摘されているが、[『中国各民族宗教与神話大詞典』編審委員会（編） 1990：777] によると、それは馬山県・平果県・都安県・上林県一帯の壮族地区で行われる行事で、雀を逃がした罪で土官に殺され死後月宮に住むことになった壮族の娘「達汪」の命日に鶏やアヒルを供えて月を祭るものである。土官による圧政が故事の中核をなしている点で、それはさほど由来の古い行事ではないように思われる（地方志などには管見の限り関係史料が見られない）。

８月の行事としては、外に８月２日（ないし３日）の社祭（秋社）がある。それは２月の春社同様盛大に行われる場合もあるが、どちらかといえば春社よりは規模が小さかったようで、表７（14-a）にも各家で米粉・糍粑などを作る程度であったことが記されている。恐らく広西の稲作一期作地帯では実際の収穫期にあたる９－10 月の祭りがより重視されたこと、そして後述のように収穫祭は必ずしも一律の期日に行われたわけではなかったことと関係するであろう。

(152) 重九登高。行之者、多属漢人。今甚尠。

(153) 重陽日。県城人往々有登高醵飲者。此外無之。

(154) 九月重九。紳士多往附近西山羅叢巖登高。

(155) 九月九日。学界多為菊酒登高之宴。

(156) 九月初九、為重陽節。（中略。）然収穫農忙、未暇過節。

(157) 九月重陽。携酒登高。郷落或椎牛醲酒、聚衆賽会。或有迎神者。

(158) 九月九日、為重陽日。郷村多祭山神、不較桓景之登高避災。民国以遠、祭山神已廃止、俗尚有掃墓之挙。

(159) 前掲・註 158 史料。

(160) 節屆重陽、邑之城郷各異。其尚集朋儕、登高山、飲菊酒。乗輿而来、輿画而返。此風略見于城市。陳酒礼、備三牲、祭墳墓。荷筐而来、荷筐而返。此挙偏行於郷村。

(161) 清明節及三月三日・九月九日、皆上塚。挂楮幣行旛祭礼、祭品以鶏及糯飯。

(162) 九月重陽。祭掃先塋、如清明。登高飲茱萸酒。

(163) 重陽。将薑葉為汁、染新米飯、新米酒、供奉祖先、後詣墳祭。

(164) ９月の行事として、表７（18）にはさらに観音節が指摘されているが、それは明らかに壮族に独自の行事ではない。

(165) 孟冬朔日。居県城者、有所謂送寒衣。紙翦冥衣、備酒饌、献奠焚之。新喪則奠於墓。郷居者、或未有是也。

(166) 十月朔。官祭厲壇無祀鬼。士庶家祭掃祖塋、如清明礼。然行之者、或半焉。

(167) 光緒『賀県志』七「風俗」には、送寒衣を行う者は「十家のうち一、二家のみ」とされている。

(168) 毎歳収獲畢、則跳鬼酬賽、男女淫奔。

(169) なお、先述のように、牛の供犠は社祭・中元節・中秋節などにも行われた。牛がさまざまな行事の際に犠牲獣として用いられることについて、宋の蘇軾によると、「嶺外」（広東・広西）では牛を殺す風俗が普通に見られること、中でも海南島の場合が甚しく、耕作に従事する牛と屠殺される牛とがほぼ同数となるほどであったことが指摘されている（『蘇東坡後集』九、雑文「書柳子厚牛賦後一首」。「嶺外俗皆恬殺牛、而海南為甚。（中略。）既至海南、耕者与屠者、常相半。」）。この点からするとそれは壮族というより、広

東・広西に共通する地域的基層文化の一端として把握されるであろう。

(170) 北郷近漢。名為百姓話。歳時伏臘亦知会聚、婚礼以牛為聘。毎年秋成後、男女以物贈答、或殺雞為黍、雑坐謳歌。不脱蛮習。

(171) 天河百姓、歳時伏臘、亦知宴会。其餘土俗、惟知飲食踏歌。

(172) 収苗節。郷村行之、相沿已久。収苗後、各村自定日期、挙行報賽。屆期、或宰猪分肉、殺鶏鴨以献。徼親朋宴飲、且餽贈食物。

(173) 九・十・十一月無大節、惟十月初十日、俗謂穀米生日。是日天晴無風、則来年豊収。亦有備酒肉、作穀神生日者。

(174) 十月初十、為雙十節。各街始作秋社醸飲、謂之焼平安紙。言一年将終、酬社公之保佑也。

(175) 龍州県金龍洞の場合、[広西壮族自治区編輯組（編） 1987b:131-133]によると、10月2日に三色の糍粑（モチ）を作り、また鶏・豚肉や酒を用意して家神と土地公を祭り歓飲し、さらに青年の間では対歌が行われたという。また、大新県下雷墟では[広西壮族自治区編輯組（編）1987a:183-185]によると、収穫を行う前に豚を屠殺して道士を招き、収穫をもたらした土地公を祭拝し、祭後に収穫を開始する全村挙げての儀礼が行われた。実際に収穫が行われる前後に村ごとに犠牲を捧げての土地神祭りやその際に対歌を行う点に壮族の伝統が保留されているであろう。

(176) なお、乾隆『桂平県資治図志』に、10月15日（いわゆる下元）に清明節と同様の祖先祭祀が行われたことが記されているが、広西では他の地方志にはほとんど記事がない。

(177) 冬至節。県官習儀拝賀、士庶家裹米粽・米糍、互相餽送、不行賀礼。

(178) 十一月冬至。官則慶賀、民間亦祀祖先。

(179) 冬日。具酒肴、以紙為衣、焚墓次。曰送寒衣。

(180) 冬至、則無論士民、皆寂々、与呉俗之肥冬瘦年迥別。

なお、民国『昭平県志』の「招賢里」の場合、「土人」のもとでは冬至は行われなかったが、他方「客人」のもとでは祖先を祀り家人が皆で歓飲する行事が行われたといい〔(土人）冬至日、無与焉。(客人）冬至、祀祖、維時農歳告成、家人婦子、置酒言歓。〕、地方によっては土著と移民との間に相違が見られた。

(181) 民国『龍州県志』

十一月冬至日。晨家々制湯円、奉祀祖先。及晩復辦酒席致祭、祭畢家宴。謂之湯円節。

民国『来賓県志』

冬至日。清例官府有朝賀。郷俗但作湯円、晨起具香燭、献奠先人後、老少分食。

(182) 冬至。六甲人有聚族祭者、僮人亦於此時或年関挙行。

ただし、年末に祖先祭祀行事を行う点から言えば、壮族が六甲人の影響を受けたであろうことも同時に指摘される。

(183) 冬至。祀祖可有可無。

(184) 十一月冬至日。祀祖先、焼送冥衣、謂之寒衣節。城廂内外、相仍粤東之俗、郷村則不概見。

(185) なお、表7（20-b）によると、この期間に他家に嫁出した娘が帰省することが指摘されているが、先述（清明節の項）の如く、元宵・端午・中秋・冬至の里帰りは漢族的習俗と同じである。

(186) よく知られているように、壮語においては名詞を修飾する成分が被修飾名詞の後に置かれるからである。

(187) 除夕。埠頭間、則於臘月念四夜祭火土、是為小年。村落但於除夕夜拝祭団年而已。

(188) 乾隆『桂平県資治図志』

十二月二十四日、祀竈。用酒果臘炮等、供奉竈神。俗云竈神上天。
道光『桂平県志』
十二月二十三日、祀火土。焼紙馬、名為送灶君。

(189) 光緒『貴県志』
小年夜、臘月廿四。(原注：今用廿三夜)。
民国『信都県志』
臘月二十四日、為小年。(中略。) 曰送竈〔旧賀県志 (筆者注——光緒県志)〕。今改用廿三夜。

(190) なお、[覃　1990:160] によると、忻城県では土官の間では23日に、一般民の間では24日に行われていた。24日から23日への祭期の変化に際して、土官が一般民に先だってそれを導入している点が注目される。

(191) なお、祭り方について、民国『田西県志』第三編、社会「節季」によると、それは当日の日中に献牲して竈神を祭り、夜に瓜菓飴糖を並べて竈神を送る行程であり、壮族と漢族との間に内容上の相違は見られない。

また、12月の行事について12月8日の「臘八節」は広西ではほとんど受容されなかったようで、民国『来賓県志』に、県民でそれを知る者は非常に少ないことが指摘されている。

(192) なお、表7には、糯米で湯円をつくり雄鶏を殺すこと (21-b)、古い竈を壊して新しいものをつくること (21-c) なども指摘されているが、それらは壮族に特有の習俗とは限らないように思われる。

(193) [龍・莫　1983:31-32] によると、改流は民国4年 (1915) のことである。

(194) たとえば左・右江流域の黄姓・儂姓や韋姓は唐代の史料に、岑姓は南宋の史料に出現している [塚田　1983：40-66]。なお、黄姓は唐・玄宗の天宝初期までは欽州の寧姓に隷属していた (『新唐書』二二二下、南蛮「西原蛮」) が、寧姓は南朝の陳末にすでに史料に見えるので、黄姓も唐代以前に存在していた可能性がある。

(195) なお、当時の思明府土官 (土知府) 黄朝は漢族的行事を導入する外に、「社学」の設立など漢族的形式に倣った教育政策をも実施しており (康熙『思明府志』五、宦績、土官「黄朝伝」)、従って行事の導入は彼による漢文化導入政策の一環として理解される。

(196) 本書第12章を参照。

(197) たとえば王士性『広志繹』五「西南諸省」に、明末・万暦17年 (1589) 頃の広西の土官に関して、土官の境界や相続をめぐる争いが1日もやまないほど続き、領民の故なくして殺されるものが数え切れないほどであったこと、それは中国全土でこうした光景が見られた春秋戦国時代のようであることが指摘されている (土官争界争襲、無日不尋干戈。辺人無故死于鋒鏑者、何可以数計也。春秋・戦国時事当是如此、天下皆此光景耳。)。

また、同書には、土官 (とくに左江流域地方) が配下の「土民」に追放されたり殺されたりする場合が見られたことが記されており〔左江土州県。(中略。) 然勢弱、往々為土民逐駆弒逆、而官又無如民何。〕、領内の統治が不安定な傾向にあった。

なお、土官 (及びその前身の羈縻州長官) 同士がともすれば対立的であったのは明代以前にすでに見られた傾向である。たとえば儂智高の蜂起の際に宋朝による離間策が容易に奏功し儂智高軍が壊滅し、また後世までこの地域に統一的な独立政権が成立しなかったのはこうした政治状況が背景に存するであろう。

(198) なお、土官の前身の羈縻州長官が先述の状況下に生き残るために中国王朝による権威の裏付けを得ようとした事例として、宋の李燾『続資治通鑑長編』二四四、熙寧六年 (1073) 夏四月丙子の条に次の記事がある。

広南西路経略司勾当公事の温杲が言うには、「詔により先に儂宗旦や儂智会等に将

軍の称号（武散官ないし環衛官）を授けましたが、彼等はこの官職を土地の者が知らないゆえ、（皆が知っている）班行がより上位の散官か副使（散官で武階官）を授与していただきたく希望しております」と。そこで続いて詔が発せられて彼等に供備庫副使（従７品の武階官）の官を授けた。（広南西路経略司勾当公事温杲言。詔補儂宗旦・儂智会等為将軍、以夷人不知此官、欲乞一近上班行或副使。詔宗旦・智会並為供備庫副使。）

すなわち中国王朝から官位（散官）を授与される場合、彼等の主な関心事はその官位の権威を周囲ないし自領の人々がどれほど認識しているかという点にあった。

(199) 土官による族譜偽造（始祖が、宋代に儂智高の蜂起が発生した時に将軍狄青の率いる遠征軍に従軍して山東から来住したものとする）の現象については、つとに［河原1944：109-156］に指摘されている。

第7章　壮族の年中行事の地域差について——漢族との比較において——

序文

筆者は第6章で、壮族の文化の諸側面のうち年中行事を取り上げ、1949 年までの時期を中心に文献史料に依拠し、その成立過程に関する検討を行った。行事の特徴として壮族的・漢族的両要素の複合性が見られることを提示するとともに、壮族の中でも漢族との関係のあり方の相違や内部での来歴の相違などにより地域差が形成されたことに言及した。

本章では、前章を承けて壮族の年中行事について検討を行うが、その目的は漢族諸集団との関係のあり方の相違に起因する行事の地域差の形成という点について、現地調査で得られた材料(1)を用いて、広西各地における漢族の行事との比較を通じて検証することにある。その場合、珠江水系上流域から中流域にかけて、広西北部、西部、中部、東部の順に検討する。

漢族の行事との比較をする場合、「漢族」の多様性に注意が払わなければならないであろう。広西の漢族について言うと、明清時代における広東や湖南からの移住民、そしてより早期に来住した「蔗園人」・「百姓人」などの地域集団（その言語は「平話」に属するとされる）が存在し、さらに広東系移民には「白話」を話す狭義での「広東人」以外に「客家」も含まれる(2)。これらの集団が波状的に広西に到来し、それぞれの移住先で先来の壮族と接触した。大勢としては壮族が「漢化」する方向に向かったが、各地の社会環境の相違により漢族が壮族の影響を受けるなどさまざまな場合が見られた。かくて壮族内部の多様性(3)と相挨って、壮族の地域差が形成されたように思われる。

第1節　広西北部——龍勝各族自治県

まず広西北部の事例として龍勝各族自治県の場合について見よう。同県は桂林市の北方、湖南省との境界の山岳地帯に立地する(4)。かつて県城（県庁所在地）の龍勝鎮や県西の灊江沿岸の港町瓢里墟、桂林に通じる要所の官衙墟（現・和平墟）に広東商人が進出した(5)。これらの都市では概ね漢族が非漢族に対して優位に立った。そもそも広西の漢族移民について言うと、明清時代、とくに清代以降に広東出身者が珠江水系沿いに来住し、梧州～南寧～百色・龍州、梧州～柳州～長安（現・融安）など珠江上流・中流部の交通の要所や大都市を押さえ、広西の経済権を掌握するまでになった。湖南人は広西北部を中心に来住し、「粤東之商・湖南之工」(6)と称されるように、手工業の方面に秀で

ていたが、零細な業者が多く、広東人ほど成功したとは言えない。

県の東南部の山地「龍脊」地方一帯は壮族が集中的に居住する地である。ここでは壮族が圧倒的多数を占める。他にヤオ（瑤）族と漢族とが居住するがごく少数である。この地の壮族は、明末清初の頃（16～18 世紀初）に広西西北部の慶遠府・南丹州一帯から来住した(7)（自称は「布雅伊（ブーヨイ）」）。他方、漢族は壮族より遅れて湖南から来住したが、貧農や零細な手工業者（鉄鍛冶・瓦焼き業など）が多かった。壮族は、湖南漢人が入植する以前から漢人の影響を受けつつあり、壮語の外に普通語（西南官話）を話す者も少なくなく、一定程度「漢化」した。しかし、交通不便な山岳地帯であり、また壮族のもとに村落（ここでは山間集落を意味する「寨」を以て表示される）間の連合組織（寨老会議）が存在し、漢族の入植を制限したこともあって、漢族は壮族の勢力を凌ぐまでには至らなかった。この点で広東人の街が形成された先述の各地とは事情が異なっていた。壮族と他民族との通婚は解放前はほとんど行われなかった。壮族の内部でも階層分化の進行速度が緩慢であった。

さて、龍脊の壮族の年中行事について、まず莫一大王祭が特徴として挙げられる。この行事については次章で詳述するが、簡単に言うと、五穀豊饒や寨の土地と人畜の平安を守護する最高神で、その祭り方には漢族的要素が見られる。広西の壮族に共通する神祇でない点で民族内部の来歴の相違が想定されるが、龍脊では壮族以外には見られない。漢族集落の具体例として、金竹寨に近接する集落、岩底寨の場合を見てみよう。同寨は湖南出身者の集落で、曽姓の祖先は湖南新化県から清末光緒年間に来住し、当地の壮族に土地を借りて入植した。集落の規模は壮族に比べて小さく、金竹寨が約 340 人の人口を持つのに対して 130 人ほどである（1995 年）。家屋は干闌（高床）式で、外観上壮族と区別することができない。しかし、屋内に入ると、曽氏宅の祭壇には「九天司命」・「灶　（竈）王府君」などと書かれているが「莫一大王」の名はない。

寨による行事の相違について、４月８日（旧暦。以下同様）は金竹寨では「牛魂節」だが、廖家寨では「広福大王(8)祭」である（広福大王祭は、金竹寨・平安寨では６月２日に行われる）。３月３日には金竹寨では過去に莫一大王祭が行われていたが、馬海寨では和平墟や金江村などで開催される墟市（定期市）に赴く日とされており、さらに［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：131―133］では神農の生誕日とされている。このような現象は龍脊における寨の存在形態と密接に関連すると思われる。すなわち「龍脊十三寨」と称される十数もの比較的大きな寨が緩やかな連合関係にあり、寨が人々の生産や社会生活の

基本単位であった。ために田植をひかえた３・４月や田植を終了し除草が行われる６月など、農事の節目に五穀豊穣を祈って神を祭る行事において寨ごとの独自性が見られるようになったと思われる。こうした農事関係の行事はおそらくは漢族の影響を受ける以前から（あるいはそれと並行して）存在したであろう。

なお、龍脊の壮族は清明節に墓参行事（掃墓）を行う。３月３日にも別に行事を行なうが、それは漢族には見られない。そこで、もう少し壮族と漢族との行事の相違を見て行こう。[広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：131―133] によると、壮族の場合、10 月から 12 月までの間の行事（寒衣節・冬至節・竈神祭）が見られない。金竹寨では冬至節や竈神祭が行われるが、それらが行われない寨も少なくない。このように特定の行事の普及度という点で壮族と漢族との間には明確な相違が見られるのである。また、壮族・漢族ともに行われる行事でも期日や内容の上で相違が見られる場合がある。たとえば７月半の中元節の場合、金竹寨では７月 13 日から 14 日にかけて行われるが、岩底寨では７月 14 日に行われる。この場合、紙の位牌を燃やして祖先の霊を送る「送祖」は壮族も７月 14 日に行うが、しかし現地で「紅瑤は 12 日に、壮は 13 日に、漢は 14 日に行う」と俗に言われており、民族による期日の差として人々に認識されている。12 月の竈神祭についても金竹寨では 24 日、岩底寨で 23 日と異なっている。さらに、壮族の場合、金竹寨では４月８日の牛魂節に男女の間で対歌が行われるが、漢族にはない（牛魂節自体はあり、壮族と同様に糯米のオコワを作り牛を慰労する）。[広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：131―133] によると、対歌は正月や中元節にも行われる。配偶者選択の機能は廃れたが、それでも当地の漢族のもとには全く見られない活動である。加えて、壮族の場合、中元節に嫁出した娘が実家に帰省するが、漢族の場合「陰節」ゆえに里帰りは普通は行われない。なお、中元節の供物として、壮族はアヒル料理の他にチマキをも作る。糯米食品は清明節にも作られる。前章でもふれたが、このように行事に糯米食品を多用することも漢族と異なる点の一つである。さらに、２月の社神祭祀は双方に見られるが、漢族のもとでは豚を屠殺しての全村的行事は行われない。また、壮族の場合寨の日常の「まとめ役」である「寨老」が祭りの世話役になるが、漢族は「社老」が臨時に選ばれる。父系出自集団が（おそらく漢族の影響で）存在しながら、寨老が親族集団の上位にあるという壮族の社会組織の一端がこの点に反映されている。

龍脊の壮族は清明節に墓参を行い、また春節や端午節・中秋節の内容にも漢族的要素が見られる（湖南漢人の来住以前に受容したと思われる）が、他方で莫一大王祭・３月３日・

中元節の嫁出女性の帰省・対歌・糯米食品、そして冬至節や竈神祭の普及度において独自性もまた見られるのである。なお、湖南出身の漢族の場合、同じ様式の住居に住み壮語を解するなど壮族の影響をも受けているが、行事の面では独自の部分が多いように見受けられる。

第2節　広西西部——靖西県・百色市

次に広西西部の事例として靖西県と百色市を挙げる。まず、靖西県について、同県はベトナムとの国境の山岳地帯に立地し、全県人口（55.72万人。1992年）における壮族の占める比率が99.7%と全国で最高である。その言語は南部方言徳靖土語に属する。そのなかでも「央語」ほか8種もの方言がある。自称は「講央（ガンヤン）」、「講壮（ガンジョーン）」などのほか、往々「根土（ゲントゥー）」（北部方言区の「布土（ブートゥー）」と同義）と総称される。「根土」は早期に来住した者「土人」を意味する(9)。儂智高の蜂起の際に宋軍に従軍して山東から来たという、壮族のもとに多い移住伝説を持つものが少なくないが、ただし、その場合でも出身地を「山東」でなく「広東南海県」とする者もいる(10)。

清代に広西西部にも広東人が進出し、とくに左・右江沿岸部に定着した。しかし靖西県の場合、左・右江の本流から離れた交通不便な地であり、移民はさほど多くなく、都市部に限られていたようである。[広西省政府民政庁（編） 1934]でも「土話」（すなわち壮語）人口が4/5を占めるとされている。県城の新靖鎮には広東人や客家が、県西の安徳鎮などには客家が来住した。

安徳鎮の客家の場合、広東の嘉応州（梅県）を出身地とし南海県を経由して清末の頃に行商で来て定着し市街を形成した。周囲の農村の住民は今の壮族に相当する「土人」であった。客家は単身で来住したので、後に壮族の女性を娶った。壮族女性との縁組が代々続き、言語をはじめ壮族の影響を受けたという。そして1950年代末期までには壮族と申告し承認された。この族籍の変更の事情については政府の関与をはじめ不明な部分が多いが、少なくとも壮族が圧倒的多数を占める環境において、解放後に民族政策が進展して行く中で「客家」が適応するための選択であったと言えよう。

安徳鎮は約16800人の人口を持つが、市街地人口は1100人程度で、農村人口が圧倒的に多い（1998年）。当地の「客家」と壮族との解放前における年中行事における相違について、第一に3月の墓参行事が挙げられる。その期日は、解放前には「客家」が清明節、周囲の壮族は3月3日であった（解放後には「客家」も3月3日に行うようになった）。なお、

墓参の期日は県内でも地域差が見られ、西北部が３月３日、県城および東南部が２月末から3月３日にかけてであるが、いずれにせよ清明節には墓参を行わない。当地の壮族には「清明節」の観念がないか、もしくは希薄である。また、3月３日という「重日」の祭期は漢族から受容したものと思われる（前章参照）が、後に廟参りが行われるのみになった漢族とは行事内容において異なっている。これらの点で漢族との明確な相違が示されていると言える。なお、供物は「客家」・壮族ともに五色に染めた糯米のオコワを用いる(11)。糯米のオコワ以外に、「客家」は魚介類を重視する（それは故地広東での習俗であるという）が、壮族の間では肉類が主体となる。また、壮族は行事の度に他家に嫁出した娘が帰省する。陰節の３月墓参の時にも帰省が行われるが、漢族の間では行われないことが多かったようである。

第二に、壮族は３月下旬頃を中心に対歌を行う(12)が、「客家」の間にはない。民国『靖西県志』三、社会「娯楽」に、県城では娯楽として粤劇が行われるのに対して、郷村では「土劇」が上演されたり、春に対歌が開催され人々が多数参集し対歌が行われることが記されており、都市（広東人）と農村（壮族）との娯楽面での相違が窺われる。

第三に、「客家」は解放前、神に感謝し邪鬼を逐う祭祀「醮祭」を行った。それには閏年の秋収後（10 月中旬頃）の「大醮」（祭期は 10 日間）と毎年３月３日の「小醮」（同５日間）とがあったという(13)が、壮族には見られない。壮族の収穫祭として、安徳鎮付近では８月２日の「喫新節」（新米を祖先に供える）や９月９日（モチを作り土地廟に参詣して収穫を感謝する）の行事が行われる。この場合、８月２日・９月９日という期日に漢族の影響が見られるが、県内では「糍粑（セイナー）節」と称する収穫祭が行われる地方もある。それは文字通り糍粑（モチ）を作り収穫を祝うものだが、こうした独自の行事の存在から、農事関係の行事が早期から壮族のもとに存在したであろうことが窺われる(14)。農事関係の行事として安徳鎮付近の壮族には、田植を控えた４月下旬に糯米団子「水円」を作り、また田植の終了後の６月に稲の生長を祈願して行われる行事がある。６月のそれは牛魂節と田辺で田の神を祭る行事とが組み合わさったものである。村落が農作業の単位であったがために期日が村ごとに異なる。他方「客家」の場合、４月の行事はなく、６月のそれは６日に期日が固定され、しかも内容は衣服の虫干しで、壮族とは異なっている。こうした相違は都市と農村との生活環境の相違と関係があるが、ここでは農村住民がほぼ壮族であることからすれば、壮族と漢族との相違をも意味する（７月７日の「乞巧節」が「客家」のみに見られることについても同様な解釈が可能であろう）。

第四に、壮族は行事に糯米食品を多用する。靖西県の場合、春節・元宵節・正月30日・3月3日・端午節・6月の祭り・中元節・8月2日・9月9日・霜降節など多くの行事に糯米製品が作られる。正月末のそれは「勒麻節」と称し、もっぱら野草（勒麻＝白頭翁草、オキナグサの一種）入りのモチを作るものである(15)。正月や端午節には漢族のもとでも糯米製品が作られるが、壮族の場合、より頻繁に作られる。しかも春節（大型のチマキ）、3月3日（五色に染めた糯米のオコワ）、中元節（帯状のチマキ「米帯」）、および先の勒麻入りモチなど、行事によって特定の糯米製品が作られる。こうした糯米食品への嗜好性の強さは壮族のふるくからの伝統であり(16)、現在に至るまで維持されているのである（なお、以上の外、10月の霜降節・11月冬至節・12月23日の竈神祭などは壮族と「客家」との間に大差は見られない）。

次に百色市の場合について見よう。百色市は右江に沿い、交通の要所として栄えた。広東人移民が多く来住し、とくに都市に居住したので、都市では現在でも白話が通行する。人口は壮族が全市人口（29.9万人、1992年）の約37%を占める。解放前は漢人の勢力が強く、壮族は漢人地主の佃農の境遇に置かれていた。壮族の内部にも階層分化が発生し、少数ではあるが壮族地主も出現したという。解放前は「自分が壮族であることを知らない者が非常に多く、一部の者は壮族であることを知りながらも承認しなかった」[戴　1952]という。

さて、那畢郷（人口約34000人）は百色市街地の近郊、右江沿岸平野に立地し、壮族と漢族とが共住する（人口はほぼ同数）。漢族の多くが「蔗園人」と呼ばれる人々である。商品作物の甘蔗（サトウキビ）の栽培と製糖とを生業とすることから生じた名称である(17)。百色では都市の広東人――その周辺の沿河平野の蔗園人――さらに山地寄りの壮族という居住形態が見られ、那畢郷でも蔗園人は河寄りに、壮族は山寄りの地に居住する（その中間部では両者が共住する）。解放前は市街地では白話（広東語）が主に使用され、農村の那畢郷では蔗園語が主であったといい、三つの集団の勢力関係が窺われる。なお、蔗園人は、儂智高の蜂起の際に山東から来たという伝承をもち、また結婚式から初生子を懐妊するまでの間夫婦が別居する婚姻習俗「不落夫家」をもつ点で壮族と共通するが、壮族とは異なるという自己意識をも持っており、解放後の第一回センサスの時には「蔗園族」と申告したという。

壮族(18)と蔗園人との年中行事の相違について、まず墓参の期日が挙げられる。壮族は3月3日前後から清明節にかけて行うのに対して、蔗園人は清明節に開始し、その半月後の「穀雨」までの間に行う。蔗園人の一部は3月3日に行うというが、全体としては壮族

より広東人のそれに近いと言える。また、壮族についても清明節が意識され、清明節にかけて墓参が行われる点では靖西県のそれよりは漢族に近い。供物としては壮族・蔗園人ともに三色ないし五色に染めた糯米のオコワを用いるが、糯米食品が行事食品として用いられる頻度は壮族に圧倒的に多い。春節・3月3日・4月8日・端午節・6月6日・中元節・9月9日・10月10日・冬至節など、多くの行事に作られる。これらの行事のうち4月8日と6月6日はモチを作るのみである。那畢郷では牛魂節が行われず、紅色に染めた糯米のオコワを作るのみである。また、9月9日の重陽節にも、壮族はモチを作って食べる行為が中心である。このように行事の度に糯米食品を作り、それが行事の中心となることもある点で漢族との相違が指摘されるのであり、3月3日の墓参とともに壮族としての独自性がなおも維持されていると言える。また蔗園人の場合、一部では3月3日の墓参や、さらに墓参行事に糯米食品を用いる点で一定程度壮族の影響を受けている。しかし、百色の場合に関する限り、壮族の影響を部分的に受けながらも基本的には漢族の色彩が濃厚に見られるのである。なお、対歌は、かつては壮族・蔗園人ともに同様の方式で3・4月や秋の収穫後に行われていたというが、現在では行われなくなりつつある(19)。

以上から、靖西県では壮族と旧「客家」との間には墓参・対歌・農事関係の行事・糯米食品などの面で相違が見られること、百色市でも壮族と「蔗園人」との間に墓参や糯米食品の面で相違が見られることが指摘されるとともに、百色市の壮族が靖西県の場合よりは「漢化」の度合いが強いこと、さらに靖西の「客家」や百色の「蔗園人」もまた部分的ではあるが壮族の行事の影響を受けたことが指摘されるであろう。

第3節　広西中部——柳城県

広西中部、柳州市の北隣に位置する柳城県について、県城の大埔鎮を中心に見て行こう。柳城県は全県ほぼ丘陵地帯で、約37万人（1990年）の人口のうち、漢族（17.4万人）と壮族（18.5万人）とがほぼ半数ずつを占めている〔他に少数の仫佬（ムーラオ）族が居住する〕。壮族は、県のほぼ中央を南流する融江・柳江より以西の山地に多い。東部にも居住するが、そこでは漢族と共住する。漢族のうち客家が約6割を占めている(20)。客家は「麻介（界）人」とも呼ばれ、柳城県では都市のみならず農村にも多い。この点、分布が都市部に限定される先の靖西県の場合とは異なる。漢族には客家以外に広東人や「百姓人」も含まれる。広東人は県南の鳳山鎮（解放前の時期における県治）などの都市に集中し、農村には少ない。「百姓人」は融江以西に多く、そこでは壮族とは住み分け的居住形態を示し

ている［塚田　1992ａ、60―72］（本書第13章）。

大埔鎮の壮族と客家、百姓人について、まず客家は大埔鎮の市街地とその周辺の農村に居住する。江西から広東の恩平県を経由して19世紀半頃に来住したという。ここでは壮族が先住で、次いで百姓人が、最後に客家が来住した。客家は壮族地主の佃農として入植した。しかし次第に自作農、地主になって行き、中には市街地に移住し不在地主となる者も出現した。かくて後来の客家が大埔鎮では最大の勢力をもつようになった。他方、先住の壮族は地主から貧農へと転落し、客家に経済的に従属するようになった(21)。この過程において客家の内部にも階層分化が見られたが、全体としては壮族に対して優位にあった。そのことは客家が多くの場合壮語を解さないこと、両者の通婚は稀であったが、行われる時には壮族女性の客家男性への嫁出に限られたことなどに現れている。

大埔鎮の壮族（自称「布壯（ボウジューン）」）と客家との年中行事における相違について、第一に、客家は解放前に「師爺（王爺）」を信仰し、その祭祀儀礼を行った。中回村では６月６日に村廟で道士を招き盛大に儀礼を行ったというが、それは壮族にはなかった。第二に、客家は冬至節を「春節よりも盛大」に行うが、壮族の間でこれを行う者は非常に少ないという。第三に、竈神祭は客家の間では一般的だが、壮族には少ない。第四に、中元節の期日について、壮族の場合７月７日から14日まで行われたが、客家は14日のみであった。第五に、４月８日は壮族のもとでは牛魂節であるが、客家のもとでは行われない場合が多かった。

なお、当地の壮族は清明節に墓参を行う。解放前には３月３日に生育の女神「花婆」を廟で祭る行事を行ったという（解放後は廟が破壊され廃れた）。しかし、それは漢族にも見られる神祇であり、客家も同じ行事を行う。さらに「花婆」に限らず、３月３日の廟参りは他の地域の漢族にも見られる。従って、３月３日の行事と言っても、先の広西西部の場合とは異なり、漢族の影響が強いことが指摘されよう。なお、県西の六塘鎮ではこの日から対歌が開始され、穀雨の頃まで続くというが、大埔鎮付近では対歌はほとんど行われなくなった。漢族の影響により、とくに解放後に廃れたようである(22)。大埔鎮の壮族のもとでは、対歌の消滅に加えて、糯米食品を作る機会も少ない。六塘鎮では３月３日・４月８日・５月５日・中元節などにそれが作られるが、大埔鎮付近では端午節を除くと４月８日くらいであるという。

以上から、柳城県大埔鎮の壮族は、王爺祭・冬至節・竈神祭・４月８日などの行事の有無（ないし普及度の相違）や中元節の期日において客家と異なるが、３月３日の行事内容、対歌や糯米食品における変化などに漢族の影響が見られること、県西の六塘鎮では漢族の

影響が比較的弱かったが、全体としては先の百色市の場合よりさらに「漢化」の度合いが強いことが指摘されるであろう。

なお、「百姓人」について、それは出身地や時期を異にする多くの集団から構成される。大埔鎮では客家が経済権を握るまでの時期において地主として勢力を有していたようである［塚田　1992ａ、60―72］。壮族との通婚について、壮族と客家の場合よりは多く見られた（壮族女性の嫁出の形をとる）。壮族の影響を一定程度受けたようで、農村では４月８日の牛魂節や対歌（中秋節）など壮族と共通する行事も部分的に見られた(23)。

第４節　広西東部――桂平市

最後に広西東部について、桂平市の事例を見て行こう。桂平市は約 147 万人の人口をもつ（1992 年）が、漢族人口が圧倒的に多く、壮族は９万人程度に過ぎない。珠江沿いに平野が広がる穀倉地帯で、広東人移民が早期に到来した。地主制・商品経済が発達し、壮族の内部でも階層分化が見られた。県内の 30 の郷鎮のうち、壮族が多数を占めるのは県西の石龍郷のみである。そこでは壮族人口が全郷人口（約 6.7 万人）の７割になる。都市（石龍墟）住民のほとんどが広東人で、壮族は農村部に客家と錯綜して居住する。解放前には石龍墟の広東商人や地主化した一部の壮族によって農村の土地が占有されており、農民の大多数は佃農であったという。県内には壮語を話せなくなった壮族農民もいるが、この点、石龍郷の壮族の間では言語が維持されている。

石龍郷における壮族（自称「布壮（ボウジューン）」）の年中行事について、まず壮族は清明節に墓参を行う。解放前には３月３日が墓参開始日とされたが、それでも最も賑わったのは清明節であったという。３月３日に墓参をはじめ何らかの行事を行う壮族は県下では非常に少なくなっている。対歌も早期に廃れたようで、石龍郷にはかつて「風流嶺」と呼ばれた小高い丘があり、３月３日に対歌が行われていたが、早期に消滅した(24)。また、中元節の期日について、石龍郷の壮族のもとでは７月７日に開始され 14 日まで続くが、漢族のもとでは７月 13・14 日のみである。壮族のもとでは７月７日にチマキを作りアヒルを殺して祖先に供え、親戚友人を多く招いて盛大な宴会を開いたという。中元節には嫁出した娘の里帰りも行われた。これらの点で漢族とは相違が見られるものの、ごく一部の地域で独自性が部分的に保持されているのみで、すでに「漢化」した地域のほうが多いようである。たとえば石龍郷の東隣の蒙墟鎮にある官橋村では、清明節に墓参を行い中元節の期日も漢族（広東人）と同じである。行事における広東人の影響の事例を挙げるならば、金田鎮理村では

かつて元宵節に、前年に子宝（男児）を授かった者が灯篭を社廟に奉納して点灯し社神に感謝するという、廟参りと燃灯行事とが組み合わされた行事が行われたが、それは広東人がもたらした行事である。さらに、清明節の祭り方に現れているように、壮族の間でも早期に宗族が行事の単位となっており、墓参の世話役となる者は「姓の代表」としての側面が強い。この点でも広東人の影響が強いことが指摘されるであろう。

以上より、桂平市の壮族の行事は、わずかに中元節の期日などに漢族（広東人）との相違が見られるのみで、先のどの地域よりも漢族の影響が強いことが指摘されよう。

小結

まず本章において検討したことを整理しよう。広西各地の壮族と漢族諸集団との年中行事の相違について、広西北部の龍勝各族自治県の龍脊地方では、壮族と湖南出身の漢族移民との間には、莫一大王祭・３月３日の行事や対歌が壮族のみに行われること、壮族に行事食品としての糯米食品に対する嗜好性が強いこと、また冬至節と竈神祭は壮族のもとでは行われる場合が少ない（竈神祭が行われる場合でも期日が異なる）こと、さらに中元節の期日や供物・嫁出した娘の里帰りなど随所に相違が見られる。

広西西部の靖西県では、壮族と「客家」（解放後に壮族に族籍を変更した）との間には、墓参の時期（壮族は３月３日、「客家」は以前は清明節）、対歌、収穫祭など農事関係の行事、さらに行事食品（糯米食品）などの面で相違が見られる。３月３日の墓参に限って言えば、龍勝県の場合よりも壮族の独自性が保持されているが、神祇に関してはここでは壮族に独自でなおかつ地域的広がりを持つものは見られない。墓参時期や行事食品の面での相違は百色市の壮族と漢族「蔗園人」との間にも見られるが、百色市では壮族は三月三日から清明節にかけての時期に墓参を行うことや対歌が行われなくなりつつある点で靖西県より漢族の影響が強い。

さらに、広西中部の柳城県大埔鎮では、壮族と客家との間には、王爺祭が客家の行事として解放前に行われていたこと、壮族は冬至節・竈神祭を行う場合が少ないこと、また中元節の期日や４月８日などの行事などに相違が見られる。しかし清明節に墓参を行い、対歌がほぼ廃れ、糯米食品を行事に用いる頻度が減少するなど、漢族の影響が先の龍勝・靖西・百色の場合よりは強い。

加えて、桂平市では壮族と広東人との間には中元節の期日の相違が見られる程度で、壮族のもとでの対歌・３月３日の行事はつとに廃れる傾向にあり、先の何れの地域よりも早

期に漢族の影響を受け、その度合いも強い。

以上から、壮族の年中行事における漢族の影響の受容について、広西の中でも北部と西部に壮族の独自性が比較的よく保持されているが、中部、東部になるにつれて「漢化」の度合いが強くなって行くこと、ただし北部や西部でも独自の要素と漢族的要素が併存することが指摘される。この地域差は珠江水系の河流にもほぼ重なるであろう。

しかし、「西部」に分類される地域の中でも、靖西県と百色市とでは相違が見られ、また柳城県のように県内でも環境によって異なっていることからすれば、局地的な相違の存在が指摘される。さらに龍勝県のように、より狭い地域範囲の中でも村（寨）によって農事関係の行事に相違が見られることからすれば、村落単位での相違の存在も指摘されよう。

他方、漢族の諸集団について言えば、靖西県の「客家」や百色市の「蔗園人」・柳城県の「百姓人」の場合、部分的に壮族の影響を受けている。この点、同じ客家でも柳城県では壮族からの影響をさほど受けていない。桂平市の広東人も同様である（龍勝県の湖南人の場合、住居など生活様式の面で壮族の影響を受けており、その点では桂平市の広東人の場合とは異なる）。こうした相違は漢族諸集団の移住先での壮族との彼此の勢力関係などの条件の相違に応じて発生したものと思われる。

註

(1) 調査を行った地域と期間を次に挙げる。龍勝各族自治県（1989年12月～1990年1月・1990年7月・1992年2月・1997年8月・1999年4月）、靖西県（1993年3月・1996年4月・1998年9～10月・1999年2～3月・同年4月）、百色市（1991年11月）、柳城県・桂平市（ともに1990年6月）。

(2) ［楊・梁・李・劉　1985：181—190］によると、広西の漢語人口約2400万人（1982年）のうち、粤語（白話）人口が1200万人餘、西南官話人口が500万人以上、客家語人口が350万人餘、平話人口が200万人餘、湘話（湖南話）人口が約120万人である。なお「平話」については第6章註11を参照。

(3) 序章にて指摘したように、壮族には20種以上の自称を持つ集団があり、それぞれの集団には南北方言やそのなかでの「土語」など言語上の相違もある。

(4) 同県の概況については第4章を参照のこと。

(5) 民国『龍勝郷土風情』一二「金融的来路及去路」。

(6) 楊曾勗『柳州府君年譜』上「試辦柳郡官銀号禀」。なお、漢族移民の広西への移住の大勢については第11章で全面的に検討する。

(7) 移住の動機等については第4章を参照のこと。

(8) 広福大王は桂林～柳州一帯の地域的神祇で、三国蜀の諸葛亮の南征に従軍し義寧県付近で陣没した将軍武当を指す（嘉慶『広西通志』一四二、建置、壇廟「義寧県」）。

(9) 解放前には壮族の民族的統合が実現しておらず、左・右江流域一帯の壮族が「土人」と呼ばれ、その言語が「土話」と称された。そして当時は「漢人」の範疇に含まれがち

であった。この点については［松本　1990］を参照。

(10) それは明代初期からこの地を支配した土官岑氏のもつ儂智高・山東伝説と、後来の広東南海県からの移住漢族の来歴とが結合した結果形成されたように思われる。

(11) これについては光緒『帰順直隷州志』二「風俗」に記事がある。

(12) かつては3月28日に歌掛け「ハンダン」が開催された。場所は安徳街の近辺であるが、街の住民である客家は参加せず、周囲の農村から壮族が参加したという。

(13) この儀礼については光緒『帰順直隷州志』二「風俗」に記事がある。

(14) 乾隆『鎮安府志』一、輿地上、風俗「歳時」に、かつて「甲峒」では七月に期日を決めて豚を屠殺して「青苗会」が行われていた。それは「国を挙げて狂うが如く」熱狂的に一日中行われ、喧嘩などの弊害が生じた。そこで官側が介入しそれぞれの田地で分散して行事を行い、飲食終了後ただちに解散するよう改革を行ったという。壮族のもとで古くから農事関係の行事が盛大に行われていたことが知られるとともに、統治権力の政策によりそれが漢族的なものに変化しつつあったことが窺われる。

(15) 乾隆『鎮安府志』一「歳時」に記事がある。なお、この行事の由来に関して当地の壮族のもとには儂智高の蜂起と結び付けた伝承がある。それは、儂智高の蜂起に際して（従軍した）兵士たちが帰郷した時には春節を過ぎていた。しかも宋朝軍が通過した後には食糧が残されていなかったので、勒麻草を摘んでモチを作ったというものである。

(16)『古今図書集成』職方典一四五二所印（康熙？）「泗城府志」の「帰順州」の部分に、「節慶に遇う毎に」植物の葉でチマキを包み「近隣で贈答し合う」こと、それは「米数十升分も使用し、餡に豚や鶏・アヒルを一頭（羽）分も使う」ほど大量に作られたことが記されており、清初にすでに見られた。

(17) なお、戴啓子によると、解放前には蔗園人は甘蔗や蔬菜の栽培を、壮族はトウモロコシ栽培を主体としたので、田地の作物を一見しただけで蔗園人か壮族かが判明したという［戴　1952］。

(18) なお、百色一帯の壮族の自称には「布土」が多いが、那畢郷の場合は「布班（ボウマン）」で「村人」の意味である。

(19)『百色県志初稿』「民族」。なお、［姚（主編）・袁（副主編）　1991：53－55］には、蔗園人は伝統的な漢族の行事を行うほか、3月3日・4月8日・6月6日など壮族の行事を行うこと、また正月や3月3日、8月15日などに山歌を歌うことが指摘されている。また左江流域の崇左県では壮族の歌を歌うことが指摘されており、蔗園人の壮族からの影響の受容に地域差が見られたことが推測される。

(20) 劉策奇によると、馬平（現・柳州市・柳江県）・武宣・柳城の各県では農村住民の大半が客家であるといい［劉　1925：1―2］、広西でも柳州付近に多いことが知られる。

(21) 民国『柳城概況』三、民族「種族概況」。

(22) 民国『柳城概況』三、民族・風俗習慣「娯楽」に、平常は唱歌と賭博が唯一の娯楽であると記されており、解放前には県下で広く対歌が行われていたことが窺われる。

(23) なお、柳城県の西北部の羅城仫佬族自治県との境界地帯に、少数である（2000人ほど）がムーラオ族が居住する。［姚（主編）・袁（副主編）　1991：55―57］によると、そこでは百姓人は壮族の3月3日・4月8日の行事の影響を受けたほかに、ムーラオ族の行事の影響をも受けているという。

(24) 道光『桂平県志』十五、諸蛮「獞人」に、「三、四〇年前」（一九世紀初）県内各地に「浪場」があり、正月など定期的に対歌が開催されていたが、「近年以来」（1840年前後）に衰退したことが記されている。なお、石龍郷では民国初期にそれが消滅したという。

第８章　広西北部龍勝県壮族の莫一大王祭――年中行事に現れた壮族文化の一側面――

序文

第６章で、壮族の年中行事がどのように漢文化の影響を受けながら形成されてきたのか歴史的な側面からの検討を行った。検討を通じて壮族の年中行事の特徴として壮族的・漢族的両要素の複合性、行事の地域差の存在を指摘した。すなわち、壮族の漢化は、とりわけ平地や丘陵部で強く、平地では漢族との識別が困難な場合も時に見られるほどである。他方、山岳地帯、特に広西北部や西部の壮族のもとには、漢族的要素を受容しながらも同時に文化・社会上、非漢族的要素が維持されてきたのである。また、広西の中での地域差については前章でも漢族の行事と比較しながら論じた。

本章は、壮族のもとで現在も行われている年中行事の観察を通じて、上記の特徴を検証するとともに、文化の形成過程において漢文化を導入吸収しながらどのように壮族としての独自性を維持してきたのかについて見通しを得ることに目的がある。対象とする行事は「莫一大王祭」である。それは必ずしも全ての壮族地区に共通する行事ではないが、上記の問題を考える時に重要な材料を提供するものである。本章では、広西北部・龍勝各族自治県の龍脊地方の馬海寨で 1990 年７月 23 日（旧暦６月２日）に行なわれた莫一大王祭を取り上げる[(1)]。

第１節　調査地の背景

１．　地理的環境

調査地である龍勝各族自治県龍脊地方の概況については第４章で述べた如くである。要点を簡単に指摘すると、険阻な山岳地帯であること、ながく統治権力の影響力の及ばない地であったこと、明清時代に広西の多くの地方に各省、ことに広東や湖南出身の移民が来住したが龍勝では山岳地で交通路の未発達という制約条件のために、移民の進出も細々と行なわれたに過ぎなかったこと、さらに山地の自然条件は農業生産の発展にも影響したこと、かくして社会的な階層分化の進行の速度も緩慢であったこと、である。

壮族の集居地、龍脊は「龍脊十三寨」と通称される。各寨は尋江の支流・金江（龍脊河）の南北両岸の河岸や山の斜面に点在する。それらのうち本章で取り上げるのは馬海寨である。そこは龍脊十三寨の中では最も東寄りの山奥に立地する。行政村「馬海村」としては壮族集落「馬海寨」（115 戸 501 人、1995 年）の外、瑤族（盤瑤）集落１（11 戸）・漢族（湖

南からの移民）集落１（５戸）を含むが、瑤族と漢族の集落は行政村の中心的存在である馬海寨からは距離が離れている。馬海寨は、天寨・中寨・毛竹寨・六家湾寨・老寨の５つの自然集落から構成されており、このレベルでは姓毎の分住が見られる。ここは３つの姓が存在する所謂雑姓村で、蒙姓は天寨に、韋姓は中寨・六家湾寨・老寨に、侯姓は毛竹寨に住む。５寨の中、天寨・中寨・毛竹寨が比較的規模が大きい。龍脊では集落形態上、大寨が集村型である場合と大寨がいくつかの集落に分散する場合とが見られる。馬海寨は後者に属するが、分散的と言っても平野部とは異なり、山の斜面に造成された集落は集村的で棚田に区切られ寨間の境界は比較的明瞭である。また、大寨の中には単姓村が少なくない。さらに、ある姓が複数の大寨に分枝をもつ場合も見られる。馬海寨は雑姓村であるが、龍脊では雑姓村と言っても、婚入女性や政府役員などの姓を除き一集落につき２、３姓程度に過ぎない場合が多い。

龍脊の壮族の移住史については第４章で述べたが、要点として、移住は小規模集団によって行われ、しかもその途上で複雑な離合集散が行われたであろうこと、移住の原因・年次・経路を異にする諸集団が移住先の龍脊の地で出会い共住することになったことが指摘される。

２．寨老組織

村落内部の社会体制について、解放前の時期には（大規模な寨の場合）各寨ごとに民衆の信望の篤い者１～３人が「寨老」〔「頭人」、壮語では「ボウワン」（寨公）・「ブーギウワン」（人頭寨）〕に選ばれ寨内の指導者的役割を果たしていた。第４章でふれたように、それは納税などの公務をも担当し地方行政機構の末端に置かれたが、住民の日常生活の様々な問題を処理したり、公共事業を主導推進する、全寨の「まとめ役」として重要な役割を果たしていた。また、１寨の範囲を越え十三寨全体の利害に関わるような重大な事柄については十三寨の寨老たちが一堂に会して協議を行い、全体の統率者「大寨老」が選ばれたという［黄　1990：86］が、人々の日常の社会生活の上では、やはり寨が基本的単位であり、全ての寨を包括する龍脊十三寨の範囲が高位の地域的社会集団として位置付けられていたのである。寨老と父系親族集団、および祭祀組織との関係について、壮族の親族集団の単位として挙げられるのはダイワー（家門）、ラッラーン（房族）である。第４章で述べたように、異説もあるがダイワーは婚葬儀礼・家の新築などの協同単位である。ラッラーンはより小さい分節で、分家・相続・養取あるいは清明節の墓参の単位であったようであ

る。寨老は基本的に血縁集団の代表者でなく地縁単位である寨のリーダーである(2)。だが、同一人物が寨老と血縁集団のリーダーを兼ねる場合もあった。馬海寨の場合、寨老が房族＝血縁集団のリーダーである。なお、親族集団が複数の寨を横断している場合もある。たとえば龍脊十三寨の中、廖家寨・金竹寨・平安寨等は廖姓の単姓村で、廖家寨から分枝したものである。これらの寨の間には祖先祭祀の団体「清明会」が組織されており、清明節の時に一同に会して共同で祭祀を行ったり、代表者を選び興安県にある祖墓へ掃墓（墓参）に行く活動を行ったが、その責任者を寨老が兼ねた。

一帯の壮族のもとには莫一大王・社神・広福大王(3)・花婆・土地山神等が神祇として信奉されているが、これらの中最も重視されるのは莫一大王である（ただし潘姓・陳姓には見られない。従って潘姓が中心である龍甫・平段・平寨・八灘などの寨、陳姓が中心である楓木寨では莫一大王祭は行われない)。大規模な寨には大抵の場合廟があり、従って寨が祭祀圏に一致する。ただし、解放後の政治変動の際に廟が破壊され未修復のままの場合も少なくないので、今ではこの原則が崩れてしまっている。このことは社神にも言える。すなわち、それは莫一大王同様に重視され、その廟ないし依代は本来は寨ごとにあったというが、今は必ずしも全ての寨に存在していない。広福大王等の神祇にしても同様である。従って、これらの廟に参詣する際には別寨に行くことになる（ただし、少なくとも人々が十三寨の範囲を越えて外部の廟まで出向くことはない)。

寨老と祭祀組織との関係について注意したいのは、寨老が祭祀の責任者として機能することである。先に寨老が「清明会」の代表となったことを指摘したが、神祇祭祀の場合にも言える。祭祀行程の中で読経等の儀礼が行なわれる場合には宗教的職能者（当地では巫師「師公」）がその部分を担当することはあるが、廟を有し全村性の祭祀が行われるような神祇については、寨老が祭祀活動の準備から進行に至るまで指揮をとり、また日常においても廟の管理をする。この点で寨老組織は神祇祭祀の組織と重層的関係にあると言える。

以上から、龍脊では人々の社会生活や祭祀活動の上で寨老が重要な役割を果たしてきたことが指摘されるのである。

第2節　調査地における年中行事の概要

ここで調査地の馬海寨を含む龍脊の壮族の年中行事について見ておこう。龍脊の壮族の年中行事については前章でもふれたが、莫一大王祭の位置付けを考える前提として必要であるゆえ、ここで［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：131—133］の記事によって、あ

らためて整理しておきたい。この記事は1950年代後半から1960年代前半にかけて行われた調査に基づくものである。調査が何年に、龍脊十三寨のどの寨で行われたのか明記されていない点に問題があるが、一帯の地にある程度の共通性をもつように思われ、これを表12に整理した（月日は旧暦に基づく。なお、龍脊では斜面を開拓して造営した棚田による水稲栽培が主な生業であるが、農事暦と年中行事との対応関係が明確になるように表に付した）。

表12 龍脊壮族の年中行事と農業暦（[広西壮族自治区編輯組編 1984b：69、131-133] より作成。月日は旧暦による）

	日	名称		農業暦（括弧内は筆者による補足）
1	1-30	春節	30日間、毎日酒を飲み肉を食べる。米花・粽・甘酒を作る。獅子舞・龍舞・彩調・山歌や古縁歌（来歴などに関する歌）の娯楽・唱歌活動がある。この１月間に生産活動を行う者は少ない。青年男女が恋愛をする期間である。正月の中、１日（初１）・２日（初２）を重視する。初１は不吉な話をしてはならない。また、みだりに他人の家を訪れないし、刃物（包丁など）を使用することができない。初２以降、親戚が来往する。嫁出した娘も実家に帰省する。	薪柴の準備 田拵え開始
2	不定	社節（保陽春節）	各寨で集資して豚を購入し、殺して社神に供奉する。この日は農作業を行わない。老人が村内の広く平らな所で古縁歌を歌う（今は廃れた）。また老人が農作物の耕作の時期と方法とを話す。	１月下旬―２月初、田拵え。土起こし・注水・犁田・畔つくりなど
3	3	上司神農	五穀を種えることを発明したと伝えられる上司神農の誕辰。豚を殺し焼香して祭る。	
		清明節	祖先の墳墓に詣でる（「清明掛青」）。鶏を殺し、豚肉を買い、祖先を拝み祭る。この日に生蒜入りの糯米飯を食べ蛇害を予防する。また茶葉をくるんで熱して眼・耳・口・鼻梁に塗り蚊を防ぐ。	清明後、サトイモ植付け 穀雨、第１回目のトウモロコシ植付け
4	8	「四月八」（牛魔王誕辰）	大昔、この日に「牛魔王」が天上から降臨し、牛を疫病から保護した。のち人々が廟を建て、豚を殺して牲畜の平安・風雨の順調・五穀の豊作を願うようになった。各家では、楓の葉を水に浸し、（黒色に染めた）糯米飯を作り、牛にも与える。人・牛ともに一日労働を休む。彩調や歌墟が行われる。	穀雨から小満にかけて稲の播種
5	5	端午節	壮族は「薬王菩薩誕生記念節」（または「消災延寿薬師佛節」）と呼ぶ。この日に豚肉を買い、祖先と廟・社に供奉する。涼粽を作る。皆で山上に行き薬草を採集する（この日に採集した薬でなければ効がない）。雄黄酒を飲み、毒蛇の害を避ける人もいる。	芒種から夏至にかけて稲の田植え

6	2	莫一大王誕辰（五穀廟節）	莫一大王が壮族を救い五穀を保護するのに効あり、特に廟を設けて記念する。子午の年には必ず豚・牛を殺して大祭を挙行する。平年も豚を殺して供奉する。各家１人が参加する。料理人１人に依頼し料理を作るが、１年 12 個月にちなんで肉・腸・肝・骨などを 12 種類の料理とし、順番に神台に捧げ敬奉する（毎回 10 分餘の間隔をあける）。１つの料理ごとに参加者の人数分の椀に入れる。料理人は各椀の分量が公平になるようにせねばならない。	第２回目のトウモロコシ植付け、サツマイモ植付け （６－７月、田の除草・施肥）
	6	土地公誕辰節	各家で鶏・アヒルを備え神廟を祭る。旱田を持つ者は田辺に行き参拝する。瑤族のもとでは特に盛大に行われ、親戚・友人を招待して酒宴を催す。	
7	13 14 15	盂蘭盆会（中元節）	鶏・アヒルを殺して祖先を祭る。14 日は歌墟の会期で、青年男女が山歌を歌い恋愛をする（歌舞で豊作を祈る）。嫁出した娘が帰省（その際に実家の兄弟の人数分の鶏を持参する。これに対し兄弟は粽を答礼とする）。	
8	15	中秋節	月餅を作り食べる。	
9	9	重陽節	糯米粑を作り新穀の収穫を慶賀し、豚肉を食べる。比較的小さな祭り。	
10			（記事なし）	
11			（記事なし）	
12			（記事なし）	
備考（原文による）	漢族は毎年 12 個月の日を過ごすが、壮族は９個月のみである。うち、３月・７月・８月・９月は漢族の行事と大体同じだが、その他の節日は内容が異なる。内容が同じ節日について、その主な原因は壮族が漢族から導入したことにある。たとえば８月 15 日は光緒末年に導入。また、壮族は広福大王・莫一大王・三将太子などの神祇を信奉するが、漢族は主に土地公を信奉する。内容の異なる節日について、５月５日は漢族が屈原を記念する祭りであるのに対し、壮族は薬王菩薩の誕辰である。また、２月社節について、漢族は社神を大樹の下で祭るが、壮族は別の場所に大きな廟を建てる。この際、漢族は豚肉１塊で祭るのみだが、壮族は豚を殺して祭る。		

表の記事から次の諸点が特徴として指摘されよう。①行事の有無。当地の漢族には１年 12 個月の全てに行事があるが、壮族は９個月のみである。なお、６月の莫一大王祭は壮族にのみ見られ、他民族のもとにはない。②行事内容。壮族のもとでは青年男女の間での唱歌活動（対歌）が春節や４月８日・７月中元節などの機会に行われる。また９月重陽節の活動として、漢族に伝統的な「登高」の習俗が壮族にはなく、糯米粑（モチ）を作り新穀の収穫を祝うという内容である。

①の行事の有無について、表には漢族の行事に関する具体的説明はないが、周辺各県の地方志の記事から推測すると、壮族のもとに欠如しているのは 10 月の寒衣節・11 月の冬

至節・12月の竈神節と思われる（なお、12月30日の除夜は春節の範疇に含まれる）。これらの行事は他の壮族地域でも一般的ではなく、行われる場合でも漢族のそれほど盛大な活動は見られず、元来漢族から伝播した行事であるようである。このような漢族起源の行事は壮族のもとに少なからず見られる。なお、龍脊の壮族は3月3日に神農節を行い、清明節に墓参（掃墓）を行うとされるが、他の地域では3月3日に掃墓を行うほうが多いようである。3月3日の墓参は壮族に特有の習俗とは限らないが、筆者は、少なくとも広西に関する限り、農村部では3月3日の墓参がより古く、のちに漢族の影響を受けて清明墓参の習俗が波及したが、なおも古俗を維持する壮族が少なくないと考えている。②について、第6章でもふれたように、対歌は壮族のもとに古くから見られる習俗で、他の壮族地域でも、行事が漢族に起源するものであっても、行事の毎に対歌が行なわれる場合が少なくない（とくに3月中にそれが行なわれる地方も少なくない）。重陽節などの活動内容の相違は他の壮族地域にも少なからず見出され、行事名称や期日において漢族の影響を受けた結果であるように思われる(4)。以上から、龍脊の場合、清明節に墓参を行う点では漢文化の影響が認められるものの、いくつかの漢族起源（と考えられる）行事の欠如や活動内容の相違において非漢族的な要素をも同時に留めていると思われる(5)。

ところで、注意したいのは、表12では壮族と漢族との行事の相違とされているが、巨視的には必ずしも相違とは考えられないものもある点である。たとえば2月社節について、漢族が大樹の下で社神を祭るのに対して壮族は廟内で行うとされ、また供物についても漢族が各自が豚肉の塊を持ち寄るのに対して壮族は豚を共同で殺すというが、廟の有無や形状を一般化して民族による相違と断ずるのは危険である。社神への豚肉供犠の方法の相違についても然りである。他に五月端午節の解釈にも問題があるし、また寨による行事の相違が考慮されるべきである(6)。こうした問題点は、特定の時期・地点において行われた調査のみに依拠して解釈を加えたことに起因する。年中行事に関する壮族と漢族との比較については、第6・7章で展開したように各地の事例を広く取り上げ、かつ文献をも活用して通時的な変化をも視野に入れた上で行なわれなければならない。

第3節　莫一大王祭

本節では莫一大王祭の行程を中心に検討を行うが、まず莫一大王神の由来伝承を瞥見し、併せて龍脊の人々の莫一大王に対する観念にふれた上で、祭りの行程を記述する。

1．莫一大王伝承

莫一大王に関する伝承は主に広西北部・西北部に流伝している。まず［欧陽・周・黄・曽（編）　1986：114—133］）により伝承の内容について見ておこう。同書によると、莫一大王伝説は多数の人々により長期にわたって、民間に流伝する関連神話・伝説故事を加えながら次第に形成された英雄物語で、散文体と詩歌体とがある。内容は所伝によって多少の相違があるが、同書に載せる所伝の大意を示すと次のようになる。

> 莫一は宋代の人で、父が官憲のために殺され、幼少より辛酸を舐めた。のち父の化身の神牛の助けにより、山河を動かしたり太陽を沈めることのできる超人的力量を得た。はじめ宮廷で「大王」に任ぜられるが、のちに皇帝の軍と戦うことになった。彼は超人的能力を自在に駆使しての攻防を見せるが結局敗北し斬首された。のち莫一の首の化身の蜂が皇帝に一矢を報いることになった。

物語の骨格を構成しているのは、任官や戦闘といった場面に表示される莫一と中国皇帝との関係であり、そこには壮族がたどって来た歴史的過程、服従と反抗の両現象を個別的に生起しながらも大勢として中国王朝の支配下に編入されて行く過程が象徴的に示されている。

この所伝は様々な要素が加上されており原型の復元が困難なほどであるが、この点、康熙『陽朔県志』二、古蹟「莫王古矛」の按語に、「莫王は龍城の人なり。征戦に因りて後に此の地に神たり。顕応護国を以て遂に王に封ぜられ、享祀血食せらる。当時持つ所の矛、重さ百餘斤なり、尚お木岩に挿されり」とある。すなわち、龍城（現・柳城県）出身の莫王が「征戦」のために陽朔県で神格化され、後に壮族の間に霊験があったために王号を与えられ「享祀血食」（献牲しての祭祀）されるようになった。武器の記載から既に超人的力量が付されているが、この時点ではまだ山河を動かすほどの力量は付加されていない。なお、『同書』同項「莫氏墓」には、「都楽山の下に在り。五代中、南丹州に竊拠す。莫公晟・延甚は皆な其の後なり。宋の時、入貢し銀青持節南丹州事に襲封せらる」と記されており、五代の時に南丹州に割拠し宋代に入貢してその地の首長の地位の世襲を認定された莫氏の祖先の墓が陽朔県にあるという。先の「莫王」とこの「莫氏」とが同一の存在である確証はなく、また同一であるにしても「征戦」に関する具体的記述の欠如、墓の所在の真偽、出身地（柳城）と領有地（南丹）の矛盾など問題点がある。しかし、少なくとも莫王を祭り莫氏の墓について伝承を残す行為の主体となったのが明代に広西西北部一帯から陽朔に移住した壮族であろうと思われることからすれば、彼らの観念における故地南丹の莫氏の

存在が莫王伝承の形成とその祭祀に何らかの作用を果たしたことが推測される。

なお、莫一大王を特定の人物に同定しようとする見解がある。すなわち、劉錫藩は宋初開宝年間の莫洪　（ないしその祖・孫の何れか）であるとし［劉　1934：82—83］(7)、また覃承勤は莫洪晉の曽孫にあたる莫世忍に同定した［『中国各民族宗教与神話大詞典』編審委員会（編）　1990：755］(8)。莫洪晉・莫世忍がともに莫氏の支配権が確立される過程で重要な役割を果たしている点から言えば上記の見解にはともに可能性がある(9)が、莫一大王の素性が明示された記事が地方志等に残されていない以上は憶測を避け、ここでは莫一大王と南丹莫氏との間の関連性を示唆するのみにとどめたい。

なお、本章で対象とする龍脊の壮族の人々の間でも莫一大王の由来に関する伝承は残されていない。ただ、各家の祭壇上に紅紙に神名が墨書されたものが貼られており（図１）、「本家香火莫一大王尊神之位」という名称から彼らの祖先神的な神祇として位置付けられているのを窺うことができる(10)。おそらくは彼らが故地の南丹を離れて移住の途についてから長期間（約３、400 年）経過したことや壮族の系譜観念のあり方と関係があるであろうが、しかしこの際重要なのは実際に祭りを行う当事者である龍脊の人々の莫一大王に対する観念において、その由来は未詳であってもそれが最高神であるという認識が根強いことである。そしてこの認識は祭りを通じて絶えず維持強化されているのである。

最高神であるゆえ、莫一大王の霊験は非常に広い範囲に及ぶ。すなわち、人々の無病息災や生活の順調・村落の土地を守護し、自然災害を消滅させ穀物の豊作を保証するなどであり、災害や疫病の予防は勿論、それが発生した後も鎮める霊力を持つ。このように龍脊では莫一大王は人々の生活に深く根を下し、人々に最も信奉される神祇なのである。

2．莫一大王祭の祭祀行程

（1）日常の祭り・非日常の祭り

次に祭りの具体的方法について、まず祭られる場面については日常的な祭祀と非日常的祭祀との両方が見られる。前者は各家庭単位で行なわれるものである。後者は全村性で、かつ定期的祭祀としての莫一大王祭の外、他の年中行事の際に付随的に祭られる場合や災害の発生に際して臨時的に祭られる場合もある。

まず日常の祭祀について、金竹寨では毎月朔望（１日・15 日）に家内の祭壇に供物が捧げられる。祭卓に酒３杯・豚肉１斤（500ｇ）が供えられ、香が３本焚かれる。進供の際に人々が跪拝をするが、一家の成員であれば男女老幼を問わず祭ることができる。祭壇は通

常、家屋（干闌＝高床式）の二層（人間の居住空間）の入口から入って正面中央部のところ（当地の漢族の住居で言えば正庁に相当する）に設置され、香炉の置かれた案卓の上方の壁に神名が墨書された紅紙が貼られる。案卓の下方の壁面にも紅紙を以て土地龍神などが祭られる。住居の形式自体は異なるものの祭壇のこのような配置状態は漢族的な色彩が濃厚である。しかし紅紙上の神名には他の民族には見られない神＝莫一大王が書かれる。たとえば同寨の廖某氏宅のそれは先の図１のように、中央に天地国親師位、左に先祖の神位が、そして右には莫一大王の名が書かれている。これが家人の平安を守護する「家の莫一大王」として認識される神である（左右の神名の配置が家によって逆になる場合もある これに対し村の廟で祭られるのが全寨の平安を守護する「村の莫一大王」である。その祭りは先述（註６）のように寨によって期日が異なり、金竹寨では旧暦３月３日に、そして馬海寨では６月２日に行われる。それは定期的祭祀のみならず、他の年中行事の際にも祭られる。たとえば春節の期間中、旧暦正月 15 日前前後に龍舞が行われるが、その際にも莫一大王が拝まれる。また、２月の社祭の折にも莫一大王が陪祀される。これらの外にも各家では年中行事の毎に莫一大王の神前に特定の節食の品や鶏鴨を供えて祭られる。

災厄発生時の臨時の祭祀として、解放前に虫害に遭った某寨では、人々が廟で莫一大王に祈願してから田間で焼香したところ（莫一大王が陰兵を派遣して）駆虫に成功したという言い伝えがある。旱害に見舞われた時には莫一大王を祭っての雨乞いも行われた。また解放前、小児が病気になった場合にも人々は廟へ行き豚肉や酒飯を供えて点灯し、当事者の姓名を盛り込んだ祈願文を木板に墨書して安置して治癒祈願をした。そして祈願終了後に供物を持ち帰って子供に与え、治癒の後も子が 17、18 歳頃になるまでは進供が継続された（小児が生まれつき病弱の場合にも同様に行為がなされた）。

このように龍脊では日常的にも年中行事の際にも、さらに非常の災厄の時にも莫一大王が祭られ、それが人々の生活に深く浸透してきたのである。

（２）馬海寨の祭りの現場

筆者が実際に観察した莫一大王祭は、先述のように 1990 年７月 23 日（旧暦６月２日）に馬海寨で行われたものである。以下に祭祀行程を記述する。

①祭祀組織と準備作業

まず、祭りに先立つこと２日、７月 21 日に準備作業の段取りが決定された。その協議は祭りの世話役（特定の役職名はない）の５人の寨老によってなされた。馬海寨は先述のよ

うに老寨・中寨・六家湾寨・天寨・毛竹寨の５つの寨から成るが、集まった５人のうち３人は中寨の韋姓、２人は天寨の蒙姓であった。中寨から３人が参加しているのはその年の当番だからであり、３人中１人が正式の代表者で、他の２人は１人が代表の息子で実務面を担当し、もう１人は寨の居民委員会の責任者である。また天寨は５寨中最大規模で、地理的に廟に最も近く、しかも祭りの実務に習熟した寨老がいるので２名が出席した。当番の選任は５寨の輪番方式とされており、そのローティーションは老寨→中寨→六家湾寨→天寨→毛竹寨の順で、このうち規模が最大の天寨では３年連続、次に大きい中寨では２年連続で担当し、他の寨は１年のみの担当とされている。従って、老寨を例にとると一度担当してから８年後に次回の当番が回ってくることになる。中寨ではこの年が当番の初年度であるから翌年も連続して担当することになる。

当番となった寨が預め準備しなければならない作業は牲獣として捧げられる豚１頭の飼育、アヒル・鶏各１羽の調達、酒（糯米の醸造酒）と糯米飯、稲藁製の炬１個の用意などである。廟内の設営は５人の当番が協力して行い、神名を墨書した紅紙や参加者の人数分の茶碗と大鍋１個が用意される。これ以外の紙銭や線香などの祭具は参加者が持参する（１人当り紙銭１束・線香９本ほど）。なお、豚の提供者に対しては事後、収穫期に戸毎に穀米12 斤（６kg）か特産の「臘肉」（豚肉の塊の薫製）２斤（１kg）を以て支払うことになっており、また糯米飯の原料の糯米は預め各寨老が一戸当り半斤（500ｇ）を集め天寨の寨老が保管する（何らかの事情により糯米を供出できない場合には、代表者が立て替え収穫後に返還する）。こうした点から醵資の平等性が厳密に維持されていると言える。

祭りには２戸から１人（男子）の割合で参加する。かつては各戸１人であったようだが、農繁期の時期という事情が考慮された結果であるらしい。参加者は馬海寨に属する５寨の人々であり、先述のように祭祀の範囲が地域単位としての馬海寨に一致する。

②祭祀場所

祭祀は莫一大王廟で行なわれる。廟は村の裏手にあり、最も近い天寨からでも徒歩で20分ほど要する。風水説に基づき、陰静で「山環水抱」の地点が選定され、正面入口が南向きになるように建てられた。建築工事は1981 年６月 24 日に全寨の人々が共同で行った。その時に落成式を兼ねて莫一大王祭が開催され、師公を招いて神を安置する儀式を行ったというが、近年は師公による宗教的活動は廃れる傾向にあり、今回も参加していない。

廟内の配置（図２）について、まず入口から入って真正面に祭壇が設置されているが神

像はなく、神名が書かれた紅紙が貼られているのみである(11)。紅紙上の神名は図３の如くである。中央の「廟王」は当地の人々の認識によると莫一大王の別称であるという。「廟王」について、ほぼ同じ頃に再建された侯家寨の莫一大王廟の屋根の梁に「本部廟王莫一大王顕応威霊仏佑衆姓五谷人丁六畜興旺永世　康盈」と書かれている。先述のように潘姓のいくつかの寨では莫一大王信仰がないが、それらの寨のうち平寨では、廟王が最高神とされる。この点からすれば、全部の寨で廟王が莫一大王に一致するわけではないが、しかし、龍脊の多くの寨では廟王は莫一大王と一致するようである。なお、ここでは莫一大王の神名も左から三番目に別個に書かれており、広福・神農・五穀・城皇（隍）・社神といった、漢族にも見られる神とともに陪神として並べられている。廟王と莫一大王との関係についての現象は、おそらく壮族の人々が漢文化を受容するに際して、漢族にない莫一大王を位置付ける際に独自の解釈をした結果であろうが、ここでは立ち入った分析を保留する。しかし、いずれにせよ馬海寨のこの祭りにおいては主神が莫一大王であることと、壮族起源の神と漢族起源の諸神とが同時に祭られていることが指摘されよう。

祭壇の前には線香が立てられた香炉と茶椀数個が置かれている（そのうちの１個には調理済みのアヒルが入れられている)。祭壇の１mほど手前には 56 個の茶椀が置かれた供物台が据えられている（写真 16 を参照)。祭壇の左右や廟内左側壁面には調理用の長卓が置かれている。廟内の右側の片隅には石を積み上げた竈が据えられ、その上に大鍋がのせられている。また廟内に参加者用のベンチが９架据えられた。このような配置状況の下、午前八時過ぎに爆竹の音を合図に祭りが開始されたのである。

③祭りの行程

祭りの開始に先立ち、朝６時頃には豚１頭が当番の家から２人の若者の手によって担がれてきた。これを廟外で屠り、内臓を取り出してから廟内に運び入れた。内臓は廟内右手の大鍋で煮た後、切り刻んで部位毎に別々の容器に盛る。内臓を取り去った豚を廟内左手の調理台に運び、そこでまず頭部と尾とを切り落とし、次いで四肢、さらに肉の順に切り分ける。屠殺の際に出た生血は容器にとり神前に捧げられるが、生肉は祭壇に置いてはならないとされているので、豚の解体は別の調理台の上で行われる。２人の担当者による重量 75kg もの大豚の解体作業は約一時間半もかけて行なわれた。肉の切り分け方は厳密で、天秤で重量を計りながら行なわれる。これは祭りの終りに参加者に分配されるためで、一包みごとの分量が均等になるように注意が払われる。解体作業の担当者には報酬として幾

分多目に肉が与えられ、祭りの代表者１人と来年度の代表予定者１人と肉切り人２人の計４人には豚の四肢が与えられる。解体作業が進められる傍ら、祭壇右手の調理台に預め蒸した糯米飯を樽に入れたものを運び、その場で握り飯を作り台上に並べてゆく。祭りの開始の合図があってからしばらくの間はこうした作業が続けられ、その間に爆竹の音を聞いた村人が三々五々やってくる。参加者は各自、紙銭や線香の外、鍋などの容器を持参して来るが、それは祭りの際に分配される豚・鶏・アヒルの肉や内臓を入れて持ち帰るためである。

祭りは９時過ぎに正式に開始された。まず、当番たちが供物台に置かれた茶椀に糯米酒を少量ずつ注ぎ、それを廟内のベンチに座った参加者に分配する（参加者の席次については特に決まりはない)。参加者はその場で飲み干すか、または容器に入れる。参加者には年齢制限がないので子供もいる。また原則的には男子に限られるが、水田の除草に忙殺される時期なので、女児でも代理として参加を許され酒肉を持ち帰る場合も見られる。茶椀が空になると当番が回収して、一旦もとの祭壇前の供物台に戻して台上に伏せ、神に捧げた酒を飲み干したことを表示する。次に預め調理して切り分けておいたアヒルの肉を少量ずつ、各椀均等になるよう供物台の椀の中に入れて行く。同じものが祭壇にも捧げられる。代表者がここで祭壇に向かって直立し、預め用意した米粒を少量つかみ上下に各３回撒く。次いで当番たちが件の茶椀に酒を振りかけ参加者に分配する。これらの動作は供物台の前で行われ、先に神前に牲肉を献供してから参加者へ分配されるという形式をとる。

分配は 12 回にわたって行なわれる。最初の茶椀に酒を注いだだけのものは 12 回の中に数えられない。１・２回目の分配では、アヒルの肉片・内臓が茶椀に入れられ酒がかけられるが、３回目からは豚の頭部・内臓が使われ、それに酒がかけられたものになる。それも毎回、肝臓・胃・腸・頭部など別々の部位が使われ、毎回の間隔はほぼ 10 分程度である。このように毎回異なる部位の牲肉を入れた茶椀を 12 回に分けて順に神に捧げてから均分するという方法は、前表に指摘されている通りである（その場面は写真 17 を参照)。なお、調理した肉や内臓を茶椀に入れそれに酒を注ぐのは、龍脊では結婚披露等の重要な宴会や賓客の接待の折にのみ用いられる特別の方式（「肉酒」と称される）で、それが最高神の祭りにも用いられるのである。

７回目の分配の開始の時に代表者が茶椀一椀を祭壇に捧げて跪拝する。その後、８・９回目の時には、豚の頭皮などを茶椀に入れ酒を注いだものの外に握り飯が分配される（１人につき各回２個で計４個が分配される)。なお、８回目の際には参加者はその場で必ず飲

食せねばならない。つまり 12 回の分配の中、最低 1 回は神前で実際に牲肉を共食する場面が含まれるわけである。さらに、11 回目の際に居民委員が起立して発言をする。この時は廟の破損個所を翌年度の祭りの時までに修理したい旨を提言して人々の賛同を得、同時に各家の分担金額・労力提供に関することが神前で取り決められた。なお、村人の生活に関わる事柄なら大小を問わず誰でもこの場で発言が許されることになっており、そのことは神前での儀式と相俟って人々の共同意識を強めるのに作用を果たしているようだ(12)。

さて、11 回目の分配が終了すると、当番たちは 12 回目の用意をするとともに、炬を供物台の前に立てて参加者が持参した紙銭をそれに巻き付ける。その時までには左方の調理台には、短冊形に切り分けられた豚肉が一包みごとに稲藁でくくられ置かれる（写真 18 を参照)。12 回目の時には時刻は既に午前 11 時を過ぎており、これが最後の分配となる。参加者に 1 椀ずつ（部位は頭部）分配された外、代表者には 3 椀が与えられた。代表者がその場で椀を干し米粒を撒く。そして 11 時半、代表者は紙銭を巻き付けた炬に点火するが、同時に彼は虫害や病気などの村中の災厄を炬火の中に封じ込めて焼くことを神前で報告し、また豊年の加護を祈願する。炬が勢い良く燃え始めるとやがて祭りの終了を告げる爆竹が鳴らされる。人々は調理台の上に置かれた豚肉 2 包み（2 家分）ずつを持って帰途につく。火がほぼ燃え尽きたところで、代表者は最後に神前で礼拝して、こうして祭りは正式に終了したのである(13)。

第 4 節　考察

1．莫一大王祭と社祭

以上に馬海寨の莫一大王祭について見てきたが、こうした祭祀行動に壮族文化のどのような側面が表現されているのであろうか。まず、祭祀方式上の特徴として注意を惹くのは社神祭祀との類似性である。たとえば醵資の平等性、牲肉の献供と分配、神前での共食、祭壇の神名中における社神の存在等の点においてである。さらに祭祀方式のみならず、霊験の上でも人畜平安・五穀豊穣等、両者の間には重複性が認められる(14)。従って莫一大王祭の考察には社神祭祀の検討が欠かせない。

社神祭祀の歴史は古いが、明代以降の時期に注目すると、明代に社神と、社神とは起源を異にするが類似した性格を持つ土地神とが民間では殆ど同一視され、春秋 2 回、祭られるようになったと言われ［中村　1990:128－160］、祭りの主要目的は「春祈秋報」にある。広西でも社神祭祀は広範に見られるが、文献の記事の現れ方からそれは元来漢族に起源し、

後に壮族のもとにも移入されたように思われ、壮語（北部方言）の称謂「シャー」も漢語のそれと同音である。それは壮族地区では廟内に祭られる場合と大樹（榕樹など）の根元に自然石を立てただけのものの両方の事例が見られ、また社神と土地神とは殆ど同一視されるようであるが、両者が区別され別個に存在する場合もある。ともあれ、社神は壮族地域では相当に重視され、大抵の村には祭られている（ただし１自然村に１つとは限らず、複数の自然村に１つだけの場合や逆に１自然村に複数の社神がある場合もある）。

壮族の社神祭祀の受容を伝える記事は清代以降の文献に見られる。たとえば『古今図書集成』、暦象彙編、歳功典三一、社日部「永寧州」に、壮族の社祭はとくに厳粛で、祭日には潔斎して臨み、敢えて争いや喧嘩を起こす者はいなかったことが指摘されている。また、道光『修仁県志』一、輿地「風俗」に、「壮俗に冠礼なく、ただ社日と中元に猪（ブタ）を宰し大いに食うのみ」とある。先の永寧州は明末に壮族の蜂起の中心地となった地方で、それが鎮圧されてからも餘塵がまだ残存し漢族の儒教的礼俗が浸透していない時点での記事である。後の修仁県の場合も壮族のもとに漢俗が定着していない段階で既に中元節とともに社祭が重視されていたことを示している。祭祀方式として、牲獣を献供して神前にて共食する事例は少なくない(15)し、また社祭が争いの調停の場としての作用をも果たしていたことを示す事例(16)やその機会を利用して対歌が行われる場合(17)も見られる。

民国期に入ると祭祀方式に変化が発生する。すなわち人々が社廟に集まり共同で祭る集団的方式から各戸単位での個別的方式への変化である。後者の方式の場合、その場での豚肉解体は行われず、各戸が調理ずみの豚肉等を少量献供するのみとなる。この変化は漢族のもとでより早期に発生したようで(18)、龍脊でも前表の如く、漢族は壮族と異なり豚肉１塊を持参するのみとされている。集団的方式は壮族地区でも解放後に廃れる傾向にあり現在では少数の地方のみである(19)。この点からすると、漢族や他の多くの壮族地区では廃れた古式(20)が龍脊ではなおも保存されていると言うことができるのであり、先述の馬海寨の莫一大王祭や、また廖家寨の２月２日の社祭はその好例である(21)。

ところで、祭りの時期について、社祭が２月・８月に行われるのに対して馬海寨では莫一大王祭は６月に行なわれるが、文献を見ると６月にも社祭が行なわれる地方が少なくない。たとえば忻城県では解放前、２月と８月の社祭の外、６月６日を「保苗節」と称し、社壇もしくは「五穀廟」にて集団的祭祀を行っていたという［覃　1990：156―160］。６月６日に土地神の誕辰として祭祀が行われる場合が少なくない(22)が、６月２日にそれが行われる場合もまた見られる。たとえば民国『賀県志』二「風俗」に、「四郷、田社を祭る。

毎歳二六八月初二日、猪を宰して祭を致す。祭畢るに肉を分けて家に帰り、而る後これを食う」とある(23)。農業暦は自然条件の相違に応じて必ずしも一様ではなく、他地域の事例は龍脊には即ちに当てはまらない。だが概して6月上旬は5月中に田植えを終了した直後に当り、農事開始（2月）・収穫（8月～9月）とともに稲作の重要な節目である。かくて6月上旬にも社祭が挙行されるようになったと思われる。

以上より、漢族のもとで行われていた社祭が壮族のもとにも移入されて普及し、さらにその祭祀方式が莫一大王祭の行程に導入されたものと考えられる。そうだとすると、莫一大王祭は壮族の神を漢族の祭祀方式を用いて祭る行事と言うことができるであろう。

2．莫一大王神と神祇の地域的差異

以上の考察が誤りないものとしても、壮族文化の特徴について説明を行なうのには不十分であろう。何故なら、先述のように莫一大王伝承やその祭祀が行なわれる地域は全ての壮族地域を含むわけではないからである。龍脊においても然りである。この問題は移住史や居住地の諸条件の相違に応じて形成された壮族の神祇祭祀の地域差という角度から考察されねばならないであろう。

壮族の移住史について筆者はかつて、壮族のかなりの部分が明代に、多くの小規模集団による波状的移動という形で湖北湖南・貴州・広西西北部辺境地帯などから広西へ移住したことを論証し、さらに南宋時代に既に広西に存在していた集団をも考慮して、多くの下位集団が歴史的展開に伴って結集・融合して「壮族」が形成されたものと推定した（[塚田1985b：37—55]。なお地図3をも参照されたい。南宋以前に既に広西に見られる集団としては、唐宋時代に左・右江流域に出現する黄氏や儂氏・岑氏などが含まれよう）。

また、壮族の地域差について、明清時代の広西中部以東の地を中心に、壮族と漢族移民との関係史について検討を行い次の三類型を設定した。（ⅰ）経済的先進地で漢族人口が多く、壮族が経済的に漢族に従属し独自の社会体制が解体した広西東南部平野地帯、（ⅱ）経済的後進地で壮族が社会的独自性を維持し得た北部山岳地帯、（ⅲ）先の両地域の中間的様相を呈する中部丘陵地帯（[塚田　1991：329—379]。本書第11章。なお、この地域類型は左・右江流域の土官地域をも加えて再設定される必要がある）。こうした壮族の移住と定住、そして漢族との関係の濃淡によって生じた地域差は壮族の神祇祭祀にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。

莫一大王伝承の流伝範囲は、広西の西北部（宜山県・河池市・南丹県）と北部（龍勝各

族自治県・三江侗族自治県）が中心である。この外、筆者が確認し得た限りでは中部の柳城県六塘郷や東南部の賀県南郷にもそれが神祇として存する。龍勝・三江・賀県について言えば壮族の多くは広西西北部を故地とする移住民（おそらく「狼兵」）である。同様の来歴を持つ壮族は、外にも東南部の藤県・桂平県・荔浦県等にも存するが、これらの地域では漢族の影響が比較的強く、恐らくは漢化の過程において莫一大王伝承が消滅したか、もしくは変質を遂げたかのように思われる(24)。とすると、莫一大王信仰は壮族の析出地の一つである広西西北部辺境地帯の壮族に起源し、移住にともなって各地にもたらされたのが、のちに漢族の影響度の強弱によって東南部平野地帯ではほぼ消滅したが、北部や西北部の山岳地帯など一部の地域に残されたものであると言うことができるであろう(25)。

ただし注意したいのは壮族の来源の多元性である。筆者の調査によると先の賀県や三江県・柳城県には確かに莫一大王を信奉する集団が存するが、湖南（賀県・柳城の場合）の外に江西・福建（三江県の場合）等を析出地とする移住伝説を持つ集団も併存しており、それらの人々のもとでは莫一大王は神祇にはなく、社神や関帝・花婆等の外、地域的神祇（たとえば三江の「二姓侯王」等）があるのみである(26)。また、左・右江流域の場合、壮族はほぼ土著であるようだが、神祇としては社神・土地神が主体である地方が少なくない。龍脊をも含む多くの地域で社神・土地神が祀られている点で壮族の神祇には共通性が見られるが、しかし地域差も同時に見られるのである。それは壮族が言語や諸習俗において同質性を有しながらも、その中での一定程度の地域差の存在を明示する事例と言えよう。

以上の考察から、少なくとも壮族の民族形成史における複合性と神祇の地域差の存在が指摘されるのであり、莫一大王神の信仰地域の限定性は「壮族」のこうした特徴をよく表示していることを窺うことができよう。

小結

以上に検討したように、旧暦６月２日に龍勝県の壮族地区龍脊の大規模な寨の一つ、馬海寨で行われる莫一大王祭は、田植えを終了し収穫に向けて除草が開始される時期において、民族的最高神莫一大王を主神として、寨老を中心とする１寨単位の祭祀組織に基づいて、漢族の社祭と同様の方式で祭り、五穀豊穣をはじめ寨の土地と人々の守護を祈願する全村性の祭りである。社祭方式の導入という点からすると社神信仰の壮族のもとへの浸透度の大きさが指摘される。しかし、漢族のもとには存在しない神を祭る行為からすれば、そこに壮族としての主張がなされており、従ってそれは壮族的・漢族的両要素の複合的な

祭祀形態であると言える。こうした複合性は壮族文化の一つの特徴をなしており、同時に伝承の中の莫一大王神が中国（漢族）皇帝への服従と反抗とを基軸に語られるように、漢族の強い影響力を不断に受容し続け、漢文化を導入吸収しつつ壮族なりの文化形成を行なってきた歴史的過程をとどめるものに他ならない。

壮族の歴史過程において、来歴の異なる多くの集団が結集・融合して今日の「壮族」が形成されて来たが、莫一大王信仰を有する壮族は広西西北部を故地とし、そこから広西北部や東南部に移住した集団に限定されるのであり、他の来歴を持つ壮族のもとには見られない（恐らく南丹の莫氏土官と何らかの関係があろう）。その上、現在では龍脊をはじめ比較的漢族の影響の度合が弱い山岳地帯の人々の間に残されているに過ぎないが、こうした地域差もまた壮族文化の一つの特徴をなしているものと思われる。

註

(1) 莫一大王は現地の壮語（北部方言）で「モーイー・ダイワン」と称し、莫王とも略称される。莫一大王祭に関する先行研究はなく、僅かに中国で調査報告の中に簡単な紹介がなされているのみである［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：131—133］［黄鈺 1990：90—91］）。なお 、旧暦６月２日は平年なら新暦７月上旬頃に当るが、1990 年は閏年で閏５月が加わった。

(2) 第４章で指摘したが、壮族の寨老は漢族の宗族の族長と比べると、血縁集団の代表者ではないことに加えて、輩行を重視しないこと、その地位が流動的であること（人々がもめごとの調停を依頼しなくなれば彼は寨老ではなくなる）において相違がある。

(3) 第７章註８を参照。

(4) なお、第６章でもふれたが、年中行事の壮語（北部方言）の名称は、牛王節（シン・ホイワイ）など少数のものを除き、行事の行なわれる月日を表示するものである（たとえば７月中元節は「七月十四」（ツァッニエン・ツェーセー） または「七月節」（シン・ツァッ）） から、名称によるだけでは壮族固有のものなのか漢族から移入されたものか判断し難い。

(5) 年中行事の中で人々が特に重視するのは、馬海寨では春節・４月８・中元節・莫一大王祭が挙げられる。壮族地区全体では春節と中元節が共通の大きな祭りである。

(6) ５月端午節は壮族のもとでは「薬王菩薩誕生記念節」とされているが、それは夏至を控えて邪気悪疫・毒虫を祓除する活動をともなう端午節の本来の目的［可児　1984：449-—454、中村　1988：131—160］から逸脱しないし、薬王廟は漢族地区でも広く見られる。

寨による活動内容の相違については前章でもふれたが、３月３日は金竹寨では莫一大王祭（今はない）だが、馬海寨では特別の活動はなく人々が三々五々最寄りの墟市（定期市）に出向くに過ぎない。また、４月８日は廖家寨では広福大王祭だが金竹寨・平安寨では６月２日にそれを行なう。さらに 12 月 24 日に金竹寨では竈神祭が行なわれる（ただし祭られる対象として竈神より莫一大王に重点が置かれる）。なお、黄鈺は 10 月に「豊収節」・11 月に「喫冬節」（冬至）がある（場所は明記せず）ことを報告している［黄 1990：90－91］。

(7) なお、劉錫藩によると、「獞人」は莫一大王を最も信奉し、これを廟に祭りその霊を

畏敬すること、莫一の外に莫二・莫三・莫四・莫五の各大王や莫法義・莫法貴などの法官が神祇として存在すること、「八廟神」とも称し、その木像神体には「勅奉通天聖帝莫一大王」との字があること、3年に1度・5年に2度「慶願」し10年に1度「還願」することなどが指摘されている。筆者の調査（1990年7月）によると、賀県では莫一の神位は「勅賜通天聖帝莫一大王」とされ、また「玉封京朝太子莫六官」なる神祇もある。

(8) なお、覃承勤は、広西西北部一帯の各村に広く莫一大王廟が設けられ、その最大のものが河池市襲華村の廟で明代の建築である（ただし今は廃墟となった）ことを指摘している［『中国各民族宗教与神話大詞典』編審委員会（編）　1990：778］。同氏は莫一を莫世忍と断定しているが、その根拠については検討を要する。

(9) 莫洪　は南丹州の支配権を中国王朝によって初めて認定された人物である（『文献通考』三三一、四裔考「南丹州蛮」）。また、莫氏土官のもとにも山東を故地とする移住伝説があり、始遷祖を「莫偉勳」としているが、それが活躍した時期（北宋元豊年間）から見て、莫世忍と同一人物であろうと思われる。

(10) なお宜山県洛東郷でも、各家の祭壇には「本家香火祖祀莫一大王真正尊神」と書かれるが、来歴についての伝承は残されていない［広西壮族自治区編輯組（編）　1986a：63］。

(11) かつて平安寨や江辺寨にも莫一大王廟があり、廟内には莫一大王の木像（4～5尺＝1.5m前後）を中心に、左右に広福大王・神農大帝の木像が安置されていたという。また、侯家寨の廟には社神（戸口から入って左方）と莫一大王（右方）の石像が並置されている。しかし、先述のように解放後に廟が破壊され、現在も未修復の場合が少なくなく、筆者が実際に見た廟は馬海寨と上記の侯家寨のもののみである。

(12) かつては寨老がこうした機会に農作業などの事柄を衆前で発言した。馬海では今でもその名残が見られるものの、このように政府役員と連係しての活動になっている。

(13) なお、前表12では子・午の年には豚の外に牛を殺して大祭を行うとされているが、馬海寨ではこの活動は行われていないようである。また、専門のコック一人を呼び調理するとされているが、馬海寨では複数の村民が分担して行っていた。

(14) 侯家寨の廟では莫一大王と社神とが合同で祀られており、廟内の屋根の梁に各々の神名が墨書されている。社神は「本部社王顕応威霊仏佑衆姓五穀人丁六畜興旺永世　康簣」と書かれており、「顕応……永世」の部分が莫一大王のそれと全く同じである。

(15) この点については、康熙『永淳県志』十、風俗「節令」、乾隆『柳州府志』三O、猺獞「獞」、民国『凌雲県志』第三編、社会「祭」等に記事がある。なお、牲獣としては豚が用いられる場合が多いが、牛を用いる場合も見られる。雍正『平楽府志』四、風俗附「節序」等に記事が見られ、また筆者の隆林県委楽郷の調査（1991年11月）によると社祭（当地では旧暦3月3日・7月14日）の際には牛・豚の何れかが用いられたという。

(16) この点については、康熙『上林県志』上、土風「毎歳節序」、民国（二三年）『武宣県志』二、喪祭「祭祀」など。『武宣県志』では、紛糾の解決のみならず「郷規」や農務のことも議題とされたというが、この点について前表によると、龍脊でもこの時に農作物の耕作の時期やその方法を老人が語り聞かせたという。

(17)(18)(19) この点については、第6章第2節を参照。

(20) 田仲一成の香港新界での調査によると、供犠や分胙を含む古式に基づく方法は非常に少なくなっているようである［田仲　1989：43—83］。なお、同書に見える香港漢族の社祭は、儀礼の過程や道具立て等の点において壮族の莫一大王祭よりはかなり複雑である。

(21) 莫一大王祭のみならず廖家寨では社祭の時にも12回の分配と祭後の分胙が行われ、12回の分配について人々は1年（12個月）に由来するものと認識している。

(22) この点については、第６章第２節第４項を参照。なお、第６章でもふれたように、かつて６月６日に漢族の間では衣服・書籍の虫干しが行なわれたが、壮族には少ない。

(23) また、民国『宜山県志』三「人事」には、「六月二日・六日、皆な土神を祀り、穀の熟せんことを祈る」とあり、二日と六日の二度にわたり祭祀が行なわれる場合もある。龍勝県瓢里郷思梅村での筆者の調査（1990 年１月）でも、解放前に当地で６月２日と６日の２日間にわたって莫一大王祭が行なわれたという。

(24) なお、荔浦県には「莫王廟」がある（雍正『平楽府志』一四「祀典」）。莫王は隋～唐初、立山（蒙山県）に生まれ、父の死後母の再嫁にともない義父の莫姓に改めた（名は不明）。後に神仙術を会得し死後に再生し、五代（後唐）の時に戦功により皇帝から王爵を封ぜられ廟に祀られることになったという（雍正『平楽府志』十四、祀典附仙釈、隋「莫王」）。戦争との関連性や超人的力量を持つ点で先の『陽朔県志』の記事と共通性があるが、中国王朝に対する戦功や官による祭祀が強調されていることからすれば、莫一大王伝説の内容が壮族の移住と漢化の過程で変質を遂げたかのように想像される。

(25) 龍脊でも潘姓は祖先が南丹慶遠付近から来住したが、廖姓等と異なり、移住の途上で莫一大王伝承が消滅したようである。

(26) たとえば、筆者の三江侗族自治県牙林郷の調査（1990 年５月、1997 年８月）によると、当地の白言村では、福建から来たという余姓壮族と南丹から来た覃姓壮族とが共住しており、このうち莫一大王を信仰するのは後者のみであった。

第9章　壮族の婚姻習俗『不落夫家』に関する史的考察——1949年以前の広西を中心として——

序文

これまで土官による漢文化受容（第5章）や年中行事の成立過程・地域差（第6・7章）等について述べてきたが、壮族文化において未解明のままに残されている問題点は少なくない。そのうちの一つとして挙げられるのが「不落夫家」と呼ばれる婚姻習俗である。それは婚後花嫁が生家に住み夫と別居し、初生児の受胎とともに夫方に定居する習俗で、壮語でも漢語と同様、「夫方に居住しない」ことを意味する用語で示される(1)。それは、解放前の広西のなかでも、とくに西部・北部——現在でも壮族の多い地方である——で行なわれていた（おおよその分布は地図11を参照）。この婚俗に関して従来の中国本土、ことに1950年代末以降における研究では（後述するように）単系進化主義的な理論の枠組みが前提とされて起点と終点を設定してその中間はすべて「過渡期」として括り、なおかつ母権あるいは母系制の「遺留」という検証することのできない曖昧な概念があてはめられてきた。このため、婚俗の歴史的な変化をふくめて多くの重要な点が見落とされることとなった。

この婚俗については明代末期から民国期にかけておよそ500年間もの時期において多くの史料があり、歴史的研究が可能である。また、1949年以前に自身がそれを体験したインフォーマントたちを対象に現地調査を行うこともまだ可能である。通時的な歴史研究の成果と共時的な調査資料とを結びつけた総合的な検討がなされるべきであろう。また、婚後の別居の期間だけを切りとって分析するのではなく婚姻の全体的な過程の中に位置付けて把握することが必要である。本章では、この婚俗に関する研究の序章として、1949年以前の広西に時代・範囲を絞って、史料に基づいて時間軸にそって変化を追跡することとする。

第1節　先行研究と問題点

まず、「不落夫家」について主な先行研究を回顧し、問題点の所在を確認しておこう。広西の実権を握った新桂系軍閥の当局によって、1933年以降「改良風俗」政策が推進された。婚俗「不落夫家」も改革の対象とされ、そのため各地で実態調査が行なわれた。当時の一般的な婚姻は次のような段取りで行なわれた［楊　　1934a：93—96］。イ.「訂婚」（結婚の交渉）。男性の父母が媒人を立てて縁談を托す。媒人は女性の家に行き交渉する。ただ

「門戸相対・年齢相当」のみが基準であって体格・学識・技能・恋愛感情・本人の意思は基準とされない。ロ.「年庚」（八字。当事者の相性占い）を「算命先生」に推算してもらい、合えば媒人が女性の家に行き報告し婚約の期日を決める。ハ.「報好」「下訂」（正式な婚約）。一個月以降に礼物を納め婚約が成立する。ニ.「選期」（婚礼の日取りの決定）。男性側は議定した聘金（結納）や首飾りを媒人に托して贈る。嫁入りの数日前から「伴娘」をつとめる「姉妹」たちと花嫁が「哭嫁」をする。ホ.「迎娶」（花嫁迎え）。婚礼の日、早朝に夫家が各種の礼物を贈る。花嫁が嫁入りする。「拝天地」・「拝祖先」・「交拝」儀式（「拝堂」）を行う。ヘ.「回門」（姻族への挨拶）。地方により期日が異なるが、３日目に花嫁がまず夫方の祖先を拝し、夫の父母や親戚たちに会い（「拝茶」）、夫とともに生家へ戻る。花婿と嫁方の者が面会する。嫁方で祝宴を開き、夫妻は当日中に帰る。以上のイ～ホは通常「六礼」と言われる漢人の伝統的な婚姻の過程である。

当時、広西全体で約３分の１もの人々（土話を話す「獞人」）が不落夫家を行っていたというが、その原因として楊煊は次の５点を挙げている［楊　1934b：87］。すなわち、（１）早婚。幼年ゆえ家務を処理する能力がない。（２）旧礼教の未改革。嫁が舅姑に仕えることを苦にする。（３）女性の労働力。生家が娘の労働力を利用して農作業に従事させる。（４）「姉妹」からの影響。嫁が「姉妹」から言われるので、夫方に定居するのを「羞恥の事」と思う。（５）女性の性的行動。不落夫家は郷村に多く、既婚と言っても夫と会ったことのない嫁もいる。普通は年節（旧正月）のたびに夫家に帰り１、２夜してまた生家に戻る。出産のときに夫家に始めて帰り同居する。しかし、妊娠せずに３、５、８、10 年と夫方へ戻らず、それを何とも思わない者もいる。

次に各地の個別的な報告を見てみよう。まず、都安県の場合、雷輝によると次の点が原因として挙げられている［雷　1936］。（１）農業が生活基盤ゆえ、男女老幼ともに生産に参加せねばならない。里方では娘が嫁出すれば労働力を一人失うことになる。それゆえ、生産を維持するために娘を暫時留めて家の助けとする必要がある。（２）早婚。５、６歳で婚約、14 歳ほどで結婚する。（３）嫁は里方では比較的自由で拘束を受けないが夫方へ行くと日常生活において夫の監督、姑の蔑視、嘲罵を受ける。（４）これらのことが不落夫家の気風を生む。そして、もし嫁が夫に満足していても、（不落夫家をしなければ）族中の姉妹・仲間たちの嘲笑を受ける。ここでなされている指摘は先の杨煊が挙げる１～４点と同じ主旨である。

次に邕寧県の場合、６点が挙げられている［亢・梁　1938］。すなわち先に挙げられた生

家にとっての労働力、早婚とそれに起因する嫁の父母の不安感、夫方での嫁の不自由、「姉妹」の掣肘のほか、「盲婚」に対する女性の不服従、さらに男女の自由な結びつきを仲立ちする場としての「風流館」が挙げられている。

次に解放後の研究を見てみよう。まず馮深が新たな論点を挙げている。すなわち、不落夫家の要因として「封建包辦婚（父母の統制による結婚）由来説」とそれに対する反論とを挙げた上で、封建包辦婚よりもふるい婚姻形式の「遺留」だとする。そして、「原始氏族社会」時期に「対偶婚」から「一夫一婦制」に向かう「過渡的段階」において生まれたと結論付けている［馮　1957］。言うまでもなくモルガンの単系進化論的学説の枠組みを当てはめたものである。この方法論は遅くとも1957年までには登場し普及したようである。解放直後の段階ではスターリンの「４原則」を当てはめて「不落夫家」も壮族の共通文化の一つであるという説明しかなされていなかった(2)が、大きな変化が生じたのである。

以降、多くの学者がこの見方をほぼ踏襲している(3)。が、見逃せないのは解放前に提起されていた論点も（全てではないが）受け継がれていることである。たとえば［『壮族百科辞典』編纂委員会（編）　1993：372］によると「不落夫家」の原因として５点が挙げられている。（１）「対偶婚」から「一夫一婦制」に向かう「過渡」における一種の婚姻形式で、「母系制の父系制に対する頑強な抗争を反映」するものという論点のほか、（２）女性の婚姻への不満。（３）子の出生以前に夫方に定居すると他人から蔑視される。（４）早婚なので家事労働を担うのが困難。（５）女性の自由な生活への未練、という解放前に提起されていた論点が挙げられている。潘其旭も、上記の理論を適用する以外に女性の経済力、女性の結婚に対する不満、性的関係の維持を挙げている［潘　1981b：79―82］。

さらに、莫俊卿によると、「不落夫家」は「原始的婚姻」の「名残」の一つで、花嫁が夫家に短期間泊って後は里方で暮らし、里方と男家との間を行き来する状態をいう。不落家期間中、花嫁は村の娘たちと歌墟に出かけ情歌を唱うことができる。夫方に行った時にはまるでお客のようにしていて、主婦としてのどのような権利も義務もない。里方では彼女は未婚の娘たちと同じようにその権利と義務のすべてを享有する。ある者は「姑娘田」を耕す権利を享有し収穫は自分の所有となる。身ごもるとはじめて夫家にひき移る。第一子が誕生して盛大な「三朝酒」を挙行したところで、やっと「成家」、すなわち正式に「一夫一婦制の小家族」を成したとみなされる。この時になって里方は「姑娘田」や牛などの貴重な持参財産を男家に贈る。以上で婚姻の締結までのすべての過程が完結する、という［莫1986（百田訳　1996）］。ここでは不落夫家の原因ではなく過程が記されているだけだが、

婚姻の過程の中に位置付けることによってそれなりの説得性が付与されているとともに、初生児の誕生を祝う儀礼「三朝酒」の挙行を機に持参財が夫家に送られ、その時点ではじめて婚姻が成立するという指摘が注目される。しかし「原始的婚姻」の「名残」・「一夫一婦制の小家族」という既製理論の適用、事例が個別的なのか一般的なのか、またいつの、どの地点の事例なのか全く言及されていないのかが問題である(4)。先行研究において既製の理論を当てはめることによって歴史的な分析の可能性が阻まれて来たことを考えると、個別的な史料を多く用いて婚姻の具体的な過程を時間軸に沿って検討することが不落夫家に対する将来の解明への糸口を得るのに有効であると思われる。以下に、配偶者の選択、婚礼までの過程、不落夫家の開始と期間中の花嫁の行動、不落夫家の終了という一連の過程について歴史的変化に焦点を当てて論じて行きたい(5)。

第2節　配偶者の選択

壮族は歌を好む民族として知られている。中でも男女の間での歌の掛け合い「対歌」が著名である。歌の掛け合いが婚姻においていかなる意義を有していたのであろうか。この点について、明代中期から清代中期にかけての諸記事を表13に挙げた。

対歌を行う当事者は「少婦」「少男」（4、以下数字は表中の史料番号を示す）・「少年」（3・5）「処女少娘」（3）「少年男女」（7）と記されてはいるが、年齢は男性が「冠」（20歳、1）・女性が「笄」（15歳、1・5）である。これらの記事において、順序としては、まず当事者が対歌を行う。対歌のほかに（繡）球を抛る活動（2・8）が付随する場合もある。衣帯・天秤棒などの贈答もともなわれる（3・4・5・7・8）。当事者は配偶者を選択し、その後に両親に報告し、両親が婚礼の準備にとりかかる（1・3・7）。5では、対歌を通して配偶者を決めた後に「媒人」に依託して婚約の手続きをし、その際に婚資として蘇枋木で染めたビンロウジの実が用いられている。7では、対歌で配偶者を決めた後に当事者の男女それぞれが父母に報告し、しかる後に父母は媒人に依託して（両家を往来しての）婚約の手続きをし、その際に結納としてキンマを噛む材料一式（蘇枋木で紅に染めたビンロウジの実・キンマの葉・石灰）が用いられている（前掲5も然り。9では結納として牛が用いられている)。対歌の行われる季節は、3では旧暦正月、4では春である。ほかに春秋の社日（6）・上元（＝元宵、6・8）・中元（6）といった年中行事の際など、重要な年中行事が行われる機会や四季のうち春季に多いことが窺われる。都市・都市近郊・農村との相異（3）もうかがわれる。郷村では「十指の家」であっても一般の壮

表13　婚姻における「対歌」の意義に関する記事（明代中期から清代中期）

番号	史料名	編纂年	記事訳文
1	宣徳『桂林郡誌』巻二〇、雑志、諸番蛮夷「獞人」	景泰元年(1450)	男女年及冠笄、出遊山林。男唱而女和、各適其情、自相配合、贈遺結慇懃。而後告父母致礼。
2	桑悦『思玄集』四「僮俗詩」	弘治18年(1505)	唱歌互答、自成親。男女分行戯行毬。
3	王済『君子堂日詢手鏡』	正徳16年(1521)	毎歳元旦或次日、里中少年裂布為帕、挟往村落覓処女少婦、相期答歌。允者、男子以布帕投女、女解所衣汗衫男子帰、謂之抛帛。至十三日、男子衣其衫而往、父母欣然迎歎、男左女右、班坐一室、各与所期、互相答歌、隣親老稚、畢集観之。人家多女者、各期一男。是日皆至、歓歌至十六日罷帰。帰時女以前帕巧刺文綉還、男子亦以汗衫帰之女婦之父、并未有別往赴期者、一州之民皆然。雖千（十）指之家、亦有此。惟城中有附郭、無此俗。中或有故事、皆曖昧。
4	万暦『広西通志』三三、外夷、諸夷種類「僮」	万暦27年（1599）	少婦於春時、三五為伴、採芳拾翠於山椒水湄、歌唱為楽。少男亦三五為群、歌以赴之。一唱一和、竟日乃已、以衣帯相贈答去。
5	『広東新語』一二、詩語「粤歌」	康熙39年(1700)	粤俗好歌。凡有吉慶、必唱歌以為歓楽。（中略）狼之俗、幼即習歌。男女皆倚歌自配。女及笄、縦之山野、少年従者数十。以次而歌、視女歌意所答、而一人留、彼此相遺。男遺女以一扁担、上鐫歌詞数首、字若蝿頭、間以金彩花鳥、沐以漆精使不落。女贈男以繍嚢錦帯、約為夫婦。乃倩媒以蘇木染檳榔定之。
6	『粤西叢載』二四（万暦？）「永福県志」	康熙32年頃(1693)	婚不避姓。時上元・中元・春秋社日、男女答歌。苟合、至妊娠、始帰夫家。
7	康熙『永淳県志』一〇、風俗「獞人」	康熙末(17世紀末)	少年男女は、皆倚歌択配。歌意所合者、男遺女以扁擔一條、鐫歌数首、間以金綵花卉、沐以漆。女贈男以繍嚢錦帯諸物、悉手自製者。約為夫婦、各告其父母、乃倩媒、以蘇木汁染檳榔并葵葉石灰定之。
8	嘉慶『霊山県志』一三、雑記、風土「蛮俗」	嘉慶25年(1820)	於上元節内、各女子集於山谷間。近地男子偕往、謂趁女子墟。至則抛毬為戯、男子於毬下綴以銭、擲而往彼、則以線帯等物擲還。山歌互答、情既洽、則偕男子返其家。厥父母乃大喜、否則父母不楽、謂其不能悦人也。
9	道光『慶遠府志』三、風俗、婚姻「思恩」	道光9年(1829)	婦女出門、倶携草帽。婚嫁、以牛為聘。以歌合歓。蛮俗、大抵以歌成婚。

族と同じ習俗がまだ保たれている点が注目される。なお、配偶者は同姓を問わない（6）。配偶者の選択に際しては「自ら相い配合」（1）、すなわち当事者の意思による主体的な判断がなされている。そして、そうした行為を当事者の両親はごく自然なこととしており、娘が選んで連れて来た配偶者を「欣然」として歓待している（3）。5では、幼少の時より歌に馴れ親しんだ娘が「笄」の年齢になると両親はこれを「山野に放」ち、彼女が対歌を行って配偶者を選ぶようにさせているのである。8には対歌に参加した娘が候補者を連れ

帰らねば父母が「楽しまない」と記されている。

明代～清代初期の時期において、地域によっては清代中期までも、配偶者の選択においては当事者の主体性が重視されていた。この点において前掲（第１節）の楊煊らの報告・指摘とは懸隔があることは明らかであるが、ここでさらに民国期の記事を見てみよう。

〔史料１〕民国『思恩県志』二、社会、風俗「冠婚喪祭」

俗多早婚。普通、議婚多在七八歳、迎婚多在十一二歳、議婚由媒人表示撮合意、有以年庚八字為憑者、必年庚配合、方能結婚。有徴求男女同意者、由媒人約期、帯男女双方、至墟場会面、俾互相認識。双方同意、即可成婚。但童男童女、固無考慮知識也、其有戚親旧友父母、先有聯姻之意者、双方父母自行主持、特借媒人為憑証。其婚不避中表、但避同宗、然同姓為婚、亦復不少。（中略。）（「郷村の習慣」として新婦が婚後、不落夫家を行い18－19歳に達してから夫家に定居することが述べられ、その続文に）幼穉之年、依恋父母、乃人之天性、十二三歳之女帰住壻家、安能悦豫、往々信宿即擅私帰去。有執性之家、姑嗾使其子、追回新婦、甚至加以敲朴、女子遂視壻家為畏途、情感未生、悪感先入、離異之兆、実起於此。故郷村離婚事件、醸成於男女双方者、半醸成於家姑者、亦半。

〔史料２〕民国『宜北県志』二、社会「風俗」

婚礼。男女結婚、素来概由父母主張、不由男女自択。如両家父母相善、各有子女看其男女年貌相当、貧富相等、不問其已否達到結婚年齢、則托媒問字。如女家允許、即交女子年庚与媒人帯交。男家随請星士批評、無相衝剋、就可合婚。（中略。）但兄弟姐妹避不為婚、而同姓多有不避之者。

ここでは父母が媒人に依託して男家・女家を往来して縁談を決める方式である。見合いの場を設定しての当事者の意思を聞く場合もあったようだが、多くは７、８歳で婚約し、11、12歳で結婚する（郷村では不落夫家の期間を経て18、19歳になってはじめて「団聚」することができる）といわれ(6)、当事者が実際に決める場合は少なかった。史料２からは父母が選ぶのであって当事者自らが選ぶのではないこと、双方の年齢・容貌・経済状況の釣り合いのみが問われ、当事者が結婚の適齢期に達しているかどうかは問題にされていないことが明らかである。なお、史料１では、早婚ゆえに往々嫁入りした後、勝手に里方へ帰ること、ある家では姑が夫をして花嫁を連れ戻したり、ひどい場合には擲打を加えるので、嫁は夫家を嫌がり畏れるようになること、かくて悪感情が生まれ離婚の兆しとなるなど、早婚のもたらす弊害、婚後生家へ戻る嫁をめぐって夫や姑が関係するトラブルが起き

がちであることが記されている。また、史料1・2とも同姓婚が行われているが、婚姻過程についてはそれなりに複雑化、言いかえると「漢化」していることが窺われる(7)。

以上により、明末～清代中期には当事者が「歌を以って婚を成」(表 13—9）していたのが、約百年後になると同じ地域で大きな変化、すなわち早婚と儀礼における漢化が生じていたことが指摘される。

ただし、広西のなかでも漢人が早期に移住した東部の珠江平野部では清初にすでにこの傾向が見られた。光緒『貴県志』五、紀人、風俗「旧志」によると、康熙年間に媒人に依託しての縁談、八字による相性占い、婚約、婚礼日期の決定、および往来の都度なされる贈答行為、という基本的な型が現れている。それは当事者側から見ると恋愛の自由はあるものの結婚の自由がなくなったことを意味している。

地域差があるが、要するに配偶者の選択方式は、明清時代に当事者主導型から父母主導型へと変化した。したがって早婚・父母包辦封建婚は不落夫家婚が発生してはるか後に付け加わった現象に過ぎないのである。嫁が生家に戻ることにともなって生じるトラブル、離婚に至っては、おそらくは不落夫家が早婚・封建的な父母包辦婚には適合しなくなってから表面化した現象である。

第3節　婚礼までの過程

次に婚礼当日までの過程について、結納の内容、相性占い、儀礼の複雑化の三点から検討したい。まず、各地における婚礼までの過程・結納として贈られる品に関する記事を表14に整理しよう。またほかに、「漢俗」と「土俗」とが対比されている史料を表15に整理した。

すなわち明末・清中期の頃の結納として表14－1では牛・豚が、3では牛・豚・鶏のほかビンロウジ・酒が用いられている。3では、都市民・郷村の「土民」ともにビンロウジと豚を用いる点は同じだが、「土民」の場合、ほかに「烏飯」(糯米のオコワ）が用いられ、都市では塩・茶そして米花（爆米）・油団（揚げモチ）などの加工食品が用いられている。2では、都市民・郷村の「土人」ともにビンロウジが重視されている（「土人」の場合貨幣は重視されない。ビンロウジ「数枚」のみで、「士大夫」をふくむ都市民の結納より数量的に少なかったようだ。また八字を用いていないので手続きも比較的簡単である)。ビンロウジは前掲表13—7にも記されており、広く用いられていたようである。表14—4は土官領の事例である。領民「土人」の場合、ビンロウジを贈与するのが主体で、婚約・結納にそ

表14　婚礼までの過程・結納として贈られる品に関する記事

番号	史料名	年代	過程	上段：結納品／下段：備考
1	『粤西叢載』二四（万暦？）永福県志、「潮北僮」	康熙 32 年（1693）	歌掛けをして情愛を示す。	豚・牛
2	乾隆『武縁県志』六、風俗「冠婚」	乾隆 6 年（1741）	納采・納吉・納徴・請期・親迎の礼がある。	聘不専重材、用檳榔猪酒。（中略）婚姻不論同姓、不須庚帖、但用檳榔数枚、即結一日之盟。 女家接領、以分親族。婚姻前一二日、具酒食肴遍請親族会飲、各親戚亦送有銀簪・戒指・布帛等儀、名幇填箱。
3	乾隆『鎮安府志』一、輿地上、風俗「婚嫁」	乾隆 21 年（1756）	媒人への縁談の依託～星士による占い～女性の父母の許可～結納～婚礼日期決定～婚礼（士族・富家のみ飾り轎を用意して親迎する）。	行聘、用檳榔・塩・茶・米花・油団・猪・鶏。聘礼称家貧富。（土民）用檳榔・烏飯・鶏・酒・豬・牛為聘。 聘礼称家貧富、請期而娶、壻家戚友、或遺豬酒助銀米。女家戚友、贈手鐲置項圏。（中略）若土民、得庚帖、或憑鶏卜、或釀酒、験甘苦、以決成否。（中略）（土民）及期壻抵婦家、聚戚族歓飲。薄暮先帰、新婦随其母嫂、戚属踵至。并無綵轎・鼓吹・花燭・合巹諸儀。
4	道光『白山司志』九、風俗、冠婚「司冊」	道光 10 年（1830）	土人は婚姻に庚帖を用いない。官族は漢人のように六礼を行なう。惟だ納采には檳榔を尊ぶ。おそらく土俗に沿っているからであろう。	土人婚姻、不用庚帖、但檳榔一檢・戒指一対送、謂之喫。准口行聘、亦以檳榔為重。富厚家以千計。用蘇木染之、毎八枚包以蔞葉、累累数十百包。亦有散盛盤内者、佐以蔞葉、毎二三十葉為一束、縛以紅絨。其次則酒肉糕餅、總以多為貴。首飾甚簡、惟銀簪・手釧・戒指数事而已。聘金不論多寡、称家有無。 迎娶之日、有力家及近墟市者、用四人或二人肩輿、結彩紬於四角、鼓楽導引、爆竹声不絶於道。其貧而居深山郷僻者、率歩行、新婦手張雨蓋、群婦女囲而送之。交拝之後、親友囲坐飲酒、唱土歌達旦乃散。
5	民国『柳城概況』三、「民族」	民国 23 年（1934）	問名・納采・納吉・請期	婚嫁頗簡単。凡問名・納采・納吉・請期等。男家祇有染紅檳榔送過、女家為訂納徴、最多不過百餘元、少或二三十元。 毎遇荒年或婚喪及其他意外之事発生、費用増大、勢必向人借貸、而以田地抵押、或直接変売田屋。（中略）民間盛行唱歌、工作稍暇、男女常互相唱和以取楽。遇有婚嫁、親友亦常登門聚歌通宵。
6	［　　田 1935：41-43］	民国 24 年（1935）	媒人による年庚の請求（「要命」）～婚約成立	郷村於議婚之始、則以肉一方、憑媒請於女家、曰要命。命者、即年庚之謂也。女家不許、則不領肉、亦不留媒人飯。許則領肉留媒。訂婚時、男家以猪肉若干・白米若干送於女家、曰出籃、女家領礼曰食籃。

表 15. 道光『慶遠府志』三、地理下、風俗「婚姻」の記事

漢・土の別	結納品	過程その他
漢俗	檳榔・豚・酒・菓品	（受取った物品を新婦側では）遍分親戚。（中略）女生子、母家以圏鶏粽、送婿家。
土俗	豚・牛を用い、檳榔・菓品の類はない	壻家用幼女二人并土巫、往女家導女、女家男婦三五十人送之。新婦以傘自覆、歩行至壻家。聚坐唱歌達旦、新婦帰女家、未嘗与夫会合。此後、社日・挿秧日・収禾日、一往夫家。三四年後、女父母製送奩具、始常往夫家往宿。

れが多く用いられている（婚約の際にはビンロウジ一盒と指輪１対）。土人のなかでも「富厚の家」では数千枚ものビンロウジが用いられている。８枚ごとに蔞（キンマ）の葉で包んだものを数十、百包、また盆に盛ったものに蔞葉を付け、２、30 葉で１束としたものに紅布を巻いたものが贈られる）。「八字」は用いないなど、儀礼は簡単なようである（ほかに酒・豚肉・モチが贈られており、品物の量的な多寡が重視されている）。加えて首飾・銀簪・腕輪・指輪などの（銀製）装身具も贈られ、（まださほど重視されていないが）結納金の贈与もなされはじめているようだ。「土人」のなかでも「有力家」「墟市に近い者」と「深山郷僻に居る者」との間で花嫁の嫁入り行列において相異が現われている。他方、土官の統治階層「官族」は領民統治のために領民と自らを差異化するよう漢文化を積極的に取り入れたようで、漢式婚姻儀礼「六礼」を受容し、婚儀も漢式に沿っている。当然、不落夫家を行っていない。しかし結納にはビンロウジを重視しており、その点では「土俗」からも完全には遊離しきれていない（この点は第二章でも指摘した）。表 14－５ではすでに銀元が必要とされているがビンロウジもまた重視されている。なお、６では、縁談にも結納の際にも男家からの贈り物は豚肉が主体である。表 15 ではビンロウジが漢人都市住民の用いる結納品、農村の「土俗」＝壮族の習俗では豚・牛のみでビンロウジや菓子などの物は用いられないとされている(8)。

以上から、結納品として基本的にはビンロウジと豚・牛が併用され、漢人との差異化のためかビンロウジを用いない場合もあったこと、この傾向は清代初期～中期において、所によっては民国期にまでも維持されていたことが指摘される。ただ、他方で清代中期以降銀元が次第に重視された場合もあったようで、この点について、次の記事がある。

〔史料１続文〕

聘礼。伝在乾（隆）・嘉（慶）時、皆以牛為礼、牛之下更有羊・豕・雞等、名為水礼。富者双礼、自牛以下皆双、貧者単礼。至道（光）・咸（豊）、問以銀代牛、名折乾礼。

（中略。）女家酬以布、名牛纜布。現時、聘金少者五六十元、多者一百至百二。準諸古時亦祇一牛二牛之値。惟乾礼外、貧者加銀環銀釧、富者加金環金箍玉釧等。水礼加海味四色。行聘、男姻家親齎礼物至女家者、必另備乳豕一為贄。見礼倘新郎偕至、須以百斤豕為贄、女家贈以錦被馬匹。惟単独行聘、女家酒席之費不貲。近已有至迎婚日、始正式行聘礼較為簡便。

〔史料２続文〕

由此則議定財礼、上等家庭八十至一百元、中等家庭五十至七十元、下等家庭三十至四十元不等。若両家情投意合、亦有不議財礼者。（中略。）除規定財礼外、過聘之日、男家備猪仔一隻・鶏二只・鴨二只・香菌・茶葉・塩糖麺菓、各成包、名曰水礼。先由媒人通女家、約定日期。男家之父或母、邀族内数人同伴送往女家、名曰押礼。女家則酬還以布帛・紅粑糖糕之類。迎婚、男家選択吉日成親、則備辦大猪一隻五十斤以上・猪肉二三十斤・糯飯五十斤・酒四十斤（下等家庭従簡）。於先一日、雇夫送到女家、召請女族歓飲一場。並遣派少年女子両人、随媒同去接親。中上家庭、新郎則往親迎、住宿女家一宵、唱歌達旦。次日、逢吉新郎新婦同来郎家。鼓楽喧天、諸妹如雲。女家備贈妝奩帳被之類三五舗十舗不等。或亦有送与牛馬者。祇在各家之有無、与量度為定。

史料１続文からは、乾隆・嘉慶年間のころまでは牛を主体に羊・豚・鶏などを用いていたのが、道光・咸豊年間には牛に代わって銀元を主体としほかに金銀装飾品を用いるようになったこと、史料２続文でも結納が銀元で支払われ、ほかにさまざまな種類の物品が贈与され女家からも答礼の品が送られていることが知られる。結納について次の記事もある。

〔史料３〕民国『明江県志』、人物紀「風俗」

下定時、用檳榔・扶蓼・糯飯・香糕四色、並代首飾銀二元。下定後、毎逢年節、以各年節所備之食物餽送。亦有下定時、用香糕四盤・銀二十元或三十元、折免各年節餽送礼物。下定之日、男方富者延親朋飲宴、貧者無之。（中略。）娶婦先於半年内、納小礼、亦用檳榔・扶蓼之属、別具帛三十元、富増至四五十元、以便女家置嫁奩也。女家酬以青布一端、富家則用綢緞之属。

ここで贈られる品物としてキンマ用具（材料）とともにオコワやモチなど糯米製品が首飾りや銀元の代替物として用いられており、その点で壮族の伝統が維持されていることが知られる。

次に相性占いについて、前掲表14－２・４によると「土人」のもとでは「八字」はまだ用いられていない。３の「土民」の場合、「八字」を得るようになってはいるが、実際には

鶏卜や醸造酒の味によって相性を占っていたという。「鶏卜」とは、鶏骨の裂け目による吉凶判断法で、壮族に独自のものとは限らないが、両広地域に見られる古い習俗の一つである（第三章註８を参照）。八字と酒の醸造との関係について次の記事もある。

〔史料４〕雍正『広西通志』九三、諸蛮、蛮彊分隷「永寧州」

婚訂先書男女年庚。置甕中醸酒、酒好乃娶。女家聚族吹蘆笛送之。（夫方で）歌飲達旦、輒挟女而返。踰数年、女長、更為治粧。如初嫁礼。

ここでは八字を書いた庚帖を取るほかに、同時に酒の醸造をし、その結果（出来映え）によって吉凶判断をしているかのようである(9)。そうとすれば、八字と醸造酒とを併用していることになる（なお、史料４からは清代中期に所によっては早婚も見られたことも窺われる）。史料１・２に示されているように清末以降には八字が婚礼までの過程に組み入れられたことからすれば、清代中期に広西西部で壮族文化とが併存しながらも漢文化が次第に浸透していったことが推測される。

表 14—２では、おそらく都市民の間で、納采・納吉・納徴・請期・親迎と婚姻儀礼が複雑化している。４では、土官の官族の間では漢人同様に「六礼」を受容し領民との相違が生じている。史料１・２、表 14—６では媒人の仲介・八字の使用が定着しているかのようである。史料２続文では礼物を一つ一つ包むことが、表 13－４では礼物に紅布を巻くことが、史料３では年中行事のたびに両家の間で贈答が行なわれている（贈答の応酬は史料２続文からも窺われる）。

以上から、儀礼過程が複雑化・漢化する傾向にあったことが明らかである。

本節から、婚礼までの過程について、結納・相性占い・儀礼の複雑化の３点において変化し漢化する傾向にあったことが指摘される。とともにすでに引用した記事からは婚礼当日の状況も知られる。たとえば表 14—３からは、「土民」の場合、嫁方で一族親戚が集結して酒宴が開催され、婿が薄暮に先に帰り、のち夜に嫁入りの運びとなることが記されている。また、表 14—４からは、夫家での婚礼の後に花嫁に随行した女性たちと夫方の者との間で夜通し対歌が行われたことが記されている。婚礼当日の諸活動については次節であらためて検討しよう。

第４節　不落夫家の開始と期間中の花嫁の行動

１．婚礼当日の状況

（１）花嫁の送迎

前掲史料２続文では、婚礼の前日に夫方から嫁方へ酒肴・糯米のオコワが届けられ、嫁方で一族を集めて宴会が行なわれている（表 14—３も同様)。壮族の婚礼の特徴は史料２続文や表 14－５に見えるように親戚友人が多数集まり盛大に祝宴が行なわれることと唱歌がともなわれる点にあり、嫁方での唱歌は婚礼の数日前から始められた。この点について、民国『遷江県志』二、風俗「婚嫁」には、婚礼の三日前に女性の親友、伴娘たちに来てもらい花嫁と一緒に過ごすこと、当日の夕方に花嫁は伴娘たちにともなわれて哭泣して離別の情を訴えること、その後終夜（夫家で）互いに唱歌することが記されている(10)。

嫁に同行する伴娘は、先の『遷江県志』や表 14－４では「親（戚)・友（人)」と記されており、嫁の親戚関係にある者か友人関係にある者がなった。なお、漢人のもとで見られる「同年」(同じくらいの年齢の者による擬制的な親族関係）の存在が想起されるが、「同年」関係にある者が嫁入りに際してとる行動は、管見の限りでは史料では明確にし得ない(11)。さらに、所によっては「十姉妹」と呼ばれる結拝儀礼を経て結ばれた娘たちが随行した。この点について解放直後の武鳴県の調査報告に記事があり（『武鳴県僮族婚姻情況』)、先に挙げた先行研究からもその存在が窺われるが、目下のところ史料的に十分な材料を得ていない(12)。

さて、表 15「土俗」によると、婚礼当日、夫方から「幼女二人」と「土巫」が花嫁を先導するために来た。嫁方からは 30－50 人もの男女が随行した(13)。花嫁は傘をさして歩行する。ここで「土巫」が迎えていること(14)と嫁を送る人員の数の多さ、花嫁が歩行して傘をさして行くことが注目される。嫁入り行列についてさらに次の記事がある。

〔史料５〕民国『河池県志』二、輿地下「風俗」

郷間女子、始嫁並無奩妝。女親家無接有送、不限幾人。男親家接者、三人一童子。（中略。）女送親陪伴嫁娘、趿歩不離、並不知堉為誰。何迨三朝回門、堉及儕輩始相送於郊、彼此対歌、互易荵葉手巾以為紀念。

〔表 13—７続文〕

婚之日、迎親送女、歌声振林木。女至夫家、其父撃女背者三。女乃用夫所贈擔汲水至甕中、旋回母家。

史料５では、婿から見て「嫁が誰だかわからない」ほど多くの伴娘たちが嫁に寄り添って夫家に来る情景が窺われる(15)。表 13—７続文では、婚礼の当日に、夫方からの出迎えの者と嫁方からの送別の者とが（夫方へ行く途中の路上で)「歌声が林木を振るわす」ように盛大に対歌を行っている（なお、写真 19 は、現在の南丹県で婚礼の際に花嫁に随行してき

た女性たちが新郎側の女性との間で儀礼的な対歌を行っている光景である)」。表14—4によると「有力家」や「墟市に近い者」の花嫁は2－4人で担ぐ飾り輿に乗り、楽隊の先導付きの嫁入り行列をなし、爆竹を放ちながら道中を進んだ。だが「深山僻遠に居る者」の場合、花嫁は雨傘をさし歩行して婦女たちがこれを囲んで送った。婚礼の行列においても、社会階層や居住環境によっては相違が見られたこと、「有力家」の場合、漢化しつつあったことが指摘される。なお、嫁迎え習俗にはこうした階層差のほか、広西でも地域差が見られた。雍正『平楽府志』四、風俗「賀県」に

女家妯娌諸姻相率送至夫家、門首而還。旧時、合女伴答歌。

とあり、広西東部の賀県ではすでに清代中期に婚礼時の唱歌が廃れ、花嫁に随行する女性たちは嫁を送りとどけるや嫁方へひき返すようになった。また民国『荔浦県志』三、風俗「郷閭之属」に、

青香里、猺獞雑居。俗有唱歌送親之事、婚嫁時男女俱選善歌者、以相接洽。光緒以前、猶及見之、近日此風漸革。

とあるように、広西中部の荔浦県では清末以降ではあるが、婚礼の唱歌が廃れ、広西東部に次いで早くに漢化したのである。

以上から、婚礼の前に多くの伴娘が来て花嫁に随行したこと、彼女たちが花嫁とともに唱歌をし、また祝宴でもそれを行ったこと、嫁入り行列には漢化の傾向も見られたこと、それに広西東部、中部、その他の地域という順で漢化の速度が早いという地域差が見られたことが指摘されよう。

（2）夫方での儀礼

婚礼の日に夫方ではどのような儀礼が行なわれたのであろうか。また、不落夫家婚の場合、一旦夫方へ嫁入りした後に花嫁が里方へ帰り、以降受胎するまで主に里方で過ごすことになるが、婚礼の後何日目に、またどのような形で里方に帰ったのであろうか。この点について表13—1続文に次の記事がある。

成婚之日、婦帰夫家、不見舅姑、不接其夫、従便戸以出。

明代中期、花嫁は夫方で夫の父母にも会わずに、すぐに裏口から出て里方へ帰ったのである。表13—4前文でも「娶日妻即還父母家、夜与隣女作処。」と記されている。『赤雅』上「丁婦」にも、「娶日、其女即還母家。」と書かれている。しかし、後に花嫁は夫方に一、二日泊まるようになり漢式の婚礼に近づくようになった。夫方での婚礼について表14—7

続文に次の記事がある。

娶之時、男家具豬肉・白米・粉餈・釧珥・旨酒各若干、小吹以迎、不用輿轎。女家亦不備嫁粧、惟女眷数人伴新人歩行至男家。登堂拝祖訖、女眷伴新人留宿於男家一宵、天明即同新人復回女家、並不合歓。

ここでは花嫁は夫方の正庁で謁祖し、その儀礼の終了後、随行してきた伴娘数人とともに一晩過ごし、翌朝に伴娘たちとともに里方へ帰っている。このほか、先の史料2の続文には、(正庁の祭壇で) 夫方の祖先および尊長を拝んだことが記されている。表9—4では夫婦の「交拝」のことが記されている。しかし、史料2続文で「ほかの儀礼を行う者は少ない」とされ、また表14—3続文で、夫方でも飾り蝋燭は用いず「合巹」(夫婦の交杯) の儀礼もなかったことが記されており、夫方での婚礼自体が比較的簡素である。おそらく漢式儀礼を一定程度受容しながらも儀礼が簡略化されがちであったのであろう。

夫方での儀礼が終了すると、表14—4・表15「土俗」などに見えるように、洞房において夫方の親友たちと嫁に随行してきた者たちとが花嫁を囲んで夜を徹して唱歌をした。漢式儀礼を受け入れながらも他方では対歌の伝統も維持されていたのである(16)。

(3) 婚礼後における嫁の里方への移動

婚礼の後に嫁は里方へと帰ることになるが、表14－3・4では翌朝には帰っている。このほか次のような場合が見られた。

〔史料6〕趙翼『簷曝雑記』三「辺郡風俗」

其俗成婚雖早、然初婚時夫妻例不同宿。婚夕、其女即拝一鄰嫗為乾娘、与之同寝。三日内、為翁姑挑水数擔、即帰母家。

すなわち、婚礼の当夜、花嫁は夫方の近隣に住む女性の「乾娘」となり、これとともに泊まり、三日以内に夫の父母のために水汲みをしてから里方に帰ったという(17)。名づけをめぐる擬制的な親族関係を示す「乾娘」は漢人側からの表記であるから、この場合それに似た状況が見られたのであろうと推測される。この点について婚礼以前にあらかじめ寄宿先を探しておき婚礼後にその家に行くという主旨の記事もある (民国『鳳山県志』二、風俗「婚之陋習」)。なお、水を汲んでから里方へ帰るのは表13－7の続文にも記されている。舅が嫁の背を3回打ち、嫁は夫から贈られた天秤棒を用いて水を汲んで甕に入れるのであるが、最初に夫方で嫁のする台所仕事が水を汲む行為であるという漢人的観念が反映されているのであろう。

史料１続文の場合、嫁は夫方へ来て信宿（２夜）経ってから３日目の朝に里方へ帰っている。史料２続文でも婚礼後３日目に帰るが、それまでの２夜は嫁に随行してきた数十人もの伴娘が「群を成して」洞房で対歌をしている。花嫁が婚礼後３日目の朝に里方に戻る点は漢族の「三朝回門」を想起させる。ただし、漢族の「回門」では夫婦が嫁の生家を訪問して嫁方親族に婚礼を披露する目的を終えるや当日に夫家に戻るが、壮族の場合、それとは異なっていた。すなわち、嫁が生家に戻り、以降そこに居住する始まりが「回門」と称された。史料５でもそのことが「三朝回門」と表記されている(18)。

この点に関して次の記事がある。

〔史料７〕『古今図書集成』方輿彙編、職方典一四四三、南寧府風俗考、永淳県「獞人」

至其婚礼、尤為可笑。女帰夫家、即還往。嫁不成婚。

この記事の著者は、「笑うべき」習俗であるという見解を表示するとともに、「嫁して婚を成さない」、つまり婚礼を行うことによっても結婚が成立していないという表現をすることによって漢文化の物差しでは理解されにくい習俗の説明を試みている。婚礼に参加し水汲みをしても（即日生家へ帰ろうとも３日目に帰ろうとも）、畢竟、漢文化の伝統的な尺度からすると婚礼によって結婚が成立しなかったのである。そのことは次に花嫁の行動を見ることによってより明確になろう。

２．別居期間における状況

（１）夫方との往来

婚礼の後、里方へ帰った花嫁は里方でどのような行動をとっていたのだろうか、また夫方との間でいつどのように往来したのであろうか。ここでは花嫁が里方へ帰ってから初生児の出生までの時期について検討する。まず明末の次の史料がある。

〔史料８〕『粤西叢載』一八、蛮習、王士性《桂海志続》、「獞」

惟耕作収穫、四時節令、方至夫家。至不与言語、不与同宿、寄宿于鄰家之婦女。

表 13―７続文にも「年に一度夫方へ行き田作を助ける」とある。表 15「土俗」にも「社日・挿秧日・収禾日のときに、夫家に一度行く」と記されている。表 15 の場合、水稲耕作の田植・収穫の日に帰るのである。史料１続文には次の記事がある。

（嫁が里方へ帰って）以後逢種地・挿田・剪禾時期、及壻家房族有婚喪事、則新婦必来。漸久乃由五日至十日・二十日・匝月之留住、然帰回母家、常匝月或経旬。須達成年、至十八、九歳、始可団聚。

田植・収穫期には新婦は「必ず来る」必要があったというが、その理由として次の記事が手がかりを与える。

〔史料９〕民国三五年『東蘭県政紀要』（甲）県政概況、総述、九「風俗」

出嫁之婦、信宿即回娘家。毎年只於農作及収穫時、回夫家住一、二日或数日。故多染外過、実由於此。迨其有意帰夫、其母即表示意思於男家、藉日到夫家来作棉畚。届時女家約其親族同伴、少者数十人、多者一二百人。宰大猪、蒸糯飯、供給早膳。四隣懐薄少年、歓声如雷、群往鋤畚的地方、対歌調笑至晩。男家亦宰大猪、備酒飯款待。唱歌的男女、天明方散。

すなわち、里方へ帰った花嫁は農作・収穫の際に夫方へ一、二日あるいは数日間戻る。花嫁に夫方へ定住する意思がある場合、嫁の母がそのことを夫方に伝達する。夫方へ来て焼畑で綿花を植えるということを口実にする。嫁の親族が数十人から200人も来て、豚をつぶし糯米のオコワを作って宴会をする。夫方も豚・酒・飯を用意する。（夫方の村の）少年たちも歓声を「雷の如」く挙げて「群がって」行き、（嫁方から来た者と）対歌を行うという。花嫁が夫方に定居するときの宴会は、実質的な婚礼宴を想像させる規模であるとともに、その宴会が（花嫁が来る口実としても）焼畑を作る地点で行われている点が注意を惹く。ここから、花嫁が夫方に来て農作業に参加するのは労働力としてよりも儀礼的な意味合いが強いことが推測される。なお、嫁は夫方に１、２日程度しか滞在していないが、この点、田曙嵐によると邕寧県では、嫁は「毎歳夫方に来るのは多くとも三、四日を過ぎない。他は生家で仕事をする」［田　1935：65—66］(19)のであり、奉議県でも「毎年一、二回（あるいは三回）のみ夫家に来る。毎回僅か一、二 日で帰る。」［田　1935：125—127］(20)のである。儀礼的に過ぎないのであれば、嫁が全体の仕事量からみるとごく僅少に過ぎない短期間しか夫方に滞在しないのも自然の成り行きであるように思われる(21)。なお、先の史料、表15「土俗」全文では田植・収穫のほかに社日にも来るとされている。それは漢人に起源する祭りだが、おそらくは壮族の人々にとって豊作をもたらす重要な行事と考えられていたからだろうと思われる。このほか新婦が年中行事の際に来ると記されている場合もある。夫方では花嫁は多くの史料にあるように夫と同宿しない。そのために近隣に寄宿先が必要である。なお、同宿はもとより、史料８では嫁は夫方に行っても夫と言葉をさえ交わしていない。そもそも嫁が夫方へ来てまた生家に戻ることについては、嫁の意思に一任され、他人が強制することはできない。この点について次の記事も重要である。

〔史料10〕『南寧民国日報』1932年4月20・21日「南寧郷村婚嫁的悪習」（採訪）

（花嫁が生家へ帰った後）男家不能往女家索。女家新娘的父母、亦不能強之帰男家、惟有聴其自然。毎逢廃暦初一、十五日、始回男家上香祖先、惟祇一、二小時之久。又丁之逢年節時、至多逾一宿、翌晨又去。縦使男家厳束監視之、她亦乗間遁去（甚至於田間或半途中相値時、新郎便将新娘拘回、若捉賊一般）。至於年中種植、新娘亦去男家之田地工作、惟未嘗入夫門。飯食則由家姑或送至田間与伊、工畢、又回母家去。如此者、数年或一年半載、由伊意決自願回男家時候、為丈夫的方達到同居的目的。

ここでは、嫁は夫家の祖先祭祀の折に来て祖先を拝むようになっているが、しかし１、２時間ほど祖先祭祀をするほかは何も家事をしていない。食事も義母が田地にいる嫁へ届けている。さらに、彼女は農繁期には夫の家に入らずに直接田地に来てそこから生家へ帰っている。また夫家・生家もともに彼女に夫家に戻ることを強制することはできないし定居するのは嫁の意思次第であるというが、他方で（史料１続文にあるような夫家による嫁の虐待にまでは至っていないが）夫が嫁を捉まえて拘束しようとしたり、嫁が夫家の監視を受けるような現象が生じるよう変化していることも注目される(22)。

以上から、不落家期間中においては婚姻関係が確定しておらず嫁が夫方・嫁方双方へ両属していることが推測される。史料 10 で嫁が夫家の生活に関与していないのに祖先祭祀を行っているのはそのことを示している。表 14―７続文に、

毎年四、五月間、田工忙時、新婦回夫家、工作三五天、名曰幇工。如是者三年或五年、俟有孕、女之父母始製帳被、送新婦回男家偕老。

とあるが、婚礼が済んでいるのに「幇工」という表現が用いられているのも右の側面からの解釈が可能であろう。なお、史料１続文によると、嫁が里方に帰って１ケ月後に夫方が迎えを派遣して嫁が再度夫家に戻り、二夜後に再度里方へ帰っている。嫁が夫方で過ごす期間も５日、10 日、20 日と次第に増えている。史料２続文でも嫁は次第に頻繁に来るようになり、そのことが「走媳婦路」と表現されている。史料 10 でも夫方に定居するのは受胎する前になっている。（地域差があろうが）総じて清末以降には夫方へ帰る頻度と時間、不落夫家の期間・終了の契機は固定的ではなく、時代とともに変化して来たことが指摘される(23)。

（２）新婦の行動の自由

里方における花嫁の行動について［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：52―62］では隆林県委楽郷の事例として、不落家期間中、父母は自分たちの田地の一部を娘に与えるこ

と、その田地で収穫した作物は全て娘の所得になること、父母は彼女の衣服・小遣い銭を負担しないことが指摘されている。先の莫俊卿の「姑娘田」が娘に与えられるという指摘と相いまって、嫁は生家で経済的に独立していたことが推測される(24)。そうとするなら、(生家に対してどのような「義務」があるのか不明ではあるが) 彼女の労働は夫家に対するのに加えて生家の経済にもほとんど寄与していないことになる。そうであるなら、広西では「夫を養い家庭の経済生活を担うことができなければその女は無能」[田　1935：49—51](25) とまで記されるほど既婚女性の労働力が突出していたが、そのことと不落夫家とは直接の因果関係には無いことが指摘されるであろう。

嫁の行動について『簷曝雑記』三「辺郡風俗」には、広西の「土民」のもとで春になると「墟場」(定期市) が開設され人々が唱歌に来ること、その際に夫妻が居りあわせ、妻が他人と嘲弄(たわむれあそび)しているのを目撃しても叱責せずに逆に喜ぶ者がいること、その理由として妻が他人を悦ばせることができるためで、悦ばせることができなければ夫方に帰った時に却ってこれを罵る有り様であることが記されている(26)。この史料ではさらに、自由な性的行動「做後生」の習俗があるために夫方に定居したがらず不落夫家が生じること、夫方に定居した後もこれまでの経緯があるので些細なことで離婚することが記されている（そして地方官＜鎮安知府＞であった著者がこれを変革しようとして民に一笑に付されたという)。こうした現象について次の記事も重要である。

〔史料 11〕『粤西偶記』四

(新婦が生家に返った後) 不与丈夫相見、另招男子同宿、名曰野郎。与之共居母家、待有妊、則棄野夫而帰夫家偕老。故野郎亦曰苦郎。当其在野郎也、本夫至其家、反以　奸論。及其帰夫家也、野郎至其家或至其母家、及他所相会、亦以奸論。

潯州の「狼人」(＝獞) に関するこの記事から、花嫁は初生児の出生前に里方において情夫「野郎」と性的関係を持っているが、それに花婿が抗議することができないこと、しかし一旦受胎するに及ぶや「野郎」との関係は不正常のものとされることが注目される。嫁の行動について雷輝は、一部の頑固な家庭を除いて嫁の行動は「異常に自由」であること、彼女たちが三々五々連れ立って外出し相手側と情歌を歌うこと、「夫は夫の名をもつがその実を享受していない」ことを報告している［雷　1936］。

『簷曝雑記』に顕著なように、漢人官僚の壮族領民に対するまなざしには、自文化の規範からはずれる習俗については、彼らのもとで認知されていようと異端視する姿勢が映し出されている。さらに『簷曝雑記』では、嫁の性的自由と不落夫家とが因果関係でもって

語られている。右のエスノセントリックな姿勢からすれば不落夫家期間中の単なる現象であったことが因果関係へと曲筆されて記されている疑いもあり、この点は疑問点として保留しておきたいが、少なくとも里方での花嫁の自由な行動が社会的に認知されていたことが指摘されよう(27)。史料 11 では漢人の社会で使われる「奸通」の概念を用いて説明が試みられているが、そこから右の点を読み取ることが容易であろう。

ところで、解放直前の頃には壮族の間での価値基準は変化しつつあったようである。雷輝の報告によると、夫たちの中には自ら嫁を連れ戻しに行く者がいること、それは往々失敗するが、嫁の父母の援助を得て嫁を連れて夫家に帰る者もいたことが記されている［雷 1936］。また、［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：52—62］にも次の記事がある。

有的男子明知自己老婆和別人談恋愛、但抓不到真人真賊、索性置之不理、自己另找別的女子談愛。（中略。）或者討小老婆。有的男子則用粗暴手段対付、当妻子来家時就找事故打罵。甚至到岳家強迫拉回去。

地域差もあるだろうが、清代（『簷曝雑記』および史料 11）と比べると相違は明らかである。解放直前の時期には、少なくとも不落家期間中の花嫁の自由な行動に対する社会的評価が漢人的なそれへと変化しつつあったことが窺われる。そしてこの変化は、解放前後の時期の論者たちが不落夫家の原因を考えた際にも、現実の状況として彼らの脳裏に焼きつけられていたのであろう。

ともあれ、以上から、嫁は農繁期・年中行事に夫方に戻るが儀礼的な要素が認められること、嫁は里方でもさしたる労働力にもなってはいないこと、嫁は父母から夫家の訪問の強制を受けないこと、それが正当か不当かは別にして嫁は自由な生活を過ごしていたであろうこと、しかし別の面では両家に対する両属性もまた見られたことが指摘される。ところで史料 11 をはじめ多くの史料には初生児の受胎後に嫁は夫方へ戻り、以降夫方に定居することになることが記されているが、最後にこの点について検討しよう。

第5節　不落夫家の終結

1．出生儀礼

初生児を受胎した後に嫁は夫方へと戻って、しかる後に出産した。表 13－1 続文には、「娠むことが無ければ、（夫家に）帰らない」と記されている。嫁が夫方以外のところで出産するのは、壮族のなかでも習俗がやや異なる「編人」の事例（民国『防城県志』七、風俗「灘散岡中編人之婚俗」）を除いてはほとんど見られない。『赤雅』上「丁婦」では、

娶日、其女即還母家。与鄰女作処。間与其夫野合、有身乃潜告其夫。作欄以待。生子始称為婦也。

とある。「子を生んで初めて婦と称せられる」ことからは、子の出生が婚姻が確立するための決め手となったであろうことが推測される。子の出生に際してそれを祝う儀礼も行なわれた。この点について次の記事がある。

〔表 13－4 続文〕

覚有娠、乃密告其夫作欄。又数年、延師巫結花楼、祀聖母。親族少男少婦数百千人、歌飲号叫戯劇、三四日夜乃畢。謂之作星。

〔史料 2 続文〕

凡結婚後産生子女、甫三朝、做湯餅会、邀族中孩子会食。満月即備猪仔・鶏・鴨・猪肉・酒・飯、挑赴外家奉敬祖宗、約斉外族婦女大会一餐。外家則贈送黄禾、富家五六十担、貧家必須三五担。並送染紅鶏蛋三個、染紅糯飯一担、以及襁褓之類。是夜、則召親族老少、歓楽痛飲、曰彌月酒。親戚朋友、聞知有喜、青年女子相率而来、竟送猪腿・糯粑・衣鐲帽鞋、住一二夜、唱歌楽諧、曰看児。現尚盛行。

ともに大規模な祝宴が行なわれ唱歌がともなわれるのが特徴的である（史料２続文の「担」について、約４担で１畝分の耕地からとれる穀物に相当する）。史料２続文では「三朝」と「満月」との２度にわたって儀礼が行われ、とくに後者のそれは外家に赴き祖宗に奉敬した後、（夫方での宴会に）老若を問わず親族が多数来ている。表 13－4 続文では子の出生からさらに数年経過していることから、新居が落成し分家をする時期と子供が生まれて数年後に行なわれる儀礼と重なっているかのように想像されるが、「師巫」が聖母すなわち子供の生育の神である花婆（花王聖母）を祀る儀礼を行い、演劇を奉納するとともに対歌を実施している。ここで、嫁方から誰が儀礼に参加するのかが不明確ではあるが、満月酒があたかも事実上の婚礼宴のように盛大に祝われていることは注目される。

2．持参財の贈与

初生児の出生とともに持参財も贈られたように思われる。この点について史料５続文に次の記事がある。

（花嫁が生家へ戻って）半月或一月、復由壻家治紅飯往接、謂之接二。始到壻家一宿、此後或一二月、或数月、始一至。甚有屡接、不至者。直待孕育、外家始具粧奩暨襁褓・鈴帽等物餽送。亦有送牛馬・田地者。於是方来団聚、否則不然。以故毎有厭嫌而離異

者、蓋亦多縁早婚所致也。

すなわち、婚礼の時に持参財を贈るのではなく、受胎後に夫家に引き移る時に贈ること、持参財の内容として嬰児用の襁褓・帽子のほか、中には牛馬・田地もあったという。また、妊娠せねばそもそも夫家に引き移らないことも重要である。受胎後に持参財を送る例としては、表15「土俗」の「婚後三、四年後に奩具を送る」という表現、また表13—7続文に「妊娠するのを待って、女方の父母は始めて帳被を用意し、花嫁を夫家に送り偕老させる」とある。さらに史料4には「数年経って嫁が長ずれば、更めて治粧を為すがそれはまるで初婚の礼のようだ」と記されている。この場合、漢族の初婚の際の嫁入り行列を思わせる光景が見られたのである。持参財の内容として史料2続文では、蚊帳・蒲団の類3、5組～10組、あるいは牛馬が、史料5では牛馬・田地が、表14—7続文では蚊帳・蒲団の類が挙げられている。また、持参財を用意する元手としては史料3では、夫方からの結納金が充てられている。

なお、史料2続文ほか多くの記事で、持参財は婚礼の時に持参されている。清代から民国期においては受胎後に持参財を送る地域は先の河池県のほか龍勝・寧明県など少数である（なお、現在でも龍勝県では初生児の出生後に結婚披露宴を行い持参財をその時に持ってくる場合がある。写真20を参照）。これらの地域で後の時期になって婚礼の際に持参財を贈るように変化したという確たる証拠は目下のところ見出していない。しかし「娠むことが無ければ（夫家に）帰らない」「婚礼の時には嫁しても婚をなさない」状況においては、受胎後に夫家に帰る際に持参財を贈っていたと考えるのがむしろ自然ではなかろうか。仮にそうでないとしても先述のように生子後に盛大な披露宴が行われていることから、次のことが指摘されるであろう。すなわち、不落夫家の本質として、一つには初生児の出生（とともに持参財を搬入した）時点で婚姻が成立するという点にあって、それ以外のさまざまな要素は後から付け加わった本質とは無関係ないし関係が希薄なものであろうと考えられまいか。さらに想像を逞しくすることが許されるならば、この側面を持つ習俗であったがゆえに、初生児の受胎までの嫁の自由な行動について子供の生物学的な父親をめぐる憶測を交えた様々な記述がなされるようにさえなったと思われる。

小結

まず、本章で検討したところを整理しよう。明末から清代を経て民国期に至る間に、婚姻に関わる多くの習俗が変化した。すなわち、（1）配偶者の選択方式において、当事者主

導から父母主導型への変化がみられた。早婚や父母包辦婚は後から生じた方式である。（2）結納品・相性占い・婚礼までの過程も変化した。結納品はビンロウジ・牛・豚から銀元へと変化したが、しかし他方で豚・糯米をも用いるなど壮族の伝統も維持された。相性占いは、漢人の「八字」を漢人の方式で用いるようになった。婚礼までの過程は複雑化し漢人のそれに近づいた。（3）婚礼の前に嫁方で盛大に唱歌を行ったが、多くの伴娘が参加し、また彼女たちは花嫁の嫁入りに随行した。その嫁入り行列のやり方は漢化し、夫方での儀礼も漢人のそれを受容した。だが、同時に婚礼の夜などに唱歌を盛大に行う点で伝統も残された。花嫁が里方に戻る行為は「回門」といわれたが実は漢人の回門とは全く内容は異なっていた。（4）嫁の両属性。生家へ戻った嫁は農繁期や正月などの年中行事の際に夫方へ来て短期間逗留した。祖先祭祀や耕作への参加などで夫家にも属していたかのようだが、実際の家事・労働には関与しなかった。また、それは周囲から強制もされなかった。不落夫家の期間中、生家・夫家の双方から自由な生活を過ごすことが社会的に認知された。しかし解放直前の頃にはそれらが変化した。（5）初生児の出生後に大規模な祝宴を行い、事実上の婚礼披露宴のようであった。所によってはその際に持参財を搬入し、子の出生を機に婚姻が成立した。しかし多くの地域では、持参財は婚礼の際に搬入されるよう変化したようである。

以上にまとめたところが大過ないものとするならば、差し当たって次の点が論点として指摘されよう。第一に、従来の諸説の欠陥について。すなわち早婚、女性の労働力の高さ、夫家での虐待に起因する女性の結婚に対する不満などの論点は、後に加わった要素であって、不落夫家の原因ではないか、あるいはそもそも不落夫家と因果関係にはない現象に過ぎないのである。この点に関連して、[広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：52—62]では解放直前において不落夫家に２つの状況が見られたという。すなわち、父母包辦婚（ゆえに夫妻が婚姻に不満を持つような状況）に加えて、自由恋愛を経て結婚した後にも不落夫家が行なわれた。そしてその場合でも「習俗にしたがって」不落夫家が行われた。里方で過ごす時間は短いし夫方に定居するのも１年後である。問題は女性が婚姻に不満を持たず適齢期に達しているゆえ父母も不安に想うことの無い恋愛結婚の場合でも不落夫家が見られたことにある。ここに至って不落夫家の原因とされてきた早婚・父母包辦婚・嫁の自由な生活への希求という論点では説明がつかなくなることが一層明確となるであろう。

第二に、壮族にとっての婚姻習俗の変化のもつ歴史的意義に関して。結納品・相性占い・婚礼までの過程の変化など、それまでになかった漢文化的な要素が加わったが、しかしそ

のことによっても婚後の別居～受胎による夫方への定居までの過程、とりわけ受胎によって結婚が成立するという不落夫家の関鍵となる部分は表面上は変らないことに注意する必要がある（受胎する以前に、清代以降の史料に見える夫家での婚葬儀礼への嫁の参加など両属性が認められるようになってはいるが）。言いかえると、漢俗を導入しても自らの文化的特徴を残すことのできる方式が維持されてきたのである。ここに長期的な時間を経ながらも壮族の側においてそれが習俗として維持されてきた要因を指摘することができよう。

註

(1) たとえば靖西県安徳鎮大楽村［壮語南部方言の一支「壮（ジョーン）話」では「サムベイヤー」（姑のところに行かない）、龍勝県和平鎮金江村楓木寨（壮語北部方言）では「リードウランゲイ」（夫のところに行かない）と言う。なお、壮語の用語ではないが別居の期間に注目した「三年不成夫妻」という言いまわしも俗になされる。

(2) たとえば、桂西僮族自治区籌備委員会が、僮族自治区成立の意義について討論をした座談会での発言（『広西日報』1952 年 11 月 8 日）。

(3) ［范　1959：30—32］、［黄・黄・張（編）　1988：689—706］、［王承権　1993：41—51］、［潘　1981b：79—82］。

(4) なお、莫俊卿は別稿では不落夫家の原因について単系進化論的な把握をしている［莫 1981：158—169］。なお、袁少芬も、不落夫家の歴史、現時点での諸類型、それが発生し維持された原因、その評価など多面的な検討を試みている［袁　1989：48—58］。現時点での諸類型や民族文化に優劣の価値判断を持ちこむことに対する批判は参考に価する。が、不落夫家の歴史や発生の原因については、ほかの学者と同様、理論的枠組を適用したために成功していないように見受けられる。

(5) 不落夫家は他地域、広東珠江デルタや福建恵安県、広西寧明県の蔗園人など漢族、またリー族、プイ族、ミャオ族など、壮族以外の多くの民族に見られるが、本書では壮族に対象を限定する。それが非漢族的な側面をもつ習俗として一定の共通性があるにせよ、広西の壮族と他地域とでは社会経済的にもほかの面でも異なる発展を遂げたように思われるからである。

(6) ただし、『広西各県概況』一「邕寧県」によると、都市では多く 18 歳以降、郷村では多くは 13、14 歳と、都市・農村によって結婚年齢に違いが見られた。

(7) なお、中国人にとって婚姻とは婚姻の儀式そのものであるという定義がなされる［王向華　1995：148—156］ほど、漢人の婚姻には複雑な儀礼がともなわれる。壮族の婚姻習俗の変化を検討する際にもいつ、いかに漢人的な儀礼を受容していったかに留意すべきであろう。

(8) 謝啓昆『樹経堂詩続集』（嘉慶５年＜1800＞序）五「桂林雑咏」の一首として、「路上の行人の口が羊のようで、また猩猩が血酔しているようだ。（原注：粤人はビンロウを嗜み日々咀嚼してやまない。故に路上の行人の口も羊に似ているようだという嘲けりを受けた）〔路上行人口似羊、猩脣如血酔。（原注：粤人嗜檳榔、日咀嚼不輟、故有路上行人口似羊之嘲。）〕」とあるほど清代中期の広西では広く用いられていた（［田　1935］によると民国期には南部の龍州・寧明・明江・思楽等の数県に限られるようになった）。しかし、本文で示したように、時には都市民と農民、漢人と壮族との区別を強調するためか、あるいは内陸の郷村では稀少品だったのか、それは都市民の習俗であると記された。

(9) 雍正『広西通志』九二、諸蛮、銭元昌「粤西諸蛮図記」に、「男女婚嫁、亦憑媒酌。各取庚帖、置甕醸酒。酒美則吉、結為夫婦。」とある。

(10)［田　1935：108—109］にも思林県の場合、婚礼の数日前から「姉妹」たちに来てもらい唱歌をすること、さらに夫家からも歌を善くする女子数人が女家に行き門前にて「闘歌」をするが、必ず夫方が「闘勝」してから、花嫁の乗轎が許されることが記されている。なお、嫁方だけでなく夫方でもそれぞれ親戚が集まって宴会・唱歌が行なわれていたことが史料１続文（この場合、嫁方のほうでは半夜で宴会が終わり、夫方では翌朝まで続けられたという）や道光『永福県志』一、輿地「風俗」から窺われる。

(11)［田　1935：194—197］では東蘭県の場合、男性同士の特に親密な付き合いを「打老庚」「訂同年」ということ、東蘭県では女子同士の「訂同年」が多いことが記され、次いで複数の「同年」同士が新年にそれぞれ礼物を備え訪問しあうこと、その際に訪問先では隣村の青年を陪席させて唱歌をすること、それは時に大規模かつ１、２週間も続く宴会になったことが記されている。また、乾隆『慶遠府志』一〇、雑類、諸蛮「獞」では、男女の年齢の等しい者が衣帯を贈答しあって「同年」になり、女性が（別の男性と）結婚して受胎するまで往来が続いたことが記されている。

(12)「十姉妹」「姉妹伴」は多くの論者がその重要性を指摘しており重要であるが、史料的には不明な部分が多いので、その検討は別の機会に行ないたい。なお、「十姉妹」は壮族に限らず、百色や寧明の漢族「蔗園人」や臨桂県（漢族？）などにも見られる。

(13)［韋　1935：135—137］によると、「送嫁娘」は多い場合で数百人、少なくとも数十人にもなったという。経済条件にもよるが伴娘の多さが特徴的である。なお、花嫁が１日のうちいつ頃出嫁したのかについて、民国『遷江県志』や表 14—３からは夜であることが窺われる。また［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：52—62］では早朝、夜明け前に出発することが記されている。いずれも多くの場合歩行して行くのであるから通婚圏はそれほど広くないであろうことが想像されるが、壮族の場合とくに歩行しての嫁入りが多い（民国『榴江県志』「風俗」）のは通婚圏との関わりにおいて注目される現象である。また１年のうち婚礼が多い季節は、雍正『広西通志』三二、風俗「天河県」に「毎年秋の収穫後に男女が贈答しあった（結婚した）」ことが記されており、（容易に想像されるが）一般に秋の収穫後、冬季である。

(14)［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：52—62］では、新郎が嫁迎えに行き、嫁方の祖先を拝んだが、その際に「巫公」が同行した（花嫁が先に祖先を跪拝するがその時にも巫公が随伴した）。こうしたシャマンの随伴も壮族の婚姻の特徴である。

(15)『広西各県概況』五「榴江県」に、嫁入りの際に伴娘数十人が嫁に随行して「押送」し、夫方で群をなして徹夜で「土歌」を歌い、翌朝また皆で嫁方に戻った。誰が新婦だかわからないほどであったという。

(16) なお、［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：52—62］では、伴娘が夫家において嫁に随行してイロリに跪づき、そしてイロリの周囲に座っている男方宗族長輩を跪拝してから、洞房へと移ったという。壮族にかつて多く見られた干闌（高床）式住居でのふるい習俗を窺わしめる重要な手がかりである。

(17)この点に関する地域差も見られた。たとえば、［広西壮族自治区編輯組（編）　1987a：188—190］では、下雷州の場合、嫁は婚礼の翌朝には里方へ帰った。甚だしい場合には前門から夫家に入り後門から出て里方へ帰った。さらには、ただ右足で夫家の門の敷居を踏んだだけですぐに里方へ帰る者もいた、という。また［広西壮族自治区編輯組（編）　1984b：52—62］では、隆林県の場合、３日間夫婦は同房できず嫁は伴娘とともに新房にて寝ること、また３日間は夫家のための針仕事や炊事もできないので、嫁は伴娘とともに刺繍をすること、３日目の朝になって伴娘が同伴して井戸に行き水を汲むことが記されている。

(18) 民国『柳城概況』三、民族「風俗習慣」では「郷間女子、亦有回門後住娘家、数年必俟生子、始返夫家者。」と記されている。なお、「回門（ホイメン）」は壮語にもそのままタームとし

て入っている。

(19) 該処娶妻、有不落家之風。毎年中、最多不過相聚三四天、其餘皆在娘家工作。

(20) 此後毎年回夫家一二次、或三次。毎次僅一二日即帰。

(21) なお、『南寧民国日報』1935年10月29日「田東県不落家風俗」によると、不落夫家期間中、嫁は収穫期か、夫方で婚葬儀礼があるときに夫方に戻るが、多くの場合、午前中のみか半日餘りで生家に帰ったという（新娘便過活。待到毎年大収穫期、或男家有婚喪的事、新娘才回夫家。但最多是住上半天或大半天、就要回母家去了。）。

(22)「田東県不落家風俗」（註21）によると、不落夫家期間中に夫方へ来た嫁に対して夫は「犯人を監視する」ようであったという（老公之監視老婆、簡直是和監視犯人一様、一歩不離、她去解手。他也要緊々地跟着、以防止她的虚偽。仮使監視疏忽了一点、那麼她就不客気地逃之天々了。）

(23)［田　1935：183—186］にも、鳳山県では最初の一年は不落夫家をするものが多く、年中行事のたびに夫方に1，2回来るのみだが、さらに半年・1年と経って身ごもると夫家に長住することが記されている。全体の期間が短縮されたうえ、夫方との往来の頻度が最初の1年間と後の半年間とで異なっている。

(24)［姚（主編）・袁（副主編）　1991：486—487］でも、生家が娘に「姑娘田」を分け与え耕作させる（収穫は娘の所有になる）地方もあった。不落夫家をした女性が生家での労働で得た所得は全て彼女に帰し、父母・兄弟および夫は干渉する権利がなかった。それらの収入は全て夫家に定居するときに持参することができた、という。なお、広西では、不落夫家期間中の花嫁が綿花・藍栽培をしていたことが記される程度で、それも収穫物は自己の所有で、生家の助けになったわけではない。綿花・養蚕・製糸業といった社会経済的要素と不落夫家との関係において、たとえば広東珠江デルタの場合とは異なっている。

(25) 以為某一女子不能養活其男子及負担其家庭之生活者、則視該女子為一無能之女子。

(26) 并有夫妻同在墟場、夫見其妻為人所調笑、不嗔而反喜者、謂妻美能使人悦也。否則或帰而相詬焉。

(27) 民国『河池県志』二、輿地上、風俗「南丹土州」に、

獞人並以毎年二七両月、少年男女於附近墟市・郊原之地、結隊治遊、以唱歌作良媒、以贈答為紀念。父母夫壻親戚不能禁。（中略）今此風亦少戢。

とある。未婚の男女のみならず「夫壻が禁ずることができない」ことから、おそらくすでに結婚して不落家期間中にある女性も対歌に参加していたであろうことが窺われる。［姚（主編）・袁（副主編）　1991：486—487］にも、不落夫家の期間、花嫁は村の娘たちとともに歌掛けに参加し夫以外の男性と情歌を唱い恋愛することが可能で、社交活動は「娘の時と同じ」ように自由だったことが記されている。

第3部　壮族と漢族との民族間関係

第10章　明清時代における壮族統治体制

序文

筆者は第1部で、明清時代における壮族の社会の変動の過程を、また、第2部で壮族の文化変容の過程を検討してきた。こうした変動・変容の契機となった要因として、漢族との諸般にわたる接触にともない生じた現象が挙げられる。その一つとしてすでに漢族地主との経済的関係にふれたが、第3部では漢族との関係を全面的に検討する。本章ではそれに先立ち、まず中国王朝の統治権力による統治体制について検討を行うこととしたい。

無論、中国王朝は漢族を代表する勢力ではなく、統治権力である。それは厳密には民族間関係の範囲には収まらないが、中国史において統治権力の果たした作用は重大なものがあり、壮族史の検討に当たっても見逃せない。

周知のように、歴代中国の支配層の非漢族に対する観念の特徴として、伝統的儒教的世界観＝中華思想に立脚し非漢族を「夷狄」視し、これを漢族の下位に置く傾向が見られた。とはいえ、この観念における「華夷」の分別の指標は、生物学的な「人種」にではなく「礼」に基づく「文化」にあった（［小倉　1966］・［竹村　1983］・［戴　1983］）。従って「華夷」の種族的境界は必ずしも絶対不変ではなく、少なくとも政治・社会・文化の全般にわたる規範＝「礼」の習得を通じて「夷」が「華」へと転換することのできる餘地が存したのである。具体的に言うと、非漢族が武装蜂起を行い地方行政上の障碍となる限りにおいては弾圧の対象とされたが、非漢族が中国の戸籍に編入され税役納入義務を遂行する形式を通じて統治権力への服従を体現するとともに、固有の伝統文化を放棄して儒教的文化形式を移入するならば（単に外表を蔽うだけに過ぎなくとも）、支配層の観念においては最早「夷」の範疇に類別される必然性は失われ、「中国皇帝の赤子」として一般漢族編戸に接近し、さらには完全に同等の待遇を獲得することすら可能となったのである(1)。

このような観念は、壮族に対する統治においてもまた、基本理念となり、壮族の蜂起の弾圧や壮族の中国的政治・文化体系への編入の政策として実体化されたものと考えられる。よって本章においては、壮族の統治体制について上記の点に直接関係する問題、具体的には（１）統治権力による壮族蜂起の弾圧と辺防体制、（２）壮族の編籍と徴税の政策、（３）壮族に対する文教政策（就学と伝統習俗の改革）、の３点から考察を行いたい。

第１節　明代における壮族の蜂起の弾圧と辺防体制

既に第２章で指摘したように、明代中期から明末にかけて広西の各地で壮族の蜂起が発生し統治権力により弾圧されたのである(2)が、本節では蜂起の防御と弾圧をはじめとする明代広西における辺防体制について、明代中期以前の辺防体制、明代中期以後の「狼兵」・「獞兵」の徴発、弾圧後の措置、の３点から考察を行うこととする(3)。

１．明代中期以前における辺防体制

明初、洪武年間における広西の辺防体制の概要は次の如くであった。すなわち、桂林・柳州・南寧・潯州等、９カ所の政治上の重要拠点に衛が設置され、広西都指揮司の統一属下に置かれ、さらに各衛の下には複数の千戸所・百戸所が設置された。これらの衛所には計 11 万人餘の旗軍兵士が配置され軍事行動の際の主戦力となった(4)。この外、地方の要衝に巡検司が設置された(5)。

この体制は早くも永楽前半期には動揺した。すなわち、ベトナム遠征への動員の結果、広西の旗軍兵士の７、８割以上が戦歿・逃亡し、たちまち兵力不足の事態を招いたのである(6)。このため永楽 21 年(1423)には湖広・貴州の衛所兵の、成化５年(1469)には広東衛所兵の、さらに成化７年(1471)には達軍の徴発・輪番屯駐が開始され(7)、また並行して巡検司・土巡検司の増設、民壮の編成等の措置が実施された。しかし、これらの制度もやがて「各衛軍士、十亡八九」(8)というように、兵員の逃亡等により機能が著しく低下するに至った。また、そもそも、山地面積が多半を占める広西においては、土地に不慣れな他地

域出身の漢族兵士の補強措置だけでは必ずしも壮族・瑶族の強勢に有効に対処することができなかった。かくて、このような事態の解決のため「狼兵」や「獞兵」の徴発の政策が開始されたのである。

2．明代中期以後における「狼兵」・「獞兵」の徴発

「狼兵」は「土兵」とも言い、半独立国たる領地において専権を掌握・行使せる広西辺縁部の土官の保有兵力として当時精強を称された軍隊である(9)。統治権力によるその徴発の開始は永楽初期に遡り、また正統２年(1437)には狼兵による屯田が開始されたが、その徴発が少なくとも恒久的制度として確立したのは景泰４年(1453)(10)以後と考えられる。狼兵は、土官領での収穫を俟って冬季に徴発され行軍に従軍した外、その一部が各県下の要衝の営・堡の軍事施設に配置され、田土（「狼田」）を支給され軍事と耕作の任務に当たった。狼兵の徴発が開始された当初、成化～弘治年間においてそれは「凡有征調、全倚土兵」(11)との方針に沿って厚賞を以って重用されたが、以後弘治末から嘉靖年間にかけて驕慢化した土官が徴発命令に抵抗し、また狼兵が行軍の途上、暴力的行為を働き「土兵所至残害、又甚於賊」(12)という事態が発生するに及び、その徴発政策の改革をめぐって論議が展開された。しかし、厳格な軍律の下、土官領での部隊編成のままに土官・土舎（土官一族）・頭目に統率される強卒は蜂起の弾圧にはやはり有効との見方が強く(13)、したがって明末清初を通じてその徴発の政策は続行されたのである。

蜂起の弾圧に当たっては、上の狼兵の外、壮族もまた、徴発の対象とされた。万暦『広西通志』二三、兵防「耕兵」によると、平楽県の27の営堡中、４堡に「獞目」に統率される兵士が、また『同書』二二、兵防「民兵募兵」に拠ると、宜山県の46堡中の４堡および天河県の９隘の全てに「獞兵」が募兵として配置されていた。更に、『粤西文載』四四、江勛「奉勅鎮守柳慶等処右参将欧公擢広西副總兵去思碑」に、弘治８年(1495)頃、柳州・慶遠府での壮族の蜂起に際して柳慶右参将欧磐が次の措置を講じたことが述べられている。

公復任時、値慶遠劇賊覃召管、聚衆盈万、大肆陸梁、焚毀哨堡、行踪殆絶。

公重立穿

山・迎恩諸堡、招熟獞成村、以為羽翼、給牛種、興水利、相安耕鑿、戦守有備。覃賊

計窮、斂手帰命。

すなわち、堡を建設し、次にその近辺に「熟獞」を強制移住させ耕作と防備に当たらしめ辺防体制の一翼を担当させたことが判明する。この点について応檟(劉堯誨重修)『蒼梧總督軍門志』(嘉靖32年序)十、兵防、営堡「柳州府」に拠ると、穿山堡には柳州衛官軍21名・湖広永州哨旗軍20名の外に「獞老」30家が、迎恩堡には来賓所旗軍15名の外に「良獞」10家が所属していたことが述べられている。「熟獞」・「良獞」(あるいは「善獞」)とは、壮族の中で統治権力に服従し「版籍に編入」され、「賦役を供する」ようになったものを指す(14)史料用語であり、その編籍に際しては一般漢族編戸とは別の「獞戸」に分類された(その保有田土は「獞田」。このことは康熙『平楽県志』四、戸口、(万暦)「旧志」に、

嘉靖二十一年、戸一千八百八十七、内民戸八百七十八、軍戸一百四十三、匠戸十五、

僧戸七、道戸一、力士戸二、猺獞戸一百四十一。口三千八百五十五。

とあり、戸口統計上「民戸」と「猺獞戸」とが区別されていることから明らかである。このような「熟獞」の村落の立地について蕭騰鳳(15)『両粤議稿』上「慶遠府同知蕭、為乞勦経奏有名劇賊、以甦民命、以粛天威事」に万暦初、柳州府壮族の蜂起の弾圧経過が述べられており、そこに前掲史料『粤西文載』・『蒼梧總督軍門志』に見える2堡の近辺一帯の「熟獞」と蜂起に参加した壮族(=「生獞」)との村落名が掲示されている。これを地図上に図示しよう。地図10(16)によると、平野部の交通路に沿って2堡と「熟獞」村落(長塘・黄塘村)とが立地し、平野部から西方に広がる山地にかけて10餘の「生獞」村落が立地している。この「熟獞」村落が先の史料『粤西文載』のそれと一致するかは不明であるが、しかし2堡の近辺に「熟獞」村落が形成されたことが一層明確になるとともに、恐らくは弾圧を契機として堡を基点として「熟獞」の分

布地域が拡大し「生獞」が「熟獞」となって行ったであろうことが想像されるのである。

以上より、壮族の蜂起の弾圧に際して狼兵の外に、統治権力に服従し「(熟)獞戸」として編籍された壮族が「獞兵」として起用されたことが指摘されるのであり、このことはとりもなおさず、統治権力の側からすると「以夷制夷」政策の実施に当たっては、非漢族各集団の民族的帰属(17)のみならず、それらの権力への服従、あるいは抵抗という二者択一的な現実の対応状況が基準として重視されていたこと(18)を物語っている。

3．蜂起の弾圧後の措置

次に蜂起の弾圧後の壮族に対する措置について瞥見しよう。『明穆宗実録』五七、隆慶五年五月辛巳条所引の提督両広侍郎李遷・巡撫広西都御史殷正茂等「調陳古田善後事宜」に、古田県壮族の弾圧後の措置が7項目にわたって述べられている（項目の数字は筆者による補足）。

①請増設兵備参将各一員、専駐古田、弾圧其地。②設防守官軍千戸二員・百戸四員・旗軍操車四百人、以厳隄備。③龍門隘・都狼隘・牛河三阨諸険、猝難平治。請令兵備官、督所司、樹柵立堡、或招集土舎狼兵、或暫撥参将募兵、拠険立営、分布防守。④古田自獞賊竊拠、四衢梗塞、請芟伐林箐、夷其険阻、毎二十里、建一逓舗、舗兵即以獞民充之。⑤古田既改為州、又増設兵備参将、一切夫馬廩給、請以桂林所属柳浦・建安・横塘等駅分撥。⑥古田版図既復、宜以下陸里、分安寧・安和二里、隷常安鎮土司。崇良・永盈二里、隷富禄鎮土司。仁良・永安二里、隷桐木鎮土司。凡残獞在各里者、悉以属之。其新興等四里、不分民獞、倶属于州。其十里田係殲絶、各獞所遺者、候踏勘処分。其復業残民、編立里甲・保長。聴撫獞人、毎村立一獞長。倶聴里長管束、糧差規則、悉従軽省、倶聴里長催納、州官厳禁不許科擾、以啓釁端。⑦広西三鎮目兵募兵等項費銀、不過四万、而布政司所貯各項軍需、不下十二万、宜時加稽覈、登記冊籍、専備古田軍需、無以他費借用。戸兵二部覆奏。（上皆従之。）

これによると、①兵備・参将の増員と古田への屯駐、②千百戸所の増設と旗軍・操軍の屯駐、③要衝への営堡設置と狼兵・募兵の屯駐、④駅逓の整備とその管理のための壮族の徴発、⑤州（永寧州）への昇格、といった官制および行政区画上の改革、軍事機関・施設の新設と整備、兵員の屯駐に関する諸項目が列挙されている外、⑥の記事が壮族に直接関係する政策として特に注意を惹く。

⑥によると、第一に旧古田県下に３土官を創設し、10里を分割して６里を土官に所属させ(19)、４里を州の直属とした。この６里と４里との分割の基準は、壮族の統治権力に対する服従か抵抗かの旗幟の相異にあった。すなわち最後まで抵抗した蜂起の残党の聚居せる６里は、統治権力の側からすると蜂起の再発の危険性を潜在的に有しており、従って土官を通じての間接統治下に置かれたが、他方、４里は壮族人口が比較的少なく、しかも弾圧以前に統治権力に恭順の意を表したために直接統治とされたのである(20)。第二に、弾圧後壮族は（恐らくは「獞戸」として）編籍され糧差を賦課されたが、その場合、毎村に「獞長」１名が任命され里長の統属下において税役催徴の任務に当たるとともに、糧差の規則が「悉く軽省に従う」、という漢族編戸とは別個の措置が行われた。これは恐らくは直接統治に随伴して発生しがちな漢族と壮族の軋轢を回避する必要上実施されたのであり、従って暫定的措置としての色彩が濃厚である。

以上、本節を要約すると、明代中期から明末にかけての壮族の蜂起に対して、統治権力は衛所兵（広西以外のものをも含む）の外に狼兵、さらには「（熟）獞戸」として編籍された壮族をも徴発して弾圧を行った。明末、蜂起の弾圧後、蜂起の残党が聚居する地域には土官を創設して間接統治を行った。他方、服従せる壮族に対しては、先に蜂起の弾圧に起用された壮族と同様、「獞戸」として編籍し税役納入の義務を課した。その際、壮族の税役納入については特別措置が実施されたが、この点については次節であらためて検討しよう。

第２節　明末清初における壮族の編籍と徴税の政策

本節では明末清初、蜂起の弾圧後に実施された壮族の編籍と徴税の政策につ

いて、税役の減免措置、納税の際の「獞老」制、編籍の進行過程、および瑤族との相異を取り上げて検討しよう。

1．税役の減免

前節で古田県壮族の弾圧後の措置の一環として壮族の税役負担額の軽減が行われたことに言及したが、この点についてまず明初の状況を次の史料に基づき検討しよう。

(A)　魏濬『西事珥』(21)三「墾田之利可興」

又唐史載。嶺南俚人、旧輸半課、劉延祐責令全輸、遂至為乱。今獞賦較民正減其半、然毎為田主侵利数倍、心極苦之、第畏公庭如赴湯鑊、姦人多方恐嚇、終莫之悟。

(B)　嘉慶『平楽府志』三三、夷民部、猺獞「修仁県」(22)

南隘十排、皆獞巣也。有南北之分。性兇横、尚仇殺、睚眦必報。先是万暦間、烏合流劫、久為民害、侈参将率師平之、爰立石墻・莫廖・桐木三堡、委土舎梁伝一履畝親丈、分為十排、止納糧不当差。但其俗、売田不売糧、故田帰富戸、糧堕貧家、盗賊之風、所由熾也。

(C)　蕭騰鳳『両粤議稿』上「慶遠府同知蕭、為乞勦経奏有名劇賊、以甦民命、以粛天威事」

其所以処撫者、大畧事定之後、於目兵中、択其功最多者、裂地鋳印、世為土巡検、管領各村良獞。毎村設獞老一名、無事督令耕田納税、毎米一石、納銀二銭五分、餘差倶免、獞納之獞老、獞老納之巡検、巡検納之官、逋負者罪在巡検。有事則檄下巡検、巡検下獞老、獞老率其餘獞、聴調戦守、所調之人、免其納米之数、仍給行糧有差。

まず(A)に拠ると、壮族に賦課された税役額は一般民田のそれと比較すると半額程度であったが、壮族は（恐らくは田主＝漢地主に田土を投献して佃農となり）田主によって一般漢族が統治権力に納入する額に数倍する搾取を受けていた(23)。次に(B)に拠ると、万暦年間、修仁県において蜂起の弾圧後、壮族の田土は石墻・莫廖・桐木の３堡の土舎梁伝一による丈量を経て起科されたが、

その負担は税糧のみに限定され徭役は免除された。さらに(C)に拠ると、隆慶・万暦の交に慶遠府下で発生した蜂起の弾圧後、従軍した目兵（狼兵）の中から土巡検を選任し「良獞」をその統制下におくとともに、村毎に「獞老」１名を任命し、これに徴税および有事の際の軍事動員と部隊の指揮とを担当させるべきことが提議されている(24)。その場合、壮族は毎石２銭５分の税糧を銀納するのみで良く、徭役は一切免除された（さらに軍事徴発の際には税糧も減免の対象となった）。

上の(B)・(C)の記事から判断すれば、壮族は徭役を免除されるとともに、恐らくは税糧も場合によっては軽減されたようであり(25)、かくて全体として(A)に示す如く一般漢族の半額程度の負担となったように考えられる。

次に清代について検討しよう。雍正『平楽府志』十一「賦役」に、平楽府所属の各県の「獞田」に賦課された税額が提示されている(26)が、これを同科則の民田の負担と並記すると表16のようになる。

これによると、まず四差銀（明代里甲制下の徭役に由来）について、平楽・昭平（下則）・賀県の「獞田」では明らかにそれが免除されており(27)、その他の県においても賦課されてはいるものの軽額である。次に糧について、「獞田」の糧額は民田と略々同額であるが、実際の納入に当たっては恭城・昭平県で折色米とされており、しかもその場合の銀納折算率も低率である。この外、平楽県では地畝銀が、平楽・賀県・昭平県では、胖襖・鋪墊水脚・生銅魚線膠・翎毛熟鉄黄麻の各項銀(28)が免除の対象とされている。これにより、地域的相異はあるが、概して「獞田」の税役負担は民田の場合に比較してかなり軽額であったことが指摘されるとともに、軽額とはいえ四差銀が賦課された地域も見られることからすれば、明末の時点では免役とされていたのが、清代に入り壮族統治の進行に随伴して各地の実情に即して漸次四差銀として賦課され、民田の負担額に接近して行ったものと思われる。

表16 雍正年間平楽府における民田と獞田の税役負担額

	県名	平楽	恭城	賀県	昭平	
	科則	中則	(中則？)	下則	上則	下則
民田	①	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
	(ⅰ)	0.0535	0.0535	0.0428	0.0535	0.0222
	②(ⅱ)	本 0.031	本 0.0284	？	本 0.0161	本 0.0067
	(ⅲ)	折 0.0219	折 0.025	？	折 0.0373	折 0.0155
	③	3.52	5.1	3.5	5	5
	④	5.915	6.6	5.4	6.7	6.7
	⑤	0.067	0.35	0.009	—	—
	⑥	0.005	0.024	0.004	0.005	0.005
	⑦	—	0.17	—	0.07	0.07
		—	0.014	—	0.005	0.005
獞田	①	—	0.09	0.09	0.09	0.09
	(ⅰ)	0.0535	0.052	0.0428	0.0535	0.0222
	②(ⅱ)	？	折色米	？	折色米	折色米
	(ⅲ)	？	4.14	3.5	3.5	3.5
	③	—	1	—	4	—
	④	—	0.35	—	—	—
	⑤	—	0.024	—	—	—
	⑥	—	0.17	—	—	—
	⑦	—	0.014	—	—	—
備考		獞墾田				

＜註＞①地畝銀（毎畝） ②糧（(ⅰ)総額、(ⅱ)本色米・折色米の別、本…本色米、折…折色米、(ⅲ)折銀(毎石)） ③四差銀（毎石） ④胖襖銀 ⑤鋪墊水脚銀 ⑥生銅魚線膠銀 ⑦翎毛熟鉄黄麻銀 ＊単位は②(ⅰ)(ⅱ)が「石」、他は「銭」。

2．「獞老」制

そもそも、壮族の村落には「獞老」（「獞目」・「頭人」・「老」等とも称す）が存在し、内部的秩序の維持や外部との交渉の指導者としての機能を具有していた［塚田　1985a］（本書第1章第2節）が、それは統治権力による壮族支配においても徴税をはじめとして重要な役割を担ったように感じられる。本項では壮族統治体制における「獞老」の役割についてあらためて検討しよう。

まず、前掲史料『明穆宗実録』「調陳古田善後事宜」に拠ると、蜂起の弾圧後壮族は里甲に編成され「獞長」（＝「獞老」）1名が税役催徴の任務を担当することとなったが、その場合「獞長」が最寄りの漢族里長の統属下に置かれたことから推測すれば、それは漢族地区の甲首戸に相当する機能を有したようである。次に里甲の編成と同時に保甲制が施行された。この点につい

て、『明神宗実録』二〇五、万暦十六年十一月庚申条所引、巡撫広西右僉都御史劉継文「制馭粤西土夷切要四事」に、

一、立村長、以約獞丁。謂猺獞素為民患、邇来額知向化、然類聚群争、易啓釁端。宜于錯居村落、編成排甲、立一甲首、使明約束、不率者稟究、庶夷俗可以漸変、而辺圉可以永安也。

とあり、壮・瑶族が錯居する村落を保甲に編成し、甲首（甲長）を任命して統制すべき事が提議されている。この場合、「村長」・「約獞丁」という立場からすれば「獞老」が甲長に任命された可能性が高い(29)。以上の里甲・保甲制における役割に加えて、蜂起の弾圧と防衛とに壮族が起用される場合に「獞老」は軍事的機能をも有した。例えば、前掲の『蒼梧総督軍門志』には穿山堡に「獞老」に統率された壮族30家が所属しており、また蕭騰鳳「慶遠府同知蕭、為乞勦経奏有名劇賊、以甦民命、以粛天威事」においても「獞老」の徴兵と部隊指揮との役割が述べられている(30)。

以上より、「獞老」が里甲・保甲制における甲首戸・甲長に相当する機能を有し、また地域によっては徴兵と部隊指揮との軍事的任務を担当したことが指摘されるとともに、「獞老」制が壮族固有の体制であったことからすれば、統治権力は暫くはそれを破壊せずに利用して(31)徴税・徴発の機構の末端に位置付け、当該壮族に対する支配権を浸透させて行き、そして恐らくは統治の進行に随伴してそれは解体する方向を辿ったであろうことが推測される。

3．編籍の進行過程

明末、蜂起の弾圧後に開始された壮族の編籍は、清代にかけてどのように進行したのであろうか。本項では、この点について特定の地域における編籍壮族の数量上の変化に注目して検討することとする。

表17は明清時代平楽県の壮族の戸数・村落数の推移について地方志の記事に依拠して作成したものである(32)。

表17　明清時代の平楽県における戸数・村落数の推移

	年次		民	壮族	瑤族	典拠	備考
明	天順6	1462	790戸	—	—	康熙『平楽県志』四「戸口」	他に軍戸42、匠戸15、僧戸5
	嘉靖21	1542	878戸	猺獞戸141戸		同上	他に軍戸143、匠戸15、僧戸7、道戸1、力士戸2
	万暦30	1602	115戸	民村の2倍以上（「為猺獞村者、不啻倍焉」		『殿粤要纂』二「平楽県図説」	万暦四年、県下の二里を昭平県に移管
清	康熙8	1669	125戸	104村	71村	光緒『平楽県志』一、輿地「廂里」	
	同12	1673	125戸	不明（うち険要獞村10）	不明（うち険要猺村20）	康熙『平楽府志』「郷村」	
	同56	1717	不明	58村（編戸獞村36、険要獞村22）	49村（編戸猺村17、険要猺村32）	康熙『平楽県志』六「猺獞」	
	雍正4	1726	不明	10村（編戸獞村4、険要獞村6）	97村（編戸猺村49、険要猺村48）	雍正『平楽府志』十「猺獞」	獞村・猺村の分類に混乱が見られる
	嘉慶10	1805	390村（22880戸）	27村	12村	嘉靖『平楽府志』七、建置「廂里」	
	光緒10	1884	700餘村	「旧所謂猺村獞村者、今無幾焉」		光緒『平楽県志』一「廂里」	

これによると、まず明代の状況について、天順6年には存在しなかった「猺獞戸」が嘉靖21年に出現していることが注意を惹く。この事実から明末における壮族の編籍の開始が窺い知られるが、ただしそれは計141戸に過ぎないことからすれば、この時点では恐らくは壮族の大半が未編であったものと看做される。万暦30年には「猺獞村」が実際には「民村」の2倍以上も存在した事実がこの見方を補強するであろう。

清代に入ると、まず康熙8年においては明末とさほど大きな変動はなく、「獞村」と「民村」とは略々同数である。次いで康熙56年には36の「編戸（熟獞戸）獞村」と17の「編戸猺村」とが出現するが、これらの外に計54の「険要」＝未編の「生獞」・「生猺」村が併存することからすれば、この時点で県下の壮・瑤族の約半数のものが既に編籍されていたように考えられる。毎村当たりの戸

数を30戸と仮定すると計1500餘戸となり、従って明末に比較すると壮族編戸数が10倍以上に増加したこととなる。また康熙12年の時点では「険要獞村」であった村落のうち4村が同56年には「編戸獞村」とされている。これにより康熙年間における壮族の編籍の顕著な進展が指摘されるであろう。

以後嘉慶10年になると、康熙8年に比較して民村が3倍強に増加する反面、壮・瑶族村が却って約5分の1に減少しており、そして光緒10年には壮・瑶族村が「幾も無く」なっていることが注意を惹く。この清代中期以後における壮・瑶族村の顕著な減少の原因について、「獞戸」と「民戸」との戸籍上の相異、および康熙56年の「編戸獞村」の項に「今為民居」との註記があり「獞戸」が「民戸」へと変化したように考えられることからすれば次の解釈が可能となる。すなわち、壮族は一旦「獞戸」として編籍されたが、やがて漸次「民戸」となり、従って「獞戸」が大幅に減少して行ったものと解される(33)。

以上より、平楽県の壮族は当初は未編であり、その村落は「険要獞村」とされていたが、明末以後、特に清初康熙年間に「編戸獞村」となり、さらに清代中期以後、漸次「民村」に編入されて行ったのであり、それとともに壮族は「生獞」→「熟獞戸」→「民戸」という過程をたどったものと考えられる(34)。そうだとすれば、「獞戸」は「生獞」を編籍して「民戸」化するための暫定的な措置であり、先の「獞田」に関する税役減免の措置や「獞老」制と同様、壮族の「民戸」化に随伴して漸次消滅する方向をたどったように思われる(35)。

4．瑶族との相異

前掲表17では「猺獞戸」・「編戸猺村」という表現が見られ、瑶族もまた、壮族と同様の過程をたどったかのようであるが、しかし実際にはむしろ未編のものが多数を占めていた。

そもそも瑶族は居住形態上、「大分散、小集中」と称され［『瑶族簡史』編写組（編）　1983］、その大半は山地に分散居住し焼畑耕作を営み頻繁に移住を行う「盤瑶」であった。従って統治権力によるその把握は困難であり、

一部のものを「平地瑤」として編籍し得たものの、多くはせいぜい山麓の漢族地主を通じて覊縻的支配を行うに過ぎなかった。また「小集中」の代表的存在である大瑤山の「長毛瑤」（茶山瑤・花藍瑤・坳瑤を言う）に対しても明代に大規模な弾圧が行われたにもかかわらず、清末に至るまで統治権力の支配権が浸透しなかった。従って編籍の進行上、壮族と瑤族とは対照的であり、「旧以獞凶、今乃以猺為頑」(36)との指摘がなされる所以である。

以上、本節を要約すると、明末以後壮族の「獞戸」への編籍が開始されたが、税役負担の軽減、特に免役措置が実施され（清代に入ると漸次それが四差銀として賦課されるようになった）、またその催徴に当たっては村落の既成の指導者「獞老」を利用して徴税・徴発機構に編入した。壮族の編籍は特に清初・康熙年間に進行し、壮族は「生獞」→「獞戸」→「民戸」という過程を経るとともに、上の税役納入上の特殊形態もまた、漸次消滅して行ったように思われる。このような壮族の状況は瑤族の場合とは好対照をなしている。

第３節　明末清初における対壮族文教政策

前節で述べた編籍と徴税の政策の外、明末清初において壮族に対する文教政策が実施された。本節ではこの点について、就学と伝統習俗の改革とを中心に考察することとする。

１．壮族の就学と応試

明清時代広西における壮族の就学と科挙への応試に関する史料を年代順に整理すると表 18 のようになる。

表 18　明清時代広西における壮族の就学と応試に関する史料

時　期	地　域	史料原文 （括弧内は筆者の補足）	摘　　要	典　　拠
① 嘉　靖 9 年	全　域	出為広西提学僉書。公至、脩書院、撤淫祠、行射礼、挙節孝。立郷社、択土民及猺獞之子弟者教之。風化大行。	郷社を設立し土民と瑤・壮族の子弟を択び教えた。	万暦『広西通志』二五、名宦「黄佐伝」
② 万　暦 初	永　寧 州 （旧	遷為永寧牧。是時巨賊雖已授首、然諸獞新附、猶桀驁不馴、或嘯聚剽掠、発縦殄滅。（中略。）	壮族の蜂起の弾圧後もその餘燼が残っていたので、学	『粤西文載』六六、明宦「唐執中伝」

	古田県）	執中曰、「民不知義、綏而化之、此自今日首務。」乃白之上官、設学校延社師、選諸獞稍秀者、列之青衿。	校を設立し社師を招き壮族を入学させた。	
③ 同2年	陽朔県	（万暦二年、蜂起の弾圧後）諸獞帖然悔懼、遣子就社学者、十有九人。（陽朔知県鍾）昌択生員朱景伝訓之、獞童漸習官語、知揖拝云。	壮族子弟が社学に入学し、生員に師事し漢語と礼儀を習得した。	郭応聘『西南紀事』四「平陽朔金宝嶺」
④ 同16年	全域	立社学、以教獞豎。謂猺獞俗、固驁悍、然性亦猶人、間有良者、頗知尚学。往歳、社学雖設、而督率尚無責、或宜行提学道、查建申飭、庶漸磨之久、夷風可永革也。	社学を設立し壮族子弟を教育するとともに、社学の督率を強化した。	『明神宗実録』二〇五、万暦十六年十一月庚申条、広西巡撫劉継文「制馭粤西土夷切要四事」
⑤ 同18年	全域及び平楽府	頃之、（万暦十八年）、提学副使李銑、試土於昭復、許其（猺獞）齠齔以上、微通文義者、附於痒。其人以為栄、而有司復計招徠之。各村落皆遣子弟、入郭従師、褒衣博帯、与中国之人無異。	7、8歳以上の壮・瑶族子弟を就学させる方針がとられ、平楽府下の各村落は子弟を就学させた。	『粤西叢載』十八、蛮習所引「平楽府志」
⑥ 同28年	平楽府	（万暦二十八年）出為平楽知府。（中略）公因白督学、年十五以上、識之乎者附痒、使与諸生・学官、旅進退、其人以為栄。猺獞至今稍知礼儀者、公之教也。	平楽知府が15歳以上の壮・瑶族を（恐らくは府県学に）就学させた結果、「礼儀」を知るようになった。	欧陽東鳳『素風集』（附）劉諄驥「欧陽太僕伝」
⑦ 同40年	全域及び富川県・平桂県・林鬱州	諸夷惟獞最衆、獞生在在有之。富川・桂平、多猺種来試者、謂之猺童。又鬱林有狼生数人。	「獞生」は各地に、「猺童」・「狼生」は局地的に存在。	魏濬『西事珥』三「諸夷慕学」
⑧ 康熙35年	興安県	猺獞義学。康熙三十五年、桂林通判摂興安県事呉中朗建。	「猺獞義学」の設立。	嘉慶『広西通志』一三三、建置略、学校（乾隆）「県志」
⑨ 雍正13年	象州	猺獞義学。在安中里中平墟。雍正十三年、（知県）張昕建、屋三間。	「猺獞義学」の設立。	乾隆『象州志』二、学校「書院」
⑩ 乾隆3年	岑渓県	乾隆三年、奉旨設猺獞義学三処。一在大湴、一在水汶墟、一在南渡埠。	「猺獞義学」3カ処の設立。	民国『岑渓県志』二、学校「義学」
⑪ 乾隆4年	興安県	猺地義学。在融江・泠水・東田・高田四処。乾隆四年建。召獞猺子弟読書。	「猺地義学」を設立し壮・瑶族子弟を就学させた。	嘉慶『広西通志』一三三、建置略、学校（乾隆）「県志」
⑫ 乾隆15年頃	昭平県	寧化里。民獞雑処、民居其二、獞居一焉。（中略。）国朝以来、文教覃敷、獞人亦有遣子就学、補弟子員者。	壮族中に子弟を就学させ生員とする者が出現した。	乾隆『昭平県志』七、猺獞「林作楫の言」

⑬ 乾隆年間		獞人旧俗、与猺相去不遠。国初、韋公感作叛、曽奉勦平伏、招撫流亡、故獞人名為撫民。今沐教化日久、漸革旧習、有読書遊泮、而中武挙者。	清初の弾圧後、壮族は「撫民」と称された。現在壮族は旧習を変え、就学し武挙に合格する者が出現している。	『同上』同項「蕭声挙の言」
⑭ 乾隆37年	賀県	獞人散処郷村、衣服飲食、与斉民無異。惟婦女服飾稍別。（中略。）所在皆身列膠庠者、後先相望、由明経・孝廉入仕籍者、且相接踵。其餘耕鑿相安、皆知教子弟読書識字、幾不辨其為獞矣。	壮族は文化において斉民に接近し、また各地で就学し科挙官僚となる者が続出した。その外の者も皆、子弟に教育を施すことを知った。	光緒『賀県志』七、風俗、猺獞所引（乾隆三七年）「旧志」

この表から次の諸点が要点として指摘される。

（1）壮族の就学の政策が実施された年代について、関係史料は略々明末嘉靖・万暦から清代康熙・乾隆にかけての時期に集中的に見出される。従ってそれは明末に開始され清代に進行したことが指摘される（そして清代乾隆年間には「所在皆列膠庠者、後先相望」（⑭）と表現されるほど普及するに至った）。

（2）その背景について、②③では蜂起弾圧後の政策の一環として就学が行われている。

（3）学校の種類について、明代では社学（①②③⑤）、清代では義学（⑧⑨⑩⑪）に関する事例が比較的多いが、他に府県学の事例（⑥）も見出される。社学は既に明初から存在していたが、広西では特に明末においてその再建と整備、運営面での改革が行われる(37)とともに、非漢族の就学が政策として開始された。また義学について、広西ではその大半が清代康熙から乾隆年間にかけて設置され(38)、府県城内の外、壮族・瑶族人口の多い郷村部にも専ら壮・瑶族子弟の教育を目的とする「猺獞義学」（⑧⑨⑩）・「猺地義学」（⑪）が設置された。

（4）教育内容について、漢語（③）と儒教的礼教（③⑥）とが提示されており、就学の政策的意図が壮族の文化上の漢族への同化にあったことを窺わしめる(39)。

（5）就学政策の進行の結果、壮族の中には府県学へ入学し童生・生員身分を獲得する者(40)、さらに科挙に応試し官僚となる者が出現した。既に明末万

暦後期には各地に「獞生」が出現していた（⑦）が、清代、特に乾隆以後、「補弟子員者」（⑫）・「中武挙者」（⑬）・「由明経・孝廉、入仕籍者」（⑭）が続出するに至った。このような生監・官僚身分の獲得によって壮族の一部は統治階層へと上昇を遂げ漢族としてのいわば成員権を手中にしたように考えられる。そうだとすれば、さらに壮族内部における階層分化の発生と壮族としてのアイデンティティの変化とが想定されるであろう。

（6）以上のような壮族の状況は瑤族の場合とはかなりの相異がある。例えば「獞生」は各地に出現したが、他方「猺童」は局地的に過ぎない(41)。このような両者の相異の発生の背景については⑬では、壮族の習俗は清代以前にあっては瑤族のそれと「相去不遠」であったが、清代に「撫民」となり「教化」された結果、就学・応試するとともにその習俗が変化したことが指摘されており、就学以外に習俗改革の政策が行われたであろうことを窺わしめる。この点については次項で検討しよう(42)。

2．伝統習俗の改革

本項では統治権力によって行われた壮族の伝統習俗の改革について考察するが、それに先立ち顧炎武『天下郡国利病書』原編第三〇冊所収、（崇禎）永寧州紀略(43)「風俗」に基づき明末の壮族の習俗について一瞥しよう。

> 敦十里外、倶獞夷。椎髻跣足、間通漢音。架棚為室、寝処其上、其下雑畜牛馬犬豕、不避腥穢。疾病不事医薬、専信巫鬼、殺牲宰牛。罄竭所有答歌為婚、不禁同姓。男婦専事耕種、無別生活。（中略。）性喜讎殺、好闘軽生。其婦女専蓄蠱毒殺人。其男子出入、帯刀自衛、或遇忿争拘提、則用以格闘拒捕、蓋誠不容純以漢法治者也。

もとより漢族統治階層の側の視点に基づく記録ではあるが、当時の壮族の習俗を知る手懸りとなろう。その要点は次の如くである。（1）外貌について、壮族は「椎髻」と称される髷を結い裸足であり、男子は帯刀し武装する。（2）住居は上下二層に分かれ、下層に家畜を飼養し上層が人間の居住空間となっている（この様式を「干闌」と称す）。（3）婚姻について、対歌を通じて配偶

者の選択が行われるが、その際（恐らくは近親者乃至同一リネージの成員を除き）同姓婚も可能である（なお、上の史料には見えないが、壮族には成婚後新妻が専ら生家に居住し、数年後に懐妊するに至って初めて夫方新居に居住する「不落夫家」の習俗もある）。また、漢族（統治階層）と異なり婦女も農耕労働に参加する。（4）儀礼について、罹病の際に巫師を通じて祈祷（鬼神の駆除）を行う。また婦女は「蓄蠱」という一種の妖術を行うとされる。

このような壮族の習俗に対する改革について関係史料を表19に整理した。

表19 明清時代広西における壮族の習俗の改革に関する史料

時　期	地　域	史料原文（括弧内は筆者の補足）	摘　要	典　拠
①万暦10年代前半	永寧州	万暦年間（十年代前半）、由歳貢累官永寧知州。（中略。）諸獞婦多蓄蠱、悉按之法、其習遂除。更加意学校、殷懃造士。	婦女の「蓄蠱」を禁止し改めた。	『粤西文載』六六「顔志邦伝」
②崇禎年間	平楽府	崇正（禎）間、由明経、歴象・左二州教職、陞平楽府、授講学不倦。（中略。）粤俗停柩数十年不葬、公力白上官、一時出喪者、以数万計。	停柩して数～十年も埋葬しない習俗を改めた。	雍正『平楽府志』五、宦績、明教授「梁方図伝」
③康熙42年	上思州	康熙四十二年、上思州知州。手書訓語四條、正男女内外之別、厳師巫邪術之禁、広闢荒田、重禁私販、風俗一改。	男女内外の別を正し、巫師による祈祷を禁止し改めた。	嘉慶『広西通志』二五三、宦績録「梁鳳翔伝」
④同45年	永安州	康熙四十五年進士、授永安知州。永安処万山中、土著者皆猺獞、風俗最乖。大輦為定婚嫁喪葬之制、俾習而行之、建学以興文教、俗用丕変。	婚葬習俗を改めた。	嘉慶『平楽府志』二〇、名宦、宦績「陳大輦伝」
⑤康熙52～54年	貴県永淳県	余蒞貴与調淳、屡以春秋唱歌、並娶婦復回母家為禁。奈悪俗相沿不易変也。	春秋の唱歌や婚後の「不落夫家」を禁じたが、改まらなかった。	康熙『永淳県志』一〇、風俗、獞人、知県凌森美「按」
⑥雍正2年	全　域	査得。粤西猺獞、出入必帯刀鎗、故行兇、頗易仇殺。畳聞。臣雖多方勧化、禁戢綦厳、然其携帯刀鎗往来、皆於深山曠野、是以塘汛兵丁、難於稽査、多致漏網。故又檄行各協営、併咨会督撫、転行有司、令各処村老・獞目・練總、会団禁止。如有蛮獞不遵、仍前携帯鎗刀出入、即鳴鑼吹角、各村一体接応、併飛報塘汛兵丁、斉出協力擒捕、庶幾悪習可以漸除、仇殺可以漸息。	広西の壮・瑶族の帯刀鎗の習俗を禁止（もし不服ならば塘汛の軍兵に報じてこれを捕らえよ）。	『宮中档雍正朝奏摺』第三輯（雍正二年八月十三日）広西提督署都督僉事韓良輔「奏報軍器整斉営伍改観摺」
⑦同上	慶遠府・河池州・荔浦県	臣前報竣軍装奏摺、蒙我皇上硃批。猺獞帯刀、乃其素習、或以防身捕牲、非専為殺人也。刁悍之俗、止応徐徐漸次教化、有犯即行按律究処、若紛紛禁止鎗刀、不惟無益、且恐滋擾、亦断不能全禁。（中略。）（臣）宣	（上の奏摺に対する硃批）壮・瑶族の帯刀の習俗は漸次「教化」すべきである。律に違反する行	『同上』（雍正二年十一月八日）韓良輔「奏陳暁諭講解猺獞聖訓摺」

		布我皇上宵衣旰食、勤労百姓之聖心、復用浅近之言、委曲勧導、暁以利害、俾猺獞自願会団禁止、然後宰牛約信、不許携帯刀鎗、擅入墟市村荘。又犒以酒食、使之欣然酔飽而去。（中略。）此行於慶遠府之三巣・河池州之十三里・荔浦県之青山坪・六相坪・関頭嶺諸処、而有效者也。	為についてはこれを処断すべきであるが、急速な禁令の実施は紛糾を招く危険性がある。（この方針に基づき）「利害を諭し酒食を犒して帯刀禁止が数個処で実施され一定の成果を収めた。	
⑧乾隆6～11年	永寧州	乾隆六年任。（中略。）又禁獞婦女入城市及家居、倶毋著短衣、陋習遂改。十一年、陞直隷鬱林州知州。	壮族の婦女の短衣着用を禁止し改めた。	光緒『永寧州志』八、職官上、国朝、知州「董天良伝」

この表より次の諸点が要点として指摘される。

（1）改革の実施年代について、関係史料は明末万暦から清代乾隆初期にかけての時期に集中している。既述の就学政策の実施年代と略々一致することから、就学と習俗の改革とが同時並行的に行われたことが指摘される。

（2）その具体的内容について、蓄蠱（①）・婚葬（②④）・男女の役割分担（③）・巫術（③）・婚姻の際の対歌と不落夫家（⑤）・帯刀（⑥⑦）・婦女の服装（⑧）が挙げられており、言語や住居様式を除く文化の諸領域に及んでいる。

（3）その成果について、壮族の伝統文化が清代、特に乾隆年間以後、「衣服飲食、与斉民無異」（表 18⑭）との顕著な変化を遂げた事実からすれば、上の習俗の改革がそれに重要な作用を果たしたであろうことは疑問の餘地がない。とはいえ表 10①②③④⑧で指摘されているように、それが短期間で奏効し伝統習俗が全面的に漢文化に置き換えられたと考えるのは不適当であろう。この点について⑤では、改革の実施にもかかわらず習俗が短期間では容易に変化しない実情が述べられており、さらに⑦に拠ると、改革は律に抵触する部分に範囲を限定し(44)、しかも漸進的に行われてはじめて一定の成果を収めたことが窺われる(45)。

以上、本節を要約すると、明末清初において壮族の就学と習俗の改革の政策が並行して実施された。府県学や社学（明代）・義学（清代）への就学の普及

と範囲限定的、漸進的に実施された習俗の改革とを通じて壮族の文化が変化して行ったように考えられる。

小結

明清時代における壮族統治体制について本章で行った考察の要点は以下の如くである。

（1）明代中期から明末にかけての壮族の蜂起に対して、統治権力は衛所兵の外、「狼兵」（土官兵）や服従して「（熟）獞戸」として編籍された壮族を動員して弾圧を行った。

（2）蜂起の弾圧後、明末清初（特に康熙年間）において壮族の「獞戸」への編籍が進行したが、その税役負担については暫くは軽減措置（明代では免役、清代には漸次四差銀が賦課）がとられ、またその催徴に当たっては既存の村落指導者「獞老」を利用しこれを徴税徴発の機構の末端に位置づけた。このような特殊形態はやがて壮族が「民戸」化するのに随伴して消滅して行った。

（3）明末清初、壮族の就学と習俗の改革とを中心とする文教政策も実施され、壮族の府県学や社学（明代）・義学（清代）への就学が普及し、習俗に関する漸進的改革が一定の成果を収めた。以上の状況は瑤族の場合とは逕庭がある。

清代乾隆年間以後、壮族内部に階層分化が発生し、壮族の社会・文化の諸領域において漢族への同化が顕著となったのであるが、このような壮族の変化は一面からすると以上の諸点を主要内容とする統治政策の一環として理解することができるであろう。

ところで、明清時代の広西においては広東・湖南をはじめとする他の諸地域から商工業者・農民等の様々な階層の移住民（「客籍」・「客民」）が来住したが、それらの移住の実態と壮族との通婚を含む相互関係という点もまた、壮族の社会・文化の変化をもたらした要因の解明に際して重要な検討課題となろう。この点の検討については後章にて行いたい。

註

(1) 第1章註4をも参照。なお、戸籍に編まれ文化を受容するとともに非漢族の種族的アイデンティティにも変化が発生し、ひいては非漢族から漢族へのエスニシティの転換へと至ったように思われる。
(2) [塚田　1985b]。また壮族の各蜂起集団の消長について[高・姚　1984]では「農民起義」の視点から詳細に検討されている。
(3) 總督巡撫・総兵官・撫夷同知等の辺防に関する職官の制度史的検討も重要であるが、本章では壮族に対する政策に重点を置くので割愛する。
(4) 万暦『広西通志』二一、兵防「衛所軍」。
(5) 広西の計161カ処に設置され、捕盗警察を任務とした。その設置状況については[谷口　1980]が参考となる。
(6) 万暦『広西通志』二一、兵防「序」。
(7) 万暦『広西通志』二一、兵防「湖広戍軍」「広東戍兵」「達官頭目」。なお、広東兵と達軍兵士との屯駐の開始の年次は『明憲宗実録』七三・八九に拠った。
(8) 『明孝宗実録』一一六、弘治九年八月壬寅条、總督両広右都御史鄧廷瓚の言。
(9) その民族系統について[劉　1934]および近年の中国における各種の関係書ではともに壮族に帰属せしめている。なお、狼兵の徴発の起源と背景、狼田の支給等の問題については[羅　1937]が参考となる。
(10) 『明英宗実録』二二八、景泰四年四月庚子条。
(11) 前掲註8史料。
(12) 『明武宗実録』八七、正徳七年五月癸亥条。
(13) 『明穆宗実録』四二、隆慶四年二月癸丑条所引の南京太僕寺少卿殷従儉の上言に、

> 広西毒民惟獞、而獞所畏服、惟狼兵。先年古田之寇、雖時出時没、然未敢深入、由防守有狼兵、而声威振之也。自頃歳議減狼兵、置募兵、已復画革狼募土兵、而用閩浙兵、
> 如捕鼠者易猫以犬、犬雖大不如猫捷、非鼠所畏也。

とあり、壮族が畏服するのは狼兵のみであるのにこれを廃止して閩浙兵や募兵に転換するのは鼠を捕獲するのに猫から犬に易えるのに等しい行為である、として狼兵の重要性が主張されている。
(14) 嘉靖『広西通志』五三、外夷、原夷「獞」に、

> 左宜山境辺及思恩者、近日編入版籍、謂之熟獞、性畧馴、遠者謂之生獞、梗化不可制服、在忻城・荔波及天河南北西三郷・永順・永定二長官司、尤為兇狼。

とあり、また『同書』序文に、

> 為夷者亦四。猺・獠・狆・獞。熟者供賦役、生者習摽掠、古謂雕題者、此皆其種。

とある。
(15) 隆慶～万暦初に慶遠府同知であった。
(16) 参謀本部陸地測量局が1939年に複製したもの。
(17) この点について明代には統治権力や漢族地主が壮族を招佃し瑶族の攻撃から農地を防衛した事例が見出される[塚田　1985b](本書第2章)。
(18) この点についてさらに「猺兵」が壮・瑶族の蜂起の弾圧に起用された事例も見られる(乾隆『博白県志』八「兵防」等)。
(19) 光緒『永寧州志』六、建置「険要」によると、桐木鎮には南丹土州、富

禄鎮には那地州、常（長）安鎮には東蘭土州の土官一族が屯駐した。この3土官の中、桐木鎮は万暦21年(1593)に廃止されたが、他の2土官は康熙5年(1666)まで存続した。なお、このような蜂起の弾圧後の土官設置の事例は、他に潯州府武靖州・藤県五屯・賀県・府江等においても見出される。

(20) 万暦『広西通志』三三、外夷、戦功善後事宜「古田」に、

（嘉靖四十四年）時島夷内訌、兵食交詘。提督都御史呉桂芳、度其時未可軽挙、遣古田守備卜禎、典史廖元、持文告諭之、上四里獞聴撫、下六里獞逆命如故。

とあり、上四里の壮族は嘉靖44年(1565)、統治権力に服従した。

(21) 万暦40年(1612)の序がある。

(22) 万暦8年(1580)に莫廖・桐木堡が設置され狼兵が配置され（道光『修仁県志』七、軍制「兵制」）、また同10年(1582)には広西全域で丈量が行われた（『明神宗実録』一二六）ことから判断すれば、この史料は万暦10年以後の状況を伝えたものと考えられる。

(23) なお、この史料では、唐代嶺南の非漢民族が税の「半輪」から「全輪」への政策の変更に抵抗して蜂起を行った故事を引用して、地主による非法搾取が壮族の蜂起を招く危険性を孕むことを示唆しているが、「半輪」の具体的内容については今のところ確定し難い。

(24) なお、この事例は厳密にいえば、直轄地ではなく土官地域のものであるが、しかし壮族の蜂起の防御を目的として設置された土官は左・右江流域や南丹州等の旧来の土官とは異なり、統治権力の支配権の浸透という点では直轄地に近いように思われる。また、この提議が実施されたか否かについて乾隆『慶遠府志』五、武備「兵制」に、

万暦後、又以兵少、添設獞老、工食銀米、毎月酌給。

とあり、少なくとも、「獞老」の設置に関しては実施されたことが裏付けられる。

(25) この点について『両粤議稿』上「慶遠府同知蕭、為仰仗神威、亟除重患、以蘇一方生霊事」に、

蓋其党類（獞）、懼相凌奪、以自墾之田、投于豪貴之家。豪貴忻然受焉、而享其無税之田。獞於彼為佃丁、於慶盗賊。

とあり、雍正『広西通志』九三、諸蛮、獞「陽朔県」に、

初侵占民田、已而就撫、遂給之、号曰獞田、輸税独軽。歳久、田鬻于民、獞仍佃之。曰売田不売耕。

とある。

(26) この史料は雍正4年(1726)の編纂であり、従って地丁併徴（平楽県では同4～7年に実施）はまだ行われていない。

(27) 平楽県については康熙（56年）『平楽県志』四「田賦」でも、「獞種田」（中則）は「原無編差」であり毎畝科米（糧）5升3合5勺のみの負担とされている。また民国『鍾山県志』五、田賦「田糧」に、

県属田糧、向有民糧・獞糧之別。民糧内有畝税丁税。（中略。）猺獞賦而不役、故獞糧有畝税無丁税。

とある（鍾山県は民国6年〔1917〕に昭平県と富川県との一部を割いて新設された県である）。さらに平楽府以外の地域についても梧州府蒼梧県・岑渓県の「下則獞田」や桂林府霊川県の「猺獞田」は「不編差」とされていた（同

治『梧州府志』八、田賦「戸賦」。乾隆『岑渓県志』二、田賦「科則」。雍正『霊川県志』一、輿図「賦役」)。

(28) 明代、条鞭法施行以前においては里甲正役中の上供物料に含まれていた［山根　1966］。

(29) なお、清代雍正４年(1726)、広西に実施された保甲・団練制度において、「獞長」・「猺長」は漢族地区の団總・練總・保甲・甲長に相当する機能を具有したようである（『宮中档雍正朝奏摺』第十一輯（雍正十年十月十一日）広西巡撫郭鉷「奏覆地方緝盗安民事摺」)。

(30)「獞老」はこの外、仲裁調停者としての機能も有した［塚田　1985a］が、その場合、村民が、「獞老」の裁定に不服の時には最寄りの官衙へ上告することが可能であった（清・閔敘『粤述』「賽老」の項）ことからすれば、獞老は地方裁判機構の末端に位置付けられていたように考えられる。そして徴税や裁判・軍事等の公務を円滑に遂行するため「獞老」は定期的に官府へ出頭していた。

乾隆『雒容県志』十八「雑志」。

獞人。（中略。）一団一村之長、則直名之為老。其人入城辦公、能習漢語外、此格磔鉤輈、多不能暁。

(31) この点は「獞老」の選任方法や任期にも端的に表われている。例えば、龍勝県の龍脊十三寨では解放直前の時期まで各寨に「頭人」が存在していたが、寨民の信服する人物が「自然に」（選挙や官府による指名等の手続きによらず）就任した。その任期は固定せず、当人の能力の優劣に応じて終身の場合もあれば短期間で地位を喪失する場合もあった［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］（本書第４章)。

(32) 戸数と村落数とが何れかに統一されておらず、またその内容（特に統計数値）にも必ずしも全幅の信頼を置けないが、当面の主題に関する有益な材料となるであろう。

(33) それとともに壮族の文化も変化して行き、清代乾隆年間以後において壮族の漢族への同化が顕著となった［塚田　1985b］。そして民国『平楽県志』二、社会「民族」に、

（猺獞）但因与漢族同化已久者、自忘其為猺族獞族、外人亦幾難於分辨。

とあるように、民国期には壮族は民族的アイデンティティを喪失し客観的な民族集団の識別さえも困難となった。

(34) この点について平楽府荔浦県の事例をも瞥見しよう。

（A）康熙『荔浦県志』三、蛮情、（万暦）「旧志」

県属約有三百村、獞得二百七十有餘村、而民只得二十三村、多寡強弱之不敵如此。

（B）民国『荔浦県志』三「蛮情」

按。荔浦獞、北郷為多。肆虐於前明啓禎間、清初始靖、編戸為民、輸賦供役。与外族通婚媾、起居服食進化、無異斉民。猺則旧習不変。

（C）『同右』同巻「兵事記略」

按。荔苦猺獞之禍、景泰中、至移県城避之。自行編甲之令、暨清朝康熙中、益推広行之。迄今民獞相忘、衣食語言、相与同化。旧以獞為凶、今乃以猺為頑。

すなわち、明代においては壮族人口が多数を占め（Aによると万暦年間、壮族村落が県下の全村落の９割を占めていた）勢力が強大であり、ために景泰年間には壮族の攻撃を受けて県治を移し(C)、また天啓・崇禎年間にも蜂起が

発生した(B)。清代に入ると壮族は編籍され税役を納入する(B)とともに、特に康熙年間にその保甲への編成が広汎に実施された(C)。また漢族との通婚をも行い(B)、やがて文化において壮族と漢族との相異点が見られなくなった(B・C)。この事例により、壮族の編籍の進行に関する筆者の見方が一層補強されるであろう。

(35) ただし、広西全域の壮族がおしなべて同時にこの過程をたどった訳ではなく、広西の西・北部、特に山地に居住する集団については編籍のテンポがかなり遅れたようである。

(36) 前掲註34引用史料。なお、道光『賓州志』二四「雑記」に、

> 按。今賓州税額、祇有猺糧一條、其餘不載、亦未另編里甲戸口、則以我朝徳化之孚靡遺荒服、諸蛮与民雑処、久安生業、間有読書応試、充博士弟子員者。

とあり、清末の賓州では「猺糧」の規定は残存したが、壮族については（恐らくは民戸となり）税役納入上の特別規定が既に消滅していた。

(37) この点について万暦『広西通志』十二、学校「猺獞入学」に万暦24年(1596)に提学道楊道会が頒布した条令が見出される。

> 訪得。各州県積猾里排、往々貨視獞夷。其不願至者、賄而幸免。其至而幸厠布巾者、教官胥吏、多方索謝、与諸無名之費、復亦不貲、則此輩何利焉是駆之也。各該有司教官、宜仰体朝廷徳意、厳禁吏胥、厚自脩飭、毋踵前弊、使此輩重足不来、来而復去、且自扞文罔也。

すなわち、「積猾の里排」が壮族を「貨視」し、就学を願わない者から賄賂をとってこれを免除したり、就学者に対しても教官や胥吏が手段を尽くして謝礼を要求するような状況がみられ、それに対する禁令が発布された。

(38) 嘉慶『広西通志』一三三～一四〇、建置「学校」によると、義学の中で設置年次の判明するものが広西（土官地域を除く）で計63あるが、うち9割弱が康熙31年(1692)から乾隆12年（1747）にかけての50餘年間に設置された。なお小川嘉子氏は、義学が辺境地域に多く見出されることから、非漢族の教化がその重要任務の一つであったことを指摘している［小川　1958］。

(39) この外、教師として③では生員が挙げられており、また就学年齢について④では「齠齔」、7、8歳以上の童子とされている。

(40) なお、恐らくは地主化し地方の有力者となった壮族が捐納により童生・生員の資格を獲得するような場合も見られたであろう。

(41) ①⑤⑥⑧⑨⑩などでは「猺獞」が就学の対象とされているが、恐らく実際には壮族の方に重点が置かれていたであろう。なお、⑦では「狼生」が見られ、明代に徴発された狼兵の後裔もまた、生員となったことが知られるが、これも数量的には僅少である。

(42) なお、本節で検討した統治権力による就学政策の外、郷村の私塾での教育も行われた。民国『陽朔県志』四、列伝「朱若奭伝」に、

> 康熙癸酉(三十二年)挙人。（中略。）陞国子監学録。在監三年、乞逮養母。所居与獞相近、毎於朔望招集、教以孝弟忠信、獞人由是感化者多。

(43) 崇禎13年(1640)、永寧知州となった馬光の著である（光緒『永寧州志』八「職官」）。

(44) 明律には人名・傷害案の外に畜蠱や「停柩不葬」、同姓婚について罰則規定が存する。黄彰健『明代律例彙編』（中央研究院歴史語言研究所専刊之七十五、台北、商務印書館）十九、刑律、人命「造畜蠱毒殺人」、『同書』十二、礼律、儀制「喪葬」、『同書』六、戸律、婚姻「同姓為婚」。

(45) なお、壮族の習俗中、住居様式（干闌）・婚姻住居方式（「不落夫家」）・対歌（「歌墟」）等についてはかなり後世にまで維持された（現在も一部が残存する）。この点を含む壮族の現在の習俗については［覃・梁・韋　1984］，［国家民委民族問題五種叢書編輯委員会『中国少数民族』編写組　1981］が参考となる。

第11章　明清時代における漢族移住民と壮族との関係

序文

民族史的観点から見ると、中国南部地域史の大勢は、諸般にわたり優勢を占める漢族勢力の南方への不断の発展・拡大とそれにともなう相対的に劣勢な非漢族諸集団のいわゆる「漢化」の過程として把握することが可能であるが、この漢族の南方発展を端的に示す事象の一つとして漢族移住民の中国南部各地域への移住を挙例することができる。

前近代の広西においても、地方官や商人、工匠、農民、更には反社会的活動を行う「遊匪」・「無頼の徒」に至るまで、様々な社会階層に属する漢族の移住が通時的に行われた。これらの移住民の中、たとえば地方官の赴任や犯罪人の流罪を契機とする移住といった、時代による社会経済条件の変動の影響をさほど受けず、また広西における社会的作用も比較的小さいと思われるものもあった。しかし、特に明代以降に顕著に見られた商工業者や農民の移住は、数量的にも、また彼らが果たした社会経済上の作用においても、さらに壮族を含む当地の居住民に及ぼした影響の面においても重大な意義を有したように思われる。移住民の来住の時期と数量に関して挙例すると、明末清初の広西において、漢族と非漢族との人口比率はほぼ１：９ないし３：７であったのが、清末道光年間にはその比率が完全に逆転しており、この間に大量の移住が行われたであろうことが容易に推測される(1)。さらに表11は民国『全県志』第二編、社会、民族附「姓氏」に見られる全県の各村落に居住する漢族住民の来歴に関する記事をもとに作成したものであるが、来歴の判明する490餘件中、明清時代に移住してきたものが約77%を占めており（さらにそのうち、明末以降が約63.5%を占める）、移住がほぼ明清時代に集中している。

表20　移住の時期［民国『全県志』(1935) に拠る］

時期	晋	唐	宋	元	明	清	民　国
件数	1	3	86	19	194	184	3
%	—	—	17.5	3.9	39.6	37.6	—

中国国内移住史に関する先行研究には、譚其驤氏による湖南の［譚　1932］、山田賢氏による湖広から四川・陝西・湖北の三省交界地帯への［山田　1986］、瀬川昌久氏の広東［瀬

川　1982］等の研究があるが、広西の場合については専論がなく、専ら太平天国史との関連において、「土客」問題をはじめとする太平天国運動発生の歴史的条件の解明という視点から検討されてきた。それは、たとえば太平天国運動前夜の広西社会を全面的に検討した西川喜久子氏［西川　1978］や「土客」問題について諸学説を整理するとともに再検討を行った稲田清一氏［稲田　1986b］の研究、さらには中国における研究（たとえば梁碧蘭氏［梁　1987］・龍盛運氏［龍　1985］）にも見出されるが、しかし、概してそれらは太平天国史の立場からの研究であるがために、対象地域が太平軍興起の地＝金田村の所在する潯州府等の広西東南部に限定される傾向があった。また、移住民と壮族との関係についても、太平天国期の横州・永淳県の壮族の「抗租」運動を取り上げた稲田氏の研究［稲田　1988］以外には、壮族史の全体の潮流を踏まえた上での研究が少なく、その上、ともすれば壮族が政治経済的圧迫を受け、そしてそれゆえに太平軍へ参加したという一面のみが強調される傾向が見られた。概して壮族は明清時代において「漢化」過程を辿った（特に清代中期以降に顕著）が、しかし生態や社会経済等の条件の相違によって地域的差異が生じたように想定されるのであり、この点の検討も不可欠であろう。

筆者はこれまで、社会変動・文化変容の過程を検討してきた。本章ではそうした変動・変容の発生の契機となった壮族と漢族との民族間関係、とくに明清時代における漢族移住民と壮族との関係について検討を行う。その場合、移住民の中でもとくに商工業者と農民に注目し、まず（１）移住の大勢（移住時期・移住民の分布地域と出身地・移住の背景）や移住民の存在形態をふまえた上で、（２）地域的差異を考慮しながら移住民と壮族との関係の実態を明らかにしたい。

第１節　移住の大勢と移住民の存在形態

１．移住の大勢

まず、外省からの漢族の移住が行われた（ｉ）時期、（ii）分布地域、（iii）出身地、さらには（iv）移住の背景について、商人、工匠、農民の順に検討しよう。

（１）商人

（ｉ）

商人の移住について表 12 に関係史料を整理したが、これによると、計 28 例中、①～④

表21 商人の移住に関する主要史料

	時期	移住先	析出地	関係史料 原文	関係史料 摘要	典拠
①	成化23年(1487)	梧州	広東(?)	梧州為郡，路当両広，水会三江。彼地軍民，雖住居寡少，而地方商賈，則絡繹往来。近地所有者，不過柴薪，遠山所儲者，無非竹木，軍資為利，民頼為家。(中略。)又有該図里老，引同外境豪強商賈，尽山採取，僉成大筏，接尾横江，又其一耗也。	梧州に商人が「絡繹往来」し柴薪・竹木の買付けを行う。地元の里老が商人を「引同」し，木材を「尽山採取」し筏で搬出。	呉廷挙『東湖奏疏』一，「建言地方民情等疏」(成化23年)
②	万暦25年(1597)	不明	広東	広東用広西之木，広西用広東之塩。広東民間，資広西之米穀東下，広西兵餉，則借助于広東。広東人性巧，善工商，故地称繁麗，広西坐食而已。	(広東と広西間の交易) 広東 ⇄ 塩 / 木材，穀米 ⇄ 広西 広東人は商工業にすぐれているが広西人は「坐食」するのみ。	王士性『広志繹』五，西南諸省，広西の項
③	同27年(1599)	南寧 梧州	広東	邕与梧，号為重鎮，幕府所都。東人輻輳，賢者徴重，而衿節小人，巍々自持，咸仰給東人，以為外府。	南寧・梧州に広東商人が多く集まり，広西人の「外府(かねぐら)」となる。	万暦『広西通志』三，風俗「論」
④	崇禎4年(1631)	梧州府	広東(新会・順徳・南海県) 福建 湖広 江西 浙西	客民，閩楚江浙俱有，惟東省接壌尤衆，専事生息，什一而出，什九而帰。中人之家，数十金之産，無不立折而尽，充兵戍衛役，急即逃去，多猾源人。習文移，持刀筆，為官府書吏，仰機利而食，遍於郡邑，多高明人。塩商木客，列肆当壚，多新順南海人。	移民には福建，湖広，江西，浙西出身者もいるが，広東人が最多である。彼らは投機的商売を営み1の元本で9の利益を収む。広東人中，塩・材木商人の店舗を連ねているものは新会・順徳・南海県人が多い。	崇禎『梧州府志』二，輿地「風俗」
⑤	康熙12年(1673)	平楽県	広東	城外街民，大抵皆流寓開張。遠則東粤，近則全州，歳暮散帰，来春又聚。邑民但知耕植，不諳貿遷。	城外の市場に広東や全州から商人が到来(年末に帰郷し翌春に再び来る)。地元民は農業を知るのみで商業を行わない。	雍正『平楽府志』四，風俗「陳光龍の言」
⑥	同26年頃(1687)	桂林	江西 湖広	粤西諸郡，桂林差無瘴，然民窮地薄。城中江右楚人僑寓者十之九，搆竹為廬，貿易不過雑魚羊豕之類。錦繡文綺明珠象貝，実産粤東，此間無有也。土著者居於郷，率皆傑黠傲慢，不畏官府，学使者例不治民，視之蔑如也。	城内の人口の9/10は江西・湖広人であり，簡単な店舗を構え鶏魚羊豚を販売。他方，土著民は郷村に居住。	陸祚蕃『粤西偶記』
⑦	同48年(1709)	平楽府 荔浦県	広東 湖広	坊郭里，附城郭，民戎雑居，商賈皆東粤三楚之民，歳終則帰，来春又聚。本邑人民，但知耕植，不諳貿遷，士衿毎以治生為苦。甚至身鮮完衣。	商人は皆，広東・湖広出身者で，年末に帰郷し翌春に再び来る。	康熙『荔浦県志』十，「風俗」
⑧	同54年頃(1715)	南寧府 永淳県	広東	永淳土瘠民貧，訟簡賃朴。居城郭者，向係中土遊宦・経商之人・流寓後裔。(中略。)隷籍市廛者，或商賈，或執芸自食，或庶人在官，率粤東之人，俗与粤東同。	城内の住民は官人・商人・流寓の後裔であるが，商人などは概ね広東人である。	康熙『永淳県志』十，「風俗」
⑨	雍正4年(1726)	平楽府 賀県	湖広 江西 広東	湖広・江西・広東客商，秋冬始集，餘月多缺市。民僅屠宰販鬻，挑売魚塩。	湖広・江西・広東人客商は秋冬に到来する(他の月には定期市が開催されないことが多い)。	雍正『平楽府志』四，風俗「賀県」
⑩	同	同 恭城県	不明	昔時，民戎雑居。商賈百工，悉出異省。	商人・工匠は悉く他省人。	同，恭城県
⑪	同11年(1733)	梧州府 蒼梧県	広東	商賈輳集，類多東粤人。為其漸染，事尚紛華。市中貨物，盛於他邑鄰封，日用所需，皆取資焉。	商人が多く集まるが，広東人が特に多い。市場の商品は他処より多い。	雍正『広西通志』三二，「風俗」
⑫	同	桂林	広東 江西	桂林為広西首都，城内外商賈遠集，粤東江右人居多。見聞盛於他郡。	城内外の商人は広東・江西人が多い。	同
⑬	同12年(1734)	百色庁	不明	百色，商賈来集，生歯漸増，連歳曇豊，人皆鼓腹。	百色に商人が来集。	『宮中檔雍正朝奏摺』二三輯，潘紹周「奏請勅撥倉穀分貯百色摺」
⑭	乾隆以前	鬱林州	広東	早在乾隆以前，就有広東人在玉林経商了。在玉林県城和大平山墟，都建有粤東会館。	乾隆以前に広東人が到来し商売を行い会館を設立。	表註1
⑮	乾隆29年(1764)	平楽府 昭平県	広東 湖南	昭平里・附城里民甚稀，商賈胥吏，半属粤左・楚南之人。	商人と胥吏の半数が広東・湖南人。	乾隆『昭平県志』四，「風俗」
⑯	同	柳州府 馬平県	不明	城廂内外，従戎貿易者，多異省人，終鮮土著。然生歯由此繁，田野由此闢，実粤西一要地也。	軍人と商人の多くは他省人であり土著は少ない。	乾隆『馬平県志』二，地輿「形勢」
⑰	同35年(1770)	蒼梧県 戎墟	広東	蒼梧為粤西東境，離県二十里，有巨鎮焉，蓋古戎城也。其地面臨大江，左右高山環峙，峯連翠畳，数十里而不絶。上接両江，一自南寧而下，一自柳州而下，皆会于戎。水至此，流而不駛，故為貨賄之所聚云。吾東人貨于市者，禅鎮揚帆，往辺纔数日。蓋雖客省，東人視之，不啻桑梓矣。(中略。)故客于戎者，四方接軫，而莫盛于広人。集于戎者，百貨連檣，而莫多于稲子。	蒼梧県の戎墟に広東商人が水運を利用して多く集まる。水運によればわずか数日で往復できるので，他省といっても広東人から見れば故郷同然であり，このため広東人が特に多い。戎墟に集まる商品は米が最も多い。	表註2
⑱	同56年(1770)	潯州府 桂平県 永和墟・大宣墟	広東	桂平邑在粤西潯州。(中略。)四方商賈，挟策貿遷者，接迹而来，舟車輻輳，貨賄積聚，熙来攘往，指不勝屈。而以我東粤之商旅于桂平永和・大宣両墟者為尤盛。(中略。)今建両墟会館于永和，以為宴集同人，籌公事之所。復于大宣創立会桟。両墟一水相連，郷人便之。(中略。)吾郷之来遊西粤者，不但在桂平也。即左右両江，所至輒有郷人。	広東商人が桂平県の永和・大宣墟に集まり商業活動を行い，両墟に会館を設立。広東人は桂平県下のみならず左・右江の至るところに進出している。	表註3
⑲	嘉慶・道光以前	鬱林州 陸川県 平楽墟	広東	平楽墟，在城東北六十里中塘堡内，上下直街二条，西偏横街一条。共鋪店四十餘間，毎逢子午・卯酉日為市期。清嘉道以前，東商来此営業者甚多，今不如昔。	嘉慶・道光以前，広東商人が多く平楽墟に出店。	民国『陸川県志』五，建置「街市」
	同	柳州府	広東			

表21 商人の移住に関する主要史料

	時期	移住先	析出地	関係史料 原文	関係史料 摘要	典拠
①	成化23年(1487)	梧州	広東(?)	梧州為郡，路当両広，水会三江。彼地軍民，雖住居寡少，而地方商賈，則絡繹往来。近地所有者，不過柴薪，遠山所儲者，無非竹木，軍資為利，民賴為家。(中略。)又有該図里老，引同外境豪強商賈，尽山採取，僉成大筏，接尾横江，又其一耗也。	梧州に商人が「絡繹往来」し柴薪・竹木の買付けを行う。地元の里老が商人を「引同」し，木材を「尽山採取」し筏で搬出。	呉廷挙『東湖奏疏』一，「建言地方民情等疏」(成化23年)
②	万暦25年(1597)	不明	広東	広東用広西之木，広西用広東之塩。広東民間，資広西之米穀東下，広西兵餉，則借助于広東。広東人性巧，善工商，故地称繁麗，広西坐食而已。	(広東と広西間の交易) 塩 広東 ⇄ 広西 木材，穀米 広東人は商工業にすぐれているが広西人は「坐食」するのみ。	王士性『広志繹』五，西南諸省，広西の項
③	同27年(1599)	南寧 梧州	広東	邕与梧，号為重鎮，幕府所都。東人輻輳，賢者徴重，而衿節小人，齷々自持，咸仰給東人，以為外府。	南寧・梧州に広東商人が多く集まり，広西人の「外府(かねぐら)」となる。	万暦『広西通志』三，風俗「論」
④	崇禎4年(1631)	梧州府	広東(新会・順徳・南海県) 福建 湖広 江西 浙西	客民，閩楚江浙俱有，惟東省接壌尤衆，専事生息，什一而出，什九而帰。中人之家，数十金之産，無不立折而尽，充兵戍衛役，急即逃去，多翁源人。習文移，持刀筆，為官府書吏，仰機利而食，遍於郡邑，多高明人。塩商木客，列肆当壚，多新順南海人。	移民には福建，湖広，江西，浙西出身者もいるが，広東人が最多である。彼らは投機的商売を営み1の元本で9の利益を収む。広東人中，塩・材木商人の店舗を連ねているものは新会・順徳・南海県人が多い。	崇禎『梧州府志』二，輿地「風俗」
⑤	康熙12年(1673)	平楽県	広東	城外街民，大抵皆流寓開張。遠則東粤，近則全州，歳暮散帰，来春又聚。邑民但知耕植，不諳貿遷。	城外の市場に広東や全州から商人が到来(年末に帰郷し翌春に再び来る)。地元民は農業を知るのみで商業を行わない。	雍正『平楽府志』四，風俗「陳光龍の言」
⑥	同26年頃(1687)	桂林	江西 湖広	粤西諸郡，桂林差無瘴，然民窮地薄。城中江右楚人僑寓者十之九，構竹為廬，貿易不過雑魚羊豕之類。錦繡文綺明珠象貝，実産粤東，此間無有也。土著者居於郷，率皆傑黠傲慢，不畏官府，学使者例不治民，視之蔑如也。	城内の人口の9/10は江西・湖広人であり，簡単な店舗を構え鶏魚羊豚を販売。他方，土著民は郷村に居住。	陸祚蕃『粤西偶記』
⑦	同48年(1709)	平楽府 荔浦県	広東 湖広	坊郭里，附城郭，民戸雑居，商賈皆東粤三楚之民，歳終則帰，来春又聚。本邑人民，但知耕植，不諳貿遷，士衿毎以治生為苦。甚至身鮮完衣。	商人は皆，広東・湖広出身者で，年末に帰郷し翌春に再び来る。	康熙『荔浦県志』十，「風俗」
⑧	同54年頃(1715)	南寧府 永淳県	広東	永淳土瘠民貧，訟簡質朴。居城郭者，向係中土遊宦・経商之人・流寓後裔。(中略。)隷籍市廛者，或商賈，或執芸自食，或庶人在官，率粤東之人，俗与粤東同。	城内の住民は官人・商人・流寓の後裔であるが，商人などは概ね広東人である。	康熙『永淳県志』十，「風俗」
⑨	雍正4年(1726)	平楽府 賀県	湖広 江西 広東	湖広・江西・広東客商，秋冬始集，餘月多缺市。民僅屠宰販鬻，挑売魚塩。	湖広・江西・広東人客商は秋冬に到来する(他の月には定期市が開催されないことが多い)。	雍正『平楽府志』四，風俗「賀県」
⑩	同	同 恭城県	不明	昔時，民戸雑居。商賈百工，悉出異省。	商人・工匠は悉く他省人。	同，恭城県
⑪	同11年(1733)	梧州府 蒼梧県	広東	商賈輳集，類多東粤人。為其漸染，事尚紛華。市中貨物，盛於他邑鄰封，日用所需，皆取資焉。	商人が多く集まるが，広東人が特に多い。市場の商品は他処より多い。	雍正『広西通志』三二，「風俗」
⑫	同	桂林	広東 江西	桂林為広西首都，城内外商賈遠集，粤東江右人居多。見聞盛於他郡。	城内外の商人は広東・江西人が多い。	同
⑬	同12年(1734)	百色庁	不明	百色，商賈来集，生歯漸増，連歳豊豊，人皆鼓腹。	百色に商人が来集。	『宮中檔雍正朝奏摺』二三輯，潘紹周「奏請勅撥倉穀分貯百色摺」
⑭	乾隆以前	鬱林州	広東	早在乾隆以前，就有広東人在玉林経商了。在玉林県城和大平山墟，都建有粤東会館。	乾隆以前に広東人が到来し商売を行い会館を設立。	表註1
⑮	乾隆29年(1764)	平楽府 昭平県	広東 湖南	昭平里・附城里民甚稀，商賈胥吏，半属粤左・楚南之人。	商人と胥吏の半数が広東・湖南人。	乾隆『昭平県志』四，「風俗」
⑯	同	柳州府 馬平県	不明	城廂内外，従戎貿易者，多異省人，終鮮土著。然生歯由此繁，田野由此闢，実粤西一要地也。	軍人と商人の多くは他省人であり土著は少ない。	乾隆『馬平県志』二，地輿「形勢」
⑰	同35年(1770)	蒼梧県 戎墟	広東	蒼梧為粤西東境，離県二十里，有巨鎮焉，蓋古戎城也。其地面臨大江，左右高山環峙，峯連翠疊，数十里而不絶。上接両江，一自南寧而下，一自柳州而下，皆会于戎。水至此，流而不駛，故為貨賄之所聚云。吾東人貨于市者，禅鎮揚帆，往辺纔数日。蓋雖客省，東人視之，不啻桑梓矣。(中略。)故客于戎者，四方接軫，而莫盛于広人。集于戎者，百貨連檣，而莫多于稲子。	蒼梧県の戎墟に広東商人が水運を利用して多く集まる。水運によればわずか数日で往復できるので，他省といっても広東人から見れば故郷同然であり，このため広東人が特に多い。戎墟に集まる商品は米が最も多い。	表註2
⑱	同56年(1770)	潯州府 桂平県 永和墟・大宣墟	広東	桂平邑在粤西潯州。(中略。)四方商賈，挟策貿遷者，接迹而来，舟車輻輳，貨賄積聚，熙来攘往，指不勝屈。而以我東粤之商旅于桂平永和・大宣両墟者為尤盛。(中略。)今建両墟会館于永和，以為宴集同人，籌公事之所。復于大宣創立会桟。両墟一水相連，郷人便之。(中略。)吾郷之来遊西粤者，不但在桂平也。即左右両江，所至輒有郷人。	広東商人が桂平県の永和・大宣墟に集まり商業活動を行い，両墟に会館を設立。広東人は桂平県下のみならず左・右江の至るところに進出している。	表註3
⑲	嘉慶・道光以前	鬱林州 陸川県 平楽墟	広東	平楽墟，在城東北六十里中塘堡内，上下直街二条，西偏横街一条。共鋪店四十餘間，毎逢子午・卯酉日為市期。清嘉道以前，東商来此営業者甚多，今不如昔。	嘉慶・道光以前，広東商人が多く平楽墟に出店。	民国『陸川県志』五，建置「街市」
⑳	同	柳州府 来賓県	広東	県属富戸寥々，蔵金家不及万圓，儲粟家不及三千石。稍巨商業，多広東来客操之。	地元民には「富戸」は少なく，やや大きな商業は広東人が操る。	民国『来賓県志』下，歴史，食貨「農工商業」
㉑	道光年間	桂平県 江口墟	広東	道光年間，江口墟多是広東人做生意。万興和是全墟最大的商店。従広東来的，有藍市・鴉片烟。烟館有十幾間。当時流伝両句話，無東不成市，有烟則有東。	江口墟で商売を行うのは多くは広東人。広東から藍布や阿片が齎さる。「広東人がいなければ市が立たず，阿片があるところには広東人がいる」との諺あり。	表註4
㉒	道光20年(1840)	全州西延県	湖南	商。本地人絶少，操奇贏遊都市者，往来皆楚南客商。自湖南販蘇木・鉄條等雑貨至桂省，自桂林販棉花・白糖等雑貨至湖南。	商人の多くが湖南人であり，湖南から蘇木・鉄條等の雑貨が搬入され，広西から棉花・白糖等の雑貨が搬出。	道光『西延帙志』二，輿地下「風俗」
㉓	光緒17年(1891)	百色庁	広東 雲南	市廛商賈，多粤東来。其次滇南，亦有他郡寄居者。	商人は多くは広東から，次いで雲南から来る。	光緒『百色庁志』三，輿地「風俗」
㉔	光緒中期	龍州庁	広東	清光緒中葉，中法戦争，大軍雲集。粤東商賈，銜尾而来。及条約締結，辟龍州為通商口岸。粤商遂争相投貨，始成巨埠。以故商場牛耳，執於粤人之手，而土著之人，皆沈迷于賤商。(中略。)出口貨，以糖荳八角油為大宗，黄草蛤牛皮木棉花等次之。進口貨，多而又暢銷者，為洋紗布疋煤油食塩，其次則海味杉木，及零常用品之洋貨。	清仏戦争が発生し大軍が派遣された際に広東商人が「尾を銜む」ように連なって赴いた。そして条約が締結され龍州が通商港となるや，広東商人が商業権を牛耳り，地元民は「賤商に沈迷する」ようになった。	民国『龍州県志』三，輿地下「実業」
㉕	光緒後半	南寧府 武緣県 双橋墟	広東(羅定県)	清嘉慶年間，双橋墟的商店就已開始発展起来。(中略。)在五，六十年以前，外地商人也在這里開設店舗，主要従事売薬材。棉紗・綿布亦随之運入。広東羅定的百貨特別受到歓迎，人們称呼羅定商人為「羅定客」。	双橋墟は嘉慶年間から発展し始め，光緒末頃には外地の商人が店舗を開設した。とりわけ羅定県から来た商人(「羅定客」)の販売商品が歓迎された。	表註5
㉖	光緒33年(1907)	広西(西延県)	湖南	鉄鉱，生鉄板，無出境者，出境之鉄，它鉄多由県城資水運往漢口，鋼條多由永豊測水運往省城，鉄鍋薄厚両種，多由新寧旧扶彝水運往広西。	邵陽から鉄製品が河川を通り漢口・長沙・広西へ運ばれる。	光緒『邵陽郷土志』四，地理，商務「出境之貨」
㉗	明末(?)—民国35年(1946)	三江県	広東(嘉応州) 福建 江西	客家人。俗謂之麻界人。原以広東嘉応州為多。在広東亦有客家人・麻界人之称，因其言語又与広府人異故也。然皆能説官話。(中略。)本県客家人，明末来自広東嘉応州，或福建・江西等地。散居各市鎮，善経商，博厚利。毎至一地，	客家人(俗に麻界人という)は明末に広東嘉応州ないし福建・江西等の地から来たが，各市鎮に散居し，優れた商業手腕を持ち，どこへ行っても概ね致富する。	民国『三江県志』二，社会「民族」

①	23年 (1487)			儲者，無非竹木，軍資為利，民頼為家。（中略。）又有該図里老，引同外境豪強商賈，尽山採取，僉成大筏，接尾横江，又其一耗也。	「尽山採取」し筏で搬出。	情等疏」（成化23年）
②	万暦 25年 (1597)	不　明	広　東	広東用広西之木，広西用広東之塩。広東民間，資広西之米穀東下，広西兵餉，則借助于広東。広東人性巧，善工商，故地称繁麗，広西坐食而已。	（広東と広西間の交易） 広東 ←木材，穀米— 塩 → 広西 広東人は商工業にすぐれているが広西人は「坐食」するのみ。	王士性『広志繹』五，西南諸省，広西の項
③	同 27年 (1599)	南寧 梧州	広　東	邕与梧，号為重鎮，幕府所都。東人輻輳，賢者徴重，而衿節小人，齷々自持，咸仰給東人，以為外府。	南寧・梧州に広東商人が多く集まり，広西人の「外府（かねぐら）」となる。	万暦『広西通志』三，風俗「論」
④	崇禎 4年 (1631)	梧州府	広　東 （新会・順徳・南海県） 福　建 湖　広 江　西 浙　西	客民，閩楚江浙俱有，惟東省接壌尤衆，専事生息，什一而出，什九而帰。中人之家，数十金之産，無不立折而尽，充兵戍衛役，急即逃去，多猾源人。習文移，持刀筆，為官府書吏，仰機利而食，遍於郡邑，多高明人。塩商木客，列肆当壚，多新順南海人。	移民には福建，湖広，江西，浙西出身者もいるが，広東人が最多である。彼らは投機的商売を営み1の元本で9の利益を収む。広東人中，塩・材木商人の店舗を連ねているものは新会・順徳・南海県人が多い。	崇禎『梧州府志』二，輿地「風俗」
⑤	康熙 12年 (1673)	平楽県	広　東	城外街民，大抵皆流寓開張。遠則東粤，近則全州，歳暮散帰，来春又聚。邑民但知耕植，不諳貿遷。	城外の市場に広東や全州から商人が到来（年末に帰郷し翌春に再び来る）。地元民は農業を知るのみで商業を行わない。	雍正『平楽府志』四，風俗「陳光龍の言」
⑥	同 26年頃 (1687)	桂　林	江　西 湖　広	粤西諸郡，桂林差無瘴，然民窮地薄。城中江右楚人僑寓者十之九，攜竹為廬，貿易不過雑魚羊豕之類。錦繍文綺明珠象貝，実産粤東，此間無有也。土著者居於郷，率皆傑黠傲慢，不畏官府，学使者例不治民，視之蔑如也。	城内の人口の9/10は江西・湖広人であり，簡単な店舗を構え鶏魚羊豚を販売。他方，土著民は郷村に居住。	陸祚蕃『粤西偶記』
⑦	同48年 (1709)	平楽府 荔浦県	広　東 湖　広	坊郭里，附城郭，民戍雑居，商賈皆東粤三楚之民，歳終則帰，来春又聚。本邑人民，但知耕植，不諳貿遷，士衿毎以治生為苦。甚至身鮮完衣。	商人は皆，広東・湖広出身者で，年末に帰郷し翌春に再び来る。	康熙『荔浦県志』十，「風俗」
⑧	同 54年頃 (1715)	南寧府 永淳県	広　東	永淳土瘠民貧，訟簡質朴。居城郭者，向係中土遊宦・経商之人・流寓後裔。（中略。）隷籍市廛者，或商賈，或執芸自食，或庶人在官，率粤東之人，俗与粤東同。	城内の住民は官人・商人・流寓の後裔であるが，商人などは概ね広東人である。	康熙『永淳県志』十，「風俗」
⑨	雍正 4年 (1726)	平楽府 賀　県	湖　広 江　西 広　東	湖広・江西・広東客商，秋冬始集，餘月多缺市。民僅屠宰販糶，挑売魚塩。	湖広・江西・広東人客商は秋冬に到来する（他の月には定期市が開催されないことが多い）。	雍正『平楽府志』四，風俗「賀県」
⑩	同	同 恭城県	不　明	昔時，民戍雑居。商賈百工，悉出異省。	商人・工匠は悉く他省人。	同，恭城県
⑪	同 11年 (1733)	梧州府 蒼梧県	広　東	商賈輳集，類多東粤人。為其漸染，事尚紛華。市中貨物，盛於他邑鄰封，日用所需，皆取資焉。	商人が多く集まるが，広東人が特に多い。市場の商品は他処より多い。	雍正『広西通志』三二，「風俗」
⑫	同	桂　林	広　東 江　西	桂林為広西首都，城内外商賈遠集，粤東江右人居多。見聞盛於他郡。	城内外の商人は広東・江西人が多い。	同
⑬	同 12年 (1734)	百色庁	不　明	百色，商賈来集，生歯漸増，連歳豊豊，人皆鼓腹。	百色に商人が来集。	『宮中檔雍正朝奏摺』二三輯，潘紹周「奏請勅撥倉穀分貯百色摺」
⑭	乾隆 以前	鬱林州	広　東	早在乾隆以前，就有広東人在玉林経商了。在玉林県城和大平山墟，都建有粤東会館。	乾隆以前に広東人が到来し商売を行い会館を設立。	表註1
⑮	乾隆 29年 (1764)	平楽府 昭平県	広　東 湖　南	昭平里・附城里民甚稀，商賈胥吏，半属粤左・楚南之人。	商人と胥吏の半数が広東・湖南人。	乾隆『昭平県志』四，「風俗」
⑯	同	柳州府 馬平県	不　明	城廂内外，従戎貿易者，多異省人，終鮮土著。然生歯由此繁，田野由此闢，実粤西一要地也。	軍人と商人の多くは他省人であり土著は少ない。	乾隆『馬平県志』二，地輿「形勢」
⑰	同 35年 (1770)	蒼梧県 戎　墟	広　東	蒼梧為粤西東境，離県二十里，有巨鎮焉，蓋古戎城也。其地面臨大江，左右高山環峙，峯連翠疊，数十里而不絶。上接両江，一自南寧而下，一自柳州而下，皆会于戎。水至此，流而不駛，故為貨賄之所聚云。吾東人貨于市者，禅鎮揚帆，往辺纔数日。蓋雖客省，東人視之，不啻桑梓矣。（中略。）故客于戎者，四方接軫，而莫盛于広人。集于戎者，百貨連檣，而莫多于稲子。	蒼梧県の戎墟に広東商人が水運を利用して多く集まる。水運によればわずか数日で往復できるので，他省といっても広東人から見れば故郷同然であり，このため広東人が特に多い。戎墟に集まる商品は米が最も多い。	表註2
⑱	同 56年 (1770)	潯州府 桂平県 永和墟・ 大宜墟	広　東	桂平邑在粤西潯州。（中略。）四方商賈，挟策貿遷者，接迹而来，舟車輻輳，貨賄積聚，熙来攘往，指不勝屈。而以我東粤之商旅于桂平永和・大宜両墟者為尤盛。（中略。）今建両墟会館于永和，以為宴集同人，籌公事之所。復于大宜創立会桟。両墟一水相連，郷人便之。（中略。）吾郷之来遊西粤者，不但在桂平也。即左右両江，所至輒有郷人。	広東商人が桂平県の永和・大宜墟に集まり商業活動を行い，両墟に会館を設立。広東人は桂平県下のみならず左・右江の至るところに進出している。	表註3
⑲	嘉慶・道光以前	鬱林州 陸川県 平楽墟	広　東	平楽墟，在城東北六十里中塘堡内，上下直街二条，西偏横街一条。共鋪店四十餘間，毎逢子午・卯酉日為市期。清嘉道以前，東商来此営業者甚多，今不如昔。	嘉慶・道光以前，広東商人が多く平楽墟に出店。	民国『陸川県志』五，建置「街市」
⑳	同	柳州府 来賓県	広　東	県属富戸寥々，蔵金家不及万圓，儲粟家不及三千石。稍巨商業，多広東来客操之。	地元民には「富戸」は少なく，やや大きな商業は広東人が操る。	民国『来賓県志』下，歴史，食貨「農工商業」
㉑	道光 年間	桂平県 江口墟	広　東	道光年間，江口墟多是広東人做生意。万興和是全墟最大的商店。従広東来的，有藍市・鴉片烟。烟館有十幾間。当時流伝両句話，無東不成市，有烟則有東。	江口墟で商売を行うのは多くは広東人。広東から藍布や阿片が齎さる。「広東人がいなければ市が立たず，阿片があるところには広東人がいる」との諺あり。	表註4
㉒	道光 20年 (1840)	全州西 延県	湖　南	商。本地人絶少，操奇贏遊都市者，往来皆楚南客商。自湖南販蘇木・鉄條等雑貨至桂省，自桂林販棉花・白糖等雑貨至湖南。	商人の多くが湖南人であり，湖南から蘇木・鉄條等の雑貨が搬入され，広西から棉花・白糖等の雑貨が搬出。	道光『西延県志』二，輿地下「風俗」
㉓	光緒 17年 (1891)	百色庁	広　東 雲　南	市廛商賈，多粤東来。其次滇南，亦有他郡寄居者。	商人は多くは広東から，次いで雲南から来る。	光緒『百色庁志』三，輿地「風俗」
㉔	光緒 中期	龍州庁	広　東	清光緒中葉，中法戦争，大軍雲集。粤東商賈，銜尾而来。及条約締結，辟龍州為通商口岸。粤商遂争相投貨，始成巨埠。以故商場牛耳，執於粤人之手，而土著之人，皆沈迷于賤商。（中略。）出口貨，以糖荳八角油為大宗，黄草蛤牛皮木棉花等次之。進口貨，多而又暢銷者，為洋紗布疋煤油食塩，其次則海味杉木，及尋常用品之洋貨。	清仏戦争が発生し大軍が派遣された際に広東商人が「尾を銜む」ように連なって赴いた。そして条約が締結され龍州が通商港となるや，広東商人が商業権を牛耳り，地元民は「賤商に沈迷する」ようになった。	民国『龍州県志』三，輿地下「実業」
㉕	光緒 後半	南寧府 武縁県 双橋墟	広　東 （羅定県）	清嘉慶年間，双橋墟的商店就已開始発展起来。（中略。）在五，六十年以前，外地商人也在這里開設店舗，主要従事売薬材。棉紗・綿布亦随之運入。広東羅定的百貨特別受到歓迎，人們称呼羅定商人為「羅定客」。	双橋墟は嘉慶年間から発展し始め，光緒末頃には外地の商人が店舗を開設した。とりわけ羅定県から来た商人（「羅定客」）の販売商品が歓迎された。	表註5
㉖	光緒 33年 (1907)	広　西 （西延県）	湖　南	鉄鉱，生鉄板，無出境者，出境之鉄，它鉄多由県城資水運往漢口，鋼條多由永豊測水運往省城，鉄鍋薄厚両種，多由新寧旧扶彝水運往広西。	邵陽から鉄製品が河川を通り漢口・長沙・広西へ運ばれる。	光緒『邵陽郷土志』四，地理，商務「出境之貨」
㉗	明末(?) —民国 35年 (1946)	三江県	広　東 （嘉応州） 福　建 江　西	客家人。俗謂之麻界人。原以広東嘉応州為多。在広東亦有客家人・麻界人之称，因其言語又与広府人異故也。然皆能説官話。（中略。）本県客家人，明末来自広東嘉応州，或福建・江西等地。散居各市鎮，善経商，博厚利。毎至一地，率多致富。（中略。）其居室衣服，与一般漢人同。其著姓以鄭・頼二族為最。	客家人（俗に麻界人という）は明末に広東嘉応州ないし福建・江西等の地から来たが，各市鎮に散居し，優れた商業手腕を持ち，どこへ行っても概ね致富する。	民国『三江県志』二，社会「民族」
㉘	民国 35年 (1946)		広　東 湖　南 江　西	土客商人及其資本之比較。大商為広東人，次商為湖南・江西人，又次為本県及各県人。資本以広東人為雄厚，此外諸商，大率資本較少。	経営規模と資本において，広東人が最大，次いで湖南・江西人，さらに当県及び広西の各県人。	同，四，経済，産業，実業「商業」

〔註〕1．［広西僮族自治区通志館（編）1962: 20，玉林県城関公社陳秀礼・周麗春（口述）］，2．「重建戎墟会館記」［広西僮族自治区通志館（編）1962: 253–254］，3．「創建粤東会館序」［広西僮族自治区通志館（編）1962: 249–251］，4．［広西僮族自治区通志館（編）1962: 16，桂平県江口公社陳寿興・曽佩章（口述）］，5．［広西壮族自治区編輯組（編）1985a: 136］

が明代、⑤～㉖が清代に属する。明代の４例中、３例（②～④）が明末であり、また清代の22例中、14例（⑤～⑱）が康熙～乾隆年間であることに注目すれば、全体的傾向として移住は明末に開始され、清代初期から中期にかけて本格化したように考えられる(2)。なお、清代末期には移住を伝える記事が少なくなるが、それは恐らく既に清末までに移住民が移住先において成功を収め確固たる地位を築き上げていたため、新来の移住民が特に記述の対象とならなかったからであるように思われる。

（ii）

移住商人の分布地域について表12によると、明代の４例は何れも珠江（西江）沿岸であり、うち①③④では梧州・南寧といった府治名が明記されている。清代に入ると康熙年間には省都桂林府（⑥）の外、平楽府および管内の各県（⑤⑦⑨）、南寧府永淳県（⑧）といった県治名が見出される。雍正年間にはさらに広西西部の雲南に近い百色庁（⑬）が、乾隆年間には鬱林直隷州（⑭）・柳州府（⑯）の外、珠江中流の西江沿岸の墟市（市場町）名（⑰⑱）が出現するとともに、珠江上流の左・右江（沿岸）の「至る所」に進出するようになった（⑱）。そして清末光緒年間には、ベトナムとの国境に近接する龍州への進出が行われている（㉔）。これらの分布地の多くは珠江とその支流の沿岸に立地することから、河川が移住民、就中広東出身者の移住と商業活動の交通路として重大な作用を果たしたことが推測される(3)とともに、さらに広西の中でも（省都の桂林を除けば）珠江水系の都市・市場町への移住商人の進出が目立っており、珠江沿岸平野と内陸山間部との間に経済的格差が生じたであろうことが想像される。

以上から、移住商人の分布地域は、明代には珠江沿岸の重要な政治的拠点都市＝府治に限られていたのが、清代初期～中期には広西東部や珠江沿岸の県治や墟市に及び、また広西西部へも向かい、さらに清末にはベトナムとの国境地帯へと拡大して行ったことが指摘されるとともに、珠江水系の交通・経済上の作用が窺われる

（iii）

移住商人の出身地について表12によると、珠江流域およびその上流の左・右江流域には広東出身者が多く（①③④⑧⑪⑭⑰⑱⑲㉑㉓㉔㉕）、桂林・全州等の広西北部には湖南（ないし湖広人。中でも湖南人が多いようである）・江西出身者が多く（⑥⑫㉒）、そして両者の中間地帯に当る平楽府では広東・湖南・江西出身者が混住している（⑦⑨⑮）。また、表22は民国期の広西各地における商店経営者の籍貫に関する統計資料であるが、柳州において珠江沿岸の各地よりも湖南人の比率が高くなっている。従って、広西北部＝湖南人、南

部＝広東人、そして中間の平楽～柳州に両者が混住するという、広西における移住商人の大体の勢力範囲が判明するであろう（但し、この勢力範囲には多少の時期的変動があったようであり、表23を見ると民国期において桂林や長安鎮等の広西北部の各地への広東人の進出が目立ち、興安県が両省人の勢力範囲の境界である、とまで言われるようになっている(4)）。

表22　商店経営者の籍貫［広西統計局（編）　1933］

地域	全商店数	本省人経営の商店数	外省人経営の商店数							不明	広東人商店の占有比率（%）
			広東	湖南	江西	福建	貴州	その他	計		
梧州	1390	268	505	4	6	6	1	10	532	590	36.3
南寧	979	619	258	9	9	3	2	18	299	61	26.4
柳州	622	314	177	56	7	0	0	15	255	53	28.5
鬱林州	448	400	35	0	0	1	0	0	36	12	7.8
賀県	163	64	96	1	0	0	0	0	97	2	58.9
百色	159	81	65	2	2	4	0	3	76	2	40.9
龍州	255	150	90	3	1	0	4	0	98	7	35.3

表23　外省商人の活動［東亜同文会（編）1926］

梧州	住民の大半が広東出身者。広東人が商業の実権を掌握（広東語が商人間の通用語）。
平南	大商人は大抵、広東人。
南寧	大商人は広東・江西人。
百色	大商人は広東人。
柳州	殆どが「広東帮」（4,50年前に移転）。木材・塩商人は広東人。貴州・湖南・福建・江西からの移民もいるが、商業上、殆ど見るに足らず。
平楽	広東人人口が最多、次いで湖南人、さらに江西人。
陽朔	湖南人人口が最多、次いで江西人。
桂林	人口は、1．桂林、2．広東、3．湖南、4．江西の順に多い。輸入貨物は尽く梧州から来る（湖南からは僅少）。
長安	広東商人が人口の多数を占める（特に「木帮」の勢力大）。
興安	広西・湖南両省の貿易の境界。 （以北――湖南～漢口。以南――梧州～広東）
全州	湖南人が市場を独占。

移住商人を出身県別に見ると、広東人については表21④に珠江デルタの順徳・南海・新会県出身の「塩商木客」が店舗を連ねていたという記事が見出される。広東の中でも「南

は富、北は貧」（嘉靖『広東通志』二〇、民物、風俗「広州府」）という明末の俗諺に端的に表現されるように、南部が経済的先進地域であった。とりわけ珠江デルタでは明代中期以降、広州府や仏山鎮を中心に商業の顕著な発展が見られ、それにともない商人が広東の他地域や外省、さらには海外へ進出する趨勢にあった（[黄　1985:187-236] 等）ことからすれば、恐らく広西に移住した広東商人の中でも珠江デルタの各県の出身者が多数を占めたであろう(5)。なお、この外、表 21㉗に嘉応州・福建・江西出身の「客家」（「麻界人」）商人に関する記事があり、移住商人の中には（恐らく数量的には比較的少数であろうが）客家も含まれていたことが判明する。

湖南・江西商人の出身県名については、表 21㉖には湖南の邵陽県出身者の記事が見出される程度で史料的に十分でないが、他に民国期の資料［東亜同文会（編）　1926:881-884］に桂林の大商人の籍貫が列挙されており、そのうち、湖南では長沙・長沙府湘郷県・永州府祈陽県・宝慶府邵陽県が各２件、永州府零陵県・衡州府衡陽県が各１件、江西では吉安府蘆陵県が６件、南昌府豊城県・臨江府清仁県とが各１件である(6)。

（iv）

移住の背景として、第一に、析出地と広西との社会経済的事情の相違を指摘することができる。広東の場合、既に明代に一応の農地開発を終え、耕地面積に対して人口過密の状態となっており、商品経済の発展と相俟って商工業者人口の増大が見られた(7)。また、湖南でも明代に農地開発を完了していた［譚　1932:82］。他方、広西では「民は但だ耕植を知るのみにして、貿遷を諳ぜず」（表 21⑤⑦）というように農業専従人口が圧倒的多数を占め商業は未発達であり(8)、また商業に従事する場合でも表 12⑨から推測されるように概ね零細規模であった。

第二に、歴史的に形成されたところの人的特性の地域的相違が指摘される。とりわけ大貿易港広州を擁する広東人は夙に交易に従事し、「性巧みにして工商に善し」（表 21②）という特性が形成された。この点について表 21㉔によると、光緒年間の清仏戦争の際に広東商人が「尾を銜む」ように清朝軍に続いて龍州に赴き、戦争終結後締結された条約に基づき当地が開港されるや、他者にさきがけて市場を牛耳るようになったことが述べられており、その卓越した商業的手腕が窺われるとともに、広西の商権が広東商人によって掌握されていったであろうことが予測される。

（2）工匠

(i)

工匠の移住に関する史料は比較的少ないが、それらを表24に列挙した。

表24　工匠の移住に関する主要史料

	時期	移住先	析出地	関係史料		典拠
				原文	摘要	
①	雍正4年(1726)	平楽府賀県	不明	賀俗尚質朴。(中略。) 男女皆力作。工皆外省之人、冬来春去、靡有常居。	工匠は皆外省人であり、彼らは冬に来て翌春に帰り、常居しない。	雍正『平楽府志』四、「風俗」
②	同	同恭城県	同	表21⑩	工匠はすべて他省出身者。	同
③	乾隆13年(1748)	全州	江西湖南	工。土氓朴拙、不習技巧。業六工者十九、江右・湖南客民、伝食郷里、不常厥居、急求往々不能猝応。	六工を業とする者の9/10は江西・湖南の移住民であり、郷村を巡回し定居しないため急な求めには往々応じられない。	乾隆『全州志』一、輿地「風俗」
④	道光20年(1840)	全州西延県	江西湖南	工。土民以農為業、習芸事者少。往々江右・楚南客民、執其技、来此游食。然欲造作、須預為招致、不能立辦也。	地元民の多くは農業を営み、工匠は多くは江西・湖南人である。	道光『西延軼志』二、輿地下「風俗」
⑤	光緒元年(1875)	全州	湖南(零陵県)	邑中貧民無恒産者、多習手芸、其業不一。惟縫人尤夥、寧・道・永・江間、皆零民往為之。更有遠至広西全州等処者。	零陵県の裁縫師が全州へ到来。	光緒『零陵県志』五、風俗「生計」
⑥	光緒20・21年(1894-95)	潯州府貴県	広東	工。技粗而且陋、修器械、造宮室、必籍外省匠人。惟茅茨土階、或勉強自為耳。(中略。) 城郭多華居、各匠悉用外江。〔原注〕按。康熙初、鮑済修「武当廟碑」、未尚刊、有湖広木匠・石匠姓氏。今用粤東匠。	茅ぶき屋根の粗末な家屋建築を除いて工匠は外省人にたよる。康熙初には湖広の木匠・石匠がいたが、今は広東人を用いる。	光緒『貴県志』五、紀人「風俗」
⑦	19世紀半以降	慶遠府宜山県洛東郷	湖南	在可査的本郷近百年来的打鉄歴史中、湖南人来此開鋪打鉄已属常事。他們早在一百多年前来到洛東地区開炉打鉄、并把打鉄技術伝給当地的壮族人。	百餘年前に湖南人が洛東郷へ来て鉄鍛冶を行う。当地の壮族に打鉄の技術を教える。	表註
⑧	清末～民国25年(1936)	柳州府来賓県	広東湖南江西	土民工芸、多樸拙、其営造、僅能築土墻木工、亦僅粗笨几案与田家輸運之牛車。(中略。) 陶冶之属、県境不及十家。(県城に近接する8墟について) 各有一二鉄匠、所製刀斧・環鍵・釘鉤及諸農器外、無他物。並不能鋳釜鑊。銅器・錫器、尚無製者。(中略。) 県民所需瓷器、粗者来自賓陽、精者則広東石湾物也。(中略。) 絵画丹漆、暨雕刻結構稍渉於	地元民にも木工・鉄匠がいるが、粗末な机・牛車・刀斧・釘などを作るのみで、釜・鍋・銅器・錫器は作る者がいない。磁器は粗末なものは賓陽から、精巧なものは広東石湾(仏山)から来る。絵画や丹漆、彫刻を施した屋根のへり、屏風、窓枠、机、寝台などは桂平県・貴県や広東・湖南か	民国『来賓県志』下、歴史、食貨「農工商業」

				鉤心鬥角者。如屏窗几榻之属、皆桂平・貴県、或広東・湖南外来之匠為之。裁縫之工、道光以前、県城西門列肆而居、皆江西人。多至二三十家。咸豊後来者、多湖南或広東人。然罕能独力設肆。往々受傭伝食。	らの工匠が作る。裁縫師は、道光以前は江西人、咸豊以後には湖南・広東人も進出。	

註 ［広西壮族自治区編輯組（編）1986a: 36］

これにより、工匠の移住が清代康熙・雍正年間から開始され、以後清代を通じて行われたことが窺われる。なお①では、工匠は季節移住民であり、さらに③④から彼等は一個所に定住せず県下の各地の郷村を巡回する居住形態をとったことが指摘される。

（ii）

工匠の分布地域について、表 24 の①～⑤は平楽府下の各県および全州、⑥は潯州府貴県であり、⑦は慶遠府宜山県、⑧は柳州府来賓県である。これより、移住工匠は清代初期～中期に広西中・北部や珠江中流に進出し、清末以降には広西西部の内奥の地に至ったことが指摘される。

（iii）

工匠の出身地について、表 24 の③～⑤ 、⑦⑧は湖南出身者、③④⑧は江西出身者、⑥⑧は広東出身者であることから、湖南人が比較的多数を占めたように思われる(9)。この点について、民国『平楽県志』二、社会、民族「本邑漢族之来源」に、

来自東粤者、多設商肆、来自三楚者、多操工業、而来自江西・福建者、亦不乏人。

とある。先述のように湖南人で商業を営む者も確かに存在したが、しかし一般に広東人は商業を、「三楚」＝湖広人は手工業を営む、という特徴があったようである。

（iv）

工匠の移住の背景として、先の商人の場合と同様、析出地での人口過密と経済的発展、広西の地元民の農業専従の生活様式が想定される。加えて、表 24 の⑧に少数派である地元民工匠の技術的後進性が述べられており、この点も要因の一つに挙げられる。

（3）農民

（i）

農民の移住時期について、表 25 によると計 24 例中、明代が 2 例、清代が 22 例である。明代の事例は何れも明末万暦年間である。清代の事例の中、康熙～乾隆年間が 14 例（③～

表25 農民の移住に関する主要史料

	時期	移住先	析出地	関係史料 原文	関係史料 摘要	典拠
①	万暦6年(1578)	平楽府昭平県	隣省(広東・湖南)	文化里，離城二百二十五里。前属猺獞，王化不及。至万暦六年，始征平伏。一里分為十排，丈田定賦，招佃耕輪。一二三四五十排，係鄰省遷居之民，開戸立籍。六七八九排，係平伏招撫之獞人，開戸立籍。	壮族の蜂起を鎮圧した後，文化里を10排に区分し，その中の計6排に隣省からの移住民を招き定着させた。	乾隆『昭平県志』七，猺獞「潘文成の言」
②	同46年(1618)	柳州府羅城県	湖広 広東	本県僻処山隅，猺獞雑居。明朝戊午大荒，死亡過半。湖広・広東各処新民，承耕荒田。然祖孫父子相継，習俗相染。	大凶作で住民の過半数が死亡したため，湖広・広東から移住民が荒田を承耕。	『古今図書集成』職方典，一四〇九，柳州府，田賦考，羅城県
③	康熙28年(1689)	慶遠府宜山県	広東(陽山県)	楊彪，河南人。康熙二十八年，以軍功授慶協副将。時滇変兵燹後，郊外蕭条。彪嘗登会仙山，見四面，荒榛匝野棄地。因招諭粤東陽山県流民，給予牛種，令其墾種雑糧。遂成村落，名曰陽山村。世耕其地，並無賦役，只歳供本営竹草差使。	呉三桂の反乱後，荒廃した田土を広東陽山県から来た流民に耕作させ，雑糧を栽培させた（この流民の村落を「陽山村」と命名した）。その際，税役軽減措置をも実施した。	道光『慶遠府志』十四，職官，宦績「楊彪伝」
④	雍正4年(1726)	平楽府	広東(陽山県)	山可種花，地可種麻。而土著之民，皆不習労，往々招広東陽山人，種植地土，主収私租。	地元民が広東陽山県から来た移住民を（山地に）招佃。	雍正『平楽府志』二〇，外志「陋俗」
⑤	同5年(1727)	容県 北流県 博白県 宣化県 桂平県	恵州府(永安・興寧・帰善県) 潮州府	本年貳月拾参日，拠容県知県王徴霞詳称，「日有広東恵潮饑民，於県境停泊，過往向北流・博白而去」。（中略。）即飛檄与東省接壌之梧州府・鬱林州所属各県，凡有東省被災地方流民饑民，即便査明姓名籍貫及男婦大小人口数目。其別無生計者，即設法安挿。（中略。）在宣化県及桂平県耕種者，恵州府永安県民張崑山等貳拾参名口。興寧県民。（中略。）帰善県民。（後略。）	広東恵州・潮州府の「饑民」が容県を経て北流・博白県へ移動しているという報告をうけて，官側が饑民の姓名・人数等を査明した上で，生計の手段のない者を定着させる措置をとった。その結果，饑民中の永安・興寧・帰善県出身者若干名が宣化・桂平県に定着することとなった。	『宮中檔雍正朝奏摺』七輯，韓良輔「奏報撫卹饑民摺」
⑥	同11年(1733)	(府県名不明)	広東(沿海部)	竊査。雍正伍年以前，粤東沿海地方，叠遭水患。無籍貧民，頗多移往広西・四川二省及渡海至閩省台湾謀生者，而恵潮二府遷民更衆。数載以来，伊等各在彼地，主聚力作，其携貲仍回本籍者，固不乏人。而暫回復去，及搬眷同往者亦多。計其来往之期，倶在冬春二季。	雍正5年以前に広東沿海部で度々水害が発生したために「無籍貧民」，特に恵州・潮州府の者が広西・四川・台湾へ移住した。移住先で成功を収めた移住民には，財貨を携えて帰郷する者，一旦帰郷して家族を同伴して再び戻る者が，ともに多くみられた（往来の時期は冬・春）。	同二一輯，鄂彌達「奏請移居外省人民搬眷同往摺」
⑦	同	柳州府 慶遠府 太平府	広東 湖南 ベトナム	浪。本隣省亡命者。来自粤東，曰陽山人。自湖南，曰麻山人。自交夷，曰隆人。均謂之浪。受撫則為浪民，否則逃入大沢為群盗，謂之浪賊。状類猺，而獷悍甚於獞。柳・慶・太諸郡，間有之。	隣省からの亡命者（広東陽山人・湖南麻山人・ベトナム隆人）を「浪」といい，その行動によって「浪民」・「浪賊」の区別がある。	雍正『広西通志』九二，諸蛮「浪」
⑧	乾隆初	龍勝庁	湖北 湖南 江西 広東	（龍勝）庁地，本属苗彊，向無土著民人。潮自設庁以来，招集開墾，各省客民，自其祖父，於乾隆初年，由湖北・湖南・江西・広東等省，流寓斯土，迄今百有餘年，生歯日繁，戸口逾万。	乾隆初，統治権力の開墾奨励策により，湖北・湖南・江西・広東から入植した。	張聯桂『張中丞奏議』一「請設龍勝庁客民学額摺」
⑨	同19年(1754)	慶遠府(宜山・永定・永順県)	広東(陽山県)	浪。其先自広東陽山県亡命而来。又曰陽山人。語言百世不変。宜山・永定・永順多有之。自為一類，不与別種人通婚姻。性好種畲，即自有田業，亦使人佃耕，而収其息。居無定所，土瘠即去。	広東陽山県から亡命して来た「浪」（「陽山人」）は，独自の言語を堅持し，同類意識が強く別種の人とは通婚しない。山地焼畑移動耕作を行い，平地は小作に出す。	乾隆『慶遠府志』十，雑類「諸蛮」
⑩	同	慶遠府(宜山・天河県)	広東	矮子。其先来自東粤。但与陽山人言語又別。宜山・天河間有之。亦好種畲，且多種烟葉・油藏・豆麦之類。	広東から来た「矮子」（陽山人とは言語が異なる）は，焼畑を行い，タバコ・油藏・豆麦を栽培。	同上
⑪	同21年(1756)	鬱林州 陸川県	広東(？)	城之南，語音有似翁源，謂之新民，又謂之哎子。	「新民」=「哎子」（語音は広東翁源県に似る）が城南に居住。	乾隆『陸川県志』十二「風俗」
⑫	同30年(1765)	全州	不明	全人，非稲不飽，故以種稲為恒産。其諸穀，俗名雑糧，皆客民裸植於山谷高原水泉阻絶之処，偶佐饘飧，歳雖歉不害。唯稲不登，民斯病矣，故老農不辦黍稷粟麦者甚多。	地元民は水稲を栽培するのみ（老農も雑糧の種類を判別できない）であるが，客民は山間の泉水もない処に雑糧を栽培。	乾隆『全州志』一，輿地，物産，穀類「按」
⑬	乾隆・嘉慶年間	潯州府 貴県	広東(潮州・恵州府)	貴県土著，祇有韋覃農黄鄧五姓。五姓之外，多係各処来此占籍。原無土来之分，乾隆・嘉慶年間，漸有潮・恵二処人来居住，謂之来人。至道光初，則種類繁矣。其人不与村衆為鄰，衆屋另居。男女力作，不変郷音，良善者多務耕読，守法畏官，与土人無異。	貴県では5姓（韋・覃・農・黄・鄧）以外の姓は移住民。もとは「土来の分」はなかったが，乾隆・嘉慶年間に潮州・恵州府の人が来住し「来人」といわれるようになった。「来人」は村民から離れて居住し男女を挙げて勤労し「郷音」を変えない。	梁廉夫『潜斎見聞随筆』「来人記」
⑭	(乾隆?)～道光年間	同	広東(恵州・潮州・嘉応州)	貴県土著，惟農黄覃鄔韋各姓。餘倶外来占籍者。今概称為土人。独於粤東恵・潮・嘉遷来之人，無論其年代遠近，均謂之来人。以其離故土而不変郷音也。其人自成村落，或三五家為一村，或一家為一村。	土著の5姓と「外来占籍者」とを「土人」と称し，恵州・潮州・嘉応州から来た者は到来年次の新旧を問わず，郷音を変えないため「来人」といわれる。来人は自ら村落を成し1～3，5家でも1村を成す。	光緒『貴県志』五，紀人「風俗」
⑮	同	同	広東 福建 江西	狭人。潯境四属皆有，惟貴県繁多。始広東・福建・江西遷来者，故曰来。以其慣呼艾与愛，又曰犮。其風俗，与居民無異。男女倶勤農事，不憚辛労。故春耕秋穫，較之他田，獲利倍多。居積之家有田者，咸願批与耕種。其廬止跨居田中，旁無鄰舎。然族党之誼甚篤，遇有仇敵，及好勇鬥狠，一呼百諾，荷戈負鎗而至，曁不畏死。故土人・来人常有口角相争，醸成械鬥之案。	「狭人」は特に貴県に多く，広東・福建・江西から移住したために「来」という。「艾」・「愛」と呼び合う習慣があるので「犮」ともいう。彼らは男女を挙げて農作し労苦を厭わないので他の者より収穫が倍もある。田間に孤立して居住するが，族党の誼に篤く，事あれば武器をもって集結し，土人と争う。	同治『潯州府志』四，彊域「風俗」
⑯	乾隆年間～道光9年(1829)	宜山県	湖南 広東 貴州 福建	宜邑，自乾隆年間，漢民墾地，藝豆曰五月黄・六月黄二種，歳獲数万石。其蛮渓山崗，近皆為楚粤黔閩人，墾耕包穀・薯芋・瓜菜等物，行見生歯日繁，地無遺利矣。惟土蛮仍多懶耳。	乾隆年間から漢民が黄豆や蔗糖を栽培していたが，近来，湖南・広東・貴州・福建からの移住民が「蛮渓山崗」に進出し雑穀を栽培し，「地に遺利無い」ほど山地を開墾した。	道光『慶遠府志』三，地理，風俗，耕植「按」

表25 農民の移住に関する主要史料

	時期	移住先	析出地	関係史料 原文	関係史料 摘要	典拠
①	万暦6年(1578)	平楽府昭平県	隣省(広東・湖南)	文化里，離城二百二十五里。前風猺獞，王化不及。至万暦六年，始征平伏。一里分為十排，丈田定賦，招佃耕輪。一二三四五十排，係鄰省遷居之民，開戸立籍。六七八九排，係平伏招撫之獞人，開戸立籍。	壮族の蜂起を鎮圧した後，文化里を10排に区分し，その中の計6排に隣省からの移住民を招き定着させた。	乾隆『昭平県志』七，猺獞「潘文成の言」
②	同46年(1618)	柳州府羅城県	湖広 広東	本県僻処山隅，猺獞雑居。明朝戊午大荒，死亡過半。湖広・広東各処新民，承耕荒田。然祖孫父子相継，習俗相染。	大凶作で住民の過半数が死亡したため，湖広・広東から移住民が荒田を承耕。	『古今図書集成』職方典，一四〇九，柳州府，田賦考，羅城県
③	康熙28年(1689)	慶遠府宜山県	広東(陽山県)	楊彪，河南人。康熙二十八年，以軍功授慶協副将。時滇変兵甦後，郊外蕭条。彪嘗登会仙山，見四面，荒榛匝野棄地。因招諭粤東陽山県流民，給予牛種，令其墾種雑糧。遂成村落，名曰陽山村。世耕其地，並無賦役，只歳供本営竹草差使。	呉三桂の反乱後，荒廃した田土を広東陽山県から来た流民に耕作させ，雑糧を栽培させた（この流民の村落を「陽山村」と命名した）。その際，税役軽減措置をも実施した。	道光『慶遠府志』十四，職官，宦績「楊彪伝」
④	雍正4年(1726)	平楽府	広東(陽山県)	山可種花，地可種麻。而土著之民，皆不習労，往々招広東陽山人，種植地土，主収私租。	地元民が広東陽山県から来た移住民を（山地に）招佃。	雍正『平楽府志』二〇，外志「陋俗」
⑤	同5年(1727)	容県 北流県 博白県 宣化県 桂平県	恵州府(永安・興寧・帰善県) 潮州府	本年貳月拾参日，拠容県知県王徴霞詳称，「日有広東恵潮饑民，於県境停泊，過往向北流・博白而去」。（中略。）即飛撤与東省接壌之梧州府・鬱林州所属各県，凡有東省被災地方流民饑民，即便査明姓名籍貫及男婦大小人口数目。其別無生計者，即設法安挿。（中略。）在宣化県及桂平県耕種者，恵州府永安県民張崑山等貳拾参名口。興寧県民。（中略。）帰善県民。（後略。）	広東恵州・潮州府の「饑民」が容県を経て北流・博白県へ移動しているという報告をうけて，官側が饑民の姓名・人数等を査明した上で，生計の手段のない者を定着させる措置をとった。その結果，饑民中の永安・興寧・帰善県出身者若干名が宣化・桂平県に定着することとなった。	『宮中檔雍正朝奏摺』七輯，韓良輔「奏報撫卹饑民摺」
⑥	同11年(1733)	（府県名不明）	広東(沿海部)	竊査。雍正伍年以前，粤東沿海地方，屢遭水患。無籍貧民，頗多移往広西・四川二省及渡海至閩省台湾謀生者，而恵潮二府遷民更衆。数載以来，伊等各在彼地，主聚力作，其携貲仍回本籍者，固不乏人。而暫回復去，及搬眷同往者亦多。計其来往之期，倶在冬春二季。	雍正5年以前に広東沿海部で度々水害が発生したために「無籍貧民」，特に恵州・潮州府の者が広西・四川・台湾へ移住した。移住先で成功を収めた移住民には，財貨を携えて帰郷する者，一旦帰郷して家族を同伴して再び戻る者が，ともに多くみられた（往来の時期は冬・春）。	同二一輯，鄂彌達「奏請移居外省人民搬眷同往摺」
⑦	同	柳州府 慶遠府 太平府	広東 湖南 ベトナム	浪。本隣省亡命者。来自粤東，曰陽山人。自湖南，曰麻山人。自交夷，曰隆人。均謂之浪。受撫則為浪民，否則逃入大沢為群盗，謂之浪賊。状類猺，而獞悍甚於獞。柳・慶・太諸郡，間有之。	隣省からの亡命者（広東陽山人・湖南麻山人・ベトナム隆人）を「浪」といい，その行動によって「浪民」・「浪賊」の区別がある。	雍正『広西通志』九二，諸蛮「浪」
⑧	乾隆初	龍勝庁	湖北 湖南 江西 広東	（龍勝）庁地，本属苗彊，向無土著民人。溯自設庁以来，招集開墾，各省客民，自其祖父，於乾隆初年，由湖北・湖南・江西・広東等省，流寓斯土，迄今百有餘年，生歯日繁，戸口逾万。	乾隆初，統治権力の開墾奨励策により，湖北・湖南・江西・広東から入植した。	張聯桂『張中丞奏議』一「請設龍勝庁客民学額摺」
⑨	同19年(1754)	慶遠府(宜山・永定・永順県)	広東(陽山県)	浪。其先自広東陽山県亡命而来。又曰陽山人。語言百世不変。宜山・永定・永順多有之。自為一類，不与別種人通婚姻。性好種畲，即自有田業，亦使人佃耕，而収其息。居無定所，土瘠即去。	広東陽山県から亡命して来た「浪」（「陽山人」）は，独自の言語を堅持し，同類意識が強く別種の人とは通婚しない。山地焼畑移動耕作を行い，平地は小作に出す。	乾隆『慶遠府志』十，雑類「諸蛮」
⑩	同	慶遠府(宜山・天河県)	広東	矮子。其先来自東粤。但与陽山人言語又別。宜山・天河間有之。亦好種畲，且多種烟葉・油藏・豆麦之類。	広東から来た「矮子」（陽山人とは言語が異なる）は，焼畑を行い，タバコ・油藏・豆麦を栽培。	同上
⑪	同21年(1756)	鬱林州陸川県	広東(?)	城之南，語音有似翁源，謂之新民，又謂之哎子。	「新民」=「哎子」（語音は広東翁源県に似る）が城南に居住。	乾隆『陸川県志』十二「風俗」
⑫	同30年(1765)	全州	不明	全人，非稲不飽，故以種稲為恒産。其諸穀，俗名雑糧，皆客民樸植於山谷高原水泉阻絶之処，偶佐饘飧，歳雖歉不害。唯稲不登，民斯病矣，故老農不辦黍稷粟麦者甚多。	地元民は水稲を栽培するのみ（老農も雑糧の種類を判別できない）であるが，客民は山間の泉水もない処に雑糧を栽培。	乾隆『全州志』一，輿地，物産，穀類「按」
⑬	乾隆・嘉慶年間	潯州府貴県	広東(潮州・恵州府)	貴県土著，祇有韋覃農黄鄧五姓。五姓之外，多係各処来此占籍。原無土来之分，乾隆・嘉慶年間，漸有潮・恵二処人来居住，謂之来人。至道光初，則種類繁矣。其人不与村衆為鄰，築屋另居。男女力作，不変郷音，良善者多務耕読，守法畏官，与土人無異。	貴県では5姓（韋・覃・農・黄・鄧）以外の姓は移住民。もとは「土来の分」はなかったが，乾隆・嘉慶年間に潮州・恵州府の人が来住し「来人」といわれるようになった。「来人」は村民から離れて居住し男女を挙げて勤労し「郷音」を変えない。	梁廉夫『潜斎見聞随筆』「来人記」
⑭	（乾隆?）～道光年間	同	広東(恵州・潮州・嘉応州)	貴県土著，惟農黄覃鄔韋各姓。餘倶外来占籍者。今概称為土人。独於粤東恵・潮・嘉遷来之人，無論其年代遠近，均謂之来人。以其離故土而不変郷音也。其人自成村落，或三五家為一村，或一家為一村。	土著の5姓と「外来占籍者」とを「土人」と称し，恵州・潮州・嘉応州から来た者は到来年次の新旧を問わず，郷音を変えないため「来人」といわれる。来人は自ら村落を成し1～3，5家でも1村を成す。	光緒『貴県志』五，紀人「風俗」
⑮	同	同	広東 福建 江西	狭人。潯境四属皆有，惟貴県繁多。始広東・福建・江西遷来者，故曰来。以其慣呼艾与愛，又曰犮。其風俗，与居民無異。男女倶勤農事，不憚辛労。故春耕秋穫，較之他田，獲利倍多。居積之家有田者，咸願批与耕種。其廬止跨居田中，旁無鄰舎。然族党之誼甚篤，遇有仇敵，及好勇鬥狠，一呼百諾，荷戈負鍤而至，曁不畏死。故土人・来人常有口角相争，醸成械鬪之案。	「狭人」は特に貴県に多く，広東・福建・江西から移住したために「来」という。「艾」・「愛」と呼び合う習慣があるので「犮」ともいう。彼らは男女を挙げて農作し労苦を厭わないので他の者より収穫が倍もある。田間に孤立して居住するが，族党の誼に篤く，事あれば武器をもって集結し，土人と争う。	同治『潯州府志』四，彊域「風俗」
⑯	乾隆年間～道光9年(1829)	宜山県	湖南 広東 州 福建	宜邑，自乾隆年間，漢民墾地，藝豆曰五月黄・六月黄二種，歳獲数万石。其蛮渓山崗，近皆為楚粤黔閩人，墾耕包穀・薯芋・瓜菜等物，行見生歯日繁，地無遺利矣。惟土蛮仍多懶耳。	乾隆年間から漢民が黄豆や蔗糖を栽培していたが，近来，湖南・広東・貴州・福建からの移住民が「蛮渓山崗」に進出し雑穀を栽培し，「地に遺利無い」ほど山地を開墾した。	道光『慶遠府志』三，地理，風俗，耕植「按」
⑰	道光末	紫荊山	広東	潯梧之交，有大山，曰紫荊。延袤七百餘里，界平南・桂平・武宣・象州四邑。平闊処有村落四十二餘区，深林密箐。人跡罕到。惟粤東無業貧民，利開墾者往焉。	紫荊山中の森林が密生し，「人跡到ることまれ」な処に広東の「無業の貧民」が入植。	『賊情匯纂』十一，賊数「老賊」
⑱	同	潯州府	広東	又外郡地多山場曠土，嚮招粤東客民佃種。数世後，其徒益繁，客主強弱互易。	先に広東からの移住民を招き小作させたが，数世代の後には移住民の人口が増加し「客・主」の勢力関係が逆転。	龍啓瑞『経徳堂文・内集』二「粤東団練輯略序」
⑲	道光末～咸豊初	広西全域	湖南 広東 福建	柳・慶・桂・平四郡，楚南墾荒貿易者多。粤東間有民人，亦略相等。閩省差少。梧・潯・南・鎮・鬱等府州，半与東境毗連。墾荒貿易占籍者，多数東人。閩人間亦有之。	柳州・慶遠・桂林・平楽府には湖南・広東からの商人・農民が多く，梧州・潯州・南寧・鎮安府と鬱林州には広東からの商人・農民が多く移住（福建人もやや少数ながらいる）。	『皇清経世文統編』九四，兵政，勦匪，厳正基「論粤西賊情兵事始末」
⑳	咸豊年間	平楽府荔浦県	広東(恩平県)	恩平客人，咸豊間，避禍来荔，散処四郷，而松林・所底一帯尤夥，称為客民。	咸豊年間，恩平県から戦禍を避けて来住し四郷に散処。	民国『荔浦県志』三「風俗」
㉑	同治10年(1871)以前	平楽府賀県	広東	照得。賀邑幅員最広。処々与東省毘連，因而東省各府州県之人，無業者，則来此種山。挟資者，則来此貿易。或寄居已伝三四代，或往来已積数十年，原与土著無異。無如郷音未改，在土人猶目之為客。	広東人の「無業者」が賀県へ来住し山地に入植したり商業を営み，3，4代経過するか数十年も地元民と往来すれば地元民同様になる。ただし，「郷音」を改めないものは地元民からあくまで「客」と見なされる。	張聯桂『問心斎雑録』下「勧土客破除成見彼此和睦示」
㉒	同13年(1874)	梧州府蒼梧県	広東(恵州・潮州府)	（黍，蕎麦，芝麻，落花生，芋について）皆恵・潮人佃種於山者。	恵州・潮州府からの移民が山間で雑糧を佃種。	同治『蒼梧県志』十，食貨，物産「百穀之属」
㉓	咸豊年間～光緒12年(1886)	広西全域	広東 湖南 江西	西省，自軍興以後，土著絶少。以十分計之，粤東居其三，湖南居其二，江西居其一焉。地本瘠薄，而人尤游惰。客民開山墾地，勢頗強横。游手無頼，因之日多。	戦乱（太平天国運動）を経て土著人口が大幅に減少し，移住民人口が増加（全人口中，広東人が3割。湖南人が2割，江西人が1割を占める）。	徐宗亮『帰廬談往録』録二
㉔	光緒元年(1875)	梧州府懐集県	広東(恵州，韶州，嘉応州，清遠県)	客民，各省倶有，惟東省尤衆。（中略。）恵・韶・嘉及清遠人，多僦地種藍。	移住民中，広東人が最多。恵州・韶州府や嘉応州・清遠県人は藍を栽培。	光緒『懐集県志』一「輿地」

②	同 46年 (1618)	柳州府 羅城県	湖　広 広　東	本県僻処山隅，猺獞雑居。明朝戊午大荒，死亡過半。湖広・広東各処新民，承耕荒田。然祖孫父子相継，習俗相染。	大凶作で住民の過半数が死亡したため，湖広・広東から移住民が荒田を承耕。	『古今図書集成』職方典，一四〇九，柳州府，田賦考，羅城県
③	康熙 28年 (1689)	慶遠府 宜山県	広　東 (陽山県)	楊彪，河南人。康熙二十八年，以軍功授慶協副将。時滇変兵褒後，郊外蕭条。彪嘗登会仙山，見四面，荒榛匝野桑地。因招諭粤東陽山県流民，給予牛種，令其墾種雑糧。遂成村落，名曰陽山村。世耕其地，並無賦役，只歳供本営竹草差使。	呉三桂の反乱後，荒廃した田土を広東陽山県から来た流民に耕作させ，雑糧を栽培させた（この流民の村落を「陽山村」と命名した）。その際，税役軽減措置をも実施した。	道光『慶遠府志』十四，職官，宦績「楊彪伝」
④	雍正 4年 (1726)	平楽府	広　東 (陽山県)	山可種花，地可種麻。而土著之民，皆不習労，往々招広東陽山人，種植地土，主収私租。	地元民が広東陽山県から来た移住民を（山地に）招佃。	雍正『平楽府志』二〇，外志「陋俗」
⑤	同 5年 (1727)	容　県 北流県 博白県 宜化県 桂平県	恵州府 (永安・ 興寧・ 帰善県) 潮州府	本年貳月拾参日，拠容県知県王激霞詳称，「日有広東恵潮饑民，於県境停泊，過往向北流・博白而去」。（中略。）即飛檄与東省接壌之梧州府・鬱林州所属各県，凡有東省被災地方流民饑民，即便査明姓名籍貫及男婦大小人口数目。其別無生計者，即設法安挿。（中略。）在宜化県及桂平県耕種者，恵州府永安県民張崑山等貳拾参名口。興寧県民。（中略。）帰善県民。（後略。）	広東恵州・潮州府の「饑民」が容県を経て北流・博白県へ移動しているという報告をうけて，官側が饑民の姓名・人数等を査明した上で，生計の手段のない者を定着させる措置をとった。その結果，饑民中の永安・興寧・帰善県出身者若干名が宜化・桂平県に定着することとなった。	『宮中檔雍正朝奏摺』七輯，韓良輔「奏報撫郵饑民摺」
⑥	同 11年 (1733)	(府県名 不明)	広　東 (沿海部)	竊查。雍正伍年以前，粤東沿海地方，叠遭水患。無籍貧民，頗多移往広西・四川二省及渡海至閩省台湾謀生者，而恵潮二府還民更衆。数載以来，伊等各在彼地，主聚力作，其携貲仍回本籍者，固不乏人。而暫回復去，及攜眷同往者亦多。計其来往之期，俱在冬春二季。	雍正５年以前に広東沿海部で度々水害が発生したために「無籍貧民」，特に恵州・潮州府の者が広西・四川・台湾へ移住した。移住先で成功を収めた移住民には，財貨を携えて帰郷する者，一旦帰郷して家族を同伴して再び戻る者が，ともに多くみられた（往来の時期は冬・春）。	同二一輯，鄂彌達「奏請移居外省人民攜眷同往摺」
⑦	同	柳州府 慶遠府 太平府	広　東 湖　南 ベトナム	浪。本隣省亡命者。来自粤東，曰陽山人。自湖南，曰麻山人。自交夷，曰隆人。均謂之浪。受撫則為浪民，否則逃入大沢為群盗，謂之浪賊。状類猺，而獞悍甚於獞。柳・慶・太諸郡，間有之。	隣省からの亡命者（広東陽山人・湖南麻山人・ベトナム隆人）を「浪」といい，その行動によって「浪民」・「浪賊」の区別がある。	雍正『広西通志』九二，諸蛮「浪」
⑧	乾隆初	龍勝庁	湖　北 湖　南 江　西 広　東	（龍勝）庁地，本属苗彊，向無土著民人。溯自設庁以来，招集開墾，各省客民，自其祖父，於乾隆初年，由湖北・湖南・江西・広東等省，流寓斯土，迄今百有餘年，生歯日繁，戸口逾万。	乾隆初，統治権力の開墾奨励策により，湖北・湖南・江西・広東から入植した。	張聯桂『張中丞奏議』一「請設龍勝庁客民学額摺」
⑨	同 19年 (1754)	慶遠府 (宜山・ 永定・ 永順県)	広　東 (陽山県)	浪。其先自広東陽山県亡命而来。又曰陽山人。語言百世不変。宜山・永定・永順多有之。自為一類，不与別種人通婚姻。性好種畲，即自有田業，亦使人佃耕，而収其息。居無定所，土瘠即去。	広東陽山県から亡命して来た「浪」（「陽山人」）は，独自の言語を堅持し，同類意識が強く別種の人とは通婚しない。山地焼畑移動耕作を行い，平地は小作に出す。	乾隆『慶遠府志』十，雑類「諸蛮」
⑩	同	慶遠府 (宜山・ 天河県)	広　東	矮子。其先来自東粤。但与陽山人言語又別。宜山・天河間有之。亦好種畲，且多種烟葉・油麻・豆麦之類。	広東から来た「矮子」（陽山人とは言語が異なる）は，焼畑を行い，タバコ・油麻・豆麦を栽培。	同上
⑪	同 21年 (1756)	鬱林州 陸川県	広　東 (？)	城之南，語音有似翁源，謂之新民，又謂之哎子。	「新民」=「哎子」（語音は広東翁源県に似る）が城南に居住。	乾隆『陸川県志』十二「風俗」
⑫	同 30年 (1765)	全　州	不　明	全人，非稲不飽，故以種稲為恒産。其諸穀，俗名雑糧，皆客民襍植於山谷高原水泉阻絶之処，偶佐饔飧，歳雖歉不害。唯稲不登，民斯病矣，故老農不辦黍稷粟麦者甚多。	地元民は水稲を栽培するのみ（老農も雑糧の種類を判別できない）であるが，客民は山間の泉水もない処に雑糧を栽培。	乾隆『全州志』一，輿地，物産，穀類「按」
⑬	乾 隆・ 嘉慶 年間	潯州府 貴　県	広　東 (潮州・ 恵州府)	貴県土著，祇有韋覃農黄鄧五姓。五姓之外，多係各処来此占籍。原無土来之分，乾隆・嘉慶年間，漸有潮・恵二処人来居住，謂之来人。至道光初，則種類繁矣。其人不与村衆為鄰，築屋另居。男女力作，不変郷音，良善者多務耕読，守法畏官，与土人無異。	貴県では５姓（韋・覃・農・黄・鄧）以外の姓は移住民。もとは「土来の分」はなかったが，乾隆・嘉慶年間に潮州・恵州府の人が来住し「来人」といわれるようになった。「来人」は村民から離れて居住し男女を挙げて勤労し「郷音」を変えない。	梁廉夫『潜斎見聞随筆』「来人記」
⑭	(乾隆?) ～道光 年間	同	広　東 (恵州・ 潮州・ 嘉応州)	貴県土著，惟農黄覃鄔韋各姓。餘倶外来占籍者。今概称為土人。独於粤東恵・潮・嘉遷来之人，無論其年代遠近，均謂之来人。以其離故土而不変郷音也。其人自成村落，或三五家為一村，或一家為一村。	土著の５姓と「外来占籍者」とを「土人」と称し，恵州・潮州・嘉応州から来た者は到来年次の新旧を問わず，郷音を変えないため「来人」といわれる。来人は自ら村落を成し１～３，５家でも１村を成す。	光緒『貴県志』五，紀人「風俗」
⑮	同	同	広　東 福　建 江　西	狭人。潯境四属皆有，惟貴県繁多。始広東・福建・江西遷来者，故曰来。以其慣呼艾与愛，又曰犮。其風俗，与居民無異。男女倶勤農事，不憚辛労。故春耕秋穫，較之他田，獲利倍多。居積之家有田者，咸願批与耕種。其廬止跨居田中，旁無鄰舎。然族党之誼甚篤，遇有仇敵，及好勇鬥狠，一呼百諾，荷戈負鎗而至，曾不畏死。故土人・来人常有口角相争，釀成械鬪之案。	「狭人」は特に貴県に多く，広東・福建・江西から移住したために「来」という。「艾」・「愛」と呼び合う習慣があるので「犮」ともいう。彼らは男女を挙げて農作し労苦を厭わないので他の者より収穫が倍もある。田間に孤立して居住するが，族党の誼に篤く，事あれば武器をもって集結し，土人と争う。	同治『潯州府志』四，彊域「風俗」
⑯	乾隆 年間 ～ 道光 9年 (1829)	宜山県	湖　南 広東州 貴 福　建	宜邑，自乾隆年間，漢民墾地，藝豆曰五月黄・六月黄二種，歳獲数万石。其蛮渓山崗，近皆為楚粤黔閩人，墾耕包穀・薯芋・瓜菜等物，行見生歯日繁，地無遺利矣。惟土蛮仍多懶耳。	乾隆年間から漢民が黄豆や蔗糖を栽培していたが，近来，湖南・広東・貴州・福建からの移住民が「蛮渓山崗」に進出し雑穀を栽培し，「地に遺利無い」ほど山地を開墾した。	道光『慶遠府志』三，地理，風俗，耕植「按」
⑰	道光末	紫荊山	広　東	潯梧之交，有大山，曰紫荊。延袤七百餘里，界平南・桂平・武宣・象州四邑。平闊処有村落四十二餘区，深林密箐。人跡罕到。惟粤東無業貧民，利開墾者往焉。	紫荊山中の森林が密生し，「人跡到ることまれ」な処に広東の「無業の貧民」が入植。	『賊情匯纂』十一，賊数「老賊」
⑱	同	潯州府	広　東	又外郡地多山場曠土，擢招粤東客民佃種。数世後，其徒益繁，客主強弱互易。	先に広東からの移住民を招き小作させたが，数世代の後には移住民の人口が増加し「客・主」の勢力関係が逆転。	龍啓瑞『経徳堂文・内集』二「粤東団練輯略序」
⑲	道光末 ～ 咸豊初	広　西 全　域	湖　南 広東東 福　建	柳・慶・桂・平四郡，楚南墾荒貿易者多。粤東間有民人，亦略相等。閩省差少。梧・潯・南・鎮・鬱等府州，半与東境毗連。墾荒貿易占籍者，多数東人。閩人間亦有之。	柳州・慶遠・桂林・平楽府には湖南・広東からの商人・農民が多く，梧州・潯州・南寧・鎮安府と鬱林州には広東からの商人・農民が多く移住（福建人もやや少数ながらいる）。	『皇清経世文続編』九四，兵政，勦匪，厳正基「論粤西賊情兵事始末」
⑳	咸豊 年間	平楽府 荔浦県	広　東 (恩平県)	恩平客人，咸豊間，避禍来荔，散処四郷，而松林・所底一帯尤夥，称為客民。	咸豊年間，恩平県から戦禍を避けて来住し四郷に散処。	民国『荔浦県志』三「風俗」
㉑	同治 10年 (1871) 以前	平楽府 賀　県	広　東	照得。賀邑幅員最広。処々与東省毘連，因而東省各府州県之人，無業者，則来此種山。挟資者，則来此貿易。或寄居已伝三四代，或往来已積数十年，原与土著無異。無如郷音未改，在土人猶目之為客。	広東人の「無業者」が賀県へ来住し山地に入植したり商業を営み，３，４代経過するか数十年も地元民と往来すれば地元民同様になる。ただし，「郷音」を改めないものは地元民からあくまで「客」と見なされる。	張聯桂『問心斎雑録』下「勧土客破除成見彼此和睦示」
㉒	同 13年 (1874)	梧州府 蒼梧県	広　東 (恵州・ 潮州府)	(黍，蕎麦，芝麻，落花生，芋について）皆恵・潮人佃種於山者。	恵州・潮州府からの移民が山間で雑糧を佃種。	同治『蒼梧県志』十，食貨，物産「百穀之属」
㉓	咸豊 年間 ～ 光緒 12年 (1886)	広　西 全　域	広　東 湖　南 江　西	西省，自軍興以後，土著絶少。以十分計之，粤東居其三，湖南居其二，江西居其一焉。地本瘠薄，而人尤游惰。客民開山墾地，勢頗強横。游手無頼，因之日多。	戦乱（太平天国運動）を経て土著人口が大幅に減少し，移住民人口が増加（全人口中，広東人が３割。湖南人が２割，江西人が１割を占める）。	徐宗亮『帰廬談往録』録二
㉔	光緒 元年 (1875)	梧州府 懐集県	広　東 (恵州， 韶州， 嘉応州， 清遠県)	客民，各省倶有，惟東省尤衆。（中略。）恵・韶・嘉及清遠人，多僦地種藍。	移住民中，広東人が最多。恵州・韶州府や嘉応州・清遠県人は藍を栽培。	光緒『懐集県志』一「輿地」

⑯）を占めているが、乾隆以降も事例は少なくないことからすれば、移住は清代を通じて絶え間なく行われたように思われる。そうだとすれば、全体的傾向として移住は明末に開始され、康熙～乾隆年間に本格化し、そしてその後も引き続き行われたことが指摘されよう。

（ii）

表25から移住農民の分布地域がほぼ広西の全域に及んだことが一見して明らかである。すなわち、桂林府全州（⑫）・平楽府（①④⑳㉑）・梧州府（⑤㉒㉔）・潯州府（⑬～⑮、⑰⑱）・鬱林直隷州（⑤⑪）はもとより、柳州府羅城県（②）・慶遠府（③⑦⑨⑩⑯）や桂林府龍勝庁（⑧）、さらには土官地域（⑨の永定・永順）等、当時の広西において辺境地帯に分類される地域にも進出した。同時に、移民は平地のみならず、④⑧⑨⑩⑫⑯⑰㉒に示されているように、「人跡未到」（⑰）・「蛮溪山崗」（⑯）といわれた処を含む山間部にも進出し、そこで焼畑耕作（⑨⑩）を行い、雑穀を栽培した（⑫⑯㉒）。この山地への入植はとりわけ乾隆年間以降に顕著であり、従って平地への移住民の入植がその頃までにほぼ完了したことを窺わしめる。

（iii）

移住農民の出身地について、表25⑲より、梧州・潯州・南寧・鎮安の西江沿岸の各府では広東人が多数を占め、柳州・慶遠・桂林・平楽の広西中～北部では湖南人の外に広東人が進出した（他に少数の福建人も含まれる）ことが判明する。若干の時期的変動があり、また湖南・広東のほかに江西（⑧⑮㉓）(10)や福建（⑮⑯⑲）、湖北（⑧）、貴州（⑯）からの移住民も見られたものの、先の商人・工匠の分布状況とほぼ一致することからすれば、これを移住民全体の分布状況と見なすことが可能である。しかもそれは、徐珂『清稗類鈔』（1917年刊）、方言類、「桂林正音」に示すところの、平楽府昭平県を境として、以北は「桂林正音」（「西南官話」に属す）が、以南が「粤東音」が通行するという言語分布の状況とも矛盾するものではない(11)。

ところで、広東出身の移住農民の中に「客家」系集団を思わせる移住民が少なからず含まれている事実が注目される。たとえば、潮州(12)・恵州人（⑤⑥⑬⑭㉒㉔）、嘉応州人（⑭㉔）である。さらに「陽山県」出身者（③④⑦⑨）や「矮子」（⑩）・「哎子」（「新民」、⑪）・「狭人」（⑮）という称謂で表現される集団も見出されるが、これらについて広東陽山県には客家が少なからず居住していた（道光『陽山県志』二、輿地下「風俗」）(13)ことか

らすれば、それが客家である可能性が指摘される。また「　」について、[牧野　1953:14-15]は「客家語では「我」を「哎」と呼ぶので（広東省の雷州半島では――筆者補）客家語を　話と言う」と指摘している。また「矮」と「哎」とは音通（ａｉ）である。さらに表６⑮に「狭人は来とも曰い、艾・愛と呼び合う習慣があるので又た犮とも曰う」という記事がある。従って「狭」＝「哎」（艾･犮）であり、「来人」とともに客家を示すことが明らかである(14)。

（iv）

農民の移住の背景として、まず先述の析出地での社会経済的事情が考えられる。加えて、析出地での自然災害の発生がそれに拍車を掛けた。たとえば表 25⑤⑥に雍正年間、恵州・潮州等の広東沿海地帯での水害により大量の「饑民」（⑤）・「無業の貧民」（⑥）が発生し、四川・台湾や広西への移住が行われたことが述べられている。

移住先の広西側の事情について言えば、他省に比較して農地開発の面で後進地域であり、加えて飢饉（①）、および明清交替期や太平天国期をピークとする戦乱により農地荒廃・労働力不足の状態が度々発生した。戦乱の例として、たとえば、明代中期～末期の壮族の蜂起（①）、清初の南明政権の興亡と呉三桂の反乱（③）、さらに清末の太平軍の興起（㉓）が挙げられる。以上の外、統治権力の側から勧農政策の一環として移住民の入植が推進されたこと（③⑧）も重要な要因であると言える。

以上の検討により、移住の大勢が略々明らかになったが、次に移住民の広西における具体的な活動の実態を見て行くこととしたい。

2．移住民の存在形態

本項では、移住民の広西における存在形態について、彼等の生活形態や経済活動、技術、および地元民との関係等の諸点から検討したい。

（1）商人

移住商人の存在形態について、（ｉ）地元商人との関係、（ii）移住商人の経済活動の具体的内容の２点を検討する。

（ｉ）地元商人との関係

そもそも広西の土著民は、「但だ耕植を知るのみにして、貿遷を諳ぜず」（表 21⑤⑦）と表現されるように、人口の大半が専業農民であり、商業人口は極めて少数であった。その上、地元商人は外省出身者に比較して、資本や経営の規模の面では格段に劣勢であった。

地元商人と移住商人との相違については次の事例が有力な材料となる。

(A) 鄭献甫『補学軒文集』続巻一「貴陽両広会館記」

嶺南東路、行賈者、多走四方。而嶺南西路、趨市者、不出一邑。故天下都会之処、皆有粤東邸舎、而無粤西邸舎。

(B) 光緒『修仁県志』「風俗」

商則釀酒豆腐、背負肩挑、往来数十里之間而已、鮮有往他郷以謀利者。

(C) 乾隆『全州志』一、輿地「風俗」

商、全（州）無大賈。凡典与行、皆無之。其菽粟鶏豚酒蔬器用之属、不過郷里小民、随処貿易、以謀朝夕。若操奇贏、坐廛市走舟車者、倶非土著之民。十餘年来、物価倍蓰、客籍無不素封。近日、海鰱競販、握潤下之利、而華屋美衣者、双比戸而是矣。

すなわち、地元商人の大半は、商品を「背に負い肩に挑」いで郷村を巡回して行商する商業形態（B）をとり、しかも概ね「郷里の小民」が「朝夕を謀る」ため従事する（C）に過ぎず(15)、その商業圏も「(県内の) 数十里の間」（B）ないし「一邑（県)」（A）程度の狭い範囲に限定されており、四方に赴いて広く商業を営み随処に「邸舎」＝会館を設立する広東人と比較すると対照的であった（A)。その販売商品も穀物・鶏豚・蔬菜（C)、豆腐（B)、酒（B・C）といった日用食料品に限られ、利益の大きい塩等の販売(16)は「客籍」の手に握られていた（C)。しかもその行商的経営形態からすればごく少量の商品を運搬できたのみである。他方、移住商人は、「舟車を走ら」せて大量輸送を行い、運搬した商品を「廛市」＝県城内の店舗で高値で販売して多大の利益を獲得し、その結果「素封にならざるは無」く、「華屋美衣」の者が軒を連ねるに至った（C)(17)。取扱い商品やその市場の相違を考慮すれば、移住商人と地元商人とが競合的であったとは直ちに断定できないが、しかし「稍や巨きな商業は多くは広東の来客がこれを操る」（表 21⑳）と言われるように大規模な商業は移住民にほぼ独占的に掌握され、地元民は「富戸寥々」（表 21⑳）で「士衿毎に治生を以て苦と為し」（表 21⑨)、地元商人も「賤商に沈迷する」（表 21㉔）境遇に置かれ、郷村部や交通不便な奥地で零細な行商を営むか、さらに場合によっては移住商人の傘下に入らざるを得なかったように思われる(18)。

(ii) 経済活動

移住商人の広西における活動について、まずその取扱商品の品目と流通状況について検討しよう。取扱商品について表 21 によると、①では「豪強の商賈」が梧州府で土地の「里老」と結託して木材を「山を尽し」て採取し、筏に組み（珠江経由で広東へ）移出してい

る。また、②では広西からは木材と穀米とが、広東からは塩が移入されている。さらに④では、珠江デルタ各県の塩・材木商人が梧州城内に店舗を連ねている。以上から、明代中期～末期には広東から塩が移入され、広西から木材・穀米が移出される流通状況が見られ、その交易拠点として梧州が繁栄したことが指摘される。

清代に入ると、先述のように広西内陸部への移住が進行するにつれて梧州のみならず他の府治や県治・墟市も交易拠点として繁栄した。交易品目に関して、特に穀米の輸送は増加の一途をたどり、「東省の民食の大半は給を西省より取る」（『宮中档雍正朝奏摺』第二〇輯、広西巡撫金鉷「奏報早禾収成分数摺」＜雍正十年八月六日＞）状況下に、広西各地から集められた穀米が西江沿岸の墟市（表21⑰の戎墟、⑱の永和・大宣墟等）を経由して広東へ搬運され、その間にあって広東商人が穀米の買い付け・管理・輸送・販売の過程において活躍した(19)。また、木材の移出についても穀米同様活況を呈し、濫伐のため供給地が広東に近い処から次第に広西西北部へと移り、清末以降には貴州省との省境地帯が中心となり、柳州や長安鎮等の柳江沿岸の木材集散地には広東の材木商人が店舗を連ねるに至った（表23の柳州・長安の項に「広東帮」、広東「木帮」が見出される。なお、穀米・木材の外、桂皮や漢方薬材料も広西の重要な輸出商品であった。広東からは塩の外に、特に清末にアヘン〔表21㉑〕や輸入綿糸〔表21㉔〕等が移入された）。

これらの穀米・木材商人の中、大規模なものの大半は広東人であり、非漢族を含む地元民はその供給者であるか、もしくは輸送の際の労働力を提供するに過ぎなかったようである。たとえば、壮族を含む地元農民（特に西江・桂江沿岸の住民）は移住商人に穀米を供給したが、この点について、康熙年間の平楽県の事例を挙げると、「外来の遊棍」（恐らく広東の米穀商人を指すものと思われる）が「本地の奸徒」と結託して春の耕種の際に農民に対して銀銭の前貸しを行った。そして秋収時に穀米を買い付けて屯積し、米価の変動を見て輸送し、利益を独占していた。このため、新米が出回る頃には（米価が高騰し）民家には炊事の煙も上らないという有様であった。農民は、貧困なるがゆえに目前の利益に動かされて前貸しの時に銀銭を借り、従って秋収時に穀米を手放し、そして騰貴した穀米を購入して翌春まで食いつながざるを得なかった。それは「自分の身体の肉を刳って瘡を治療する」行為にも似て、結果的にはより一層の貧困状態に陥って行くことになったという〔康熙『平楽県志』六、物産、（康熙48～57年頃の知県）「黄大成の言」〕（後述するように類似の事例は壮族のもとにも見られる）。また木材輸送について、民国期の事例であるが、〔劉〔錫藩〕1934:124-125、255〕によると、貴州省との省境地帯及び貴州省に杉が多く産

出したが、育樹するのはミャオ（苗）族・ヤオ（瑶）族・トン（侗）族であり、特にミャオ族は育樹・伐採を行うほか、さらに産地から柳州まで筏で運搬した。苗山の土地の９割が漢族商人（柳江沿岸の融県々治・長安鎮・古宜鎮等の地に居住する広東商人）の所有となっており、木材の利益は専ら商人の手中に帰し、ミャオ族は僅かな工賃を得るのみであったという(20)。

なお、移住商人の中でも、湖南・江西人は広東人と比較すると小規模であったようである。その取扱商品も「鶏魚羊豕之類」（表 21⑥）や「蘇木・鉄条等」（表 21㉒。この場合、広西からは棉花・白糖等が移出）の日用食料品や雑貨に過ぎなかった（なお、表 21 の㉖では鉄製品が商品とされているが、先述の如く鉄鍛冶を含む移住工匠には湖南人が多かったことを考慮すれば、鉄器の製造・販売において湖南人が果たした役割の大きさが窺われよう)。この点について表 21㉘には、経営規模において広東人が最大であり、次いで湖南・江西人、さらに本県および広西の他県人の順とされている。また、民国『象県志』第二編、人口「人口之移動」には、商業形態に関して、広東人が商店経営、湖南人が行商（と「労工」）という明確な分類がなされている(21)。かくて、全体としては広西が後に「粤人（広東人）の殖民市場と言っても過言でない」［千・韓・呉　1936:20］とさえ言われるようになって行ったのである。

以上の検討から、資本の上で勝る移住商人、とりわけ広東人が穀米・材木を中心とする商業活動を行い、地元商人を凌駕して利益を独占的に掌握するとともに、広西の経済権を掌握したことが指摘されるであろう(22)。

（2）工匠

先の表 24③④によると、湖南から来住した工匠は移住先では一個所に定住せず各地を巡回して注文に応じて営業を行う生活形態であった。その理由として、概して零細経営であったことが挙げられるが、しかし広西の地元民には鉄鍛冶や石工の、さらには室内調度品などを製造する技術が欠如しているか、もしくは技術水準が低段階にあったと思われ、従って外来の工匠に対する需要は高かったようである。表 24 の③には地元民が工匠に発注しようとしても（定居していないので）すぐには対応しきれないことが指摘されているが、この点について民国（二四年）『全県志』に次の記事がある。

第二編、社会「風俗」

工惟泥水匠頗多、陶工・縫工、土著者、間有之。至木工・石工・冶工、則土著幾無人。作室製器、必籍来自永・宝等処之流寓者。近来興造繁、多索値数十倍於昔。又伝食城

郷、不常厥居、急僱往々不能応手。其応僱者、亦多作態要挟、主人須奉、若上賓。

第二編、社会「社会問題」

故湘省工人之来全者、幾遍市鎮郷村矣。

すなわち、民国期の全県においても鉄鍛冶や木工・石工は専ら湖南（永州・宝慶府出身）からの移住民に依存していたが、彼らはやはり定住しなかったので火急の注文には応じきれなかった。また、応注した場合でも高額の工賃を要求し、さらに雇主を脅迫して待遇の向上を企図したので、雇主は彼等を賓客同様に待遇する必要があった(23)（かくて湖南人工匠が都市・農村を問わず県内各地に広範に分布することとなったという）。

なお、注意したいのは、工匠が同時に壮族を含む地元民に技術を伝える役割をも果たした点である。たとえば、表 24⑦によると、宜山県では 19 世紀半ごろに湖南から鉄匠が到来して営業するとともに、地元の壮族を徒弟として雇用し、鉄鍛冶の技術を伝えた（ただし犁先などの製品の品質について言えば、湖南人の製造したもののほうが比較的優れていたし、また壮族の鉄匠は農民の兼業に過ぎなかった［広西壮族自治区編輯組（編）1986:11、35-42］）。

以上のように、比較的高水準の技術を持つ外来（特に湖南）の工匠が広西で活動を行い、鉄鍛冶や石工等の需要をほぼ一手に担い、また技術の伝播者としても一定の作用を果たしたが、しかし概ね零細規模であったため移住先の経済権を握るまでには至らなかったように思われる(24)。

（3）農民

先述のように清代を通じて広東（客家を含む）・湖南等から農民の移住が行われたが、農業開発の面で後進地域であった広西では入植した移住民が土地を獲得することのできる可能性が他省に比較して高かった。加えて、移住農民は地元農民よりも先進的な農業技術を持ち、それにより高収益を挙げることができたと思われる。

地元民と移住民との農業技術の相違について、まず雍正２年（1724）閏４月 17 日に広西巡撫韓良輔が行った次の奏摺「奏陳粤西招徠墾闢管見摺」から地元民の農業の主要な欠点を把握することができる（『宮中档雍正朝奏摺』第二輯）。

臣査、粤西土曠人稀、一望皆深篁密菁。（中略。）自柳（州）達桂（林）沿途、見（現）棄地頗多。細思其故、大抵有六。山谿険峻、猺獞雑処。其間、所墾之田、与村庄稍遠、便慮成熟後、被人盗割徒労工費、一也。民性樸愚、但取濱江及山水自然之利、也不知陂渠塘堰可資蓄洩、二也。不得高卑所宜雑糧之種、三也。不識各省深耕易耨之法、四

也。

すなわち、貯水池やクリーク・堰堤を構築して取水する潅漑方式が普及せず、従って耕地は専ら河川沿岸に造成され、河流から遠距離の取水に不便な場所の農地開発が進行していない（記事の第２点）。高地でしかも土壌が瘠せている所での雑穀の栽培が進行していない（第３点）。深耕の方法を知らない（第４点）。これらの点と労働力不足等の要素が相俟って農地開発の進行における制約条件となり、「見渡す限り叢林が広がり、耕地化されずに放置されている土地が非常に多い」様相を呈したように思われる(25)。上記の技術水準に基く農田経営は清末に至るまで広西で見られたようであり、光緒『貴県志』五、紀人「風俗」にも次のように記されている。

農力三時、穀収両造。秧既入田、上農薅二次、惰農一次。無溝洫陂池備水旱、十日不雨、田則亀坼、十日霪雨、則潦水成災。

すなわち、珠江沿岸平野の穀倉地帯に属し水稲二期作が実施された貴県においてでさえ、水害・干害に備える貯水池やクリークが普及せず、そのため10日も降水を見なければ田地に亀裂が生じ、逆に10日も連続して降雨すれば立ちどころに洪水が発生してしまうというほど天候の影響を直接的に被りがちな状態であった。他方、当地の移住民の農業技術について、この続文には次のように語られている。

惟潮・恵・嘉民籍於貴者、頗講水利、築陂池、化磽瘠為膏腴。其人兼耐勤苦、隴無棄地、塍無宿草、一望而知為彼田業也。下種両造、与土人同。

潮州・恵州・嘉応州からの移住民（恐らく客家）は、灌漑施設の整備や農地の保全に尽力し、その田土には棄地はおろか雑草さえ見当らなかったので、一瞥してそれが彼らの田土であることが判別できたという。生産力の点でも、表25⑮に見えるように「狭人」＝「客家」の田土は他者が経営するものに比較すると倍以上もの収穫量があった（このため地元民の地主がこぞって客家に土地を小作させることを願ったという）。加えて、表25によると、移住民は大豆（⑩⑯）・麦（⑩）・トウモロコシ・サツマイモ（⑯）等の雑穀・根栽作物やタバコ・油菜（⑩）・甘蔗（⑯）・落花生・芝麻（㉒）・藍（㉔）等の商品作物を栽培する点においても地元民の水稲耕作に一元的に依存する経営方式よりは安定しており(26)、また水利に不便な山谷高原（⑫）や人跡未到の深山（⑰）等、条件が比較的劣悪な土地への進出も可能となった(27)。

さらに、先の貴県の記事にも窺われるが、故郷を離れて安住の地を希求する移住民は旺盛な勤労意欲を抱いていた。（民国期の史料ながら）民国『象県志』二、人口「人口之移動」

には、この点をも含む移住農民の実態を伝える記事が見出される。

因来象尋覓工作、感覚此地易於謀生、遂并家小遷、留而弗去。且此輩、居象往々数年後、即成小康之家。蓋其男婦老少習於勤労、一人一日之工作、可適土人数日之工作。務農者、於収穫後、挖塘浚池。終歳之間、不使有片刻休暇。在昔多処号称荒瘠之高地、目今已成不虞旱災之水田、則皆此輩之所為。

すなわち移住農民は当初は単身で到来したが、当地で生計を立てる見当が付き次第、故郷から家族を迎えて定住した(28)。彼等は「一年中片刻も休まず」労働し、秋収の後も灌漑施設の整備に努めた（他方、光緒『横州志』二「風俗」によると、地元民の慣習として秋収後翌春まで農具を手にしなかったという）(29)。移住民の１日の仕事量は地元民の数日分に相当した。かくて移住民は、荒瘠の高地を旱害の危険性の無い水田に変えて行き、数年後には一定の財富を成し「小康之家」へと経済的上昇を遂げるに至ったという。さらに民国『柳城概況』三、民族「客家人」にも、客家農民は19世紀後半、広東での「土客闘争」に敗れて来住したが、当初の雇農・佃農という社会階層の底辺から出発して、やがて土地を獲得し自作農となり、さらには地主になり、市場町や沿岸平野に住居を構え、地元の経済権を掌握するに至ったことが指摘されている(30)。もとより、これらの記事は清末～民国期の情況を伝えるものであり、また統治階層の側からの、移住民と地元民との生活形態を同一平面上で比較し、それぞれの社会の文脈における価値の相違を捨象した見方ではあるが、しかし少なくともここから移住農民の特性が窺われるとともに、柳城県では客家が成功者として階層的上昇を実現したことが語られている点で注意を惹く。

客家の存在形態について、表25⑬⑭には「故土を離れても郷音を変えない」こと、同郷出身者だけで村落を形成し、（地元の）村民とは隣居せず、ために３、５家で１村、極端な場合には１家で１村を構成していたことが記述されている。また⑮では、孤立的村落を形成しながらも客家の間では「族党の誼」が強く、有事の際には「一呼すれば百諾し」、各々武器を手に集結したという（そして地元民との間に械闘が生じた）(31)。これらは何れも貴県の事例であるが、ここから客家が移住先において共通の言語に基づく連帯意識を持ち、地元民とは一定の社会的距離を置いていたことが窺われる。とはいえ、注意したいのは彼らの移住先における適応方式が必ずしも一様ではなかったように思われる点である。すなわち、入植地の社会・経済的条件や地元民との勢力関係によっては客家の適応方式にも相違が生じた。清末道光年間までに既に広東商人が多く進出して根を下し（彼らと地元郷紳層が中心となって郷村支配体制を築いた）珠江流域、特に潯州府を中心とする経済的先進

地帯で、しかも（拝上帝会を軸として）客家が地元民にとって脅威となるほどの勢力となった地域では、客家は地元民から「来人」という範疇に分類された。恐らく地元社会に同化せずに対抗した客家も少なくなかったであろう。他方、その勢力の小さい信都県では、客家は家庭では客家語を、市場では土地の言葉を使用するという二言語併用の形をとり、（心理的側面が不明であるが）表面上は地元社会に同化したように見える(32)。さらに、先の柳城県のように、相対的後進地帯（しかも広東商人がさほど大勢力でない）地域では、客家が地元社会に同化したとはいえない(33)が、しかし清末から民国期において大地主・大商人化して地元の経済権を掌握してゆき、「郷村人口の大半を占める」（[劉〔策奇〕1925:1-2]）と言われるほど多数派集団となってゆく過程において、地元民の側には少なくとも客家を排斥するだけの政治経済的力量が不足していたように思われる。このような生態・社会的条件の地域的相違は、客家(34)を含む移住民と地元民との関係のみならず、壮族と移住民との関係においても反映されたであろう。先述のように、広東商人が経済権を掌握した珠江沿岸平野、特に潯州府を中心とする東南部と客家がかなりの勢力を有した西部（柳城県）とでは移住民と壮族との関係のあり方に相違が生じたであろうし、さらにこれらの地域の外、移住農民の清代中期以降における山地への進出を考慮すれば山間部の場合も看過できない。これらについては次節であらためて、１．広西東南部平野、２．広西北部山地、３．広西中西部の順に検討しよう。

第２節　移住民と壮族との関係

本節では移住民と壮族との関係の実態を検討するが、壮族居住地の地域的差異を考慮し、居住地の生態的環境、農地開発の進行や地主制の発達・商品経済の浸透の度合、壮族と漢族との人口比率の諸点を基準として、壮族の居住地を（１）広西東南部・珠江流域、（２）広西北部龍勝庁付近、（３）１と２との中間的地域、柳城県・宜山県の３地区に類別した上で検討を進めたい。

１．広西東南部・珠江流域

広西東南部の珠江流域及びその支流の桂江沿岸の平野、特に梧州・潯州・平楽府は相対的に経済的先進地帯であった。そこでは人口密度が高く（恐らく漢族の方が多い）、農地開墾が進行し耕地面積の比率が高かった(現在の桂平県の農村の風景については写真 21 を参照)。農民中に占める地主の比率が高く(35)、移住民も早期に到来した。それにともない

階層・集団間の矛盾・対立が顕著に見られ、そして19世紀半には「土客械闘」、さらに太平天国運動の興起へと至ったのである。このような状況下に壮族と移住民との間にいかなる社会関係が見られたのであろうか。

まず、壮族と移住商人との間の経済的関係がつとに発生していたことに注意する必要がある。この点について筆者は既に、清初康熙年間に広東商人が（商品の販路の開拓・拡大を企図して）壮族の寡婦のもとに婿入りした事例を紹介した［塚田　1989 a：60-61］（本書第8章を参照）。次いで雍正年間になると、『宮中档雍正朝奏摺』第十一輯、広西巡撫郭鉷「奏陳開採砿砂摺」（雍正六年八月二十四日）に、商人と壮族・ヤオ族との関係が地主－佃戸、ないし塩商－竈戸関係に比喩されている記事が見出され(36)、両者の密接な関係を窺わしめる。さらに乾隆年間には、『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯、広西巡撫李錫泰「奏請厳販客放青之例、並縦容失察処分、以重民食摺」（乾隆十八年七月四日）に、壮族と商人との具体的関係を伝える次の記事が見出される。

> 竊惟、粤西各属地方、原係出産米穀之区。毎年運済東省、不下百十万石。従無禁遏、而本地民食、仍属有餘、市価素称平減。乃近年以来、米価較貴。臣細加訪察、縁有一種外来奸商、於禾稼尚未登場青苗在田時、潜入土苗村寨。刻意盤剥、議定秋成還穀、名曰放青。毎銀一両議還穀五六百、計毎石不過一銭六七分至二銭止。甚至、布・線等物擡価算銀。至秋成沿村索収、船載而帰。凡産穀州県、被此等奸商、自数千石至数万石不等。囤積至価貴而後出糶。米価之昂貴、半由此。在愚民、祇知暫応一時之用、且貪原無現銀之貨、因渇飲鴆、何計其毒。及至償還穀後、餘穀無幾、不致一歳口食。勢必反買貴米、更加拮据。至明春又、不得不向若輩預領穀価、年復一年、不長被盤剥之苦。而在奸商、放銀収穀、為期不及半載、即獲利数倍、又加以囤積居奇、不厭不休、常享不耕之利。

すなわち、乾隆18年(1753)当時、広西から広東へ向けて毎年数十～百万石の米が（広東の住民の食糧として）搬出されていたが、これに注目した「外来の奸商」が稲がまだ青苗である時期に広西の「土苗」の村落に到来し、彼らと「議」して、「放青」、すなわち秋の収穫時に「穀」（籾付き米）で返還する条件で銀を貸付けて預買を行っていた。「奸商」は1石につき1銭6、7分～2銭の換算額で穀米を買い付けた（これは当時の米価相場から見てかなり廉価であり(37)、その上、銀の代わりに布糸等の現物をもって、しかもその換算価格を不当につり上げて与える場合さえ見られた）。そして、秋収期になると幾つもの村落を巡回して穀米を「索収」し、船に満載して広東へ帰り、さらに「囤積」して米価の騰貴

を待って売り出した。「愚民」＝「土苗」は一時の急場を凌ぐために青田買いに応じて現銀を得たものの、それはあたかも「喉の渇きを鴆毒で癒すが如き」行為に等しく、秋に穀米を償還した後には「土苗」の手元には食いつなぐに足る量の米が残らなくなり、いきおい騰貴した米を更めて購入して食糧に充当せざるを得なくなった。その結果、ますます困窮するようになり、かくて翌春には再び彼の商人から前借りせざるを得なくなり、商人の一層の「盤剥」を受けることとなった。他方、「奸商」は青田買いから穀米回収までの僅か半年未満の期間に、正常な米売買で得ることのできる額の数倍もの利益を収め、加えて米価の高騰時に買い占めた米を販売して「不耕之利」を享受した。ここで上記の記事の「外来の奸商」・「土苗」の実体が問題となるが、前者はその活動の背景として広西から広東への米穀の流通が記事の中に指摘されていることから、広東商人を指す可能性が高い。そしてその活動の舞台は、先述の広東商人の勢力範囲ならびに、記事中に商人が大量の穀米を水運を利用して輸送したことが指摘されていることからすれば、珠江ないしその支流の沿岸、もしくはそこからさほど遠距離でない地点の平地であることが容易に想定される。後者の「苗」なる称謂からはミャオ（苗）族が連想されるが、しかし当時の広西の平野部にはミャオ族は分布しておらず、そこに居住する非漢族は主に壮族である。また、そもそも「苗」がミャオ族のみならず非漢族を指す汎称として使用される場合も少なくない(38)。従って、この「土苗」とは壮族を指すことはほとんど疑義を容れないであろう。そうだとすれば、この記事は、乾隆年間において壮族のもとに広東商人を媒介とする商品経済の波及が見られ、そして穀米の売買を通じて壮族は広東商人の経済的支配下に位置付けられつつあったことを物語るものと言うことができる。そして、このような穀米預買は漢族農民のもとにも見られた（前掲・康熙『平楽県志』）ことからすれば、東南部平野では一般に民族の別を問わず農民が移住商人に経済的に従属して行く傾向にあったように思われる。清代中期以降の移住商人と壮族との関係については記事は少ないが、しかし道光年間の桂平県の壮族のもとには「客籍（移住民）に対しては広東語（広東平話）を話し、同類の間では獞語を話す」（道光『桂平県志』十五、諸蛮、「獞人」）という二言語併用の形態が見られ、その後の両者の勢力関係を窺わしめる。

ところで、壮族は明代以降佃農化してゆく傾向にあったと考えられる［塚田　1985b］（第2章）が、移住民の活動はこの傾向を一層強める作用を有したと思われる。何故なら、移住商人の中には交易を通じて資本を蓄積した後、それを土地に投下して地主となる者が出現したが、その過程において壮族が土地を喪失して佃農化する事態も発生したように推測

されるからである。そして、この傾向が強まるにつれて壮族の旧来の社会体制もまた解体するを余儀なくされたように思われる。たとえば、上記の乾隆年間の記事では商人は「土苗の村落」に赴いており、従って壮族のみが居住する民族集落の存在を窺わしめるが、道光『桂平県志』十五、諸蛮、「獞人」に、

惟宣一・二里、則無村無獞。十羅九古之名、皆獞村也。其有自粤東・福建・江西遷来者、雑処於村中。謂之客籍、而土著者為獞人。

とあり、「獞のいない村は無く」、壮族村落が多数存在する「宣一里」・「宣二里」に広東・福建・江西からの移住民が住み着き、壮族と漢族との雑居村が形成されている。この点について［広西僮族自治区通志館（編）1962］からも、道光年間の桂平県甘皇嶺村・貴県賜谷村・那良村などで漢族と壮族との雑居村落が形成されていることが確認される。この中、甘皇嶺村について太平天国運動前夜の広西東南部における壮族と漢族（先来移住民を含む土著、および客家）との関係についての記事を整理した表26の①によると、壮族人口は全村の約60%を占めたが、おしなべて一片の土地をも持たない佃農であった。その上、保甲の役員（「保正」）も漢族地主が担当しており(39)、従って壮族人口の多さが必ずしも政治・経済上の勢力関係には反映していないことが判明する。この事例に見える漢族地主の出身地等が不明で移住民とは断定できないが、しかし少なくとも壮族の民族集落が解体して漢族と雑居するようになり、そして村落内部の政治経済的主導権が漢族地主層の手中に掌握されるようになったことを推測することができよう(40)。

とはいえ、注意したいのは、必ずしも漢族＝地主、壮族＝佃農という一元的な図式では把握し切れない複雑な状況が見られた点である。この点について表26⑤に壮族地主の存在が見て取れる。（貴県龍山墟から六屈村周辺の一帯では壮族人口が圧倒的多数を占める〔⑥ⅰ〕が）六屈村の壮族地主周鳳明は捐官により清朝統治権力の側に付き石達開と対立している（⑤ⅰ・ⅱ）。しかし他方で当地の壮族の多くは貧窮の状態にあり石達開とも良好な関係にあり（⑤ⅲ）、周氏をはじめとする地主層と対立したことからすれば、壮族の内部に階層分化が発生しており、壮族は各々の階層的利害に基いて行動したことが推測される(41)。表17から、壮族を中心として当時の主な矛盾・対立関係を整理すると次のようになる。1．壮族貧農と漢族（先来移住民を含む土著民）地主との関係（①②③⑧）、2．壮族貧農と漢族（客家）地主との関係（⑦⑨。但し⑨の壮族は貧農とは限らない）、3．壮族地主と漢族（客家）地主との関係（⑥）、4．壮族地主と壮族貧農・漢族（客家）農民との関係（④⑤。④の地主は漢族の可能性もある）。すなわち、明確な対立関係が発生していないのは壮族と

表26 太平天国運動前夜（道光末）の広西東南部における壮族と漢族との関係

	地域	記事（摘要）	主要な対立関係（↔は対立関係を示す）	太平軍への参加
①	桂平県皇嶺村	（i）全村の人口は約190人で，覃姓（壮族）7，80人，黄姓（壮族）4，50人，呉姓（漢族）約10人，謝姓（漢族）約10人，葉姓（漢族）約10人，劉姓（漢族）約40人がいた。全村の耕地（約400畝）の中，約300畝が村外の者に占有され（中でも盤龍村の昌成穀が約200畝を占有），本村人は呉「保正」（40畝）・謝家（約30畝）以外，ほとんど田地を持たず他人の田地を租種していた。 （ii）覃姓・黄姓（壮族）は全く土地を持たず，他人の田を租種していた。 （iii）地主の呉「保正」四は高利貸行為を行っていた。黄姓のある貧農は娘を借金の形にとられ，その娘は呉家で下婢として虐待され死亡した。	壮族貧農 ↕ 漢族（土著）地主	覃姓（壮族）・劉姓（漢族）の全てと黄姓（壮族）の大部分
②	同高坑冲	壮族貧農盧六は地主土豪の圧迫を受け，拝上帝会に参加した。	壮族貧農 ↕ 漢族地主	壮族貧農
③	貴県賜谷村	（i）賜谷村付近の3村では，万楊村の万「老爹」が約1000畝の田地を占有しており，他に賜谷村の彭亜春が約300畝，王姓が数十畝を占有していた。この3家以外の人はほとんどが貧農だった。 （ii）「来人頭子」の万「老爹」と王三妹は道光30年の「来土械闘」に敗れ逃散した。 （iii）賜谷村には，熊姓（約10人）・莫姓（4，50人）・李姓（約20人）の壮族がいた。他に彭・王・劉・鍾姓の客家語を話す人がいた。これらの人々は，王姓の一家を除き，太平軍に参加した。	壮族貧農 漢族（客家）地主 ↕ 漢族（土著）地主	漢族（客家）地主・壮族貧農
④	同那良村	那良村の貧農潘姓（壮語を話す）・黄姓（客家語を話す）が水利をめぐって韋姓地主と争い，韋佐清（武秀才）を殺した。この時，吉麻村の黄姓（「客人」）も前者の側に付いた。	地主（壮族か？） ↕ 壮族貧農・漢族（客家）貧農	壮族貧農・漢族（客家）貧農
⑤	同六屈村	（i）六屈村では「来人」・壮族を含めて拝上帝会に参加した人が多かった。が，同村の壮族地主周鳳明・熊蒙は石達開と対立し，石達開軍に敗れた。 （ii）周鳳明は「有銭人」であり，出銭して功名を買い頂子を受けた。 （iii）石達開の起義の時，当地の壮族とは良好な関係にあった。というのは，壮族の多くは貧窮しており，石達開は財主のみを攻撃したからである。	壮族貧農・漢族（客家） ↕ 壮族地主	壮族貧農・漢族（客家）
⑥	同龍山一帯	（i）龍山では，墟に住む「白話を話す」漢人を除き，付近の村は全て壮族であった。 （ii）龍山地区では石達開軍に参加した者が多かったが，中でも壮族が最も多く，次いで「客人」が多かった。 （iii）客家の富豪温阿玉は，他の「土人」の男性と婚約済みの龍山の壮族の娘を奪おうとした。かくて温姓とこの娘の婚約者の「土人」との間に争いが発生し，ついには客家と壮族・「土人」との間の械闘へと発展し，客家が敗れて追われた。	壮族・漢族（土著） ↕ 漢族（客家）地主	壮族・漢族（客家）地主
⑦	同山東石龍村	韋姓壮族は客家地主の田を租種していたが，後に客家地主が「奪耕」しようとしたので，韋家は人を集めて客家を追い払おうとした。	壮族貧農 ↕ 漢族（客家）地主	漢族（客家）地主？
⑧	武宣県東郷	（i）道光・咸豊年間，東郷では壮族が全人口の60％以上，全村落の2/3以上を占めており，拝上帝会にも多く参加した。 （ii）壮族覃貴福（覃「鉄牛」）は地主に雇われ石灰を担いでいたが，地主と争いこれを殺して逃走し，太平軍に参加した。 （iii）壮族貧農曾姓は常に劉姓の「土人」（当地では「大姓」）の欺侮を受けており，劉姓が曾姓の田地を強占したため両者の間に械闘が発生した。 （iv）240畝の田地を持つ壮族曾大養は田産を棄て太平軍に合流した。	壮族貧農 ↕ 漢族（土著）地主	壮族貧農・壮族地主
⑨	同那羊村	客家の大地主林発堂（文挙人）は同村の壮族黎・韋・廖姓を追い田地を覇占した。	壮族（貧農か？） ↕ 漢族（客家）地主	不明

〔典拠〕①（i）[広西僮族自治区通志館（編）1962: 15]，（ii）[同 113]，（iii）[同 62，113]，②[同 222]，③（i）[同 10]，（ii）[同 115]，（iii）[同 114]，④[同 42]，⑤（i）[広西省太平天国文史調査団（編）1956: 75–77]，（ii）・（iii）[広西僮族自治区通志館（編）1962: 71]，⑥（i）[同 43]，（ii）[同 14]，（iii）[同 41]（なお，民国『桂平県志』三三，紀事，下編「道光三十年条」では「来人富豪温阿玉」が「土人農氏」の娘を強娶しようとした記事があり，娘は壮族に特定されていない）⑦[同 223]，⑧（i）[同 223]，（ii）[同 224]，（iii）[同 44]，（iv）[同 223]，⑨[同 44]

漢族（客家・土著）とがともに貧農である場合と、壮族地主と漢族（土著）地主との間である（壮族と客家がともに地主である場合、⑥iiiでは両者は対立している）。これより、壮族には地主と貧農との階層上の分極化現象が生じており、その「土客」問題における去就についても階層によって相違が見られた（従って壮族同士でも対立する場合が生じた）ことが推測される。もとより当地では広東語と壮語との二言語併用の形式とはいえ、固有の言語が依然使用されていた点で、壮族としての一種の民族意識が消滅したとは断定し難く(42)、また1950、1960年代の太平天国関係調査資料の史料的価値にも問題が存するが、しかし少なくとも壮族の民族意識が階層的問題よりは不鮮明になっていたことを指摘することは許されるであろう(43)

以上の検討により、東南部では（特に清代中期以降）壮族は移住商人や移住民を含む漢族地主の経済的支配を受けるとともに、（漢族と雑居し）その社会体制が解体する傾向にあり、また内部での階層分化の発生など、民族意識がともすれば不鮮明になるような事態が生じていたことが指摘されよう。

2．広西北部・龍勝庁付近

次に広西北部の湖南との省境の山岳地帯、特に龍勝庁（現龍勝各族自治県）における壮族と移住民との関係について検討しよう。概してこの地は、先の広西東南部沿江地帯とは生態的環境が大きく異なり、峻険な山々が連なり平地面積が稀少である。乾隆６年（1741）に桂林府所属の庁が設置される以前は統治権力の支配が及ばない「苗疆」の地であった。住民中に占める非漢族人口の比率が高く、しかも各民族集団の中で人口の上で突出した集団がなく、分布状況も孤立的である(44)。そこの壮族(45)のもとでは、民族集団としての統合とアイデンティティとが比較的強く保持されていたように見受けられる。当地では山地面積が多数を占めるため、そこでの農業生産力には限界があった（該地の地勢については写真22を参照。また自然環境については本書第４章第２節を参照）。先述のように、壮族が集中する地域（特に龍脊郷――筆者補）では山の斜面に造成された棚田が農業生産の主力であるが、新中国の成立以前は灌漑技術が貧弱であったため収穫高もごく限られていた。『宮中檔乾隆朝奏摺』第九輯、両広総督楊応琚「奏為籌酌辺営借餉買米章程摺」（乾隆十九年九月二十四日）によると、そこでの米穀の産出額は住民の自足分にも満たないほどであったという。その上、清極末以前には最寄りの墟市が開設されていなかったので、米穀の供給は専ら外地からの行商に依存せざるを得なかったが、水路は急流で、また陸路

も峻険のため運送が困難を極め、行商さえも容易に到来しなかったという(46)。

当地の龍脊郷の山麓から山腹にかけて立地する壮族の13の村寨は、単姓村が少なくなく、「頭人」＝寨老を中心として人々が緩やかに結びつく社会であった。「頭人」は村落の指導者となり、各村落の「頭人」たちによって決議された「郷約」に基づき社会秩序が維持されていた。頭人は村落自治の指導者であるとともに、清朝地方行政機構の末端に置かれ、徴税徴発など公務をも担当した［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:91-101］（本書第4章）。

このような生態・社会環境においては壮族内部に階層分化が発生し難かったであろう。事実、清末～民国期以前においては「富農」化する者も出現したようであるが、他の壮族農民を佃農として使役するような大地主に成長するには上記の生産と流通の状況が制約条件になったように思われる。当地への移住民の到来について表25⑧によると、乾隆初年に統治権力の開墾奨励政策に基づき、湖北・湖南・江西・広東の各省から移住民が来住したこと、そして入植後百年の間に移住民人口は増加して数万単位になったことが判明する。先述のように移住民が平地のみならず辺境の山間部に至るまで入植する趨勢にあったことからすれば、龍勝の地への来住も必然の成り行きであり、また移住民の出身地別分布範囲からすれば特に湖広出身者が多数を占めていたように推測される。そもそも当地の壮族は、［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:74］によると、明末万暦年間に来住し、先住のヤオ族から土地を購入し定住するようになったといわれる(47)が、後に労働力不足により荒地が生じたため、そこに移住民が入植することになった。ただし、移住民は入植に当っては、元来の土地所有者である壮族に対して「租山費」を納入するとともに、統治権力に対しても「帮夫費」と呼ばれる夫役を一部提供する義務を負ったという（従って、ここでは漢族移住民が壮族の佃農となった）。さらに、清末道光年間に至り、治安の悪化にともない、壮族は「郷約」に基づき移住民に対して様々な規制を加え、移住民が開墾した土地を本地人に売却した後も居座ったり、土地売買の際に不当な言い掛かりをつけ売値をつり上げること(48)〔同治11年（1872）の郷約、［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:104］〕、「遊棍」・「匪族」を引き入れて壮族を賭博に誘ったり、これを唆使して訴訟を起こさせて利益を得るような行為が禁止の対象とされた(49)〔道光29年（1849）の「龍脊郷規碑」［広西民族研究所（編）1982:153-155］〕。これより、壮族が自らの土地を防衛し頭人による自治体制を維持するために移住民による不当な行為を禁止したことが指摘されるとともに、その点からすれば移住民が壮族の土地を集積して行き、壮族がその佃農となるような事態は発生し難かったことが推測される。

ところで、先に当地の自然環境が外来商人の進出に際して制約条件となったことに言及したが、壮族と商人との関係について［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:88-89］によると、「50年前」（1900年代）に龍脊郷から10ｋｍほど離れた官衙（和平）の地に墟市が開設される以前は、専ら付近の義寧・臨桂・桂林や湖南の邵陽・武岡県からの行商（特に義寧・臨桂県からが多い）に生活必需品（布匹・食塩を主要商品とする）の供給を依存していた。商人は壮族が商品の市場価格に関する情報を持たないのを利用して、商品の価格を不当につり上げたりして利益を得た。しかし、それによって壮族の人々がある程度搾取を被ったにせよ、商人に経済的に従属するまでには至らなかったようであり、また商人が壮族の土地を集積する事態も見られなかった(50)。政治経済、さらには言語や習俗において漢族の影響をそれなりに受容しながらも、少なくとも民国以前において当地の壮族は独自の社会体制と集団としての統合を維持し得たのであり、この点において先の東南部の状況とは対照的である。

3．その他の地域

以上に我々は壮族と移住民との関係において様々な点で対極をなす２つの地域について見てきたが、これらの中間的な様相を示す地域もまた存在した筈である。また、直轄地のみならず土官地域における状況をも考慮する必要がある。本項ではこれらの点につき検討して行こう。

（1）中間的な地域――柳城県・宜山県

柳州の農村は、広西東南部（蒼梧県）と比較して、人口密度や耕地面積の比率が低く、農民中における自作農の占める比率が高い［行政院農村復興委員会（編）　1935:38-47］。農地開発の面で、また商業においても（柳州府城自体は清末に木材輸送の中継地として繁栄したものの）東南部よりは後進地帯であったように思われる。また、地形は山岳地帯ではなくカルスト平原・台地であり、民族集団の分布状況も孤立的とは言えない（さらに壮族人口が東南部よりは多いが、漢化の度合いは龍勝の場合よりは強いようである）。これらの点からして柳州一帯の地域における壮族と移住民との関係も東南部や龍勝の場合とは様相を異にしていたであろうことが想像されるが、その具体的状況について柳州近辺の柳城県と宜山県の事例を通じて見て行こう。

まず柳城県における壮族と移住民（特に客家）との関係について、先に民国『柳城概況』三、民族「客家人」の記事から、来住せる客家の中には当地で成功して大地主や大商人に

までなった者が現れたことを指摘したが、同書の「僮人」の項によると、壮族は元来、「懶憊」で「進取の心が無く」、「半年労働すればあとの半年は休む」生活形態であったが、しかし民国期における物価高騰により生計を維持するのが困難になり、饑饉や冠婚葬祭等の臨時出費の必要が生じた際には土地を抵当に入れたり売却して資金を調達したため、土地を喪失して自作農から小作人へ、富家から貧家へと転落する者が少なからず見られるようになった(51)。同書の「客家人」の項によると、かかる事態の発生に伴い、壮族は従来居住していた沿岸平野から内陸の僻地へ後退することとなったと指摘されている。同書の記事は自民族中心主義（大漢族主義）的観点に立脚し、その立場から壮族の生活様式を「翻訳」している点で注意を要するが、しかし少なくとも客家の進出によって壮族の伝統的な生活様式と経済基盤が崩壊するのを余儀なくされたことが見て取れる(52)。

同書には客家の外にも湖南からの「百姓人」や「白話人」（広東人）、福建人の存在が伝えられている。「百姓人」について、その来住の時期は恐らく客家（19 世紀後半に来住）よりも早期であり、県北に散居したが、年月の経過につれて習俗の一部が壮族に同化し、また「壮族よりは勤勉」であった(53)が結局客家の経済力に敗れて壮族とともに落伍したという(54)。また「白話人」は都市部に散居し（移住時期は不明）、その言語＝白話が各墟市の商店に最も通行していたという(55)。広東商人と客家との関係については記述が無いが、前掲の表 21㉗に「客家は商業的手腕を持ち、どこへ行っても概ね成功する」と指摘されていることからすれば、広東人の勢力が際立って強力な地域以外は客家商人の進出も可能であったように想定され、しかも柳城県では、前掲［劉〔策奇〕 1925：1-2］には麻介（界）話（客家語）人口が大半を占めることが指摘されている。これらの点から柳城県における移住民の勢力関係を次のように推測することができる。すなわち、郷村部では客家の勢力が湖南人よりも強く、当地の壮族の文化的影響を受けず、却って壮族に対して経済的支配を及ぼしたこと、また都市部では客家と広東人の勢力がともに強かったように考えられる。客家と広東商人との勢力関係等、不鮮明な点があるものの、ともあれ清末以降柳城県では、客家や広東商人を中心とする移住民が主導的地位を占めるようになり、壮族や先来の移住民の勢力が後退する傾向にあったことが判明し、先の龍勝庁の場合との相違が指摘されるとともに、この傾向が清末以降民国期に至って初めて見られたことと民国期における佃農の比率の低さに注意すれば、移住民の進出にともなう壮族との社会経済上の摩擦が先の東南部よりはかなり遅れて発生し、また両者の間の社会矛盾もさほど大きくないことが指摘されるであろう。

次に柳城の西隣の宜山県について［広西壮族自治区編輯組（編）1986a:1-76］に同県東部、洛東郷の壮族の1958年当時における聞き取りに基づく報告がある。それによると同郷は平地が多く、耕地の60%が水田である。また37カ村・2163戸（10039人）のうち、4カ村・約300戸の漢族の外は全て壮族である。当地の壮族は、明末清初のころに他地域から来住し、また漢族も同じころ、湖南・江西・広東などから移住してきた。漢族と壮族とは雑居せず「棲み分け」的な居住形態が見られた。壮族の場合、勢力の大きな姓は単姓村を形成し、他の中小集団は雑姓村を形成していた。同姓集団は各々族規や祠堂を有し、統率者として族長が存在し、また郷約も設立されており、この点については先の龍勝の場合に類似しているかのようだが、しかし当地では族長の資格の一つとして「読書人」（地主身分）が挙げられており、また、清代中期以降成立した郷約の作成・執行の役員（「甲長」ないし「款頭」）をも概ね地主・富農ないし一般農民中の「小康の家」が担当したと考えられる点では、龍勝よりも地主の主導権が強かったように思われる。さらに「族規」「祠堂」を持つ点では漢族の宗族により近いものであったことが想像される。

当地の壮族と漢族移住民との関係について、まず、大曹村（漢族村）の周姓は康熙40年（1701）以降湖南の衡州から来住したが、19世紀半ごろ、太平軍の蜂起後の混乱に乗じて耕地を買い集めて宜山県最大の地主となった。周氏は土地集積に際して壮族村落にも手を伸ばしたが、しかしその際に見られたのは壮族地主が一筆当りの面積が比較的大きな耕地を周氏に高価で売却し、獲得した金で別の比較的狭小な耕地を廉価で購入するという現象であり、移住民が壮族の土地を集積した上で彼らを佃農として行くような事態にまでは至っていない。

次いで移住商人の活動について、前掲の［広西壮族自治区編輯組（編）1986a:42-44］によると、県下の市場中最も繁栄していたのは洛東街と三岔墟であった。これらの市場に来る外省商人には湖南人、客家、広東人がいた。湖南人は鉄製農具を製造販売し、市の開催日にはまず洛東街に来てその日の夕刻に三岔墟等へ行ったという。彼らが当地へ来た時期について、湖南の鉄匠は先述のように19世紀半ごろには来住し営業を開始した。さらに「5、60年前」即ち19·20世紀の交に、広東商人が柳州にて「平碼館」（貨物問屋）を開設し洋紗を販売するとともに洛東の壮族商人に委託して黄豆・落花生を購入し、さらに（洛東墟にて）匯兌（為替店）と銀器指輪店をも兼営した。なお、洛東街の商人は概ね零細規模であったという。三岔墟では、特に客家が壮族の人々と交易を行い、ために壮族に漢語（客家語）を習得させる結果となったという。客家商人の営業種目や活動の実態に関しては不

明であるが、少なくともその言語が当地の市場に来る壮族の人々との間の共通語となったからには湖南人や広東人と並んでかなりの勢力を有していたように思われる。

以上の柳城・宜山県の状況については同時代の一次史料が少ないという制約条件があるが、しかし提示した材料から一応の結論を下すことができよう。すなわち、柳城・宜山県は移住農民の地主化、移住商人による地元経済権の掌握（さらに宜山県における、広東商人の下請けとしての壮族仲買商人の出現等）の点で龍勝庁とは異なるが、しかし壮族が移住民に経済的に従属した時期やその度合いの点では東南部の場合とも異なっていた。柳州に近接する立地条件もあって、清末以降柳州の商権を握る広東商人、さらには客家の進出が見られ、柳城県のように民国期には壮族が土地を失って佃農化するかあるいは奥地へ後退する事態も確かに見られたが、しかし全体としては、壮族内部で地主制的傾向が萌生しながらも、他方で自作農の比率の高さや農業生産力の低さ、商品経済の浸透の程度の低さ、さらには壮族人口の比率の大きさ等の要因が相俟って、東南部のような事態には至らなかったように考えられる。

（2）土官地域

以上に広西の直轄地を中心に検討を行って来たが、最後に土官地域における移住民の実態についても事例を挙げて見通しを述べておきたい。

まず、民国（三七年）『思楽県志』四、社会「民族」に次の記事がある。

（本県）至宋始有漢人来此居住。清初益衆、生歯益繁、踪跡幾遍全県、人類複雑。其自山東来者、於宋皇佑（ママ）初、随狄武襄公、平儂智高於邕（州）、多留此不返、因繁衍及本県。自広東来者、殆清初広州人、至本県経商、因而落業不帰者。此二種人、多以耕読商賈為業。海淵・那堪等郷、皆其闢為商場。（中略。）属此民族（漢族）、惟居留代遠、言語均変土著。其自粤之嘉応・小江・欽・廉、及本省鬱林・博白・陸川等処来者、惟小江人操背山話、餘操白話・優話。於清咸豊・同治年間、移家来此、経営工商農業、居留不返。其専務農業者、能耐労苦、善墾荒。多富戸、読書人亦頗多。惟種族界限、判若鴻溝、少与別族通婚媾。性善独居、即一二家亦自成村落。雖深山野嶺、無所忌憚、至老不改郷音。其自宣化県来者、由清道光時移居於此、種蔗種菜為唯一之事業、故名為蔗園・菜園人。所操言語、類宣化県之平話稍異、亦始終不改郷音。聚族而居、自為村落、非其種類、不相婚嫁。近雖改良、然亦少数。

ベトナムとの国境に近い思楽県は、民国５年（1916）に改流されるまで思明・思陵両土官

が置かれていた地であり、左江の支流明江の沿岸に立地する（明江の風景については写真23を参照)。そこでの移住民は次の４種に分類される。（１）北宋・皇祐初に儂智高の蜂起の発生に際して武襄公狄青が率いる宋朝軍に従軍して山東から到来し、蜂起の鎮圧後も広西に留まった者、（２）清初、広州から来た商人で当地に店舗を構え定着した者、（３）清末咸豊同治年間に嘉応州から来た客家と広西の鬱林州、博白・陸川県から来た者、（４）道光年間に南寧・宣化県から来た「蔗園人」。上記の（１）について、同内容の伝承・記載は左・右江流域の各地に広範に見出されるが、それは先述（注47）のように作為である可能性が強く、従ってこれを漢族移住民の範疇でとらえることは困難であろう。また（２）の「広州人」は広州のみならず珠江デルタ各県出身者を包括すると考えられる。前掲表21⑱に広州人が「左・右江の至る所に有る」と言われており、また下雷土州では乾隆年間に「粤東会館」が設立されている(56)が、この記事はそれらとともに西江支流沿岸の土州への移住民の進出を物語るものと言える。さらに（３）について鬱林・博白・陸川の地がともに客家語通行地域とされている［広西統計局（編）1935:163-164］ことからすれば、それらの地域から来た者にも客家が多数含まれていた可能性がある。客家について上記の記事によると、来住後商工業や農業をも営んだが、特に農業移住民はその勤労の結果「富戸」・「読書人」となった。彼らは集団としてのアイデンティティが強く、別種の人とは通婚せず、客家のみで集落を形成し、その言語（「僘（哎）話」＝客家語）を終生変えようとはしなかった〔後者の点について言えば、この特徴は（４）の「蔗園人」にも認められる〕。この記事に現れた広東商人と客家の移住と存在形態は既述の広西の直轄地の場合と軌を一にするものであり、従って土官地域にも同様の状況が見られたことが指摘されるであろう。

とはいえ、注意したいのは直轄地の場合と比較すると移住民の来住やその活動が制約される傾向が存したように推測される点である（それは土官領の中でも立地条件や領内統治体制の強弱の度合、さらに改流された時期に応じて相違が見られたであろう)。その二、三の理由を挙げると、まず土官領は概して辺境に立地しており、河川交通路が開け直轄地に隣接した処を除いては移住民はさほど多く到来しなかったように思われる。次いで、土官領は半独立国として独自の統治機構を有していたため移住民といえどもその統治を受けた。たとえば、清初康熙年間に土官が移住民に宿舎を提供したり地元の娘を娶らせ、何らかの技能を持つ者には俸給を支給し、移住民の保護に努めた［塚田　1988:30］（本書第３章第２節)。また、南丹土州管下の４大市場には清末から民国にかけて移住商人が来住したが、彼らは７等級に区分された全住民中、土官・官族に次ぐ地位に置かれ、さまざまな特権を

与えられた［広西壮族自治区編輯組（編）1985c:28-33, 44-47］。しかし、このような特別待遇の実施は、同時に移住民が土官の支配下に位置付けられたことを意味する。土官にとって移住民は先進的な中国の技術・文化や商業の発展を領内にもたらす者であり、その面からは歓迎される存在であったが、しかしそれはあくまで土官の支配体制の枠組の内においてであった。個別的には清代中期以降、土官が移住民に土地を典売したり、また移住商人が成功を収めた事例も見られたが、全体としては大量の移住民の流入と地主化、およびそれにともなう土官勢力の没落の事態は、多数の土官が改流された清末～民国期を待ってはじめて表面化したように思われる。

小結

まず、本章において検討したところを要約しよう。

（1）明清時代において外省からの漢族の移住が行われたが、それは明末に開始され清代初期から中期にかけて本格化した（その後も清代を通じて引き続き行われた。特に商人の進出の過程においては珠江水系が重要な役割を果たした）。移住民の中、広東・湖南出身者とが多数を占め、広西における両省出身者の勢力範囲は、広東人が広西南部、湖南人が広西北部であった（それは言語分布とも一致する）。広東人について、商人には珠江デルタ各県の出身者が多く見られた外、嘉応州・潮州府・恵州府の「客家」も商人・農民中に含まれていた（移住の背景として、析出地と移住先との社会経済的事情が存したが、広西について言えば商業専従人口の少なさ、農地開発における後進性等の事情が挙げられる）。移住商人、特に広東人は米穀・木材の移出を中心とする商業を営み巨利を得て広西の経済権を掌握して行った。また、移住農民にはその相対的に先進的な農業技術や旺盛な勤労意欲に基づき、広西で成功して土地を獲得する者が少なくなかった（ただし、地域によっては客家が地元民社会に適応できず太平天国運動へ参加してゆくような場合、また客家が地元の経済権を掌握する場合が見られた）。なお、工匠は、特に湖南出身者が来住したが、概ね小規模経営であったため（技術を伝える役割を果たしたものの）広西の経済権を掌握するまでには至らなかった。

（2）移住民は広西全域に及び、また（特に清代中期以降）平地のみならず山間部へも進出したが、しかし移住民と壮族との関係については地域的相異が見られた。すなわち、壮族の居住地の自然条件、居住形態、人口の多寡、農地開発の程度や商品経済の浸透の度合い、地主制の発達の程度、さらには壮族と漢族との彼此の勢力関係といった諸要素を基準

として大別すれば、次の３つの場合が見られた。①広西の中でも経済的先進地帯であり、地主制・商品経済が発達し漢族人口の多い東南部・珠江流域では、壮族は移住商人や移住民を含む漢族地主の経済的支配を受けるとともに、(漢族と同一村落に雑居し)その社会体制が解体する傾向にあり、また壮族内部でも階層的分化が発生し、壮族の民族集団としての統合が不鮮明になってゆく傾向にあった。 ② 経済的後進地であり、複数の民族集団が孤立的に居住する北部山岳地帯の龍勝庁では、壮族は「頭人」＝寨老を中心とする独自の社会体制下にあり、集団としての統合が比較的強く、移住民に対してもその活動に制約を加えた。また、当地に到来せる商人も行商程度に過ぎなかった。かくて移住民が大地主となり壮族を佃農とするような事態は生じ難かった。③東南部よりは経済的に遅れており、壮族人口が多く同姓村落も見られたが、しかし全体としては先の二地域の中間的な様相を呈する地域である柳城県・宜山県では、清末以降民国期にかけて壮族が客家に土地を奪われて佃農化するという事態や族内での階層分化が発生しつつあり、先の東南部で見られた方向に向かうこととなったが、しかし東南部よりは移住民と壮族との集団間の社会的矛盾はかなり遅れて発生し、またその程度も比較的小さかったようである。これらの外、土官地域、特に珠江沿岸の土官領にも移住民が進出したが、直轄地の場合と比較すると土官の独自の支配体制による制約もあって、量的にはさほど多くなかったように思われる。

壮族は概して「漢化」の度合いの強い民族集団として位置付けられるが、しかし全ての壮族がおしなべて同一の速度で漢化過程を辿ったわけではなく、そこには個別的・地域的な多様性も同時に存在したように思われるのであり、本章で検討した漢族移住民と壮族との関係のあり方の相違もその一つの例証を提供するであろう。

註

(1) 嘉慶『広西通志』巻二七九、「諸蛮」所引、銭元昌「粤西諸蛮図志」によると、雍正10年（1732）ごろの広西の全人口の中、4割が壮族、3割がヤオ族、2割が「狼」（土官地域の壮族）によって占められていたが、道光末年（1830）ごろには、姚瑩『中復堂遺稿』二、「平賊事宜状」によると、非漢族や先来の移住民で長期間定住したものも含む「土著民」は3割程度に過ぎなくなった。

(2) なお、表21①②は一定期間、他省に赴いて商業活動を行う「客商」であり、また⑤⑦⑨は季節移住民であり（⑤⑦の場合、年末に帰郷し翌春に再び到来し、また⑨は秋冬季に到来する形態である）、必ずしも半恒久的な住居の移転をともなわないが、しかし移住先の広西で成功を収めて一時的な暫住から定住へと変化した可能性がある点を考慮して、ここではそれらも「移住民」の範疇においてとらえたい。

(3) 表21⑰によると、蒼梧県戎墟は西江を経由すれば数日で広東（恐らく珠江デルタ）と往復することが可能であったため広東人から見れば故郷も同然であったという。

(4) 桂林における勢力範囲の変動について、康熙26年（1687）には湖南・江西出身者が住民の90%を占めていた（表21⑥）のが、その後かなりの数の広東人が来住したようであり、表21⑫には、雍正11年(1733)には広東・江西出身者が多半を占めたことが指摘されている（この記事は広東人のめざましい進出を窺わしめるが、しかし湖南人の存在が指摘されていない点では誇張が見られる。表23や「広西省城選丁清査保甲章程」（ロンドン公文書館所蔵外務省文書125）［佐々木　1967:228-234］を見ると、湖南人もまた清末に至るまで桂林の人口のうちかなりの部分を占めていたことが判る）

(5) 陳思述『広西藤県民情』（1920）「第一類之八」に、

客籍来藤、皆営商業、移家者甚少。其人、以広東省順徳・南海・羅定為多。

とあり、この推測が一層補強されるとともに羅定県の商人も多数来住したことが注目される（表21㉕にも羅定商人の進出が見られ、また民国『羅定志』一、地理「風俗」に、羅定商人が広西・貴州・雲南・四川へ進出したことが挙げられている）。

(6) この外、［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:88］によると、1900年代以前、広西北部の龍勝庁に湖南の邵陽県・武岡県からの行商が到来した。

(7) 嘉靖『広東通志』二〇、風俗、潮州府所引「旧志」（嘉靖『潮州府志』）に、

商競刀錐、工趨淫巧。

とあり、その注に、

蓋東南地狭民稠、勢不得不為工商。

とある。また『宮中档雍正朝奏摺』第十六輯、雲南総督鄂爾泰「奏陳粤西倉儲摺」（雍正八年四月二〇日）に、

即如広東一省、務末而賤農者多。

とある。人口過密状態に対して、清代康熙～乾隆年間における人口の急激な増加や少数の地主への土地の集中［梁〔碧蘭〕1987:420-422］［刑　1983:461-462］の現象の発生もさらにそれに拍車をかけた。

(8) 前掲『広西藤県民情』「第一類之二」によると、官僚郷紳を除く全県住民の9割を農民が占め、他の1割を店舗を持つ者と行商とを含む商人（3%）、工匠・職人（4%）、漁民（3%）が占めていた。また、同書第四類之五五によると、土著民で商業を経営する者は100中の1、2に過ぎず（1000人以下）、その資本も1万両以下であったという。

(9) なお、一部の地域では時期により勢力の変動が見られた。たとえば表24⑥によると貴県では康熙年間に湖広人の木匠・石匠がいたが、後に広東人にとって代わられた。

(10) 表25㉓によると、太平天国以降の時期における広西の住民中、広東人が3割、湖南人が2割、江西人が1割を占めていた。

(11) なお、民国『来賓県志』上篇、人民、「方言」に、
　潯・梧・鬱林諸属、接壌東省、広州語独通行。広州語者、嶺南粤語之綱也。桂林官語僅行於官署、紳衿間乃至学塾生徒誦詩読書、亦皆広州語。所謂桂林官語、即士夫亦未通暁也。
とあり、珠江流域の潯州府・梧州府・鬱林州では広州語が紳士層や学生に至るまで広く通行していたが、ただ官庁においては僅かながら桂林官話が使用されており、従って広東語通行地域でも官庁用語としては官語が使用されていたことが指摘される。

(12) いわゆる「潮州人」を指すのではなく潮州府に住む客家を指すと思われる。光緒『嘉応州志』七「方言」に見える「客話」地域の中には潮州府下の大埔・豊順県が含まれている（この２県は［羅　1933(1975):95-96 ］でも「純客住県」に挙げられている）。

(13) 陽邑、地広人稀。土著小民、怠於耕鑿、凡山場可以用工開墾者、悉聴恵・嘉（応）等処客民、耕管獲利。自甘窮苦、而莫与争。
　なお、表 16⑩では、この陽山人と「矮子」（後述のように客家である）とは言語が異なるとされている。

(14) ［羅　1933(1975):96-97］によると、広西では次の 13 県に客家が居住していた。武宣、馬平、柳城、藤県、桂平、平南、貴県、博白、鬱林、陸川、北流、賀県、象県。なお［劉〔策奇〕　1925:1-2］によると、客家は各県の郷村に散布しているがその数たるや非常に少ない、しかしその中で馬平、武宣、柳城の３県所属の郷村住民の大半は客家であるという。また、これらのほか、地方志からは三江・上林・田西・崇善・思楽の各県にも客家の分布が認められる（なお、［広西統計局（編）　1935:163-164］では、広西の 98 県中 31 県に客家語が通行している）。

(15) しかも専業の商人のみならず、農民が秋収後の農閑期に兼業する場合も多く見られたように思われる。この点について、民国期の事例であるが、民国『平楽県志』七、産業、農産「農業」に次の記事がある。
　農隙有兼営挑運小販、赴各墟市貿易。以陰暦八九月及冬季為多。

(16) 後述するように、広東商人が広西で買いつけて広東へ大量に移出した穀米・木材も利益の大きい商品といえる。

(17) 移住商人と地元商人との居住形態にも相違が見られた。すなわち移住商人は府県城に（表 21⑥⑧⑫）、地元商人は郷村に（同⑥）居住していた。

(18) 移住商人の進出にともなって、特に清末から民国期において地元商人が市場を求めてより奥地へ移住するような場合も見られた。この点について［広西壮族自治区編輯組（編）1985a:136］によると、武鳴県双橋墟では広東人の外、合浦・永淳・欽州一帯から商人が到来し、また［広西壮族自治区編輯組（編）　1985b:51］によると、同県清江郷では玉林（鬱林）・賓陽・上林一帯から、［広西壮族自治区編輯組（編）　1985b:84-85］によると、上林県巷賢墟では南寧・賓陽・玉林から到来したという。
　また民国『永淳県志』二「風俗」に、沿江の漁民が、自製の船艇を操縦して当地の特産物（甘蔗、薯芋、頭菜、柴炭）を輸送する外、商人に雇われて塩や陶器を南寧・百色・龍州へ輸送して販売し、帰途に雑貨を持ち帰ったり、また当地から穀米等を貴県・梧州へ輸送していたことが述べられている。

(19) 広西米の広東への移出（「西米東運」）の状況については、［安部　1957:120-213］、［西川 1978:155-158］、さらにその制度的運営については［稲田 1986:90-105］が参考となる。

(20) この点について路偉良も、融江・榕江沿岸の杉木の産地では漢族「山主」がその所有権を持ち、ヤオ族やミャオ族は山主から借金をして杉の植林を行う「山丁」の境遇に置かれていたことを報告している［路 1944:36-39］。

(21) 広東・湖南及本省潯（州）・梧（州）・鬱（林）各地移入象境者、則近数十年来、日

見増多。其由広東来者、大都経営商業、而由湖南来者、多数肩挑小販、餘皆労工之輩。

なお、先述のように、どちらかと言えば湖南人は手工業の方面に卓越していた。

(22) なお、移住商人はまた、高利貸を行い、さらには資本を土地に投下し土地集積をも行った。[西川　1978:144-153] は、このような商人（広東商人）の典型である貴県林氏について、その系譜・興隆の過程・活動の実態を分析し、米の投機的売買を通じて蓄財し、商人・地主・高利貸として三位一体的発展を遂げ、さらに郷紳として権力とも結び付いて行った過程を明らかにしている。

(23) [路 1944:44] によると、鉄匠は山地のヤオ族・ミャオ族地区では司祭者たる「師公」と同等の地位に置かれ尊敬の対象とされた。なお、鉄匠は材料（生鉄）を山麓の市場で仕入れ、５、６人の徒弟を帯同して入山した。山中の比較的人口の多い地点に小規模な作坊を開設して本拠とし、そこからさらに遠距離の村落へ行く場合には村はずれに粗末な小屋を建て営業を行い、３、４年後に再び元の作坊へ戻った。

(24) なお、広西における農村手工業について、[西川　1978:153-167] によると、広西は広東のヒンターランドとして位置付けられ、食料と手工業原料の供給地、広東の手工業製品・塩の購入地とされたため、農村手工業の発展が抑えられることとなった。

(25) さらに、広西の農業の問題点として他の史料には、糞田の技術を持たないために２、３年たつと地味が衰え耕地を替えざるを得ないことが指摘されている（李紱『穆堂初藁』＜雍正 10 年序＞三八「条陳広西墾荒事宜疏」）。また水田の裏作に雑糧を栽培しない理由として、毎年秋収の終了後、家畜を田野に放し飼いをする習慣が挙げられている（『宮中档雍正朝奏摺』第七輯、韓良輔「奏報米価摺」＜雍正五年一月六日＞）。

(26) 表 25⑫によると地元の古老でさえも雑穀の種類を竣別することができなかったという。なお、表の③⑩㉒では雑穀栽培農民は何れも客家ないし客家的集団である（⑨では彼らが焼畑耕作を営んでいる）ことが注意を惹く。[行政院農村復興委員会（編）1935:100] には、客家は来住の当初は何らの財産をも持たず、荒山に雑糧を栽培して食糧としたが、生活が安定した後には桐・茶等の商品作物を植えて利益を求めるようになり、かくして数年後には土地の購入が可能なほどの財産を成し、地元民の田土を買い集めて行くこととなったと述べられている。

(27) 光緒『永安州志』、地志「気候」に、

永安、山峭居大半、古為瘴区。近世以来、土漸開墾、人亦多客民来佃耕、或結棚成群。瘴亦稀矣。

とあり、移住民による山地の開墾の進行に伴い、瘴気（中国南部の山川に生じる毒気）が消滅して行ったという。

(28) この外にも様々な移住の形態が見られた。表 25⑥では、単身で来住し数年後に成功して一定の貯えができた後、財貨を携えて帰郷し故郷に錦を飾る者と、一旦は帰郷するが、家族を同伴して再び移住先に戻り定住する者との２つの形態が挙げられている（ここでは省略したが、この続文にはさらに、移住先で成功を収めた縁故を頼って行く場合をも窺わしめる記事がある）。また、表 25③では家族のレベルを越える集団で来住し、「陽山村」なる村落が形成されている（この③や⑦は流民的な側面を持ち、⑦では統治権力の側からその移動性の高さを連想させる「浪」なる称謂で類別されており、また彼らは往々群盗化したことが窺われる）。

(29) 村郷、地僻俗樸、祇知耕種。自秋収後至春耕、始荷犁鋤。故雖多稲、而家無餘積。

(30) 此族為近百年来、因広東土客闘争、難以立足、陸続西遷而来者。性殊強悍、然勤而耐労、終歳工作不輟、智識亦較僮人・百姓人高。数十年間、柳城各大市場及柳河沿岸、多為該族所佔拠、経済権亦漸為該族所操縦、百姓人及僮人難与競也。聞其初来時、亦殊窮迫、能以勤倹自持、努力奮進、漸由僱農而佃農、而自耕農、迨今為地主者亦不少。僮人習性適与之相反、無形中祇有受其排擠、而退居窮郷僻壌、以図苟安耳。

⑯）を占めているが、乾隆以降も事例は少なくないことからすれば、移住は清代を通じて絶え間なく行われたように思われる。そうだとすれば、全体的傾向として移住は明末に開始され、康熙～乾隆年間に本格化し、そしてその後も引き続き行われたことが指摘されよう。

（ii）

表25から移住農民の分布地域がほぼ広西の全域に及んだことが一見して明らかである。すなわち、桂林府全州（⑫）・平楽府（①④⑳㉑）・梧州府（⑤㉒㉔）・潯州府（⑬～⑮、⑰⑱）・鬱林直隷州（⑤⑪）はもとより、柳州府羅城県（②）・慶遠府（③⑦⑨⑩⑯）や桂林府龍勝庁（⑧）、さらには土官地域（⑨の永定・永順）等、当時の広西において辺境地帯に分類される地域にも進出した。同時に、移民は平地のみならず、④⑧⑨⑩⑫⑯⑰㉒に示されているように、「人跡未到」（⑰）・「蛮溪山崗」（⑯）といわれた処を含む山間部にも進出し、そこで焼畑耕作（⑨⑩）を行い、雑穀を栽培した（⑫⑯㉒）。この山地への入植はとりわけ乾隆年間以降に顕著であり、従って平地への移住民の入植がその頃までにほぼ完了したことを窺わしめる。

（iii）

移住農民の出身地について、表25⑲より、梧州・潯州・南寧・鎮安の西江沿岸の各府では広東人が多数を占め、柳州・慶遠・桂林・平楽の広西中～北部では湖南人の外に広東人が進出した（他に少数の福建人も含まれる）ことが判明する。若干の時期的変動があり、また湖南・広東のほかに江西（⑧⑮㉓）(10)や福建（⑮⑯⑲）、湖北（⑧）、貴州（⑯）からの移住民も見られたものの、先の商人・工匠の分布状況とほぼ一致することからすれば、これを移住民全体の分布状況と見なすことが可能である。しかもそれは、徐珂『清稗類鈔』（1917年刊）、方言類、「桂林正音」に示すところの、平楽府昭平県を境として、以北は「桂林正音」（「西南官話」に属す）が、以南が「粤東音」が通行するという言語分布の状況とも矛盾するものではない(11)。

ところで、広東出身の移住農民の中に「客家」系集団を思わせる移住民が少なからず含まれている事実が注目される。たとえば、潮州(12)・恵州人（⑤⑥⑬⑭㉒㉔）、嘉応州人（⑭㉔）である。さらに「陽山県」出身者（③④⑦⑨）や「矮子」（⑩）・「哎子」（「新民」、⑪）・「狭人」（⑮）という称謂で表現される集団も見出されるが、これらについて広東陽山県には客家が少なからず居住していた（道光『陽山県志』二、輿地下「風俗」）(13)ことか

らすれば、それが客家である可能性が指摘される。また「　」について、[牧野　1953:14-15]は「客家語では「我」を「哎」と呼ぶので（広東省の雷州半島では――筆者補）客家語を　話と言う」と指摘している。また「矮」と「哎」とは音通（ａｉ）である。さらに表６⑮に「狭人は来とも曰い、艾・愛と呼び合う習慣があるので又た犮とも曰う」という記事がある。従って「狭」＝「哎」（艾･犮）であり、「来人」とともに客家を示すことが明らかである(14)。

（ⅳ）

農民の移住の背景として、まず先述の析出地での社会経済的事情が考えられる。加えて、析出地での自然災害の発生がそれに拍車を掛けた。たとえば表 25⑤⑥に雍正年間、恵州・潮州等の広東沿海地帯での水害により大量の「饑民」（⑤）・「無業の貧民」（⑥）が発生し、四川・台湾や広西への移住が行われたことが述べられている。

移住先の広西側の事情について言えば、他省に比較して農地開発の面で後進地域であり、加えて飢饉（①）、および明清交替期や太平天国期をピークとする戦乱により農地荒廃・労働力不足の状態が度々発生した。戦乱の例として、たとえば、明代中期～末期の壮族の蜂起（①）、清初の南明政権の興亡と呉三桂の反乱（③）、さらに清末の太平軍の興起（㉓）が挙げられる。以上の外、統治権力の側から勧農政策の一環として移住民の入植が推進されたこと（③⑧）も重要な要因であると言える。

以上の検討により、移住の大勢が略々明らかになったが、次に移住民の広西における具体的な活動の実態を見て行くこととしたい。

2．移住民の存在形態

本項では、移住民の広西における存在形態について、彼等の生活形態や経済活動、技術、および地元民との関係等の諸点から検討したい。

（1）商人

移住商人の存在形態について、（ｉ）地元商人との関係、（ⅱ）移住商人の経済活動の具体的内容の２点を検討する。

（ｉ）地元商人との関係

そもそも広西の土著民は、「但だ耕植を知るのみにして、貿遷を諳ぜず」（表 21⑤⑦）と表現されるように、人口の大半が専業農民であり、商業人口は極めて少数であった。その上、地元商人は外省出身者に比較して、資本や経営の規模の面では格段に劣勢であった。

地元商人と移住商人との相違については次の事例が有力な材料となる。

（A）鄭献甫『補学軒文集』続巻一「貴陽両広会館記」

嶺南東路、行賈者、多走四方。而嶺南西路、趨市者、不出一邑。故天下都会之処、皆有粤東邸舎、而無粤西邸舎。

（B）光緒『修仁県志』「風俗」

商則醸酒豆腐、背負肩挑、往来数十里之間而已、鮮有往他郷以謀利者。

（C）乾隆『全州志』一、輿地「風俗」

商、全（州）無大賈。凡典与行、皆無之。其菽粟鶏豚酒蔬器用之属、不過郷里小民、随処貿易、以謀朝夕。若操奇贏、坐廛市走舟車者、倶非土著之民。十餘年来、物価倍蓰、客籍無不素封。近日、海鰌競販、握潤下之利、而華屋美衣者、双比戸而是矣。

すなわち、地元商人の大半は、商品を「背に負い肩に挑」いで郷村を巡回して行商する商業形態（B）をとり、しかも概ね「郷里の小民」が「朝夕を謀る」ため従事する（C）に過ぎず(15)、その商業圏も「（県内の）数十里の間」（B）ないし「一邑（県）」（A）程度の狭い範囲に限定されており、四方に赴いて広く商業を営み随処に「邸舎」＝会館を設立する広東人と比較すると対照的であった（A）。その販売商品も穀物・鶏豚・蔬菜（C）、豆腐（B）、酒（B・C）といった日用食料品に限られ、利益の大きい塩等の販売(16)は「客籍」の手に握られていた（C）。しかもその行商的経営形態からすればごく少量の商品を運搬できたのみである。他方、移住商人は、「舟車を走ら」せて大量輸送を行い、運搬した商品を「廛市」＝県城内の店舗で高値で販売して多大の利益を獲得し、その結果「素封にならざるは無」く、「華屋美衣」の者が軒を連ねるに至った（C）(17)。取扱い商品やその市場の相違を考慮すれば、移住商人と地元商人とが競合的であったとは直ちに断定できないが、しかし「稍や巨きな商業は多くは広東の来客がこれを操る」（表 21⑳）と言われるように大規模な商業は移住民にほぼ独占的に掌握され、地元民は「富戸寥々」（表 21⑳）で「士衿毎に治生を以て苦と為し」（表 21⑨）、地元商人も「賤商に沈迷する」（表 21㉔）境遇に置かれ、郷村部や交通不便な奥地で零細な行商を営むか、さらに場合によっては移住商人の傘下に入らざるを得なかったように思われる(18)。

（ii）経済活動

移住商人の広西における活動について、まずその取扱商品の品目と流通状況について検討しよう。取扱商品について表 21 によると、①では「豪強の商賈」が梧州府で土地の「里老」と結託して木材を「山を尽し」て採取し、筏に組み（珠江経由で広東へ）移出してい

る。また、②では広西からは木材と穀米とが、広東からは塩が移入されている。さらに④では、珠江デルタ各県の塩・材木商人が梧州城内に店舗を連ねている。以上から、明代中期～末期には広東から塩が移入され、広西から木材・穀米が移出される流通状況が見られ、その交易拠点として梧州が繁栄したことが指摘される。

清代に入ると、先述のように広西内陸部への移住が進行するにつれて梧州のみならず他の府治や県治・墟市も交易拠点として繁栄した。交易品目に関して、特に穀米の輸送は増加の一途をたどり、「東省の民食の大半は給を西省より取る」（『宮中档雍正朝奏摺』第二〇輯、広西巡撫金鉷「奏報早禾収成分数摺」＜雍正十年八月六日＞）状況下に、広西各地から集められた穀米が西江沿岸の墟市（表21⑰の戎墟、⑱の永和・大宣墟等）を経由して広東へ搬運され、その間にあって広東商人が穀米の買い付け・管理・輸送・販売の過程において活躍した(19)。また、木材の移出についても穀米同様活況を呈し、濫伐のため供給地が広東に近い処から次第に広西西北部へと移り、清末以降には貴州省との省境地帯が中心となり、柳州や長安鎮等の柳江沿岸の木材集散地には広東の材木商人が店舗を連ねるに至った（表23の柳州・長安の項に「広東帮」、広東「木帮」が見出される。なお、穀米・木材の外、桂皮や漢方薬材料も広西の重要な輸出商品であった。広東からは塩の外に、特に清末にアヘン〔表21㉑〕や輸入綿糸〔表21㉔〕等が移入された）。

これらの穀米・木材商人の中、大規模なものの大半は広東人であり、非漢族を含む地元民はその供給者であるか、もしくは輸送の際の労働力を提供するに過ぎなかったようである。たとえば、壮族を含む地元農民（特に西江・桂江沿岸の住民）は移住商人に穀米を供給したが、この点について、康熙年間の平楽県の事例を挙げると、「外来の遊棍」（恐らく広東の米穀商人を指すものと思われる）が「本地の奸徒」と結託して春の耕種の際に農民に対して銀銭の前貸しを行った。そして秋収時に穀米を買い付けて屯積し、米価の変動を見て輸送し、利益を独占していた。このため、新米が出回る頃には（米価が高騰し）民家には炊事の煙も上らないという有様であった。農民は、貧困なるがゆえに目前の利益に動かされて前貸しの時に銀銭を借り、従って秋収時に穀米を手放し、そして騰貴した穀米を購入して翌春まで食いつながざるを得なかった。それは「自分の身体の肉を刳って瘡を治療する」行為にも似て、結果的にはより一層の貧困状態に陥って行くことになったという〔康熙『平楽県志』六、物産、（康熙48～57年頃の知県）「黄大成の言」〕（後述するように類似の事例は壮族のもとにも見られる）。また木材輸送について、民国期の事例であるが、〔劉〔錫藩〕1934:124-125、255〕によると、貴州省との省境地帯及び貴州省に杉が多く産

出したが、育樹するのはミャオ（苗）族・ヤオ（瑶）族・トン（侗）族であり、特にミャオ族は育樹・伐採を行うほか、さらに産地から柳州まで筏で運搬した。苗山の土地の９割が漢族商人（柳江沿岸の融県々治・長安鎮・古宜鎮等の地に居住する広東商人）の所有となっており、木材の利益は専ら商人の手中に帰し、ミャオ族は僅かな工賃を得るのみであったという(20)。

なお、移住商人の中でも、湖南・江西人は広東人と比較すると小規模であったようである。その取扱商品も「鶏魚羊豕之類」（表 21⑥）や「蘇木・鉄条等」（表 21㉒。この場合、広西からは棉花・白糖等が移出）の日用食料品や雑貨に過ぎなかった（なお、表 21 の㉖では鉄製品が商品とされているが、先述の如く鉄鍛冶を含む移住工匠には湖南人が多かったことを考慮すれば、鉄器の製造・販売において湖南人が果たした役割の大きさが窺われよう)。この点について表 21㉘には、経営規模において広東人が最大であり、次いで湖南・江西人、さらに本県および広西の他県人の順とされている。また、民国『象県志』第二編、人口「人口之移動」には、商業形態に関して、広東人が商店経営、湖南人が行商（と「労工」）という明確な分類がなされている(21)。かくて、全体としては広西が後に「粤人（広東人）の殖民市場と言っても過言でない」［千・韓・呉　1936:20］とさえ言われるようになって行ったのである。

以上の検討から、資本の上で勝る移住商人、とりわけ広東人が穀米・材木を中心とする商業活動を行い、地元商人を凌駕して利益を独占的に掌握するとともに、広西の経済権を掌握したことが指摘されるであろう(22)。

（2）工匠

先の表 24③④によると、湖南から来住した工匠は移住先では一個所に定住せず各地を巡回して注文に応じて営業を行う生活形態であった。その理由として、概して零細経営であったことが挙げられるが、しかし広西の地元民には鉄鍛冶や石工の、さらには室内調度品などを製造する技術が欠如しているか、もしくは技術水準が低段階にあったと思われ、従って外来の工匠に対する需要は高かったようである。表 24 の③には地元民が工匠に発注しようとしても（定居していないので）すぐには対応しきれないことが指摘されているが、この点について民国（二四年）『全県志』に次の記事がある。

第二編、社会「風俗」

工惟泥水匠頗多、陶工・縫工、土著者、間有之。至木工・石工・冶工、則土著幾無人。作室製器、必籍来自永・宝等処之流寓者。近来興造繁、多索値数十倍於昔。又伝食城

郷、不常厥居、急僱往々不能応手。其応僱者、亦多作態要挟、主人須奉、若上賓。

第二編、社会「社会問題」

故湘省工人之来全者、幾遍市鎮郷村矣。

すなわち、民国期の全県においても鉄鍛冶や木工・石工は専ら湖南（永州・宝慶府出身）からの移住民に依存していたが、彼らはやはり定住しなかったので火急の注文には応じきれなかった。また、応注した場合でも高額の工賃を要求し、さらに雇主を脅迫して待遇の向上を企図したので、雇主は彼等を賓客同様に待遇する必要があった(23)（かくて湖南人工匠が都市・農村を問わず県内各地に広範に分布することとなったという）。

なお、注意したいのは、工匠が同時に壮族を含む地元民に技術を伝える役割をも果たした点である。たとえば、表 24⑦によると、宜山県では 19 世紀半ごろに湖南から鉄匠が到来して営業するとともに、地元の壮族を徒弟として雇用し、鉄鍛冶の技術を伝えた（ただし犁先などの製品の品質について言えば、湖南人の製造したもののほうが比較的優れていたし、また壮族の鉄匠は農民の兼業に過ぎなかった［広西壮族自治区編輯組（編）1986:11、35-42］）。

以上のように、比較的高水準の技術を持つ外来（特に湖南）の工匠が広西で活動を行い、鉄鍛冶や石工等の需要をほぼ一手に担い、また技術の伝播者としても一定の作用を果たしたが、しかし概ね零細規模であったため移住先の経済権を握るまでには至らなかったように思われる(24)。

（3）農民

先述のように清代を通じて広東（客家を含む）・湖南等から農民の移住が行われたが、農業開発の面で後進地域であった広西では入植した移住民が土地を獲得することのできる可能性が他省に比較して高かった。加えて、移住農民は地元農民よりも先進的な農業技術を持ち、それにより高収益を挙げることができたと思われる。

地元民と移住民との農業技術の相違について、まず雍正２年（1724）閏４月 17 日に広西巡撫韓良輔が行った次の奏摺「奏陳粤西招徠墾闢管見摺」から地元民の農業の主要な欠点を把握することができる（『宮中档雍正朝奏摺』第二輯）。

臣査、粤西土曠人稀、一望皆深篁密菁。（中略。）自柳（州）達桂（林）沿途、見（現）棄地頗多。細思其故、大抵有六。山谿険峻、猺獞雑処。其間、所墾之田、与村庄稍遠、便慮成熟後、被人盗割徒労工費、一也。民性樸愚、但取濱江及山水自然之利、也不知陂渠塘堰可資蓄洩、二也。不得高卑所宜雑糧之種、三也。不識各省深耕易耨之法、四

也。

すなわち、貯水池やクリーク・堰堤を構築して取水する潅漑方式が普及せず、従って耕地は専ら河川沿岸に造成され、河流から遠距離の取水に不便な場所の農地開発が進行していない（記事の第２点）。高地でしかも土壌が瘠せている所での雑穀の栽培が進行していない（第３点）。深耕の方法を知らない（第４点）。これらの点と労働力不足等の要素が相俟って農地開発の進行における制約条件となり、「見渡す限り叢林が広がり、耕地化されずに放置されている土地が非常に多い」様相を呈したように思われる(25)。上記の技術水準に基く農田経営は清末に至るまで広西で見られたようであり、光緒『貴県志』五、紀人「風俗」にも次のように記されている。

農力三時、穀収両造。秧既入田、上農薅二次、惰農一次。無溝洫陂池備水旱、十日不雨、田則亀坼、十日霪雨、則潦水成災。

すなわち、珠江沿岸平野の穀倉地帯に属し水稲二期作が実施された貴県においてでさえ、水害・干害に備える貯水池やクリークが普及せず、そのため 10 日も降水を見なければ田地に亀裂が生じ、逆に 10 日も連続して降雨すれば立ちどころに洪水が発生してしまうというほど天候の影響を直接的に被りがちな状態であった。他方、当地の移住民の農業技術について、この続文には次のように語られている。

惟潮・恵・嘉民籍於貴者、頗講水利、築陂池、化磽瘠為膏腴。其人兼耐勤苦、隴無棄地、塍無宿草、一望而知為彼田業也。下種両造、与土人同。

潮州・恵州・嘉応州からの移住民（恐らく客家）は、灌漑施設の整備や農地の保全に尽力し、その田土には棄地はおろか雑草さえ見当らなかったので、一瞥してそれが彼らの田土であることが判別できたという。生産力の点でも、表 25⑮に見えるように「狭人」＝「客家」の田土は他者が経営するものに比較すると倍以上もの収穫量があった（このため地元民の地主がこぞって客家に土地を小作させることを願ったという）。加えて、表 25 によると、移住民は大豆（⑩⑯）・麦（⑩）・トウモロコシ・サツマイモ（⑯）等の雑穀・根栽作物やタバコ・油菜（⑩）・甘蔗（⑯）・落花生・芝麻（㉒）・藍（㉔）等の商品作物を栽培する点においても地元民の水稲耕作に一元的に依存する経営方式よりは安定しており(26)、また水利に不便な山谷高原（⑫）や人跡未到の深山（⑰）等、条件が比較的劣悪な土地への進出も可能となった(27)。

さらに、先の貴県の記事にも窺われるが、故郷を離れて安住の地を希求する移住民は旺盛な勤労意欲を抱いていた。（民国期の史料ながら）民国『象県志』二、人口「人口之移動」

には、この点をも含む移住農民の実態を伝える記事が見出される。

因来象尋覓工作、感覚此地易於謀生、遂并家小遷、留而弗去。且此輩、居象往々数年後、即成小康之家。蓋其男婦老少習於勤労、一人一日之工作、可適土人数日之工作。務農者、於収穫後、挖塘浚池。終歳之間、不使有片刻休暇。在昔多処号称荒瘠之高地、目今已成不虞旱災之水田、則皆此輩之所為。

すなわち移住農民は当初は単身で到来したが、当地で生計を立てる見当が付き次第、故郷から家族を迎えて定住した(28)。彼等は「一年中片刻も休まず」労働し、秋収の後も灌漑施設の整備に努めた（他方、光緒『横州志』二「風俗」によると、地元民の慣習として秋収後翌春まで農具を手にしなかったという）(29)。移住民の１日の仕事量は地元民の数日分に相当した。かくて移住民は、荒瘠の高地を旱害の危険性の無い水田に変えて行き、数年後には一定の財富を成し「小康之家」へと経済的上昇を遂げるに至ったという。さらに民国『柳城概況』三、民族「客家人」にも、客家農民は19世紀後半、広東での「土客闘争」に敗れて来住したが、当初の雇農・佃農という社会階層の底辺から出発して、やがて土地を獲得し自作農となり、さらには地主になり、市場町や沿岸平野に住居を構え、地元の経済権を掌握するに至ったことが指摘されている(30)。もとより、これらの記事は清末～民国期の情況を伝えるものであり、また統治階層の側からの、移住民と地元民との生活形態を同一平面上で比較し、それぞれの社会の文脈における価値の相違を捨象した見方ではあるが、しかし少なくともここから移住農民の特性が窺われるとともに、柳城県では客家が成功者として階層的上昇を実現したことが語られている点で注意を惹く。

客家の存在形態について、表25⑬⑭には「故土を離れても郷音を変えない」こと、同郷出身者だけで村落を形成し、（地元の）村民とは隣居せず、ために３、５家で１村、極端な場合には１家で１村を構成していたことが記述されている。また⑮では、孤立的村落を形成しながらも客家の間では「族党の誼」が強く、有事の際には「一呼すれば百諾し」、各々武器を手に集結したという（そして地元民との間に械闘が生じた）(31)。これらは何れも貴県の事例であるが、ここから客家が移住先において共通の言語に基づく連帯意識を持ち、地元民とは一定の社会的距離を置いていたことが窺われる。とはいえ、注意したいのは彼らの移住先における適応方式が必ずしも一様ではなかったように思われる点である。すなわち、入植地の社会・経済的条件や地元民との勢力関係によっては客家の適応方式にも相違が生じた。清末道光年間までに既に広東商人が多く進出して根を下し（彼らと地元郷紳層が中心となって郷村支配体制を築いた）珠江流域、特に潯州府を中心とする経済的先進

地帯で、しかも（拝上帝会を軸として）客家が地元民にとって脅威となるほどの勢力となった地域では、客家は地元民から「来人」という範疇に分類された。恐らく地元社会に同化せずに対抗した客家も少なくなかったであろう。他方、その勢力の小さい信都県では、客家は家庭では客家語を、市場では土地の言葉を使用するという二言語併用の形をとり、（心理的側面が不明であるが）表面上は地元社会に同化したように見える(32)。さらに、先の柳城県のように、相対的後進地帯（しかも広東商人がさほど大勢力でない）地域では、客家が地元社会に同化したとはいえない(33)が、しかし清末から民国期において大地主・大商人化して地元の経済権を掌握してゆき、「郷村人口の大半を占める」（[劉〔策奇〕1925:1-2]）と言われるほど多数派集団となってゆく過程において、地元民の側には少なくとも客家を排斥するだけの政治経済的力量が不足していたように思われる。このような生態・社会的条件の地域的相違は、客家(34)を含む移住民と地元民との関係のみならず、壮族と移住民との関係においても反映されたであろう。先述のように、広東商人が経済権を掌握した珠江沿岸平野、特に潯州府を中心とする東南部と客家がかなりの勢力を有した西部（柳城県）とでは移住民と壮族との関係のあり方に相違が生じたであろうし、さらにこれらの地域の外、移住農民の清代中期以降における山地への進出を考慮すれば山間部の場合も看過できない。これらについては次節であらためて、１．広西東南部平野、２．広西北部山地、３．広西中西部の順に検討しよう。

第２節　移住民と壮族との関係

本節では移住民と壮族との関係の実態を検討するが、壮族居住地の地域的差異を考慮し、居住地の生態的環境、農地開発の進行や地主制の発達・商品経済の浸透の度合、壮族と漢族との人口比率の諸点を基準として、壮族の居住地を（１）広西東南部・珠江流域、（２）広西北部龍勝庁付近、（３）１と２との中間的地域、柳城県・宜山県の３地区に類別した上で検討を進めたい。

１．広西東南部・珠江流域

広西東南部の珠江流域及びその支流の桂江沿岸の平野、特に梧州・潯州・平楽府は相対的に経済的先進地帯であった。そこでは人口密度が高く（恐らく漢族の方が多い）、農地開墾が進行し耕地面積の比率が高かった(現在の桂平県の農村の風景については写真 21 を参照)。農民中に占める地主の比率が高く(35)、移住民も早期に到来した。それにともない

階層・集団間の矛盾・対立が顕著に見られ、そして19世紀半には「土客械闘」、さらに太平天国運動の興起へと至ったのである。このような状況下に壮族と移住民との間にいかなる社会関係が見られたのであろうか。

まず、壮族と移住商人との間の経済的関係がつとに発生していたことに注意する必要がある。この点について筆者は既に、清初康熙年間に広東商人が（商品の販路の開拓・拡大を企図して）壮族の寡婦のもとに婿入りした事例を紹介した［塚田　1989a：60-61］（本書第8章を参照）。次いで雍正年間になると、『宮中档雍正朝奏摺』第十一輯、広西巡撫郭鉷「奏陳開採砿砂摺」（雍正六年八月二十四日）に、商人と壮族・ヤオ族との関係が地主－佃戸、ないし塩商－竈戸関係に比喩されている記事が見出され(36)、両者の密接な関係を窺わしめる。さらに乾隆年間には、『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯、広西巡撫李錫泰「奏請厳販客放青之例、並縦容失察処分、以重民食摺」（乾隆十八年七月四日）に、壮族と商人との具体的関係を伝える次の記事が見出される。

> 竊惟、粤西各属地方、原係出産米穀之区。毎年運済東省、不下百十万石。従無禁遏、而本地民食、仍属有餘、市価素称平減。乃近年以来、米価較貴。臣細加訪察、縁有一種外来奸商、於禾稼尚未登場青苗在田時、潜入土苗村寨。刻意盤剥、議定秋成還穀、名曰放青。毎銀一両議還穀五六百、計毎石不過一銭六七分至二銭止。甚至、布・線等物擡価算銀。至秋成沿村索収、船載而帰。凡産穀州県、被此等奸商、自数千石至数万石不等。囤積至価貴而後出糶。米価之昂貴、半由此。在愚民、祇知暫応一時之用、且貪原無現銀之貨、因渇飲鴆、何計其毒。及至償還穀後、餘穀無幾、不致一歳口食。勢必反買貴米、更加拮据。至明春又、不得不向若輩預領穀価、年復一年、不長被盤剥之苦。而在奸商、放銀収穀、為期不及半載、即獲利数倍、又加以囤積居奇、不厭不休、常享不耕之利。

すなわち、乾隆18年(1753)当時、広西から広東へ向けて毎年数十～百万石の米が（広東の住民の食糧として）搬出されていたが、これに注目した「外来の奸商」が稲がまだ青苗である時期に広西の「土苗」の村落に到来し、彼らと「議」して、「放青」、すなわち秋の収穫時に「穀」（籾付き米）で返還する条件で銀を貸付けて預買を行っていた。「奸商」は1石につき1銭6、7分～2銭の換算額で穀米を買い付けた（これは当時の米価相場から見てかなり廉価であり(37)、その上、銀の代わりに布糸等の現物をもって、しかもその換算価格を不当につり上げて与える場合さえ見られた）。そして、秋収期になると幾つもの村落を巡回して穀米を「索収」し、船に満載して広東へ帰り、さらに「囤積」して米価の騰貴

を待って売り出した。「愚民」＝「土苗」は一時の急場を凌ぐために青田買いに応じて現銀を得たものの、それはあたかも「喉の渇きを鴆毒で癒すが如き」行為に等しく、秋に穀米を償還した後には「土苗」の手元には食いつなぐに足る量の米が残らなくなり、いきおい騰貴した米を更めて購入して食糧に充当せざるを得なくなった。その結果、ますます困窮するようになり、かくて翌春には再び彼の商人から前借りせざるを得なくなり、商人の一層の「盤剥」を受けることとなった。他方、「奸商」は青田買いから穀米回収までの僅か半年未満の期間に、正常な米売買で得ることのできる額の数倍もの利益を収め、加えて米価の高騰時に買い占めた米を販売して「不耕之利」を享受した。ここで上記の記事の「外来の奸商」・「土苗」の実体が問題となるが、前者はその活動の背景として広西から広東への米穀の流通が記事の中に指摘されていることから、広東商人を指す可能性が高い。そしてその活動の舞台は、先述の広東商人の勢力範囲ならびに、記事中に商人が大量の穀米を水運を利用して輸送したことが指摘されていることからすれば、珠江ないしその支流の沿岸、もしくはそこからさほど遠距離でない地点の平地であることが容易に想定される。後者の「苗」なる称謂からはミャオ（苗）族が連想されるが、しかし当時の広西の平野部にはミャオ族は分布しておらず、そこに居住する非漢族は主に壮族である。また、そもそも「苗」がミャオ族のみならず非漢族を指す汎称として使用される場合も少なくない(38)。従って、この「土苗」とは壮族を指すことはほとんど疑義を容れないであろう。そうだとすれば、この記事は、乾隆年間において壮族のもとに広東商人を媒介とする商品経済の波及が見られ、そして穀米の売買を通じて壮族は広東商人の経済的支配下に位置付けられつつあったことを物語るものと言うことができる。そして、このような穀米預買は漢族農民のもとにも見られた（前掲・康熙『平楽県志』）ことからすれば、東南部平野では一般に民族の別を問わず農民が移住商人に経済的に従属して行く傾向にあったように思われる。清代中期以降の移住商人と壮族との関係については記事は少ないが、しかし道光年間の桂平県の壮族のもとには「客籍（移住民）に対しては広東語（広東平話）を話し、同類の間では獞語を話す」（道光『桂平県志』十五、諸蛮、「獞人」）という二言語併用の形態が見られ、その後の両者の勢力関係を窺わしめる。

ところで、壮族は明代以降佃農化してゆく傾向にあったと考えられる［塚田　1985b］（第2章）が、移住民の活動はこの傾向を一層強める作用を有したと思われる。何故なら、移住商人の中には交易を通じて資本を蓄積した後、それを土地に投下して地主となる者が出現したが、その過程において壮族が土地を喪失して佃農化する事態も発生したように推測

されるからである。そして、この傾向が強まるにつれて壮族の旧来の社会体制もまた解体するを余儀なくされたように思われる。たとえば、上記の乾隆年間の記事では商人は「土苗の村落」に赴いており、従って壮族のみが居住する民族集落の存在を窺わしめるが、道光『桂平県志』十五、諸蛮、「獞人」に、

惟宣一・二里、則無村無獞。十羅九古之名、皆獞村也。其有自粤東・福建・江西遷来者、雑処於村中。謂之客籍、而土著者為獞人。

とあり、「獞のいない村は無く」、壮族村落が多数存在する「宣一里」・「宣二里」に広東・福建・江西からの移住民が住み着き、壮族と漢族との雑居村が形成されている。この点について［広西僮族自治区通志館（編）1962］からも、道光年間の桂平県甘皇嶺村・貴県賜谷村・那良村などで漢族と壮族との雑居村落が形成されていることが確認される。この中、甘皇嶺村について太平天国運動前夜の広西東南部における壮族と漢族（先来移住民を含む土著、および客家）との関係についての記事を整理した表26の①によると、壮族人口は全村の約60%を占めたが、おしなべて一片の土地をも持たない佃農であった。その上、保甲の役員（「保正」）も漢族地主が担当しており(39)、従って壮族人口の多さが必ずしも政治・経済上の勢力関係には反映していないことが判明する。この事例に見える漢族地主の出身地等が不明で移住民とは断定できないが、しかし少なくとも壮族の民族集落が解体して漢族と雑居するようになり、そして村落内部の政治経済的主導権が漢族地主層の手中に掌握されるようになったことを推測することができよう(40)。

とはいえ、注意したいのは、必ずしも漢族＝地主、壮族＝佃農という一元的な図式では把握し切れない複雑な状況が見られた点である。この点について表26⑤に壮族地主の存在が見て取れる。（貴県龍山墟から六屈村周辺の一帯では壮族人口が圧倒的多数を占める〔⑥ⅰ〕が）六屈村の壮族地主周鳳明は捐官により清朝統治権力の側に付き石達開と対立している（⑤ⅰ・ⅱ）。しかし他方で当地の壮族の多くは貧窮の状態にあり石達開とも良好な関係にあり（⑤ⅲ）、周氏をはじめとする地主層と対立したことからすれば、壮族の内部に階層分化が発生しており、壮族は各々の階層的利害に基いて行動したことが推測される(41)。表17から、壮族を中心として当時の主な矛盾・対立関係を整理すると次のようになる。1．壮族貧農と漢族（先来移住民を含む土著民）地主との関係（①②③⑧）、2．壮族貧農と漢族（客家）地主との関係（⑦⑨。但し⑨の壮族は貧農とは限らない）、3．壮族地主と漢族（客家）地主との関係（⑥）、4．壮族地主と壮族貧農・漢族（客家）農民との関係（④⑤。④の地主は漢族の可能性もある）。すなわち、明確な対立関係が発生していないのは壮族と

表26 太平天国運動前夜（道光末）の広西東南部における壮族と漢族との関係

	地　域	記　　事（摘　要）	主要な対立関係（↔は対立関係を示す）	太平軍への参加
①	桂平県甘皇嶺村	（ⅰ）全村の人口は約190人で，覃姓（壮族）7，80人，黄姓（壮族）4，50人，呉姓（漢族）約10人，謝姓（漢族）約10人，葉姓（漢族）約10人，劉姓（漢族）約40人がいた。全村の耕地（約400畝）の中，約300畝が村外の者に占有され（中でも盤龍村の昌成毅が約200畝を占有），本村人は呉「保正」（40畝）・謝家（約30畝）以外，ほとんど田地を持たず他人の田地を租種していた。 （ⅱ）覃姓・黄姓（壮族）は全く土地を持たず，他人の田を租種していた。 （ⅲ）地主の呉「保正」四は高利貸行為を行っていた。黄姓のある貧農は娘を借金の形にとられ，その娘は呉家で下婢として虐待され死亡した。	壮族貧農 ↕ 漢族（土著）地主	覃姓（壮族）・劉姓（漢族）の全てと黄姓（壮族）の大部分
②	同高坑冲	壮族貧農盧六は地主土豪の圧迫を受け，拝上帝会に参加した。	壮族貧農 ↕ 漢族地主	壮族貧農
③	貴県賜谷村	（ⅰ）賜谷村付近の3村では，万楊村の万「老爹」が約1000畝の田地を占有しており，他に賜谷村の彭亜春が約300畝，王姓が数十畝を占有していた。この3家以外の人はほとんどが貧農だった。 （ⅱ）「来人頭子」の万「老爹」と王三妹は道光30年の「来土械闘」に敗れ逃散した。 （ⅲ）賜谷村には，熊姓（約10人）・莫姓（4，50人）・李姓（約20人）の壮族がいた。他に彭・王・劉・鍾姓の客家語を話す人がいた。これらの人々は，王姓の一家を除き，太平軍に参加した。	壮族貧農 漢族（客家）地主 ↕ 漢族（土著）地主	漢族（客家）地主・壮族貧農
④	同那良村	那良村の貧農潘姓（壮語を話す）・黄姓（客家語を話す）が水利をめぐって韋姓地主と争い，韋佐清（武秀才）を殺した。この時，吉麻村の黄姓（「客人」）も前者の側に付いた。	地主（壮族か？） ↕ 壮族貧農・漢族（客家）貧農	壮族貧農・漢族（客家）貧農
⑤	同六屈村	（ⅰ）六屈村では「来人」・壮族を含めて拝上帝会に参加した人が多かった。が，同村の壮族地主周鳳明・熊蒙は石達開と対立し，石達開軍に敗れた。 （ⅱ）周鳳明は「有銭人」であり，出銭して功名を買い頂子を受けた。 （ⅲ）石達開の起義の時，当地の壮族とは良好な関係にあった。というのは，壮族の多くは貧窮しており，石達開は財主のみを攻撃したからである。	壮族貧農・漢族（客家） ↕ 壮族地主	壮族貧農・漢族（客家）
⑥	同龍山一帯	（ⅰ）龍山では，墟に住む「白話を話す」漢人を除き，付近の村は全て壮族であった。 （ⅱ）龍山地区では石達開軍に参加した者が多かったが，中でも壮族が最も多く，次いで「客人」が多かった。 （ⅲ）客家の富豪温阿玉は，他の「土人」の男性と婚約済みの龍山の壮族の娘を奪おうとした。かくて温姓とこの娘の婚約者の「土人」との間に争いが発生し，ついには客家と壮族・「土人」との間の械闘へと発展し，客家が敗れて追われた。	壮族・漢族（土著） ↕ 漢族（客家）地主	壮族・漢族（客家）地主
⑦	同山東石龍村	韋姓壮族は客家地主の田を租種していたが，後に客家地主が「奪耕」しようとしたので，韋家は人を集めて客家を追い払おうとした。	壮族貧農 ↕ 漢族（客家）地主	漢族（客家）地主？
⑧	武宣県東郷	（ⅰ）道光・咸豊年間，東郷では壮族が全人口の60%以上，全村落の2/3以上を占めており，拝上帝会にも多く参加した。 （ⅱ）壮族覃貴福（覃「鉄牛」）は地主に雇われ石灰を担いでいたが，地主と争いこれを殺して逃走し，太平軍に参加した。 （ⅲ）壮族貧農曾姓は常に劉姓の「土人」（当地では「大姓」）の欺侮を受けており，劉姓が曾姓の田地を強占したため両者の間に械闘が発生した。 （ⅳ）240畝の田地を持つ壮族曾大養は田産を棄て太平軍に合流した。	壮族貧農 ↕ 漢族（土著）地主	壮族貧農・壮族地主
⑨	同那羊村	客家の大地主林発堂（文挙人）は同村の壮族黎・韋・廖姓を追い田地を覇占した。	壮族（貧農か？） ↕ 漢族（客家）地主	不明

〔典拠〕①（ⅰ）[広西僮族自治区通志館（編）1962: 15]，（ⅱ）[同 113]，（ⅲ）[同 62，113]，②[同 222]，③（ⅰ）[同 10]，（ⅱ）[同 115]，（ⅲ）[同 114]，④[同 42]，⑤（ⅰ）[広西省太平天国文史調査団（編）1956: 75-77]，（ⅱ）・（ⅲ）[広西僮族自治区通志館（編）1962: 71]，⑥（ⅰ）[同 43]，（ⅱ）[同 14]，（ⅲ）[同 41]（なお，民国『桂平県志』三三，紀事，下編「道光三十年条」では「来人富豪温阿玉」が「土人農氏」の娘を強娶しようとした記事があり，娘は壮族に特定されていない）⑦[同 223]，⑧（ⅰ）[同 223]，（ⅱ）[同 224]，（ⅲ）[同 44]，（ⅳ）[同 223]，⑨[同 44]

漢族（客家・土著）とがともに貧農である場合と、壮族地主と漢族（土著）地主との間である（壮族と客家がともに地主である場合、⑥iiiでは両者は対立している）。これより、壮族には地主と貧農との階層上の分極化現象が生じており、その「土客」問題における去就についても階層によって相違が見られた（従って壮族同士でも対立する場合が生じた）ことが推測される。もとより当地では広東語と壮語との二言語併用の形式とはいえ、固有の言語が依然使用されていた点で、壮族としての一種の民族意識が消滅したとは断定し難く(42)、また1950、1960年代の太平天国関係調査資料の史料的価値にも問題が存するが、しかし少なくとも壮族の民族意識が階層的問題よりは不鮮明になっていたことを指摘することは許されるであろう(43)

以上の検討により、東南部では（特に清代中期以降）壮族は移住商人や移住民を含む漢族地主の経済的支配を受けるとともに、（漢族と雑居し）その社会体制が解体する傾向にあり、また内部での階層分化の発生など、民族意識がともすれば不鮮明になるような事態が生じていたことが指摘されよう。

2．広西北部・龍勝庁付近

次に広西北部の湖南との省境の山岳地帯、特に龍勝庁（現龍勝各族自治県）における壮族と移住民との関係について検討しよう。概してこの地は、先の広西東南部沿江地帯とは生態的環境が大きく異なり、峻険な山々が連なり平地面積が稀少である。乾隆６年（1741）に桂林府所属の庁が設置される以前は統治権力の支配が及ばない「苗疆」の地であった。住民中に占める非漢族人口の比率が高く、しかも各民族集団の中で人口の上で突出した集団がなく、分布状況も孤立的である(44)。そこの壮族(45)のもとでは、民族集団としての統合とアイデンティティとが比較的強く保持されていたように見受けられる。当地では山地面積が多数を占めるため、そこでの農業生産力には限界があった（該地の地勢については写真22を参照。また自然環境については本書第４章第２節を参照）。先述のように、壮族が集中する地域（特に龍脊郷――筆者補）では山の斜面に造成された棚田が農業生産の主力であるが、新中国の成立以前は灌漑技術が貧弱であったため収穫高もごく限られていた。『宮中檔乾隆朝奏摺』第九輯、両広総督楊応琚「奏為籌酌辺営借餉買米章程摺」（乾隆十九年九月二十四日）によると、そこでの米穀の産出額は住民の自足分にも満たないほどであったという。その上、清極末以前には最寄りの墟市が開設されていなかったので、米穀の供給は専ら外地からの行商に依存せざるを得なかったが、水路は急流で、また陸路

も峻険のため運送が困難を極め、行商さえも容易に到来しなかったという(46)。

当地の龍脊郷の山麓から山腹にかけて立地する壮族の13の村寨は、単姓村が少なくなく、「頭人」＝寨老を中心として人々が緩やかに結びつく社会であった。「頭人」は村落の指導者となり、各村落の「頭人」たちによって決議された「郷約」に基づき社会秩序が維持されていた。頭人は村落自治の指導者であるとともに、清朝地方行政機構の末端に置かれ、徴税徴発など公務をも担当した［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:91-101］（本書第4章）。

このような生態・社会環境においては壮族内部に階層分化が発生し難かったであろう。事実、清末～民国期以前においては「富農」化する者も出現したようであるが、他の壮族農民を佃農として使役するような大地主に成長するには上記の生産と流通の状況が制約条件になったように思われる。当地への移住民の到来について表25⑧によると、乾隆初年に統治権力の開墾奨励政策に基づき、湖北・湖南・江西・広東の各省から移住民が来住したこと、そして入植後百年の間に移住民人口は増加して数万単位になったことが判明する。先述のように移住民が平地のみならず辺境の山間部に至るまで入植する趨勢にあったことからすれば、龍勝の地への来住も必然の成り行きであり、また移住民の出身地別分布範囲からすれば特に湖広出身者が多数を占めていたように推測される。そもそも当地の壮族は、［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:74］によると、明末万暦年間に来住し、先住のヤオ族から土地を購入し定住するようになったといわれる(47)が、後に労働力不足により荒地が生じたため、そこに移住民が入植することになった。ただし、移住民は入植に当っては、元来の土地所有者である壮族に対して「租山費」を納入するとともに、統治権力に対しても「帮夫費」と呼ばれる夫役を一部提供する義務を負ったという（従って、ここでは漢族移住民が壮族の佃農となった）。さらに、清末道光年間に至り、治安の悪化にともない、壮族は「郷約」に基づき移住民に対して様々な規制を加え、移住民が開墾した土地を本地人に売却した後も居座ったり、土地売買の際に不当な言い掛かりをつけ売値をつり上げること(48)〔同治11年（1872）の郷約、［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:104］〕、「遊棍」・「匪族」を引き入れて壮族を賭博に誘ったり、これを唆使して訴訟を起こさせて利益を得るような行為が禁止の対象とされた(49)〔道光29年（1849）の「龍脊郷規碑」［広西民族研究所（編）1982:153-155］〕。これより、壮族が自らの土地を防衛し頭人による自治体制を維持するために移住民による不当な行為を禁止したことが指摘されるとともに、その点からすれば移住民が壮族の土地を集積して行き、壮族がその佃農となるような事態は発生し難かったことが推測される。

ところで、先に当地の自然環境が外来商人の進出に際して制約条件となったことに言及したが、壮族と商人との関係について［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:88-89］によると、「50年前」（1900年代）に龍脊郷から10ｋｍほど離れた官衙（和平）の地に墟市が開設される以前は、専ら付近の義寧・臨桂・桂林や湖南の邵陽・武岡県からの行商（特に義寧・臨桂県からが多い）に生活必需品（布匹・食塩を主要商品とする）の供給を依存していた。商人は壮族が商品の市場価格に関する情報を持たないのを利用して、商品の価格を不当につり上げたりして利益を得た。しかし、それによって壮族の人々がある程度搾取を被ったにせよ、商人に経済的に従属するまでには至らなかったようであり、また商人が壮族の土地を集積する事態も見られなかった(50)。政治経済、さらには言語や習俗において漢族の影響をそれなりに受容しながらも、少なくとも民国以前において当地の壮族は独自の社会体制と集団としての統合を維持し得たのであり、この点において先の東南部の状況とは対照的である。

3．その他の地域

以上に我々は壮族と移住民との関係において様々な点で対極をなす２つの地域について見てきたが、これらの中間的な様相を示す地域もまた存在した筈である。また、直轄地のみならず土官地域における状況をも考慮する必要がある。本項ではこれらの点につき検討して行こう。

（1）中間的な地域――柳城県・宜山県

柳州の農村は、広西東南部（蒼梧県）と比較して、人口密度や耕地面積の比率が低く、農民中における自作農の占める比率が高い［行政院農村復興委員会（編） 1935:38-47］。農地開発の面で、また商業においても（柳州府城自体は清末に木材輸送の中継地として繁栄したものの）東南部よりは後進地帯であったように思われる。また、地形は山岳地帯ではなくカルスト平原・台地であり、民族集団の分布状況も孤立的とは言えない（さらに壮族人口が東南部よりは多いが、漢化の度合いは龍勝の場合よりは強いようである）。これらの点からして柳州一帯の地域における壮族と移住民との関係も東南部や龍勝の場合とは様相を異にしていたであろうことが想像されるが、その具体的状況について柳州近辺の柳城県と宜山県の事例を通じて見て行こう。

まず柳城県における壮族と移住民（特に客家）との関係について、先に民国『柳城概況』三、民族「客家人」の記事から、来住せる客家の中には当地で成功して大地主や大商人に

までなった者が現れたことを指摘したが、同書の「僮人」の項によると、壮族は元来、「懶儻」で「進取の心が無く」、「半年労働すればあとの半年は休む」生活形態であったが、しかし民国期における物価高騰により生計を維持するのが困難になり、饑饉や冠婚葬祭等の臨時出費の必要が生じた際には土地を抵当に入れたり売却して資金を調達したため、土地を喪失して自作農から小作人へ、富家から貧家へと転落する者が少なからず見られるようになった(51)。同書の「客家人」の項によると、かかる事態の発生に伴い、壮族は従来居住していた沿岸平野から内陸の僻地へ後退することとなったと指摘されている。同書の記事は自民族中心主義（大漢族主義）的観点に立脚し、その立場から壮族の生活様式を「翻訳」している点で注意を要するが、しかし少なくとも客家の進出によって壮族の伝統的な生活様式と経済基盤が崩壊するのを余儀なくされたことが見て取れる(52)。

同書には客家の外にも湖南からの「百姓人」や「白話人」（広東人）、福建人の存在が伝えられている。「百姓人」について、その来住の時期は恐らく客家（19 世紀後半に来住）よりも早期であり、県北に散居したが、年月の経過につれて習俗の一部が壮族に同化し、また「壮族よりは勤勉」であった(53)が結局客家の経済力に敗れて壮族とともに落伍したという(54)。また「白話人」は都市部に散居し（移住時期は不明）、その言語＝白話が各墟市の商店に最も通行していたという(55)。広東商人と客家との関係については記述が無いが、前掲の表 21㉗に「客家は商業的手腕を持ち、どこへ行っても概ね成功する」と指摘されていることからすれば、広東人の勢力が際立って強力な地域以外は客家商人の進出も可能であったように想定され、しかも柳城県では、前掲［劉〔策奇〕 1925：1-2］には麻介（界）話（客家語）人口が大半を占めることが指摘されている。これらの点から柳城県における移住民の勢力関係を次のように推測することができる。すなわち、郷村部では客家の勢力が湖南人よりも強く、当地の壮族の文化的影響を受けず、却って壮族に対して経済的支配を及ぼしたこと、また都市部では客家と広東人の勢力がともに強かったように考えられる。客家と広東商人との勢力関係等、不鮮明な点があるものの、ともあれ清末以降柳城県では、客家や広東商人を中心とする移住民が主導的地位を占めるようになり、壮族や先来の移住民の勢力が後退する傾向にあったことが判明し、先の龍勝庁の場合との相違が指摘されるとともに、この傾向が清末以降民国期に至って初めて見られたことと民国期における佃農の比率の低さに注意すれば、移住民の進出にともなう壮族との社会経済上の摩擦が先の東南部よりはかなり遅れて発生し、また両者の間の社会矛盾もさほど大きくないことが指摘されるであろう。

次に柳城の西隣の宜山県について［広西壮族自治区編輯組（編）1986a:1-76］に同県東部、洛東郷の壮族の1958年当時における聞き取りに基づく報告がある。それによると同郷は平地が多く、耕地の60%が水田である。また37カ村・2163戸（10039人）のうち、4カ村・約300戸の漢族の外は全て壮族である。当地の壮族は、明末清初のころに他地域から来住し、また漢族も同じころ、湖南・江西・広東などから移住してきた。漢族と壮族とは雑居せず「棲み分け」的な居住形態が見られた。壮族の場合、勢力の大きな姓は単姓村を形成し、他の中小集団は雑姓村を形成していた。同姓集団は各々族規や祠堂を有し、統率者として族長が存在し、また郷約も設立されており、この点については先の龍勝の場合に類似しているかのようだが、しかし当地では族長の資格の一つとして「読書人」（地主身分）が挙げられており、また、清代中期以降成立した郷約の作成・執行の役員（「甲長」ないし「款頭」）をも概ね地主・富農ないし一般農民中の「小康の家」が担当したと考えられる点では、龍勝よりも地主の主導権が強かったように思われる。さらに「族規」「祠堂」を持つ点では漢族の宗族により近いものであったことが想像される。

当地の壮族と漢族移住民との関係について、まず、大曹村（漢族村）の周姓は康熙40年（1701）以降湖南の衡州から来住したが、19世紀半ごろ、太平軍の蜂起後の混乱に乗じて耕地を買い集めて宜山県最大の地主となった。周氏は土地集積に際して壮族村落にも手を伸ばしたが、しかしその際に見られたのは壮族地主が一筆当りの面積が比較的大きな耕地を周氏に高価で売却し、獲得した金で別の比較的狭小な耕地を廉価で購入するという現象であり、移住民が壮族の土地を集積した上で彼らを佃農として行くような事態にまでは至っていない。

次いで移住商人の活動について、前掲の［広西壮族自治区編輯組（編）1986a:42-44］によると、県下の市場中最も繁栄していたのは洛東街と三岔墟であった。これらの市場に来る外省商人には湖南人、客家、広東人がいた。湖南人は鉄製農具を製造販売し、市の開催日にはまず洛東街に来てその日の夕刻に三岔墟等へ行ったという。彼らが当地へ来た時期について、湖南の鉄匠は先述のように19世紀半ごろには来住し営業を開始した。さらに「5、60年前」即ち19･20世紀の交に、広東商人が柳州にて「平碼館」（貨物問屋）を開設し洋紗を販売するとともに洛東の壮族商人に委託して黄豆・落花生を購入し、さらに（洛東墟にて）匯兌（為替店）と銀器指輪店をも兼営した。なお、洛東街の商人は概ね零細規模であったという。三岔墟では、特に客家が壮族の人々と交易を行い、ために壮族に漢語（客家語）を習得させる結果となったという。客家商人の営業種目や活動の実態に関しては不

明であるが、少なくともその言語が当地の市場に来る壮族の人々との間の共通語となったからには湖南人や広東人と並んでかなりの勢力を有していたように思われる。

以上の柳城・宜山県の状況については同時代の一次史料が少ないという制約条件があるが、しかし提示した材料から一応の結論を下すことができよう。すなわち、柳城・宜山県は移住農民の地主化、移住商人による地元経済権の掌握（さらに宜山県における、広東商人の下請けとしての壮族仲買商人の出現等）の点で龍勝庁とは異なるが、しかし壮族が移住民に経済的に従属した時期やその度合いの点では東南部の場合とも異なっていた。柳州に近接する立地条件もあって、清末以降柳州の商権を握る広東商人、さらには客家の進出が見られ、柳城県のように民国期には壮族が土地を失って佃農化するかあるいは奥地へ後退する事態も確かに見られたが、しかし全体としては、壮族内部で地主制的傾向が萌生しながらも、他方で自作農の比率の高さや農業生産力の低さ、商品経済の浸透の程度の低さ、さらには壮族人口の比率の大きさ等の要因が相俟って、東南部のような事態には至らなかったように考えられる。

（2）土官地域

以上に広西の直轄地を中心に検討を行って来たが、最後に土官地域における移住民の実態についても事例を挙げて見通しを述べておきたい。

まず、民国（三七年）『思楽県志』四、社会「民族」に次の記事がある。

（本県）至宋始有漢人来此居住。清初益衆、生歯益繁、踪跡幾遍全県、人類複雑。其自山東来者、於宋皇佑（ママ）初、随狄武襄公、平儂智高於邕（州）、多留此不返、因繁衍及本県。自広東来者、殆清初広州人、至本県経商、因而落業不帰者。此二種人、多以耕読商賈為業。海淵・那堪等郷、皆其闢為商場。（中略。）属此民族（漢族）、惟居留代遠、言語均変土著。其自粤之嘉応・小江・欽・廉、及本省鬱林・博白・陸川等処来者、惟小江人操背山話、餘操白話・僯話。於清咸豊・同治年間、移家来此、経営工商農業、居留不返。其専務農業者、能耐労苦、善墾荒。多富戸、読書人亦頗多。惟種族界限、判若鴻溝、少与別族通婚媾。性善独居、即一二家亦自成村落。雖深山野嶺、無所忌憚、至老不改郷音。其自宣化県来者、由清道光時移居於此、種蔗種菜為唯一之事業、故名為蔗園・菜園人。所操言語、類宣化県之平話稍異、亦始終不改郷音。聚族而居、自為村落、非其種類、不相婚嫁。近雖改良、然亦少数。

ベトナムとの国境に近い思楽県は、民国５年（1916）に改流されるまで思明・思陵両土官

が置かれていた地であり、左江の支流明江の沿岸に立地する（明江の風景については写真23を参照)。そこでの移住民は次の４種に分類される。（１）北宋・皇祐初に儂智高の蜂起の発生に際して武襄公狄青が率いる宋朝軍に従軍して山東から到来し、蜂起の鎮圧後も広西に留まった者、（２）清初、広州から来た商人で当地に店舗を構え定着した者、（３）清末咸豊同治年間に嘉応州から来た客家と広西の鬱林州、博白・陸川県から来た者、（４）道光年間に南寧・宣化県から来た「蔗園人」。上記の（１）について、同内容の伝承・記載は左・右江流域の各地に広範に見出されるが、それは先述（注47）のように作為である可能性が強く、従ってこれを漢族移住民の範疇でとらえることは困難であろう。また（２）の「広州人」は広州のみならず珠江デルタ各県出身者を包括すると考えられる。前掲表21⑱に広州人が「左・右江の至る所に有る」と言われており、また下雷土州では乾隆年間に「粤東会館」が設立されている(56)が、この記事はそれらとともに西江支流沿岸の土州への移住民の進出を物語るものと言える。さらに（３）について鬱林・博白・陸川の地がともに客家語通行地域とされている［広西統計局（編）1935:163-164］ことからすれば、それらの地域から来た者にも客家が多数含まれていた可能性がある。客家について上記の記事によると、来住後商工業や農業をも営んだが、特に農業移住民はその勤労の結果「富戸」・「読書人」となった。彼らは集団としてのアイデンティティが強く、別種の人とは通婚せず、客家のみで集落を形成し、その言語（「僥（哎）話」＝客家語）を終生変えようとはしなかった〔後者の点について言えば、この特徴は（４）の「蔗園人」にも認められる〕。この記事に現れた広東商人と客家の移住と存在形態は既述の広西の直轄地の場合と軌を一にするものであり、従って土官地域にも同様の状況が見られたことが指摘されるであろう。

とはいえ、注意したいのは直轄地の場合と比較すると移住民の来住やその活動が制約される傾向が存したように推測される点である（それは土官領の中でも立地条件や領内統治体制の強弱の度合、さらに改流された時期に応じて相違が見られたであろう)。その二、三の理由を挙げると、まず土官領は概して辺境に立地しており、河川交通路が開け直轄地に隣接した処を除いては移住民はさほど多く到来しなかったように思われる。次いで、土官領は半独立国として独自の統治機構を有していたため移住民といえどもその統治を受けた。たとえば、清初康熙年間に土官が移住民に宿舎を提供したり地元の娘を娶らせ、何らかの技能を持つ者には俸給を支給し、移住民の保護に努めた［塚田　1988:30］（本書第３章第２節)。また、南丹土州管下の４大市場には清末から民国にかけて移住商人が来住したが、彼らは７等級に区分された全住民中、土官・官族に次ぐ地位に置かれ、さまざまな特権を

与えられた［広西壮族自治区編輯組（編）1985c:28-33, 44-47］。しかし、このような特別待遇の実施は、同時に移住民が土官の支配下に位置付けられたことを意味する。土官にとって移住民は先進的な中国の技術・文化や商業の発展を領内にもたらす者であり、その面からは歓迎される存在であったが、しかしそれはあくまで土官の支配体制の枠組の内においてであった。個別的には清代中期以降、土官が移住民に土地を典売したり、また移住商人が成功を収めた事例も見られたが、全体としては大量の移住民の流入と地主化、およびそれにともなう土官勢力の没落の事態は、多数の土官が改流された清末～民国期を待ってはじめて表面化したように思われる。

小結

まず、本章において検討したところを要約しよう。

（1）明清時代において外省からの漢族の移住が行われたが、それは明末に開始され清代初期から中期にかけて本格化した（その後も清代を通じて引き続き行われた。特に商人の進出の過程においては珠江水系が重要な役割を果たした）。移住民の中、広東・湖南出身者とが多数を占め、広西における両省出身者の勢力範囲は、広東人が広西南部、湖南人が広西北部であった（それは言語分布とも一致する）。広東人について、商人には珠江デルタ各県の出身者が多く見られた外、嘉応州・潮州府・恵州府の「客家」も商人・農民中に含まれていた（移住の背景として、析出地と移住先との社会経済的事情が存したが、広西について言えば商業専従人口の少なさ、農地開発における後進性等の事情が挙げられる）。移住商人、特に広東人は米穀・木材の移出を中心とする商業を営み巨利を得て広西の経済権を掌握して行った。また、移住農民にはその相対的に先進的な農業技術や旺盛な勤労意欲に基づき、広西で成功して土地を獲得する者が少なくなかった（ただし、地域によっては客家が地元民社会に適応できず太平天国運動へ参加してゆくような場合、また客家が地元の経済権を掌握する場合が見られた）。なお、工匠は、特に湖南出身者が来住したが、概ね小規模経営であったため（技術を伝える役割を果たしたものの）広西の経済権を掌握するまでには至らなかった。

（2）移住民は広西全域に及び、また（特に清代中期以降）平地のみならず山間部へも進出したが、しかし移住民と壮族との関係については地域的相異が見られた。すなわち、壮族の居住地の自然条件、居住形態、人口の多寡、農地開発の程度や商品経済の浸透の度合い、地主制の発達の程度、さらには壮族と漢族との彼此の勢力関係といった諸要素を基準

として大別すれば、次の３つの場合が見られた。①広西の中でも経済的先進地帯であり、地主制・商品経済が発達し漢族人口の多い東南部・珠江流域では、壮族は移住商人や移住民を含む漢族地主の経済的支配を受けるとともに、(漢族と同一村落に雑居し)その社会体制が解体する傾向にあり、また壮族内部でも階層的分化が発生し、壮族の民族集団としての統合が不鮮明になってゆく傾向にあった。 ② 経済的後進地であり、複数の民族集団が孤立的に居住する北部山岳地帯の龍勝庁では、壮族は「頭人」＝寨老を中心とする独自の社会体制下にあり、集団としての統合が比較的強く、移住民に対してもその活動に制約を加えた。また、当地に到来せる商人も行商程度に過ぎなかった。かくて移住民が大地主となり壮族を佃農とするような事態は生じ難かった。③東南部よりは経済的に遅れており、壮族人口が多く同姓村落も見られたが、しかし全体としては先の二地域の中間的な様相を呈する地域である柳城県・宜山県では、清末以降民国期にかけて壮族が客家に土地を奪われて佃農化するという事態や族内での階層分化が発生しつつあり、先の東南部で見られた方向に向かうこととなったが、しかし東南部よりは移住民と壮族との集団間の社会的矛盾はかなり遅れて発生し、またその程度も比較的小さかったようである。これらの外、土官地域、特に珠江沿岸の土官領にも移住民が進出したが、直轄地の場合と比較すると土官の独自の支配体制による制約もあって、量的にはさほど多くなかったように思われる。

壮族は概して「漢化」の度合いの強い民族集団として位置付けられるが、しかし全ての壮族がおしなべて同一の速度で漢化過程を辿ったわけではなく、そこには個別的・地域的な多様性も同時に存在したように思われるのであり、本章で検討した漢族移住民と壮族との関係のあり方の相違もその一つの例証を提供するであろう。

註

(1) 嘉慶『広西通志』巻二七九、「諸蛮」所引、銭元昌「粤西諸蛮図志」によると、雍正10年（1732）ごろの広西の全人口の中、4割が壮族、3割がヤオ族、2割が「狼」（土官地域の壮族）によって占められていたが、道光末年（1830）ごろには、姚瑩『中復堂遺稿』二、「平賊事宜状」によると、非漢族や先来の移住民で長期間定住したものも含む「土著民」は3割程度に過ぎなくなった。

(2) なお、表21①②は一定期間、他省に赴いて商業活動を行う「客商」であり、また⑤⑦⑨は季節移住民であり（⑤⑦の場合、年末に帰郷し翌春に再び到来し、また⑨は秋冬季に到来する形態である）、必ずしも半恒久的な住居の移転をともなわないが、しかし移住先の広西で成功を収めて一時的な暫住から定住へと変化した可能性がある点を考慮して、ここではそれらも「移住民」の範疇においてとらえたい。

(3) 表21⑰によると、蒼梧県戎墟は西江を経由すれば数日で広東（恐らく珠江デルタ）と往復することが可能であったため広東人から見れば故郷も同然であったという。

(4) 桂林における勢力範囲の変動について、康熙26年（1687）には湖南・江西出身者が住民の90%を占めていた（表21⑥）のが、その後かなりの数の広東人が来住したようであり、表21⑫には、雍正11年(1733)には広東・江西出身者が多半を占めたことが指摘されている（この記事は広東人のめざましい進出を窺わしめるが、しかし湖南人の存在が指摘されていない点では誇張が見られる。表23や「広西省城選丁清査保甲章程」（ロンドン公文書館所蔵外務省文書125）［佐々木　1967:228-234］を見ると、湖南人もまた清末に至るまで桂林の人口のうちかなりの部分を占めていたことが判る）

(5) 陳思述『広西藤県民情』（1920）「第一類之八」に、

客籍来藤、皆営商業、移家者甚少。其人、以広東省順徳・南海・羅定為多。

とあり、この推測が一層補強されるとともに羅定県の商人も多数来住したことが注目される（表21㉕にも羅定商人の進出が見られ、また民国『羅定志』一、地理「風俗」に、羅定商人が広西・貴州・雲南・四川へ進出したことが挙げられている）。

(6) この外、［広西壮族自治区編輯組（編）1984b:88］によると、1900年代以前、広西北部の龍勝庁に湖南の邵陽県・武岡県からの行商が到来した。

(7) 嘉靖『広東通志』二〇、風俗、潮州府所引「旧志」（嘉靖『潮州府志』）に、

商競刀錐、工趨淫巧。

とあり、その注に、

蓋東南地狭民稠、勢不得不為工商。

とある。また『宮中档雍正朝奏摺』第十六輯、雲南総督鄂爾泰「奏陳粤西倉儲摺」（雍正八年四月二〇日）に、

即如広東一省、務末而賤農者多。

とある。人口過密状態に対して、清代康熙～乾隆年間における人口の急激な増加や少数の地主への土地の集中［梁〔碧蘭〕1987:420-422］［刑　1983:461-462］の現象の発生もさらにそれに拍車をかけた。

(8) 前掲『広西藤県民情』「第一類之二」によると、官僚郷紳を除く全県住民の9割を農民が占め、他の1割を店舗を持つ者と行商とを含む商人（3%）、工匠・職人（4%）、漁民（3%）が占めていた。また、同書第四類之五五によると、土著民で商業を経営する者は100中の1、2に過ぎず（1000人以下）、その資本も1万両以下であったという。

(9) なお、一部の地域では時期により勢力の変動が見られた。たとえば表24⑥によると貴県では康熙年間に湖広人の木匠・石匠がいたが、後に広東人にとって代わられた。

(10) 表25㉓によると、太平天国以降の時期における広西の住民中、広東人が3割、湖南人が2割、江西人が1割を占めていた。

(11) なお、民国『来賓県志』上篇、人民、「方言」に、

潯・梧・鬱林諸属、接壌東省、広州語独通行。広州語者、嶺南粤語之綱也。桂林官語僅行於官署、紳衿間乃至学塾生徒誦詩読書、亦皆広州語。所謂桂林官語、即士夫亦未通暁也。

とあり、珠江流域の潯州府・梧州府・鬱林州では広州語が紳士層や学生に至るまで広く通行していたが、ただ官庁においては僅かながら桂林官話が使用されており、従って広東語通行地域でも官庁用語としては官語が使用されていたことが指摘される。

(12) いわゆる「潮州人」を指すのではなく潮州府に住む客家を指すと思われる。光緒『嘉応州志』七「方言」に見える「客話」地域の中には潮州府下の大埔・豊順県が含まれている（この2県は［羅　1933(1975):95-96］でも「純客住県」に挙げられている）。

(13) 陽邑、地広人稀。土著小民、怠於耕鑿、凡山場可以用工開墾者、悉聴恵・嘉（応）等処客民、耕管獲利。自甘窮苦、而莫与争。

なお、表16⑩では、この陽山人と「矮子」（後述のように客家である）とは言語が異なるとされている。

(14) ［羅　1933(1975):96-97］によると、広西では次の13県に客家が居住していた。武宣、馬平、柳城、藤県、桂平、平南、貴県、博白、鬱林、陸川、北流、賀県、象県。なお［劉〔策奇〕　1925:1-2］によると、客家は各県の郷村に散布しているがその数たるや非常に少ない、しかしその中で馬平、武宣、柳城の3県所属の郷村住民の大半は客家であるという。また、これらのほか、地方志からは三江・上林・田西・崇善・思楽の各県にも客家の分布が認められる（なお、［広西統計局（編）　1935:163-164］では、広西の98県中31県に客家語が通行している）。

(15) しかも専業の商人のみならず、農民が秋収後の農閑期に兼業する場合も多く見られたように思われる。この点について、民国期の事例であるが、民国『平楽県志』七、産業、農産「農業」に次の記事がある。

農隙有兼営挑運小販、赴各墟市貿易。以陰暦八九月及冬季為多。

(16) 後述するように、広東商人が広西で買いつけて広東へ大量に移出した穀米・木材も利益の大きい商品といえる。

(17) 移住商人と地元商人との居住形態にも相違が見られた。すなわち移住商人は府県城に（表21⑥⑧⑫）、地元商人は郷村に（同⑥）居住していた。

(18) 移住商人の進出にともなって、特に清末から民国期において地元商人が市場を求めてより奥地へ移住するような場合も見られた。この点について［広西壮族自治区編輯組(編) 1985a:136］によると、武鳴県双橋墟では広東人の外、合浦・永淳・欽州一帯から商人が到来し、また［広西壮族自治区編輯組（編）　1985b:51］によると、同県清江郷では玉林（鬱林）・賓陽・上林一帯から、［広西壮族自治区編輯組（編）　1985b:84-85］によると、上林県巷賢墟では南寧・賓陽・玉林から到来したという。

また民国『永淳県志』二「風俗」に、沿江の漁民が、自製の船艇を操縦して当地の特産物（甘蔗、薯芋、頭菜、柴炭）を輸送する外、商人に雇われて塩や陶器を南寧・百色・龍州へ輸送して販売し、帰途に雑貨を持ち帰ったり、また当地から穀米等を貴県・梧州へ輸送していたことが述べられている。

(19) 広西米の広東への移出（「西米東運」）の状況については、［安部　1957:120-213］、［西川 1978:155-158］、さらにその制度的運営については［稲田 1986:90-105］が参考となる。

(20) この点について路偉良も、融江・榕江沿岸の杉木の産地では漢族「山主」がその所有権を持ち、ヤオ族やミャオ族は山主から借金をして杉の植林を行う「山丁」の境遇に置かれていたことを報告している［路 1944:36-39］。

(21) 広東・湖南及本省潯（州）・梧（州）・鬱（林）各地移入象境者、則近数十年来、日

見増多。其由広東来者、大都経営商業、而由湖南来者、多数肩挑小販、餘皆労工之輩。

なお、先述のように、どちらかと言えば湖南人は手工業の方面に卓越していた。

(22) なお、移住商人はまた、高利貸を行い、さらには資本を土地に投下し土地集積をも行った。[西川　1978:144-153] は、このような商人（広東商人）の典型である貴県林氏について、その系譜・興隆の過程・活動の実態を分析し、米の投機的売買を通じて蓄財し、商人・地主・高利貸として三位一体的発展を遂げ、さらに郷紳として権力とも結び付いて行った過程を明らかにしている。

(23) [路 1944:44] によると、鉄匠は山地のヤオ族・ミャオ族地区では司祭者たる「師公」と同等の地位に置かれ尊敬の対象とされた。なお、鉄匠は材料（生鉄）を山麓の市場で仕入れ、5、6人の徒弟を帯同して入山した。山中の比較的人口の多い地点に小規模な作坊を開設して本拠とし、そこからさらに遠距離の村落へ行く場合には村はずれに粗末な小屋を建て営業を行い、3、4年後に再び元の作坊へ戻った。

(24) なお、広西における農村手工業について、[西川　1978:153-167] によると、広西は広東のヒンターランドとして位置付けられ、食料と手工業原料の供給地、広東の手工業製品・塩の購入地とされたため、農村手工業の発展が抑えられることとなった。

(25) さらに、広西の農業の問題点として他の史料には、糞田の技術を持たないために2、3年たつと地味が衰え耕地を替えざるを得ないことが指摘されている（李紱『穆堂初藁』<雍正10年序>三八「条陳広西墾荒事宜疏」）。また水田の裏作に雑糧を栽培しない理由として、毎年秋収の終了後、家畜を田野に放し飼いをする習慣が挙げられている（『宮中档雍正朝奏摺』第七輯、韓良輔「奏報米価摺」<雍正五年一月六日>）。

(26) 表25⑫によると地元の古老でさえも雑穀の種類を竣別することができなかったという。なお、表の③⑩㉒では雑穀栽培農民は何れも客家ないし客家的集団である（⑨では彼らが焼畑耕作を営んでいる）ことが注意を惹く。[行政院農村復興委員会（編）1935:100] には、客家は来住の当初は何らの財産をも持たず、荒山に雑糧を栽培して食糧としたが、生活が安定した後には桐・茶等の商品作物を植えて利益を求めるようになり、かくして数年後には土地の購入が可能なほどの財産を成し、地元民の田土を買い集めて行くこととなったと述べられている。

(27) 光緒『永安州志』、地志「気候」に、

永安、山峭居大半、古為瘴区。近世以来、土漸開墾、人亦多客民来佃耕、或結棚成群。瘴亦稀矣。

とあり、移住民による山地の開墾の進行に伴い、瘴気（中国南部の山川に生じる毒気）が消滅して行ったという。

(28) この外にも様々な移住の形態が見られた。表25⑥では、単身で来住し数年後に成功して一定の貯えができた後、財貨を携えて帰郷し故郷に錦を飾る者と、一旦は帰郷するが、家族を同伴して再び移住先に戻り定住する者との2つの形態が挙げられている（ここでは省略したが、この続文にはさらに、移住先で成功を収めた縁故を頼って行く場合をも窺わしめる記事がある）。また、表25③では家族のレベルを越える集団で来住し、「陽山村」なる村落が形成されている（この③や⑦は流民的な側面を持ち、⑦では統治権力の側からその移動性の高さを連想させる「浪」なる称謂で類別されており、また彼らは往々群盗化したことが窺われる）。

(29) 村郷、地僻俗樸、祇知耕種。自秋収後至春耕、始荷犁鋤。故雖多稲、而家無餘積。

(30) 此族為近百年来、因広東土客闘争、難以立足、陸続西遷而来者。性殊強悍、然勤而耐労、終歳工作不輟、智識亦較僮人・百姓人高。数十年間、柳城各大市場及柳河沿岸、多為該族所佔拠、経済権亦漸為該族所操縦、百姓人及僮人難与競也。聞其初来時、亦殊窮迫、能以勤倹自持、努力奮進、漸由僱農而佃農、而自耕農、迨今為地主者亦不少。僮人習性適与之相反、無形中祇有受其排擠、而退居窮郷僻壌、以図苟安耳。

(31) また表25⑨には、客家的集団である陽山県出身の「浪」が「百世不変」の言語を保持し、「自ら一類と為し」、「別種の人」と通婚を行わないことが指摘されている。

(32) 民国『信都県志』二、社会「方言」

端南市外、有恵・潮・嘉客人。其在家与家人談語、常操客声。土人多不相通。以其出市亦操本土音。日久幾不知其為客人者。

なお、表25㉑にも移民が入植後3、4代経過し、もしくは数十年間地元民と往来すれば土著と異なるところがないが、ただしあくまで郷音を変えなければ地元民からは依然「客」として見做されると述べられており、移住民の地元民社会への適応度の基準として言語が重要な意義を果たしていたことが窺われる。

(33) 柳城県において客家は、客家だけで集居し客家語を話すなど、客家の特徴を変えていない（民国『柳城概況』三「民族」）。

(34) なお、その閉鎖性において客家と類似するものに「蔗園人」・「山湖広」が挙げられる。蔗園人については後述するが、山湖広について［黎　1982:167］によると、南明政権の永暦帝の武将李定国の部下が広西西北部の2、30もの県の山地に流散し、「耕山種地」を業としたが、彼らの大部分が湖広人であったため「山湖広」と呼ばれたという（［劉〔錫藩〕1934:234］によると「山湖広」は元明の間に湖広から来住し東蘭・鳳山・凌雲一帯の地の山地に散居したという）。その移住の時期に関しては意見が分かれており、その分布範囲（果たして2、30県もの広範囲に及んだのか）や李定国との関係（果たして実際にその部下であったのか）等についても不明であるが、しかし若干の資料には関係する記事が散見される。たとえば民国『田西県志』第三編、社会「方言」に次の記事がある。

其外来之民、多操官語。初則漢土雑居、漢人較少、土人較多。故習染土語浸久、而同化為土人矣。其居山崗者、為湖広人。聚族而居、不受土族同化。猶能保守其因有之習性。

すなわち、（湖広人以外の）移住民は、来住してから「土人」（即ち壮族）の影響を受け土人に同化したが、湖広人は聚居し土人に文化的に同化せず固有の習俗を堅持したという。また、［劉〔錫藩〕 1934:253]によると、咸豊～同治年間以前において土人の攻撃を受けたが、湖広人は境界観念が強く土人の団練に対抗して自ら団練を組織し相い譲らなかった（但し最近は「融合して間が無い」ようになった）という。

なお、客家的集団として注目される「浪」について、そもそも「浪賊」の名称自体は既に明末に広東陽春県等の地に見出され（嘉靖『広東通志』六七、外志、夷情中「肇慶府」）、また広西においても万暦年間にはその名が見出される（万暦『広西通志』三〇、戦功善後事宜「岑渓県」）。しかし清代中期以降になると、管見の限りでは、この名称は史料からは姿を消す（恐らく「遊匪」・「土匪」といった一般的名称によって表現されるようになる）。従って「浪」とは、明末～清代中期にかけて専ら使用された称謂であるように思われる。

なお、表25⑦では、「陽山県人」が湖南・ベトナムからの移住民とともに「浪」と称され、統治権力により招撫を受けたものが「浪民」、それを拒否し群盗化したものが「浪賊」と言われており、さらにその外貌や行動様式がヤオ族や壮族と比較されている。この点について、表25の⑦⑨では浪が「諸蛮志」の項目に組み入れられているし、また、民国『懐集県志』十、雑事「猺獞」には「今、桂（林）・平（楽）二府、深山種地の猺を呼びて陽山人と曰う。柳州亦た然れり」とあり、生活形態の上で陽山人とヤオ族とが近接していたがために両者が混同されている（表25の⑨でも「浪」は山地で焼畑耕作に従事し、「居に定所無く、土瘠れば即ちに去る」と言われている）。以上より、その流動性の高さと時に群盗的な行為を行ったがために「浪」は往々、統治権力の側から非漢族的存在と見做されていたことが判明するとともに、移住民の中にはこのような反社会的

な行為を行う者もまた、存在していたことが指摘されるであろう。

(35) 農地開発の進行の度合いについて［広西統計局（編） 1933:172］に、潯江（西江）・撫河（桂江）流域の一部の、可耕地がほとんど開発された地域以外では、大部分の土地は荒地であると述べられている。この記事はやや誇張の感があるが、しかし少なくとも東南部一帯での農業開発が他地域に先駆けて進行したことが指摘できるであろう。なお、人口密度や自作農と地主との農民中に占める比率について、［行政院農村復興委員会（編） 1935:38-47］によると、蒼梧県について、1 k m^{2}あたりの人口密度は 107 人（柳州では 49 人）、農民中の佃農戸数の比率 30.8%（柳州では 7.6%）、自作農の戸数の比率 42.8%（柳州では 73.4%）、自給可能な者の比率 27.9%（柳州では 45.1%）となっている。これらの数値自体、調査によってかなり相違が見られ（たとえば［薛・劉 1934:57-74］では「蒼梧道」における佃農の比率が 57.9%、自作農の比率が 21%、「柳江道」では各々 9.6%、59.3%となっている）、全幅の信頼を置くのは危険であるが、しかし自作農の比率が蒼梧において低く、柳州において高く、他方、地主の比率が蒼梧において高く、柳州において低い、という点については一応の判断の材料となるであろう。

(36) 一、以粤西地雑猺獞、言語不同、性情亦異、経官・雇覓、必多疑畏不前。惟商人、習於貿遷、一切皆所熟悉、如田主之於佃戸、如塩商之於竈丁。彼此相須、則呼応必霊矣。この記事は、従来統治権力によって封禁されてきた鉱山を開採するに当たって、それを官営とせずに商人に運営させる主旨の建議の一部であり、また商人と壮族との具体的関係が記されていない点で取扱いには注意を要するが、しかし少なくとも統治権力の側のこの認識が現実に両者の関係が密接であったことの反映であると捉えることは許されるであろう。

(37) 乾隆 18 年の広西における米穀の価格について、『宮中檔乾隆朝奏摺』第六輯、李錫泰「奏報雨水米価晩禾情形摺」＜乾隆十八年八月十七日＞に、「中米」の精白米について倉石１石当り８銭から１両７銭８分であったことが述べられている。当時の穀（籾付米）価が米（精白米）価のほぼ半額である（同書 第七輯、李錫泰「奏為酌定粤西出糶倉設之成規摺」＜乾隆十九年三月六日＞によると、毎米１石の市価が１両１銭で毎穀１石の市価が５銭５分である）ことからすれば、穀１石当り４銭～８銭９分となり、この記事に見える「奸商」の「土苗」からの買値（１銭６、７分～２銭）のほぼ２～４倍の価格となる。

(38) 李錫泰自身も別の奏摺の中で「西粤辺陲にして土苗雑処す」と述べている（『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯「奏謝陞授広西巡撫摺」＜乾隆十八年四月二十五日＞。さらに、壮族・ヤオ族・トン族・ミャオ族が居住する龍勝庁の地が乾隆年間において「苗疆」、住民が「苗民」と総称されていた（後述）ことも傍証となる

(39) ただし、村の耕地 400 餘畝中、300 餘畝は他村（盤龍村）の地主の昌成毅なる者に所有されていたという（この人物については明らかにし得ない）。

(40) なお、壮漢雑居村の形成の時期に関して、修仁県の場合、雍正年間に形成され始めた（雍正『平楽県志』四、風俗「修仁県」）。嘉慶年間にはいくつかの「民獞雑居村」名が挙げられている（嘉慶『平楽府志』巻、陂塘「修仁県」）が、しかしまだ「獞村」のほうが多数を占めている（同書四、三三）。そして光緒年間に至って、「漢多く獞少ない」状況となる（光緒『修仁県志』「風俗」）。以上から修仁県では清代初期～中期に雑居村が形成され始め、中期～末期に本格化したことが推測される。

(41) 従って、壮族が「先住民中の貧農・流民層などとともに旧い共同体的秩序から疎外された」［小島　1972:188］存在であるとは必ずしも断定できないであろう。

(42) 費孝通は 1952 年当時、壮族について次の主旨の指摘をしている［費　1952:29］。広西には一種の土人（ないし本地人）と自称する集団が居住し、約 600 万人の人口を擁し、全省総人口の約 1/3 を占める。彼らは土話（僮話とも称す）を話す。土話を話

す。土人の中には僮人であることを自認する者も一部には存在する（特に龍勝県等の広西北部辺境地帯。そこでは僮族はヤオ族・ミャオ族とともに「少数民族」と見做される）が、土人が多数を占め、その社会的地位も高く、またヤオ族・ミャオ族と雑居する地区では、土人は自らをヤオ族・ミャオ族と同じ少数民族であると認めず、「僮話を話す漢人」と自認している。

すなわち、壮族の多くの者が、「僮族」ではなく「土人」（本地人）＝「壮語を話す漢人」であるという意識を持っており、漢族としての族籍を獲得する方向を志向したようである。また、［劉〔介〕　1940:1-2 ］によると、（1940 年ごろには）「僮人」という呼称も桂東（広西東半部）だけに存し、桂西（広西西半部）では専ら「土人」と呼ばれるようになったという（劉介は、さらに壮族の中には壮語を解さない者さえ一部に出現していることを指摘している）。しかし、注意したいのは、清末の段階では壮族の意識の上で漢族との民族的境界がまだ残存していたように思われる点である。この点について、［太平天国調査団（編）　1958:75］に韋妹なる人物からの聞き取りに基づき、彼が父親韋三から太平軍の幹部の一人である韋昌輝の同族であると聞いたことがあり、また、彼がかつて他人を「僮牯老」と罵ったところ、父親から自分たちも元来「僮牯老」なのだからと訓戒を受けた話が紹介されている。この話は［広西僮族自治区通志館（編）　1962:222］にも、金田公社の侯勲成の口述として紹介されており、そこでは父親の名は韋源玠とされ、「僮牯老」が壮族を侮蔑する名辞なるが故に息子を叱責したことが指摘されている（この言葉が壮族を嘲侮するような意味で使用されたことは、乾隆『桂平県志』四、猺獞図志、「獞人」に、「俗に嗤いて獞古老と為す」とあることによって裏付けられる）。両書では、韋昌輝が壮族であることを証明する材料としてこの話を載せているが、その正否はともかく、注意したいのは「獞牯老」なる言葉が当時の桂平県に残存し、しかも蔑称としての本来の意味を持つものとして壮族の人々によって認識されていた点であり、従って壮族と漢族との境界意識がまだ完全には消滅してはいなかったであろうことが推察される。

(43) なお、この点について、太平天国期の横州・永淳県の壮族の「反乱」について取り上げ、「反乱」の分析を通じて当時の壮族の土地所有状況や漢化の問題を論じた稲田氏の労作がある［稲田　1988:1-55］。本稿に直接関連する論点としては、①当時壮族としての民族的一体性が保持されていたこと（それは、自らが真の土地所有者であることを伝える伝統、漢族に奪われた土地所有権を奪回すべく起こした蜂起の際に独自の政治・社会組織が基盤となったこと、さらに言語の存在などに現れる）、②壮族としての伝統のみならず、漢化（「拝会」など天地会の影響に現れる）をも民族的発展の一要素としてとりこんだこと、の２点が挙げられる。筆者の見るところ、永淳県では壮族が「十三屯」に居住し、漢族移住民が「屯に入らず散村を為す」（民国『永淳県志』二、地理、里図「鎮龍段」）という棲み分け的な居住形態であり、また壮族内部での階層分化が進行していないようであり、しかも「屯老」を指導者とする社会体制上の独自性が比較的保存されたように考えられることからすれば、必ずしも潯州府をはじめとする東南部の場合と同様の環境とは捉え難いように思われる。

(44) 民国（十四年）『龍勝県志』によると、県内には５種類の民族（漢、ヤオ、壮、トン、ミャオ族である。同書では、ヤオ族がさらに「紅ヤオ」、「狗ヤオ」、「盤ヤオ」、「平地ヤオ」の４つの下位集団に分類されているが、実際には盤ヤオと狗ヤオとは同一であろう）が居住し、相互に通婚せず各々独自の習俗を保持していたという（同書「風俗」「民俗」）。なお、現在の人口の内訳は、トン族が 4.3 万人、壮族が 3.2 万人、ヤオ族が 2.7 万人、漢族が 3.8 万人、ミャオ族が 2.3 万人である（1990 年）。

(45) 前掲（註 42）の費孝通の指摘によると、龍勝県等の広西北部辺境地帯では壮族は、ヤオ族・ミャオ族と同様に「少数民族」と見做された。

(46) 但該処新設地方、山多田少、所産米糧、不敷苗民自食。亦無墟市出售、惟賴鄰境商販運往糶売、籍以接済。無如、河路則灘高水浅、舟楫難行、陸路則峻嶺崇山、駄負匪易、遂致商販寥々米糧稀少。

(47)「龍脊郷廖氏家譜」[広西壮族自治区編輯組（編） 1987:204] から、龍脊郷平安村の廖氏の来歴が判明する。それによると、祖先は山東「東昌府」から宋「神宗二年」に慶遠府「南丹州河池県」に移住し明洪武２年に「ヤオ族の造反により」兄弟３人が、各々全州、霊川、興安へ移り住んだ。のち明末万暦年間、廖登仁の時（どの兄弟の子孫かは不明）龍脊一帯の地を開墾して定住するようになったという（但し、家譜の前半部分の宋代に山東から来たという所説は河原正博が指摘したように作為である可能性が強い [河原 1944]）。

(48) 禁地方各処山頭棚戸（「楚民」＝湖広人を指す）耕土荒地、売与本地管業久栽餘年。不得勾引停留、及来借端勒索、央中取利、将買主善良、翻悔山土補価。如不遵、地方送究。

(49) 別省各邑外来之人、雑居境内、毋許興集遊棍、引匪留賊、誘賭唆訟。如有此等、送官究治。

(50) 龍脊が当時の広西－広東間の交易の大動脈からはずれていたこともその要因として挙げられる。

(51) 為留居此地最早之民族。（中略。）且懶憊成性、無進取心、若其稍足、以資温飽、多不願再事努力。俗常有半年辛苦、半年閒之語、足代表其一般生活状態。近年来、生活程度日高、半年所得、難足以維持、毎遇荒年或婚喪及其他意外之事発生、費用増大、勢必向人借貸、而以田地抵押、或直接変売田屋、由自耕農而変為佃農、由富戸而変成貧家者、已数見不鮮。

(52) [石 1928:1273-1274] にも、柳江と邕江（西江）との間の沿岸地域は客人（客家）・粤人に占拠されて、壮族（原文では「獞」）は専ら内陸に居住していたこと、また、行商を行う壮族も出現したが、それは土地を持たない者が農閑期に従事する（農繁期には雇農となる）に過ぎず、また壮族は「他人を害して己に利す」ような巧智を持たなかったので、移住商人と競争するまでには至らず、結局、移住民に経済権を掌握されて行ったことが報告されている。

(53) 其先世多遷自湖南。（中略。）性頗誠樸、較僮族為勤、然以居留年代已久、其風俗習尚一部分、漸為僮族所同化。

なお、「百姓人」が壮族の影響を受けたことは、移住の初期において壮族と移住民の勢力関係の強弱によっては壮族に同化する移住民もまた存在したことを示している。

(54) 註 30 史料を参照のこと。

(55) 「其他来人」の項に、

一為白話人、各県遷移入境者、多散居於城区。

とあり、「語言」に、

白話即粤語、各墟市商号最通行。

とある。

(56)「下雷土州粤商修建粤東会館碑」[広西民族研究所（編） 1982:102-103] によると、下雷土州において粤東会館が乾隆 23 年（1758）に広州府所属の各県の商人によって創建され（このため「羊城書院」と名付けられた）、のち乾隆 39 年（1774）、道光 25～26 年（1845-46）の修復を経て咸豊４年（1852）にも修築されたことが見える。

第12章　壮族と漢族との通婚に関する史的考察

序文

民族間関係の理解において、通婚は重要な側面の一つである。明清時代から民国期にかけての漢族移住民と壮族との民族間関係について、前章ではとくに社会経済的側面に重点を置いて検討したが、本章では壮族・漢族両族間の通婚史を検討し、それを通じて民族間関係史の一面を浮き彫りにすることとする。

第1節　17世紀以前の概況

そもそも壮族が族称として史料に登場するのは南宋時代である（「撞」と称される）が、以後元・明代を通じて壮族と漢族との通婚を物語る記事はほとんど見出されない。その理由として以下の諸点が推測される。

（1）概して漢文史料中の非漢族に関する記事は、必ずしも客観的な立場での観察によって著述された民族誌ではなく、ともすれば漢族統治階層の側の観点に基づき地方統治上の必要事項に限定される傾向にあった。たとえば明代広西の壮族に関しては、（ⅰ）壮族による大規模な蜂起の発生と統治権力による弾圧の経過、（ⅱ）その背景として壮族の来歴（他地域ないし広西の西北辺境地帯からの移住）、漢族地主による壮族の佃農化、地主と壮族との間の主佃関係の尖鋭化、等の諸点に記述の重点が置かれている(1)。

（2）壮族の生態に関する点。たとえば本書第1章第2節で引用したが、嘉慶『平楽府志』三三、夷民部「猺獞」の項に明末清初の恭城県の壮族の生態が次のように述べられている。すなわち、壮族は「民田を佃する」（漢族地主の佃農となる）ようになりつつも、同時に山麓地帯に「聚族叢居」し焼畑耕作・狩猟採集生活を営んでおり、恐らくは山地焼畑民から平地定着農民化する過渡期にあったものと推測される（山麓地帯の壮族村落のうち2カ村については立地条件を地図5で確認することができる）。また戸籍に編入されず、統治権力による支配が及ぶ以前の段階にあった。このような状況にあっては、漢族との通婚は発生し難かったように思われる。この点、上記の記事でも、民族内部で縁組をすることが指摘されている(2)。

第2節　17世紀末～18世紀初

17世紀末～18世紀初、清代康熙・雍正年間において壮族と漢族との通婚を示す史料が見

出される。まず、康熙 39 年（1700）に刊行された屈大均『広東新語』(3) 二四、蟲語「蠱」に次の記事がある。

西粤土州、其婦人寡者曰鬼妻、土人弗娶也。粤東之估客、多往贅焉。欲帰則必与要約、三年返、則其婦下三年之蠱、五年則下五年之蠱、謂之定年薬。愆期則蠱発、膨脹而死。如期返、其婦以薬解之、輒得無恙。土州之婦、蓋以得粤東夫壻為栄。故其諺曰、「広西有一留人洞、広東有一望夫山。」以蠱留人、人亦以蠱而留。（中略。）下蠱皆出於獞出於獞之婦。若猺娘則不能下蠱也。

この記事から次の諸点が要点として指摘される。

（1）「粤東」（広東）から「粤西」（広西）に来る「估客」（商人）の多くが「土州」(4) の寡婦（後半部で指摘されているように壮族である）のところへ婿入りしていたこと。それは恐らくは、商人にとっては商品の販路の開拓・拡大に有効であると判断されたからであろう。

（2）商人は広西に定住せず、商業活動によって発財した後、広東へ帰郷したこと。その際、壮族の婦人は、商人が再び戻って来るようにと、期限を決めて「蠱を下した」(5) という。

（3）壮族の婦人が広東商人を婿に迎えることを栄誉に感じていたこと。このことから当時の壮族の漢族に対する意識のあり方が窺い知られる (6)。

（4）このような婚姻形態は、「広西に一留人洞有り、広東に一望夫山有り」という、男を留めておこうとする壮族の婦人と広東で夫の帰郷を待ちわびる本妻との二人の女性を「留人洞」・「望夫山」という地名に仮託して表現した俗諺が生み出されるほどそれなりに多く見られたようである (7)。

（5）とはいえ、それは商人の営利を目的とする行為から派生した現象であり、一般に漢族住民が広く壮族のもとに婿入りしていたとは言い切れない。

ところで上の記事は漢族男性が壮族の女性のもとへ婿入りする形態を示す事例であるが、この外、壮族の女性の漢族男性のもとへの嫁入りを物語る記事も見出される。

黄之雋『唐堂集』十七、雑著「広西諸蛮志」

人謂獞俗淫、然我朝有某貞婦者。年少夫死、閉門事姑維謹。獞少年、過其門、為竹枝歌挑之。婦聞而哭曰、「若謂我不能死乎。我以姑老耳。若復至者、我棄姑入泉下矣。」群少年歎息去、相戒復犯。卒以寿終。王化無遐邇、人物不択地、吾於獞貞婦、益信。

雍正『広西通志』八九、列女伝「貞烈婦」

羅氏、荔浦獞婦。年二十二夫死、誓不易志。獞之俗、少閨範、尚声歌。人或以歌誘之、必正色不為動。事姑尽孝、撫子成立、歴五十餘年。能以女節著於獞俗、尤不易得。

これらの記事[8]から次の諸点が要点として指摘される。

（1）壮族女性が漢族男性のもとへ嫁入りし、夫方居住を行なっていること。

（2）その場合、恐らくは壮族の伝統的習俗の一つである「不落夫家」（婚後、新婦が第一子を受胎するまでの数年間、専ら実家に居住する習俗）[9]が行われていないようである。また、壮族女性は、夫の死後も夫方に留まり、閉門して姑に孝養を尽くし息子を撫育して成人させるという、漢族士大夫層の儒教的観念においては称賛の対象とされる行動をとっており、その故に「貞婦」として旌表されている[10]。

（3）壮族の女性が漢族男性のもとへ嫁入りする場合には、専ら漢族の習俗が用いられる（そして生子は恐らくは漢族としての族籍を得る）ように思われるが、しかしこのような形態（さらには両族間の通婚自体）は必ずしも普及していないように見受けられる。というのは、『唐堂集』の記事では、壮族の青年たちがかの「貞婦」に竹枝歌（情歌）を贈って求婚せんとしており、また雍正『広西通志』の記事では、壮族の習俗においては「閨範」（婦徳。婦女が遵守すべき儒教的規範）を守る場合が少なく、「声歌」（歌掛け）を媒介とする婚姻（再婚の場合を含む）が重視されており、さらに上のような「貞婦」は壮族の間では非常に得難い事例である、と明記されている。この点は漢族士大夫層の側からとくに「壮族の貞婦」が旌表されたこと自体からも推測が可能である。

ともあれ、以上に提示した史料から我われは、清代康熙・雍正年間において壮族と漢族との間に、とりわけ壮族の女性と漢族男性との配偶を中心として通婚が行われていたことを知ることができる。ただし、既にその一、二の点を指摘したように、両族の通婚はこの時点においてはさほど普及していなかったと推測される。この推測は康熙・雍正という時代の背景——すなわち明代に壮族が起こした蜂起の余燼がまだ残存しており、また統治権力による対壮族編籍・文教政策の実施[11]や壮族の漢人地主への佃農化の進行などによって壮族の独自の社会・文化が解体・変容を迫られながらも依然かなり保存されており、さらに漢族人口が広西の総人口の２、３割程度に過ぎなかった[12]——を考慮することによって一層補強されるであろう。

第３節　19 世紀～20 世紀初

19 世紀～20 世紀初、清末から民国にかけての時期の史料として、まず民国『桂平県志』

三一、紀政、風俗、獞人「獞人婚嫁」の項の按語に次の記事が見出される。

往日、邑中獞人娶婦、入門次日、即還母家、与『赤雅』所言略同。（中略。）然毎聞長老言、「獞女嫁与儒童・秀才、則昏夕即成夫婦、無帰寧不返之事。」近数十年来、諸族互通婚姻、陋習已除。無論于帰誰氏、皆即夕修伉儷之儀矣。

この記事の要点は次の如くである。すなわち、かつては桂平県の壮族女性は『赤雅』に記されているような「不落夫家」の習俗に従っていたが、それは「近数十年来」＝清末以来、諸族（とくに壮族と漢族）間の通婚が広範に行われるようになるにつれて見られなくなった。そのことは土地の長老の談話（壮族女性が童生・生員の資格を持つ漢族地主のもとへ嫁出する場合、婚礼が終了した時点から夫方に定住する）からも裏付けられる。

この外、民国『邕寧県志』四O、社会、民族「漢族」の項に次の記事がある。

漢族則操邕之平話、（中略。）惟平話流行、其人居城市者、操官話・白話則有之。至家庭父子間、雖与獞人雑居、娶獞婦、平話仍多不改。其保守性不可及矣。

『同書』同巻の「言語」の項によると、邕寧県では（ｉ）「官話」、（ii）「平話」、（iii）「土話」、（iv）「白話」の四種類の漢語が通行していた。（ｉ）は中原から南遷した者が、（iii）は秦漢以来の土著民が、（iv）は広東からの移住民が各々話し、また（ii）は（ｉ）が変化したものとされており、総じて（ii）の「平話」が県内（とりわけ郷村部）で最も多く話されていたという。この点を念頭に置いて先の記事の要点を指摘すると、「平話」を話す漢族移住民は壮族と雑居しており、壮族女性を娶るが、その場合、家庭で使われる言語は壮語ではなくあくまで「平話」であった。

壮族と漢族との間で話される言語について、道光『桂平県志』十五、諸蛮「獞人」に次の記事がある。

対客籍則説広東平話、与其儔類言、則啁嘲、皆獞話也。

すなわち壮族は壮族同士では（漢族からすれば「啁嘲」＝鳥のさえずりのように聞こえる）[13]壮語を話したが、「客籍」（漢族移住民。この場合は広東出身者）に対しては漢語（この場合は広東方言）を話すようになっていた。さらに『同書』同巻の続文に、

客籍中有居与獞鄰、不解獞話者。有解説獞話、説之儼、与獞人無異者。

とあり、「客籍」の中には壮族と隣接して居住していても全く壮語を解さぬ者さえいたという（なお、上の記事の後半部分では、壮族同様に壮語を流暢に操る者も存在したことが指摘されているが、その続文[14]によるとそれは主に商品の販売を目的として広東の行商人が使用した者に限定される）。

ともあれ、これらの記事から19世紀中葉には、壮族と漢族との間では主に漢語が使用されるようになっていたことが推定され、従って前掲の『邕寧県志』の記事が決して特殊な事例ではなく、おそらくは各地で見られたであろうことが想像される。そしてこの見方は、前章で述べた大量の「客籍」＝漢族移住民の広西への来住という時代の背景を考慮に入れることによって一層明確になるであろう。すなわち、19世紀中ごろには漢族人口が広西の総人口の7割を占めるに至り(15)、先の康熙・雍正年間と比較すると漢族と非漢民族との人口の比率が逆転したのである。

以上の検討により、清末から民国にかけて壮族と漢族との通婚、とくに壮族女性の漢族男性のもとへの嫁出が広範に見られるようになったこと、その場合、言語を含む習俗は漢族のそれが用いられたことが指摘されよう。先の清代康熙・雍正年間の状況と比較すると、この百年餘の間において壮族の「漢化」が格段に進行したことが知られるとともに、両族間の通婚が壮族の「漢化」を促進する要素の一つとなったことを窺わしめる。民国『荔浦県志』三「蛮情」の項に見える県下に居住する壮族の動向に関する「按語」に、

> 肆虐於前明啓禎間、清初始靖。編戸為民、輸賦供役、与外族通婚媾、起居・服食進化、無異斉民。

とあり、壮族が「斉民と異ならなくなった」(16)ことの要因として、清朝統治権力の対壮族編籍政策とともに壮族と「外族」（主に漢族）との通婚が指摘されている。

小結

以上に行った検討から、次のことを指摘することができる。（1）17世紀以前は壮族と漢族との通婚は発生し難かった。（2）17世紀末～18世紀初、すなわち清代康熙・雍正年間において壮族と漢族との間に、とりわけ壮族の女性と漢族男性との配偶を中心として通婚が行なわれるようになった。ただし、この時点においては通婚はさほど普及していなかっようである。（3）19世紀末～20世紀初、すなわち清末から民国にかけての時期になると壮族と漢族との通婚、とくに壮族女性の漢族男性のもとへの嫁出が広範に見られるようになった。そして、その場合、言語を含む習俗は漢族のそれが用いられた。（1）～（3）への推移から、壮族の「漢化」が格段に進行したことが窺い知られるとともに、両族間の通婚が壮族の「漢化」を促進する要素の一つとなったであろうことが指摘される。

歴史的潮流は以上の如くであるが、しかしながら全ての壮族がおしなべて同一の方向を志向したとは必ずしも考えられない。壮族の中でも生態的・政治社会的環境の相異に基づ

くところの多様性が認められるのである。すなわち、（ｉ）本章で提示した事例の多くは広西の中・東部（および西江流域）の比較的平地が多く、政治・経済的に漢族による支配が浸透した地域のものであり、そこでは壮族の「漢化」が比較的速やかに進行した。（ii）他方、山岳地帯、とくに広西の西・北部の山地では壮族と外部との交渉が少なく、壮族の伝統的な社会や文化が根強く残り、漢族との通婚は稀少であった。その好例として龍勝県の龍脊十三寨に聚居する壮族が挙げられる。すなわちそこでは1949年以前、壮族は基本的には族内婚を行い、漢族との通婚は当事者の「八字」（出生の年月日時からの相性判断）が非常に悪いと判断された場合にのみ限定されていた［広西壮族自治区編輯組（編）1984b］。

(iii) さらに上の（ｉ）と（ii）の中間的な形態の存在も予想される。

このような地域差は前章で検討した漢族移民と壮族との民族間関係の動態とも基本的に合致している。

註

(1) 明代における壮族の移住については第１章第１節を、明清時代における壮族の佃農化の過程については第２章を参照。

(2) 明代における壮族の生態については第１章第２節を参照。

(3) 同書は、主に清初の広東の風物・習俗に関する史料であるが、しかし広西の壮族に関しても著者自身の見聞に基づく信憑性の高い情報が含まれている（同書七、人語「猺人」において、「大均嘗至西粤、宿於獞人高欄中、頗知獞之習俗。」と述べており、壮族の住居に逗留しその習俗を観察した経験を持つ）。

(4) 厳密には土官の統治下にある州県を指すが、ここではとくに限定されず、非漢族が多く居住する地方を言っているようである。黄之雋『唐堂集』十七、雑著「広西諸蛮志」にも類似の記事が見出されるが、そこでは土官地域に限定されていない。

また、本文に挙げた『広東新語』の記事中に、壮族の婦人が「蠱」術（註６を参照）を行うことが述べられているが、鄺露『赤雅』上「獞婦畜蠱」によると、それは恭城・富川・昭平・賀県等の直轄地において広範に見られたという。

(5) 毒性を持つ虫ないし小動物・植物を飲食物の中に混入して与え、一定の期間が経過するとそれらが犠牲者の腹中で再生しその人を殺す、という方法である。これについて嘉靖『広西通志』五三、外志、原夷「蛮」の按語に次の記事がある。

今按、土夷之地、蠱毒有数種、曰蛇毒・蜥蜴毒・蛜蜋草毒、皆能変乱元気。人有故造作之者、即謂之蠱、多因飲食内下之。中其毒者、心腹絞痛、或吐逆不定、或面目青黄、甚者十指倶黒。

なお、「蠱」についてはエーバーハルト［Eberhard　1968］やデ・ホロート［de Groot 1969］、澤田瑞穂［澤田　1984］等の研究がある。

(6) 他方、漢族の壮族に対する意識について、『唐堂集』「広西諸蛮志」に、

獞与民雑処、民称之曰獞牯老。

とある。この「獞牯老」なる称謂について乾隆『桂平県志』四、猺獞図志「獞人」に、

俗嗤為獞牯老。

とあり、当時それが嘲侮の意を含む称謂として漢族によって使用されていたことが窺われる。

(7)『広東新語』五、石語「望夫山」が陽江県に、「望夫石」が清遠県に、「新婦石」が四会県に、「留人石」が南寧江（邕江）の北岸にあることが指摘されている。

(8) 両書に登場する壮族の女性は同一人物である可能性が高い。

(9) 鄺露『赤雅』上「丁婦」に次の記事がある。

娶日、其女即還母家、与隣女作処。間与其夫野合、有身乃潜告。其夫作欄以待、生子始称為婦也。

(10) 清代における「貞婦」の旌表制度については山崎純一氏や陳青鳳氏の研究があるが、この壮族の事例は紹介されていない［山崎　1967］［陳　1988］。

(11) この点については第10章を参照。

(12) たとえば、「貞婦」羅氏を生んだ荔浦県では、全人口中、壮族が５割、瑶族が２割を占めていた（『賡堂集』「広西諸蛮志」）。

(13) 漢族（統治階層）が非漢族の言語を鳥の鳴き声に比喩することはふるくから行われてきた。たとえば唐の韓愈『韓昌黎集』二一「送區冊序」に、「皆鳥言夷面」とある。

(14) 粤東肩挑貿易之徒、必求能講獞（原註。獞人以解説獞話者、謂之講獞）、則貨物易售。其与獞人婦女相習熟故也。

(15) 清末道光年間には、湖南・広東・貴州の各県からの漢族移民が広西の総人口の７割を占めていた（姚瑩『中復堂遺稿』二「平賊事宜状」）。

(16) ただし、『同書』同巻には「惟だ口腔のみ同じからず」とあり、壮語だけは保持されていた。この点について光緒『貴県志』五紀人「風俗」の按語に、

今貴属、所謂獞人、惟別操土音、餘与斉民無異。（中略。）今第因其説獞話而獞之。五方之声音不同、獞亦其一耳。

とある。

第13章　壮族と『漢族』との関係――広西柳城県の調査から――

序文

壮族が歴史上漢族の影響を受容し、「漢化」過程を歩んできたことはこれまでに論じてきた。壮族の漢化の検討は、壮族と漢族との政治・文化の諸方面における長期間の民族関係史の枠組の中で行なわれるべきである。この点、第11章で、諸要素の相異に基づき広西の3つの地域――東南部平地・北部山地・および中間的な地域に分けて具体的な検討を行った。その際に「中間的な地域」の一つとして広西中部の柳城県を取り上げたが、紙幅の関係で該県の「漢族」の複数の下位集団と壮族との関係についてはふれることができなかった。

「漢族」といっても、その範疇の中には多くの下位集団が含まれる。広西壮族自治区の場合、漢語が6つの方言に大分される。[楊・梁・李・劉　1985：181-190]に方言と使用人口とが指摘されているが、それによると、広西全体で漢語を話す人口約2400万人（1982年）の漢族のうち、粤語人口が1200万人余、西南官話人口が500万人以上、客家話人口が350万人餘、平話人口が200万人餘、湘語人口が約120万人、閩語人口が15万人以上である。柳城県にはこれらのうち粤語（白話）を話す（狭義での）広東人、客家人、平話を話す「百姓人」などが居住する。袁少芬氏によると、「平話」とは、早期に広西に移住した北方漢族と当地の少数民族の言語とが融合し、さらに後来の広東人の粤語の影響をも受けて形成された言語であるという。平話のうち「桂南平話」に属する言語を使う集団には百姓人の外に「蔗園人」がおり、また三江侗（トン）族自治県に住む「六甲人」の言語も百姓語に近いという。

本章では、柳城県の漢族諸集団と壮族との関係について、とくに県治の大埔鎮の地を対象として壮族と客家・百姓人・広東人との社会・文化的な関係について見ることとする。

第1節　民族分布の状況

柳城県は詩人柳宗元や美しい景観で知られる柳州市の北隣に位置し、柳州から大埔鎮へは50ｋｍほどである。県治が置かれたのは解放後で、それ以前は県南の鳳山鎮が県治であった。地図12のように、県のほぼ中央部を柳江（鳳山鎮以南の呼称）・融江（鳳山鎮以北の呼称）が貫流する。中部の沿河地帯には平野も形成されており、また西北部は山地が多いが、全県ほぼ丘陵地帯と言ってよい。

1990年の統計では全県の人口は約37万人で、うち漢族が17.48万人(全人口の47.24%)、壮族が18.51万人（同50%）で、他に少数の仫佬（ムーラオ）族（約7000人）などが居住する。壮族の人口の比率について、明末清初の頃には壮族人口が多数を占めていたが、のち漢族移民の進出により、漢族人口が増加し続けた。それでも1946年には壮族は8.3万人を数え（[広西省政府統計処（編）1947]に見える民国35年の資料)、全県人口の60%以上を占めていたが、解放後においてはじめて全県人口の半数程度になった。

県内の民族（ないし漢族の下位集団）の基本的分布状況について、県は10の郷鎮から成るが、壮族は柳江・融江以西に多く、特に県の西端の六塘郷では住民の大多数を占める。河東地域では太平郷でかなりの比率であるが他では少ない。また漢族のうち百姓人は河西地域に多い。客家は漢族の60%ほどを占めるが、大埔鎮や県東の東泉鎮・沙埔鎮、県北の龍頭郷に多く、中でも大埔と東泉では住民の過半数を越えるという。[劉〔策奇〕 1925(1960)：1-2]によると、柳城県は馬平（柳州）県・武宣県とともに広西では客家人口がとくに多い県であり、農村ではその言語を話す者が「ほぼ大半に居る」という。広東人は大埔・東泉・沙埔・ 龍頭・鳳山に分布するが、人口は少なく、都市部に集中するのが特徴である。なお、この分布状況はほぼ解放前には形成されていたようである。この点について、民国（23年)『柳城概況』三、民族「種族概況」に、当時の県内の自然村における民族の分布状況が窺われる表がある。

表27　民国23年『柳城概況』三、民族「種族概況」に見える民族と村落

区		東泉	大埔	太平	古砦	洛崖	六塘	城　区(鳳山)	合計
村数		184	85	142	63	132	167	137	910
「単純村」	①	33	18	85	55	61	160	48	460
	②	2	9	5	4	51	—	8	79
	③	58	34	40	1	1	—	13	147
	④	12	1	1	1	—	—	31	46
	計	105	62	131	61	113	160	100	732
「二種雑処村」	①②	—	—	—	1	3	—	1	5
	①③	15	10	2	—	1	1	1	30
	①④	7	3	2	1	2	3	9	27
	②③	1	5	—	—	—	—	5	11
	②④	—	—	—	—	—	—	4	4
	③④	12	1	1	—	—	—	5	22
	計	35	19	8	2	6	4	25	99
「三種雑処村」	①②③	1	1	1	—	—	—	—	3
	①②④	—	—	—	—	3	—	—	3

	①③④	1	—	—	—	1	—	—	2
	②③④	—	—	—	—	—	—	6	6
	計	2	1	1	—	4	—	6	14
「四種雑処村」		1	—	—	—	—	—	—	1
未詳		41	3	2	—	9	3	5	63

＜備考＞①「僮（壮）人」、②「百姓人」、③「客人」（客家）、④「其他来人」（官話人・白話人）。（なお、民国『柳城県志』三、建置「鎮郷街村」によると、民国21-22年以降地方行政区画が再編成され、3区24郷鎮235村街となった。従って上表の数値は民国21年以前のものである。）

現在と行政区画が異なり当時の区と現在の郷鎮とは一致せず、また県南では現在柳州市に編入されている地方もあるが、集落＝自然村と民族との関係についておおよその見当をつけることができる点で表は格好の史料である。

こうした分布状況は諸集団の移住史を窺わせる。すなわち、早期に来住した集団（壮族・百姓人）が、後来の集団（客家・広東人など）の勢力に圧迫されて県西に集中する結果となったかのように見えるが、壮族と他集団との具体的関係については、農村での調査資料を中心としてあらためて見てみよう。

第2節　壮族と客家との関係

まず文献で解放前の壮族と客家との社会経済的関係について見ておこう。民国『柳城概況』三、民族、種族概況「客家人」の項に次の記事がある。既に第11章で引用したが、民国29年『柳城県志』四、民事「民族」の記載とも比較しつつ、あらためて挙げよう（括弧内は下線を施した部分に対する民国『柳城県志』の記載）。

> 此族為近百年来（八十年中）、因広東土客械闘、難以立足、陸続西遷而来者。性殊強悍、然勤而耐労、（男婦）終歳工作不輟。智識亦較僮人・百姓人為高、数十年間（近来）、柳城各大市場及柳河沿岸、多為該族所佔拠（聚居）。経済権亦漸為該族所操縦、百姓人及僮人難与競也（瞠乎居後也）。聞其初来時、亦殊窮迫、以勤倹自持、努力奮進、由傭農而佃農、而自耕農、迨今為（大）地主者亦不少。僮人習性敵与之相反、無形中祇有受其排擠、而退居窮郷僻壌、以図苟安耳。

19世紀半ごろに広東での「土客闘争」に敗れて移住して来た客家は、当初は雇農・佃農の境遇にあったが、のちに成功して大地主となる者さえ出現し、市場町や沿河の良好な地を占拠し、経済権を掌握するようになった。他方、壮族は自作農から佃農へ、富戸から貧家へと転落するものが少なくなく、また客家の進出にともない内奥の地に遷居するを余儀な

くされた(1)。また、民国『柳城概況』五「農民経済」によると、当時の全県農民中、「佃農及び雇農」の比率が大埔（48%）や東泉（56%）で最も高く、他方県西では逆に自作農の比率が高い。「完全自耕農」の比率が古砦で72%、六塘で70%、洛崖で63%を数える。つまり、客家・広東人の多い地方での佃農比率が高く、壮族・百姓人の多い地方ではそれが低い。この２つの史料から、解放前の客家進出地域における客家の地主化・壮族の佃農化という、おおまかな状況を推測することができよう。

壮族と客家とが近接して居住する大埔鎮内のいくつかの農村のうち、ここで大埔の市街地の郊外にある行政村、中回村を取り上げる。この村は人口約1800人（1981）で７つの集落＝自然村を含み、うち３集落（中回・田心・田廠屯）に客家が、４集落（上龍・上回・回龍・良木屯）に壮族が居住する。住民の民族構成について言えば、行政村としては壮族と客家とが雑居するが、自然村としては集落と民族とがほぼ一致する。付近にはこうした場合が少なくないようである。なお自然村のレベルで壮族と客家とが雑居する場合はさほど多くないようである。前表を見ると「二種雑処村」のうち①③の組み合わせが東泉・大埔で目につくが、「単純村」の数よりははるかに少ない。

さて、７集落のうち壮族集落と客家集落の状況を紹介しよう。一帯は小盆地状で四囲は山であるが、壮族集落の一つの良木屯は切り立った石山の麓に立地し、山を背負うような形態である（写真 24)。この立地条件は他の３つの壮族集落もほぼ同様であり、客家集落がどちらかといえば盆地中央よりの平坦な地に立地するのとは明らかに異なる。人口は壮族集落が735人、客家集落は1050人である。壮族集落のうち良木屯は人口249人で、一帯の集落の平均的規模である。村公所所在地の中回屯は人口783人である。良木屯には韋・覃という壮族に多く見られる２姓が居住し、ともに山東から湖南を経由して来住したという移住伝説を持つ（山東伝説は信憑性が薄いが、湖南については否定する材料がない)。客家には凌・鄧・曽・丘など多くの姓が見られるが、この中、凌姓は江西から広東恩平県を経て来住した。移住時期について言えば客家はいずれも壮族よりははるかに遅く、最も早期に来た姓でも19世紀半ごろである。客家が現在の集落に入植した当時はこの辺りは荒れ地で、客家は壮族地主の佃農となって土地を開墾した。客家の定住の契機は、壮族のもとで佃農・雇農になるか、あるいは小商売を営み畜財した後に土地を購入するなどであった。佃農からやがて自作農になる者が輩出したが、成功して都市＝大埔鎮に移住し、後に資本を投下して農村の土地を買い集める者も出現した。先の壮族集落の一帯の土地もこうした都市住民の所有となった。客家の経済的上昇と壮族の没落は先の県志の記事を裏付けるが、

だが、客家村の土地の中にも同様に都市の客家の所有となる場合があった。つまり客家地主ー壮族農民の関係のみならず、客家地主ー客家農民の関係も見られた。広西でも一般に客家は団結力が強い［姚（主編）・袁（副主編）　1991:51-52］が、柳城では客家は必ずしも一枚岩的な存在形態ではなく階級分化する傾向があったようだ。なお、壮族集落の立地条件にもこうした客家との経済的関係が背景にあるかのように見えるが、この集落は一帯の草分け的存在であるから必ずしも客家の勢力に押されて山麓に退居したわけでもないし、また現在の客家村の辺りはかつては荒れ地であったから農業技術面での問題をも検討した上でないと結論は出せないであろう(2)。

さて解放前は「民族」が必ずしも今日的意味で意識され使用されていたわけではなく、「壮族」にしても当地では「壮人」の外、土著ないし早期来住者を指す「土人」という呼称もあった。だが、自他の集団を識別する行為は行なわれてきたのであり、その際の指標となったのが言語や習俗の相違である。当地の壮族は壮語の外に客家語（別の集団の側からは「麻介（界）語」と称される）をも話すが、客家は基本的に壮語を解さない（それは特に女性に顕著である)。解放前は客家語が一帯の共通語となっていたのであり、この点は壮族と客家とが農村でともに都市の地主の支配を被りながらも客家が優位にあったことを物語る。かつての「大漢族主義」的風潮もそれに拍車を掛けたであろう。

この関係は婚姻にも現れている。すなわち、両者の婚姻は解放前は非常に少なかったが、その場合殆ど全てが壮族女性の客家男性への嫁出であった。少数の例外を除いては日常的な接触自体もさほど多くはなかったようである。日常の様々な問題は通常所属する集落ないし同姓集団のレベルで解決されたようである。先の壮族集落では、人々の間に何らかの争いが発生した時には姓を問わず信望の厚い老人にまず調停が依頼された。また、清明節の掃墓（墓参）の時には４つの壮族集落に分かれて住む同姓が集結した。わずかに大規模な水利工事など集落の範囲を越える活動の時に壮族・客家の各姓の代表者が協議して行なわれた（その場合でも国民党が委任した村長の行政権が軽視できない)。都市の客家を中心とする経済圏や他地区の壮族との婚姻など壮族農民の生活は一集落の範囲内で完結したわけではないが、少なくとも壮族と客家の双方を含む地域集団としての統合性は弱かったように思われる。

ところで、壮族と客家との習俗の相異について、『柳城概況』三には次の記事がある。

（A）「民族」、「僮人」の項。

男女無甚界限之分、男固可以娶妻、女亦可以娶夫、俗称入贅或上門。民間盛行唱歌、

工作稍暇、男女互相唱和、以取楽。遇有婚嫁、親友亦嘗登門聚歌通宵。

（B）「風俗習慣」の項。

①（郷間女子）回門後住娘家、数年必又生子後、始返夫家者。

②招贅、俗称為上門、僮族盛行之。甚至将其僅有之子上他人之門。

③客家人無招贅之俗、所行者亦普通之婚制。

婚姻習俗について、壮族の伝統的習俗を特徴付けるのは、男女間の対歌（A）・嫁出と招壻との併存（A，B②）・婚後の新婦の不落夫家（B①）である。招贅については、家に息子が僅かな場合でも他家に贅婿に出されるとある（B②）。調査でも、招壻の場合、男子がいる場合でも男子を外部に贅壻に出して長女を家に留めて婿をとることが少なくないこと、その場合、件の村では贅婿は妻方の姓を名乗り、生子も全て妻方の姓となること（他の村ではこの外、贅壻が本姓の前か後に女方の姓を加上する場合がある。また子供が２人以上いる場合、父方と母方の姓に分かれる「両辺頂」の習俗もまた見られる）が知られた。なお、現在、村では不落夫家や対歌は行なわれなくなったが、同姓婚や招壻は解放後も行なわれていた。壮族の婚姻習俗についてここで詳述する余裕はないが、客家との相違について言えば、客家には承継の男子なき場合には招壻よりも同族から養子を取り過継させるほうが多かったようである。先の史料（B③）でもまた同姓婚・不落夫家は見られない。

年中行事について、客家が旧暦 11 月の冬至を盛大に過ごすのに対して、壮族は冬至を過ごすことが少ない。また 12 月の竈神祭りの行事は客家のもとで行なわれるが壮族には少ない。また７月中元節の期日は客家が 14・15 日の活動のみだが、壮族は７日から 16 日まで続く。神祇祭祀について、客家は解放前に「師爺」（王爺）祭を盛大に行なったが、これは壮族のもとにはない。なお、住居について、今ではここでは「干闌」（高床）式建築は見られなくなったが、それでも大埔鎮からやや離れた山地の壮族集落では、干闌と漢族式との折衷的建築も見られる（写真 25。外見上は漢族と同様の住居だが、内部が３層に分かれ下層に家畜が飼われている）。服装について、解放前の壮族は青・黒色系統の衣服と銀の装身具で特徴付けられたが、今は女性の頭巾を除き客家と変わるところがない。乾隆『柳州府志』一二「物産」に見える、五色の糸で花鳥の模様に刺繍した「壮錦」も、現在の柳城では既に見られなくなった(3)。食生活上は漢族と大差がない。

なお、墳墓の形状と掃墓の方法について前掲［姚（主編）・袁（副主編）　1991：51-52］によると、客家の「麻界墳」は長形で墓碑をもつ。掃墓の際に雄鶏の血をたらした黄色ないし紅色の紙銭を墳上に置き草束を載せて紙銭が飛ばないようにする（また一次葬である）。

これに対して壮族の墓は円形であり、袁少芬氏によると、掃墓の時には墳上に白幡を挿すという（また二次葬である）。

以上に壮族と客家との相異点を中心に見てきたが、壮族が伝統的習俗の一部を残すものの漢化する傾向にあったのに対して、客家の側は壮族の文化的影響を殆ど受けず「言語・風俗の特徴を頑強に保持した」[姚（主編）・袁（副主編）　1991：51-52] と言えるだろう。

第3節　壮族と百姓人との関係

百姓人について、『柳城概況』三「種族概況」、「百姓人」の項によると、

聞其先世、多遷自湖南、散居於県境北部古砦・洛崖・大埔等区。性頗誠樸、較僮族為勤、然以居留年代已久、其風俗習尚、一部分漸為僮族所同化。

とある。その多くが湖南からの移住民の後裔で、県北の古砦・洛崖・大埔などの地に居住したという。移住してから「久しく」経っている。居住地について『同書』「語言」でも「古砦郷及に沿河でそれを説す者が頗る多い」ことが指摘されている。なお、早期に来住し、久しく居留したため、壮族の影響を受けその習俗の一部が壮族に同化したという。「壮族よりは勤勉だった」とは言われるが、経済的には後来の客家に立ちうちできず、壮族とともに「客家と競うことが困難で」（前掲『柳城概況』）、「瞠乎として後に居る」（前掲『柳城県志』）ことになったという。

百姓語は先述のように「平話」に属する。百姓人は「土拐」（外部から来た者の意）とも称し、柳城県のみならず融江流域の三江・融安・融水などの各県にも分布する。融江流域に定居するようになったのはかなり早く、宋代には開始されたらしい。いずれにせよ広東人や客家が大量に広西に移住してきた清代より以前に定居していたものと見做される。出身地として前掲［姚（主編）・袁（副主編）　1991:55-57］には広東が多いと指摘され、事実その語彙には身体用語をはじめ広東語の影響が強いようだ。だが、河南・江蘇・湖北、さらに県志の記事のように湖南から来たという伝承や族譜をもつものも存在する（なお、移住の動機は多岐にわたる）(4)。

広西に定居した時期が比較的早いため付近の少数民族の影響を受けたようで、柳城では壮族や仫佬族の影響を受けた（前掲の県志および［姚（主編）・袁（副主編）　1991：55-57］）。また、後来の広東人・客家からは「土人」として壮族と同じ範疇に置かれた。［劉（錫藩）　1934：231-232］でも、「土拐」は「漢蛮民俗の習慣」を具有し、漢人は「百姓話」と称し「蛮人を以てこれを目す」と指摘されている（これによると「百姓」との呼称は他

だ)。さらに、地方志・通志の類を見ると、雍正『広西通志』九三、諸蛮志、蛮疆分隷「天河県」に「百姓」の記事があるが、それが「諸蛮志」の項に組入れられ、女性の服装などの漢族との相違が指摘されている(5)点で見逃せない。

百姓人の集居する靖西村は街並みが融江に沿って形成され、大埔鎮と殆ど連続している。人口は1179人（1981年）である。百姓人は県西に多いが、先の県志にも指摘されるように中部沿河地帯にもまた居住する。この村や対岸の数個村も百姓人の多い村である。こうした居住形態の上では沿河部には少ない壮族と様相を異にしており、両者の勢力関係を窺わせるものがある。県西の古砦郷でも百姓人＝平地、壮族・仫佬族＝山地という棲み分け的形態が見られるそうであるが、ただし先述のように解放前における農民中に占める佃農の比率は県西では非常に低く自作農が主体であることを考えれば、沿河部では百姓人と壮族との間に経済的関係が生じたであろうが、県西では客家と壮族のような支配と従属との関係にまでは至らなかったであろうと思われる。

靖西村には、百姓人の外、少数の客家も居住している。百姓人と他集団との雑居村について、前表27の「二種雑処村」の百姓人村関係の個所を見ると、大埔・東泉における客家との雑居村、洛崖における壮族との雑居村、鳳山における官話・白話人との雑居村が目につく。このうち大埔で百姓人の「単純村」が９村であるのに対し雑居村５村、鳳山で単純村８村・雑居村５村となっているが、洛崖では百姓人の単純村が圧倒的に多い。百姓人と他集団との雑居村が百姓人の人口の少ない沿河地帯で主に見られたことが一目瞭然である。

同村の百姓人には何・周・蒋の３姓があるが、抑々百姓人の姓は数十以上もあり、その中壮族の韋・覃のように特徴的な姓は見られず、姓からは客家と区別できない。百姓人の族譜『廬江何氏宗支族譜』によると、始祖は明末嘉靖年間前半期に河南開封府祥符県から柳城に来た。始遷祖の３兄弟の中、長兄は大苗山（現・融水苗族自治県内）に、次兄が柳城に定住したが、末弟はやがて河南に戻ったという。この外、周姓は湖南から来たというが、時期や県名は不明である。出身地については先述のように多くの所伝があり、来住時期も集団によって異なることから、百姓人は出身地や時期を異にする多くの集団から構成されていると言える。

来住後の壮族との関係について、大埔鎮の客家によると、彼等が来住した時に大埔の街には百姓人が既にいた。そしてそのうち何姓・蒋姓の者が地主として一帯の土地を所有していたという。客家は来住の当初は農村に住み、後に成功した者が街に進出して不在地主化するが、百姓人のこの２姓の地主も客家の３姓の地主とともに大埔の「五大姓」と称さ

れた。この点について先の族譜の記載から、清代を通じて庠生（府県学の生員）10人・監生2人が出現していることがわかる。当時の生監層（官僚予備軍）の多くが地主の出身であったと思われることからすれば、何姓が一帯の地主として、少なくとも清末以降客家が経済権を掌握するまでの時期において一帯の地に勢力を有していたものと考えられる。言語について一般に壮族は百姓話を解するが百姓人は壮語を解さないという点もこうした勢力関係を裏付けていよう。

婚姻について、解放前において百姓人と客家との通婚は少なかったが、百姓人と壮族との間にはより多く見られた。筆者が訪問した某氏の場合、母は壮族であり、また別の某氏は曽祖母が壮族であった。多くの場合、壮族女性の百姓男性への嫁出の形がとられたようであり、その場合の共通語も百姓話であって壮語ではない。こうした点にも百姓人と壮族とのかつての勢力関係が窺われよう。前表を見ると、洛崖で百姓人村と壮族村が多いが両者の雑居村は殆ど形成されておらず、この棲み分け的な居住形態もそのことと関係があるであろう。

だが、百姓人の習俗の一部は確かに壮族の影響を受けたようである。たとえば女性の服装について、百姓人と壮族のもとにはかつて結髪して黒色の頭巾を着用するのが普通に見られたが、客家は老人などを除いては頭巾は一般的ではなかったという。なお住居については、ここでは、一般漢族のそれと大差がない。この点は、言語が百姓話に近いとされる三江県の六甲人が干闌式住居に住むのと様相を異にする。

婚姻習俗について、百姓人は承継の男子がいない場合に限り招壻を行う。招壻は当地の壮族のもとでは盛んにおこなわれ男子がいる場合にも見られるが、客家のもとには非常に少ないようだ。さらに、年中行事について旧暦3月3日（花婆廟祭）・4月8日（牛誕辰）は壮族と百姓人に共通だが、客家でこれらの行事を行なう者はさほど多くないし、行なう場合でも活動内容が簡素であるという。これらの外、前掲の袁少芬氏によると、県西の百姓人のもとでは春節や3月3日・8月15日中秋節などの際に男女間で対歌が行なわれる。また、不落夫家の習俗も見られるというが、それは少数の者に限られ、同じ平話人の系統の蔗園人の場合ほど盛行していないようだ。さらに袁氏によると墳墓の形状と掃墓の方法において壮族に類似する部分が見られるという。大埔の百姓人の村では、対歌や不落夫家は見られず、また墓制については不明である。

ともあれ右の諸点からは百姓人は客家と壮族との中間的様相を呈する。だが、壮族のもとに見られる同姓婚は行なわれないし、また招壻を行なうとはいえ、経済的な問題の発生

など特別の場合に限られるのであって、可能ならば回避されるべきであるという理念を持つ点で、やはり漢族の特徴のほうがより強く見られるのである。その点で百姓人は習俗の一部で壮族の影響を受けながら漢族であり続けたのである。

第4節　壮族と広東人との関係

広東人（白話人）について県志によると、当時の県治・鳳山鎮を中心に居住していたこと、「客家の野心」や「僮（壮）人の惰性」がなく「性較や馴」であったこと、その言語が県内の市場町の商店で最も通行していたことが述べられており、広東人は主に都市で商業を営んでいたことが窺われる。農村に居住したとしても恐らくは都市近郊に限られたであろう。この点で専ら農村に住む壮族や、都市と農村に跨る客家とは生活形態の上で異なっている。前表で官話人・白話人の居住する自然村の数が非常に少なく（単純村については壮族村の10分の1、客家村の3分の1に過ぎない）、かつその殆どが鳳山・東泉にあることが右の事情を物語っている。

広東人は解放前、県内で鳳山や東泉の外、大埔にも商店を構え会館をも設立した。その主な業種は雑貨で、資本力が客家商人よりも大きかったので客家を商店で雇用するような場合も見られたという。広東人は客家とともに大埔鎮付近に土地を所有したが、ここでは広東人人口が少なく、また利益の大きい木材などの特産物に欠けることもあって、客家とは必ずしも対立的ではなかったようである。広東会館には客家も参加したし、客家と広東人とを区別する風潮も見られなかった（従って「械闘」も殆ど発生しなかったという）。

広東人は解放前、柳州で経済権を掌握したが、その重要な基盤となったのが木材である。貴州との交界地帯の杉（広葉杉）が「柳州杉」として盛んに広東に搬出され、柳州や長安鎮（現・融安県）が積み出し港として栄えた。だが柳城県は木材搬運の沿線に位置しながらも柳州という大都市に近接していたため商業は不振であった(6)。県東の一部の地方で広東人が商人＝都市住民として付近の農村の壮族に対して経済的支配を及ぼしたようではあるが、上記の事情から、県全体としては、人口の少ない広東人がそれなりの経済的勢力を持ちながらも客家の勢力のほうが大きかったように思われる。先の県志で広東人は「客家ほど野心がなく」・「性較や馴」と指摘されている背景にこうした事情が存したのであろう。こうした点について言えば珠江＝西江流域の各県の場合とは事情を異にしている。

小結

本章では、柳城県での調査で得た事例を中心に壮族と漢族諸集団との関係について見てきた。壮族と客家との関係については、後来の客家の勢力が強大になって、壮族に対して経済的支配を及ぼした。文化的には壮族は伝統的な習俗を部分的に保持したが、漢化する趨勢にあった。客家の側は壮族の文化的影響は受けなかった。

また、湖南からより古い時代（遅くとも宋代）に来住した百姓人は文化的に一定程度壮族の影響を受けており、客家と壮族との中間的様相を呈する。だが、壮族のもとに見られる同姓婚は行なわれないし、漢族の特徴のほうがより強く見られるのである。壮族が百姓人から影響を受けるほうが多かったようである。

さらに広東人については史料的に十分でないが、柳城県では客家とは異なり、ほぼ都市に居住し、壮族との経済関係は客家・壮族間のそれと比較して密接ではなかったように想像される。

広西の東南部に比べて壮族が漢族（とくに客家）の影響をそれなりに受け漢化する方向に向かいながらも、その時期が遅く、また伝統的な習俗の一部をも保持し、村落・社会の解体にまでは至らなかったことが指摘される。この点において第 11 章で検討した広西での壮漢民族関係の相異に関して述べた見通しが裏付けられるであろう。

註

(1) この続文に、
　此優勝劣敗之生存競争情形、可為世界之縮影。
とある。記事の著者が、勤労＝善＝勝者と見なす、当時の思潮を反映して硬直した尺度による一方的な見方しかできなかったので、記事にも歪みが生じている。

(2) 当時の柳城県には荒れ地が非常に多く、とくに県西では「横梗数十里、一遍平原、無人耕作」という状態であった。その原因の一つにカルスト地形における水源欠乏、河川の水面の低さなどの問題があった（『広西各県農村経済概況』柳城県）。

(3)『柳城概況』五、農民経済「生活概況」では、衣服について客人（客家）が多く市販の布地を買い縫製するのに対し、(壮)人は綿糸を買い自ら織り染めることが指摘されている。また続文に（恐らく壮族が）多く雑糧を食糧とし、来客や年中行事の時以外は米飯は一日一回のみであること、そしてそれは高利貸の圧迫による貧困が原因であることが述べられている。

(4)［姚（主編）・袁（副主編）　1991：53-55］には、平話人の来源について、宋代に儂智高の蜂起を鎮圧した将軍狄青の率いる遠征軍の屯駐部隊の後裔と現地の人とが次第に融合して形成されたという推測がなされている。平話人の中、とくに蔗園人のもとに狄青に従軍して山東から来住したという伝承が多いことからすれば検討に値する問題である。なお、同様の移住伝説は壮族のもとにも多く、それは明らかに後世の仮托であるが、平話人の伝承の真偽についてはまだ確定されていない。

(5) 婦人服飾、無老少、色尚紅。裙作細摺、厚累五層、重数觔。

(6) 広西省政府経済委員会が 1930 年代のころに編纂した『広西各県商業概況』の柳城県の項によると、当時は県治の鳳山鎮よりも大埔と東泉のほうが交易がさかんであり、東泉では米の、大埔では油・糖・米の交易が行なわれていたという。筆者による調査でも、大埔鎮一帯では特産の花生油・桐油などの加工業が見られ、柳州に本拠を置く広東商人の買いつけの対象となった。

第14章　壮族・ヤオ（瑶）族と漢族との政治・文化的関係の比較考察

——1368－1949年における——

序文

壮族とヤオ（瑶）族とは、歴代、特に宋代以降の文献史料に「猺獞」と並び称されるように、華南地区、就中広西において代表的な非漢族であり続けた。しかし中国の統治者としてながく君臨し続けてきた漢族との交渉の歴史を瞥見するとき、壮族と瑶族との間には顕著な相異が見られることに気付くのである。すなわち本書でこれまで検討してきたように、壮族は漢族の強い影響を被りその政治・文化体系に組み込まれていった。が、他方、ヤオ族(1)は壮族とは対照的に、漢族からの諸般にわたる影響を受けながらも漢族との間に一定の境界を画し独自性を堅持したように思われる。

この両者の歴史や社会・文化について全面的な比較検討を行い、上記の相異の発生の過程や要因を究明する作業は、壮族・ヤオ族民族史の個別的な解明のみならず、ひいては中国南部民族史の全体像の復原のための重要な関鍵を提供するように思われる。本章では1368年から1949年（すなわち明代から民国期）までの時期を対象として、広西を中心とする地域の壮族・ヤオ族と漢族との民族間関係史について比較検討を行いたい。この時期を対象とするのは、漢族との関係において両者が異なる方向へと分岐して行った点できわめて重要な意義を持つと予測されるからである(2)。

なお、その場合、「漢族」といっても、その中には統治権力から一般農民に至るまで様々な社会階層が存在したのであり、加えて当該時期の広西においては他地域からの移住民（とりわけ商工業者や農民が多くを占める）も少なからず見られた。また、民族間の交渉も政治・社会経済・通婚・文化等の多方面において進行した筈である。これまでにも本書で漢族の階層差と壮族との接触の局面の相異に考慮した検討を行ってきたが、本章でも、統治権力による統治体制・地主富農との経済関係・移住民（商工業者・農民等）との関係・民族間の通婚・漢文化の移入、等の項目に分けたうえで逐一検討することとしたい。

さらに「壮」・「瑶」という民族名称で類別される範疇の中でも、地域や生活形態、さらには言語（方言）、政治形態等の諸条件の相異に基づくところの多様性が存在したように想定されることからすれば、分析に当たってはこの点も考慮されねばならないであろう。とりわけヤオ族の場合、下位集団が多くそれらの間の文化差異が大きいので、この点は重要な意味をもつ。たとえば、その言語は①勉語・②布努語・③拉珈語・④伏念語の４系統に

大別され、相互の間の差異も大きいといわれる［毛・蒙・鄭（編）1982］。また、生活形態について竹村卓二氏はⓐ「定着型」・ⓑ「移動型」の２類型に分類されている［竹村　1981］。本章では、こうした点を考慮してヤオ族を、（１）「平地型」（④の方言と対応する。生活形態については従来殆ど研究されていない）、（２）「山地定着型」（②③およびⓐに対応）、（３）「山地移動型」（①・ⓑに対応）の三類型に分類して検討を行いたい(3)。他方、本書第11章で述べたように、壮族にも生態上の地域差が明らかに認められるし、言語が南北両方言に区分される。自称も20種以上見られ、まさしく「群族」（第１章）、すなわち来歴が異なる複数の下位集団が歴史上、結集・融合して形成された民族集団であると言えるほどである。が、それらの下位集団間の文化的相違はヤオ族のそれよりははるかに小さい。また、ヤオ族との比較を行うことが主目的であることもあって、煩瑣にならないように本章では壮族を一つの類型で捉えたい。なお分類基準として、広西のように山がちで起伏に富む地域では「山地」と「平地」との境界は実際には画定し難いものがあるが、「平地」を平原のほか山麓や丘陵・台地地形をもふくむ概念として使用する。また、ヤオ族の場合、（歴史的にも、また現在においても）多くの局地的な下位集団名称があるが、「平地型」には広西北・東部、湖南南西部の「平地ヤオ」（および歴史上「大良猺」と称された集団）が、「山地定着型」には広西中部・大瑶山の「茶山ヤオ」、「花藍ヤオ」、「坳ヤオ」（この３つの集団は歴史上「長毛猺」と総称された）、広西西部の「布努ヤオ」、西北部の「白褲ヤオ」、北部の「紅ヤオ」、および広東北部の「排ヤオ」等が、「山地移動型」には広西・湖南・広東の山地に広く分散して居住する「盤（板）ヤオ＝過山ヤオ＝ミエン・ヤオ」・「山子ヤオ」等が各々含まれる。さらに、これらの適応型相互の間のモビリティと人口比率について、ヤオ族の場合、歴史上「山地移動型」から「平地型」への移行が見られたが、数量的にはそれは一部のものに限定される。「山地移動型」と「山地定着型」との間の移行の関係も少ないようである(4)。

第１節　来歴と生活形態

１．来歴

まず壮族の来歴については、（直轄地の場合）明代において湖北湖南・貴州等からの、そして広西西北部の土官地域からの壮族の移住の大きな波が見られたことは、信憑性のある多数の史料が指摘している以上、軽視できない（本書第１章。もちろん、南宋以降の広西

に壮族の古称「撞」「獞」が出現する以上、明代以前に広西に壮族の先民が全く存在しなかったのではない)。移住の経過や背景について、壮族のかなりの部分は明代初期の統治権力による貴州遠征とそれに連続する衛所・屯田の設置、漢族の入植という漢族勢力の進出を契機として広西へと移住した［塚田 1985a：38-55］(本書第1章)。来住の当初は専ら山間で焼畑耕作を基幹とする生活を営んでいたが、永楽年間（15世紀初）以降、漢族地主がヤオ族の攻撃から田土を防衛するとともに耕作のための労働力の確保を目的として壮族を招佃したことを契機に、壮族のかなりのものが次第に下山し佃農化する過程をたどった［塚田 1985b：21-55］(第2章)。広西へ来住した壮族の一部は、さらに宣徳年間以降、やはり統治権力や地主による招佃を機に広東へと移住した［塚田 1985a：38-45］。

次にヤオ族の場合について、その古名「猺」が広西の文献に登場するのは宋代のことであるが、しかし明代に来住したものも少なくない。その二、三の事例を挙げると、たとえば「山地定着型」の大瑶山の「茶山ヤオ」について金秀瑶族自治県の六段村の蘇姓は明初に湖南から、また金秀・白沙両村の蘇姓、古卜村の陶姓、上卜泉・莫村の莫姓は明初に広東から来住した［広西壮族自治区編輯組（編） 1984a：228-235］。また、筆者が1986年6月に金秀県六巷村の「花藍ヤオ」のもとで行った調査によると、藍姓・相姓は貴州従江県から広西へ入り、三江（懐遠）県、柳州を経由して明代初期～中期ごろ大瑶山へ来住した。さらに「山地移動型」の「盤ヤオ（過山ヤオ)」の場合、金秀鎮の趙姓は元末明初のころに「千家洞」(「山地移動型」・「平地型」ヤオ族のもとに伝承された一種の理想郷の伝説）を離れて移住の途につき、広東の楽昌県を経由して来住した。また臨桂県宛田瑶族郷の趙姓の盤ヤオのもとに残されている『趙家来歴記』によると、明の洪武年間（14世紀後半）に趙姓を含む十二姓の瑶族が湖南から船で南下し広東の楽昌県「海洋坪」を経由して広西へ来住した、という。「平地型」の恭城県の「平地ヤオ」も元末に「千家洞」を離れて、明中期までに当地に来住した［広西壮族自治区編輯組（編） 1986b：278-279］。

なお、移住の契機として、先の「千家洞」伝説の外、「洪武帝が湖南で殺戮を行った」(前掲『趙家来歴記』、六段村蘇姓等）とか、逆に「洪武帝の配下の武将に助けられて生き延びることができた」(龍勝各族自治県潘内村の粟姓「紅ヤオ」［広西壮族自治区編輯組（編） 1986b：182-183］）とか、さらに洪武帝の名はないが「漢族との闘争に敗れ追われた」(前掲の莫姓、金秀・白沙村蘇姓等）等という故事が、ヤオ族の伝承やその由来書たる『過山傍』(『評皇券牒』）の中に残されている(5)点は注意を要する。それは、これらの故事伝承が明代初期の統治権力による貴州方面への遠征という歴史的事実に立脚して形成されたで

あろうことを容易に推測せしめるのであり、そうだとするとヤオ族の移住は壮族の場合と同様に、漢族による圧迫を外的な契機として行われたであろうことが指摘されるであろう。

2．生活形態

前述のように壮族・ヤオ族ともに漢族の圧迫によって移住してきたものが少なくないが、しかし、広西への来住後の生活形態に関しては、両者の間ではかなりの相異が見られた。この点について、壮族の多くが漢族地主の招佃を受けて平地で水稲耕作を行うようになったことからも容易に推測されるが、さらに本書第１章第２節で引用した嘉慶『平楽府志』三三、夷民部、猺獞 「恭城県」に引用されている明末清初（16～17 世紀初）の頃の記事が重要な参考材料となる。すなわち、恭城県では壮族は山麓に「聚族叢居」し焼畑耕作・狩猟採集生活を営んでいたが、しかし同時に「民田を佃（こさく）する」ようになりつつあった。他方、ヤオ族は山中に「穴居」していたという。これにより、総じて言えば壮族が平地農民化していく傾向にあったのに対して、ヤオ族は山中に留まる傾向にあったことが窺われる。なお、この記事にはヤオ族の３類型の間の相違が指摘されていないが、この点について次の雍正『広西通志』九三、諸蛮、蛮彊分隷「臨桂県」の記事が参考となる。

> 有平地・大良・高山・過山之別。平地猺、散処村落、佃田傭耕。大良猺、習漢文字、与民雑作、或通婚姻。高山猺、架竹木葺茅而栖。種粟・芋・荳・薯。有蜂蜜・黄蜡・山笋、貨以易食。過山猺、数年此山、数年又別嶺、無定居也。

すなわち、「平地型」の「平地猺」は平地の村落に散処し、（恐らく漢族地主の）佃農として水稲耕作を行っていた。また同タイプの「大良猺」も平地において漢族と雑居し、漢族との間に通婚さえも行っていた。「山地定着型」の「高山猺」は山地に居住し、雑穀の栽培や山の特産物の交易を行っていた。さらに、「山地移動型」の「過山猺」は（焼畑耕作を行い）数年単位で移動する生活形態であった(6)（なお、この記事には明示されていないが、「山地移動型」ヤオ族もまた、山林資源の交易を行っていたことはよく知られた事実である）。「山地定着型」・「山地移動型」のヤオ族について、さらに道光『修仁県志』一、輿地「風俗」に次の記事が見出される。

> 大猺山、在県正南、離県十餘里。（中略。）内有六嘎・六定・三片・六段等猺、名頂板猺。多貧、皆自耕山而食、不輸租税、性頗馴擾。六七排内有金岫・銀岫・留嘎等、名長毛猺。頗富、性極兇悍、耕田畝不輸税。種香草、植松杉、変価存積、以富其家。猺崗極険難行、各猺亦不軽出猺界。

すなわちヤオ族の一大集居地として知られる大瑤山には、「耕山」＝焼畑移動耕作を行なう「頂板猺」（過山ヤオ）の外、「耕田」＝梯田による定着農耕を行う「長毛猺」（茶山・花藍・坳ヤオ）が居住していた。そして前者が「貧」であったのに対し後者は香草や松・杉樹の栽培（及びその交易）を行い、頗る「富」であった。これらの２つのタイプには、居住・農耕の形態や経済力の上では相違が見られた(7)ものの、しかしともに「軽々しく猺界を出ず」、山中に留まり敢えて下山しようとしなかった点では共通性が見出される。

ここで壮族とヤオ族の居住地の自然環境について、地図で確認しておこう。まず、地図14は富川県の「平地型」ヤオ族の村落である（嘉慶『平楽府志』三三、夷民部、猺獞「富川県」に見えるヤオ族村落名を５万分１地図上に図示した）。当地のヤオ族は景泰元年（1450）蜂起を行ったが、弾圧を受けた。この時、その残党が「招撫」されて（下山し）山麓地帯に定住することになった(8)のであり、このような定住の契機自体、平地ヤオ族が統治権力の支配下に置かれたであろうことを予測させる。次に、地図７（第２章）は修仁県の壮族と「山地型」ヤオ族村落、および「民獞雑処」（漢族と壮族とが同居する）村落である（嘉慶『平楽府志』四、陂塘「修仁県」に見える村落名を地図14と同様の方法で図示した）。地図より、県城の郊外に壮族と漢族との共住村落が形成され、その外側の丘陵地帯（清代の県以下の行政区画では「広平都」に属する）に壮族村落が立地し、さらに山間部（大瑤山）にはヤオ族の村落が孤立して分布していることが見て取れる。当地の「民獞雑処」村の消長について、恐らく明代には壮族村落が多かったのが、清代に入って「民獞雑処」村が形成され始め（既に雍正『平楽府志』四、風俗「修仁県」に、「民獞雑居」の事実が指摘されている）、やがて清代中期（18～19 世紀半）以降、漸次「民獞雑処」村が漢族村落へと変化して行ったように考えられる。そのことは、県下の「広平都」の東西南北四郷では、嘉慶10年（1805）当時、「獞村」が圧倒的多数を占めていた（前掲、嘉慶『平楽府志』四、および同書三三）のが、光緒25年（1899）には「漢多く獞少なし」という状況に変化した（光緒『修仁県志』「風俗」）ことから推測可能である(9)。

以上の検討により、生活形態の上からすれば、壮族（の多くのもの）と「平地型」ヤオ族が平地に居住し水稲耕作民となったのに対し、「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族は山中に留まり棚田耕作（「山地定着型」）や焼畑耕作（「山地移動型」山林資源の交易を行っていたことが指摘される。なお、先の史料から壮族や「平地型」ヤオ族が佃農となり、後者はまた統治権力に納税を行っていたのに対して「山地型」ヤオは納税をしなかったことが窺われ、統治権力や地主との関係においてもかなりの相異が見られたであろうことを予測

せしめ、また地図からは壮族と「平地型」ヤオ族が山麓・平地に、「山地型」のヤオ族が山間に居住していたことが確認されるとともに「民獞雑処」村落の形成が窺われ、漢族との通婚や文化の面での関係のありかたにおいても両者の間には相異があったことを想像せしめる。これらの点については次節以下で具体的検討を行いたい。

第3節　統治権力との関係

1．壮族

明初において「招佃」により漢族地主の佃農となった壮族は、やがて明代中期（15～16世紀初）以降、地主との主佃関係の尖鋭化を主要な契機として各地で武装蜂起を起こした。それは、広西中・北部において一時は猛威を奮ったが、やがて明代末期には統治権力の弾圧を受けて潰滅するに至った［塚田　1985ｂ：32-36］（本書第２章）。明朝統治権力は弾圧した壮族を「（熟）獞戸」として編籍する政策を実施し、その保有田土を「獞田」として起科し税役を賦課した［塚田　1987：3-5、9-10］（本書第10章。「熟獞」とは、統治権力に服従した壮族を指す史料用語であり、「良獞」・「善獞」とも呼ばれた(10)）。統治権力はまた、壮族の就学を推進し、その習俗の改革にも着手した［塚田　1987：11-16］（同第10章）。この政策が開始された当初の明末清初においては、税役負担を一般の漢族編民のそれより軽額にし、村落の統率者＝「獞老」（「獞目」「頭人」・「寨老」等とも称される）を通じて間接的な統治を行うなど、種々の特別措置が講じられたが、やがて編籍が進行するにつれて、特に清代中期以降壮族は次第に「民戸」として一般の漢族編民と同等の身分で直接統治されるようになって行った［塚田　1987：6-10］（同第10章）。さらに、この間、雍正年間には保甲制が、続いて団練制度が実施され壮族地区にも適用された。

清代中期以降になると、さらに本書第２章〔史料27〕で引用した光緒『賀県志』七、風俗「猺獞」所引（乾隆37年）「旧志」に見られるような事態が発生するに至った。すなわち平地の郷村に分散居住する壮族は、婦女の服飾を除いては衣服・飲食などの生活文化の上で漢族との相異が見られなくなるとともに、壮語を維持しながらも官話（漢語）にも通じるようになった。さらに、その中には、「膠庠」＝府県学に入学し科挙を受験して官僚ないし官僚候補生としての身分を獲得し、中国王朝の統治階級へと上昇を遂げる者が、「踵を接す」るように輩出するようになり、かくて漢族と壮族との民族的識別さえも困難となったという。壮族の官僚・官僚候補生の出現という事実から、このような社会的身分の上昇の前提条件としてのある程度の経済力を持つ地主の出現が予測されるとともに、生活形態

や言語において漢族文化の移入がかなり進行したことが推測される。

ここで注意したいのは、このような中華帝国の行政組織への編入に際して壮族の中でも地域差が見られた点である。たとえば、広西北部の湖南との省境山岳地帯の龍勝庁（現在の龍勝各族自治県）の場合、そこは本書第４章で述べたように、統治権力の影響力の浸透した時期が他処よりもはるかに遅かった。実際には清代中期～末期以前においては中国王朝による統治が十分には浸透しておらず、壮族の村落の指導者（「頭人」「寨老」と称される）を中心とする自律的な社会体制下にあり、寨老のレベルで解決できない事件が発生したときのみ官府へ出頭し庁官の裁定を受けた。統治権力の側からすると寨老を通じてはじめて壮族を統治し得た。清末以降、統治権力の影響力の浸透にともない、寨老を中心とする社会体制は変化して行ったようであるが、しかし少なくとも先の平地の壮族の場合と比較すると寨老を結節点とする自律的社会体制の持続性という点で相異が見られ、従って壮族は統治権力との関係において、全体としては先述の過程をたどりながらも、地域差も存在したことが指摘されるであろう。

2．ヤオ族

まず「平地型」ヤオ族について見ると、壮族同様、統治権力によって（「猺戸」として）編籍されて行ったようである。その経緯について、たとえば先に地図を提示した富川県の平地ヤオや永福県の「大良猺」は、明代中期において彼らが起こした蜂起が弾圧を受け、のち「招撫」され山麓・平地に（強制的に移され）居住するようになった（註８史料および汪森『粤西叢載』二四、猺、所引「永福県志」）。また、湖南の江華県では知県が「百戸」（兵百人を統率する衛所の官）韓恩をして「招撫」して下山せしめ、民田を買置し編戸とした（万暦『江華県志』四「猺峒」）。「平地型」ヤオ族に賦課された税役について、臨桂県では「田を耕し賦を納むるも、惟だ差遣に任ぜず」（『粤西叢載』二四「猺」所引「臨桂県志」）、また湖南の江華県でも「粮を納むるも差に当らず」（前掲『江華県志』）とされ、一般に税糧を納入するのみでよく、徭役は免除されていた。なお、富川県の場合、雍正『広西通志』九三「蛮疆分隷」に「田四畝ごとに僅かに民の一畝に税するを輸し、賦して役さず」とあることから、当初は徭役を免除された上、税糧額も一般の編民の４分の１ほどに過ぎなかったという(11)。

さらに、前掲の『粤西叢載』所収「臨桂県志」に次の記事が見出される。

平地猺、居食嫁娶、悉与民同。男人、鬄（剃）髪、止於四旁。婦人、衣斑欄衣、刺繡

亦古雅。（中略。）間亦有読書応考者、性最淳樸、畏見官吏、常為胥皂所魚肉、不能自直。

すなわち平地ヤオは、髪型や女性の服装が漢族と異なるものの、住居・食生活・婚姻習俗等の方面においても漢族と変わるところが無く、また読書し科挙に応試する者さえ出現したという。先に図示した富川県の「抵源」の数カ村でも、平地ヤオ族の中に「民籍に入り、膠庠に列し、歳薦に登る者」が出現し、官側から「猺民中の傑なる者なり」と賞賛された（前掲・嘉慶『平楽府志』三三）。この点について嘉慶『新田県志』十「猺崗」に、

平地猺、聚族而居。飲食・衣服不異平民。顧人則民也、而糧則猺也。実属猺籍、必有猺牌。

とあり、平地ヤオが「猺籍」に編入されヤオ族として税糧を負担しながらも、衣食が平民と同様なため、その点から見れば「民」に分類されるようになったのである。さらに、所によっては税役軽減の政策が変化して行った。たとえば、康熙『永州府志』二四、外志「猺崗」によると、編籍の当初は「有税無役」であったが、「近年以来頗る熟猺」になったため、「納糧当差」するように変化した。

以上のように、編籍され、さらに習俗が変化して行った点からすると、「平地型」ヤオ族は先の壮族の場合と類似の過程をたどったことが指摘されるであろう。

他方、「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族に目を転ずると、それらは概ね清末に至るまで編籍されなかったようである。本書第10章でも壮族とヤオ族との編籍における相異を示唆したが、それはヤオ族のなかでもこれら２類型のものに顕著であった。湖南では、平地ヤオが「熟猺」とも称されたのに対し、深山に住むヤオ族は「生猺」として編籍されなかった（道光『永州府志』、猺俗「永明県」）。従って、税役についても平地ヤオが「免役定税」とされたのに対して高山ヤオは「免役免税」とされた｛『藍山県図志』十四、礼俗、徭俗、鍾才濂（宣統２年の挙人「徭俗軼聞録」｝。広西の場合についても、大瑶山に居住するヤオ族は、成化１－２年（1465-1466）の侯大狗や嘉靖17年（1538）の侯公丁等、明代に度々蜂起を起こし弾圧を受けた。しかし統治権力は弾圧後、専ら山麓の防備体制を強化するのみで、山中のヤオ族の編籍に着手することはできなかった。清代に入っても前掲の道光『修仁県志』の記事から、「頂板猺」・「長毛猺」ともに、清末まで編籍されて税役を納入するような段階には至らなかったことが確認される(12)。さらに、道光『修仁県志』三「田賦」には、ヤオ族が「輸餉（納税）せず」、「永く戸に編まれず」という状態であったため、統治権力の側からは「村落の多寡を知るのは困難であり、彼らの盛衰も見極めることができ

ない」ことが指摘されている。

山地のヤオ族に対する統治の実態について、次の雍正『広西通志』九三、諸蛮、蛮疆分隷「賀県」の記事は見逃せない。

（猺）山坳水埇間為巣居。（中略。）毎年迎春出城市、婦女操猺音、男撃土鼓以和之。官府、犒魚塩以帰。

すなわち、賀県の山地に「巣居」するヤオ族は毎年、年頭に下山して県城に入り官府に伺候し、そして男性の鼓を用いた伴奏の下に女性が唱歌した。これに対して官側は魚や塩を賞給することによって慰労した(13)、という（なお、光緒『賀県志』によると、歌詞は「豊年歌」、つまり豊作祈願に関するものであった）。この賀県の山地ヤオ族は、嘉慶10年(1805)に至っても依然「編戸に入らない」段階にあった（嘉慶『平楽府志』三三「猺獞」）。この外、所によっては山麓の漢族地主を「猺官」（「撫猺官」）に任命してこれを通じてヤオ族を間接的に統治する場合も見られた(14)。これらの事例から、統治権力は山地のヤオ族に対してはこれを編籍せずに、食塩などの生活必需品の支給による懐柔や最寄の漢族地主を通じての非常に緩やかな統治を行っていたことが指摘されよう。

「山地移動型」のヤオ族の場合、「数年此の山なるも、数年にて又別嶺たり」（前掲・雍正『広西通志』「臨桂県」）という頻繁に移動を行う生活形態のゆえに統治権力によるその把握がとりわけ困難であったと思われる。この点について、雍正『広西通志』九三、蛮疆分隷「霊川県」に、

（猺）自謂盤古（槃瓠）之裔。有「先有猺、後有朝」之諺。所在耕山、択土宜而遷徙。人莫敢阻、然未嘗為盗。

とある。すなわち、漢族の側からすると、山間部で焼畑耕作を行い適地を求めて移動を繰り返すヤオ族の行動を「阻む」ことは困難であり、従ってヤオ族が「盗」を為さない限りにおいては事実上放置に近い状態にならざるを得なかった(15)ことが看取されるとともに、ヤオ族の側も、「先に猺有り、後に朝有り」という彼らのもとに広まっていた俗諺に端的に表現されるように、統治権力に対して一定の距離を置き、政治上の自律性を保持していたことが指摘されよう。この「山地移動型」ヤオ族と統治権力との関係について、さらに光緒『容県志』二八、雑記「猺崗」に次の記事が見出される。

本朝雍正末年、有与郷民争山搆訟。官拘之訊猺、以方版粘官文書頂諸首、由中門直入、不諳叩跪。県令閲畢、揮使退。蓋宋時、平儂智高後所給。

ここで注意したいのは、ヤオ族が漢族との土地（山）争いに際して自らの土地占有の正当

性を主張する根拠としているのは土地の売買・典当契約書の類ではなく、かつて宋代において彼らが賜給され累世相伝して来たところの「官文書」、すなわち「過山榜」であり、しかも彼らは県庭において県令＝知県に対して正規の致礼（「叩跪」）を行っていない点である(16)。これらの点から、少なくとも彼らの意識の上では時の統治権力の支配権に対して無関心であり、王朝が交替しても効力を喪失しない（と自ら信じているところの）自民族の由来書たる「過山榜」がそれに根拠を与えていたことが看取されると同時に、ヤオ族と漢族との間に土地争いが発生し、ヤオ族が県衙へ召還されていることからすれば、清代中期以降、彼らのもとにも漢族の勢力が次第に波及し、統治権力による支配が着手されたであろうことが推測される。

清代中期以降、統治権力の影響力が瑶山にも波及するようになったことについて、たとえば、先の賀県の場合について光緒の県志を見ると、ヤオ族が年頭に官府へ伺候した記事の続文に、「近年、田土升科し、亦た正賦を供する者有り」という指摘があり、編籍される者も漸次出現しつつあったことが窺われる。この点について、恭城県でも、明末清初には深山に「穴居」し漢族による支配が及ばなかった（前掲『平楽府志』）のが、雍正年間には「頭目」が任命されて（雍正『広西通志』九三）間接統治が開始された(17)。嘉慶年間には「納税する者」が出現した（但し、それは「百分中之一」の者に過ぎなかった（嘉慶『平楽府志』）。さらに光緒年間になると光緒『恭城県志』四「猺獞」に、

今則東北両郷諸猺、咸編戸受約束、委順服従、尽皆納税。多有読書明理、援例報捐者。

惟西郷之大源・小源・高界三猺、雖経編戸、而花衣短裙、俗未之変更、尚俟化導耳。

とあり、東北二郷（平地・丘陵地帯）に住むヤオ族のみならず、西郷（山間部）のヤオ族も編籍されるようになった。また大瑶山では、羅香村一帯に定住する坳ヤオは、雍正～乾隆前半期にはすでに最寄りの平南県に税糧を納入し(18)、ために別名「糧猺」ないし「正猺」と呼ばれていた（これに対して他のヤオは「蛮猺」と呼ばれた(19)）。また道光年間には「今、断藤峡内外の猺村、全て保甲に入り民と為る。猺民に読書する者有り」（阮元『揅経室続集』七「閲辺」）とあるように、保甲制が施かれ「民」と同等の待遇を受けた。さらに宣統元年（1909）、「土匪」の鎮圧に際して、大瑶山に団練制度が施行され72カ村が4団に区分され、ヤオ族が団總に任命され、同時に清朝の「五品頂戴」（五品官待遇）以下の賞賜をも受けた(20)［唐　1947：46-47、104］。

とはいえ、統治権の浸透の度合は、先の壮族や「平地型」ヤオ族の場合と比較すると格段に弱かったように思われる。たとえば、恭城県の場合、前掲の光緒の県志に見えるよう

に、東・北郷の平地・丘陵地帯に居住するヤオ族が「尽く」編戸となり納税し、読書し捐官する者さえ出現したのに対し、西郷の深山のヤオ族は編戸となったとはいえ、その旧来の習俗を変えなかった。また、大瑶山でも、団總に任命された者が「定着型」ヤオの旧来の有力者であり、軍事徴発や納税等の実務は実際には彼に一任され、ヤオの従来の社会体制には何らの変更も加えられなかった［唐　1948：46-47］。さらに、［王 1936：39］によると、1930 年以降、「花藍ヤオ」は受編し村長が政府から委任されたが、しかし実際には旧来の村の頭目（「石牌頭人」）が一切の村務を運行し、委任された村長は名義のみの存在であった。加えて、科挙への応試について、藍山県の「高山徭」のもとでは「往々にして人の試に赴く者無く、輒ち平地徭に冒佔され」（前掲・民国『藍山県志』「徭俗軼聞録」）、広東北部の「排ヤオ」のもとでは「児の聡穎なる者、儒書を読まず、惟だ猺の道士に従いて学ぶのみ」（民国『連山県志』十四、猺排「猺俗」）という状況であった。

3．統治権力・壮族・ヤオ族の間の関係

ところで、中国王朝によるヤオ族・壮族統治体制を考える際に注意したいのは、非漢族の蜂起に際して中国王朝がやはり非漢族を兵力として起用するという「夷を以て夷を制する」方法で対処した点である。この点について竹村卓二氏は、劉錫藩の記事［劉　1934：11-19］を引用しつつ、「漢・チュアン・ヤオの三者の間で時に二者が連合して他の一つにあたるという手段がとられ、（中略――筆者）大勢としてはチュアンは漢人の管理下に次第にヤオの拠点を蚕食して行った」と述べている［竹村　1967：57］。このような状況は壮族がヤオ族（特に「山地型」）よりも早期に平地に居住するようになり、かつ編籍されて漢族との政治・社会的関係がより密接であった点からすれば必然の成り行きであり、その具体例も少なくない。たとえば、第２章で述べたように、宣徳『桂林郡志』二〇、雑志、諸番蛮夷「獞人」に、漢民がヤオ族の攻撃から田土を防衛するために壮族を招いたことが指適されている。また「覃千戸」の名は大瑶山のヤオ族（特に「山地定着型」）のもとに、ヤオ族を弾圧して深山へ追い込んだ仇敵としてながく記憶された［広西壮族自治区編輯組（編）1984ａ：32、228-229］。「覃千戸」とは南丹の「獞人」覃福で、梧州府の藤県に設置された「五屯屯田千戸所」の長官になった（応檟『蒼梧總督軍門志』七「兵防」）。覃福の死後軍隊は一旦散亡するが、のち成化２年（1466）、大藤峡ヤオ族の蜂起の際に再び結集され、「刃を提して」明朝の遠征軍に参加した（田汝成『炎徼紀聞』二「断藤峡」）。

しかし、注意したいのは次のような場合もまた見られた点である。すなわち明末・隆慶

年間、陽朔県の壮族に対する弾圧の際に「種山の山猺」が換集され遠征軍に協力している（兪大猷『正気堂集』十六「与殷石汀公書」〈隆慶五年二月二日〉所引「鵶剿古田之外獞賊図説」）。また、より早期に統治権力に服従し編籍された壮族（「熟獞」）が、統治権力に靡かない壮族（「生獞」）の弾圧に協力する場合（『蒼梧總督軍門志』十、兵防、営堡「柳州府」）、さらに蜂起せる諸集団の中で最大の勢力を持った古田県壮族に対して統治権力は、反乱軍を離間させ県内10里のうち4里の壮族を服従させ、また反乱軍の指導者の首に賞金をかけたところその一人の黄朝猛は「獞人」黄金線によって殺害された。（万暦『広西通志』三三、外夷、戦功善後事宜「古田」）。これらの事例から、大勢としては壮族がヤオ族の弾圧に動員される場合が一般的であったが、しかし状況に応じてヤオ族が壮族の弾圧に起用されたり、壮族同士、ヤオ族同士でも利用されたことが指摘される(21)。そしてこの事実から我われは統治権力にとっては非漢族の民族的帰属よりもむしろ彼らの権力への対応のしかたが基準として重視されていたことを知ることができるのである。

以上の検討により、壮族や「平地型」ヤオ族が編籍されて中国の行政組織に編入されて行き、清代中期以降それが一層強化されるとともに、官僚として階層的上昇を遂げる者さえ出現したのに対し、「山地型」のヤオ族（特に「山地移動型」ヤオ族）のもとには清代末期に至るまで統治権力の支配権が波及しなかったこと（また清末以降においても支配の浸透の程度はさほど高くない）、統治権力は壮族やヤオ族を弾圧する場合、すでに服従した壮族やヤオ族を利用したことが指摘される。

第4節　地主との関係

1．壮族

筆者は本書第2章で壮族の明代以降における佃農化について述べた。壮族の佃農化は明初、漢族地主の側からの農地の開墾・防衛のための労働力・武装力の確保、そして壮族の側の生産活動の安定化・統治権力との接触の回避という事情を背景として開始された（招佃に際しては漢族地主、特に里長層が「招主」となり壮族と交渉を行った。また壮族の村落と佃作地は当初は漢族居住地の縁辺の山麓地帯に立地していた）。やがて明代中期以降に壮族と漢族地主との関係の尖鋭化を主因とする壮族の蜂起と弾圧（前述）を経て、清代以降その佃農化が進行して行き、同時に壮族と漢族との雑居村が形成され、壮族独自の村落内社会体制が崩壊して行った［塚田　1985ｂ：21-55］。

ここでまず、壮族の佃農化と前節で述べた編戸化との関連性が問題となるが、少なくと

も明末清初及びそれ以前の時期においては壮族に対する編籍政策がさほど進行していなかったために、編籍されずに漢族地主の佃農となる者が圧倒的に多数を占めていたように考えられる。この点について、前掲の光緒『恭城県志』の明末清初の状況を伝えた記事に「(壮族は) 編籍されること無く、多く民田を佃す」ことが指摘されている。さらに、康熙『古今図書集成』職方典一四四三、南寧府、風俗考「永淳県」に次の記事が見出される。

> 郭外近村、謂為本地人、亦謂上世来自中州者。(中略。) 山谷遠村、則為獞人。(中略。) 今各郡山谷、処処有之、但其性愚戇強、分為郷屯、毎年輸一人為長、以約束之。鮮有銭糧図籍、多以佃耕為業。

すなわち、清初の永淳県の壮族は県城から遠く離れた山谷に居住し、県城の近辺に居住する漢族とは「棲み分け」的な居住形態が見られたが、彼らの中で編籍され銭糧＝税糧を負担する者は少数派であり、「佃耕を以て業と為す」者がその多数を占めていたことが知られ、先の推測が一層補強される。

清初以降には編籍政策の進展にともない、次第に編籍される者の割合が高くなって行ったように思われるが、しかし注意したいのは編籍者人口の増加が必ずしも佃農となる者の減少をもたらさなかった点である。というのは一旦編籍されたものの、後に佃農化する場合が少なからず見られたからである。たとえば第２章〔史料 22〕に拠ると、漢族の生監層の地主が壮族の「無知」につけいり、これを欺して税糧の包覧（納入請負）・代納を行って私腹を肥やしていた。さらに甚しい場合には、「豪強の衿監」が自ら出資して「先を争って」壮族の税糧を「搶納（うばいおさめ）」した後、壮族の村落に赴き、本来の税額に利子を加えた額を強制的に返済せしめ、その上、食物の供応を要求しさえもした。また壮族が「愚懦」であるのを欺して、壮族を佃農としてその田土を横領に等しいやり方で自分のものにしてしまう者さえ出現した。かくて両者の間に土地をめぐる紛争が頻繁に発生し、それが重大な社会問題となったがために官側がこの問題を取り上げるに至ったのである。そもそも壮族には県城へ赴き自ら銭糧＝税糧を納入するのを回避しようとする傾向が強かったことが紛争発生の遠因となっている(22)。

なお、同史料中に、漢族が壮族を欺騙して佃農と為し、土地を横領したことが述べられているが、その具体的方法について稲田清一氏は、太平天国期の横州永淳県の壮族の「反乱」について分析した論稿において、民国『永淳県志』八「清康熙至咸同紀事」を引用し、「獞佃間の契約書には某宅に『租』若干を交すと書かれるのみで、粮戸とか業主という呼び方や字句は書かれることがなかった」ことを指摘している(23)［稲田 1988：18］。

このような壮族の佃農化の趨勢は清代中期以降においてもとどまることなく、特に広西の東南部一帯の地域で広範に見られた。たとえば、太平天国運動の発祥地として著名な桂平県の場合について瞥見しよう。西川喜久子氏は、太平天国運動の発生前夜の広西の社会を全面的に検討した労作において、民国『桂平県志』二九、食貨中「農業」に見られる記事に拠り、金田村を含む「宣一里・宣二里」では、地主制が発達し、農民の大半が佃戸であり、そして佃戸の立場は弱く、地主に強く隷属し恣意的収奪を受けるような地主－佃戸関係、「後進的地主制」が見られたことを指摘している［西川　1978：129-135］。この宣一里・宣二里について、道光『桂平県志』十五、諸蛮「獞人」に、

惟宣一二里、則無村無獞、十羅九古之名、皆獞村也。

とあり、そこでは壮族のいない村は無い、と言われるほどであった。先の西川氏の指摘を考慮すると、壮族の佃農もその中に少なからず存在していたであろうことが推測される。この点についてさらに、現地での聞き取りに基づく記事を多く収録した［広西僮族自治区通志館（編）1962］によると、金田村の近くの甘皇嶺村では壮族と漢族とが雑居していた。全村の人口約 190 人中、韋姓の壮族が 70～80 人、黄姓の壮族が 40～50 人いた［広西僮族自治区通志館（編）　1962：15-16；金田公社謝海朝・謝文輝（口述）］が、彼らは全く土地を持たず、専ら他人の土地を佃作していた［広西僮族自治区通志館（編）　1962：113；金田公社謝海朝（口述）］。同村の漢族地主・呉四（呉「保正」）は、土地を小作に出すのみならず高利貸行為をも行っており、農民が借りた穀米を返済することができない場合には娘を売らざるを得なかった。黄姓の壮族も、この地主に田地を借りて佃作をしていたが、地代を支払うことができなくなり、娘を売るのを余儀なくされた。しかし当の娘は地主の奴婢として虐待を受けた結果死亡し、かくてこれを恨んだ黄姓壮族は太平軍に参加するに至ったという［広西僮族自治区通志館（編）1962：32-33、113；金田公社謝海朝・黄耀南（口述）］。結局、この村の壮族のほぼ全員が太平軍に身を投じることとなる［広西僮族自治区通志館（編）1962：113；謝海朝（口述）］のであるが、そこに我われは、他の漢族の貧農同様、地主の佃農として強い経済的支配を受け、そして破産寸前にまで追い詰められた壮族の姿を見出すことができるのである。

このように清代中期以降、壮族の佃農化の傾向が強まって行ったが、注意したいのは他方で大地主となる壮族もまた出現したことである。たとえば、太平天国運動前夜の広西東南部の貴県において壮族地主が太平軍の指導者の一人である石達開と戦って敗れた［広西省太平天国文史調査団　1956：76-77］が、地主の一人である六屈村の周鳳鳴は「有銭人」

であり、捐官して清朝側に附した人物である［広西僮族自治区通志館（編）1962：70-71］。また、石兆棠氏による広西西部の壮族の調査報告にも壮族地主の存在が指摘されている［石1928：1277］。さらに、広西北部の全州・灌陽・興安・霊川・永福の各県でも、総じて壮族は平原に居住し、地主も少なくなかったという［広西壮族自治区編輯組（編）1986ｂ：44］。

このような壮族地主は同時に、地方行政機構の末端においても枢要な地位についた。例えば、宜山県洛東郷では清末・光緒年間から民国初期にかけて知県から団總に任命された18人中、15人が壮族であり、さらにその中の11人が地主階級であった。そこでは1930年代前半以降改変された地方自治体制においても壮族地主は郷長・村長の多くを占めた［広西壮族自治区編輯組（編）1986ａ：52-54］。また武鳴県では、これらの壮族地主は、同時に「郷約」・「祠堂」を管理する役員として宗族の指導者的地位にあった［広西壮族自治区編輯組（編）1985ｂ：36、71-72］。加えて、中には前掲の光緒『賀県志』に見られるように、府県学に入学し、さらに科挙官僚化する壮族さえ出現した。

以上の事例から、壮族の内部に階級分化が生じたことが指摘されるとともに、このような段階にあってはまた、壮族としての民族的統合を維持するのも困難になっていたであろうことが推測される。

ところで、このような状況には地域的相異が見られたことにも注意を払う必要がある。たとえば前掲の龍勝県龍脊十三寨では、漢族地主の勢力が及ばず、壮族は基本的には自作農であった。清代末期以降、族内に「富農」となる者も確かに出現したが、しかし他の壮族を佃農として使役するような地主に成長するには山地の農業生産力の低さが制約条件となったように考えられる。本書第１章でも、雍正『広西通志』九三、蛮疆分隷「義寧県」の記事を引用した（第２節第２項）が、該地の山間村落では年一期作にとどまり、収穫量も低かったので、一年間の収穫物を窖に貯蔵してそこから村民に均分して支給するシステムを実施し、かろうじて食糧を確保していた。このような経済的条件の下では階級分化が発生し難く、集団としての統合も比較的強かったであろう。

2．ヤオ族

先の壮族の佃農化と族内階層分化の傾向は、「平地型」ヤオ族のもとにも見られた。たとえば、前掲の雍正『広西通志』「臨桂県」に「平地猺は佃田傭耕する」ことが明示されている。また、鄺露『赤雅』上「大良（猺）」に、

与獞同類、而性稍異。有戸口版籍、較民更淳、喜輸租税。（中略。）多為獞人占殺、散

処城郭、為人灌園。

とあり、さらに湖南の事例であるが康熙『永州府志』二四、外志「猺崗」に、

其（良猺）耕民田者、富民役属之。

とある。これより、明末清初には「平地型」ヤオ族の「大良猺」・「良猺」が平地の県城付近に散居し、「民田を耕し」・「人の為に灌園（こうさく）」し（漢族の佃農となり）、漢族地主に「役属」していたことが窺われる。この外、清末から民国において、恭城県の平地ヤオの村、石口村では、村の全戸数107戸のうち85戸もが地主の田土を佃作して生計を立てていた（地主の多くは富川・鍾山県等の県外・郷外の者であった）。同村の農民盆盛英（盆姓は盤姓の分派）は地主の田地３畝を佃作して（佃農が４分、地主が６分を得る分租制が用いられた）いたが、そこからの穀米の収穫量は交租した後には再生産を維持するのに十分ではなく、勢い毎年、地主に借貸せざるを得なかった。こうして元利が膨れて行き、やがて借金の返済や納租にも事欠くようになった。地主はその不足分として耕牛・豚を奪取した上、彼の妻の葬式や妹の出嫁の際にさえ催租に来たという［広西壮族自治区編輯組（編）1986ｂ：293-304］。

ところで、この石口村を含む「東郷」に居住するヤオ族について前掲の光緒『恭城県志』「猺獞」に「読書し理に通じ」、「捐官」する者の存在が明示されていることからすれば、ヤオ族の内部にも地主層が出現したことが推測される。この点について、光緒『賀県志』七、猺獞所引の（乾隆）「旧志」にも、

其就居郷村之猺、与漢民比屋、則服飾無或異。今亦知向学、応童子試者矣。

とあり、郷村に漢族と「屋を比べ」て居住するヤオ族の中には、（大地主となり）童試（府県学の考試）に応試する者さえ出現したことが知られ、その階層分化の発生が窺われる。さらに、民国『藍山県志』所引「徭俗軼聞録」に次の記事が見出される。

凡平地徭、類別又分二種。一由高山徭之進化者、知識漸開、次第移居於平地。将未開化之高山徭所有森林之産、薄直而貨殖焉。大橋・下洞・楊家潤等処、皆以樅（杉）樹起家、成為巨族。其人情風俗、与漢人無少差異。後益趣於文化、不靳重貲、敦聘老師・宿儒、訓迪子弟。有援例納資、通籍出仕者。迄学堂興、建立学校、留学衡湘者、頗不乏人。喜譚礼教、善与邑中聞交接、及邑中富豪通婚媾、深諱其為徭人也。一由漢人之他処転徙、来藍者。見徭俗淳、林業蕃、賦役較軽、科名易取、因投入徭籍云。

すなわち、湖南の藍山県の平地ヤオには二種類の来源があり、一つは山地に住む「高山徭」が下山したもので、一つは他地域からの漢族移住民でヤオ族の税役が軽額で科挙に及第し

易いのを見て「徭籍に投入」した者であった。前者は平地に移居した後、未「開化」の高山ヤオ地区の豊富な林業資源（杉）を廉価で購入し、それを契機に起家発財し「巨族」に成り上がった。その習俗も漢族と異ならなくなった。さらに資金を惜まず漢族教師を招聘して子弟を教育し、中には納資して買官する者も出現した。加えて県下の名士と交際し、富豪と通婚し、自らヤオ族の出身であることを「深く諱む」ようになったという。この記事から、当面の平地ヤオ族の地主化という問題についてその経緯と実態とが把握されるとともに、その来源や文化、通婚を含む漢族との関係をも窺い知ることができる。

次に、山地のヤオ族の場合について見ると、一部には佃農化する者も出現した。たとえば『皇清職貢図』四「灌陽県竹箭猺」に、

竹箭猺。（中略。）散処灌陽県之帰化上下二里。耕山種畲、有田輸賦者甚少。性樸易馴、土民、常募使佃作。

とあり、「土民」が山間で焼畑耕作を行う「山地移動型」の「竹箭ヤオ」を募り佃作させていた。また乾隆『岑溪県志』一「風俗」に、

（猺）不服官府拘喚、惟令山口招主伝諭。故禁令・保甲不入山。

とあり、岑溪県ではヤオ族は官府の召還に服従せず、専ら山麓に住む「招主」（ヤオ族を招佃して山地で耕作させていた）を通じて間接的統治を行っていた(24)。また、『清宣宗実録』二二六、道光十二年（1832）十一月辛丑条に、賀県のヤオ族盤均華の蜂起を弾圧した後の処置が挙げられており、その一つに、

猺人在山外承佃民業者、照旧耕種納租。

とあり、ヤオ族は蜂起の発生以前から、山外＝山麓において「民」の田業を佃作していた。さらに、この続文に次の記事が見出される。

至猺人之安分与否、惟附近猺山紳民人等聞見較真、即飭各州県文武官員、於附近猺山選択公正紳士・誠実郷民、随時暁諭、令各安耕鑿、毋許滋事。

すなわち、瑶山の付近の山麓地帯に居住する漢族地主（「紳士」・「郷民」）のみがヤオ族の動静を知悉しており、ヤオ族に対して「暁諭」することができた(25)ことが知られ、先の記事と併せ考えれば、租佃を含む漢族地主のヤオ族へのそれなりの影響力を推察することができるであろう(26)。

しかし、注意したいのは、地主による支配の度合いにおいて、必ずしも先の壮族や平地ヤオ族の場合とは同列には扱うことができないように思われる点である。たとえば、先の賀県の「山地定着型」ヤオ族の場合、山麓の地主の佃農となりつつも（『清実録』前掲条）、

同時に山間に聚族叢居し雑穀の栽培や狩猟・採集生活を営み（前掲・光緒『賀県志』）、「猺目」を通じての緩やかな支配が行われていた（『清実録』前掲条）。また、大瑤山ではそもそもヤオ族は「軽々しく瑤界を出ず」（前掲『修仁県志』）、しかも「猺人の有するところの田地は世代継承され、変売されることは少なく」（民国二七年『象県志』第三編、社会、風俗、「蛮情」）漢族地主による土地の集積は見られなかった。そこでは同一系統のヤオ族の内部には階層分化が生じ難く、「頗る富なり」（前掲『修仁県志』）と称された「長毛ヤオ」に属する六巷一帯の花藍ヤオ族の指導者（「猺王」と称された）自身、他の者と同様に田地を耕作して生活していた［王　1936：39］(27)。さらに、広東北部の排ヤオの一部も山麓の漢族地主・廖氏の佃農となったが、その独自の社会体制を揺り動かすほどの強力な支配は受けなかったようである。すなわち、個別的には清末以降佃農化され、そして一定程度の搾取を被ったにせよ、しかし「佃農化」の内容についていえば、壮族や「平地型」ヤオ族のように地主に強く従属する事態には至らなかったように思われる。

以上の検討から、壮族や「平地型」ヤオ族は漢族地主の佃農となるとともに族内で階層分化が生じ地主化する者も出現する趨勢にあったが、「山地型」ヤオ族のもとでは、総じて前者の場合とは対照的な状況であり、佃農化した場合でも地主の支配はさほど強くなかったであろうことが指摘される。ところで、広西は明清時代に外省出身の移住民が多く来住した地域であることからすれば、漢族地主といっても必ずしも土著の者のみならず、移住民の中で広西において成功を収め地主化した者も多く含まれたであろうことが推測される。従って壮族・ヤオ族と移住民との関係を検討する必要があるが、この点については次節にて検討を行いたい。

第５節　移住民との関係

1368～1949 年の間には外省からの移住民が多く広西へ来住した。その大勢については既に第 11 章で述べたが、とりわけ清代以降に多く見られたのであり、たとえば雍正 10 年（1732）ごろ、広西の全人口の中、４割が壮族、３割がヤオ族、２割が「狼」（土官地域の壮族）によって占められていたが、道光末年（1830）ごろには外省の「客民」（移住民）が７割を占めるに至り、壮族・ヤオ族を含む「土著民」(28)は３割に過ぎなくなった（第 11 章註１）。従って、百年足らずの間に大量の移民の来住によって漢族と非漢族との人口の比率が逆転したわけである。これらの移住民は広東・湖南・貴州・江西等の諸省、特に広東・湖南の出身者が多く、また商人・工匠や農民、さらには「遊民」・「無頼の徒」等の

反社会的な者に至るまでさまざまな者が含まれ、壮族・ヤオ族とさまざまな局面で接触した。本節では、移住民と壮族・ヤオ族との接触の実態について、両族の比較に焦点を当てて検討したい(29)。

1．商人

（1）壮族

まず、壮族と商人との関係について、清代康熙年間には（商品の販売と販路の拡張を企図して)広東出身の行商人が壮族の寡婦のもとに婿入りした事例が見出され[塚田　1989：60-61]（本書第12章)、漢族商人の進出が開始されたことが窺われる。さらに乾隆年間になると、広東の「奸商」が、イネがまだ青苗の時期に広西の（西江流域の)「土苗」（ここでは明らかに壮族を指す）の村落に潜入し、秋の収穫の際に「穀米」（モミつき米）で返還するという条件で銀の前貸しをし、青田買いを行なうようになった。商人は相場よりかなり廉価で買い付けておき、そして秋の収穫期になると村むらを巡回して穀米を集め、船に満載して広東へ帰り、米価の騰貴を待って売り出した(30)。壮族は一時の急をしのぐために穀米を売り銀を得たものの、しかし米を売った後、手元には一年間食いつなぐに足る食糧が残らなくなった。あらためて騰貴した米を購入して食いつないだものの、ますます困窮し、そして翌年の春には再び商人に前借りせざるを得なくなった（第７章第３節を参照)。こうして当地の壮族の商人に対する経済的依存の度合いが強まって行くように予測されるのであるが、ともあれ、壮族、特に平地の壮族のもとに商品経済が浸透しつつあり、そして壮族は広東商人に経済的に従属しつつあったことが窺われるであろう(31)。

（2）ヤオ族

「平地型」ヤオ族と商人との関係については史料的に未詳であるが、「山地型」のヤオ族の場合は壮族とは顕著な相異が見られた。すなわち険阻な山地の自然環境ゆえに、彼らが商人と接触するのは山地へ入山する小規模な行商人と特産物の交易を行うか、もしくは自ら山麓の定期市に赴いて日用必需品を購入するような場合に限定されており、概して外省（特に広東）の大商人に従属するような状況は見られなかった。たとえば大瑶山の「山地定着型」ヤオ族について、すでに明代に商人とヤオ族との交易を伝える記事が見出され、ヤオ族が山の特産物を携えて下山し山麓の定期市で交易を行うのと漢族商人が入山するのと二通りの形態が見られた。この交易方式は清代に入っても依然続けられた。たとえば、道光

『潯州府志』［道光６年（1826）刊］七四、猺蛮、「猺人」の按語に、

（猺）多入山採薬、赴市貨之。不欺民、民亦不欺猺、彬彬然知尚礼儀矣。

とあり、また民国『桂平県志』三一、紀政、風俗所引の乾隆 33 年（1768）の「旧志」に、

由大宣里王挙村行、経平南県鵬化里諸山、約七、八十里、進猺口。以鹹蛋・豆豉及塩等、易其香菰・木耳尖各物。地為桂樹、外人来買、必呼其（猺族）群、宰豬大嚼、約銀之多少、剥桂給之。

とある。すなわち、ヤオ族が自ら山中で採集したシイタケ・キクラゲや桂皮・漢方薬材料等の特産物を山麓の市場に運び、あるいは入山せる商人と交易を行い、それに生計のかなりの部分を依存していたことが指摘されるとともに、少なくとも清末の道光６年以前においてはヤオ族と商人との間の交易は「民を欺かず、民も亦た猺を欺かず」というように平和裡に進行しており、ヤオ族は山林資源の供給者として安定的地位を維持していたであろうことが推測される。

しかし、注意したいのは清代中期以降、交易をめぐる商人とヤオ族との関係に変化が生じつつあった点である。この点について、まず乾隆『潯州府志』四、彊域、墟阜「桂平県」に「猺墟」なる墟市（定期市）名が挙げられており、その原註に、

在南門外旧城。在西山。此地猺蛮集墟。

とあり、そこはヤオ族が特に多く集まる定期市であった。しかし、この続文に「今、太平街に改む」とあり、名称の変更がなされていることから、乾隆年間には交易の形態にも何らかの変化が発生していたことが想像される。この点について民国『桂平県志』九、紀地、墟市「江口墟」に、

一名永和墟、在県北六十里宣一里南。（中略。）旧在墟西対岸、為猺人貿易場。乾隆間、遷今地。清世猺人遠遁、外籍日衆、墟漸繁盛。（中略。）復有猺山土貨、大宗雲集、流通東西、而附近石咀・新墟・南渌与平南之思旺墟、来趁者。

とあり、瑶山山麓の墟市・江口墟がすでにヤオ族が下山して交易を行うような場所ではなくなり、「外籍」（特に広東商人）の進出にともなって大規模な商取引を行う場所に変貌し、ヤオ族は「遠く遁し」、山中に逼塞せざるを得なくなった(32)。

さらにヤオ族と入山する商人との関係における変化について、同治『潯州府志』四、彊域、風俗「猺人」に、「山地定着型」の坳ヤオに関する注目すべき記事がある（なお、道光『桂平県志』十五「猺人」の記事も同様の内容を持つが、ここでは変化の過程を把握し易い同治刊本の記事に拠る）。

出山市塩帰、貯以竹筒、懸之梁間。問其富以数塩対。地産香菰・苓香・香草等物、而桂皮最良、以山深林密、飽歴風霜、気味醇厚故也。猺性頗悍、客有欲採買桂皮者、必餽以所嗜好之物。喜則延待甚恭、所購之桂、必售而其価亦廉。若犯所忌諱而猺恚、則挫辱随之矣。伝聞猺有困客之具、以尺木鑿洞如履形、投足於中、拴縛之、使其歩履、蹣跚不能自適、名為穿木靴云。十餘年間、粤地遊匪、聯合本処歹人。闌入附近猺村中、捜家而剥桂、日肆侵凌。猺勢不敵、致賂講和、因而蓄聚漸空、声勢不振。所種猺山之桂、多売出与外人、任従砍伐、不能独専其利矣。

「十餘年間」、すなわちこの史料が刊行された同治 13 年（1874）より十餘年前の道光・咸豊の交を境として、瑶山の特産物である桂皮(33)の交易をめぐって変化が生じた。変化の具体的内容について、以前には「客」＝外来の商人が入山して桂皮を購入する際にはヤオ族の嗜好物を携えて行き彼らの歓心を買う必要があった。もしヤオ族の意に叶えば商人は桂皮を廉価で購入することができたが、しかしひとたびヤオ族の機嫌を損ったり禁忌を犯せば、桂皮の入手が不可能なばかりではなく虐待さえ受けた。ところが道光・咸豊の交以降になると、広東出身の「遊匪」がヤオ族の村落に侵入し、家捜しをして桂皮を略奪し、ヤオ族はこれに賄賂を贈与して被害を回避する、という状況さえ見られるほどヤオ族と商人との力関係が逆転し、結局ヤオの桂皮は根こそぎ流出して行くこととなったのである。

類似の状況は「山地移動型」ヤオ族のもとにも見られた。すなわち盤ヤオの由来書たる『評皇券牒』に、「（ヤオ族は）山貨（山で採集される産物）を客民（＝漢族商人）と交易し生計を立ててきた。客民の商業行為は承認するが、但し彼らが山貨を侵奪し己の利益とするような行為は許さない」という趣旨の記述が少なからず見出される(34)。それは表面上、商人による略奪的行為の禁止という体裁がとられているものの、その裡に現実に進行しつつあった事態が反映されていることが容易に看取されよう。

また、略奪行為とまでは断言できないものの、清末以降、ヤオ族との交易で暴利を獲る商人も少なくなかった。山麓の市場で廉価で仕入れた商品を倍額もの価格でヤオ族に売りつけた事例は枚挙に暇がないほどである（商品の価格は当然、漢族商人により一方的に決定された［路　1944：45-48］(35)）。

とはいえ、注意したいのは、商品経済の浸透の度合いとその結果非漢族が被った影響について、ヤオ族は先の壮族の場合とは必ずしも同質とは考えられない点である。この点について西川喜久子氏は前掲の論稿において、瑶山の桂皮をめぐる広東商人の動きについても考察を加え、「商業資本に蹂躙されて、閉鎖的な少数民族の社会がまたたく間に崩壊して

いった」と結論付けている［西川　1978：164-166］が、上記の記事及び氏の引用した史料による限りでは、商業資本の進出とそれにともないヤオ族が搾取を受けたことは指摘できるものの、しかしそれをヤオ族の社会の崩壊をもたらした主因として理解するのは一考を要する。確かに瑶山の中で略奪に等しい搾取を被り廃村にまで追い詰められた事例も個別的には見られたが、しかし次の点にも注意が払われねばならないであろう。①「山地定着型」ヤオ族を中心に樹立され瑶山 72 カ村を包括するまでに発達を遂げた「石牌」の規定に基づき、行商を含む漢族の瑶山における活動に制限が加えられた。すなわち漢族が瑶山において土地を購入したり、新たに家屋を建造することが禁止され、従って漢族はヤオ族の同意を得た上で田業・家屋を「租用」せざるを得なかった（しかも田業は山の畑地に限定され水田の小作はできなかった）［唐　1948：28-29］。②そもそも、瑶山へ入山して商業行為を行なう商人は小資本経営の行商に過ぎず、（貧窮のため）漢族社会では生活することのできない者さえ含まれていた［龐　1935：89-90］。従って、概してヤオ族による山林資源の自由な交易に制肘が加えられ利益を享受することが困難となり、また、ある程度の搾取を被ったにせよ、しかし先の壮族の場合のように商人に従属して行くような事態には至らなかったように思われる(36)。

2．工匠

清代以降、手工業者も多く広西へ移住した。第７章第１節で述べたように、地元民は手工業を行なわず手工業者のほとんどが江西や湖南から来た者であった。彼らは常設の店舗を持ち１カ所に定着するタイプのものではなく、郷村の各地を巡回しながら需要に応ずる形態で、しかも小規模経営の者が多かった。そしてそのゆえに、火急の需要に対応し切れない状況が見られたのである。

壮族・ヤオ族にとって工匠は鉄器（とりわけ鋤先をはじめとする農具）や銀製装身具の供給者として、さらには木造家屋の場合、建築の技師として不可欠の存在であった。たとえば宜山県洛東郷の壮族のもとには 19 世紀後半に湖南から鉄器を鍛造する漢族の工匠が冬期から翌春にかけて来住し、臨時の店舗を開設し営業を行うとともに、当地の壮族を徒弟に雇用し鍛冶の技術の伝授をも行った［広西壮族自治区編輯組（編）　1986ａ：11、35-42］（本書第 11 章表 24⑦）。「平地型」ヤオ族の居住する恭城県でも鉄匠の多くは湖南人であった［広西壮族自治区編輯組（編）1986ｂ：305-308］。また、大瑶山の「山地定着型」ヤオ族の場合、六巷村の「花藍ヤオ」を除き、木製農具の製作技術は保持していた(37)

ものの鉄製農具については特に技術を持たず、専ら漢族にその供給を仰いでいた。そしてその場合、自ら下山して山麓の市場から既製品を購入するか、あるいは山中に寄居して営業する漢族・壮族の鉄匠に依頼してつくるかの両方の形態が見られた［広西壮族自治区編輯組（編）1984ａ：109、201-206］。

鉄器の外、銀製装飾品等も山中に寄居する漢族がほぼ独占的に製作していた。たとえば大瑶山では銀匠（二人のヤオ族銀匠を除く）および煉瓦工、裁縫工も山麓の漢族や壮族が当たっていた［広西壮族自治区編輯組（編） 1984ａ：201］。また、筆者が調査を行った臨桂県の「山地移動型」ヤオ族の場合、鉄・銀器はもとより家屋も湖南の漢族（東安県出身）が建造した、という。

このような瑶山における手工業者の活動の実態に関して路偉良は次の報告を行っている。すなわち工匠は数人の徒弟を帯同して入山した（徒弟の人数は業種によって異なり、たとえば銀匠は１、２人、鉄匠は５、６人、木匠は十数人であった）。鉄匠の場合、山中の比較的人口の多い地点に小規模な作坊を開設し本拠とした（そこからさらに遠く離れた村へ行く場合には、村はずれに小屋を建てて営業を行い、３、４年後に元の作坊に戻った。なお、材料となる生鉄は山麓の市場で仕入れた）。銀匠の場合、工具類を携帯して各村を巡回した。雇主は彼らに対して宿舎や食事を提供する外、一般の雇農の３、４倍もの謝礼を支払わねばならなかった（その金額は労働日数で算出した）。これらの工匠の山中における地位は極めて高く、とりわけ鉄匠（世襲される）はヤオ族・ミャオ（苗）族の司祭者たる「師公」と同等の地位に置かれ、随所で彼らの尊敬の対象とされた［路　1944：44］。

このように手工業者はおおむね零細規模であり、そしてそのゆえに壮族やヤオ族に対して経済的支配を及ぼすような事態は発生し難かったように考えられる(38)。

3．農民

（1）壮族

明末清初以降、外省出身の農民が多く広西へ来住した。これらの農民の中には、故郷において（人口の急増や災害等のために）耕地を失った貧農やいわゆる「客家」も多く含まれていた。彼らの中には移住先の広西で成功し発財した者も少なくなかった。たとえば第11章第２節で提示した民国『柳城概況』三、民族「客家人」および「僮人」の記事によると、19世紀半ごろに広東での「土客の闘争」に敗れて広西柳城県へと移住してきた「客家」は、来住の当初は壮族の雇農として貧窮の生活を過ごしていたが、やがて自作農になる者

や、さらには大地主にまで成長し大市場や沿岸平野に住居を構え、県内の経済権を掌握する者が出現するに至った。他方壮族は、飢饉や婚喪の出費の際に土地を抵当に借金をしたり土地を売却した結果、土地を喪失してしまい、自作農から小作人へ、富家から貧民へと転落して行くのを余儀なくされた。そしてそれまで居住していた沿江平野部を追われて内奥の僻地へ退いて行った(39)。この記事に見える移住農民と壮族との関係について、広西西部の壮族地区を調査した石兆棠氏もそれを裏付ける報告を行なっている。すなわち、柳江・邕江（西江）沿岸には「客人」（客家）・広東人・「外省の官話を話す人」が住み着き、彼らの文化・経済的侵略により先住の農民や壮族は奥地に遷移することとなった、と(40)。

移住農民は平地のみならず山間へも入植したが、そこでの壮族との接触の状況は先の場合とは様相を異にしている。たとえば、龍勝県の壮族地区では清代乾隆年間以降、移住民による入植が開始された。そこでは、外来の移住民（特に湖南出身者）であっても土地所有者である壮族に対して「租山費」を納入した上で、さらに壮族同様、官府に対して一定の夫役を提供しさえすれば入植することができた。しかし、清末道光～同治年間に樹立された壮族の「郷約」によると、村内での窃盗等の行為の禁止や農業生産上の禁忌の外、移住民に対する種々の規制が挙げられている（本書第４章参照）。そこでは漢族移住民は壮族の佃農として規制を受けたのである。

（2）ヤオ族

山間部に来住した移住民の中には開拓農民のみならず、破産し流浪の途についた流民や重税を避けて逃避する者、果ては亡命せる罪人に至るまで様々な者が存在した。山地は往々にして統治権力の監視が行き届かなかったため彼らに絶好の隠れ家を提供したのであるが、彼らは必然的にそこに居住する「山地型」のヤオ族とも接触することとなった。その接触の状況について、（明）田汝成『炎徼紀聞』四「猺人」に、

四方亡命、若逋徭賦者、此焉逋藪。淆雑夷中、為之通中、嚢橐郷導、分受擄獲。結党既夥、則公堕城堡、劫官寺。故広之東西、歳苦兵事。

とあり、亡命者や重税を避けて瑶山中に逃げ込んだ者が、ヤオ族の「郷導（みちあんない）」として蜂起を起こさせて戦利品の分与にあずかっていた。また、乾隆『岑渓県志』一「風俗」に、

凡逃逋亡命、入山為流猺、即免鈎摂。

とあり、それらの中には入山後「流猺」＝「山地移動型」ヤオ族に「為る」ことによって官の追及を免れる者が出現したことが指摘されており、ヤオ族の居住地に潜入して長期間その社会の中で生活するうちに、第三者からはヤオ族と区別されなくなり、遂にはその族

籍を獲得するに至ったであろうことが推測される。この点について、康熙『広西通志』三三、土司、諸夷種類、謝天枢（順治18～康熙３年、慶遠府推官に任官）の言に、

又有亡命奸人。恃為逋淵、煽之（猺獞）狂走、往々竊其名。以行究所為、真猺真獞、十無一二也。

とあり、官側が蜂起した壮族・ヤオ族を捕えて取り調べたところ、真の壮族・ヤオ族は十中一、二に過ぎず、他は壮族・ヤオ族の名をかたる「亡命の奸人」であったことが指摘されており、先の推測が一層裏付けられる(41)。

このような状況は大瑶山でも見られた。たとえば乾隆『潯州府志』二四、諸蛮「平南県」に、大瑶山の深林には「逋逃・亡命の者が常に依る」ことが指摘されているが、清末道光年間以降になると「土匪」の活動と治安の悪化(42)により、前掲の同治『潯州府志』のように広東の「遊匪」が入山して略奪行為を行うような事態が随所で発生した。このような情勢下にヤオ族は「石牌」によって移住民の行動に制約を設けることで対処した。たとえば、移民による女人誘拐・窃盗行為に対する処罰（光緒九年五月二八日「莫村石牌」・同二三年四月二六日「両瑶大団石牌」・民国七年一月「六O村石牌」等。[広西壮族自治区編輯組（編） 1984a：41-44]）はもとより、新来者は姓名を明らかにし（民国七年正月「三十六瑶七十二村大石牌」、[広西壮族自治区編輯組（編） 1984a：45-46]）、ヤオ族の規則を遵守せねばならなかった（民国十三年二月八日「六段・仙家漕・老矮河三処石牌」、[広西壮族自治区編輯組（編） 1984a：46]）。さらに瑶山への入植を承認された場合でも、先述のように耕地は山場に限定され水田を獲得することができず、しかも家屋をも含めてそれらを借りることのみが許可され、「山丁ヤオ」（盤ヤオ・山子ヤオ）と同様、佃農としての境遇に置かれたのである(43)。個別的には略奪の被害にあって廃村にまで追い詰められた村落も見られたが、全体としてはこの自衛体制は一定の効果を納めたようであり、前掲の民国『象県志』「蛮情」にも「猺人の所有する田地は皆世代相承され変売されることは少ない」と述べられている。

以上の検討から、この時期に商工業者や農民、さらには亡命者・「遊匪」等の反社会的な者に至るまで様々な移住民が広西へ来住し、壮族やヤオ族と接触した。平地に住む壮族は主に商人や来住後地主化した農民によって経済的支配を受ける方向に向かったが、他方山地の壮族やヤオ族は移民と様々な局面で接触しながらもそれに従属するには至らなかったことが指摘されるであろう。

第6節　漢族との通婚と文化の移入

以上の壮族・ヤオ族と統治権力・地主・移住民等の漢族との関係に関する検討により、壮族および「平地型」ヤオ族が、「山地型」ヤオ族に比べて漢族との間により密接な政治・社会経済的関係を持ったことが判明したが、このような漢族との交渉は通婚や文化の方面においても見られた筈である。本節では、壮族・ヤオ族における漢族との通婚と漢文化の移入について検討を行いたい。

1．通婚

まず、壮族と漢族との通婚史については本書第12章で述べた。その要点は、清代康熙・雍正年間（17世紀末～18世紀初）において壮族と漢族との通婚が、とりわけ壮族女性と漢族男性との配偶を中心として開始された。やがて清末から民国期（19世紀半～20世紀初）になると、壮族女性の漢族男性への嫁出が広範に見られるようになり、その場合、言語を含む習俗は漢族のそれが用いられるようになった［塚田　1989：65］。地域的相異も同時に見られたものの、壮族の歴史の潮流からすれば、先述の方向に向かったように考えられる。そしてそのことは劉錫藩の、壮族が多く漢族と雑居し、相互に婚配を為すことも多いとの報告によって裏付けられる［劉　1934：39］。このような壮族と漢族との通婚は、民国『荔浦県志』三「蛮情」の按語に、

> 肆虐於前明（天）啓・（崇）禎間、清初始靖。編戸為民、輸賦供役。与外族通婚媾、起居・服食進化無異斉民。

とあるように、編戸となり賦役を提供するようになったこととともに、「起居・服食は“進化”して漢族斉民と異なるところが無い」という習俗の「漢化」をもたらした要因となったのである。

類似の傾向は「平地型」ヤオ族のもとにも見られたようである。たとえば、臨桂県では「大良猺」が「民と雑作し、或は昏（婚）姻を通」じていた（前掲・雍正『広西通志』）。また乾隆『興寧県志』巻三、秩官、武功「撫猺把總」に、平地ヤオが「近ごろ且つ（漢族と）互に婚媾を為し、交ごも往来を尚び、ともに里甲に編まれ」るようになったことが明示されている。さらに前掲の民国『藍山県志』「徭俗軼聞録」にも、地主化した平地ヤオが県下の（漢族）富豪と通婚していたことが見出される（ただし、民国『楽昌県志』三、地理、風俗附「猺俗」に、広東の楽昌県の平地に居住する「熟猺」について、「漢族と異るところが無いが、ただ女性を嫁出させず、入婿をとるのみである。贅壻はヤオ族に限らない」

という記事があり、所によっては山地に居住していた当時の習俗が残存していたためか、専ら漢族男性の婿入りの形式がとられる場合も見られた)。

「山地定着型」・「山地移動型」のヤオ族については壮族の場合とはかなりの相違が見られた。まず明代の広東・興寧県では、正徳『興寧県志』四、雑記「猺人」に、

大抵、聚処山林、斫樹為峯。刀耕火種、採山猟原。嗜欲不類、言語不通。土人与之隣者、不為往来、不為婚姻。

とあり、焼畑耕作に従事し移動生活を送る「山地移動型」ヤオ族と「土人」(当地の漢族)とは、生活形態・習俗・言語が異なっており、(そのゆえに)近接した地域に居住していても接触の頻度が低く、通婚を行わなかったという。

また、民国『榴江県志』第二編、社会「民族」に、民国22年(1933)に実施された人口調査では全県総人口約5．8万人のうち壮族が約3500人、ヤオ族が895人存在していたことが述べられており、その続文に次の記事が見出される。

獞人、久与漢族同化、婚姻互通。惟猺人則深居於窮山大谷中、鮮与漢族往来。雖間有来市貿易者、亦僅数十人。其衣服・言語、尚与漢族迥異也。

すなわち、壮族が漢族との間で「相互に」婚姻を行うのに対して、ヤオ族は深山に居住し漢族との接触自体が非常に少なく、そのゆえに衣服・言語も漢族とは逕庭があった。当地でのヤオ族と漢族との通婚について、『同書』「風俗」に次の記事が見出される。

有尖頂・平頂猺族。(中略。)居処零星、三五家為一村。(中略。)其人、背負竹簍、履高山如平地。(中略。)不与漢人通婚、嫁女子自択婚配。多喜入贅。

頭巾の形状(「尖頂」)や3、5家で1村を構成するような分散的な村落の形態、および山地居住の諸点からすると、このヤオ族は「山地移動型」のものであるように考えられるが、彼らは漢族とは通婚せず、専らヤオ族同士での婚姻を行っており、そしてその場合、男子に嫁を迎えるのと女子を家に留めて婿をとる二種類の方式があり、中でも後者の割合が高かったことが明記されている。さらに「過山榜」には、しばしば「婚姻はヤオ族の十二姓の民の間だけで行うべきで、漢族や壮族とは行ってはならない」とか「漢民がヤオ族の女を娶り妻と為すのを許さない」という趣旨の他民族との通婚を禁止する記事が見出される(44)(ただし、[唐 1948：32]によると大瑶山の「山地移動型」ヤオ族の「板ヤオ」のもとでは、近年、漢族男性を婿に迎える行為は一般的に見られるようになったという)。

「山地定着型」ヤオ族について、[唐 1948：29-33]によると、大瑶山ではヤオ族と漢族・壮族との通婚は原則的には行われず、そしてそのことは「鴨は鶏に配さない」という主張

に端的に示されるように彼らの間で強く意識されていた（ただし漢族男性の入婿の個別的事例は近年になって見られるようになったという）。

以上の検討により、壮族や「平地型」ヤオ族は、特に清代中期以降、漢族と通婚を行うようになったが、他方、「山地型」のヤオ族のもとでは族内婚が主流であり、しかもその場合、ヤオ族女性の漢族への嫁出は意図的に禁止された(45)（ただし、漢族男性の入婿は清末以降見られるようになった）ことが知られるとともに、深山に居住し漢族との交渉が非常に少なく、習俗や言語においても漢族の影響が比較的小さかったことが、このような顕著な相異が生じた要因であるように推測される。この点について、光緒『修仁県志』「風俗」に、

昔日輒謂「修邑猺獞雑処」、殊不知猺人仍居猺地、惟獞与民雑処耳。

とあり、同治『象州志』下「紀人」に、

猺与山子、仍居外地、不与内接。獞与蛋家、久習華風、漸更夷俗。其衣装、則已改矣。其語言則已通矣。富者均読書、貧者均力田。愚者均安分、黠者均滋事。即不習官語、皆知畏正官法、不必区分以為治。

とある。すなわち、「昔日」（清代以前）は「猺獞雑処」と言われていたが、清末にはこのような表現が不適切であると断定されるほど壮族の居住形態が「（漢）民と雑処」する方向に変化し（『修仁県志』）、そしてそれに随伴して衣服・言語・儒教等の要素に代表される「華風」＝漢文化を移入し、「夷俗」＝伝統的文化を変革して行く方向へ向かった（そしてそのゆえ統治権力の側からすれば「区分して以て治を為す」必要がなくなった）が、他方ヤオ族は依然として「外地」＝深山に逼塞し、漢族と一定の距離を保っていたのである（『象州志』）。このような壮族とヤオ族との居住環境の相異は、両者の文化においても漢族の影響の度合いの強弱の相違として立ち現れてくるであろうことが先の『象州志』からも容易に想像されるが、この点については次にあらためて検討しよう。

2．漢文化の移入

壮族とヤオ族の漢文化移入における相違については、既に引用した二、三の史料からも推測されるところである。ここでは紙幅の都合上、若干の事例を提示しつつ壮族・ヤオ族の比較に絞って論じたい。

（1）壮族

まず、直轄地の壮族について、筆者はかつて明末清初におけるその文化に言及した［塚

田 1987：14、1988：20-36］（本書第３章）が、その要点は次のとおりである。

（ｉ）男性は武装し、報復闘争を行う。（ii）髻を結い裸足である。女性は、襟袖に刺繍を施した青色の上着、多くの襞のある長いスカートを着用し、（銀製の）耳飾りをつける。（iii）茅葺き屋根の木造家屋、干欄（高床）式住居に居住する。上下二層に分かれ、下層に家畜を飼養し、上層に人間が居住する構造である［現在の干欄（高床）式住居は写真７を参照］。（iv）配偶者の選択は男女の集団間での対歌を媒介として行われる（同姓婚が可能である）。婚礼の後、新婦は専ら生家に居住し、春の耕作・秋の収穫や祭りのときにのみ夫家に赴く。受胎の後初めて夫方の新居に移り住む。これを「不落夫家」と称する。（v）親族集団のありかたが漢族と異なり、男性が殺傷されれば双方の当事者が所属する父系親族集団が報復闘争に参加するが、婦人が被害をうけた場合には報復闘争に参加する者の範囲が拡大される。（vi）女性は「畜蠱」なる妖術を行うとされる(46)。

なお、この外、言語が「鴃（もず）の鳴き声のようで理解できない」（乾隆『桂平県志』四「猺獞図志」）とされるが、その中で「村老のみが官語に通じ」（桑悦『思玄集』三「記獞俗詩」）統治権力との間の外交交渉に当っていた(47)。

史料に散見される壮族文化には明末から清中期・乾隆年間にかけての時期において連続性が認められ、この時期には伝統的な文化が濃厚に保持されていたと言える。しかし同時にそれに変化が萌生しつつあったことも見逃せない。たとえば乾隆『桂平県志』四には、上記の（ｉ）～（iv）に符合する記事が見られるが、しかし同時に、

> 邇来、服教畏神、安耕織、服文教、漸為民相近。

という記事が見出され、また同書・同巻の総論に相当する個所にも、

> 猺人遠在桂平境外、而狼・獞多散処村落。其起居・服飾、与斉民歯、力穡輸賦。間有読書肄業し、掇青衿者。

とある。すなわち壮族が「民に相い近く」なり「斉民に歯び」つつあり、中には（地主化し）府県学に入学し「青衿」＝生員となる者さえ出現した。この点からすれば、伝統文化を保持する反面で漢文化の移入による文化変化が生じつつあったことが指摘される。この点について賀県でも「言語は歴世改めず、漢族には通じない」が、しかし同時に「皆な官話を習い」、さらに科挙に応試する者が輩出するようになりつつあった（『賀県志』七、風俗「猺獞」）。

その後、清末道光年間から民国期にかけての時期になると、漢文化の受容がより明確な形で、そして地主化した者のみならず一般の壮族の間にも広く見出されるようになる。こ

の点について、まず上記の（ｉ）について、桂平県では「今の県下の壮族は淳樸で、官司に見えるのを畏怖しており、客籍が凌ぐも敢えて反抗しない」（道光『桂平県志』一五「諸蛮」）とされ、また三江県でも「昔は頗る慓悍と称されたが、今は性直にして和平であり、（中略）他の辺民に較べて先進的である」とされており（民国『三江県志』二、社会、民族、各述「獞人」）、かつての「慓悍」から「淳樸」・「和平」と表現されるように変化した。次に、（ii）・（iii）について、民国『桂平県志』「獞人生理」に、明の鄺露『赤雅』の記事に対する按語として、

至於衣服・飲食・居処・器用之属、尽変華風、已逾百年。赤雅所言、已成古事。

とあり、衣食住の各方面における伝統が既に「古事」となり、漢文化へ変化したことが指摘されている。この点、三江県でも、住居は高床式によらず、さらに周囲に土墻をめぐらしたものも多く、家畜小屋が母屋と離れたところに建てられるようになり高床式住居は「殆ど過去の習慣」とされるようになった（前掲『三江県志』、風俗「居処」）。（iv）の配偶者を選択する際の唱歌について、荔浦県では「光緒以前には見られたが、近日は改まっている」と述べられている（民国『荔浦県志』三、風俗「郷閭之俗」）。不落夫家についても、桂平県では清末以来、民族間の通婚が広範に行われるようになるにつれて見られなくなった［塚田 1989：62-63］（本書第 12 章）。三江県でも「結婚後の女子の不落夫家は、往々にして悪い結果（離婚）を醸成するので、現在は男女の同意が必要になっており、以前のように長期間新婦が生家に住むことはない」とされ、その期間が限定されるようになった（前掲『三江県志』、風俗「婚」。（vi）の「畜蠱」について桂平県では「20 年前にそのことを現地の 90 歳以上の老人に問い尋ねたことがあるが、皆そのことを聞いたことがない、と証言している」［塚田　1989：62-63］（第 12 章）。

但し、このような文化変化[48]には地域的変差が見られたこと、及び文化要素の中で言語は維持されたことに注意する必要がある。壮族の文化変化の地域性について光緒『修仁県志』、「風俗」に次の記事がある。

邑、分両都、其俗亦有両種。其居於広平都者、漢多獞少、其風俗漸近於華。居於豊定都者、漢少獞多、風俗近於陋。

すなわち、居住地における社会的環境（ここでは漢族との人口比率の高低）によって壮族の文化における漢文化の影響の度合と波及の速度が異り、漢族が多数を占める地域では壮族は漢文化を多く移入し、逆に壮族が多数を占める地域では伝統文化の維持の程度が比較的高かった。また、壮族の人口は少ないが、ヤオ族・ミャオ族等の複数の民族集団とも

に山地において孤立的な居住状況が見られる地域、たとえば龍勝県では干欄式住居・不落夫家・成婚後の唱歌、及び女性の服飾等において壮族旧来の文化伝統が一層強く維持されていた［広西壮族自治区編輯組（編）　1984ｂ：122-140］。

次に、言語について、桂平県では清末・道光年間、壮族は、広東からの移住民に対しては広東語を使用したが、壮族の間では依然壮語を使用していた［塚田　1989：63］。また、光緒『貴県志』五、紀人「風俗」によると、壮族は「土音」を操る以外、漢族と異なるところが無く、壮語を話すがゆえに壮族であるとされるようになった。さらに壮語も漢語の方言の一つに過ぎないとさえ述べられている(49)が、このような誤解が発生するほど壮族の変貌が顕著であったことが推察される。ともあれ、壮語が漢語との二言語併用の形式で維持されるとともにそれが壮族と漢族とを区別するためのほとんど唯一の指標とされるようになったことが指摘されよう。

なお、壮族による漢文化の移入について、道光『修仁県志』一、輿地「風俗」の次の記事も見逃せない。

其始終於獞者為獞俗、其雖獞而不囿獞者、能改俗。（中略。）獞而不囿獞者、詩書応試、列於士林。用夏変夷、不復知其為槃瓠之後。但同姓為婚、未能尽除、則不免知而故犯。

すなわち、壮族が漢文化と接したときに、壮族であることに固執しその文化を維持し続ける場合と、逆に主体的に漢文化を受容して科挙に応試し上昇して統治階層に加わろうとすることを志向する場合との二通りの行動様式が見られたこと、そして後者の場合でも「夏（漢文化）を用いて夷から（漢族へ）変化」しようとしても他方では同姓婚の習俗がなおも残されていたことを知ることができる。この相異は居住地の社会的環境とも密接な関連性が有るが、こうした両極分化現象を内包しつつ大局的には後者の漢俗を受容する方向に向かい、後者が優勢を占めるようになり、壮族が多数を占める地区においても漸次漢文化が浸透して行ったであろうことは劉錫藩の報告［劉　1934：19］(50)からも推測されるところである。この史料では村落における社会関係の実態が不明であるが、少なくとも漢文化を受容する目的の一つとして、個人にとっての社会的上昇の実現があったことが指摘されるであとう。ともあれ、上記の記事で壮族によって異文化＝漢文化を主体的に摂取して行く傾向が明確に示されていることは壮族の民族的特性を考えるうえで注目に値するであろう。この漢文化を受容するに当たっての壮族側の意識のあり方について、費孝通の報告も有力な手掛りを提供する［費　1952：29］（本書第 11 章註 42）。そこから、解放直前の頃には壮族の多くの者が（言語を除き）主体的に漢文化を移入するとともに、漢族として

の族籍を獲得する方向を志向していたこと、その中で言語のみは維持されていたことが看取されよう。

以上により、清末から民国期において壮族の伝統文化の多くが漢族文化に置き替えられて行く傾向にあったこと、その趨勢の中で言語のみは壮語・漢語の二言語併用の形でなおも保持されたことが指摘されよう。

なお、第６・７章で見たように漢文化の受容にともなう文化変化のあり方に関しては壮族の間でも地域差が見られ、さらに第５章で見たように土官地域とでは相違が見られた。壮族人口が比較的多い地域や土官地域では漢文化を受容しながらも壮族文化も併存していたのである。

（2）ヤオ族

ヤオ族の場合について見ると、まず「平地型」ヤオ族は、漢文化を受容し文化変化が顕著に見られた点で先の壮族と類似の過程をたどったようである。たとえば前掲『粤西叢載』「臨桂県志」に「居食嫁娶は悉く民と同じ」（ただし女性の衣服は異なる）とあり、『賀県志』に「髪型や服装が漢族と異なるものの住居・食生活・婚姻習俗等においては異なるところが無い」とある。また、恭城県では東・北郷のヤオ族は「編戸となり」、「尽く皆な納税」し「読書」「捐官」する者が出現していた（前掲・光緒『恭城県志』）が、当地の石口村の調査によると、調査が行われた時点（1950 年代後半～1960 年代前半）から数えて 70 年前には既に漢族地区と同じ衣服を着用し、婚姻も漢族式の父母の命による方式が用いられていた［広西壮族自治区編輯組（編）　1986ｂ：325-330］。また、その言語（伏念語）は、当地の漢語とは語順に一定の相違が見られるものの漢語に属する［毛・蒙・鄭（編）1982：11-12］(51)。

ただし、注意したいのは、「平地型」ヤオ族が諸般にわたり漢文化を移入しつつも、槃瓠神話や「千家洞」伝説等の要素を留めている点である。この点について、文書や伝承で確認される(52)外、筆者が 1988 年 11 月に江華県涛墟区河路口鎮で行った調査によると、当地の奉姓ヤオ族は 1955 年以前、12 年に１回の割合で、始遷祖（広西富川県から宋末～明・洪武２年〔1369〕の間に移住してきた）の生誕日（農暦９月３日）に祀堂において大規模な祭祀を行っていたが、その際に祖先が「千家洞」から持参したという牛角（の一部）・衣服等の物を祭壇に供える必要があったという。以上から、「平地型」ヤオ族は漢文化を移入しつつも、ヤオ族独自の文化要素をも部分的に維持し続けたことが指摘されるであろう。

他方、「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族は、漢文化の移入についても壮族や「平地型」ヤオ族の場合とは対照的であった。たとえば、「山地定着型」の大瑶山のヤオ族について、民国（二七年）『象県志』第二編、人口、非漢族「猺」に、

与漢族人民相距甚遠、風俗習慣亦与漢族純然不同。（中略。）惟語言一項、因近三十年間、与漢族交際頻繁、雖未同化、而長年男子能操普通国語及粤語者頗多、亦知聘用漢族人士教其子弟。但数識字者仍極少数。

とあり、清末以来漢族と接触する機会が増加し、漢族を瑶山へ招聘して漢語（広東語をも含む）を学び、そのため漢語を話す者が多くなった(53)。しかし、それ以外の方面では漢族とは「純然として」異なっていた（漢字の識字率も低かったようである）。この状況は、同県の壮族が「僅かに言語によって漢族と分別できるだけであり、風俗習慣等はおしなべて漢族と同じである」（『同書』「獞」）と記述されているのとは対照的である。また、賀県の場合について、県下の山地に居住するヤオ族は、乾隆37年（1772）において「椎髻」・「短衣」・「跣足」であり、雑穀栽培、木器の製作と製品の交易・狩猟採集で生計を立てていた。当時、一部では漢族識字者を招聘しての漢字の習得が行われつつあり、ために「風亦た日に日に変わらん」と称された（光緒『賀県志』七所引、乾隆「旧志」）。しかし、約160年を隔てた民国23年（1934）において、壮族が「漢族と同化してすでに久しい」のに対しヤオ族は依然「俗は旧に仍る」と指摘されている（民国『賀県志』第二編、社会「民族」）。さらに、広東北部でも、壮族が「悉く薙（剃）髪し環（銀製装身具）を去り、礼教に服し儒書を習うこと斉民と歯び」、そのゆえに「今獞類無きかな」と極言されているのに対し、排ヤオは「負険族居」し官府の召還に応ぜず、その生活風景は「榛榛狉狉（いわゆる「未開」の情景を指す）の情形は蓋し猶お昔のごとし」と表現された（前掲、民国『連山県志』）。加えて、「平地ヤオ」と「高山ヤオ」との相異について、湖南の寧遠県では前者に「読書・能分の士」が多いのに対し、後者は「習俗は猶お旧のごとし」と記述された（嘉慶『寧遠県志』巻十、雑志「猺崗」の按語）。

「山地移動型」の場合についても「山地定着型」と同様の記事が見出される。たとえば容県では、「山地移動型」ヤオ族が県下の漢族と土地を争い「過山榜」を持参して県衙に出頭した事例を先に提示したが、その続文に、ヤオ族が乾隆年間以降、功績が有り衣冠を授かるとともに漢語を習い、子弟の為に師を招くようになったことが述べられている。しかし、それにもかかわらず「火炮・団牌を持って跳躍する」行動形態から「これを斉民と同列に見ることはできない」という評価が加えられている（光緒『容県志』十「猺崗」）。ま

た、民国『榴江県志』第二編、社会「風俗」には、ヤオ族の伝統的な衣食や婚喪の習俗が挙げられており、そこに「読書し字を識る人はきわめて少なく」、「近ごろ漸くヤオ族を団甲に編入したが、ヤオ族の習慣をにわかに改革するのは困難である」と述べられている。さらに、民国『霊川県志』四、人民、種族「猺」に、ヤオ族の服飾（「椎髻跣足」・「青衣短褲」で、女性は「平頭冠」を戴し筒スカートないし袴を着用し、富裕な者はさらに金銀の耳環をつけ簪を挿す）・居屋（土壁で築き茅で屋根を葺く）・生業（桐・茶・毛竹・薯・粱・粟・黍・旱稲・百合・冬菰・芋魁・シュロ等の栽培、製紙、狩猟、瓢の製造とそれらの交易）・慶事の際の親族による始祖（槃瓠）祭祀等の記事があり、その按語に、

今猺人、服食・居処・風俗、尚仍旧貫、未嘗稍有変革。

とあり、ヤオ族は「旧貫」＝旧来の文化伝統を維持しようとする傾向が強く、その点で漢族統治階層の側の観点からの「少しも変革が見られない」という一方的な評価を受けたのである。他方、壮族は、この続文に、

惟獞族漸与漢民同、且有読書入庠、与漢民同婚姻者。習与漢処久而同化。与旧日所記迥殊矣。

と言われるように、漢族に「同化」した結果、「旧日」（清代中期以前）と比較して「迥かに殊なる」ようになった。加えて、前掲の民国『荔浦県志』三「蛮情」の按語に、壮族の「起居・服食は漢族と異なることがなく」なったのに対して、ヤオ族は「旧習を変えず」、「耕山遊猟」の生活を過ごしており、ために「旧くは獞を以て凶と為すも、今乃ち猺を以て頑と為す」という評価が加えられている(54)。1949 年以前の史料のこの種の記事には確かに漢族為政者の自民族中心主義（「大漢族主義」）的傾向が認められるが、しかしその中から一片の事実を汲みとることができよう。すなわち、概して壮族が「壮族に囿わらない者はその習俗を変える」方向に向かった（前掲『修仁県志』）のに対して、山地のヤオ族は「旧習を変えない」立場を堅持し続けたのであり、換言すると、漢文化に接したときの両者の対応方式には開放性と閉鎖性という対照的な特徴が認められるのである。

以上、本節で検討した所を要約すると、壮族が清代中期以降、とりわけ清末から民国期において、漢族と通婚を行い、漢文化を移入して伝統文化を変えて行く傾向にあった（ただし、その言語は漢語との二言語併用の形で維持され、また伝統文化の残存の程度についても地域差、直轄地と土官地域との間の相違が見られた）のに対して、ヤオ族、特に「山地定着型」・「山地移動型」のものは、漢語等の漢文化の要素を部分的には移入しながらも旧来の伝統文化を維持する方向を志向したのである。

小結

本章では、壮族・ヤオ族を４類型に分類して漢族との政治・社会経済・文化（及び通婚）上の交渉史に関する比較検討を行ったが、その要点は次のとおりである。

（1）統治権力との関係について、壮族と「平地型」ヤオ族とは編籍され税糧を負担した。清代中期（18 世紀初～19 世紀半）までは暫時、税役軽減と間接統治の政策が用いられたが、清中期以降、一般編戸と同等に扱われるようになるとともに、官僚・官僚候補生として統治階層に上昇する者が出現した（ただし、地域的差異も見られた)。他方、「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族の場合、統治権力による支配権の波及の時期・内容ともに大きな相違が見られ、清代中期以降次第に影響力が波及したものの緩やかな統治に過ぎなかった(この傾向はとりわけ「山地移動型」の場合に顕著である)。

（2）地主との関係について、壮族と「平地型」ヤオ族は地主の佃農となる趨勢にあった。清代中期以降、この傾向が一段と強まるとともに、族内で階層分化が発生し地主化する者も出現した（この場合も地域的差異が存した)。「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族の中にも佃農化する者が出現したものの、しかし地主との社会的関係の強弱の度合いにおいて、また族内階層分化についても前者の場合とはかなりの相異が見られた。

（3）移住民との関係について、壮族は清代中期以降、商人や来住後地主化した移住農民の経済的支配下に置かれる傾向にあった（ただし、山地に居住する壮族は、これとはかなり様相を異にする)。他方、「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族は、清代中期以降、商人による搾取を受けたり反社会的な活動を行う移住民の被害を被ったりしたものの、それらに従属するまでには至らなかった（なお、手工業移住民も見られ、壮族・ヤオ族と接触したが、概して零細規模であった)。

（4）漢族との通婚や漢文化の移入について、壮族や「平地型」ヤオ族は清代中期以降、漢族と広範に通婚を行い、漢文化を移入し伝統文化が変化する傾向にあった（ただし、壮族の場合、言語は根強く保持され、また伝統文化の変化の度合いについては地域的差異が存した)。他方、「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族は基本的には漢族と通婚せず（但し、清末以降、漢族男性の婿入り婚は見られた)、また漢文化についても漢語等を移入したもののあくまで部分的な導入にとどまり、全体としては旧来の伝統文化を堅持する傾向にあった。

さらに、以上の要点の整理を通じて、次の二点をも指摘することができる。

（5）この各類型間の差異の発生に際しては、漢族との関係を含むそれぞれの居住地での社会的環境のみならず、自然条件や生活形態を含む生態的環境の相違もまた、重大な要因となっている。

（6）漢族の政治・社会経済的影響力の波及が壮族・ヤオ族の文化変化に果たした作用について、壮族・「平地型」ヤオ族の場合は（とりわけ清代中期以降）漢族の政治・社会経済的組織への編入の度合いが強く、「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族の場合はそれが弱かった（「山地移動型」ヤオ族が最も弱い）のであり、このような漢族との関係の強弱の差異が、恐らくは壮族・ヤオ族の文化の上にも一定程度反映され、伝統文化が壮族・「平地型」ヤオ族よりも「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族のもとに濃厚に保留される結果となったように考えられる。

とはいえ、すべてを生態的環境や漢族との民族間関係史の文脈で整理・把握し切れるわけでは無いこともちろんである。たとえば、民族的境界の維持機構について、「山地移動型」ヤオ族の場合、そのアイデンティティの核心に祖先の出自・由来に関する伝承「槃瓠神話・渡海神話・千家洞伝説」を持つ（それらがセットとして保存される場合のみならず、部分的な残存の場合もある）ことはよく知られているが、注意したいのは本来の言語さえもほとんど喪失し、諸般にわたって漢族の影響力が強い「平地型」ヤオ族もまた「山地移動型」のものと同様の伝承を依然保持している点である。また壮族の場合、文献史料を見る限りでは漢族との種族的境界はヤオ族と比較すると明確ではなく、漢族的体系に編入されて行く傾向にあったのであるが、しかしその中でも言語は維持され続けたのである。「漢化」なる用語を以て、非漢族が漢族的政治・社会・文化体系を受容するとともに自らの民族的アイデンティティが変化して行く（最終的には自民族のアイデンティティを喪失して漢族へと族籍が変化する）過程の総体と考えることが許されるならば、壮族や「平地型」ヤオ族は「山地定着型」・「山地移動型」ヤオ族と比較して「漢化」の程度が高いと言うことができる。とはいえ、（歴史的個別的例外を除いて）全体的に見ると、壮族が「僮話を話す漢人と自称している」と言われながらも、1952 年の桂西僮族自治区の成立（1956 年に自治州に改変）、1958 年の広西僮族自治区の成立という事実に端的に示されるように、それらは必ずしもおしなべて「漢化」過程の最終段階である民族的アイデンティティを喪失し漢族の族籍を獲得する段階にまでは到達したわけではなかった。加えて、壮族と「平地型」ヤオ族とが「漢化」に際して、政治・社会経済的方面では類似した過程をたどりながらも、文化の方面ではそれぞれの民族的特性を反映して相違が発生していることが認められる。

こうした点の解明については、本章で試みた漢文史料の解釈に重点を置いたいわば民族の外側からの巨視的な分析の成果を土台として、調査の成果を取り入れての壮族とヤオ族の社会・文化の諸要素に対するより微視的な、そして民族の内側からの分析が更めて要請されるであろう。

註

(1) その人口は213.7万人（1990年）で、うち62%に当たる132.7万人が広西に居住する。

(2) ヤオ族の祖先伝承＝槃瓠神話の初出は『後漢書』南蛮伝においてであり、またその由来書・特権保証状たる「過山榜」（「評皇券牒」）の年次の多くが南宋の景定元年（1260）であることからすれば、南朝以降明代までの時期の検討も不可欠であるが、本章では壮族の場合との比較検討を行うのが主眼であるので明代以降の時期を扱う。

(3) なお、ヤオ族の人口比率について、1958年の言語に基づくデータ［毛・蒙・鄭（編）1982］を各適応型にあてはめて算出すると、「山地移動型」が47.89%、「山地定着型」が35.64%、「平地型」が16.47%を占めることとなる。

(4) なお、この点に関連して、松本光太郎氏が提示された中国のヤオ族に対する見解［松本　1985：52-66］について言及しておきたい。松本氏は、ヤオ族の具体的・歴史的な文脈の分析を重視する視点から、梯田に依存し社会・政治組織を発達させたものを中国のヤオ族の基本的な適応型ととらえ、その典型である大瑶山の「長毛」系ヤオ族を主要な対象とし、清代末期から「解放」前までの時期におけるヤオ族の社会的適応に関する検を行い、竹村氏のタイ北部における「過山ヤオ族」（焼畑移動耕作を中心とし社会・政治組織が未発達である）に基づくヤオ族のモデル［竹村　1981］に対して批判的な見解を提示した。すなわち、筆者のヤオ族の分類用語を用いると、竹村氏が「山地移動型」ヤオ族に分析の重点を置いたのに対し、松本氏は「山地定着型」のものに重点を置いたのであるが、注意したいのは松本氏が「山地定着型」をヤオ族の基本的適応型と見做す根拠を提示していない点である。少なくとも大瑶山のように「山地定着型」ヤオ族が優勢を占める地域が広範に存在したか、もしくは「山地移動型」の多くが歴史上「山地定着型」に変化した、という証拠が前提条件として提示されない以上、松本氏の見解は成立し難いように思われる。結論を急ぐならば、中国においてヤオ族の基本的適応のタイプを求めようとするときに、「大分散、小集中」と表現される［『瑶族簡史』編写組 1983：5］ように広い地域に分散居住する「山地移動型」のものの分析が軽視されるべきではなく、また2つの類型相互の間の移行については、これを過大評価してはならないと考える。

(5) たとえば「盤古王聖牒榜文書」（宜山県）［広西壮族自治区編輯組（編） 1985d：55-61］に次の記事がある。

明朝王出世、横販（反）天下、殺死万万人民。

(6) 『皇清職貢図』四「慶遠府過山猺」に、

其過山猺、僻処山巓、以焚山種植為業。地力漸薄、輒他徙。故以過山為名。

とあり、焼畑耕作を行い数年後地力が衰えれば他処へ遷徙する生活形態であった（ただし、個別的には次のような事例も見られた。すなわち前掲の『趙家来歴書』および伝承によると、趙姓の祖先は康熙初（1662年頃）に広東から広西平楽府昭平県を経て「桂林

県」（臨桂県）下に来住し、その後約50年ほどの間に5回移住を行い、従ってほぼ10年に1度の割合で移住したが、康熙年間後期以降は移住の頻度が低くなり、1カ所に6～8代居住するようになった。また、桂林に来住してからは、移住の範囲が桂林近辺の霊川県・龍勝庁等の地に限定されている）。

(7) なお、大瑶山において先来の「山地定着型」ヤオ族が地主として、後来の「山地移動型」ヤオ族に山地を小作させていたこと（但し、棚田形式の水田は自ら耕作する）はよく知られた事実である。この点について光緒『修仁県志』「風俗」に、「猺有両種。曰頂板、曰長毛。頂板、即長毛之山丁。」とある。なお、「山地定着型」の花藍ヤオについては写真26（居住地の外観）・27を、「山地移動型」の盤ヤオについては写真28を参照。

(8) 乾隆『富川県志』十二、雑記「寇変」。

景泰元年、猺賊盤性子・廖八子等叛。征蛮将軍田真、遣兵剿之。知県羽雲、招撫其餘党。（[原註）今之三十六源、是也。]

(9) [竹村　1967：55-71] では、ヤオ族・壮族・漢族（土著・客民）の4集団を次の4つの聚居形態の型に区分されている（括弧内は対応する集団を指す）。①深山移動型（ヤオ族、特に過山ヤオ・山子ヤオ）、②渓谷低地準定住型（ヤオ族・壮族）、③城外郷村定住型（土著漢族と一部の漢化壮族）、④城内都邑型（客民）。この区分法は大局的には妥当な見解と言えるが、しかし、上記の②の型における、壮族の一部のヤオ族への同化、ヤオ族と壮族との同一村落への混住、という指摘については、より詳しい内容を持つ史料による傍証が必要であるように思われる。

(10) これに対して、統治権力に服従しない壮族は「生獞」とか「悪獞」と呼ばれた。ヤオ族や他の非漢族に対しても同様に「生」・「熟」といった統治権力との政治的距離を示す形容詞を民族名称に冠する呼称方式が用いられた。このように、中国王朝の傘下に入るか否かを基準として非漢族を類別するのは、前近代において歴代の統治階層によって継承され続けた伝統的な類別方法である。

(11) 湖南の永明県でも、編籍された「熟猺」は「薄税免徭」とされた（道光『永州府志』五下、風俗「猺俗」）。ただし、所によっては税役上の優遇処置の代償として、要地の守備等の軍事的負担を課される場合も見られた（この点について万暦『江華県志』四「猺峒」に、「聴令官府提調。亦用以把守地方、或遇盗寇、率衆禦之。」とある）。

(12) 汪士鐸『乙丙日記』二に、

宣廟（道光）三十年、粤西日無可叛。其紫荊山、自明平大藤峡以来、至今為盗藪、不交銭糧国課、官府相承、視為域外。

とあり、大瑶山に連なる紫荊山に居住するヤオ族が、明代に弾圧されてから清末道光年間に至るまで税役を納入せず、統治権力から「域外」と見做されていたことが確認される。

(13) この点について、道光『柳州府志』十一、風俗「立春」に次の記事がある。

按粤西旧俗、行春之日例伝猺女踏歌。其各郷、毎歳倶挨次而来、詣公堂唱、畢各給塩斤許。其女子回里、随有媒説親。雖女子原不歌、倶係老猺婦代唱。（中略。）今府城久已革除、而各属尚有行之者。

すなわち、柳州府および府下の各県でも、ヤオ族の女性が、毎年正月に官衙に来て唱歌し、官側がこれに塩を支給するという慣行が見られた。この場合、各郷のヤオ族が毎年交替で担当し、また女性は未婚者で、彼女が歌唱することができなければ老婦が代唱したという。

なお、ヤオ族に対する統治権力の塩政に関して、応檟『蒼梧總督軍門志』二、所引の成化元年（1465）の制勅に、

両広軍民人等、多有興販魚塩等物、進入猺峒買売。因而走透消息、深為未便爾。須出榜厳加禁約、違者処以死罪。

とあり、成化元年、両広（広東・広西）において、（ヤオ族の蜂起の防止という観点から）塩を携帯し瑤山へ入山する商人が政府の機密をヤオ族に漏洩するという理由で、ヤオ族に対する塩禁の政策が実施された（それは恐らくは塩の密売の取り締まりの政策とも密接に関わっていよう）。そして同時に、同書一四「経費」に、

朔望及歳首、聴撫猺獞、赴軍門而投、見（現）在百里之外、毎名賞銅銭一百文・布二疋・魚塩各五斤、百里内、魚塩各二斤。

とあるように、「聴撫」＝統治権力に恭順した者に対して年頭や毎月1日・15日に塩や銅銭・布・魚が「賞」給されたのである。これより、塩の支給と停止の政策が、ヤオ族を統御するための有効な手段として重視されていたことを知ることができる。

(14) たとえば、湖南の藍山県では、深山に定住する高山ヤオは、数十餘家を単位とする「冲峒」ごとに「徭目」が居り、ヤオ族を統轄していた。「徭目」はさらに山麓の漢族「徭官」（「撫徭官」）の統属下に置かれた（「徭官」は県下の東西に2人居り、明代嘉靖年間にヤオ族の蜂起を鎮圧した鍾富光・成世仁の子孫が各々地位を世襲した）。ヤオ族の間に紛争が発生した場合、「徭目」が調停したが、その段階で解決されないときには「徭官」に訴えた。重大案件については「徭官」がさらに県に報告しその裁定を受ける仕組みになっていた（前掲『藍山県図経』、鍾才濂「徭俗軼聞録」）。類似の体制は広東北・西部でも広範に見られ、ヤオ族統治に少なからざる作用を果たしたように考えられるが、この点についての具体的な検討は別の機会に行いたい。

(15) 乾隆『慶遠府志』十、雑類、諸蛮「猺」に、

山田無幾、遇天少雨、稜穜不収。無所得食、則踉蹌篁竹間、潜出剽摽、事已即遁入巣山。山多渓菁、捜捕不易。官府雖覚、亦難於過問。

とあり、ヤオ族が凶作のときに下山し「剽摽」行為を働いた場合でも、ひとたび深山に「遁入」すれば、その険阻な自然環境（およびそこでのヤオ族の自由な行動）のため、官府がこれを捜索・捕捉するのは非常に困難であった。

なお、前掲の『趙家来歴書』によると、趙姓の祖先は康熙51年（1712）廖三の蜂起の鎮圧に協力した功績により、水田を作り、「無粮無税」で「代々安居」することを許されたというが、それでも先述のように定住は一時的に過ぎず、やがて他処に移住し、統治権力による把握が及ばなくなったのであり、このことも例証となるであろう。

(16) この点について雍正『広西通志』九三「永安州」にも、

（猺）交手為礼、不識拝跪。

とあり、ヤオ族は古来からの漢族の伝統的拝礼法である「交手」（拱手）を知るのみであった、という。

(17) 雍正『広西通志』九三「恭城県」に、

附県八村、民獞雑処。民村十。猺村三十五、獞村五、皆遠郷、各設頭目鎮之。

とある。

(18) ［唐　1948：45］は嘉慶年間にはすでに納税していたとし、［胡・范　1983：30］は康熙二年と嘉慶年間の二通りの所説があることを指摘している。この点について乾隆『潯州府志』四、疆域、都里、平南県「大同里」・「朋化里」に、

以上、在県西北。皆係猺里。昔明設有土舎并土兵二十四名、防守山口、其猺米支給兵糧。本朝定鼎以来、撤去土舎・土兵、銀米一体編入地丁起解。

とあり、遅くともこの史料が成立した乾隆21年（1756）迄には、土兵（狼兵）の徹去にともなってヤオ族の田土に地丁銀米が課せられたことが知られる（なお、この記事から同時に、明代からヤオ族が土兵の軍糧を供出していたことも判明する）。

(19) 民国『桂平県志』三一、風俗、猺人、猺人種類「采訪」に、

有生猺、有熟猺。熟猺与平民錯処、通婚姻、并耕田納糧、故又名糧猺。生猺、名蛮猺。蛮猺有板猺・箭猺・花藍猺・山子各種。

とある。

(20) また、広東西部では清代中期以降「猺官」が廃止され、直接統治に移行する傾向が見られるようになった（但し、広東においては、広西の場合のように壮族が山麓に居住して、中国王朝の支配の波及に際し一種の緩衝地帯となったのとは、かなり様相を異にしている）。

(21) この点について、『蒼梧總督軍門志』一六「賞格」に、

聴撫猺獞、有知猺獞出劫、綁赴所在官司、転送軍門者、与上功之賞。

とある。さらに、太平天国運動の発生に際して、ヤオ族のうち太平軍に参加する者が出現する［広西僮族自治区通志館（編）　1962：225-227］とともに、清朝軍に協力する者もまた存在した（李星沅『李文恭公奏議』二一、使粤「会奏籌剿金田逆匪懇調提鎮大員協剿摺子」）事実も裏付けとなるであろう。

(22) 雍正『広西通志』九三「昭平県」に、

其（壮族）諺曰、寧食粥稀不見官府。

とある。

(23) この点について、雍正『平楽府志』二〇、外志「陋俗」に、田産売買の契約書は「数寸の悪紙を用て書写し」、「找価過戸に至りてはじめて契を找し印を請う」ため、契約書には偽造のものが多く信ずることができないことが述べられており、さらに壮族・ヤオ族が「猾吏奸棍」に税糧の代納を頼んだ場合、後者は前者の「愚蠢を欺き」、「完納の糧単を収め」、「偽約執単に仮りて憑と為」し、かくて前者を「佃丁」としていたことが指摘されている。

(24) 岑溪県におけるヤオ族と漢族「招主」との関係について、雍正『広西通志』九三に、

岑溪連城郷。上里、平河等二十村、中里、大洞等四村、下里、佛子等五村、皆猺人所居。（中略。）豪民募使耕山、謂之招主。官府勾摂不聴、命招主諭之則往。

とあり、当地では「豪民」が「招主」としてヤオ族を招佃して山地を耕作させており、官府がヤオ族を出頭させるような場合には、専ら「豪民」を通じて行われていた。

(25) また、明代中期から清代中期にかけて広東の高要・四会県一帯のヤオ族を統括する「撫猺官」を60餘人をも輩出した高要県水坑村の謝氏一族は、同時に大地主でもあった。初代の「撫猺官」となった謝永安は、献金して十餘里にわたる水路を築き、また正統7年（1442）には穀一千石を官倉に捐納（寄付）して、翌年「義民」に旌表された（このとき同時に「世襲猺官」を授けられた）（光緒重修『水坑謝氏家譜』九「謝永安伝」）。

(26) 広東の排ヤオについて、李来章『連陽八排風土記』三、風俗「猺獞」に、排ヤオの由来に関する有名な故事が収録されている。

連地自古無猺。連志（康熙十二年の県志？）載、自宋紹興年間、州郷宦廖姓者、為西粤提刑、及旋里、帯猺八人防道、見連地。皆深山峻嶺、易於耕鋤、遂不去、始居州境油嶺・横坑各山、刀耕火種。及日久種繁、越居連山境内、又分五排、曰大掌嶺・火焼坪・軍寮・馬箭・里八崗。

すなわち南宋・紹興年間（実際には淳熙年間）に連州の漢族廖姓（乾隆『連州志』七「人物伝」では廖顒とする）が、提刑（提点刑獄）として広西に赴任した際に８人のヤオ族を帯同して帰郷した、という。また、民国『連山県志』十四、猺排、歴代綏猺政策上篇、殷化行「剿猺再奏疏」（康熙四〇年十一月）に、

又拠民人廖玉章等称、八排猺、係伊遠祖、於宋朝紹興年出仕粤西、帯回猺僕十餘人、分入山内、耕種自活、年久蕃息、載在志書。因呼民等為山主、所種民畝額徴銀米、歴年、倶民等催収完納。

とあり、廖顒の子孫の廖玉章なる者が康熙40年（1701）「山主」と呼ばれてヤオ族から収租していた。さらに、民国『連山県志』十六、遺聞「存疑」に、先の廖顒が宋代にヤオ族を帯同して来たという故事に関する疑問点を表示した個所に、

但至今廖姓之人、入猺排収山租、春秋廟祀、猺人相率来而拝。

とあり、民国17年（1928）の時点でも、廖姓漢族は地主としてヤオ族から「山租」を徴収し、廟の祭祀の折りにはヤオ族が参拝に来た事実が述べられており、その点からすれば先の故事は必ずしも根拠が無い訳ではないことが指摘されている。さらに、[『民族問題五種叢書』広東省編輯組（編）　1987：55]に、民国初年に自ら「山主公」と称する廖亜妹が瑶山に赴き催租をしていたことが指摘されている。加えて、胡耐安によると、1949年5月当時、連県の廖顒の末裔が毎年一度「外三排」へ行き（収租人を派遣し）、「山租銀」200元を収取し、その中40元を県の賦税局に納めていたといい[胡　1966：574]、廖姓地主が所有した土地は八排のうち「外三排」、すなわち油嶺・横坑・行祥（南崗）の三排であったこと、および廖氏は地代を徴収するとともに国家への納税の代行をも行っていたことが知られる。

以上の記事から、宋代に廖顒がヤオ族を帯同して来たという故事の真偽はともかく、少なくとも清初康熙40年以降1949年の新中国の成立までの間、廖姓地主が三排のヤオ族を佃農としていたことが指摘されるであろう。

(27) この点について、前掲・民国『藍山県志』「徭俗軼聞録」に、

徭人、多窮苦。凡山中万金以上者、皆民籍非徭籍也。

とあり、山中で富裕なのは漢族のみで、ヤオ族は貧窮の状態に置かれていた。

(28) なお、「土著民」と表現されるものの実体は本来の意味での土著とは限らず、先来の移住民で比較的長期間定住したものも含まれるように考えられる。この点について、地図12で図示した修仁県広平都について、雍正『平楽府志』四「風俗」に、

修仁、広平都南北東西四郷、民獞雑居。民皆異地人、寄籍年久、遂成土著。

とある。

(29) なお、移住民の来住時期・分布・出身地およびその背景や存在形態についての具体的な検討は第7章で行った。ここでは専ら移民と壮族・ヤオ族との関係のありかたの比較に焦点を絞って論じたい。

(30) 当時、大量の米穀が商品として広西から広東へ搬運されていたことがその背景にある。この「西米東運」の状況については[西川　1978：155-158]・[安部　1957：120-213]等が、その制度的運営については[稲田　1986：90-105]が参考となる。

(31) なお、壮族の中にも商業行為を行う者が出現したが、それは大概、耕地を持たない雇農・佃農の農閑期における副業[石　1928：1277]であるか、もしくは専業であっても活動地域が奥地に限定されており、しかも小規模経営である場合が多かったように思われる。

(32)『清宣宗実録』二二二、道光十二年閏九月康寅条、禧恩「籌議辦理排猺善後章程」に、

猺人、至民墟貿易、毎為漢奸所欺。

とあり、ヤオ族が下山して定期市に赴いても往々漢族商人の欺騙を受けた。またヤオ族が山中に逼塞したのに対して壮族は、民国『桂平県志』九、墟市「石龍墟」に、

在県西八十里、武平里内。（中略。）旧為獞人聚趁之地、今已漸同化、不可辨識矣。

とあり、石龍墟はかつては壮族が多く集まる定期市であったが、民国期には壮族が漢族に「同化」したため、市場においても第三者による民族的識別が困難になったという。

(33) 大瑶山の桂皮について、乾隆『潯州府志』四、疆域、物産「肉桂」に、

按桂之為性、一物而五味具焉。出安南青華山者、為交桂、品最佳。曩者、其産甚阜、中外流通。又有潯地紫荊山桂、相輔並行、故購之尚易。今交桂罕至、而四方所需、交萃此山。

とあり、かつてはベトナム産の「交桂」が最高の品質を持ち、広く流通していたが、乾隆前半期には乱獲のためか流通しなくなり、かわって潯州紫荊山のそれが注目されるようになり、全国的な需要を一手に受けることとなった。そして、この続文に、

以一紫荊山所産、広応区夏之求。求無窮、産有限。無惑、価値日騰、山力就窘也。
とあり、早くも乱獲による資源の枯渇の危険性が指摘されるようになった。

(34) たとえば、来賓県の『聖牒榜文』［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：9-14］、田林県の『盤古瑶榜牒』［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：30-33］、金秀県車田六怒村の『評皇券牒』［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：38-44］、同県六巷の『評王券榜牒文』［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：81-87］、臨桂県の『評皇聖牒』［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：52-54］、融水県の『牒榜文書』［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：62-68］、荔浦県の『十二姓瑶民過山榜文書』［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：103-108］等。

(35) たとえば、1935～1936年に広西北部のヤオ族・ミャオ族を調査した路偉良の報告によると、入山した小商人（山麓の漢族農民が農閑期に商業活動を行うことが多い）は、1斤の塩と半斤のシイタケとを交換するような不等価交換を行った（山麓の市場では1斤の塩は銀元1.5角で、半斤のシイタケは3～4角の価格であった）。このため商人は交易の度に莫大な利益を得ていた。そもそも、険阻で安全の保障もない深山に入り交易を行うのは一種の冒険事業であり、多くの人が敢えて試みようとしなかった点にこのような不等価交換が成立し得た一つの原因がある［路　1944：45-48］。

(36) ただし、個別的には、次のような事例も見られた。民国期に広西北部の融江・榕江沿岸地域では豊富な杉木の産出が見られたが、その所有権は漢族「山主」の手中にあり、ヤオ族・ミャオ族は山主から借金をして杉の植林を行う「山丁」の境遇に置かれていた［路　1944：36-39］。

(37) 一般に山地のヤオ族は木器の製作に長じており、製品の交易は山林資源とともに彼らの重要な生活手段であった。たとえば、前掲『賀県志』七「猺獞」に、
能為材木器具、及猟山獣採山蔬、市銭以供日用。
とある。

(38) なお、広西の農村手工業について［西川　1978：153-167］によると、広西は広東のヒンターランドとして位置付けられ、食料および手工業原料の供給地、広東の手工業製品および塩の購入地とされたため、手工業の発展が抑えられることとなった。

(39) 第11章註30・51史料を参照のこと。

(40) なお、「客家」の広西における存在形態は、入植した地区の社会的環境によって様々な場合が見られたのであり、常に非漢族を含む先住民に対して優位を占めた訳ではない。その広西への進出と存在形態については第11章を参照されたい。

(41) なお、このような状況は平地ヤオ族のもとでも見られた。前掲『藍山県図志』「徭俗軼聞録」によると、藍山県の平地ヤオには、以前は高山に居住しており後に平地に移住して来たヤオ族と、他地域から移住して来た漢族との2つの起源があったが、後者について言えば、ヤオ族地区では比較的税役負担が軽額で科挙への合格の功名も容易に取得することができたがために来住し、そして「徭籍」に編入されることになったという。

(42) 太平軍の蜂起やそれに前後しての会党系諸集団の活動と清朝の支配権の弱体化がその要因に数えられる。民国（三七）『象県志』第二編、社会、人口「人口増減」に、土地の「父老」のもとに伝承されてきた史事として次の記事が見出される。
清嘉（慶）道（光）以前、国内昇平、地方安謐。当時人口、頗称繁盛。降至咸（豊）同（治）之際、地方慘遭匪患四十餘年、焚殺劫擄無虚日、其倖存者又多流離転徙、甚有全村無一人者。即以城治言、自咸豊四年至同治二年、城中幾無居民。

(43) 茶山ヤオ族の「滴水・容洞・六力・大進四村石牌」（光緒17年〔1891〕）には、さらに新来の漢族に田土・山地を小作させることも禁止されたことが述べられている［広西壮族自治区編輯組（編）1984a：57］。

(44) たとえば、『聖牒榜文』（来賓県）［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：9-14］、『盤

古聖皇榜文券牒』（宜山県）［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：22-26］、『過榜山文』（金秀県横冲村）［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：45-51］、『評皇聖牒』（臨桂県）［広西壮族自治区編輯組（編）1985a：52-54］等（なお、上智大学西北タイ歴史・文化調査団が将来した『評皇券牒』にも関係記事が見出される［白鳥（編）　1975：14-20］）。

(45) 1933年に賀県の山地ヤオ族を調査した蔡樹邦の報告によると、今（1933年）はヤオ族と漢族との間に言語（漢語）が通じるようになったため、通婚が行われる場合が少なくないが、かつてはヤオ族女性が漢族と（恐らく前者の後者への嫁出の形式で）結婚しようとすると、彼女は親族・友人から「極刑」に処せられたという［蔡　1934：165-168］。

(46) これらの諸点に若干の補足を加えれば、（ii）について、草で青色に染めた衣服を日常着とするが、女性の盛服は錦で腰周りをおおい、花模様（刺繍）のスカートをはき、その裾に唐宋の頃の銅銭を繋いだものである（康熙『永淳県志』一〇、風俗「獞人」）。さらに「文身」が行われる（桑悦『思玄集』三「記獞俗詩」）場合もある。また（iv）について、対歌を通じて意中の異性を選択する際の贈答品として、男性側からは扇面に歌を書いたもの［塚田　1989：27］（第3章第1節参照）や、「扁担」一本（天秤棒。それに数首の歌を刻み、また金糸・花をあしらったり、漆を塗ることもある）の場合が見られる（前掲『永淳県志』）。女性の側からは歌を織り込んだ帨［塚田　1989：28］（第3章第1節参照）や手製の錦繍の嚢帯（『永淳県志』）等である。なお、既婚女性も対歌に参加することができる（乾隆『桂平県志』四「猺獞図志」）。夫婦となる約束を交わした後、これを父母に告げて承認を得る。父母は媒人を依頼し、さらに蘇枋木の汁で染めた檳榔・蔞葉・石灰等の婚資が贈られ婚約がととのう。成婚の当日、新婦を迎えに来た新郎側の男性親族と新婦を送る女性たちとが「林木を振わす」が如く歌う（前掲『永淳県志』）。

(47) 乾隆『雒容県志』十八「雑志」に、

（獞人）一団一村之長、則直名之為老。其人入城辦公、能習漢語、外此格磔鉤輈、多不能曉。

とあり、村団の長老のみが官府の公用語＝漢語に通じ、村団を代表して定期的に州県城に赴き公務に参画していた。

(48) 壮族の文化変容の契機として、統治権力による教育と習俗改革の政策も少なからず作用を果たしたように思われる。これについては第5章を参照のこと。

(49) この点について［胡　1966：574］も、壮族（当時「仡人」とも表記さる）はすでにほとんど漢化し、「仡話」の「方言」をもつのみであると指摘している。

(50)「獞族の漢族への同化の速さは、他民族（ヤオ族・ミャオ族）の遠く及ばざる所である。今、漢族と壮族との境界はほとんど消滅し、（壮族に）学問を身につけ官僚となる者が絶え間なく出現している。左・右江流域に行って見ると、獞族村落が一帯に分布しているが、もし一部に残留している獞語か風俗を識別の標識とするのでなければ、それが獞族であることをほとんど知ることができない。山奥の僻地の県であっても依然として「楼居畜処」（干欄式住居）や「短衣長裙」の習俗を留めている者は少数であり、その総人口の1、2割に過ぎないのである。」

(51) 毛振林によると、富川県の平地ヤオ族の「九都話」と古漢語との間には一定の対応関係が見られるという［毛　1988：76-79］。

(52) たとえば、『千家洞木本水源』（江華県涛墟）［『過山榜』編輯組（編）1984：108］、『計開千家洞路引』（江華県中河）［『過山榜』編輯組（編）1984：109］、『千家洞古本書』（恭城県勢江郷）［『過山榜』編輯組（編）1984：113］。また、［広西壮族自治区編輯組（編）　1986b：277-279］に、恭城県の平地ヤオ族のもとに伝承された槃瓠神話（ただし、過山ヤオ族のそれと比較すると若干の変形が加えられている）と「千家洞」伝説

とが紹介されている。

(53) この点について［王　1936：44］は、ヤオ族（花藍ヤオ）が漢族との交易関係を維持するために漢族の教師を雇用し言語・文字を習得するようになったと述べている。ただし、「山地移動型」ヤオ族の場合については、漢字で書かれた『過山榜』が遅くとも宋代には既に存在していたことからすれば、漢字の移入時期はかなり早い。

(54) 民国『桂平県志』、猺人「猺人兵器」の按語に、

近日、猺人已易刀箭為槍炮矣。槍炮亦倶自製、発則必中。尚武之習久、而未改也。

とあり、武器は刀箭から鉄砲に変化したものの、依然「尚武之習」を保持していたという。

第15章　広西西部靖西県における壮族の文化変化の一側面
――経済・社会的変動のなかの民族文化――

序文

今日、飛躍的な経済発展を遂げ、また人口移動などの新たな社会変動が生じている中国において諸民族の文化の動態は検討に値する課題である。それは単に「漢化」か、伝統文化の維持か、あるいは両者の併存かというだけではとらえきれない問題である。本章では、壮族の文化について、経済・社会変動や国家の民族政策との関わりをふまえながら、とくに近年（1980年代以降）における文化の変化に重点を置いて検討を試みたい。その場合、現在の文化と過去のそれとの内容と意味とにおける連続性と非連続性という点にも留意したい。

また、ここでは文化の諸側面のうち、とくに壮族的な要素が濃厚とみなされる年中行事「三月三（サム・ルン・サム）歌節」（歌祭り）の諸活動および刺繍・織物製品を中心に取り上げる。対象地域としては、現在も「歌節」が盛大に行われる地域の一つとして知られる靖西県を対象とする。靖西県は広西西部、ベトナムとの国境地帯の海抜 700（県東南部）～1300m（県西北部）の高地に位置し、人口 55.72 万人（1992）で壮族が 99.7%を占める(1)。

第1節　経済・社会的変動

1．経済発展

現在、靖西県で生じている経済発展は、産業の多角経営化、天然資源とその採集採掘の部分的民営化 、国境貿易に大別することができる。

（1）産業の多角経営化

壮族はかつては水稲・畑作農業にほぼ一元的に依存していたが、近年は多角経営化が顕著である。その一つは経済作物の導入である。たとえばサトウキビや柑橘類などのの栽培が奨励政策もあって進められている。広西は 1980 年代以降広東に次ぐ蔗糖の産地となった［『当代中国』叢書編輯部（編）　1992］が、広西のなかでも東部や中部の平野地帯が主体で、西部の山がちで土壌の瘠せたカルスト地形の靖西県では生産量が少ない。第二に漢方薬材の栽培・採集である。リュウガンや田七・八角などである。これらの問題点は、加工技術の欠如や、資本金の不足、他国（ベトナム）・他地域（広東）と競合することなどのため価格が不安定なことである。たとえば靖西県は「田七之郷」として著名で 1980 年代後半

に生産が最高潮を迎えたが、資本金不足や代用品の出現などのため九〇年代に入り価格が下落する一方で、今では潰滅に近い状況に陥った。

（2）天然資源とその採集採掘の部分的民営化

当該地域の鉱産資源としてマンガンが、山林資源として木材（松樹、およびマナイタの材料となる憲木が主体）がある。従来はともに国家の管理下にあったが、近年部分的な採掘採集権が民間にも認められた。たとえば全国でも主要なマンガン砿石供給地である大新県西部に接する靖西県湖潤鎮はマンガン採掘によって近年急速に繁栄している。問題点は、天然資源であるがためにどうしても地点が限定されることにある。

（3）国境貿易

ベトナムとの国境地帯に「辺境貿易口岸・互市点・貿易点」が置かれている。広西壮族自治区全体では 40 個所、靖西県では８個所を数える（その数は最近多少の変動がある）[広西壮族自治区通志館（編）　1992]。それらのうち、新興・岳墟・龍邦・孟麻街が比較的大規模な場所である［広西百科全書編纂委員会（編）　1994：89］が、規模は憑祥市のそれに比較してはるかに小さい（新興での国境貿易の光景については写真 29 を参照）。憑祥市、とくに凭祥では国内の多くの省市の大企業が軒を連ねる盛況ぶりだが、他県では政府が税制面での優遇策などを打ち出して企業の進出を募集している段階にある。また、ベトナムとの関係が正常化してから、1989 年に貿易が再開されたが、初期は農民が天秤棒をかついで従事したが、1992 年以降、国境貿易の整備にともない納税や輸入手続が複雑化し、現在（1996 年の時点では）国家と民営大企業が専従する形態である。しかし一部の人々は以前に貿易に関わった経験を生かして、自ら商業に従事したり、果樹栽培を進めたりして多角経営化を進めている。問題点は、地点が限定されることにある。

以上の産業に従事する人々の収入は自治区の農民一人当たりの年間平均純収入 1107 元（[国家民族事務委員会経済司・国家統計局国民経済総合統計司（編）　1995]）を上回っている。一方、こうした条件に恵まれない、土壌が痩せた内陸の経済的後進地でも豚・魚などの養殖業が行われている。多角経営化への志向性は内陸部の他地域――たとえば貴州省――よりも強いように見受けられる。しかし、そうした相対的な後進地から外省への労働力の流出が近年集中的に見られる傾向にある。

2．社会変動――とくに人口移動について

過去の人口移動は広東から広西へ向かうのが主流だった。広西の珠江水系各河川に沿う

都市の多くが清代以降、広東人（「講白話」や「客家」）によって発展した［塚田　1991］。広西東部では広東人が圧倒的多数を占めている。広西西部では右江流域は百色市まで、左江流域では龍州県まで、河港都市に広東人が、その周囲の郊外に来住時期がより早期であるらしい漢人（「蔗園人」など）が、そしてその外側に壮族が居住するという形態である。靖西県では、都市に少数の広東人が居住するものの、住民は先述のようにほとんどが壮族である。

現在の人口移動は、過去のそれとは逆方向で、しかも農村の壮族が多い点で異なっている。自治区全体では人口の約 1/10 が外省に流出しているといわれ［康　1995］、その比率が高い所、たとえば県西北の貧困地区、安徳鎮に所属する９つの行政村では人口（約 12000 人）の 16%が出稼ぎ労働者として広東方面へ流出しているといわれる。政府が経済作物の栽培を奨励しようとしても労働力が不足するなど、過疎化は深刻な問題となりつつある。

第２節　「三月三歌節」にみられる文化変化

壮族は歌を好み、明清時代以来、定期的に、日常的に、あるいは婚葬などの度に歌掛けが行われていた。「三月三歌節」は定期的に行われる歌掛け行事である。

１．郷村の歌節

まず、郷村レベルについて。現在の歌節――現地名「ハンダン」(2)――は、郷村の政治的中心＝郷鎮政府と村民委員会の所在地で実施されるものと、そうでないものに分けられる。前者についてみると、期日は地方によって異なるがほぼ固定化されている。期日は旧暦３月後半が多く、県下の 24 の郷鎮についてこの時期に行われる所が 14 個所、２月が６個所、１月は２個所、５月・７月が各１個所である。「三月三」という名称ではあるが、実際には旧暦３月３日に実施されるとは限らない。とくに県西北部では墓参日に当るので歌節は行われない（漢族および漢族の影響を強く受けた壮族地区では清明節に墓参を行い、相対的に漢族の影響が弱い壮族地区では３月３日に墓参が行われる）(3)。

歌節は、郷村政府主催のコンクール形式で行われる。固定した地点で、選ばれた歌手が競い合い、賞品(4)が授与される（県城で行われたものについては写真 30 を参照）。「計画出産」などの政策が宣伝され普及する場ともなる(5)。 歌掛けのほかに、バスケットボール大会や映写会・象棋（中国将棋）大会・現代的な「壮劇」などが開催されることも多いのが最近の特徴である。歌の表現や比喩・押韻に一定の技術が必要なこともあって、またテレビ・ステレオ等の普及につれて、若者の「歌掛け離れ」が進み、歌い手が減少しつつ

ある。歌掛け以外のイベントが盛り込まれがちなのも、そのことと関係があろう。所によっては歌節に歌掛け行事を実施できない場合さえ見られる(6)。当日は露店が多くたち、周囲の農村や他郷からも多くの人が集まる。たとえば、市街地の居民人口が1200人ほどに過ぎない那坡県平孟郷では歌節の日に約1万人もの人々が集まり、普段は閑散とした街が一大市場と化した。今や「風流街」(歌節のかつての他称)が「貿易街」に変化した(『広西日報』1996年6月3日)とさえ言われる。

解放前のそれとの異同について、期日の固定化、配偶者の選択の場から娯楽活動への変化、商業活動の随伴の傾向、そして歌の内容や旋律については解放前と連続性がある。劉錫藩によると、数十から数百もの露店が並ぶ定期市「墟市」が開催される時に、市のほとりの樹木が植えられ石段が敷き詰められた会場で「男女の会歌」が行われたといい[劉1934:130]、期日と会場の固定化や商業活動との結合について当時の状況が窺い知られる。しかし、政府主催のイベントとして開催される点では明らかに異なる。解放前、1930年代に進化主義的・同化主義的観点に基づき国民統合という現実の必要性から迷信的行為の一掃と質樸節倹を目指した「改良風俗」政策において、情歌を含むところの対歌は往々にして浮薄な「陋俗」として禁止の対象となった([広西省政府編輯室(編)　1935]など)(7)。これに対して、解放後に壮族が民族として認定された際に対歌は「壮族の共通の文化」として肯定的な評価がなされた(8)。さらに改革開放期には政府主導という形で民族文化として維持されている。最近では体育活動などの行事が取り入れられ、より組織化されており、また商業活動の機能が格段に強まっているものの、民族文化の独自性の維持という点で解放後の民族政策の果たした役割は大きいと言えるであろう。

2．歌節に付随する行事

歌節に付随する行事として、「抛繡球(トゥ・トゥム)」と「搶花炮(シン・バウワー)」にふれる。

(1)「抛繡球」。元来は男女が刺繍を施した球を抛り合い配偶者を探すものだったが、解放前からすでに、多くの所では、木板に小さな穴をあけたボードを8～10mもの長さの竹棒にくくりつけて高くかかげ、繍球を抛り穴を通過させる競技になっていた(写真31を参照)。男女2隊に分かれるという形式、および壮族の行事としての連続性はあるが、近年は一層体育競技化する(限られた時間内に一人が何回穴を通過させることができるかという内容)とともに郷村では行われる地点も多くない。現代的なスポーツと比較して若者の支持を得ていないようである。しかも、岩画で著名な寧明県花山などの観光地では観光客

向けの施設として商業化されている。さらに、使用される繍球が縁起物・装飾品として商品化されており、靖西県でも南寧市でも広西旅行の土産物の一つとして今や定着している。

（二）「搶花炮」。火薬を使って炮頭（鉄環「紅圈（ホンキン）」）を打ち上げて奪いあう行事である。清代、広西東部の都市の広東人居民のもとで旧暦２月２日に行われる「春社」の祭祀行事の一環として開始された。元宵節（旧暦正月 15 日）前後の社神祭り「花灯」と同じように、当初の社神への豊作祈願から、後に「子授け」祈願の意味を持つようになったと思われる。光緒『貴県志』五、紀人「節令」には、貴県城内で春社の日に当時行われていた花炮の内容が次のように記されている。

> 城廂、初二日、衆会社前、放火炮。大小不等、大者高、或丈餘、小者亦尺許。周身糊以花紙、名曰花炮。有頭二三等名目、結草環為標識。轟起時、接得者、謂之得炮頭。会主用鼓吹儀仗、送琉璃鏡一座、至其家、香花酒燭供奉堂中。次年及期、亦照様另備屏鏡・大炮・金豬、鼓楽送至社前、謂之還炮。

また、光緒『上林県志』三、地輿下、土風「毎歳節序」に、「（二月）三日夜、放花爆。求子者、競搶爆頭以為吉利。且主来歳主縁。」とあり、その目的が子授けにあることが記されている。後に壮族の間にも（おそらく民国期に）伝播し、歌節の活動の一部となった。潘其旭・梁庭望は（いつの時点であるか明記していないが）壮族の解放前における搶花炮の過程を紹介している［潘　1981］［梁　（編）1987］。

搶花炮を行う民族として壮族のほかにも貴州省のトン（侗）族のそれが知られるが、搶花炮は元来は漢族に起源する活動である。現在の壮族のそれは光緒『貴県志』の記事と比較すると大いに異なる。すなわち炮頭が「草環」から鉄環に、さらに環状ではなくなっている所もある(9)。打ち上げる回数も３発から４発に増えている。参加者が制限される。賞品は大型の飾り鏡（鏡屏）ではなく現金である。随伴する儀礼的行為も、多く消滅した。たとえば、花炮の入場式が行われない（かつて靖西県大道郷では解放前には獅子舞が先導し、着飾った子供を輿に乗せた「抬閣」、楽隊「八音隊」、神仙「八仙」の扮装をした隊が続き、花炮がそれらに続いた）(10)。花炮を始める前にかつては豚を屠り、廟に行き土地公やほかの神祇を拝んだが、今では行われない。さらに初年度に紅圈を得た者が次年度の際に米や銀元を提供する「還炮」儀礼が行われなくなっている。

（３）搶花炮の現場

搶花炮の具体的な場面を見てみよう。1996 年、４月５日に大道郷で行われたものを取り上げる。大道郷は人口約 14000 人、住民はすべて壮族（講央（ガンヤン））である。当日、県城（新靖

鎮）から大道郷へ向かう途中、およそ10ｋｍ以上も手前の辺りから歩行や自転車、トラクター、オートバイ等で現地へ向かう人々の列ができていた。県城から来た人、付近の農村から来た人、また街には露店が多く立っていたがそうした商人など、さまざまな人々がこの行事に集まった。ここではハンダンの初日に搶花炮が、翌日に歌掛け大会が行われる予定である。

田圃にできた観衆の輪の外に小さな仮設のテント掛けの祭壇がしつらえられている。向かって最奥部に祭壇が設けられ、そこに関帝（商売の神）・観音菩薩（子授けの神）・真武大帝（最高神）・華光大帝（芸能音楽の神）の神位が安置され、それらの前方に香炉や蝋燭・酒杯などが並べられている（写真 32)。さらに、供物が盛られた皿が幾皿も祭壇の前面に据えられた卓上に並べられている。供物は、ラクガンやザラメ砂糖などの菓子、ナシ・サトウキビ・ミカンなどの果物、キクラゲ・ダイズ・特産の山菜など、さらに紅白に着色された豆が盛られた四つの椀が置かれており、紅色でそれぞれ「風」「調」「雨」「順」という気候が順調であるようにという願いを示す漢字が描かれている。脇には４基の打ち上げ用の筒が並べられている。数名の世話役＝政府の文化系統の部門の関係者も脇に控えている。

ひとしきり、世話役から搶花炮のルールについての説明がなされる。一旦炮頭を得た人から奪い取ったりしてはならないとか、参加予定者以外の人が押しかけてはならない、といった内容である。過去には炮頭を奪いあって怪我人が出たこともあるので、安全のために参加者を女性に限り、人数も選抜し、さらに右のルールを作ったという。世話役をつとめた政府関係者は広東省東北部から３代前に来住したという。当初は広東語を話す「講白話」だったが、のちに「講央」に「なった」という。そして「以前からの講央」の人々とともに、解放後の政策の下で「壮族になった」という。搶花炮が広東人移民がもたらした行事であることが明らかである。

群衆が静まり返ったところで、いよいよ点火である。30 秒、１分――突如、沈黙を破るような爆音が起こり、白煙が高く立ち込める。女性たちが白煙の中に消えて行くかのように殺到する（写真 33)。ほとんど瞬時に勝負が決まる。およそ５、６ｍほども天空に飛んだのであろうか。炮頭をいち早く得た娘は人込みをかきわけて祭壇に走る。係員が押し合う人々を整理する。娘は別の係員に誘導されて祭壇の前にたち、観衆が注視する中、１発目を捧げる真武大帝の神位を拝む。そして、姓名と住所を記帳する。炮頭を右手に持ったまま喜色満面で観衆と県のテレビ局の人員が構えるビデオカメラに向かい合う。この行事はニュース番組で報道されることになっている。２発目の打ち上げは華光大帝に、３発目

は関帝に、そして最後の４発目は観音菩薩に捧げられる。その都度、爆音、煙、人々の殺到という光景が繰り広げられる。４発の打ち上げがすべて終了してから表彰式が行われる。爆竹の合図によって賞金 100 元の授受が行われ、そして勝利者たちが今一度、神位を拝む。観衆は祝福の拍手をする。行事がはじまっておよそ１時間近くも経過したであろうか。

かつての漢族の搶花炮との違いは、壮族の場合、社神祭ではなく歌掛け祭りの時に行う。さらに、炮頭が鉄製になり、打ち上げ回数も３発から４発に増えた。さらに参加者が制限される。賞品は飾り鏡ではなく現金である。随伴する儀礼的行為は行われない。今や、儀礼的側面よりも主催者（政府）の管理する娯楽的活動としての側面がつよくなっているのである。ただし、搶花炮を行うことでその年の豊作がもたらされるという観念は残っている。そして祭られる神祇は漢族ゆかりのものだが、子授けと関係の深い観音菩薩が最高位に置かれるという点にも伝統がとどめられている。

この日は数千人もの人々がそれを一目見ようと集まった。人々のなかで、以前とやり方が違うことを知る人はごく少数であろう。搶花炮は、やり方が変っても歌掛け祭りの看板的行事として大勢の観衆を集めることのできる行事なのである。

現在、手間や経費がかかることもあって搶花炮を行う地域が減少している。この状況において搶花炮の持つ意義は小さくない。民族との関わりについて言えば、人々は搶花炮の起源や本来の目的を知らなくても、それが自分たちの行事であると認識し、そして自称や方言の相違を越えて、靖西県では平素は意識されることの少ない民族的帰属を意識する機会ともなり得るであろう。現場の観衆以外の人々にもテレビのニュース番組や新聞で「壮族伝統の搶花炮」として伝達し宣伝される。それは民族政策の一環としての意義をもつ。また、文化的側面について言えば、人々が外来の異文化を選択し、変形させつつも自らの文化に組み入れて発展させてきた壮族文化の成り立ちがそこに示されているのである。

３．自治区の歌節

歌節は自治区レベルでも旧暦３月３日から数日間開催される。1984 四年の南寧での開催以来、政府の指定する「広西民族文化芸術節」となっている。1993 年（南寧）・1996 年（柳州）は「国際民歌節」として盛大に行われ、商品博覧会が付随して開催された。

1993 年のそれは、「文化芸術活動」として、３日間の会期中、民族歌舞公演・民族儀礼歌曲公演・内外の著名な歌手による公演（ラオス・タイ・ミャンマー・ベトナムなど６カ国の歌舞団ないし歌手も参加）・民族服装公演・絵画展・写真展・広告ポスター展・民歌理

論研究会などが開催された。広西からは壮族の他、ヤオ族・ミャオ族・トン族・ムーラオ族・マオナン族・イ族・スイ族・コーラオ族の歌手が公演に出場した。また、「経済貿易科学技術活動」として、西南中国の５つの省・区と成都市・重慶市が関係する商品交流会・対外貿易招商会・科学技術の最新の成果を含む新しい商品の展示などが行われ、内外の2000もの企業が参加し地元広西の商品２万点が展示された［広西国際民歌節執行委員会辦公室（編） 1993］。

1996年のそれは、内外の歌手の公演が３日間で終了した後も、商品博覧会はさらに４日間続行され、「全国名優産品」や広西の製品が、練り歯みがきから自動車に至るまで大規模に交易された［『広西日報』1996年４月25日］。郷村のそれと比べると、歌節自体が終了した後も博覧会が続くことや商品自体の多様性など経済活動の大規模化、そして壮族以外にも広西諸民族が参加し公演する点で大きな相違が見られる（さらに形式もコンクール形式と異なり順位付けがなされない）。民族の枠組を越えた「広西の行事」として、また地場産業の育成の機会として新たな発展が認められる。

第３節　刺繍・織物にみられる文化変化

壮族には刺繍の技術の伝統がある。農村の娘たちは刺繍に長けている。近年の変化として、まず民営工場ができ、仲介業者が現れ、ともに広東の企業の下請けとして発展している。県下の西北部を中心に、近隣の農村の娘たちが材料の絹糸と業者の指定する模様の下絵のついた布地を持ち帰って自宅で作業する光景が見られる（刺繍をしている場面については写真34を参照）。製品には嬰児用背負い帯、布団カバーなどのほか、近年肩掛けや壁掛けが登場した。嬰児用背負い帯などの小物や結婚時の持参財として好まれる刺繍の施された布団カバーなどは地元で作られ専ら地元で消費されるが、肩掛けなどは輸出品として外地へ運ばれ地元ではほとんど見られない。先述のように繍球は土産用の装飾品としてすでに商品化されている。

装飾品としての機能は民営工場でつくられている製品、額縁入りの「高級」壁掛けに顕著である。その図案は、壮族の好む花鳥模様とは限らず、広東企業の指定する山水画・百寿画など中国的な図案も多い。輸出用の肩掛けも黒地に派手な刺繍をしたもので、欧州人の異国趣味をそそるようなクジャクやバラの花をあしらった図柄であってその図柄は輸入商人が指定することが多いようである。広西農村の娘たちが刺繍加工した製品が広東、さらには海外へ輸出されて使用されるようになっている。

また、壮族の織物は明代以来「壮錦」として名を馳せてきた。かつては、各家庭に織機があり、織物は手織りで織られ自給されていたようである。解放後に県営工場が設立され、大量生産されるようになった。1970 年代以降には大型織機の導入により、さらに大量に製造されるようになった。製品としては、テーブル・クロス、手下げカバン、壁掛け、ソファーカバーなど多岐にわたるようになった。とともに家庭で織機を見かけることは非常に少なくなった。

刺繍にせよ織物にせよ、技術は解放前からの伝来だが、解放後に大量生産へと向かい、さらに近年は民族を越える内容と規模で産業化が進んでいると言える。

小結

文化の変化は、以上に述べたわずかな側面に限っても確かに進行してきた。解放後は、解放前との部分的な連続性が認められるものの、非連続性もまた強いことが指摘される。郷村での歌節のように、政策の下で、伝統をも取り入れながら民族文化として維持され組織化され、壮族のアイデンティティの源泉の一つとして作用を果たしてきた。現時点で、経済的後進地で人口流出が顕著な地方でも歌節自体の衰退や消滅には至ってはいない現象は、民族政策と壮族の人々の主体的意思との関わりにおいて理解されよう。

しかるに、近年の変化は、文化の産業化の進展とその民族の枠組を越える広がりにおいて、以前と大きな相違が認められる。文化には産業化されにくい部分もあろうが、先の行事にはいずれも経済活動が随伴したり産業化したりする傾向がみられる。歌節は目下、経済的に成功している地点でより大規模になりつつあるが、そのことが一層の経済発展を生んでいるように見える。自治区の祭典や刺繍産業に顕著なように今や産業化は民族を越える規模で生じており、区域経済圏や区域を越える経済ネット・ワークにも組み込まれつつある。また自治区の祭典は広西の地域的アイデンティティの軸ともなりつつあり、広西で壮族の二倍の人口を持つ漢族に与える影響も小さくないと思われる。これらの点でも壮族文化の今後の動向が注目されるところである。

註

(1) 現地の言語は壮語のなかの南部方言に属する。靖西県には八種の方言があるといわれる。すなわち央（ヤン、養）話、壮（ジョーン）話、省（ショーン、仲）話、仲楠（ジョーンナン、黒衣壮）話、隆安（ノン、ノンアン、儂、農安）話、左州（ズオジョウ、

仲爪）話、府（フゥ、阜）話、乳（ルイ、布依）話があり、それらの総称が「（徳靖）土語」である［『壮族百科辞典』編纂委員会（編） 1993］。うち央話はとくに県城と県東南部、さらに各地の郷鎮を中心に県内で広く使われているほか、徳保・那坡などの近隣の諸県でも使われるという。

なお、壮族のなかには「壮化した漢人」（民族識別の時に壮族となったり、解放前に「土話を話す者」と見られるようになった漢人）も郷鎮居民を中心に見られる。漢族は県城に居住し広東南海県からの移民が多いといわれる。

(2) 対歌を含むさまざまな活動が付随する歌節全体の地域名。その構成部分の対歌は「ダイセイ」と呼ばれる。

(3) 靖西県でも東南部（下甲地区）では清明節およびそれ以前に、西北部（上甲地区）は旧暦３月３日に行われる（県城では清明節が中心）。３月３日と清明節は往々混同されるが、両者の相違は明白である［塚田 1992ｃ］（本書第６章）。重日の期日や墓参とその仕方も漢族的な要素が強いが、それでも現地の壮族は「三月三日の墓参」を自らの伝統と考えており清明節とは区別している。たとえば 1996 年の場合、東南部では２月 17 日に行われたが、西北部では３月３日に行われた。なお、西北部でも都市部では３月３日が「穀雨」に当る場合、１、２日墓参を早める習慣があるが、農村部では旧暦３月３日の墓参の伝統が「穀雨」よりも優先する。

(4) たとえば 1998 年旧暦８月 15 日に岜蒙郷で開催されたものでは、１等 288 元、２等 268 元、３等 228 元、ほか「文明賞」68 元、「鼓励賞」38 元だった。

(5) 壮族の好む、歌の形式で国家の政策を宣伝するのが効果的であることは政府関係者にも十分認識されている［覃 1995］。

(6) たとえば県西北部の南坡郷では旧暦３月５日に歌節が行われるが、1995 年には歌節に歌掛けを開催することができず、搶花炮とバスケットボール大会のみを実施したという。覃乃昌は（武鳴県の事例だが）40 歳以上の中高年はまだ壮歌を歌うことができるが、若者でそれを歌うことのできる者は非常に少なくなっていると指摘している［覃 1995］。

(7) それによると民国 22 年（1933）、龍勝県・明江県・富川県で対歌が取り締まりをうけて解散させられた。

(8) 壮族は 1953 年の第一次民族識別で民族として公認されたが、それに先立ち 1951 年には中央訪問団の調査を経て１民族（僮族）として統合するとともに区域自治が検討され始めた。1952 年 11 月には桂西僮族自治区籌備委員会の座談会にて壮族が「４つの特徴」を備えた民族であり、文化面では言語や歌墟、婚姻習俗に共通性を持つことが結論付けられた（この基準に沿って従来「漢族であると誤解していた」多くの人々が壮族としての自覚をもつことになった）。なお、1952 年 12 月６日には当時の広西省の西部を以て桂西僮族自治区が成立した（現在の広西全域を管轄する自治区は 1958 年３月に成立）。以上の経過について『広西日報』および［『当代中国』叢書編輯部（編） 1992］を参照。

(9) たとえば靖西県南坡郷では黒砂糖で豚の背の剛毛を煮て固めたものを使用していた。その理由は不明だが、よく飛ぶために考案・創出されたらしい。

(10) 南坡郷では花炮の入場式を行なうが、２台のトラクターを用いる。１台目の上に飾り灯籠を乗せ着飾った少女・少年たちが乗る。２台目には花炮を乗せて現地へ至る。かつての入場式に比べるとはなはだ現代的なものに変化している。

終章では、まず、本書で検討したところを要約し、次いでそれをふまえて壮族史研究の今後の課題を述べることとしたい。

第１部。

第１章。現在、壮族の全人口の90%以上が広西に集居するが、その壮族のかなりの部分は明代に貴州や湖北湖南・広西西北部辺境地域等の各地から小規模集団の波状的移動という形で広西へと来住した。来歴を異にし政治的に自立的であり文化的にも必ずしも等質的ではない多くの下位集団が、歴史的展開にともなって結集・融合して「壮」なる特定の名称で分類される種族範疇を形成したものと考えられる。移住の要因として、明初に統治権力が敢行した貴州遠征をはじめとする漢民族の貴州への進出が、更には広西への定住の契機として漢人による招佃が指摘される。

そして広西来住の初期における壮族の生態として、山間の村落に居住し、焼畑耕作や狩猟採集を主な生計手段としていた。「獞老」を統率者とする各村落は政治的自律性が高く、その社会は非階級的色彩が濃厚で、また村落のレベルを超える恒久的政治的統合は形成され難かった。しかし同時に承佃を開始し定着農民化しつつあった。

第２章。壮族の承佃は永楽年間から開始されたが、その背景として、漢人地主の側には農地の開墾と防衛のための労働力・武装力の獲得という事情が、他方、壮族の側には生産活動の安定化、統治権力との接触の回避という事情が存した（壮族は文字・言語・習俗等の文化が漢人のそれと異なるがゆえに、統治権力との接触を極度に恐れていた)。承佃は村落単位で行なわれ、漢人地主が彼らを招いた。武装力を保有する壮族に対して、他方、漢人地主もまた、「土豪」的傾向を有していたようである。漢人里長・地主は、各種の手段を籠して壮族に対して恣意的非法搾取を行った。そのことが導火線となって漢・壮の主佃関係の尖鋭化を招いた。

明中期以降、漢人地主と壮族との主佃関係が尖鋭化して行き、明末にかけて壮族の武装蜂起が発生した。このような状況下に統治権力が介入し、蜂起を弾圧し壮族を編籍するとともに、他方、漢人地主に対しても招佃等に関する規制を行った。しかしそれは、壮族の佃農化の大勢を全面的に阻止するものではなく、清代に入ると壮族の佃農化は一段と進行した。それにともなって居住形態や文化の面においても変化が発生した。平野部において

漢人と同一の村落に雑居するようになり、壮族の村落が解体し、壮族は漢人村落へ吸収されて行った。壮族独自の社会体制もやはり変化して行ったものと推測される。階層分化が発生し、独自の村落と社会体制とが解体し、壮族は漢人社会へ吸収同化されて行き、文化面での独自性をも喪失して行ったように考えられる。

第３章。明末清初の一大変革期において、直轄地の壮族は、政治・社会・文化の各方面で伝統的な要素を保持しながらも、同時に漢族の影響によりそれに変化が発生しつつあった。すなわち、独自の村落に居住し独自の政治・社会体制の下で一定の武装力を保持していたが、次第にその村落が平地に漢族の村落と錯綜して形成され、壮・漢族が同一村落に共住することが行われるようになりつつあったと考えられる。また統治権力によって編籍され始めるとともに漢族地主への佃農化が方向付けられた。なお、その親族組織は必ずしも父系的な原理によって一元的に組織される性質のものではなく、母方の親族も重要な役割を担っていたようである。さらに衣服・住居・婚姻習俗等の方面でも伝統を維持していたものの、漢族との接触の増加にともない、それに変化が生じつつあった。壮族のもとへの商品経済の浸透は本格化してはいなかったが、広東商人の進出が行われ始め、また広東商人をも含む漢族男性と壮族女性との通婚が開始されるようになった。

他方、土官地域では、まだ土官が領内で強権を誇り住民の生殺与奪の権を掌握・行使しており、この点で直轄地のものと政治・社会体制上の顕著な相異が見られた。漢文化の移入も土官の主導の下に行われていた。別の面からすると壮族の伝統文化が土官地域により多く保存される結果となったであろうと思われる。

第４章。明清時代に広西の多くの地域で壮族の佃農化が進行し独自の社会体制が解体して行った。しかし、そうした潮流において広西のなかでも、社会経済的環境の相異によって社会変化の時期について地域差が見られた。広西北部山岳地帯龍勝各族自治県の「龍脊十三寨」では、壮族の非階級的な統率者「寨老」が、1933年以前は、寨、同姓集団、十三寨、十三寨を越える範囲、のさまざまなレベルにおけるもめごとの処理を行った。

壮族の社会は寨を基本単位として、寨老の調停を通して人々が緩やかに結びついていた。人々の連帯の範囲は伸縮性に富んでおり、そして多様であった。寨老は人々の結集の中心に位置していたが、あくまで寨老と当事者とは二者間の個人的信頼関係に基づく緩やかな関係にあった。

寨老は他方で、「頭人」として行政機構の末端に位置し、統治権力は彼を通じて村民を間接的に統治した。当初は統治権力の力が村民にまで及んでいなかった。清末の郷約が制

定された時期には、外来移民の移住とともに治安が悪化し危機的状況に陥った時期において十三寨の一体化が強まった。寨老たちによる郷約の制定・修改のための「大会」が開催されたが、それはタイトな組織ではなかった。寨老といっても、当初から流動的な存在であったのである。

1933年、「瑤民起義」への弾圧を契機に新行政システムが実施され、習俗の漢化政策ともあいまって、寨老の機能は弱体化し、統治権力の力が浸透した。以降、寨老は行政面での力、社会の磁源としての作用を喪失した。すなわち寨老を中心とする人々の緩やかな連帯から、統治権力の浸透によって寨老の役割が大幅に制限された。村落の解体には至らなかったが、少なくとも独自の社会体制が変貌を遂げた。

第２部

第５章。土官地域における壮族の漢文化の受容について、土官層はいち早く漢文化を受容し、そして領民に対してはそれを制限することによって漢文化を専有した。制限は服飾、住居、食文化、婚姻習俗など諸般に及んだ。土官層による漢文化の受容の時期は、明代中期・末期以降であって、とくに清代に入ると彼らは相当に漢化した。

ただし、他方で壮族的要素も維持された。土官は必ずしも壮族文化を全面的に否定したわけではなかったのである。たとえば、中国的服装の受容過程において、漢族の観念（黄色を天子の服色とする）とは異なる壮族的要素（白色を高貴の色とする）もまた見られた。食文化において、壮族に伝統的な糯米食品、ナレズシ・ナマス・ビンロウジなど両広地域に共通のものに対する嗜好性が維持された。婚姻習俗についても、対歌への参加、同姓婚が維持された。年中行事について、３月３日の墓参など壮族的要素が維持された。なお、土官は漢族的行事を受容したが、その方式として、そのままの受容と部分的な受容（ないし変更が加えられる）との両方の場合が見られた。

土官は漢文化を受容し領民にさまざまな制約を加えたが、しかし領民のもつ文化伝統を否定するような政策はとられなかった。住居、食文化、婚姻習俗において伝統的方式が禁止されたわけではなかった。

土官による漢文化の受容の目的として政治的意図が指摘される。領民に対して制約を加えることによって自らを領民と区別し、漢文化を自らの権威と権力を主張する標識として用いたのである。

第６章。壮族の年中行事はその成立過程の上から二つの類型に大別される。それぞれの

類型の中ではさらに細かい下位区分がなされる。

1．漢族から受容し、その内容も漢族的な行事。

（1）受容した後に普及した行事（漢族のもとで内容が変化し壮族のもとに古い方式が残された場合をも含む）——除夜・正月の行事、元宵節、社神節、3月3日の墓参、端午節、竈神祭。

（2）受容したもののさほど普及しなかったか、ほとんど受容されなかった行事——立春、4月8日の灌仏会、6月6日の天貺節（書籍衣服の虫干し）、七夕、重陽節、寒衣節、冬至節。

2．漢族的要素と固有の（ないし非漢族的）要素が併存する行事。

（1）行事自体は漢族から受容したか、もしくは期日・名称の上で漢族的要素が認められるものの、行事の構成部分に壮族の独自性が認められる行事——対歌（正月・元宵節・社神祭・3月3日・端午節・中元節・中秋節などに行なわれる）、行事食品としてのモチ・チマキなどの糯米食品（多くの行事に見られる）、牛魂節、明代における花婆祭など。

（2）壮族独自の行事であるが、内容に漢族的要素が認められる行事——莫一大王祭、螞蚏節、霜降節など。

（3）由来が不明であるが、ある時期から内容的に漢族的要素が見られる行事——田植祭、6月の土地神祭、中元節、中秋節、10月収穫祭など。

これらの類型や下位区分には、程度の強弱こそあれすべてに漢族的要素が見られる。1はもとより、2にしても漢族的要素が認められない行事はない。行事内容に壮族の独自性が見られる場合でも、それは漢族的行事の構成部分に組み入れられており、また壮族に起源を持つ行事の場合でもその内容に漢族的要素が認められる。この点から、壮族の年中行事における壮族・漢族的両要素の並存、複合性が指摘される。

年中行事の成立過程において地域差が形成された。それは、自然環境、漢族との社会関係の濃淡、政治組織形態の相異、来歴の多元性などが複雑にからみあって形成されたであろう。それは次の3点から説明される。

A．ⓐ広西の西部・西北部・北部とⓑ東部・東南部、ⓒ中部の地域差。漢族との政治・社会関係が地域差の形成の要因として考えられる。漢族的行事の受容の時期の早晩やその浸透度の高さはⓑ→ⓒ→ⓐの順となる。ⓑの地域で漢族的行事が受容され独自の要素が消滅する傾向が顕著に見られるのはほぼ清代中期以降であり、その時期からすると漢族の政治・社会的影響の受容の時期と軌を一にしている。

B．政治組織形態の相違（土官地域と直轄地）による地域差。土官の分布状況からすれば先のAとも重なる部分がある。また漢族との政治的関係の相違が地域差の形成の要因として考えられる。

C．来歴の相違（移住と土著、移住の場合析出地の相違）による地域差。たとえば莫一大王祭は南丹州付近からの移民によって広西北部に広まった。

こうした地域差の存在は壮族の年中行事のもう一つの特徴である。

第７章。広西各地の壮族の年中行事における漢族の影響の受容について、広西の中でも北部と西部に壮族の独自性が比較的よく保持されているが、中部、東部になるにつれて「漢化」の度合いが強くなって行くこと（ただし北部や西部でも独自の要素と漢族的要素が併存する）、この地域差は珠江水系の河流にもほぼ重なるであろうことが指摘される。たとえば、広西北部の龍勝各族自治県の龍脊地方では、壮族と湖南出身の漢族移民との間には、莫一大王祭・３月３日の行事や対歌が壮族のみに行われ、壮族に行事食品としての糯米食品に対する嗜好性が強く、また冬至節と竈神祭は壮族のもとでは行われる場合が少ない。さらに中元節の期日や供物・嫁出した娘の里帰りなど随所に相違が見られる。また、広西西部の靖西県では、壮族と「客家」（解放後に壮族に族籍を変更した）との間には、墓参の時期、対歌、収穫祭など農事関係の行事、さらに行事食品（糯米食品）などの面で相違が見られる。同じく広西西部の百色市において、壮族と漢族「蔗園人」との間にも先のような墓参時期や行事食品の面での相違は見られる（ただし、靖西県の場合よりは漢族の影響が強い）。広西中部の柳城県大埔鎮では、壮族と客家との間には、王爺祭の有無、冬至節・竈神祭を行う場合の多寡、中元節の期日や４月８日（客家にはない）などの行事などに相違が見られる。しかし、漢族の影響が先の龍勝・靖西・百色の場合よりは強い。広西東部の桂平県では壮族と広東人との間には中元節の期日の相違が見られる程度で、壮族のもとでの対歌・３月３日の行事はつとに廃れる傾向にあり、先の何れの地域よりも早期に漢族の影響を受け、その度合いも強い。

第８章。莫一大王神は、人々の無病息災や生活の順調・村落の土地を守護し、災害や疫病を鎮めたり予防する霊力を持ち穀物の豊作を保証する壮族の神祇である。その伝承は主に広西北部・西北部に広がっている。その伝承には壮族がたどって来た、服従と反抗の両現象を個別的に生起しながらも大勢として中国王朝の支配下に編入されて行く歴史的過程が象徴的に示されている。

旧暦６月２日に龍脊の馬海寨で行われた莫一大王祭は、田植えを終了し収穫に向けて除

草が開始される時期において、寨老を中心として寨を単位として、漢族の社祭と同様の方式で祭り、五穀豊穣や寨の土地と人々の守護を祈願する祭りである。その祭祀方式には、醵資の平等性、牲肉の献供と分配、神前での共食、祭壇の神名中における社神の存在等の点において社祭方式の導入が認められる。霊験の上でも社神との重複性が認められる。漢族のもとで行なわれていた社祭が壮族のもとにも移入されて普及し、さらにその祭祀方式が莫一大王祭の行程に導入されたものと考えられ、したがってそれは壮族の神を漢族の祭祀方式を用いて祭る行事である。漢族のもとには存在しない神を祭ることからすればそこに壮族としての主張がなされている。それは壮族・漢族の両要素の複合的な祭りである。

なお、莫一大王神は広西西北部を故地とし、そこから広西北部や東南部に移住した集団に限定されるのであり、他の来歴を持つ壮族のもとには見られないことから、壮族の来歴の多元性を指摘することができる。

第９章。明末から清代を経て民国期に至る時期に婚姻に関わる多くの習俗が変化した。すなわち、（１）配偶者の選択方式において、当事者主導から父母主導型への変化がみられた。（２）結納品・相性占い・婚礼までの過程も変化し漢化する傾向にあった。相性占いは、漢俗の「八字」を用い、婚礼までの過程は複雑化し漢俗に近づいた。（３）嫁入り行列のやり方は漢化し、夫方での婚礼も漢人のそれを受容した。しかし、伴娘たちが婚礼の前に嫁方で開催される酒宴で盛大に唱歌を行ったり、婚礼の日、花嫁に随行し夫方の者との間で夜通し対歌が行われるなど伝統も残された。なお、花嫁が里方に戻る行為は「回門」といわれたが、漢人の回門とは内容は異なっていた。（４）生家へ戻った嫁は農繁期や正月などの年中行事の際に夫方へ来て短期間逗留したが、家事・労働には関与しなかった。周囲から強制もされなかった。不落夫家の期間中、生家・夫家の双方から自由な生活を過ごすことが社会的に認知された。しかし清末以降、解放直前の時期までには、嫁が夫方へ帰る頻度と時間、不落夫家の期間・終了の契機が変化した。不落家期間中の花嫁の自由な行動に対する社会的評価も漢人的なそれへと変化しつつあった。（５）初生児の出生後に「満月酒」など大規模な祝宴を行い、あたかも事実上の婚礼披露宴のようであった。所によってはその際に持参財を搬入した。

不落夫家の本質として、一つには初生児の出生（とともに持参財を搬入した）時点で婚姻が成立するという点にあって、それ以外の早婚（父母包辦婚）、女性の労働力の高さ、夫家での虐待に起因する女性の結婚に対する不満などのさまざまな要素は後からつけ加わった本質とは無関係ないし関係が希薄なものであろうと思われる。自由恋愛を経て結婚した

後にも不落夫家が行なわれたのである。

漢文化を受容しても婚後の別居～新婦の受胎による夫方への定居という部分は表面上は変わらなかったことからすれば、壮族にとって不落夫家とは漢俗を受容しても自らの文化的特徴を残すことのできる方式であったように考えられる。

第３部

第 10 章。明清時代における中国王朝の対壮族政策について、まず明代中期～末期の壮族の蜂起を弾圧した（その際に狼兵、さらには「（熟）獞戸」として編籍された壮族をも徴発した）。蜂起の弾圧後、残党が聚居する地域には土司を創設して間接統治を行った。他方、服従した壮族に対しては、「獞戸」として編籍し税役納入の義務を課した。壮族の税役納入については暫くは特別措置が実施された（税役催徴に当たっては村落の既成の指導者「獞老」を利用して徴税・徴発機構に編入した）。この面で壮族は「生獞」→「熟獞戸」→「民戸」という過程を辿ったものと考えられる

明末清初において壮族の就学と習俗の改革の政策が並行して実施された。府県学や社学（明代）・義学（清代）への就学の普及と範囲限定的、漸進的に実施された習俗の改革とを通じて壮族の文化が変化して行ったように考えられる。

第 11 章。明清時代に漢族の広西への移住が進行したが、それは明末に開始され清代初期から中期にかけて本格化した（特に商人の進出の過程においては珠江水系が重要な役割を果たした）。移住民の中、広東・湖南出身者とが多数を占め、広西における両省出身者の勢力範囲は、広東人が広西南部、湖南人が広西北部であった。移住の背景として、析出地と移住先との社会経済的事情が存したが、広西について言えば商業専従人口の少なさ、農地開発における後進性等の事情が存した。移住民のうち特に広東商人は巨利を得て広西の経済権を掌握して行った。また、移住農民（「客家」も多く含まれた）には広西で成功して土地を獲得する者が少なくなかった。なお、工匠、特に湖南出身者が来住したが、概ね小規模経営であったため、技術を伝える役割を果たしたものの広西の経済権を掌握するまでには至らなかった。

移住民は広西全域に及び、平地のみならず山間部へも進出したが、しかし移住民と壮族との関係については地域差が見られた。すなわち、諸要素を考慮して大別すれば、次の３つの場合が見られた。①広西の中でも経済的先進地帯であり、地主制・商品経済が発達し漢族人口の多い東南部・珠江流域では、壮族は漢族地主の経済的支配を受けるとともに、

その独自の社会体制が解体する傾向にあり、また内部でも階層的分化が発生した。② 経済的後進地で民族集団間の接触も多くない広西北部山岳地帯の龍勝では、壮族は独自の社会体制下にあり、集団としての統合が比較的強かった。そこでは移住民が大地主となり壮族を佃農とするような事態は生じ難かった。③先の２つの地域の中間的な様相を呈する地域である広西中部の柳城県・宜山県では、清末以降民国期にかけて壮族が客家に土地を奪われて佃農化するという事態や族内での階層分化が発生しつつあったが、しかし東南部よりは移住民と壮族との集団間の社会的矛盾はかなり遅れて発生し、またその程度も比較的小さかった。これらの外、土官地域、特に珠江水系に沿った土官領にも移住民が進出したが、直轄地の場合と比較すると土官の独自の支配体制による制約もあって、量的にはさほど多くなかったように思われる。

第 12 章。漢族移住民と壮族との関係のあり方とその地域差について、壮族と漢族との通婚史の面から、17 世紀以前は壮族と漢族との通婚は発生し難かった。17 世紀末～18 世紀初（清代康熙・雍正年間）において壮族と漢族との間に、とりわけ壮族の女性と漢族男性との配偶を中心として通婚が行なわれるようになった。19 世紀末～20 世紀初（清末から民国にかけての時期）になると壮族と漢族との通婚、とくに壮族女性の漢族男性のもとへの嫁出が広範に見られるようになった（その場合、言語を含む習俗は漢族のそれが用いられた）。こうした推移から、壮族の「漢化」が進行したことが窺い知られるとともに、両族間の通婚が壮族の「漢化」を促進する要素の一つとなったであろうことが指摘される。

以上の結論の概要をまとめよう。概して壮族は漢化過程をたどった。明代において、とくに直轄地で一定の武装力を保持し寨老を中心とする独自の村落・村落内社会体制が見られた（第１章）が、それが変動、解体していくのを余儀なくされた。第２章で見たように、清代には壮族は漢人地主の佃農となる傾向が強まるとともに、その村落が解体し漢人村落へ吸収されていった。第３章で見たようには、そのような変化はとくに明末清初の時期に生起しはじめた。しかし、壮族の社会変動には地域差があった。第４章で見た龍勝県のように社会が変化しながらも村落の解体にまでは至らなかった場合もあった。そもそも壮族の社会には寨老を結集軸とする人々の緩やかで流動的な連帯という特徴が見られた。しかし民国期になると龍勝でも寨老制の衰退とともにそうした特徴が変化するのを余儀なくされた。

文化の面でも漢文化を受容した。歴史上、壮族は漢文化を受容したが、しかし、壮族文

化を全て漢文化に置き換えたのではなく、壮族文化の特徴をも維持した。第５章で見たように、土官によって領民の有する壮族の文化伝統それ自体を否定するような政策はとられなかった。第６章では、壮族の年中行事において壮族的・漢族的両要素が並存していることが判明した。第８章では、莫一大王祭は壮族的・漢族的両要素の複合的な祭祀形態であることが判明した。

莫一大王が中国皇帝への服従と反抗とを基軸に語られるように、漢族の強い影響力を不断に受容し続け、漢文化を導入吸収する文化形成の過程において、壮族なりの自己主張がなされてきたのである。不落夫家（第９章）に見られるように、漢文化を導入しても自らの文化的特徴を残すことのできる方式が維持されてきたのであって、それゆえに壮族の側においてそれが習俗として維持されてきたのである。

このような社会変動・文化変容をもたらした要因として、壮族を弾圧し編籍し文化を漢文化に変えていこうとする統治権力の政策の方向性（第 10 章）、壮族を佃農化せんとする漢族地主の経済的圧力、商人・工匠・農民など様々な漢族移民との様々な局面における接触の頻度の高さと壮族のアイデンティティの変化を生み出すような接触のあり方（第 11 章）、という壮族をめぐる民族間関係の特徴が指摘されるであろう。

最後に地域差の存在についてふれる必要がある。来歴の多元性や漢族との社会関係の濃淡、政治組織の相違、さらには自然環境などの要因が複雑に絡みあって形成されきたった地域差が見られた。第８章で見た莫一大王信仰は北部や西北部の山岳地帯などの地域に残されたものであって他地域には見られない。第５章で見た土官地域の場合、漢文化の受容方式において直轄地との相異があった。第７章では、広西各地で行事内容に相違が見られた。第 11 章では、壮漢関係のあり方に相異が見られたことにふれた。

地域差といえば柳城県では県内でも環境によって異なっていた（附編・第 13 章）。龍勝県では村落（寨）によって行事に相違が見られた（第７・８章）。このことから、「壮族」とは一定程度共通する文化を共有しながらも、多くの集団、個々の村落にまで行き着くような多くのレベルの異なる下位集団が結集して形成された民族集団だということが確認されよう。文化における漢文化受容と自己主張の歴史には、こうした「壮族」の民族的な特徴が映し出されているのである。「壮族」とは一枚岩的存在ではないのである。

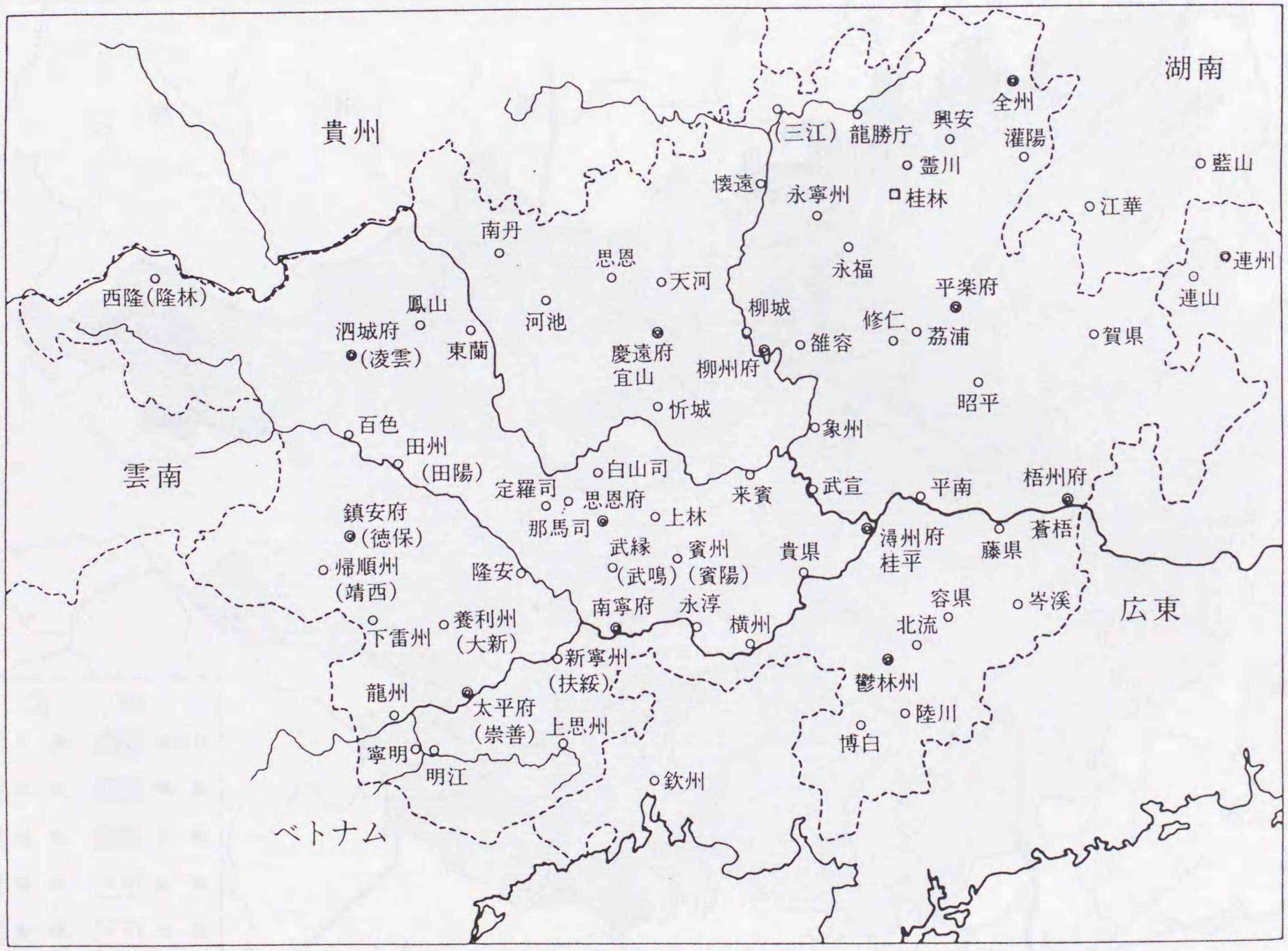
本書で立ち入った分析をすることができなかった重要な課題は少なくない。まず本書では壮族の社会変動・文化変容とその要因について検討を行い歴史的潮流を把握し、その流れのなかにさまざまな事象の位置付けを試みた。それらの事象は多様である。たとえば明

代に壮族が起こした蜂起もその一つである。本書で蜂起の要因（第２章第３節）、統治権力による蜂起の弾圧と事後の具体的措置（第５章第１節）の検討をも行った。しかし、個々の蜂起に関する検討を十分に行うことができなかった。それは一見、個別的な事件史に過ぎないかのようであるが、しかし、その検討を手懸りとして別の角度から壮族の社会の動態や中国王朝の対壮族政策の解明に迫る可能性をもつと思われる。蜂起は一例に過ぎない。要は個別の歴史的事象の見直しが必要なのである。

次いで、本書では従来等閑視されてきた直轄地に主に焦点を当てた。土官地域は第３章・第５章・第７章で論じたが、どちらかといえば副次的な扱いをした。しかし土官地域については従来あまり研究されていない課題が少なくないのである。土官と中国王朝との関係史はそれなりに研究の蓄積があるが、土官領の社会の実態については従来ほとんど研究がない問題である。土官領内の行政組織の最末端に位置する村寨の内部の人々の切り結ぶ社会関係は第４章でふれたところの直轄地の場合と大きな相異がないように予測されるが、この点について、史料的な制約が予測されるところではあるが、掘り下げた検討を行う必要がある。

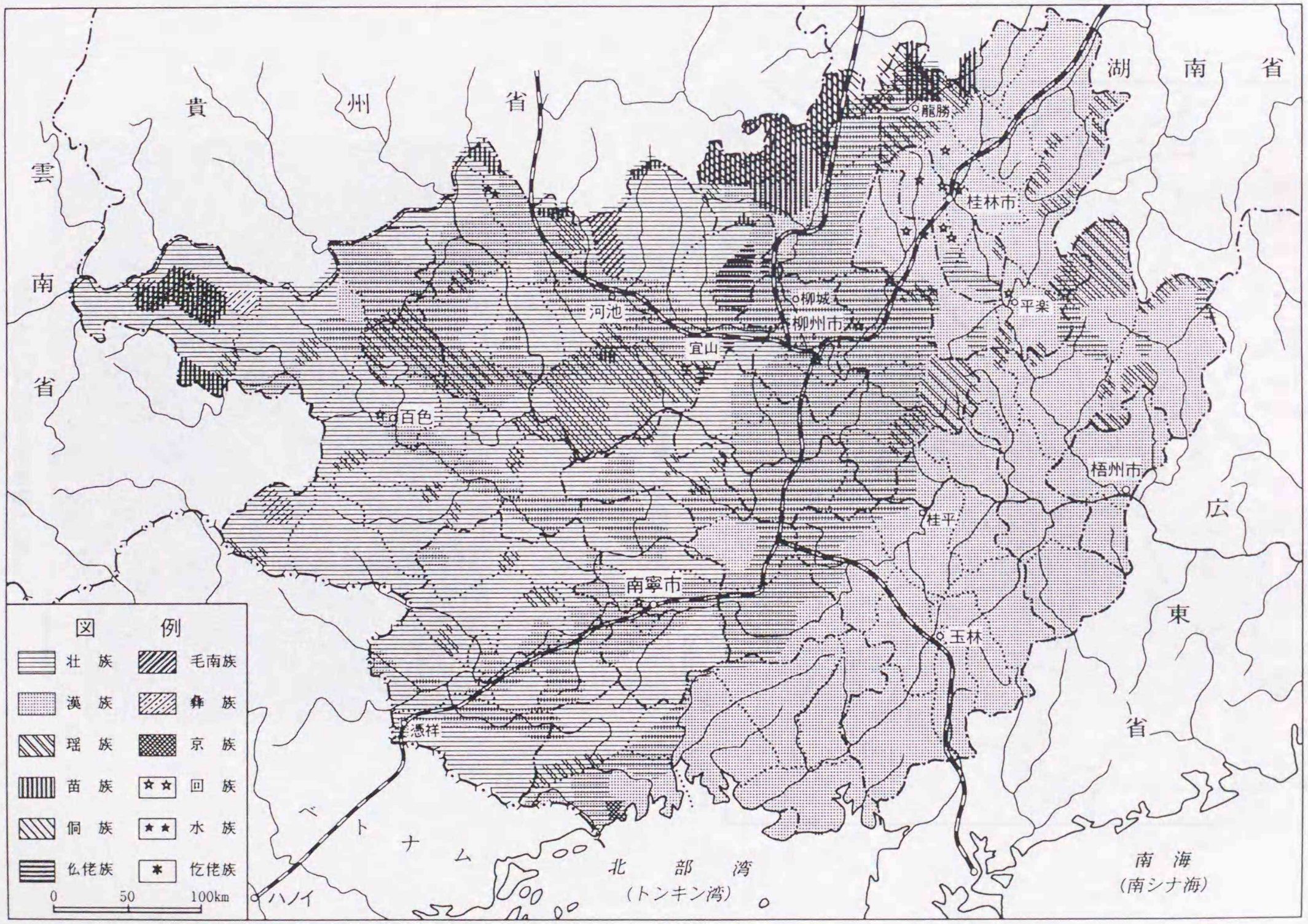
なお、本書の扱う時期は明清時代をメインとし、附編・第 15 章で解放前後の文化の連続性と非連続性について事例に即して検討を加えたが、今後、社会・文化の諸方面において解放前後の時期を掘り下げて検討する餘地が多分にある。その場合、解放後といっても解放直後から激動の時代を経て近年の改革開放の時代に至る時期を含んでおり、それらの時期について政治の動向とも関わらせて丹念に検討する余地がある。また、解放前、とくに民国期の動向の検討もまだ不十分である。今日の壮族の一部に当たるものが「獞話あるいは土話を話す漢人」と言われた時代において、漢族中心主義的な思潮のなかに埋没しかねなかった壮族の動向をあらためて掘り起こしてみる必要がある。

これらの検討作業が一定程度の進展を見て、はじめて壮族史に関する全面的理解を得ることが可能となるであろう。今後の課題として後日を期すこととしたい。

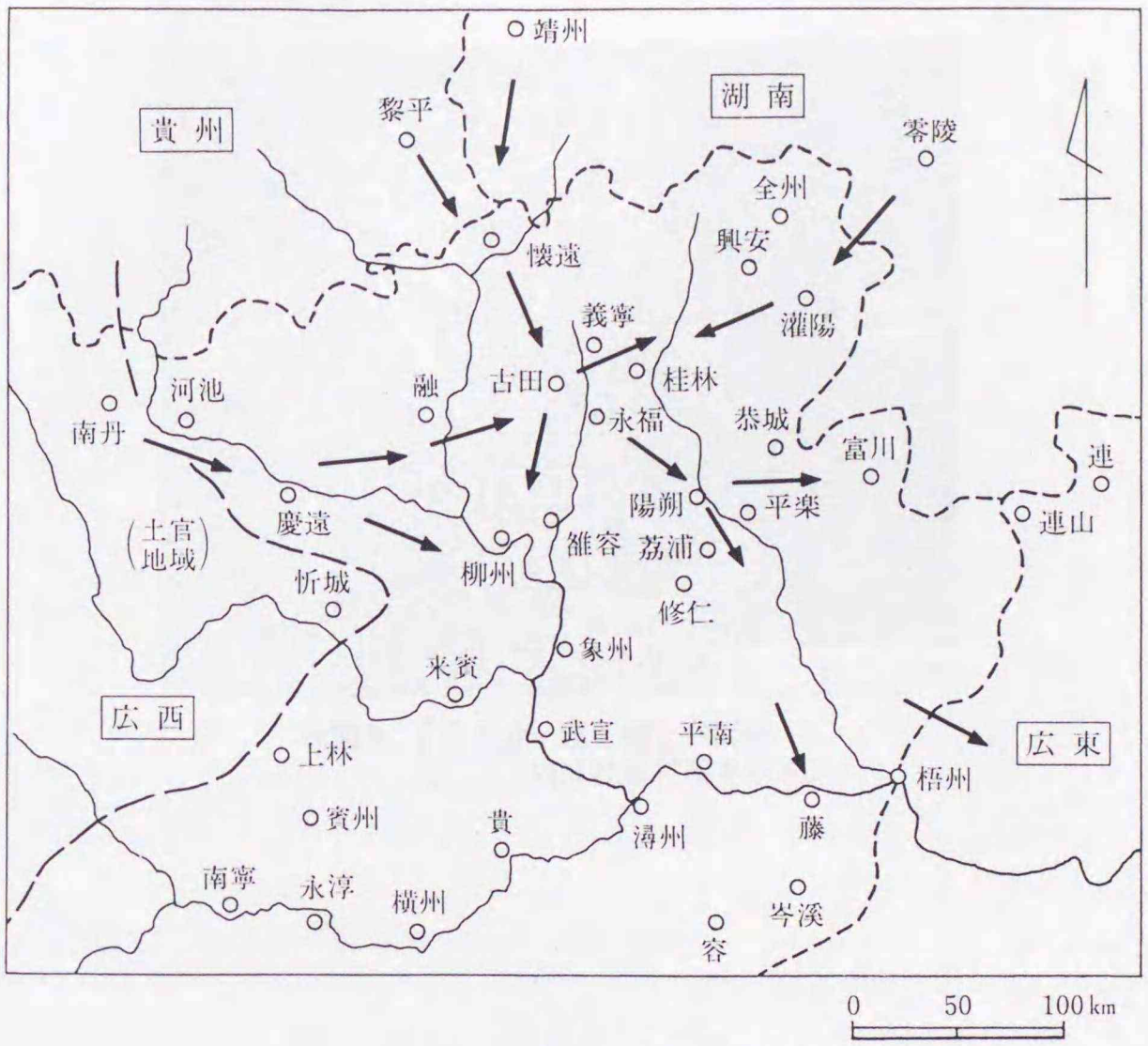


□：省会　◎：府，直隷州　○：県　括弧内は現在の名称　0　30　60 km

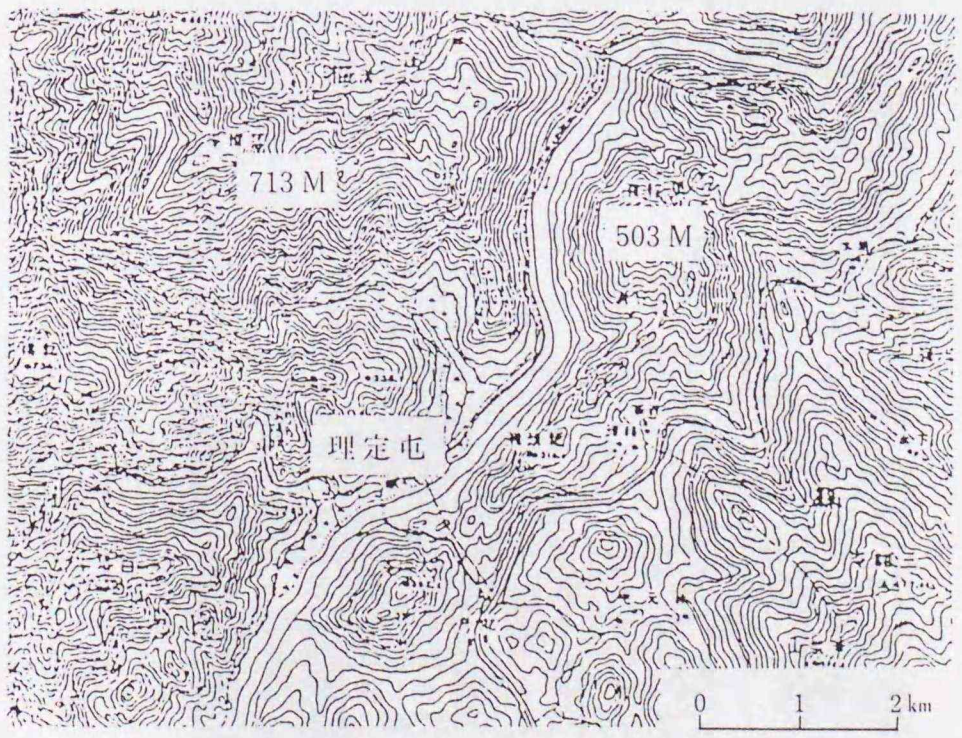
地図1．清代広西概略図


貴
州
省
湖
南
省
雲
南
省
龍勝
桂林市
柳城
河池
柳州市
宜山
平楽
百色
梧州市
桂平
広
南寧市
東
玉林
憑祥
省
ベトナム
北部湾
(トンキン湾)
南海
(南シナ海)
ハノイ
図例
壮族
毛南族
漢族
彝族
瑤族
京族
苗族
回族
侗族
水族
仫佬族
仡佬族
0
50
100km

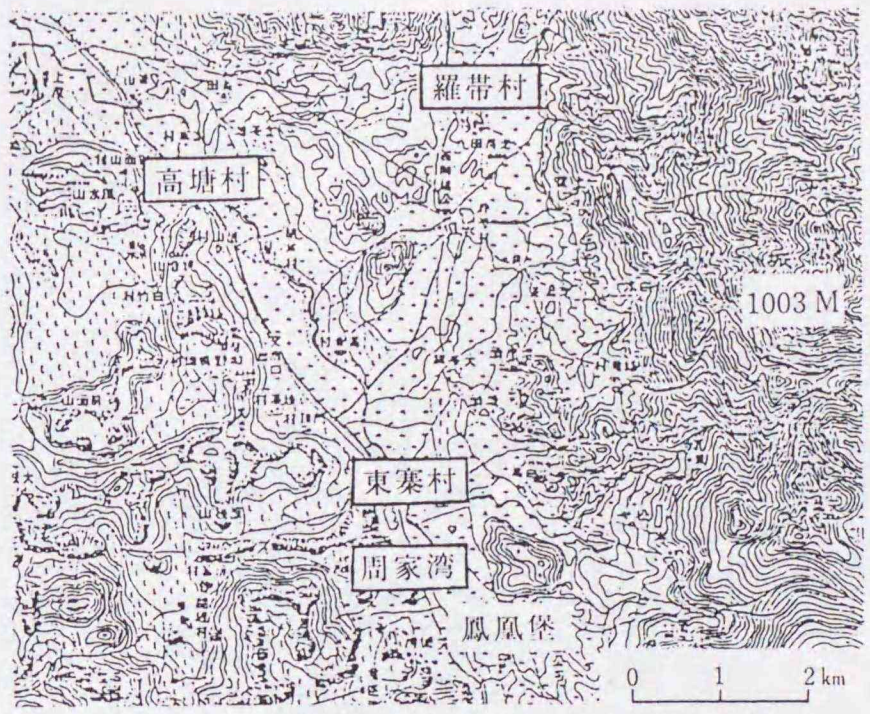
地図 2



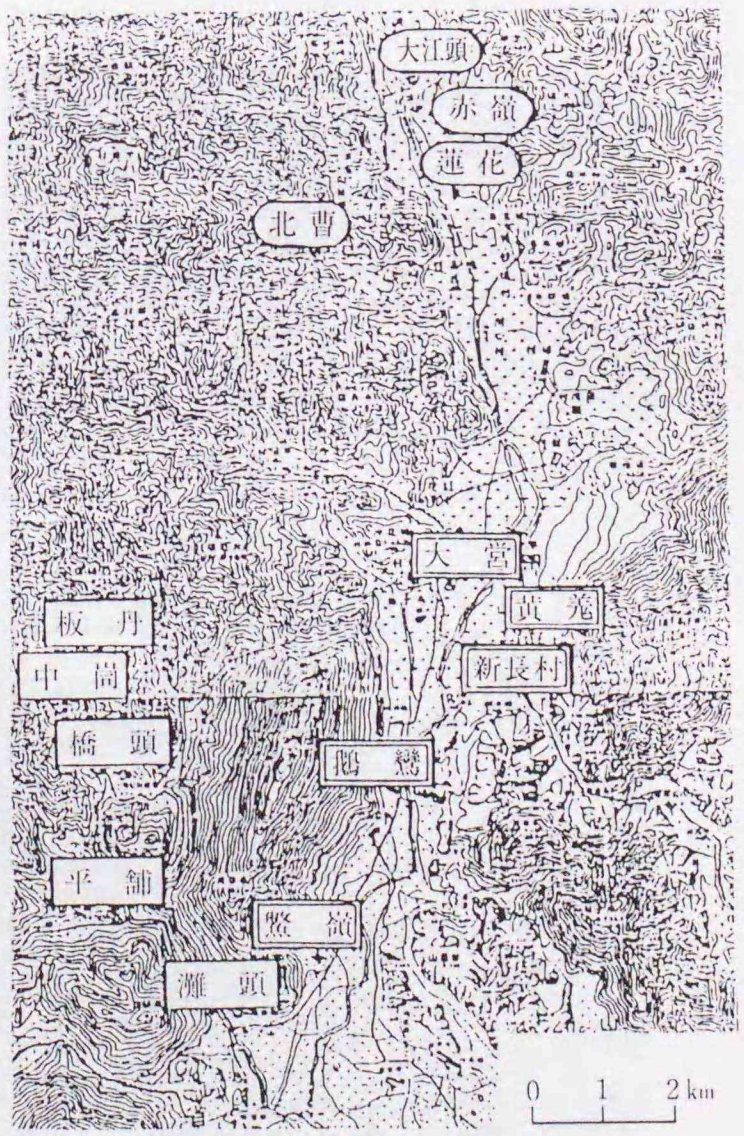
地図 3．壮族の移住経路



地図 4．「五万分一安安墟」（部分）



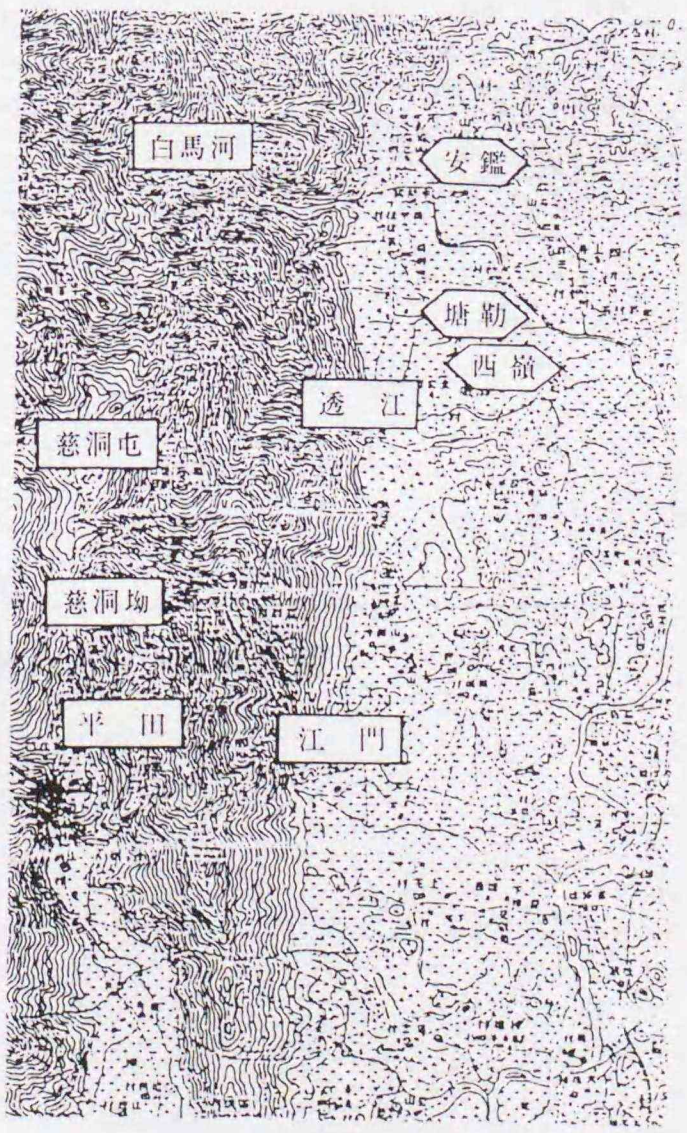
地図5．「五万分一蓮花墟」（部分）
（□内は壮族村落を示す）



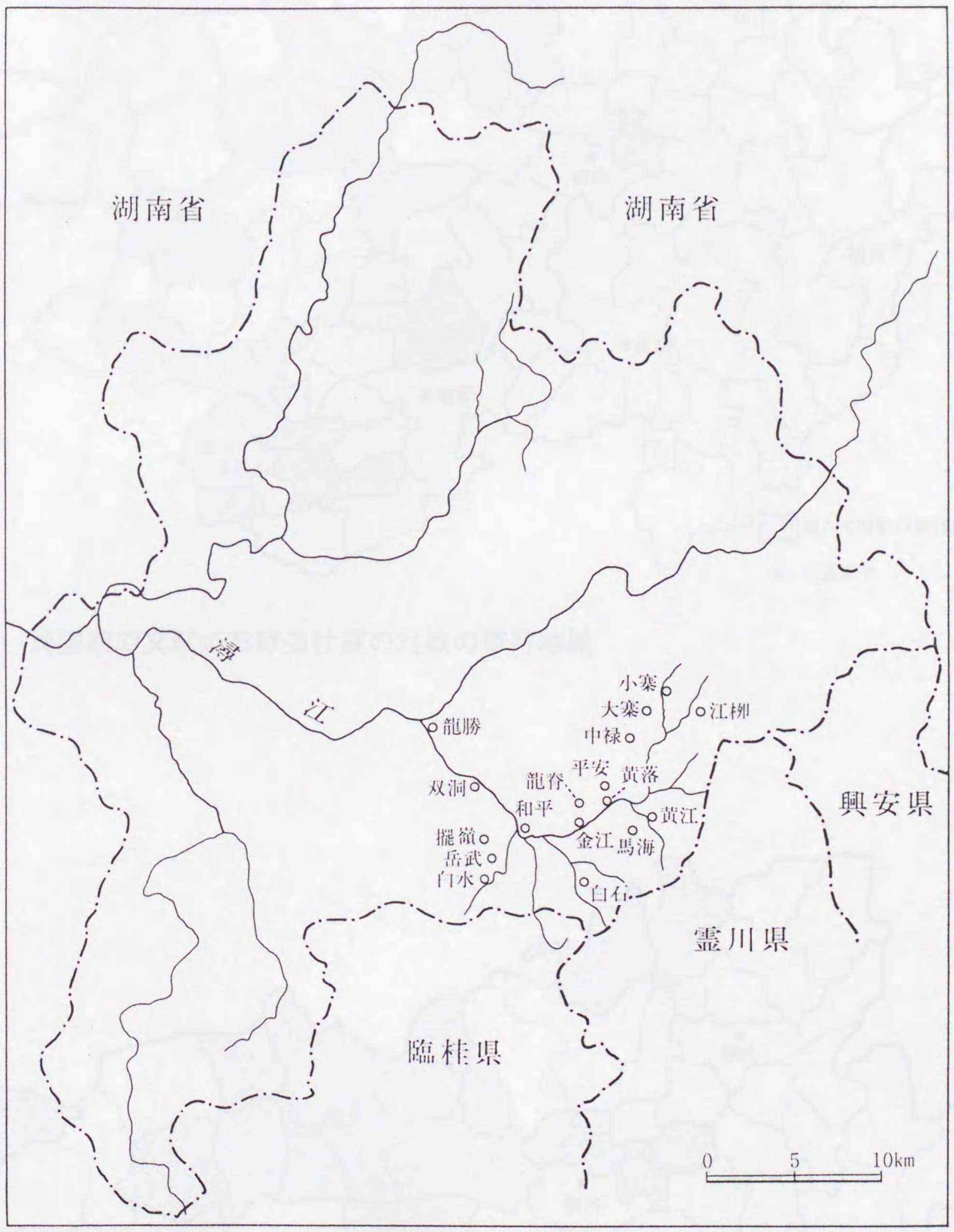
地図6．「五万分一紅花墟・牛廟」（部分）
（□内は古田壮族，□内は花山壮族，（）内は瑤族の村落を示す）



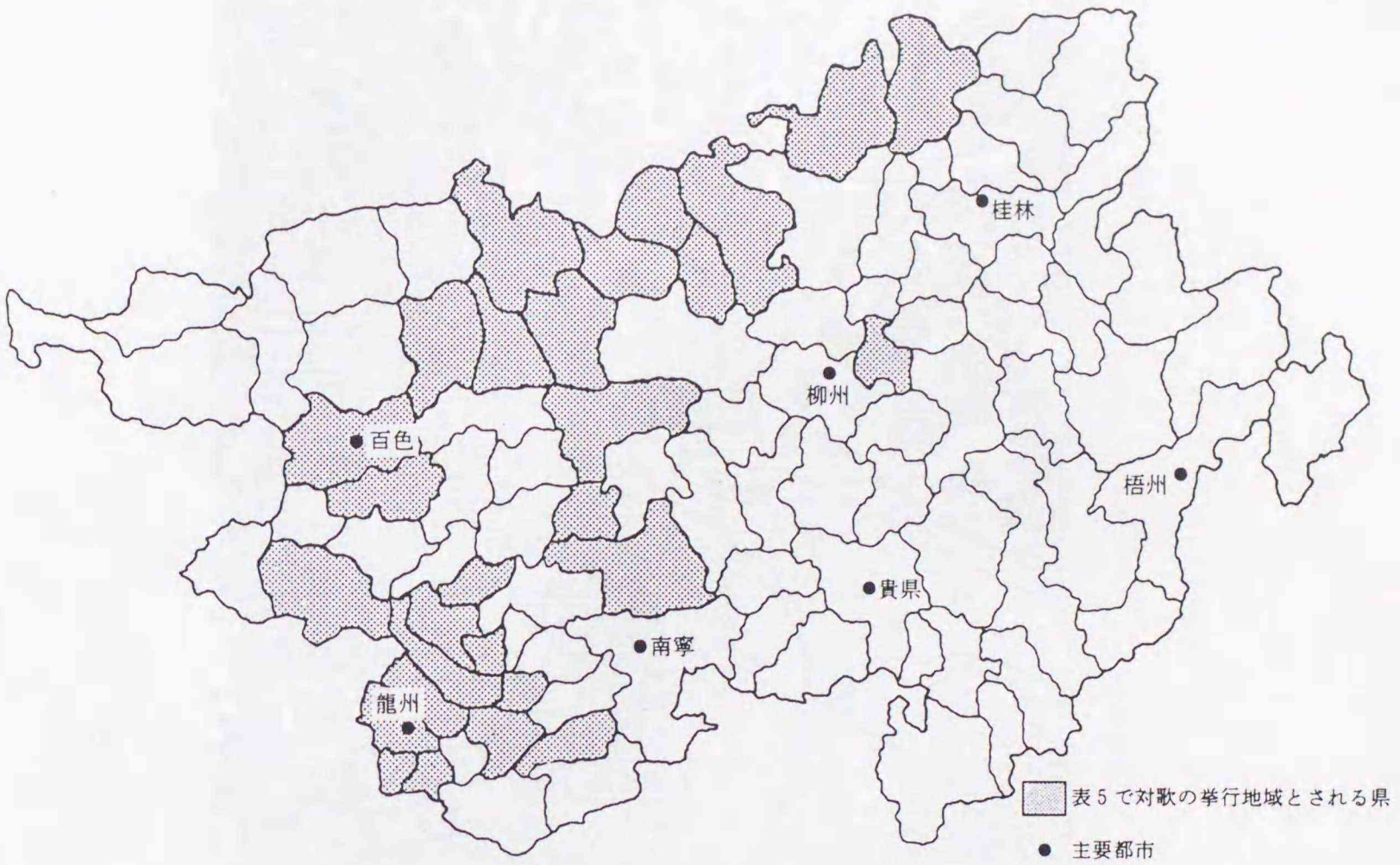
地図７.「五万分一脩仁県・青山坪」(部分)
(□内は壮族, ▨内は壮族・漢族が雑居する村落を示す)



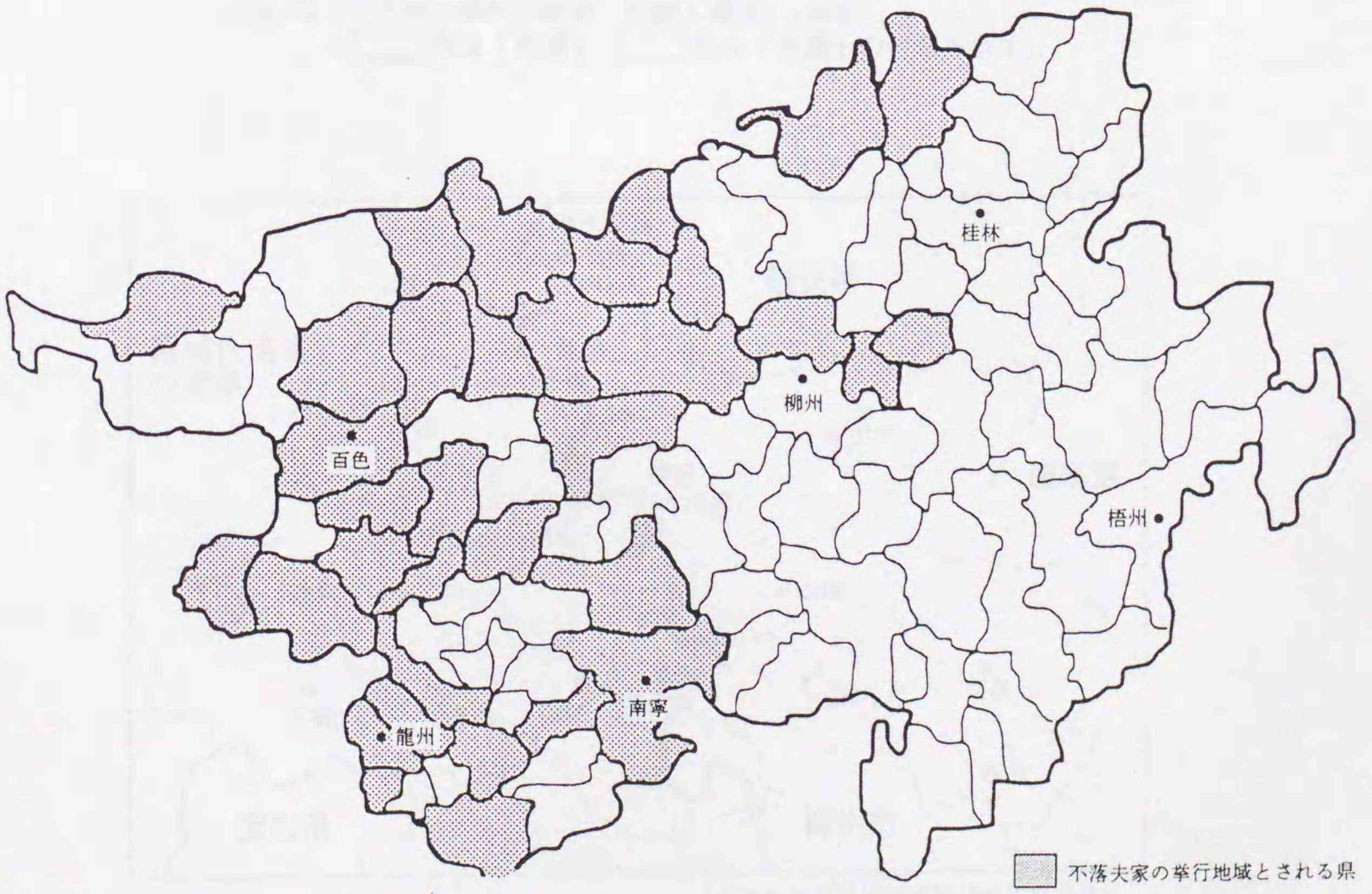
地図８.「五万分一義寧県」(部分)
(□内は壮族, 〈〉内は漢人の村落を示す)



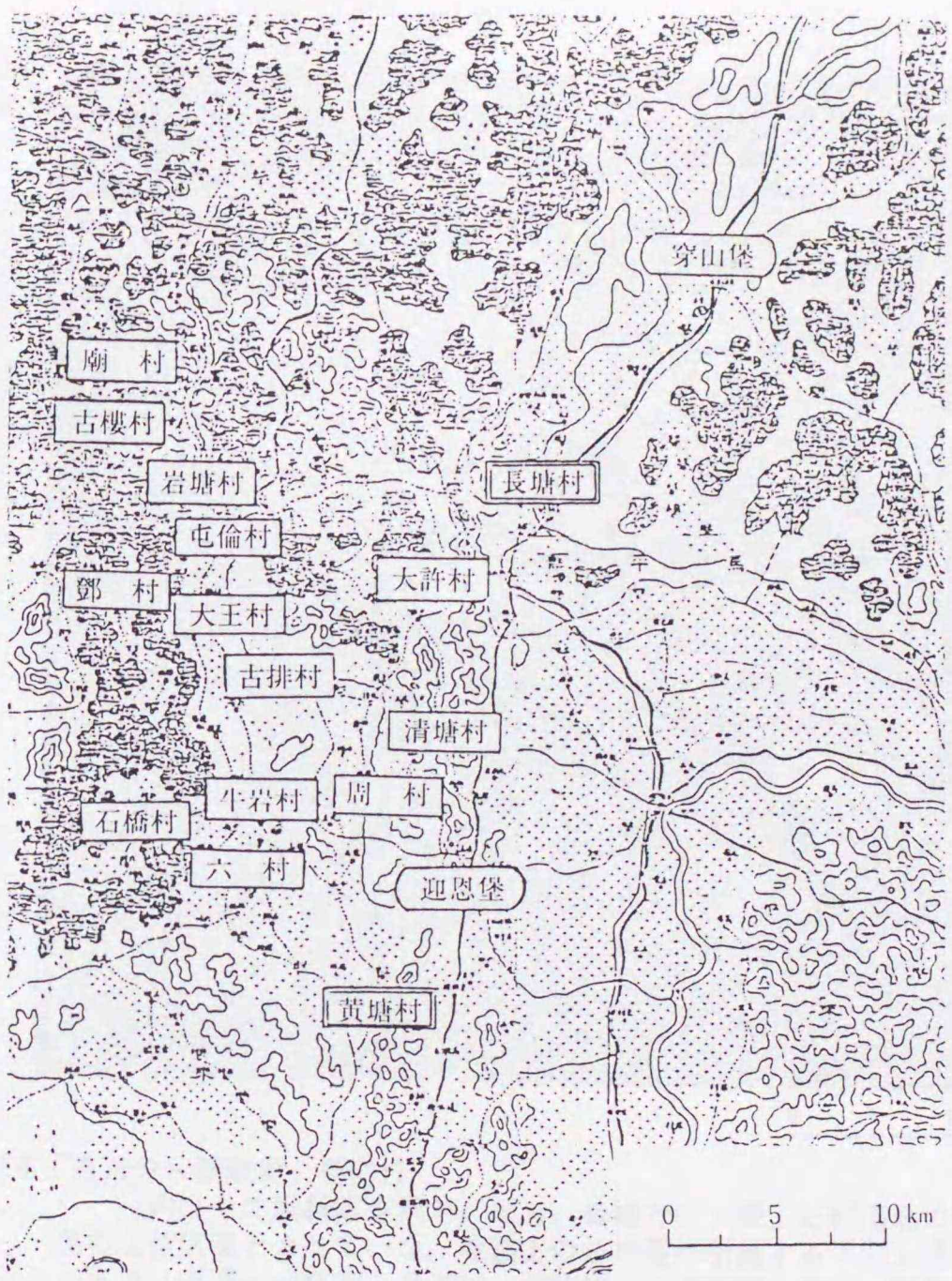
地図 9　　龍勝県龍脊地方概略図



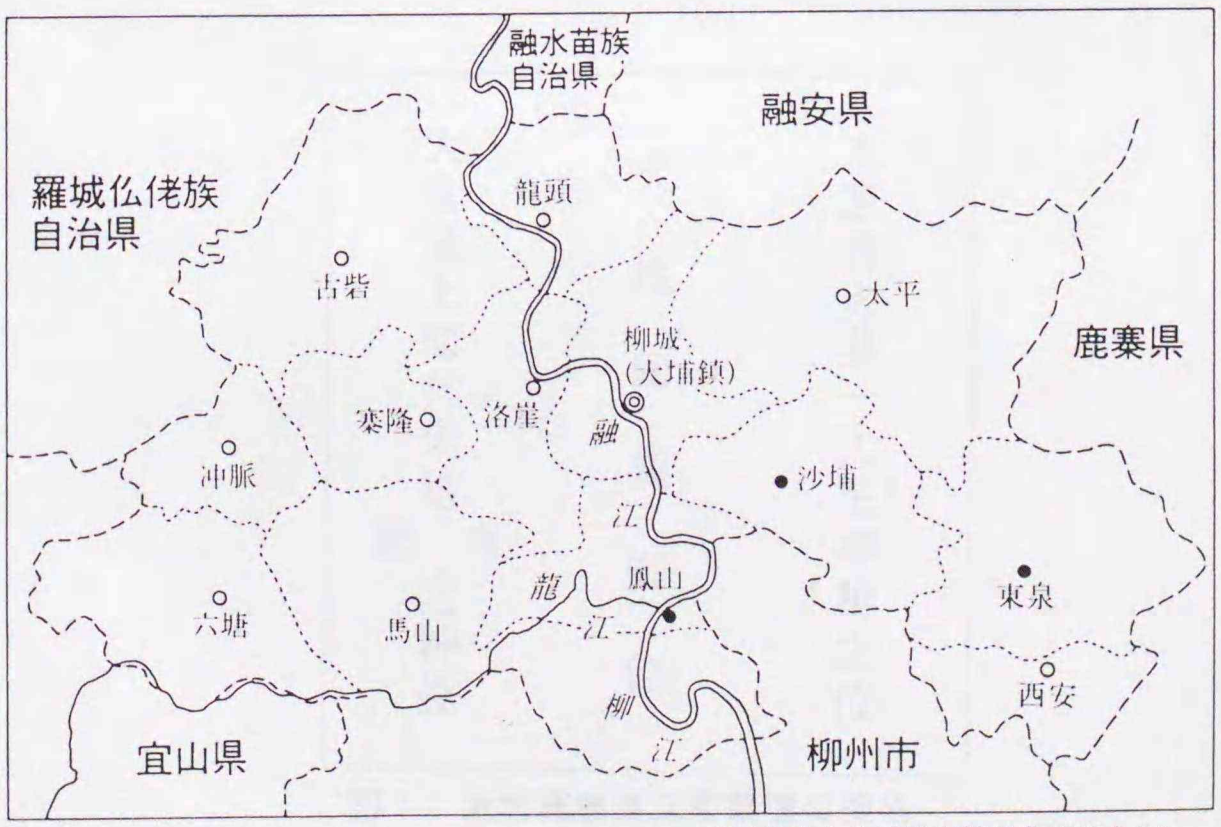
地図 10 · 民国期の文献における壮族の対歌の挙行地域



地図 11　民国期の文献に見える壮族の不落夫家の地域（県）



地図12「十万分一柳州・武宣・忻城・遷江」(部分)
(□内は「熟獞」, □内は「生獞」の村落を示す)



〈広西壮族自治区通志館(編)1985より〉

地図 13.　柳城県略図（1：760000、◎県治 ●鎮 ○郷）



地図14「五万分一朝東街」(部分)

□内はヤオ族村落を示す。なお，当地では「源」が村落名のみならず村落の上位区画とされていた。地図上の各村落の所属する「源」は次のとおりである。抵源——抵源・塘湾村，石狗源——白面寨・嵐山・鴨背村，新田源——新田源・毛家・石曹母村，神源——神源・矮嶺村（嘉慶『平楽府志』三三)。

本家香火莫一大王尊神之位

天地国親師位

大昔堂上暦代先祖考
妣之神位

図1　金竹寨廖某氏宅祭壇の神名

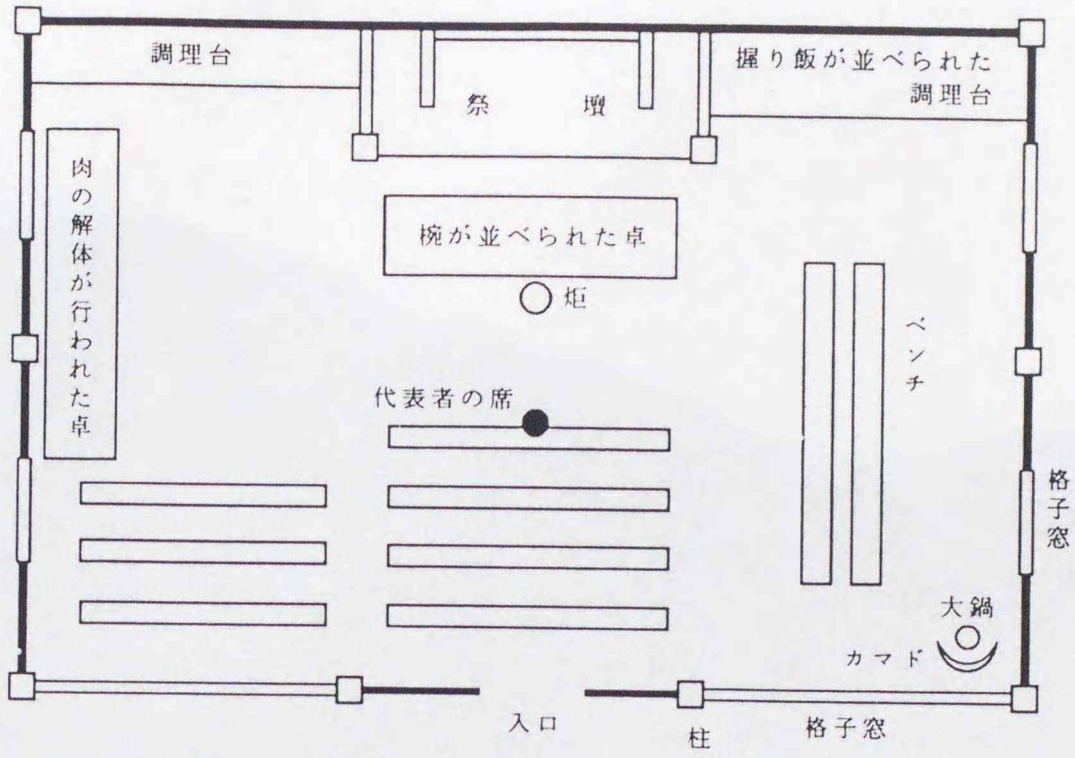


図2　廟内の見取り図

八洞鬼主	城皇主者	莫一大王	五谷大神	廟王主者各宮聖前位簋	廣福聖王	神農黄帝	社王太子	三将太子簋

図3　馬海寨莫一大王廟神名



写真１．龍脊十三寨の景観。木造干闌（高床）式住居が密集する（廖家寨）。



写真２．現在の壮族女性の服装（金竹寨）

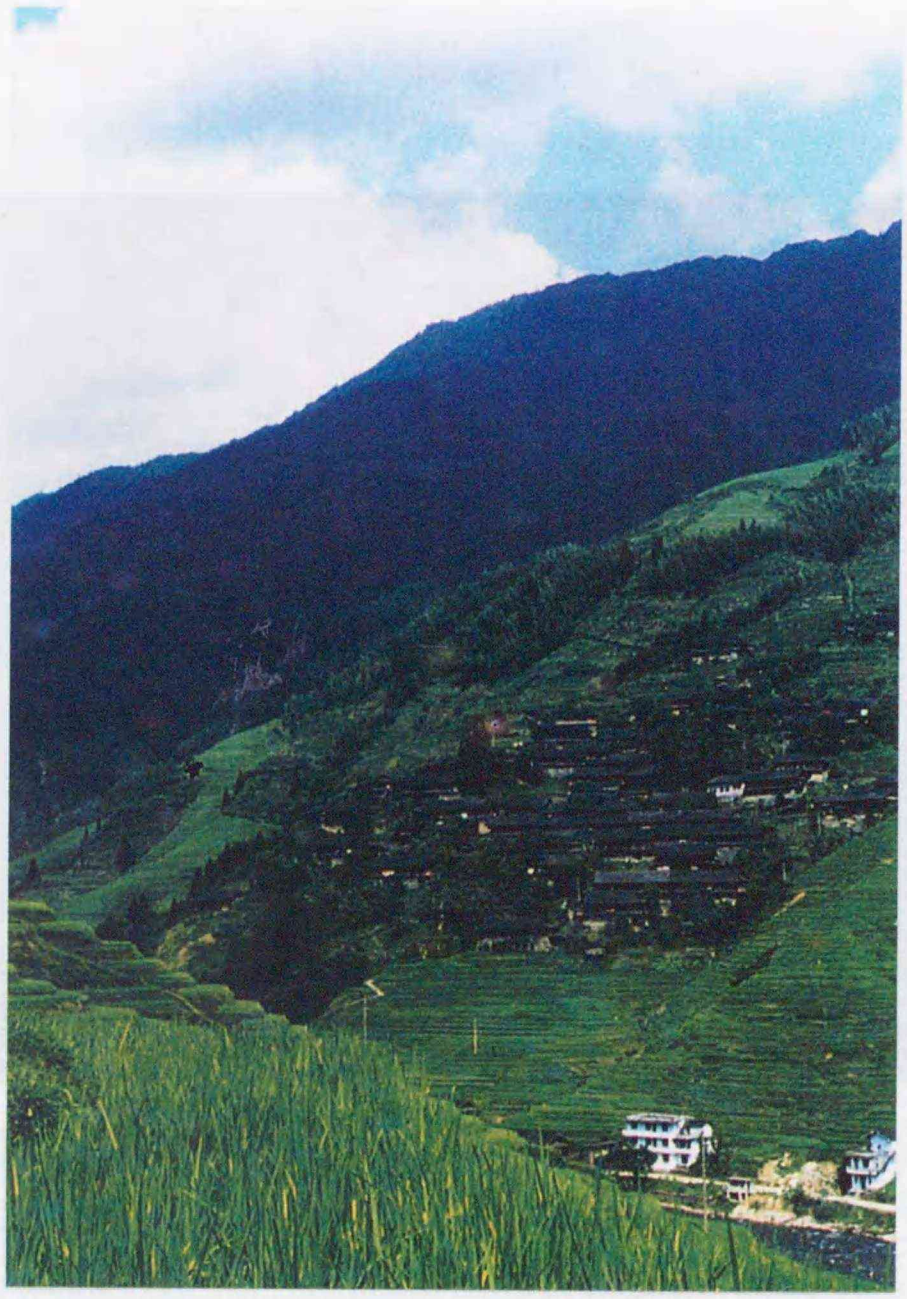


写真３．龍脊地方の寨。山腹にへばりつくように形成されている（金竹寨）。



写真４．龍脊の棚田



写真５．紅瑶の娘たち（黄落寨）



写真６．漢族の人々（岩底寨）



写真７．「改良風俗」以前のものと伝えられる壮族女性の服装（廖家寨）。



写真８．干闌（高床）式住居。広西北部龍脊地方のそれより高さが低い（靖西県安徳鎮）。



写真９．高床式住居の内部。正面玄関から入って中央部に祖先を祭る祭壇がある（靖西県安徳鎮）。



写真 10．高床式住居の内部にはイロリが切られている（龍勝県金竹寨）。



写真 11. 大チマキ。餡には小豆、緑豆などさまざまなものがある（靖西県）。



写真 12. ３月３日の墓参。いくつもの家族が合同で盛大に祭っている（靖西県安徳鎮）。



写真 13. 五色に染めたオコワ（靖西県）。

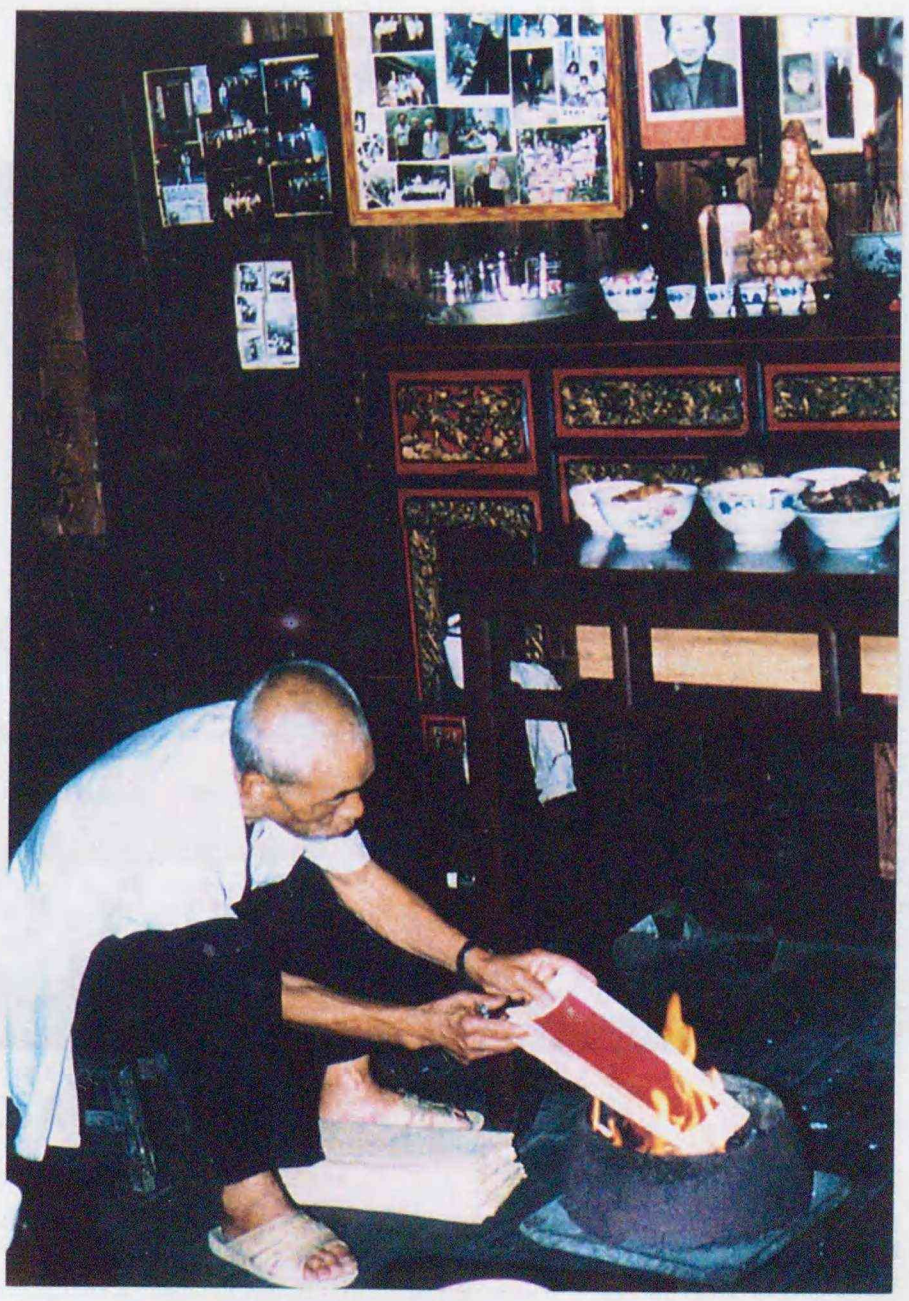


写真 14. 中元節で紙銭を燃やすところ（龍勝県金竹寨）。



写真 15. 中秋節。屋外に供え物を並べ月神を祭る（靖西県）。



写真 16. 莫一大王祭の祭壇。



写真 17.　12 回分配された椀を皆で共に食べる。

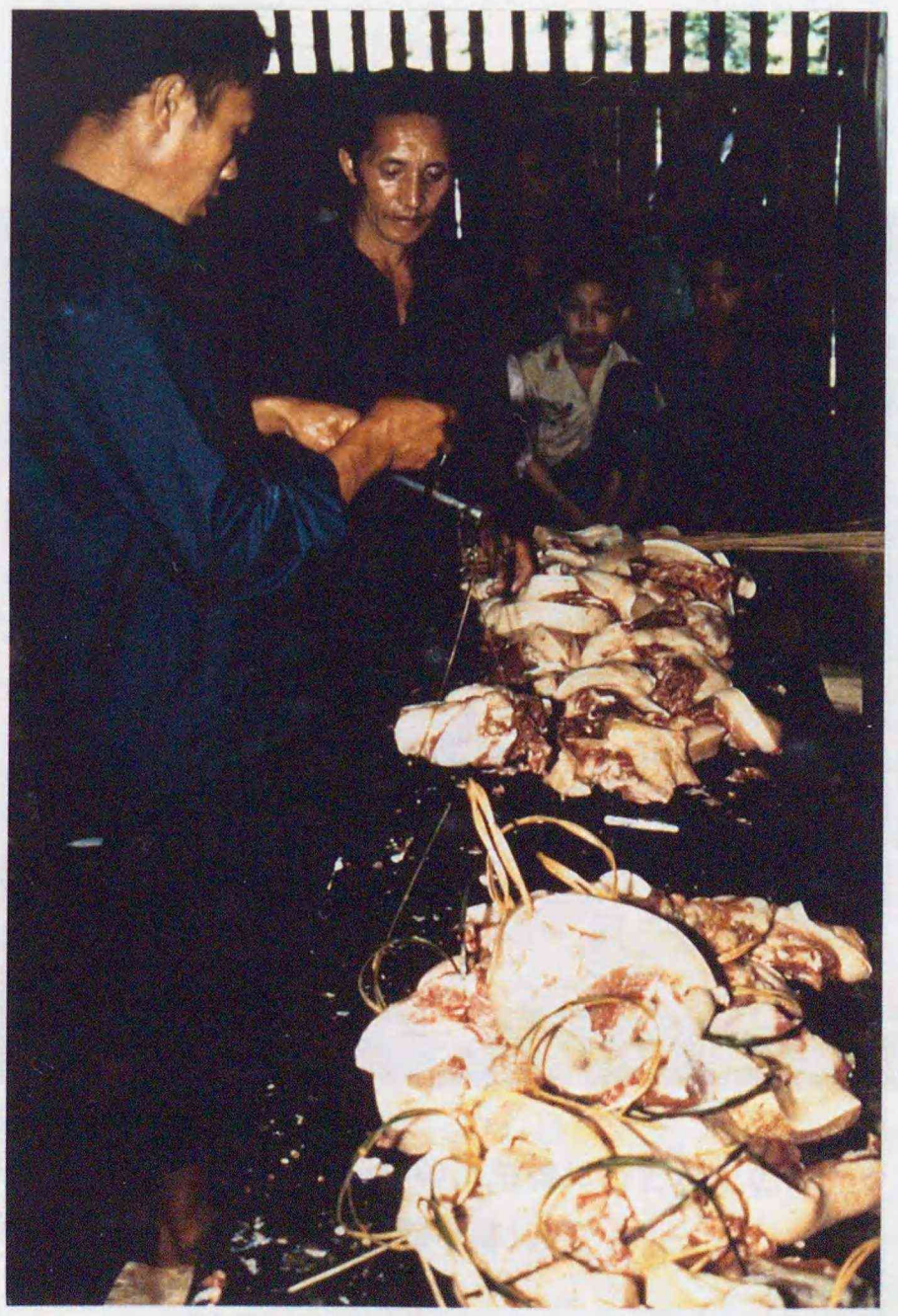


写真 18.　豚肉の切り分け。平等になるよう量っているところ。



写真 19. 婚礼の日、花嫁に随行してきた人々と夫方の人々とが儀礼的な対歌をする場面（南丹県月里郷）。



写真 20. 結婚披露宴の記帳をするところ。子の出生後に行われたので、タンス・蒲団など持参財のほかに嬰児用衣服も見える（龍勝県和平郷）。



写真 21. 桂平市石龍郷の風景。桂平市は平地の穀倉地帯で漢族人口が多いが、石龍郷農村部には壮族もまた居住する。



写真 22. 龍勝県龍脊地方。険阻な地勢のため壮族の漢化の遅れた地である。



写真 23. 明江の流れ。寧明県思楽郷にて。



写真 24. 柳城県大埔鎮の壮族の村落。平地は客家が占拠したため壮族の村落は山麓地帯に立地している。



写真 25. 壮族の折衷型住居（大埔鎮）。



写真 26. 金秀瑶族自治県六巷郷の街並み。「山地定着型」の「花藍瑶」の集居地。



写真 27.「花藍瑶」の人々（六巷郷）。



写真 28.「盤瑶」の人々（陽朔県にて）。



写真 29. 辺境貿易点。三角形の笠をかぶっているのはベトナムから来た人々（靖西県湖潤鎮新興村）。



写真 30. 歌掛けコンクール（靖西県）。



写真 31. 抛繍球。繍球を投げて中央に見える高く立てられた輪の中を通す競技。



写真 32. 「搶花炮」の祭壇。観音菩薩像や神位の両側に４基の打ち上げ筒がおかれている（靖西県大道郷）。



写真 33.「搶花炮」の現場。打ち上げた鉄輪を奪い合う。



写真 34. 刺繍をする農村の娘（靖西県安徳鎮）。

参考文献

安部健夫

1957「米穀需給の研究――『雍正史』の一章として見た――」『東洋史研究』15(4)：120-213 頁。

白耀天

1959「僮族源流試探」『史学月刊』1959(6)：22-26。

蔡樹邦

1934「広西賀県徭民生活的現状」『東方雑誌』31(19)：165-168。

Cushman,R.D.

1970 Rebel Haunts and Lotus Huts:Problems in the Ethnohistory of the Yao.(A Thesis presented to the Faculty of the Graduate School of Cornell University For the Degree of Doctor of Philosophy.)

陳駒

1983「壮族“三月三”歌節探源」『広西民間文学叢刊』1983（9）：99-133。

陳青鳳

1988「清朝の婦女旌表制度について――節婦・烈女を中心に――」『東洋史論集』16：101-131。

陳志良

1941「広西特種部族的新年」『説文月刊』2（12）：57―70。

癡鉄

1935「粗野強悍的龍州人」『南寧民国日報』4月10～4月14日。

戴啓子

1952「従土地占有和労働生産上看百色県僮漢両族的区別」『広西日報』1952年12月4日。

『当代中国』叢書編輯部編

1992『当代中国的広西』北京：当代中国出版社。

De Beauclair Inez de

1960 A Miao Tribe of Southeast Kweichow and its Cultural Configuration,Bulletin of the Institute of Ethnology,Academia Sinica,vol.10,(also [in]Tribal Cultures of South West China,Asian Folklore and Social Life Monographs vol.Ⅱ,1970 台北、

東方文化供応社)

De Groot,Jan Jacob Maria

1969 (1892-1910) The Religious System of China,vol.5,Chen-wen Publishing, Taipei.

Eberhard,Wolfram

1968 The Local Cultures of South and East China.E.J.Brill,Leiden.（白鳥芳郎監訳『古代中国の地方文化——華南・華東——』、1987、東京：六興出版）

范宏貴

1959「談談“坐家”和“不落夫家”」『史学月刊』1959（12）：30—32。

1989「研究壮族歴史今昔」范宏貴・顧有識（編）『壮族論稿』南寧：広西人民出版社、pp. 1-37。

范宏貴　唐兆民

1980「壮族族称的縁起和演変」『民族研究』1980(5)：40-44。

費孝通

1951『兄弟民族在貴州』北京：三聯書店。

1952「関於広西僮族歴史的初歩推考」『新建設』1：29-33。

馮深

1957「不落夫家——一種趨没落的民族婚姻習俗」『光明日報』1957年4月26日。

高言弘・姚舜安

1984『明代広西農民起義史』南寧：広西人民出版社。

広西百科全書編纂委員会（編）

1994『広西百科全書』北京：中国大百科全書出版社。

広西国際民歌節執行委員会辦公室（編）

1993『広西国際民歌節重要文件匯編』南寧：広西民族出版社。

広西民族研究所編

1982『広西少数民族地区石刻碑文集』南寧：広西人民出版社。

広西省太平天国文史調査団

1956『太平天国起義調査報告』三聯書店。

広西省政府編輯室（編）

1935『二十二年度広西省施政紀録』南寧：広西省政府。

広西省政府民政庁（編）

1934『広西各県概況』南寧：大成印書館。

広西統計局（編）

1933『第一回　広西年鑑』広西省政府総務処。

1935『第二回　広西年鑑』広西省政府総務処。

広西壮族自治区編輯組編

1984a『広西瑤族社会歴史調査』第１冊、南寧：広西民族出版社。

1984b『広西壮族社会歴史調査』第１冊、南寧：広西民族出版社。

1985a『広西壮族社会歴史調査』第３冊、南寧：広西民族出版社。

1985b『広西壮族社会歴史調査』第６冊、南寧：広西民族出版社。

1985c『広西壮族社会歴史調査』第２冊、南寧：広西民族出版社。

1985d『広西瑤族社会歴史調査』第８冊、南寧：広西民族出版社。

1986a『広西壮族社会歴史調査』第５冊、南寧：広西民族出版社。

1986b『広西瑤族社会歴史調査』第４冊、南寧：広西民族出版社。

1987a『広西壮族社会歴史調査』第４冊、南寧：広西民族出版社

1987b『広西壮族社会歴史調査』第７冊、南寧：広西民族出版社。

1987c『広西少数民族地区碑文・契約資料集』南寧：広西民族出版社。

広西僮族自治区通志館（編）

1962『太平天国革命在広西調査資料匯編』南寧：広西僮族自治区人民出版社。

広西壮族自治区通志館（編）

1985『広西市県概況』南寧：広西人民出版社。

1992『広西辺貿手冊』南寧：広西人民出版社。

国家民委民族問題五種叢書編輯委員会『中国少数民族』編写組編

1981『中国少数民族』北京：人民出版社。

国家民族事務委員会経済司・国家統計局国民経済総合統計司（編）

1995『中国民族統計年鑑』北京：民族出版社。

国家統計局人口統計司総合処・国家民族事務委員会経済司総合処（編）

1994『中国民族人口資料（1990 年人口普査数拠）』北京：中国統計出版社。

『過山榜』編輯組編

1984『瑤族《過山榜》選編』長沙：湖南人民出版社。

胡耐安

1966「説猺」張其鈞主編・辺疆論文集編纂委員会編『辺疆論文集　第一冊』台北：国防研究院、pp.568-587。

1974（1964）『中国民族誌』台北：台湾商務印書館。

胡起望・范宏貴

1983『盤村瑶族』北京：民族出版社。

黄光学（主編）・施聯朱（副主編）

1995『中国的民族識別』北京：民族出版社。

黄啓臣

1985「明清珠江三角洲的商業与商業資本初探」広東歴史学会（編）『明清広東社会経済形態研究』広州：広東人民出版社、pp. 187-236。

黄文山

1936「民族学与中国民族研究」中山文化教育館研究部民族問題研究室（編）『民族学研究集刊』第１期、上海：商務印書館、pp.1-26。

黄現璠・黄増慶・張一民編

1988『壮族通史』南寧：広西民族出版社。

黄勇刹

1983『壮族歌謡概論』南寧：広西民族出版社。

黄鈺

1990「龍脊壮族社会文化調査」『広西民族研究』1990(3)：86-93。

黄蕆蘇

1958『広西僮族歴史和現状』北京：民族出版社。

稲田清一

1986a「『西米東運』考――清代の両広関係をめぐって――」『東方学』71：90-105。

1986b「太平天国前夜の客民について――広西省桂平県における郷約・保甲制再編成を素材として――」『名古屋大学東洋史研究報告』11：60-91。

1988「太平天国期のチワン族反乱とその背景――広西省横州・永淳県の場合――」『史林』71(1)：1-34。

賈農

1935「広西的歌墟」『東方雑誌』32（４）：111－113。

康暁光

1995『中国貧困与反貧困理論』＜中国科学院資助研究項目＞南寧：広西人民出版社。

亢真化・梁上燕

1938『改良風俗的実施』南寧：民団周刊社。

可児 弘明

1984「伝統中国の祭り」『暦と祭事――日本人の季節感覚――』（『日本民俗文化大系』第９巻、小学館、pp. 441－484。

河原正博

1944「広西蛮酋の始遷祖に就いて――左・右江流域を中心として――」『南亜細亜学報』2：109-156。

1959「儂智高の叛乱と交趾」『法政史学』12：25-47。

1984『漢民族華南発展史研究』東京：吉川弘文館。

菊池秀明

1994「明清期、広西チワン族土官の「漢化」と科挙」『中国　社会と文化』９：68-95。

1998『広西移民社会と太平天国』東京：風響社。

小島晋治

1972「太平天国における宗教」『史艸』13：186-188。

窪徳忠

1986『道教の神々』東京：平河出版社。

雷輝

1936「都安婚俗概述」『南寧民国日報』1936年１月21日。

李富強

1993「壮族的都老制及其蛻変」『広西民族研究』1993(1)：51-54。

黎斐然・鄧浩彰・朱哲芳・彭大雍

1982「太平天国起義前夜的広西社会」南京大学歴史系太平天国史研究室（編）『太平天国新探』江蘇人民出版社、pp. 147-173。

梁碧蘭

1987「太平天国時期広西的土客団練」『太平天国学刊』第４輯：416-439。

梁庭望（編）

1987『壮族風俗志』＜民族文庫＞北京：中央民族学院出版社。

凌純声

1936「民族学実地調査方法」中山文化教育館研究部民族問題研究室（編）『民族学研究集刊』第1期、上海：商務印書館、pp.45-75。

林恵祥

1936『中国民族史』上・下、上海：商務印書館。

劉策奇

1925（1960）「広西語言概論」『歌謡週刊』（東方文化書局復刊）81：1-2。

劉錫藩（劉介）

1934『嶺表紀蛮』上海：商務印書館。

1939『広西特種教育』桂林：広西省政府編訳委員会。

隆林各族自治県県志編纂委員会（編）

1989『隆林各族自治県民族志』南寧：広西民族出版社。

『龍勝各族自治県概況』編写組（編）

1985『龍勝各族自治県概況』南寧：広西民族出版社。

龍盛運

1985「太平天国革命策源地広西初探」『太平天国学刊』第2輯：276-313。

龍兆仏・莫鳳欣

1983『広西地理沿革簡編』南寧：広西人民出版社。

路偉良

1944「桂北黔南苗猺各部族的経済生活」『旅行雑誌』18(5)：33-49。

羅香林

1937「狼兵狼田考」『広州学報』1(2)：1-8。

1933(1975)『客家研究導論』（台北、古亭書屋復刊）。

馬長寿

1936「中国西南民族分類」中山文化教育館研究部民族問題研究室（編）『民族学研究集刊』第1期、上海：商務印書館、pp.177-196。

牧野巽

1953「広東原住民考」『民族学研究』17(3･4)：20-44。

松平誠・田中重好・大橋健一

1992「マーグワイ節の歌会」『季刊民族学』59、24-37。

毛振林

1988「平地瑶話“見・渓・群”三母的分化」『中央民族学院学報』6：76-79。

毛宗武・蒙朝吉・鄭宗沢編

1982『瑶族語言簡志』北京：民族出版社。

松本光太郎

1985「西南中国におけるヤオ族の社会的適応について」『民族学研究』50(1)：52-66。

1989「壮民族意識的“再生”——従“漢人後裔”到“壮族”」范宏貴・顧有識（編）『壮族論稿』南寧：広西人民出版社、pp.115-131。

1990「壮族の移住伝説とエスニシティ」阿部年晴・伊藤亜人・荻原真子編『民族文化の世界（下）　社会の統合と動態』、東京：小学館、pp. 505-523。

『民族問題五種叢書』広東省編輯組編

1987『連南瑶族自治県瑶族社会調査』広州：広東人民出版社。

莫俊卿

1981「壮侗等民族母権制残余研究」中国民族学研究会編『民族学研究』2、北京、民族出版社、pp.158-169。

1986「壮族」厳汝嫻主編『中国少数民族婚姻家庭』北京、中国婦女出版社、pp.465－472.（江守五夫監訳、百田弥栄子訳『中国少数民族の婚姻と家族』上、1996、東京、第一書房）。

村松一弥

1973『中国の少数民族——その歴史と文化および現況』東京：毎日新聞社。

永尾龍造

1940『支那民俗誌』第1巻（国書刊行会復刊 1973）。

中村喬

1988『中国の年中行事』東京：平凡社。

1990『続 中国の年中行事』東京：平凡社。

中村喬（訳注）

1988『清嘉録——蘇州年中行事記』（東洋文庫 491）東京：平凡社。

『南寧民国日報』1932年4月20—21日「南寧郷村婚嫁的悪習」（採訪）。

南之

1936「南丹風俗紀略」『南寧民国日報』1936年1月21日。

西川喜久子

1978「広西社会と農民の存在形態——十九世紀前半における——」野沢豊・田中正俊（編）『講座中国近現代史　第一巻　中国革命の起点』東京大学出版会、pp. 127-180。

農国忠・許徳義（主編）

1993『可愛的靖西』南寧：広西人民出版社。

小川嘉子

1958「清代に於ける義学設立の基盤」、林友春編『近代中国教育史研究—その文教政策と庶民教育—』東京：国土社、pp.273-308。

小倉芳彦

1966「華夷思想の形成」『思想』503：655-664。

岡野昌子

1967「明代土司制度考」『待兼山論叢』創刊号：133-151。

欧陽若修・周作秋・黄紹清・曽慶全（編）

1986『壮族文学史』第1冊、南寧：広西人民出版社。

潘其旭

1981「壮族“歌墟”的起源及其発展問題的探討」『民族研究』1981（1）：65-73。

1981「壮族“不落夫家”婚俗初探」『学術論壇』1981（2）：79-82。

龐新民

1935　『両広猺山調査』上海：中華書局。

黔東南苗族侗族自治州文芸研究室・貴州民間文芸研究会編

1981『侗族祖先哪里来』貴陽：貴州人民出版社。

千家駒・韓徳章・呉半農

1936『広西省経済概況』上海：商務印書館。

覃桂清

1990『広西忻城土司史話』南寧：広西民族出版社。

覃国生・梁庭望・韋星朗

1984『壮族』〈民族知識叢書〉北京：民族出版社。

覃乃昌

1995「広西武鳴県清江・全蘇村社会文化的変遷」『広西民族研究』1995（1）：77-91。

芮逸夫

1969「僮人来源初探」『中央研究院歴史語言研究所集刊』39 下＜慶祝李方桂先生六十五歳論文集＞：125-154。

佐々木正哉

1967『清末の秘密結社　資料編』東京：近代中国研究委員会。

澤田瑞穂

1984『中国の呪法』東京：平河出版社。

瀬川昌久

1982「村のかたち」『民族学研究』47(1)：31-50。

白鳥芳郎（編）

1975『怪人文書』東京：講談社。

白鳥芳郎

1964「西南シナ諸土司の民族系譜」記念論文刊行会（編）『石田英一郎教授還暦記念論文集』東京：角川書店、pp. 165-180。

1965「華南少数民族の生業形態の分析と類型」『中国大陸古文化研究』第１集＜中国少数民族特集＞：73-86。

1985『華南文化史研究』東京：六興出版。

石兆棠

1928「獞人調査」『国立中山大学語言歴史学研究所集刊』第３集 35･36 期合刊＜西南民族研究専号＞：1273-1285。

石鐘健・楊光楣

1962「太平天国与少数民族」『民族団結』1962(8･9)：29-36。

粟冠昌

1959「関於僮族族源問題商権」『民族研究』1959(9)：37-46。

蘇建霊

1993『明清時期壮族歴史研究』南寧：広西民族出版社。

載國煇

1983「中国人にとっての中原と辺境―自分史＜台湾・客家・華僑＞と関連づけて」橋本萬太郎編『漢民族と中国社会』＜民族の世界史＞５、東京：山川出版社、pp. 366-434。

竹村卓二

1966「華南山地栽培民文化複合から観た我が国の畑作儀礼と田の神信仰」『民族学研究』30（4）：311-328。

1967「『広西通志』を中心として見たヤオ族とチュアン族――広西省の山地渓谷栽培民の適応様式と共生関係の一側面――」『中国大陸古文化研究』4：55-71。

1981『ヤオ族の歴史と文化――華南・東南アジア山地民族の社会人類学的研究』東京、弘文堂。

1983「少数民族の歴史と文化」橋本萬太郎編『漢民族と中国社会』＜民族の世界史＞第5巻、東京：山川出版社、pp.326-364。

譚其驤

1932「中国内地移民史――湖南篇」『史学年報』4：47-104。

田仲一成

1989『中国郷村祭祀研究――地方劇の環境』東京：東大出版会。

唐兆民

1948『猺山散記』桂林：文化供応社。

谷口房男

1980「明代広西の土巡検司について」『中国大陸古文化研究』9･10合併集：41-50。

1982「思恩田州叛乱始末記――明代中期広西右江流域における土官・土目の叛乱と改土為流――」『史苑』43(1･2)：65-84。

1983「嘉靖海寇反乱掃討と瓦氏夫人」『東洋大学文学部紀要』37(9)：69-85。

1991「広西における土司制度の一齣――とくに忻城県土司衙門を通して――」東洋大学『アジア・アフリカ文化研究所研究年報』26：13-32。

1996『華南民族史研究』東京：緑蔭書房。

田曙嵐

1935『広西旅行記』上海：中華書局。

東亜同文会（編）

1926『支那省別全誌　第二巻　広西』東京：東亜同文会。

塚田誠之

1983「唐宋時代における華南少数民族の動向――左・右江流域を中心に――」『史学雑誌』92(3)：40-66。

1985a「明代における壮（Zhuang）族の移住と生態――明清時代壮族史研究（一）――」『北大史学』25:37-55。

1985b「明清時代における壮（Zhuang）族の佃農化に関する一考察――明清時代壮族史研究（二）――」『東洋学報』67(1･2)：21-55。

1987「明清時代における壮（Zhuang）族統治体制――明清時代壮族史研究（三）――」『北大史学』27：1-22。

1988「明末清初の広西におけるチュアン（壮）族――王士性・黄之雋の著作の分析を中心に」『史朋』22：20-36。

1989a「チュアン族と漢族との通婚に関する史的考察――一七世紀末～二０世紀初を中心に――」『民博通信』43：59-67。

1989b「中国広西のチュアン（壮）族・ヤオ（瑶）族と漢族との政治＝文化的関係の比較考察――1368－1949 年における――」『国立民族学博物館研究報告』14(2)：1-55。

1991「明清時代における漢族移住民とチュアン（壮、Zhuang）族との関係――明清時代壮族史研究（四）――」竹村卓二（編）『漢族と隣接諸族――民族のアイデンティティの諸動態――』（『国立民族学博物館研究報告別冊』14号）、pp. 329-379。

1992 a「壮族と『漢族』との関係――広西柳城県の調査から――」『民博通信』55 号：60―72。

1992b「中国・広西北部龍勝県壮（チュワン）族の莫一大王祭――年中行事に現れた壮族文化の一側面」『民族学研究』57(1)：21-39。

1992 c「チュワン族の年中行事に関する史的考察――成立過程を中心に――」『国立民族学博物館研究報告』17（２）：169-251。

1993「明清時代における壮（チュワン）族土官の漢文化受容について――明清時代壮族史研究（五）――」『史朋』26：1-17。

1999「壮族の『寨老』と地域社会――広西北部龍勝県の事例を中心として――」『アジア遊学』９、勉誠出版、pp.108-122。

王承権

1993「中国各民族不落夫家婚俗的比較研究」『民族研究』1993（６）：41-51。

王均

1984「広西龍勝”紅瑤“的優念話」北京市語言学会編『羅常培紀念論文集』、北京：商務印書館、pp.225-244。

王同恵

1936『広西省象県東南郷花藍猺社会組織』上海：商務印書館。

王向華

1995「中国人婚姻の特質」『民族学研究』60（2）：148-156。

韋衮

1935「広西思恩県的結婚風俗」『申報月刊』4（1）：135-137。

韋慶稳・覃国生

1980『壮語簡志』北京：民族出版社。

薛雨林・劉端生

1934「広西農村経済調査」『中国農村』創刊号：57-74。

刑鳳麟

1983「論太平天国与土客問題」『太平天国史論文集』広東人民出版社・広西人民出版社、pp. 459-483。

行政院農村復興委員会（編）

1935『広西省農村調査』上海：商務印書館。

徐松石

1935『粤江流域人民史』上海：中華書局。

山田賢

1986「清代の移住民社会——嘉慶白蓮教反乱の基礎的考察」『史林』69(6)：50-89。

山崎純一

1967「清朝における節烈旌表について——同期列女伝刊行の背景——」『中国古典研究』15：46-66。

山根幸夫

1966『明代徭役制度の研究』東京：東京女子大学学会

楊煥典・梁振仕・李譜英・劉村漢

1985「広西的漢語方言（稿）」『方言』1985（3）：181-190。

楊煊

1934「広西風俗概況」『広西省政府公報』1934年8—12期。

姚舜安（主編）・袁少芬（副主編）

1991『広西民族大全』南寧：広西人民出版社。

『瑶族簡志』編写組編

1983『瑶族簡志』南寧：広西民族出版社。

尤中

1983「唐宋時期的僚族」『民族研究』1983(4)：12-21。

袁少芬

1989「壮族“不落夫家”今昔」袁少芬（主編）『当代壮族探微』南寧：広西人民出版社。

『中国各民族宗教与神話大詞典』編審委員会（編）

1990『中国各民族宗教与神話大詞典』北京：学苑出版社。

中国社会科学院民族研究所・国家民族事務委員会文化宣伝司（主編）

1994『中国少数民族語言使用情況』北京：中国蔵学出版社。

周達生

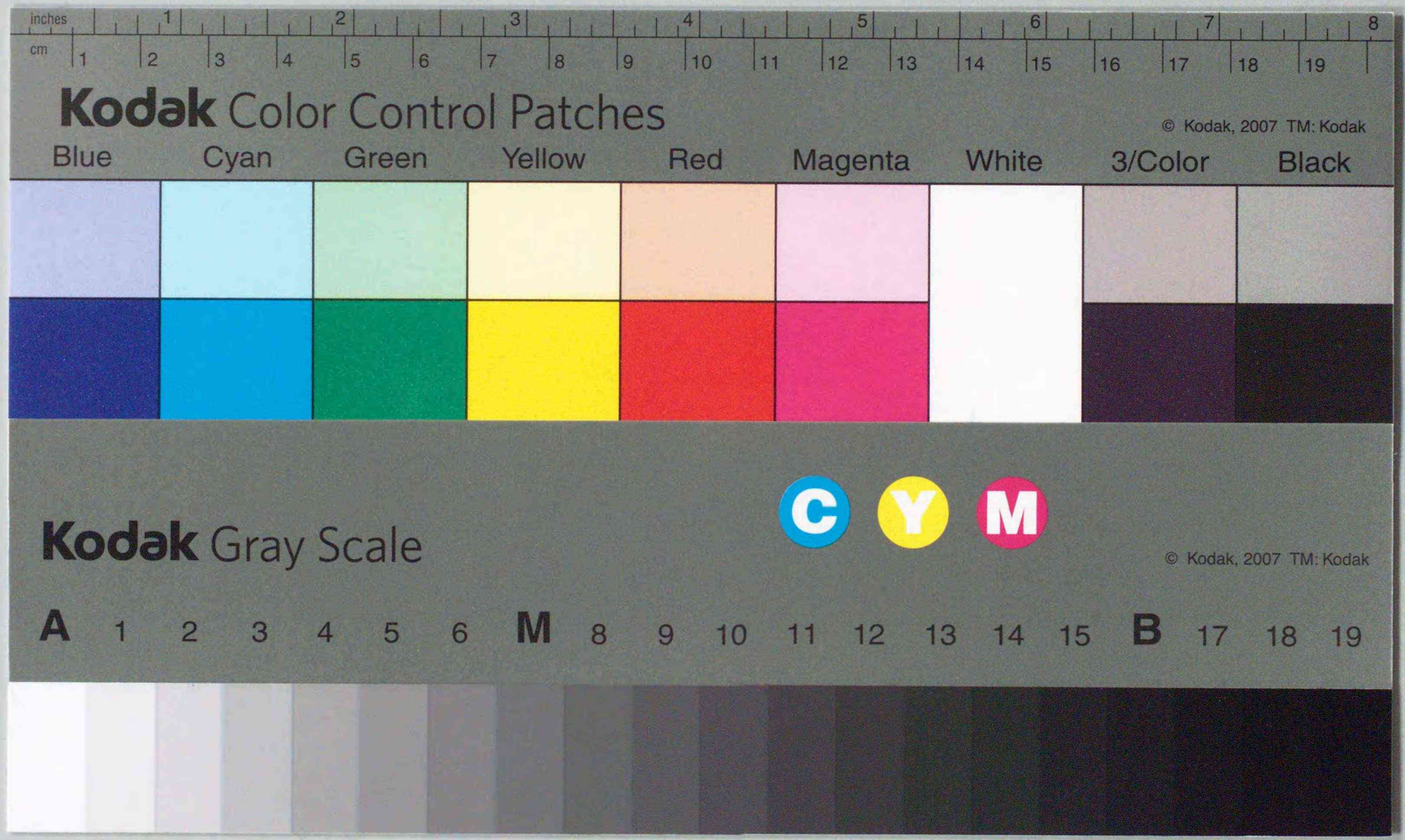
1989『中国の食文化』東京：創元社。

『壮族百科辞典』編纂委員会（編）

1993『壮族百科辞典』南寧：広西人民出版社。

『壮族簡史』編写組編

1980『壮族簡史』南寧：広西人民出版社。


inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19